

令和7年版

# 環境白書

資料編

千葉県

## 目 次

- 1 環境行政全般
- 2 地球温暖化関係
- 3 廃棄物関係
- 4 自然環境関係
- 5 大気関係
- 6 水質関係
- 7 地下水・土壌関係
- 8 地盤沈下関係
- 9 騒音・振動・悪臭関係
- 10 化学物質関係
- 11 その他
- 12 市町村における環境保全活動

# 1 環境行政全般

- 1.1 行政組織の変遷
- 1.2 環境保全対策予算（環境費）
- 1.3 環境生活部の組織
- 1.4 法令等の体系
- 1.5 環境行政年表

## 1.1 行政組織の変遷

### (1) 本庁組織

年月	環境行政組織
昭和 34 年	衛生民生部環境衛生課に公害係を設置
昭和 40 年 3 月	公害課を設置
昭和 45 年 4 月	公害課を分離し、公害対策課、公害規制課の 2 課を設置
昭和 45 年 7 月	衛生部内に公害対策局を設置
昭和 47 年 4 月	公害規制課を分離し、大気保全課、水質保全課を設置 (3 課制)
昭和 49 年 4 月	環境部発足 (環境調整課、大気保全課、水質保全課、自然保護課、廃棄物対策課の 5 課制)
昭和 51 年 4 月	廃棄物対策課を生活環境課に改称
昭和 56 年 6 月	環境調整課内に環境影響評価審査班を設置
昭和 60 年 4 月	水質保全課内に湖沼班、生活環境課内に産業廃棄物監視班を設置
昭和 61 年 4 月	自然保護課内に自然環境保全班を設置
昭和 62 年 4 月	生活環境課内に産業廃棄物対策室を設置
平成元年 4 月	水質保全課内に地下水汚染対策室を設置
平成 2 年 4 月	産業廃棄物課を設置 (6 課制) 環境調整課内に環境政策室を設置
平成 3 年 4 月	大気保全課内に自動車公害対策班を設置
平成 4 年 4 月	生活環境課内にリサイクル推進班を設置
平成 4 年 12 月	自然保護課内に鳥獣管理対策室を設置
平成 9 年 4 月	産業廃棄物課内に監視指導室を設置
平成 10 年 4 月	産業廃棄物課内に残土規制班を設置
平成 11 年 4 月	産業廃棄物課監視指導室に機動班を設置
平成 12 年 4 月	本庁部課の再編により、環境生活部発足 (環境生活課、大気保全課、水質保全課、自然保護課、一般廃棄物課、産業廃棄物課、県民生活課、文化国際課、交通安全対策課の 9 課制)
平成 14 年 4 月	環境生活課を環境政策課に改称し、環境政策課内に資源循環推進室及び環境再生室を設置 大気保全課自動車公害対策室内に監視指導班を設置
平成 15 年 1 月	バイオマスプロジェクトチームを設置
平成 15 年 4 月	一般廃棄物課を資源循環推進課に改称し、資源循環推進業務を環境政策課から移管
平成 18 年 4 月	環境政策課の環境再生室を温暖化対策推進室に改称、同課内にアスベスト問題対策会議事務局を設置
平成 19 年 4 月	資源循環推進課と産業廃棄物課を、企画立案部門を担う資源循環推進課と指導業務を集約して行う廃棄物指導課に再編、大気保全課に大気企画室、水質保全課に水質企画室を設置
平成 20 年 4 月	自然保護課内に生物多様性戦略推進室を設置
平成 22 年 4 月	廃棄物指導課の一般廃棄物指導室を指導企画室に改称
平成 23 年 4 月	有害鳥獣・三番瀬担当部長を配置、環境政策課内に三番瀬再生推進室を設置し、三番瀬再生推進業務を総合企画部政策企画課から移管
平成 24 年 4 月	自然保護課生物多様性戦略推進室を自然環境企画室に統合
平成 26 年 4 月	環境政策課に三番瀬担当課長を配置、廃棄物指導課内にヤード対策班を設置
平成 27 年 4 月	環境政策課が所掌する地球温暖化対策業務を資源循環推進課に移管し、資源循環推進課を循環型社会推進課に改組
平成 31 年 4 月	自然保護課自然環境企画室を班に改組し、自然保護課内に生物多様性センターを設置
令和 4 年 4 月	温暖化対策推進課を設置
令和 5 年 4 月	ヤード・残土対策課を設置

(2) 出先機関

年月	環境行政組織
昭和 43 年 8 月	公害研究所を設置
昭和 45 年 7 月	公害研究所に地盤沈下研究室を設置
昭和 47 年 4 月	水質保全研究所を設置
昭和 51 年 7 月	水質保全研究所に産業廃棄物研究室を設置
昭和 54 年 4 月	公害研究所に騒音振動研究室を設置
昭和 63 年 4 月	公害研究所地盤環境研究室を水質保全研究所へ移管
平成元年 4 月	6 保健所に環境保全課を設置
平成 3 年 6 月	手賀沼親水広場を設置
平成 4 年 4 月	公害研究所を環境研究所に改称
平成 6 年 4 月	水質保全研究所産業廃棄物研究室を廃止し、廃棄物情報技術センターを設置 水質保全研究所に印旛沼・手賀沼浄化研究室を設置
平成 13 年 4 月	環境研究所、水質保全研究所、廃棄物情報技術センターを統合し、環境研究センターを設置 保健所の環境保全部門を支庁に移行し、支庁に県民環境課を設置
平成 16 年 4 月	10 の支庁を 5 県民センター、5 県民センター事務所に改編し、県民センターに地域環境保全課、県民センター事務所に地域環境班を設置
平成 18 年 3 月	手賀沼親水広場に指定管理者制度を導入
平成 23 年 4 月	5 県民センター、5 県民センター事務所を 10 の地域振興事務所に改編
平成 27 年 7 月	手賀沼親水広場を我孫子市に移譲

環境生活部の行政組織機構は次頁のとおりであり、職員数は、令和 7 年 4 月 1 日現在 541 名となっています。

このほか、地域住民の環境行政に対する要望等に対処するため、環境生活部、各地域振興事務所に公害苦情相談員を配置しています。

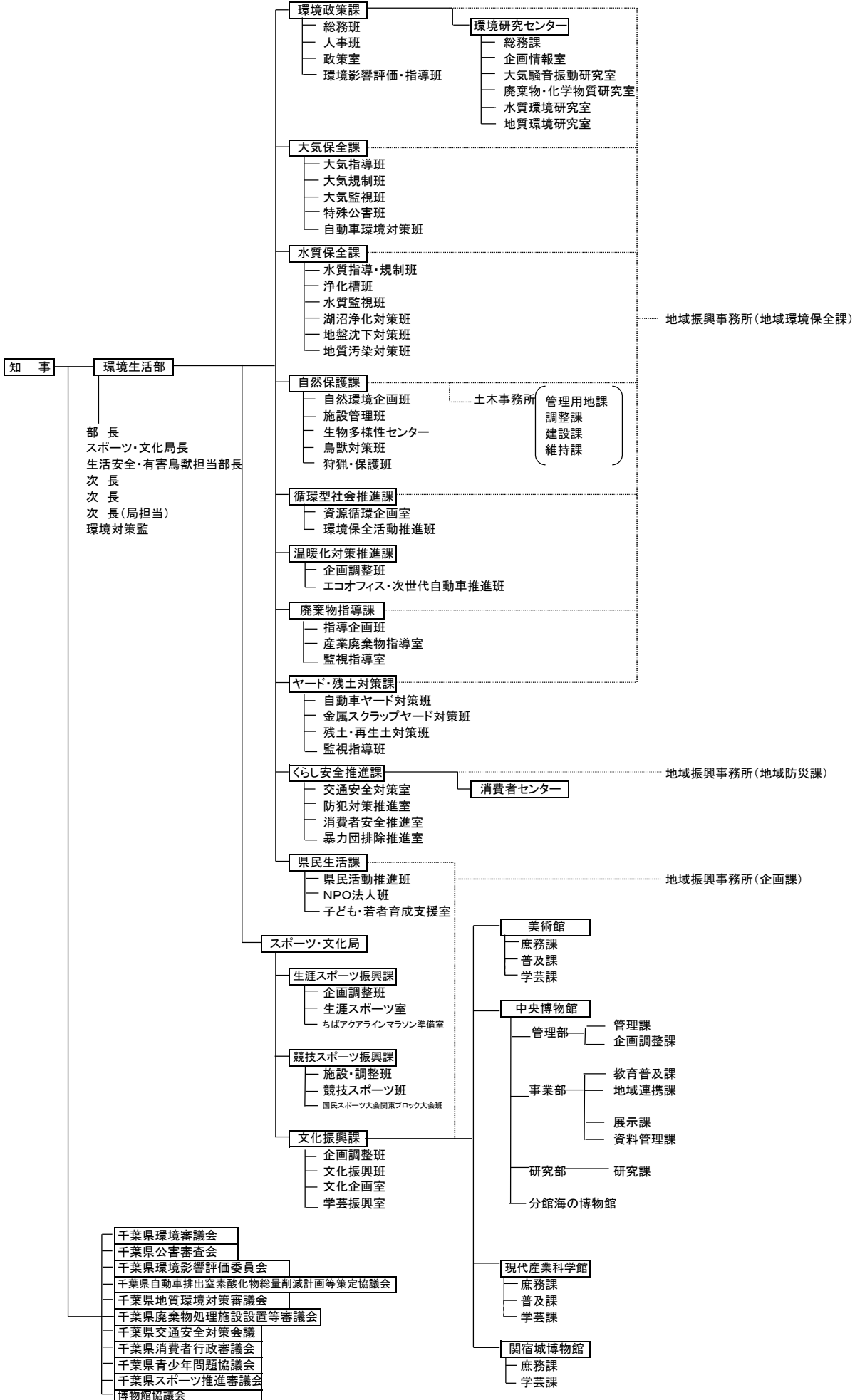
また、環境行政を適切に遂行するため、学識経験者等からなる環境審議会や委員会等を設けているほか、公害紛争についてのあっせん、調停及び仲裁を行う公害審査会を設置しています。

1.2 環境保全対策予算（環境費）

（単位：千円）

項目	令和 7 年度当初予算	令和 6 年度当初予算
環境総務費	4,612,446	4,230,905
大気保全費	500,568	431,366
水質保全費	1,170,811	1,132,001
自然保護費	1,849,544	1,459,616
廃棄物対策費	735,753	571,596
環境研究センター費	290,750	272,643
合計（環境費）	9,159,872	8,098,127

1.3 環境生活部の組織（令和7年度）



## 1.4 法令等の体系

かつて環境関係の法令は、公害の防止を目的として昭和 42 年に制定された、「公害対策基本法」を中心として構成されてきました。

しかし、今日の環境問題は、人間の活動の拡大に伴う地球の温暖化やオゾン層の破壊等の地球環境問題、廃棄物や生活雑排水による水域の富栄養化など都市・生活型環境問題のように、私たちの日常生活や事業活動の基本的な要素が原因となる問題が多くなってきています。

このような環境問題の特質の変化を踏まえ、新たな環境問題に対応するため、平成 5 年 11 月、「公害対策基本法」に代わる「環境基本法」が施行されました。

「環境基本法」は、『環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する』ことを目的としており、環境の保全についての基本理念、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定めたほか、環境基本計画の策定、環境基準の設定、公害防止計画の策定、環境影響評価の推進、排出等の規制、地球環境保全等に関する国際協力等、環境の保全に関する基本的な事項を規定しています。

同法の趣旨を受けて大気汚染、水質汚濁等に係る環境基準が定められているほか、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」等の法律によって具体的な排出基準が定められ、実際の規制等が行われています。

また、廃棄物の処理・リサイクルについては、平成 12 年 6 月に循環型社会の形成に向けた基本的枠組みを規定した「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。

さらに、これと併せて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正されたほか、「資源の有効利用の促進に関する法律」や「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などが整備され、既に制定されていた「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」などと共に法体系が整備されました。

自然環境の保全については、平成 20 年 6 月に生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本原則を定めた「生物多様性基本法」が制定されました。

このほか、公害紛争の処理、健康被害者の救済等を目的としてそれぞれ「公害紛争処理法」、「公害健康被害の補償等に関する法律」が定められています。

一方、都道府県及び市町村では、法律を補完するものとして、各種の条例を定めています。

県では、「環境基本法」の制定を受け、平成 7 年 4 月に「千葉県環境基本条例」を施行しました。

併せて、従来の「千葉県公害防止条例」に代えて「千葉県環境保全条例」を平成 7 年 10 月に施行したほか、地域の特性を考慮して、「大気汚染防止法」及び「水質汚濁防止法」に基づき、同法に定められた排出基準より厳しい基準を条例（上乘せ条例）で定めています。

なお、県条例が、大気汚染、水質汚濁、地盤沈下等の広域的公害対策について規定しているのに対して、騒音、振動、悪臭等の局地的公害対策については、市町村条例で規定しています。

自然環境の保全に関しては昭和 6 年に国立公園の制度が設けられて以来、「自然公園法」、「森林法」、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」などにより進められてきました。昭和 47 年には「自然環境保全法」が制定されたのを受けて「千葉県自然環境保全条例」を制定し、自然保護の体制が整いました。

さらに、「千葉県環境基本条例」の制定を契機に「千葉県自然環境保全条例」の理念を基本条例に盛り込み、生活環境保全と自然環境保全を一元化して、広く環境保全に取り組む枠組みが整備されました。

環境関係法律・条例体系図

環境基本法	環境影響評価		環境影響評価法		
	公害防止	排出時の規制等	大気汚染	大気汚染防止法 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	
			水質汚濁	水質汚濁防止法 湖沼水質保全特別措置法 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法	
			悪臭	悪臭防止法	
			騒音	騒音規制法	
			振動	振動規制法	
			地盤沈下 (地下水位の低下)	工業用水法 建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
			土壤汚染	土壤汚染対策法 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律	
			化学物質	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 ダイオキシン類対策特別措置法 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	
			事業者等の責務	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	
			経済的措置	独立行政法人環境保全再生機構法 中小企業環境保全施設整備資金融資制度	
	施設の整備	下水道法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律 浄化槽法			
	廃棄物・リサイクル対策	循環型社会形成推進基本法	廃棄物の適正処理	公害紛争処理法 公害健康被害の補償等に関する法律 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律	
				被害者救済 紛争処理 公害犯罪	公害防止事業費事業者負担法 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
				費用負担 財政措置	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法
				3Rの推進	資源の有効な利用の促進に関する法律 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 特定家庭用機器再商品化法 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 使用済自動車の再資源化等に関する法律 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 食品ロスの削減の推進に関する法律
				自然保護	自然環境保全法 自然公園法 自然再生推進法 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律 動物の愛護及び管理に関する法律 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律
				地球環境保全等	地球温暖化対策の推進に関する法律 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 気候変動適応法 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律
				土地利用規制等	国土利用計画法 都市計画法 森林法 自然環境保全法 自然公園法 建築基準法 工場立地法

【条例・要綱等】

千葉県環境基本条例	生活環境の保全	千葉県環境保全条例	大気汚染	大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例 千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例 千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例 千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱 硫酸酸化物に係る総量規制運用要綱 千葉県窒素酸化物対策指導要綱 千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱				
				水質汚濁	水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 千葉県浄化槽取扱指導要綱 湖沼水質保全特別措置法に基づき指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例			
					土壤汚染	千葉県土砂等の埋立等による土壤の汚染及び災害の発生防止に関する条例		
						千葉県環境影響評価条例		
						廃棄物・リサイクル対策	千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例 千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例 千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例 千葉県再生土の埋立等に関する適正化に関する条例 千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例 千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱 千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱	
							自然保護	千葉県自然環境保全条例 千葉県立自然公園条例
								施設の整備・管理

注：本図は業務上関連する法律を掲載したもので、すべての法律を網羅するものではありません。

## 1.5 環境行政年表

年	県	月	国
S28 (1953)	川崎製鉄(株)(現JFEスチール(株))千葉製鉄所第1高炉火入れ	6	
S29 (1954)		4	「清掃法」制定(S29.7.1施行)
S31 (1956)		6	「工業用水法」制定(S31.6.11施行)
S32 (1957)	東京電力(株)千葉火力発電所が発電開始  「騒音防止条例」制定(S33.1.1施行)	4 6 11	「自然公園法」制定(S32.10.1施行)
S33 (1958)	本州製紙工場事件(本州製紙江戸川工場からの排水で浦安沿岸から葛西沖にかけて魚介類の大量死滅が発生、監督官庁からの指導に従わない工場に対し、被害を受けた漁民たちが工場に乱入し警官隊と衝突した事件)	4 6 8 12	「下水道法」制定(S34.4.23施行)  自然公園法に基づき「南房総国定公園」を指定 「公共用水域の水質の保全に関する法律」・「工業排水等の規制に関する法律」制定(S34.4.1施行、45年水質汚濁防止法の制定により廃止)
S34 (1959)	県衛生民生部環境衛生課に「公害係」設置	3 9	自然公園法に基づき「水郷筑波国定公園」を指定
S35 (1960)	「千葉県立自然公園条例」制定(S35.4.1施行)	4	
S36 (1961)	オスジカの県下一円捕獲禁止	10	
S37 (1962)		5 6	「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(ビル用水法)制定(S37.8.31施行) 「ばい煙の排出等の規制に関する法律」(ばい煙規制法)制定(S37.12.1施行)
S38 (1963)	「千葉県公害防止条例」制定(S38.10.1施行) 「千葉県公害対策審議会」設置	4 10	
S39 (1964)	ばい煙規制法に基づき規制地域を指定(千葉市等6市町)	3 9	総理府に「公害対策推進会議」設置
S40 (1965)	県衛生部に「公害課」設置	3 6	「公害防止事業団法」制定(S40.6.1施行)
S41 (1966)	「千葉縣市原地区ナシ被害防止対策実施要綱」制定 「県立笠森鶴舞自然公園」を指定 「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」(硫酸化物の部)制定 「千葉県公害防止条例」全面改正(S42.4.1施行)	3 5 10	
S42 (1967)	「千葉県公害紛争調停委員会」設置 「千葉県公害防止施設整備等促進条例」制定	8 9 10 12	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(航空機騒音防止法)制定(S42.8.1施行) 「公害対策基本法」制定(S42.8.3施行)  総理府に「公害対策会議」設置
S43 (1968)	「千葉県公害研究所」発足 八幡製鉄(現新日鐵住金)君津製鉄所第1高炉火入れ 県最初の「公害防止協定」を東京電力(株)と締結	6 8 11	「大気汚染防止法」制定(「ばい煙規制法」廃止)(S43.8.1施行) 「騒音規制法」制定(S43.12.1施行)
S44 (1969)	大気汚染防止法に基づき規制地域を指定(木更津市等4市町) 騒音規制法に基づき規制地域、規制基準等を告示(千葉市など7市)	2 3 4 5 9 12	「硫酸化物に係る環境基準」(千葉・市原地域等)閣議決定  第1次公害防止計画の策定指示 工業用水法に基づき指定地域を指定(市川市・船橋市の一部以降順次指定地域を拡大) 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」制定(S45.2.1施行)
S45 (1970)	「千葉県公害防止条例」全面改正(S45.4.1施行) 公害課を「公害対策課」と「公害規制課」の2課に組織改正  我が国最初の光化学スモッグ被害が木更津で発生 県衛生部に「公害対策局」設置 「千葉県公害防止条例施行規制」制定(S45.9.28施行)	2 3 4 5 6 7 9	「一酸化炭素に係る環境基準」閣議決定  「水質汚濁に係る環境基準」閣議決定(S46.12月告示) 「水質汚濁に係る環境基準」一部改正(メチル水銀をアルキル水銀と総水銀に、大腸菌群数を追加)(S45.5.29施行) 「公害紛争処理法」制定(S45.11.1施行) 内閣に「公害対策本部」設置 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定を閣議決定(江戸川・印旛沼・手賀沼・千葉港等)

年	県	月	国
S45 (1970)	千葉・市原地域に係る公害防止計画（S46～S50年度策定）	10 12	「工業用水法」に基づく工業用水道への転換（葛南地区の一部地域に告示以降順次告示地域を拡大） 第64回国会（いわゆる公害国会）で、「水質汚濁防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の制定を含む公害関係14法が成立・公布（S46.5～9月施行）
S46 (1971)	最初の「千葉県公害白書」（昭和45年版）を発表（49年版から「千葉県環境白書」に改称） 「千葉県公害防止施設改善資金融資制度要綱」制定 公害紛争処理法に基づき「千葉県公害審査会」設置 「千葉県水質審議会」設置  「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」（オキシダントの部）制定  「千葉県公害防止条例」全面改正（S47.4.20施行） 「千葉県環境保全条例」制定（環境保全に関する施策等について規定）（S46.7.21施行） 「印旛沼水質保全協議会」設立 「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」・「水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例」（上乗せ条例）制定（S47.9.29施行）	1 2 3 5 6 7 8 12	「騒音に係る環境基準」閣議決定 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（財特法）制定（S46.5.26施行、S56.3.31までの時限立法） 「環境庁設置法」制定（S46.7.1施行） 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定を閣議決定（東京湾等） 「水質汚濁に係る環境基準」（N-ヘキサン抽出物質を追加）一部改正（S46.5.25施行） 「悪臭防止法」制定（S47.5.31施行） 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」制定（S46.6.10施行） 騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの許容限度」告示 水質汚濁防止法に基づく「排出基準を定める総理府令」制定 「環境庁」発足
S47 (1972)	「千葉県公害防止条例施行規則」全面改定（S47.4.20施行） 公害規制課を「大気保全課」と「水質保全課」2課に組織改正 「千葉県水質保全研究所」を発足 公害防止条例に基づく地下水採取規制地域を指定 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」制定（S47.6.20施行）  光化学スモッグ急性健康障害暫定対策事業」開始 「（財）千葉県公害防止協力財団」設立（S47.10.24） 江戸川流域に係る公害防止計画（S47～S50年度）策定 大気汚染防止法に基づく燃料使用基準を告示	1 2 4 5 6 7 10 12	「浮遊粒子状物質に係る環境基準」告示 ローマクラブ「成長の限界」発表  悪臭防止法に基づき悪臭5物質を指定 第1回国連人間環境会議（於ストックホルム）開催 「各種公共事業に係る環境保全対策について」閣議了解 「大気汚染防止法」及び「水質汚濁防止法」一部改正（S47.10.1施行） 「自然環境保全法」制定（S48.4.12施行）  大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガスの量の許容限度」告示
S48 (1973)	「千葉県自然環境保全条例」制定（S48.4.12施行） 「千葉県自然環境保全審議会」設置  「第1回公害防止強調月間」を実施（昭和49年に「千葉県環境月間」と改称） 天然ガス採取に係る県最初の「地盤沈下防止協定」を合同資源産業（株）と締結 「（財）千葉県環境技術センター」設立（S48.9.12）	4 5 6 8 9 10 11 12	「大気の汚染に係る環境基準」告示 「第1回環境週間」を実施（5日～11日）  「公害健康被害補償法」制定（S49.9.1施行） 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」制定（S49.4.16施行） 「自然環境保全基本方針」策定 「航空機騒音に係る環境基準」告示
S49 (1974)	県内主要企業41社と公害防止協定を改定締結  大気発生源監視システム整備 「環境部」（環境調整課・大気保全課・水質保全課・自然保護課・廃棄物対策課の5課）新設（公害対策局を廃止） 「千葉県自然環境保全基本方針」公表 「千葉県公害防止施設改善資金融資等規則」制定  「酸性の雨による急性健康被害暫定対策事業」開始	1 3 4 5 6 7	大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガスの量の許容限度」全面改正 環境庁附属機関として「国立公害研究所」設置  「大気汚染防止法」を一部改正して総量規制の導入（S49.11.30施行） 「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」制定（S49.6.27施行） 自然公園法に基づき勝浦市の鶴原地区を海中公園地区に指定 環境庁機構改革（環境保健部・環境調査官新設）

年	県	月	国
S49 (1974)	公害防止条例に基づく地下水採取規制地域を拡大 騒音規制法に基づき規制地域、規制基準等を告示（千葉市等20市町） 騒音に係る環境基準の地域類型の指示等を告示  第1次千葉県産業廃棄物処理計画（S49～S52年度）策定 大気汚染防止法に基づくSOx総量規制地域を指定（千葉市等11市町） 「千葉県自然環境保全条例に基づく協定実施要綱」制定（S49.11.30施行） 「千葉臨海地域公害防止計画」（S49～S53年度）策定 「（財）千葉県公害防止協会」設立（S49.12.25）	7	
		8	
		9	「水質汚濁に係る環境基準」（総水銀・アルキル水銀基準値改正）一部改正（S49.9.30施行）
		10	
		11	公害健康被害補償法に基づく第1種地域として千葉市の南部臨海地域を指定（神明町ほか50区域）
		12	
S50 (1975)	「手賀沼水環境保全協議会」設立  「（社）千葉県公害防止管理者協議会」設立（S50.4.1） 悪臭防止法に基づく規制地域の指定等を告示（千葉市等9市町）  「千葉県し尿浄化槽取扱指導要綱」制定（S50.10.1施行） 「環境モニター制度」発足 「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」全面改正（上乗せ基準の強化）（S51.7.1施行）	2	「水質汚濁に係る環境基準」一部改正（PCB追加）（S50.2.3施行）
		4	
		5	
		7	「新幹線騒音に係る環境基準」告示
		9	騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの許容限度」全面改正
		12	
S51 (1976)	航空機騒音防止法に基づく第1種地域等を指定（成田空港周辺地域） 廃棄物対策課を「生活環境課」に改称 県内企業12社と公害防止協定を締結  「大気汚染監視センター」設置 SOxに係る総量削減計画の策定及び総量規制基準等を告示	1	
		4	
		6	「振動規制法」制定（S51.12.1施行） 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正（産業廃棄物処理の規制強化）（S53.3.15施行）
		7	
		8	
		9	悪臭防止法に基づく悪臭物質として3物質を追加
S52 (1977)	悪臭防止法に基づく追加3物質に係る規制基準告示 「環境浄化推進県民運動」開始  振動規制法に基づき規制地域、規制基準等を告示（千葉市等21市町）（S53.1.1施行） 騒音規制法に基づき規制地域の拡大等を告示（銚子市） 第2次千葉県産業廃棄物処理計画（S53～S60年度）策定	3	「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」制定
		4	
		5	環境庁「環境保全長期計画」策定
		11	
S53 (1978)	「新東京国際空港」（成田空港）開港  航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定を告示（成田空港関係13市町、羽田空港関係2市）	4	「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」制定（S53.10.19施行）
		5	
		6	「水質汚濁防止法」一部改正（総量規制の導入）（54.6.12施行）
		7	
		8	「二酸化窒素に係る環境基準」改定告示（0.02ppm→0.04～0.06ppm） 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」一部改正（し尿浄化槽の定期法定検査制度の導入）（S53.8.10施行）
S54 (1979)	二酸化窒素に係る千葉県環境目標値（0.04ppm）設定 「千葉県し尿浄化槽取扱指導要綱」全面改正（S54.5.1施行）  君津市鹿野山で虎逸走事件発生 「危険な動物の飼養及び保管に関する条例」制定（S54.11.10施行） 「（社）千葉県浄化槽検査センター」設立 「千葉県行徳野鳥観察舎」完成	4	中央公害対策審議会「環境影響評価制度のあり方について」答申
		5	「水質汚濁防止法施行令」一部改正（総量規制項目としてCOD、総量規制水域として東京湾・伊勢湾を定める。）（S54.6.12施行）
		6	東京湾等のCODに係る総量削減基本方針を策定 化審法に基づく特定化学物質としてHCB、PCNを指定
		8	
		11	
		12	

年	県	月	国
S55 (1980)	「千葉県市原地区ナシ被害対策実施要綱」廃止 「千葉臨海地域公害防止計画」(S54～S58年度)策定 県内企業50社と公害防止細目協定を改定締結 東京湾に係る第1次「化学的酸素要求量総量削減計画」公告 東京湾に係る「化学的酸素要求量総量規制基準」告示(S55.7.1施行) 大気汚染情報テレホンサービスを開始 騒音規制法及び振動規制法に基づき規制地域の拡大等を告示(我孫子市等4市町村)	1	「幹線道路の沿道の整備に関する法律」制定(S55.10.25施行)
		2	
		3	
		4	
		5	
		6	
		9	環境庁に「地球的規模の環境問題に関する懇談会」設置
		10	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)が我が国に発効
		11	「絶滅のおそれがある野性動植物の種の国際取引に関する条約」(ワシントン条約)が我が国に発効
S55 (1980)	「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」制定(S56.6.1施行)	12	「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」(ダンピング条約)が我が国に発効
S56 (1981)	「千葉県環境影響評価審査会」設置 県内企業11社と地盤沈下防止協定を改定締結 公害研究所に「騒音・振動研究棟」完成  君津市における山砂粉じん問題発生	1	
		3	「財特法」期限延長
		4	旧環境影響評価法案 国会提出
		6	「広域臨海環境整備センター法」制定
S57 (1982)	東京電力(株)と富津火力発電所建設協定を締結 「千葉県空き缶等対策推進要綱」制定(S57.2.13施行) 千葉市以北のガラス製造4社と「窒素酸化物に関する覚書」締結 「千葉県家庭雑排水処理指導要綱」制定(S57.4.1施行) 「印旛沼水質管理計画」及び「手賀沼水質管理計画」策定 「家庭雑排水共同処理施設技術指針」策定(S57.4.1施行) 5.30運動(関東地方統一美化キャンペーン)の実施  第1次「東京湾富栄養化対策指導指針」策定(S57.1.1施行)  「危険な動物の飼養及び保管に関する条例」一部改正(S57.10.19施行) 「新東京国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本方針」決定	1	
		2	
		3	
		4	
		5	国連環境計画管理理事会特別会合(於ナイロビ)開催 「大気汚染防止施行規則」一部改正(ばいじんの排出基準の強化)(S57.6.1施行)
		6	
		9	騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの許容限度一部改正(大型バス・小型車及び原動機付自転車に係る規制の強化)
		10	
		11	
		12	中央公害対策審議会交通公害部会物流専門委員会及び土地利用専門委員会から「環境保全の観点から望ましい物流体系を実現するための方策について」及び「環境保全の観点から望ましい交通施設の構造及びその周辺の土地利用を実現するための方策について」報告 「水質汚濁に係る環境基準」一部改正(湖沼窒素磷について追加)(S57.12.25施行)
		S58 (1983)	「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」制定(S58.4.1施行) 美しいふるさとづくり運動の開始  深夜営業騒音等の規制強化に係る方針(市町村公害防止条例に改正等)を市町村に通知
4	中央公害対策審議会「今後の交通公害対策のあり方について」答申		
5	「浄化槽法」制定(S60.10.1施行)		
9	「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令」公布(固体燃焼ボイラーに係る窒素酸化物の排出基準の強化)		
10	騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの許容限度」一部改正(大型トラック、全輪駆動の小型車、軽二輪車の規制強化)		
11	旧環境影響評価法案審議未了・廃案		
12	「行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律」による「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の一部改正(キジ類の販売禁止制度の廃止) 「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規制の一部を改正する総理府令」公布(狩猟免許申請の一部改正等)		

年	県	月	国
S59 (1984)	騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の拡大等を告示 (館山市等5市町) 印旛沼、手賀沼に湖沼の窒素・りんに係る環境基準の水域類型を指定 第3次千葉県産業廃棄物処理計画 (S59～S65年度) 策定  「大気汚染防止に基づき排出基準を定める条例」一部改正 (法規制強化との整合) (S59. 10. 18施行)  「(財) 印旛沼環境基金」設立 (県及び関係15市町村)	3	悪臭物質の測定の方法の一部改正を告示
		6	
		7	「湖沼水質保全特別措置法」制定 (S60. 3. 21施行)
		8	「環境影響評価の実施について」閣議決定 「トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針」設定
		10	大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガス量の許容限度」一部改正 (自動変速機付ディーゼル車に係る規制の強化) 騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの許容限度」一部改正 (全輪駆動車、トラクター等に係る規制の強化)
		12	「湖沼水質保全基本方針」告示
S60 (1985)	騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の拡大等を告示 (茂原市等10市町村) 県内企業50社と公害防止細目協定を改定締結 「千葉臨海地域公害防止計画」(S59～S63年度) 策定 (計画地域を26市町村に拡大) 「千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」制定 (S60. 10. 1施行)	2	
		3	
		7	
S60 (1985)	「千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行細則」制定 (S60. 10. 1施行) 「浄化槽法施行細則」制定 (S60. 10. 1施行) 「千葉県浄化槽取扱指導要綱」全面改正 (S60. 10. 1施行) 県内の天然ガス採取企業10社と地盤沈下防止細目協定を改定・締結	9	大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガス量の許容限度」一部改正 (自動変速機付ディーゼル乗用車) 騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの許容限度」一部改正 (二輪の小型自動車、軽自動車、原動機付自転車)
		10	
		12	「湖沼水質保全特別措置法」に基づく指定湖沼等の指定 (印旛沼、手賀沼、霞ヶ浦等)
S61 (1986)	大気情報管理システムの整備 「千葉県炭化水素対策指導要綱」制定 (S61. 4. 1施行) 「ふるさと千葉環境プラン」策定 「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」制定 (S61. 7. 1施行) 「浄化槽相談員制度」発足  騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の拡大等を告示 (鴨川市等3市町)	3	
		4	
		5	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律一部改正 (新規化学物質の事前審査制度の導入等) (S62. 4. 1施行)
		10	
S62 (1987)	印旛沼及び手賀沼に係る第1期「湖沼水質保全計画」・「第6次鳥獣保護事業計画」策定 (S62. 4. 1施行) 「千葉県家庭用小型合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱」制定 (S62. 4. 1) 東京湾に係る第2次「化学的酸素要求量総量削減計画」策定 (S62. 7. 1施行) 東京湾に係る第2次「化学的酸素要求量総量規制基準」告示 (S62. 7. 1) 第2次「東京湾富栄養化対策指導指針」を策定 (S62. 7. 1施行) 千葉市生実地区の六価クロムによる井戸水汚染が判明  「千葉県東方沖地震」発生各地で重油流出事故及び液状化現象発生	12	環境庁「環境保全長期構想」策定
		1	大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガス量の許容限度」一部改正 (大型ディーゼルトラック、ライトバン等) 東京湾等のCODに係る第2次「総量削減基本方針」を策定 厚生省「合併処理浄化槽設置設備事業費国庫補助金交付要綱」制度創設
		3	
		4	環境と開発に関する世界委員会 (ブルントラント委員会) 「われわれの共通の未来」報告
		5	
		6	
		7	
		9	「公害健康被害補償法」一部改正 (第一種地域の指定解除) (S63. 3. 1施行)
		10	「第1回浄化槽の日」を実施 (10月1日) 環境庁「公害防止事業団による合併処理浄化槽融資制度」創設 大気汚染防止法に基づく「ばい煙発生施設」一部改正 (ガスタービン及びディーゼル機関を追加指定)
		12	

年	県	月	国
S63 (1988)	騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の一部改正等を告示	1	騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの許容限度」一部改正
		4	
		11	騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」一部改正 (H元. 4. 1施行) 習志野市の谷津干潟 (41ha) を国設の鳥獣保護区に指定
H元 (1989)	「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」制定 (H元. 1. 10施行) 首都圏自然歩道の全線開通  「ふるさと千葉のゴミ問題を考える懇談会」(トーク・ザ・クリーンちば)の設置 (H元. 11. 24施行) 「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」一部改正 (H2. 4. 1施行)	1	
		3	「水質汚濁防止法施行令」一部改正(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に追加) (H元. 10. 1施行)
		6	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」一部改正 「大気汚染防止法」一部改正(アスベストを特定粉じんとして規制) (H元. 12. 27施行)
		9	「悪臭防止法施行令」一部改正(ノルマン酪酸、プロピオン酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸の4物質を悪臭物質に追加) (H2. 4. 1施行)
H2 (1990)	県内企業49社と公害防止細目協定を改定締結 「家庭雑排水共同処理施設整備事業補助金交付要綱」を「家庭雑排水等処理施設整備事業補助金交付要綱」に改正 (H2. 2. 1施行) 「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」制定 (H2. 4. 1施行)	2	
H2 (1990)	「千葉地域公害防止計画」(H元～H3年度)策定 「ふるさと千葉アメニティプラン」策定 「千葉県地域環境保全基金条例」制定 (H2. 7. 1施行)  「千葉県自然公園等における建築物建設に係る指導要綱」制定 (H2. 9. 1施行)  県内の天然ガス採取企業10社と地盤沈下防止細目協定を改定・締結	3	
		5	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」制定(21物質について暫定指導指針値を制定)
		6	「水質汚濁防止法」等の一部改正(生活排水対策等を追加) (H2. 9. 22施行) 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」一部改正 「自然環境保全法」一部改正(動植物の殺傷・損傷の制限、車馬の使用等の制限) (H2. 12. 1施行) 「自然公園法」一部改正(動植物の殺傷・損傷の制限、車馬の使用等の制限) (H2. 12. 1施行)
		8	
		11	大気汚染防止法に基づく「ばい煙発生施設」一部改正(ガス機関及びガソリン機関を追加指定) (H3. 2. 1施行)
		12	厚生省が「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を定める

年	県	月	国
H3 (1991)	<p>東京湾に係る第3次「化学的酸素要求量総量削減計画」策定 (H3. 7. 1施行)</p> <p>水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に千葉市、松戸市及び柏市を指定 (以降順次指定地域を拡大)</p> <p>「千葉県みどりの基金条例」制定 (H3. 4. 1施行)</p> <p>「千葉県立自然公園条例」一部改正 (車馬の使用等の制限) (H3. 7. 1施行)</p> <p>「千葉自然環境保全条例」一部改正 (車馬の使用等の制限等) (H3. 7. 1施行)</p> <p>第4次千葉県産業廃棄物処理計画 (H3～H7年度) 策定</p> <p>東京湾に係る第3次「化学的酸素要求量総量規制基準」告示 (H3. 7. 1施行)</p> <p>第3次「東京湾富栄養化対策指導指針」策定 (H3. 7. 1施行)</p> <p>「千葉県手賀沼親水広場」開設</p> <p>騒音規制法、振動規制法に基づく規制地域の拡大等を告示 (一宮町)</p> <p>悪臭防止法に基づく規制地域等を告示 (千葉市等43市町村) (旧告示は廃止)</p> <p>航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部改正を告示 (下総飛行場関係2市2町)</p> <p>オスジカの狩猟一部解禁 (H3年度のみ)</p>	1	東京湾の第3次「化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針」策定
		3	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」一部改正 (H3. 4. 1施行)
			「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則」一部改正 (H3. 4. 1施行)
		4	「再生資源の利用の促進に関する法律 (リサイクル法)」制定 (H3. 10. 25施行)
		5	
		6	
		7	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」一部改正 (9物質を追加し、30物質とする)
		8	「土壌の汚染に係る環境基準」告示 (カドミウム等10物質について制定)
		10	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」一部改正 (H4. 4. 1施行)
			「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正 (減量化・再生利用の推進を明示) (H4. 7. 4施行)
		11	「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」制定 (H3. 11. 25施行)
		12	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」一部改正 (H4. 1. 6施行)
H4 (1992)	<p>「ふるさと千葉のゴミ問題を考える懇談会」(トーク・ザ・クリーンちば)の提言</p> <p>「千葉県自動車交通公害防止計画」策定</p> <p>「千葉県環境学習基本方針」策定</p> <p>「千葉県定置型内燃機関窒素酸化物対策指導要綱」制定 (H4. 4. 1施行)</p> <p>印旛沼及び手賀沼に係る第2期「湖沼水質保全計画」策定</p> <p>「第7次鳥獣保護事業計画」策定 (H4. 4. 1施行)</p> <p>水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に市川市、船橋市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市及び沼南町を指定</p> <p>「千葉県化学物質環境保全対策指導指針」施行</p> <p>「千葉県環境会議」設置</p>	2	
		3	
		4	
		6	「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NOx削減法)制定 (H4. 12. 1施行)
			「環境と開発に関する国連会議」(於リオデジャネイロ)開催
			「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」制定 (H5. 4. 1施行)
H4 (1992)	<p>「千葉県環境調整検討委員会」設置</p> <p>「みどりの基本構想」策定</p> <p>「地球環境フェスティバルちば'92」開催</p>	8	
		10	
		12	

年	県	月	国		
H5 (1993)	<p>「千葉県環境憲章」制定 「千葉県地域公害防止計画」(H4~H8年度)策定 「ふるさと千葉のゴミ減量推進協議会」設置 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に成田市、佐倉市、八千代市、四街道市、八街市、富里町及び白井町を指定 「(財)千葉県公害防止協会」から「(財)千葉県環境財団」に名称変更(H5.4.1)</p> <p>「アジア・太平洋環境会議」開催(環境庁と共催)</p> <p>「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」(上乗せ条例)(印旛沼及び手賀沼流域の窒素・燐の排水基準の設定等)一部改正 「湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量に係る規制基準」(窒素含有量及び燐含有量)制定(H5.12.1施行)</p> <p>「千葉県地球環境保全行動計画」策定 自動車NOx削減法に基づき「千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画」策定(H5~H12年度)</p>	1	「自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針」策定		
		2			
		3	「水質汚濁に係る環境基準」一部改正(健康項目15項目の追加等)(H5.3.8施行)		
		4			
		5	生物の多様性に関する条約の締結		
		6	悪臭防止法施行令及び施行規制一部改正(10悪臭物質の追加指定)(H6.4.1施行)		
		7			
		8	「水質汚濁に係る環境基準」一部改正(海域の窒素・燐について追加)(H5.8.27公布・施行) 「水質汚濁防止法施行令」一部改正(海域の窒素・燐についての排出基準設定)(H5.10.1施行)		
		11	「環境基本法」制定(H5.11.19施行)		
		12	「アジェンダ21行動計画」策定 「水質汚濁防止法施行令」等の一部改正(ジクロロエタン等13物質の排水基準設定)(H6.2.1施行) 「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」が我が国に発効		
		H6 (1994)	<p>「騒音規制法」の規制基準の一部改正告示(ホン→デシベル) 悪臭防止法に基づく規制基準告示(追加10物質)(H6.7.1施行) 「ふるさと千葉のゴミ減量推進協議会」提言 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に小見川町、東庄町及び山田町を指定 「千葉県廃棄物情報技術センター」発足</p> <p>かずさDNA研究所と「かずさ環境協定」を締結 「(社)千葉県公害防止管理者協議会」が「(社)千葉県環境保全協議会」に名称変更(H6.7.1) 環境基本法に基づき「千葉県環境審議会」設置</p> <p>「千葉県ごみ減量化推進県民会議」設置 「千葉県のごみの減量化と再資源化を進める基本方針」策定</p>	1	
				3	「特定水道利水障害防止のための水道水源の保全に関する特別措置法」制定(H6.5.10施行)
4	「悪臭防止法施行規制」一部改正(排水に含まれる4悪臭物質の規制基準の設定)(H7.4.1施行)				
5	狩猟鳥獣の種類の一部変更(H6.6.1施行)				
6					
7					
8					
9	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」一部改正(特別管理産業廃棄物の追加)(H7.4.1施行)				
11					
12	国の「第一次環境基本計画」策定				
H7 (1995)	<p>「いすみ環境と文化のさと」開設 県内企業53社と公害防止細目協定を改定締結 「千葉県炭化水素対策指導要綱」一部改正(有機化学製品製造施設の追加)(H7.7.1施行) 高滝ダム上流域水道原水水質保全事業実施促進計画を策定 「千葉県環境基本条例」を制定し「千葉県環境保全条例」(46年制定)を廃止(H7.4.1施行) 「千葉県環境保全条例」を制定し「千葉県公害防止条例」(38年制定)を廃止(H7.10.1施行) 「公共事業における産業廃棄物の再資源化及び再生品の利用の促進に関する基本方針」策定 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に木更津市、君津市及び袖ヶ浦市を指定 「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」一部改正(H7.6.1施行) 「森林保全・整備指針」を公表</p> <p>「第37回自然公園大会」南房総国定公園大房岬において開催 「千葉県のごみ減量化行動計画」策定 「第4回ごみ減量化推進全国大会」を幕張メッセにおいて開催</p>			1	
				2	東京湾に海域の窒素・りんに係る環境基準の水域類型を指定
		3			
		4	「悪臭防止法」一部改正(人間の嗅覚を用いた測定法による規制の導入)(H8.4.1施行)		
		6	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」制定(H9.4.1施行)(消費者、市町村、事業者の役割分担を明確にし、容器包装廃棄物の再商品化(リサイクル)を促進)		
		8			
		9	「悪臭防止法施行令」一部改正(人間の嗅覚を用いた測定法による規制の導入)(H8.4.1施行) 「悪臭防止法施行規制」一部改正(人間の嗅覚を用いた測定法による規制の導入)(H8.4.1施行)		
		10	生物多様性国家戦略の策定		
		12	「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」制定 「自動車交通騒音の深刻な地域における対策の実施方針」制定(5省庁による道路交通騒音対策の推進に向けた方針)		
		H7 (1995)	県内の天然ガス採取企業10社と地盤沈下防止細目協定を改定・締結		

年	県	月	国
H8 (1996)	<p>「ちば新時代環境ビジョン」策定</p> <p>「第5次千葉県産業廃棄物処理計画」(H8~H12年度)策定</p> <p>悪臭防止法に基づく排水中の硫化水素等4物質の規制基準値を告示(H8.7.1施行)</p> <p>「千葉県溶融スラグ利用促進指針」策定</p> <p>「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」制定(「千葉県定置型内燃機関窒素酸化物対策指導要綱」を改正)(H8.4.1施行)</p> <p>航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部改正を告示(都市計画法に基づく用途地域の指定替えによる)</p> <p>「千葉県公害防止施設改善資金融資等規則」を「千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資等規則」に名称変更し、融資対象施設等を拡大(H8.4.1施行)</p> <p>「千葉県溶融スラグ利用推進協議会」設置</p> <p>「千葉県浄化槽取扱指導要綱」一部改正(H8.7.1施行)</p> <p>騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域の拡大等を告示(成東町、九十九里町追加)(H8.9.1施行)</p> <p>東京湾に係る第4次「化学的酸素要求量総量削減計画」策定(H8.9.1施行)</p> <p>東京湾に係る第4次「化学的酸素要求量総量規制基準」告示(H8.9.1施行)</p> <p>第4次「東京湾富栄養化対策指導指針」策定(H8.9.1施行)</p> <p>「千葉県環境基本計画」策定(H8.8.26)</p> <p>「千葉県環境保全条例施行規則」一部改正(非常用の揚水施設の用途追加)(H8.11.15施行)</p> <p>第1期「千葉県分別収集促進計画」(H9~H13年度)策定</p>	2	
		3	
		4	東京湾の第4次「化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針」策定
		5	「大気汚染防止法」一部改正(有害大気汚染物質対策の推進等を追加)(H9.4.1施行)
		6	「水質汚濁防止法」一部改正(地下水浄化に関する措置の導入及び事故時の措置の強化)(H9.4.1施行)
		7	「水質汚濁防止法施行令」・同規則一部改正(地下水浄化に関する措置の導入及び事故時の措置の強化)(H9.4.1施行)
		8	「残したい“日本の音風景100選”」決定
		11	
H9 (1997)	<p>「千葉県環境保全率先行動計画～ちば新時代エコ・オフィスプラン～」策定(H9.4.1施行)</p> <p>印旛沼及び手賀沼に係る第3期「湖沼水質保全計画」策定</p> <p>「第8次鳥獣保護事業計画」策定(H9.4.1施行)</p> <p>「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」一部改正(対象物質の追加)</p> <p>「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」一部改正(H9.6.1施行)</p> <p>「千葉県化学物質環境管理指針」策定</p> <p>「ダイオキシン問題連絡会議」設置</p> <p>「利根川水系黒部川流域水道原水水質保全事業実施促進計画」策定</p> <p>「千葉県自然公園特別地域における大規模な開発行為に係る指導要綱」制定(H9.7.8施行)</p> <p>「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」制定(H10.1.1施行)</p> <p>「騒音規制法」、「振動規制法」及び「悪臭防止法」に基づく規制地域の拡大等を告示(勝浦市、山武町、岬町追加)(H9.9.1施行)</p> <p>環境新技術推進制度(エコテク・サポート)スタート</p> <p>「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」一部改正</p>	1	「大気汚染防止法施行令」一部改正(建築物解体に伴うアスベスト飛散防止、有害大気汚染物質の抑制、ばい煙発生施設の事故時措置を追加)(H9.4.1施行)
		2	「大気汚染防止法施行規則」一部改正(建築物解体の作業基準設定等)(H9.4.1施行)
		3	ベンゼン等3物質について指定物質抑制基準の設定 ベンゼン等3物質について環境基準の設定 地下水の水質汚濁に係る環境基準の設定(H9.3.13公布・施行) 自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度の一部改正(軽油中の硫黄分0.2%→0.05%)(H9.7.1施行) 自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正(二輪自動車及び原動機付自転車排出ガス規制)
		4	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」一部改正(H9.4.1施行)
		6	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針」一部改正(5物質を追加し、35物質とする)
		7	「環境影響評価法」制定(H11.6.12施行)
		8	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正(減量化・リサイクルの推進、施設の信頼性・安全性の向上、不法投棄対策の強化等)(H9.12.7施行)
		10	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」一部改正(H10.4.1施行)
		11	「大気汚染防止法施行令」一部改正(ダイオキシン類の指定物質への追加、指定物質排出施設に製鋼用電気炉・廃棄物焼却炉を追加)(H9.12.1施行)
		12	ダイオキシン類の指定物質抑制基準の設定(H9.12.1施行)
			「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」一部改正(H10.4.1施行)
			「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」・「同施行規則」一部改正(再生利用認定制度に係る基準等)(H9.12.26施行)
H9 (1997)		12	地球温暖化防止京都会議(COP3)開催

年	県	月	国
H10 (1998)	<p>「千葉地域公害防止計画」(H9～H13年度)策定</p> <p>「千葉県一般廃棄物処理マスタープラン」策定 (千葉県一般廃棄物処理のための体制づくりの指針として)</p> <p>「千葉県野生猿保護管理計画」策定</p> <p>「県立九十九里自然公園」車両等乗入れ規制区域の指定(H10.4.1施行)</p> <p>「ダイオキシン問題連絡会議」を「ダイオキシン類等問題連絡会議」に名称変更</p> <p>「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」一部改正</p> <p>「千葉県環境影響評価条例」制定(H11.6.12施行)</p> <p>「千葉県廃棄物処理施設設置等専門委員会」設置</p> <p>「千葉県ダイオキシン類対策取組方針」策定(H10.8公表)</p> <p>「小規模廃棄物焼却炉等に係るダイオキシン類及びばいじん排出抑制指導要綱」制定(H10.12.1施行)</p> <p>「水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例」(上乗せ条例)一部改正(東京湾流域の窒素・燐含有量の排出基準の設定、印旛沼・手賀沼流域の小規模事業場の排水基準の設定等)</p> <p>「千葉県環境保全条例施行規則」(印旛沼、手賀沼流域の小規模事業場に対する規制の強化)一部改正(H11.4.1施行)</p> <p>「湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量に係る規制基準」(化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量)一部改正告示</p>	2	
		3	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」一部改正(処理施設の設置許可手続等)(H10.6.17施行)
		5	
		6	「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」制定(H13.4.1施行)
			「地球温暖化対策推進大綱」策定
			「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」一部改正(廃棄物処理施設の維持管理に関する記録作成及び閲覧について)
			「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」一部改正
			「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」一部改正(維持管理の記録、最終処分場の埋立終了・廃棄手続)(H10.6.17施行)
			「最終処分場に係る技術上の基準」改正(H10.6.17施行)
		7	
		8	
9	「騒音に係る環境基準」改正(H11.4.1改正)		
10	「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定(H11.4.8施行)		
		11	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」一部改正(廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)(H10.11.17施行)
			「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」一部改正(廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)(H10.12.1施行)
H11 (1999)	<p>「千葉県西・中央地域エコタウンプラン」策定</p> <p>「騒音規制法」、「振動規制法」及び「悪臭防止法」に基づく規制地域の拡大等を告示(H11.4.1施行)</p> <p>「騒音に係る環境基準」の地域類型の指定を告示(H11.4.1施行)</p> <p>「千葉県ごみ処理広域化計画」策定</p> <p>「千葉県環境保全条例施行規則」一部改正(H11.4.1施行)</p> <p>「千葉県環境保全条例施行規則」一部改正(H12.4.1施行)</p> <p>「千葉県レッドデータブック植物編」公表</p> <p>「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」一部改正(H11.5.1施行)</p> <p>「千葉県分別収集促進計画」(H12～H16年度)策定</p> <p>「千葉県立自然公園条例施行規則」一部改正(H11.7.30施行)</p> <p>「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づきキツネの捕獲を5年間禁止</p> <p>「千葉県自動車排出窒素酸化物総量抑制指導要綱」制定(H12.4.1施行)</p>	1	
		2	「水質汚濁防止法に係る環境基準」(ふっ素等3項目追加)一部改正(H11.2.22施行)
		3	「地下水の水質汚濁に係る環境基準」一部改正(H11.2.22施行)
			「悪臭防止法施行規則等」一部改正(臭気指数2号規制基準の設定方法等の追加)(H11.9.13施行)
			「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」一部改正(構造及び維持管理に関する新たな技術上の基準等の追加)(H11.3.3施行)
		4	騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの許容限度」全面改正
		6	「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」一部改正(狩猟免許制度の改善、特定鳥獣保護管理計画制度の創設)(H11.9.15、H12.4.16施行)
		7	「ダイオキシン類対策特別措置法」制定(H12.1.15施行)
			「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準」制定(H12.1.15施行)
			「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」制定
			自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度の一部改正(ガソリン中のベンゼンを5体積%以下→1体積%以下)(H12.1適用)
		10	
12			
H12 (2000)	<p>県内企業53社と公害防止細目協定を改定締結</p> <p>「ちば21ごみゼロプラン」(第二次千葉県ごみの減量化と再資源化を進める基本方針)策定</p> <p>「国定公園事業執行認可等の取扱要綱」制定(H12.4.1施行)</p> <p>「千葉県立自然公園事業執行認可等の取扱要綱」制定(H12.4.1施行)</p>	2	
		3	「建築物の用途別による尿浄化槽の処理対象人員算定基準」改正(H12.3.17施行)

年	県	月	国		
H12 (2000)	<p>「騒音規制法第17条第1項」の規定に基づく指定地域内における区域を告示 (H12. 4. 1施行)</p> <p>「千葉県レッドデータブック動物編」公表</p> <p>「騒音規制法」、「振動規制法」及び「悪臭防止法」に基づく規制地域の拡大等を告示 (H12. 5. 1施行)</p> <p>鳥獣飼養許可及びヤマドリの販売許可の権限を市町村に委譲</p> <p>「国定公園事業執行認可等の取扱要綱」一部改正 (H12. 7. 7施行)</p> <p>「千葉県地球温暖化防止計画」策定</p> <p>県内の天然ガス採取企業10社と地盤沈下防止細目協定を改定・締結</p>	3			
		4			
		5	<p>「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法) (H13. 4. 1施行)</p> <p>「悪臭防止法」一部改正(事業場設置者の事故時の措置の義務化等) (H13. 4. 1施行)</p> <p>「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」(建設リサイクル法) 制定 (H14. 5. 30施行)</p>		
		6	<p>「循環型社会形成推進基本法」制定 (H12. 6. 2施行)</p> <p>「悪臭防止法施行規則」一部改正(臭気指数3号規制基準の設定方法等の追加) (H13. 4. 1施行)</p> <p>「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」制定 (H13. 5. 1施行)</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」・「同施行令」・「同施行規則」一部改正(都道府県による廃棄物処理計画の策定、廃棄物処理センター制度の見直し、廃棄物処理施設の許可要件の追加、廃棄物の焼却規制等の大幅改正)</p> <p>「浄化槽法」一部改正 (H13. 4. 1施行)</p> <p>「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」制定 (H13. 4. 1施行)</p>		
		7			
		12	国の「第二次環境基本計画」策定		
		H13 (2001)	<p>「飯岡刑部岬展望館～光と風～」開設</p> <p>「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」策定</p> <p>環境研究センター発足(環境研究所、水質保全研究所、廃棄物情報技術センターの3機関を統合し発足)</p> <p>「千葉県レッドデータブックー普及版ー」公表</p> <p>航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部改正を告示(成田空港関係)</p> <p>「千葉県ディーゼル自動車排出ガス対策指針」策定(H13. 5. 28)</p> <p>鉛等の環境保全対策のため、千葉県射撃場を一時全面使用中止(H13. 7. 15)</p> <p>「千葉県自然公園施設設置管理条例」一部改正(H13. 7. 20施行)</p> <p>「千葉県自然公園施設管理規則」一部改正(H13. 7. 20施行)</p> <p>「印旛沼流域水循環健全化会議」設立</p>	1	「環境省」発足
				3	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」一部改正(一般廃棄物処理業の許可を要しない者) (H13. 10. 22施行)
				4	「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準」一部改正(H13. 4. 20施行)
				5	「労働安全衛生規則」一部改正(廃棄物焼却施設の解体)
				6	<p>「排水基準を定める環境省令」一部改正(ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等の追加) (H13. 7. 1施行)</p> <p>「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(H13. 6. 22公布、H13. 12. 21一部施行)</p> <p>「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(H13. 6. 27公布)</p> <p>「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」制定 (H13. 7. 15施行)</p>
				7	
10	環境省が「かおり風景100選」を選定(天津小湊町誕生寺の線香と磯風、山田町府馬の大クスの2ヶ所が認定される。)				
11	東京湾等の「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」策定				
12	<p>「水質汚濁防止法施行令」・「同施行規則」一部改正(汚濁負荷量の総量削減の指定項目に窒素・りんの含有量を追加等) (H13. 12. 1施行)</p> <p>「ゴルフ場で使用される農業による水質汚濁防止に係る暫定指導指針」一部改正(10物質を追加し、45物質とする)</p>				
H14 (2002)	<p>羽田空港周辺航空機騒音監視システムを整備</p> <p>「三番瀬再生計画検討会議」設置</p> <p>「ちば環境再生計画」策定</p> <p>千葉県ピオトップ推進マニュアル・事例集の発刊</p> <p>「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」一部改正(ふっ素を有害物質に追加し、生活環境項目から削除)(H14. 3. 26公布)</p> <p>「千葉県環境保全条例」一部改正(自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための施策に変更) (H14. 3. 26公布)</p> <p>「第6次千葉県廃棄物処理計画(H13～H17年度)」策定</p> <p>「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」制定 (H14. 3. 26公布)</p>			1	
		2			
		3	新・生物多様性国家戦略の策定		

年	県	月	国
H14 (2002)	<p>「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」制定 (H14. 3. 26公布)</p> <p>「千葉県環境保全条例施行規則」一部改正 (富里町の市制施行に伴う改正) (H14. 4. 1施行)</p> <p>「東京湾沿岸広域異臭発生時の対応要領」策定 (H14. 4. 1施行)</p> <p>「第9次鳥獣保護事業計画」策定 (H14. 4. 1施行)</p> <p>印旛沼及び手賀沼に係る第4期「湖沼水質保全計画」策定</p> <p>成田空港暫定平行滑走路の供用開始</p> <p>「千葉県清掃工場等解体研究会」発足</p> <p>東京湾に係る「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」策定</p> <p>東京湾に係る「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」、「窒素含有量に係る総量規制基準」、「りん含有量に係る総量規制基準」告示 (H14. 10. 1施行)</p> <p>「千葉県分別収集促進計画」(H15～H19年度)策定</p> <p>「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則」制定 (H15. 4. 1施行、H15. 10. 1一部施行)</p> <p>「千葉県環境保全条例施行規則」一部改正 (自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための施策・措置の充実・強化) (H15. 4. 1施行)</p> <p>「千葉県地球温暖化対策実行計画事務事業編」策定</p> <p>「自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための指針」告示 (H15. 4. 1施行)</p> <p>「千葉県西・中央地域エコタウンプラン」変更承認</p> <p>「千葉県資源循環型社会づくり計画 (H14～H22年度)」策定</p>	3	
		4	「自然公園法」一部改正 (特別地域における物の集積、動物の捕獲等、行為規制の追加や利用調整地区制度等が創設される。) (H14. 4. 24公布、H15. 4. 1施行)
		5	「土壌汚染対策法」(H14. 5. 29公布、H15. 2. 15施行)
		7	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」一部改正 (水底の底質の基準の追加) (H14. 7. 22告示、H14. 9. 1適用)
			「使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)」制定 (H14. 7. 12公布)
			「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」一部改正 (水質基準対象施設4施設の追加) (H14. 7. 31公布、H14. 8. 15施行)
			「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」が全部改正され、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」施行 (H15. 4. 16施行)
		8	「底質の処理・処分等に関する指針」(H14. 8. 30環水管第211号環境省環境管理局水環境部長通知)、「底質の処理・処分等に関する暫定指針」(S49. 5. 30環水管第113号)廃止
		9	「持続可能な開発に関する世界サミット」(於ヨハネスブルク)開催
		10	
		11	
		12	「自然再生推進法」制定 (H15. 1. 1施行)
		「バイオマス・ニッポン総合戦略」閣議決定	
H15 (2003)	<p>「千葉県地域公害防止計画 (H14～H18年度)」策定</p> <p>「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則」一部改正 (猶予期間を12年とする車両の拡大) (H15. 3. 4公布)</p> <p>千葉県清掃工場等解体研究会報告書</p> <p>「千葉県特定鳥獣保護管理計画」策定 (ニホンザル) (H15. 4. 1施行)</p> <p>千葉県レッドリスト (植物編) (維管束植物改訂版)公表</p> <p>「千葉県立自然公園条例」一部改正 (特別地域における物の集積、動植物の捕獲採集等の行為規制が追加される) (H15. 3. 7公布、H15. 4. 1施行)</p> <p>「千葉県環境保全条例」一部改正 (船橋市の中核市移行に伴う改正) (H15. 3. 7公布、H15. 4. 1施行)</p> <p>「千葉県立自然公園条例施行規則」一部改正 (H15. 3. 25公布、H15. 4. 1施行)</p> <p>「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」制定 (H15. 3. 7公布)</p> <p>「千葉県環境保全条例施行規則」一部改正 (排水基準の有害物質にふっ素、ほう素及び硝酸化合物等を追加) (H15. 4. 1公布)</p> <p>「千葉県発電ボイラー及びガスタービンに係る窒素酸化物対策指導要綱」一部改正 (船橋市を対象区域より除外) (H15. 4. 1施行)</p> <p>「千葉県自動車交通公害防止計画」策定</p> <p>「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」公布 (H15. 4. 16施行)</p> <p>「第9次鳥獣保護事業計画」改定 (H15. 4. 16施行)</p> <p>「バイオマス立県ちば」推進方針の策定</p> <p>「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」施行 (H15. 5. 18施行)</p> <p>第54回全国植樹祭を木更津市及び君津市で開催 (H15. 5. 18開催)</p> <p>「千葉県立自然公園内 (普通地域を除く)における各種行為に関する審査指針」一部改正 (自然公園特別地域内の行為の制限として新たに屋外において土石その他の知事が指定する物を集積、貯蔵すること等の追加) (H15. 5. 21施行)</p> <p>「千葉県環境保全条例施行規則」一部改正 (野田市・関宿町合併に伴う改正) (H15. 6. 6施行)</p>	2	
		3	「自然公園法施行規則」一部改正 (H15. 3. 25公布、H15. 4. 1施行)
		4	「自然再生基本方針」決定
		5	
		6	
			「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正 (不法投棄の未然防止、リサイクルの促進) (H15. 12. 1施行)

年	県	月	国
H15 (2003)	「千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」策定 「手賀沼水循環回復行動計画」策定  「千葉県西・中央地域エコタウンプラン」変更承認	6	「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」制定 (H15. 6. 18公布、H16. 2. 19施行)
		7	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」制定 (H15. 10. 1施行)
		8	「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」一部改正 (ガソリン中の含酸素化合物1.3質量%以下 (H15. 8. 28施行)、軽油中の硫黄分500ppm→50ppm、ガソリン中の硫黄分100ppm→50ppm (H16. 12. 31施行))
		9	「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値 (指針値)」設定 (H15. 9. 30施行)
		11	「水質汚濁に係る環境基準について」一部改正 (水生生物の保全に係る水質環境基準の設定) (H15. 11. 5公布・施行)
		12	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」一部改正 (①自動車リサイクル法の完全施行、②BSEに係る死亡牛の適正処理、③ダイオキシン類対策特別措置法施行令の改正) (①はH17. 1. 1施行、②及び③はH16. 1. 1施行)
H16 (2004)	「三番瀬再生計画検討会議」から知事へ「三番瀬再生計画案」報告 「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則」交付 (H16. 6. 15施行) 「印旛沼流域水循環健全化緊急行動計画」策定 「千葉県資源循環型社会づくり推進会議」設置 千葉県レッドリスト (植物編) <2004年改訂版>公表 「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」一部改正 (H16. 7. 1施行) 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」一部改正 (H16. 4. 1施行) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」一部改正 (H16. 4. 1施行)  「千葉県立自然公園内 (普通地域を除く。)における各種行為に関する審査指針」一部改正 (風力発電施設の新築等に関する審査指針の追加) (H16. 6. 21施行) 「自然公園普通地域内における措置命令に関する処理基準」制定 (H16. 6. 18施行) 「千葉県自然公園等における建築物の建設に係る指導要綱」一部改正 (事前協議の対象に風力発電施設、鉄塔等の工作物を追加) (H16. 8. 13施行) 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」一部改正 (H16. 9. 7施行) 「千葉県西・中央地域エコタウンプラン」変更承認 「千葉県環境保全条例施行規則」一部改正 (畜産農業に係る暫定排水基準の適用期間の延長) (H16. 10. 29施行) 「三番瀬再生会議」設置	1	「水質汚濁に係る健康の保護に関する環境基準等」施行 (要監視項目の追加等) (H16. 3. 31施行)
		2	
		3	
		4	「自然公園法施行規則」改正 (風力発電施設の新築等に関する許可基準の追加) (H16. 4. 2施行)
		5	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正 (国の役割強化による不適正処理事案の解決、廃棄物処理施設を巡る問題の解決、罰則の強化による不法投棄の撲滅)
		6	「大気汚染防止法」一部改正 (VOC規制の導入) (H16. 5. 26公布)
		7	
		8	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」制定 (H16. 6. 2公布、H17. 6. 1施行)
		9	
		10	
		12	
		H17 (2005)	県内企業53社と公害防止細目協定を改定締結  「千葉県特定鳥獣保護管理計画」策定 (ニホンジカ) (H17. 4. 1施行) 「千葉県環境保全条例施行規則」一部改正 (柏市・沼南町合併に伴う改正) (H17. 3. 28施行) 悪臭防止法に基づく臭気指数規制区域の告示 (H17. 8. 1施行) 「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」改正
3			
4	「土壌汚染対策法施行規則」一部改正 (搬出土壌処分方法の改正) (H17. 5. 19施行)		
5	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正 (大規模不法投棄への対応、無確認輸出の取締強化) (H17. 10. 1施行) 「浄化槽法」一部改正 (目的の明確化、水質基準の創設等) (H18. 2. 1施行) 「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」 (H17. 6. 1施行、VOC排出規制に関する部分H18. 4. 1施行) (H17. 6. 10公布)		
6	大気汚染防止法施行令」一部改正 (VOC物質とVOC排出施設の設定) (H17. 6. 1施行) 「大気汚染防止法施行令」一部改正 (報告、検査の対象) (H18. 4. 1施行) 「大気汚染防止法施行規則」一部改正 (VOC排出基準) (H18. 4. 1施行)		

年	県	月	国		
H17 (2005)	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」一部改正 (H17. 7. 1施行) 「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」一部改正 (H17. 7. 22施行) 「千葉県分別収集促進計画」(H18~H22年度)策定 「千葉県西・中央地域エコタウンプラン」変更承認 「千葉県アスベスト問題対策会議」設置 県内の天然ガス採取企業10社と地盤沈下防止細目協定を改定・締結	6	「湖沼水質保全特別措置法」一部改正(流出水対策地区・湖辺環境保護地区の新設、工場事業場に対する規制の見直し)(H17. 6. 22公布)		
		7			
		8	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」一部改正(水質基準対象施設3施設の追加)(H17. 8. 15公布、H17. 9. 1施行)		
		9	「環境省関係浄化槽法施行規則」一部改正(H18. 2. 1施行)		
		12	「大気汚染防止法施行令の一部を改正する省令」公布(特定建築材料に石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を指定・規模要件等の撤廃)(H18. 3. 1施行)		
H18 (2006)	「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」一部改正(H18. 4. 1施行) 千葉県レッドリスト(動物編)<2006年改訂版>の公表 「千葉県環境保全条例施行規則」一部改正(大栄町の成田市編入、山武市設置に伴う改正)(H18. 3. 27施行) 「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」一部改正(H18. 4. 1施行) 「浄化槽保守点検業者登録に関する条例」一部改正(H18. 4. 1施行) 「浄化槽保守点検業者登録に関する条例施行規則」一部改正(H18. 4. 1施行) 「浄化槽法施行細則」一部改正(H18. 2. 1施行) 「千葉県地球温暖化防止計画」改定~ちばCO2CO2(こつこつ)ダイエット計画~ 「千葉県自然環境保全条例に基づく緑化協定実施要綱」制定 「千葉県環境保全条例施行規則」一部改正(自動車環境管理計画書等の様式改正)(H18. 8. 29施行) 「三番瀬再生計画」(基本計画)策定	2	「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」公布(石綿が使用されている工作物を規制対象に追加)(H18. 10. 1施行) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正(無害化処理認定制度)(H18. 8. 9施行)、(石綿含有廃棄物の処理基準)(H18. 10. 1施行) 「石綿による健康被害の救済に関する法律」制定 「バイオマス・ニッポン総合戦略」改定		
		3			
		4	国の「第三次環境基本計画」策定		
		6	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」一部改正(排出抑制促進措置等、資金拠出制度)(H19. 4. 1施行)		
		7	一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化したコンクリート用熔融スラグ骨材(JISA5031)JIS規格化(H18. 7. 20公示) 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化した道路用熔融スラグ(JISA5032)JIS規格化(H18. 7. 20公示)		
		8			
		11	東京湾等の「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」策定 「排水基準を定める省令」一部改正(亜鉛含有量の強化)(H18. 12. 11施行)		
		12			
		H19 (2007)	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則」一部改正(軽油の硫黄分の基準)(H19. 4. 1施行) 三番瀬再生計画(事業計画)策定 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」一部改正(H19. 3. 30施行) 印旛沼及び手賀沼に係る第5期「湖沼水質保全計画」策定 「千葉県環境保全条例施行規則」一部改正(電磁的記録により書面等を備え置く場合の方法に係る改正)(H19. 3. 30施行) 「千葉県地球温暖化対策実行計画事務事業編(第2次)」策定 東京湾に係る「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」策定	1	
				2	
				3	
				4	「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階)」策定(環境省)
5	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」一部改正(局地汚染対策及び流入車対策の見直し)(H20. 1. 1施行)				
6	「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」一部改正(ほう素、ふっ素及び硝酸性化合物等の暫定排水基準の見直し)(H19. 7. 1施行) 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」一部改正(H19. 12. 1施行) 「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」一部改正(毒性等価係数(TEF)の改正)(H20. 4. 1施行)				

年	県	月	国		
H19 (2007)	「千葉県環境保全条例」一部改正（揮発性有機化合物に係る規定の改正）（H19. 7. 10施行） 千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例」制定（H19. 9. 1施行） 「千葉県環境学習基本方針」全面改正（H19. 9. 13 施行）  「千葉県環境保全条例施行規則」一部改正（畜産農業に係る暫定排水基準の適用期間の延長）（H19. 10. 23施行） 「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」・「同条例施行規則」制定（H20. 4. 1 施行）	7			
		9	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」一部改正（産業廃棄物の「木くず」の区分の変更）（H20. 4. 1施行）		
		10			
		11	「第三次生物多様性国家戦略」策定		
		12	「航空機騒音に係る環境基準」一部改正（H19. 12. 17告示、H25. 4. 1施行）		
H20 (2008)	「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための自主的取組の促進に関する指針」制定 「みんなで東京湾をきれいにする行動計画」策定 「千葉県環境保全条例」一部改正（柏市の中核市移行等に伴う改正）（H20. 3. 18公布、H20. 4. 1施行） 「千葉県炭化水素対策指導要綱」廃止（H20. 3. 31） 「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」廃止（H20. 3. 31） 「千葉県計画段階環境影響評価実施要綱」制定（H20. 4. 1施行） 「千葉県環境影響評価条例施行規則」一部改正（会社法の創設、関係法令・技術指針の改正に伴う改正）（H20. 10. 1施行） 「千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定める規則」一部改正（H20. 10. 1 施行）（法対象事業に係る調査、予測及び評価の手法等との整合を図る） 「千葉県環境基本計画」（第二次）策定 「千葉県地域公害防止計画（H19～H22年度）」策定 「生物多様性ちば県戦略」策定 「千葉県産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例」一部改正（H20. 4. 1施行） 「第10次鳥獣保護事業計画」策定（H20. 4. 1施行） 「第2次千葉県特定鳥獣保護管理計画」策定（ニホンザル）（H15. 4. 1 施行）  「千葉県分別収集促進計画（H20～24年度）」策定 「千葉県地質汚染防止対策ガイドライン」制定（H20. 7. 1施行） 「第7次千葉県廃棄物処理計画（～H22年度）」策定 「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」策定  「湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量に係る規制基準」一部改正（H20. 12. 16告示、H21. 10. 1施行）	2			
		3			
		5	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」一部改正（H21. 4. 1 施行）		
		6	「地球温暖化対策の推進に関する法律」一部改正（H21. 4. 1 施行）		
		7	「生物多様性基本法」制定（H20. 6. 6施行）		
		9			
		11	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」一部改正（第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の種類の変更、届出対象業種に医療業を追加）（H21. 10. 1施行）		
		12	「特定家庭用機器再商品化法施行令」一部改正（冷凍庫、衣類乾燥機を品目に追加）（H21. 4. 1施行）		
		3	「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」一部改正（水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定（江戸川・利根川・東京湾））（H21. 3. 31 施行）		
		H21 (2009)	「千葉県環境影響評価条例施行規則」一部改正（空港整備法・航空法の改正に伴う改正）（H21. 3. 17一部施行、H21. 4. 1施行） 千葉県レッドデータブック（植物・菌類編）＜2009年改訂版＞公表	4	「土壌汚染対策法」一部改正（H21. 4. 24 公布、H22. 4. 1 全面施行）
				6	「自然公園法」「自然環境保全法」一部改正（H21. 6. 3 公布、H22. 4. 1 施行） 「バイオマス活用推進基本法」制定（H21. 6. 12 公布、H21. 9. 12 施行）
7	「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」制定（H21. 7. 15 施行）				
9	微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（H21. 9. 9 告示）				
10	「土壌汚染対策法の汚染土壌処理業の許可の申請の手続きに関する省令」（H21. 10. 22公布、H22. 4. 1施行）				
11	「水質汚濁に係る環境基準」「地下水に係る環境基準」（1. 4 - ジオキサン追加等）一部改正（H21. 11. 30 施行）				

年	県	月	国
H22 (2010)	<p>「印旛沼流域水循環健全化計画」・「第1期行動計画」策定          県内企業48社と「環境の保全に関する協定」「環境の保全に関する細目協定」を締結（公害防止協定及び同細目協定を改定）（H22. 4. 1施行）</p> <p>「千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資等規則」廃止（千葉県中小企業振興資金に統合し環境保全資金を創設）          「千葉県環境影響評価条例施行規則」一部改正（自然公園法及び自然環境保全法の改正に伴う改正）（H22. 4. 1施行）</p> <p>「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」一部改正（ふっ素暫定排水基準の改正等）</p> <p>「千葉県分別収集促進計画」（H23～H27年度）策定          「千葉県環境保全条例施行規則」一部改正（硝酸性窒素等の暫定排水基準適用期間の延長）（H22. 10. 1施行）          県内の天然ガス採取企業9社と地盤沈下防止細目協定を改定締結          「千葉県立自然公園条例」・「千葉県自然環境保全条例」一部改正（H23. 4. 1施行）</p>	1	国連による「国際生物多様性年」
		2	
		3	「生物多様性国家戦略2010」策定
		5	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正（排出事業者による廃棄物適正処理を確保するための対策強化、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化、産業廃棄物処理業の優良化推進等）（H23. 4. 1施行） 「大気汚染防止法」・「水質汚濁防止法」一部改正（測定結果未記録等への罰則創設、事故時の措置範囲を拡大等）（H22. 8. 10一部施行、H23. 4. 1施行）
		6	「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」一部改正（ふっ素等暫定排水基準値の改正等）（H22. 7. 1施行）
		8	
		9	
		10	生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）開催「名古屋議定書」「愛知目標」を採択
		12	「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」の制定（H23. 10. 1施行） 「バイオマス活用推進基本計画」閣議決定
		H23 (2011)	<p>「千葉県海岸漂着物対策地域計画」作成          「東日本大震災」発生、県内で液状化現象発生          「第8次千葉県廃棄物処理計画（H23～H27年度）」策定          「千葉県環境影響評価条例施行規則」一部改正（千葉県立自然公園条例、同施行規則、廃棄物処理法の改正に伴う改正）（H23. 4. 1施行）          「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」一部改正（H23. 4. 1施行）          「千葉県立自然公園条例施行規則」・「千葉県自然環境保全条例施行規則」一部改正（関係条例の改正に伴う所要の整備等）（H23. 4. 1施行）          千葉県レッドデータブック（動物編）＜2011年改訂版＞の公表</p> <p>「千葉県バイオマス活用推進計画」策定</p>
3	「大気汚染防止法施行規則」一部改正（ばい煙測定結果の記録・保存等）（H23. 4. 1施行） 「水質汚濁防止法施行令」一部改正（指定物質の指定等）（H23. 4. 1施行） 「水質汚濁防止法施行規則」一部改正（排出水等の測定方法を規定）（H23. 4. 1施行） 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」変更		
4	「環境影響評価法」一部改正（方法書説明会の実施等（H24. 4. 1施行）、配慮書手続きの新設（H25. 4. 1施行）		
6	「水質汚濁防止法」一部改正（有害物質貯蔵指定施設等の届出義務、有害物質の使用・貯蔵等を行う施設の構造等に関する基準遵守義務の創設等）（H24. 6. 1施行） 東京湾等の「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」策定 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」公布（「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」改正）（H24. 10. 1施行）		
7			
8	「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）」制定（H24. 1. 1施行） 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）に基づき、騒音、振動、悪臭に係る規制権限等が基礎自治体（市）に移譲（H24. 4. 1施行） 「自然公園法」一部改正（関係法令の制定に伴う所要の整備等）（H23. 8. 30施行）		
9	「自然公園法施行規則」・「自然環境保全法施行規則」一部改正（関係法令の制定に伴う所要の整備等）（H23. 10. 1施行）		
10	「水質汚濁に係る環境基準」「地下水の水質汚濁に係る環境基準」一部改正（カドミウムの基準値変更）（H23. 10. 27施行） 「排水基準を定める省令」部改正（1,1-ジクロロエチレンの排水基準の変更）（H23. 11. 1施行） 「環境影響評価法施行令」・「環境影響評価法施行規則」一部改正（方法書説明会の実施等）（H24. 4. 1施行）		
11	「水質汚濁防止法施行令」一部改正（有害物質貯蔵指定施設の定義等）（H24. 6. 1施行）		

年	県	月	国
H23 (2011)	「千葉県環境影響評価条例」一部改正（方法書説明会の実施等）（H23. 7. 1 施行） 水生生物の保全に係る環境基準の水域類型を指定（県内河川・湖沼）	11	「環境影響評価法施行令」一部改正（風力発電の追加）（H24. 10. 1 施行）
		12	
H24 (2012)	東京湾に係る「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」策定 東京湾に係る「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」・「窒素含有量に係る総量規制基準」・「りん含有量に係る総量規制基準」告示（H24. 5. 1 施行） 「千葉地域公害防止計画（H23～H27 年度）」策定 「千葉県排水水質及び特定地下浸透水の汚染状態の測定の回数を定める条例」制定（H24. 10. 1 施行） 「千葉県環境保全条例施行規則」一部改正（1, 1-ジクロロエチレンの排水基準の変更）（H24. 3. 30 施行） 印旛沼及び手賀沼に係る第 6 期「湖沼水質保全計画」策定 「千葉県環境影響評価条例施行規則」一部改正（方法書説明会の実施等）（H24. 7. 1 施行） 「千葉県自動車環境対策に係る基本方針」策定 「千葉県自然環境保全条例施行規則」一部改正（関係法令の制定・改正に伴う所要の整備等）（H24. 3. 20 施行） 「千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱」一部改正（改組に伴う所要の整備）（H24. 4. 1 施行） 「千葉県立自然公園条例」及び「千葉県立自然公園施行規則」一部改正（自然保護法における、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しによる改正に伴う所要の整備等）（H24. 3. 23 一部施行・H24. 4. 1 施行） 「千葉県浄化槽取扱指導要綱」全面改正（H24. 4. 1 施行） 「千葉県第 11 次鳥獣保護計画」策定（H24. 4. 1 施行） 「千葉県特定鳥獣保護管理計画」策定（ニホンザル、ニホンジカ）（H24. 4. 1 施行）  「千葉県環境保全条例」一部改正（排水水の自主測定結果の記録の保存義務と事故時の措置について改正）（H24. 7. 13 公布、H24. 10. 1 施行）  「千葉県環境保全条例施行規則」一部改正（排水水の汚染状態の測定に関する規定の改正）（H24. 10. 1 施行） 「千葉県環境保全条例施行規則」一部改正（1, 4-ジオキサンの排水基準の追加）（H25. 4. 1 施行）	2	「水質汚濁防止法施行規則」一部改正（有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準等）（H24. 6. 1 施行）  国の「第四次環境基本計画」策定 「水質汚濁防止法施行令」「水質汚濁防止法施行規則」「排水基準を定める省令」等改正（特定施設及び有害物質の追加等）（H24. 5. 25 施行） 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」策定  「水質汚濁に係る環境基準について」一部改正（水生生物の保全に係る水質環境基準にノニルフェノールを追加）（H24. 8. 22 公布・施行） 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」制定（H25. 4. 1 施行） 「生物多様性国家戦略2012-2020」閣議決定 「バイオマス事業化戦略」決定  「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」一部改正（水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定（東京湾の一部））（H24. 11. 2 公布・施行） 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令」一部改正（処理期限の延長）（H24. 12. 12 施行）
		3	
		4	
		5	
		6	
		7	
		8	
		9	
		10	
		11	
		12	

年	県	月	国
H25 (2013)	<p>「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」一部改正（上乗せ対象の特定施設の追加）（H25. 4. 1 施行）</p> <p>「手賀沼水環境回復行動計画」一部見直し</p> <p>「第 2 期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」策定</p> <p>「千葉県環境影響評価条例」一部改正（法対象事業における計画段階環境配慮書の手続の新設に伴う改正）（H25. 4. 1 施行）、（法対象事業における環境保全措置等の公表等の手続の具体化に伴う改正）（H25. 10. 1 施行）</p> <p>「千葉県環境影響評価条例施行規則」一部改正（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令等の改正に伴う改正）（H25. 4. 1 施行）、（法対象事業における環境保全措置等の公表等の手続の具体化に伴う改正）（H25. 10. 1 施行）</p> <p>「千葉県自然環境保全条例施行規則」一部改正（関係法令の改正に伴う所要の整備等）（H25. 4. 1 施行）</p>	3	<p>「水質汚濁に係る環境基準について」一部改正（水生生物の保全に係る水質環境基準に「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）」を追加）（H25. 3. 27公布・施行）</p>
H25 (2013)	<p>「千葉県自然公園特別地域における大規模な開発行為に係る指導要綱」一部改正（環境調査評価専門委員会の廃止等）（H25. 4. 1 施行）</p> <p>「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」作成</p> <p>「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」一部改正（中間処理届出制から毎月の実績報告制に変更）（H25. 4. 1 施行）</p> <p>「千葉県環境保全条例施行規則」一部改正（事業者の低公害車導入義務、低公害車の定義等の見直し）（H25. 4. 1 施行）</p> <p>「千葉県地球温暖化対策実行計画事務事業編（第 3 次）」策定</p>	3	<p>「自然公園法」一部改正（関係法令の制定に伴う所要の整備等）（H25. 6. 14公布・施行）</p> <p>「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」（環境関係法令における放射性物質に関する適用除外規定の削除等）（H25. 12. 20大気汚染防止法・水質汚濁防止法に係る施行、H27. 6. 1環境影響評価法に係る施行）</p> <p>「大気汚染防止法」一部改正（アスベスト飛散防止対策の強化）（H26. 6. 1施行）</p> <p>「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」が改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」施行（H27. 4. 1施行）</p>
	<p>「千葉県地質環境対策審議会」設置（H25. 7. 9）</p>	6 7	
H26 (2014)	<p>「千葉県環境影響評価条例施行規則」一部改正（風力発電の追加等）（H26. 7. 1 施行）</p> <p>「千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定める規則」一部改正（風力発電の追加等）（H26. 7. 1 施行）</p>	5	<p>「自然環境保全法」一部改正（鳥獣保護法の改正に伴う所要の整備）（H26. 5. 30公布、H27. 5. 29施行）</p> <p>「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」が改正され、題名も「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」と改名された。（H27. 5. 29施行）</p>
		6	<p>「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」一部改正（放射性物質の除外規定の削除）（H26. 6. 27適用）</p>
		8	<p>「自然公園法施行規則」・「自然環境保全法施行規則」一部改正（海岸法、河川法の改正に伴う所要の整備）（H26. 8. 8公布、H26. 8. 10施行）</p> <p>土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（1. 1-ジクロロエチレンの土壤溶出量、第二溶出量、地下水基準の変更）（H26. 8. 1公布・施行）</p>
		10	<p>土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令及び土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（同省令に基づく指定事務に係る一部の権限が都道府県等に移譲）（H26. 10. 10公布、H27. 4. 1施行）</p>
		11	<p>「水質汚濁防止法施行規則」・「排水基準を定める省令」一部改正（カドミウムの排水基準の変更）（H26. 11. 4公布、H26. 12. 1施行）</p> <p>「水質汚濁に係る環境基準について」一部改正（トリクロロエチレンの環境基準の変更）（H26. 11. 17公布・施行）</p>
	<p>「千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例」制定（H27. 4. 1施行）</p>	12	

年	県	月	国
H27 (2015)	「千葉県環境基本計画（第二次改訂版）」策定 県内企業 50 社と環境保全細目協定を改定締結 「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」一部改正（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更に伴う改正） 「第 11 次千葉県鳥獣保護管理事業計画」改正（H27. 5. 29 施行） 「第 3 次第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル、ニホンジカ）」策定（H27. 5. 29 施行） 「第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）」策定（H27. 5. 29 施行）	3     5 6 7 9	     「排水基準を定める省令」一部改正（1,4-ジオキサンの暫定排水基準の見直し）（H27. 5. 1 公布、H27. 5. 25 施行） 「大気汚染防止法」一部改正（水銀大気排出規制に係る規制の整備）（H27. 6. 19 公布、H30. 4. 1 施行） 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」制定（一部の規定を除き、H28. 8. 16 施行） 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正（災害廃棄物処理に係る規定の整備）（H27. 7. 17 公布、H27. 8. 6 施行） 「水質汚濁防止法施行規則」・「排水基準を定める省令」一部改正（トリクロロエチレンの地下水の浄化措置命令に関する浄化基準及び排水基準の変更）（H27. 9. 18 公布、H27. 10. 21 施行）
H27 (2015)		11	「気候変動の影響への適応計画」閣議決定
H28 (2016)	第 9 次「千葉県廃棄物処理計画」（H28～H32 年度）策定 県内の天然ガス採取企業 9 社と地盤沈下防止細目協定を改定締結  「千葉県発電ボイラー及びガスタービンに係る窒素酸化物対策指導要綱」一部改正（発電事業に関する区分変更）（H28. 4. 1 施行） 「千葉県環境保全条例施行規則」一部改正（カドミウム、トリクロロエチレンの排水基準の変更）（H28. 12. 1 施行）  「千葉県地球温暖化対策実行計画」（H28～H42 年度）策定 「再生土等の埋立て等に係る行政指導指針」策定（H28. 9. 15 施行） 「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」一部改正（ふっ素の暫定排水基準の改正）（H28. 10. 25 施行） 「千葉県環境保全条例施行規則」一部改正（硝酸化合物等の排水基準の変更）（H28. 11. 1 施行） 「千葉県海岸漂着物対策地域計画」改定	3  4 5  9 10 11	「土壤環境基準及び地下水環境基準」並びに「土壤汚染対策法施行規則」一部改正（土壤環境基準項目にクロロエチレン及び 1, 4-ジオキサンを追加、地下水環境基準項目の塩化ビニルモノマーをクロロエチレンに変更）（H28. 3. 29 公布、H29. 4. 1 施行） 「水質汚濁に係る環境基準」一部改正（底層溶存酸素量の環境基準の設定）（H28. 3. 30 公布・施行）  「地球温暖化対策計画」閣議決定 「地球温暖化対策の推進に関する法律」一部改正（国民運動の強化、国際協力を通じた温暖化対策の推進、地方自治体の地域レベルの温暖化対策の推進）（H28. 5. 27 施行） 「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」一部改正（ふっ素、硝酸化合物等の暫定排水基準の改正）（H28. 6. 16 公布、H28. 7. 1 施行） 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」一部改正（使用中の高濃度 PCB 使用製品に関する処分期限の義務付け、都道府県等の報告徴取・立入検査権限の強化等）（H28. 7. 29 公布、H28. 8. 1 施行） 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」改正（PCB 廃棄物等の掘り起こし調査等に関する具体的手法の追加等）（H28. 7. 26） 東京湾等の「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」策定

年	県	月	国
H29 (2017)	<p>印旛沼及び手賀沼に係る第7期「湖沼水質保全計画」策定 「第12次千葉県鳥獣保護管理事業計画」策定 (H29.4.1 施行) 「第4次第二種特定鳥獣保護管理計画 (ニホンザル、ニホンジカ)」 (H29.4.1 施行) 「第2次第二種特定鳥獣管理計画 (イノシシ)」策定 (H29.4.1 施行) 「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」一部改正 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更に伴う改正) 「千葉地域公害防止計画」 (H28~H32 年度) 策定 千葉県レッドリスト (植物・菌類編) &lt;2017 年改訂版&gt; 公表</p> <p>東京湾に係る「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」策定 東京湾に係る「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」・「窒素含有量に係る総量規制基準」・「りん含有量に係る総量規制基準」告示 (H29.9.1 施行) 「千葉県浄化槽取扱指導要綱」一部改正 (7 条検査手数料の前納制の導入等) (H29.10.1 施行)</p>	3 5 6 8	<p>「土壌汚染対策法」一部改正 (土壌汚染状況等調査の実施対象の追加、汚染土壌処理業の譲受等の規定等) (H29.5.19 公布、H30.4.1 施行、H31.4 施行)</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正 (有害使用済機器の保管等に係る規制の創設) (H29.6.16 公布、H30.4.1 施行)</p> <p>「水質汚濁防止法施行令」一部改正 (水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する塩水精製施設及び電解施設を同法の特定施設から削除) (H29.8.16 施行)</p>
H30 (2018)	<p>「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」策定 「千葉県災害廃棄物処理計画」策定</p> <p>「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」一部改正 (発電事業者のガス機関等に関する基準変更) (H30.7.1 施行)</p>	3 4 6 7	<p>国の「第五次環境基本計画」策定 「排水基準を定める省令」一部改正 (1,4-ジオキサンの暫定排水基準の見直し) (H30.4.10 公布・H30.5.25 施行) 「気候変動適応法」制定 (H30.6.13 公布・H30.12.1 施行) 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」策定※平成 24 年に策定した基本方針を変更 「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」一部改正 (H30.6.22 施行)</p>
H30 (2018)	<p>「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」制定 (H31.4.1 施行)</p>	8 10 11	<p>「排水基準を定める省令」一部改正 (海域の窒素・りんの暫定排水基準の見直し) (H30.8.28 公布・H30.10.1 施行)</p> <p>「気候変動適応計画」策定</p>
H31 (2019)	<p>「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」を「地域気候変動適応計画」に位置付け 「第三次千葉県環境基本計画」策定 千葉県レッドリスト (動物編) &lt;2019 年改訂版&gt; 公表</p>	2 3	
R 元 (2019)		5 6 7	<p>「プラスチック資源循環戦略」策定 「食品ロスの削減の推進に関する法律」制定 (R1.10.1 施行) 「浄化槽法」一部改正 (R2.4.1 施行) (浄化槽の適正管理と単独処理浄化槽の転換促進を目的とした行政の役割強化) 「環境影響評価法施行令」一部改正 (太陽電池発電所の追加) (R2.4.1 施行)</p>

年	県	月	国
R2 (2020)	千葉県 千葉県の外来生物リスト2020年改訂版公表 「浄化槽保守点検業者登録に関する条例」一部改正 (R2. 4. 1 施行) (浄化槽管理士の研修に関する規定追加) 「浄化槽保守点検業者登録に関する条例施行規則」一部改正 (R2. 4. 1 施行) (浄化槽管理士の研修に関する規定追加)  「千葉県環境影響評価条例施行規則」一部改正 (太陽電池発電所の追加) (R3. 4. 1 施行) 「千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定める規則」一部改正 (太陽電池発電所の追加等) (R3. 4. 1 施行) 県内の天然ガス採取企業 9 社と地盤沈下防止細目協定を改定締結 「千葉県海岸漂着物対策地域計画」改定	3  4  6 7  10  12	「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」策定  「土壌環境基準」及び「土壌汚染対策法施行規則」一部改正 (カドミウム及びトリクロロエチレンの土壌環境基準等の変更) (R3. 4. 1 施行) 「大気汚染防止法」一部改正 (R3. 4. 1・R4. 4. 1・R5. 10. 1 施行) (石綿含有成形板等の規制対象への追加等) プラスチック製買物袋 (レジ袋) 有料化 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」一部改正 (災害廃棄物について、一般廃棄物処理施設設置に係る手続きの簡素化、PCB 廃棄物の特例対象への追加) (R2. 7. 16 施行) 首相の所信表明演説で、2050 年カーボンニュートラルの実現を宣言 「水質汚濁防止法施行令」一部改正 (住宅宿泊事業の用に供するちゅう房施設等を同法の特定期間から削除) (R2. 12. 19 施行)
R3 (2021)	2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言 第2次千葉県アカゲザル防除実施計画策定 第2次千葉県アライグマ防除実施計画策定 第2次千葉県キョン防除実施計画策定 「第10次千葉県廃棄物処理計画 (千葉県食品ロス削減推進計画)」(R3~R7年度)策定 「千葉県環境学習等行動計画」(~R12年度)策定 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」一部改正 (R3. 3. 5 施行) 「千葉県地球温暖化対策実行計画事務事業編 (第4次)」策定	2 3  4 5 6 9 10  12	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針」改正  「自然公園法」一部改正 (協議会制度の創設・利用のための規制の対象行為追加) (R4. 4. 1 施行) 「地球温暖化対策推進法」一部改正 (2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設) (R3. 6. 2 公布・施行) 「大気汚染防止法施行令」一部改正 (ボイラーの規模要件を改正) (R4. 10. 1 施行) 「自然公園法施行令」一部改正 (「自然公園法」一部改正に伴う所要の整備) (R4. 4. 1 施行) 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」一部改正 (第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の種類の変更) (R5. 4. 1 施行) 「地球温暖化対策計画」閣議決定 「政府実行計画」閣議決定 「気候変動適応計画」閣議決定 東京湾における底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定 (R3. 12. 28 施行)
R4 (2022)	印旛沼及び手賀沼に係る第8期「湖沼水質保全計画」策定  東京湾に係る「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」策定	1 3 4 7 10	東京湾等の「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」策定  「自然公園法施行規則」一部改正 (「自然公園法」一部改正に伴う所要の整備) (R4. 4. 1 施行) 「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」一部改正 (ほう素、ふっ素、硝酸化合物等の暫定排水基準の変更) (R4. 7. 1 施行)
R4 (2022)	「千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則」一部改正 (硝酸化合物等の暫定排水基準の変更) (R4. 11. 1 施行) 「京葉臨海コンビナート カーボンニュートラル推進協議会」設立 「手賀沼水循環回復行動計画」改定	11 12	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」変更

年	県	月	国
R5 (2023)	「千葉県化学物質環境管理指針」廃止 「千葉県カーボンニュートラル推進方針」の策定 「千葉県地球温暖化対策実行計画」の改定 「千葉県地球温暖化対策実行計画事務事業編（改定第4次）」策定  「千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」制定（R6.4.1 施行） 「千葉県立自然公園条例」一部改正（協議会制度の創設・利用のための規制の対象行為追加）（R6.4.1 施行）	2	「水質汚濁防止法施行令」一部改正（PFOS等の指定物質への追加）（R5.2.1 施行）
		3	「生物多様性国家戦略2023-2030」閣議決定
		6	「大気汚染防止法施行規則」一部改正（資格者による石綿事前調査義務範囲拡大）（R8.1.1 施行）
		10	
R6 (2024)	「千葉県環境保全条例施行規則」一部改正（六価クロムの排水基準の変更）（R6.4.1 施行） 「千葉県立自然公園条例施行規則」一部改正（「千葉県立自然公園条例」一部改正に伴う所要の整備）（R6.4.1 施行） 「第3期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」策定（R6.4.1 施行）  「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」一部改正（大腸菌群数が大腸菌数に変更）（R7.4.1 施行） 「千葉県環境保全条例施行規則」一部改正（大腸菌群数が大腸菌数に変更）（R7.4.1 施行） 「千葉県自動車環境対策に係る基本方針」改正	1	「排水基準を定める省令」一部改正（六価クロム及び大腸菌群数の排水基準の見直し）（R6.1.25 公布、R6.4.1 施行、R7.4.1 施行）
		3	
		6	「地球温暖化対策推進法」一部改正（二国間クレジット制度の実施体制強化、地域脱炭素化促進事業制度の拡充）（R6.6.19 公布、R7.4.1 施行）
		12	
R7 (2025)		2	「大気汚染防止法施行規則」一部改正（水銀排出施設の新設、排出基準の強化）（R7.2.17 公布、R7.10.1 施行）
		3	「地球温暖化対策計画」閣議決定

## 2 地球温暖化関係

- 2.1 千葉県における温室効果ガス排出量部門別内訳
- 2.2 CO<sub>2</sub>CO<sub>2</sub>スマート宣言事業所（プレミアム・コース）登録事業所の取組内容
- 2.3 県自らの事務・事業による環境負荷低減の取組実績（2024年度）

## 2.1 千葉県における温室効果ガス排出量部門別内訳（2021年度）

分類・部門		温室効果ガス排出量 (千 t-CO <sub>2</sub> )
エネルギー起源二酸化炭素	エネルギー転換部門	1,363
	産業部門	40,443
	家庭部門	7,185
	業務その他部門	8,753
	運輸部門	9,785
	廃棄物部門（原燃料使用）	366
非エネルギー起源二酸化炭素	廃棄物部門（単純焼却）	1,176
	工業プロセス部門	1,502
二酸化炭素以外	メタン	677
	一酸化二窒素	680
	HFCs	141
	PFCS	55
	六ふっ化硫黄	37
	三ふっ化窒素	6
合計		72,170

（注）端数処理（四捨五入）の関係で合計が一致しません。

## 2.2 CO<sub>2</sub>CO<sub>2</sub>スマート宣言事業所（プレミアム・コース）登録事業所の取組内容

事業所名称	取組内容
株式会社千葉銀行本店	地球温暖化対策として、照明のLED化等の省エネ施策や環境対応車の導入を促進しているほか、長生郡一宮町にて、「ちばぎんの森(第6)」森林整備活動を実施し、失われつつある海岸保安林の再生に取り組んでいます。
妙中鉱業株式会社	生産性向上（技術開発・自動化設備導入等による収率・収量改善）を基軸としたさらなる省エネの実現に取り組んでいます。 また、新たに水使用量と廃棄物削減の取組目標を設定し、達成状況を記録・管理しています。
東京都市サービス株式会社 幕張新都心ハイテク・ビジネス地区熱供給センター	幕張新都心ハイテク・ビジネス地区熱供給センターは、我が国初の「下水処理水の持つ熱を有効活用した環境保全型地域熱供給システム」を導入しています。外気温と比べて、冬は温かく、夏は冷たい特性を活かした下水処理水の温度差エネルギーと「蓄熱式ヒートポンプシステム」を利用した熱供給により国内の地域熱供給プラントにおいてトップレベルの省エネルギーと低CO <sub>2</sub> の実績を有しています。
直販配送株式会社富里センター	当社では資源を無駄にしない為に、4Rの徹底や自主的に環境保全に取り組んでいます。現在ペットボトルキャップやプルタブの分別をし、寄付活動をしています。全従業員で協力をして廃棄物削減に向け日々考えて取り組んでいます。
直販配送株式会社房総センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化、脱炭素、SGDs等々情報収集し、従業員への告知や掲示にて省エネの促しを行っています。</li> <li>無人スペースの消灯及び蛍光灯の間引き実施により節電・省エネに努めております。</li> <li>コピー用紙のリサイクル及び裏面使用、電子化によるペーパーレスの推進により限りある資源の抑制を図っています。</li> <li>配送車両のエコドライブを心がけ定期的な燃費実態確認を数値化して配送員への開示と教育を実施しCO<sub>2</sub>排出抑制に努めています。</li> </ul>
順天堂大学医学部附属浦安病院	当院では環境に優しいエコホスピタルの実現に向けて、専門会議を立ち上げ活動しています。この会議では、省エネ対策だけでなく、ペーパーレス化やゴミの分別などSDGsに関するものを議題に挙げ、より具体的な対策を計画・実行しております。 また、カーボンオフセット都市ガスを導入し、2024年度は約387トン分のCO <sub>2</sub> 削減効果を得られています。今後も院内で働く職員が高い意識を持ち、患者さんや御来院される方にもご協力いただきながら、エコへの取り組みを積極的に推進してまいります。

## 2.3 県自らの事務・事業による環境負荷低減の取組実績（2024年度）

### （1）二酸化炭素排出量

（単位：t-CO<sub>2</sub>）

区 分	二酸化炭素排出量 (2024年度)	基準年度 二酸化炭素排出量 (2013年度)	基準年度 からの増減
電気 (調整後排出量)	289,800 (289,794)	318,785 (311,135)	▲ 9.1% (▲ 6.9%)
庁舎等燃料使用	38,935	36,228	7.5%
都市ガス	23,686	23,152	
LPガス	1,934	2,402	
灯油	4,102	4,844	
A重油	5,592	5,684	
B・C重油	0	0	
ガソリン	93	38	
軽油	123	28	
天然ガス	50	79	
蒸気・温水・冷水	3,353	-	
公用車燃料使用	1,923	2,608	▲ 26.3%
ガソリン	1,478	1,826	
軽油	445	754	
天然ガス	0	28	
LPガス	0	0	
船舶燃料使用	1,642	3,052	▲ 46.2%
A重油	1,421	2,805	
軽油	216	245	
ガソリン	4	2	
合計 (調整後排出量)	332,299 (332,293)	360,673 (353,024)	▲ 7.9% (▲ 5.9%)

注：端数処理（四捨五入）の関係で、「合計」が一致しない場合がある。

## (2) 温室効果ガス総排出量

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

区 分	温室効果ガス排出量 (2024 年度)					基準年度 総排出量 (2013 年度)	基準年度 からの 増減
	二酸化 炭素	メタン	一酸化 二窒素	ハイドロ フルオロ カーボン	総排出量		
電気 (調整後排出量)	289,800 (289,794)				289,800 (289,794)	318,785 (311,135)	▲ 9.1% (▲ 6.9%)
庁舎等燃料	38,935	541	103		39,578	36,228	9.2%
公用車燃料	1,923	3	54		1,980	2,671	▲ 25.9%
船舶燃料	1,642	4	12		1,658	3,085	▲ 46.2%
自動車エアコン				21	21	22	▲ 5.8%
麻酔剤 (笑気ガス)			375		375	405	▲ 7.3%
家畜の飼育、糞尿処理等		1,588	280		1,868	2,090	▲ 10.6%
水田		57			57	170	▲ 66.3%
農作物の栽培に使用された肥料			99		99	32	212.1%
下水処理・下水汚泥の焼却等		9,860	69,747		79,607	77,718	2.4%
合計 (調整後排出量)	332,299 (332,293)	12,054	70,670	21	415,043 (415,037)	441,205 (433,556)	▲ 5.9% (▲ 4.3%)
クレジット・証書等による減算量 (オフセット)					▲127		
クレジット・証書等による加算量 (オンカウント)					0		
クレジット・証書等による調整後の排出量 (調整後排出量)					414,916 (414,910)		▲ 6.0% (▲ 4.3%)

注1：端数処理（四捨五入）の関係で、「合計」又は「温室効果ガス総排出量」が一致しない場合がある。

注2：メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボンについては、二酸化炭素排出量に換算した値である。

## (3) その他環境に配慮した取組

区 分	実 績 (2024 年度)
水道使用量 (千m <sup>3</sup> )	1,583
用紙使用量 (千枚)	404,534
事業系一般廃棄物(可燃ごみ)排出量 (t)	4,504
環境配慮物品の調達率 (%)	72.5%
電力の環境配慮契約件数 (件) (注)	289

注：2025年4月1日時点の契約数。

### 3 廃棄物関係

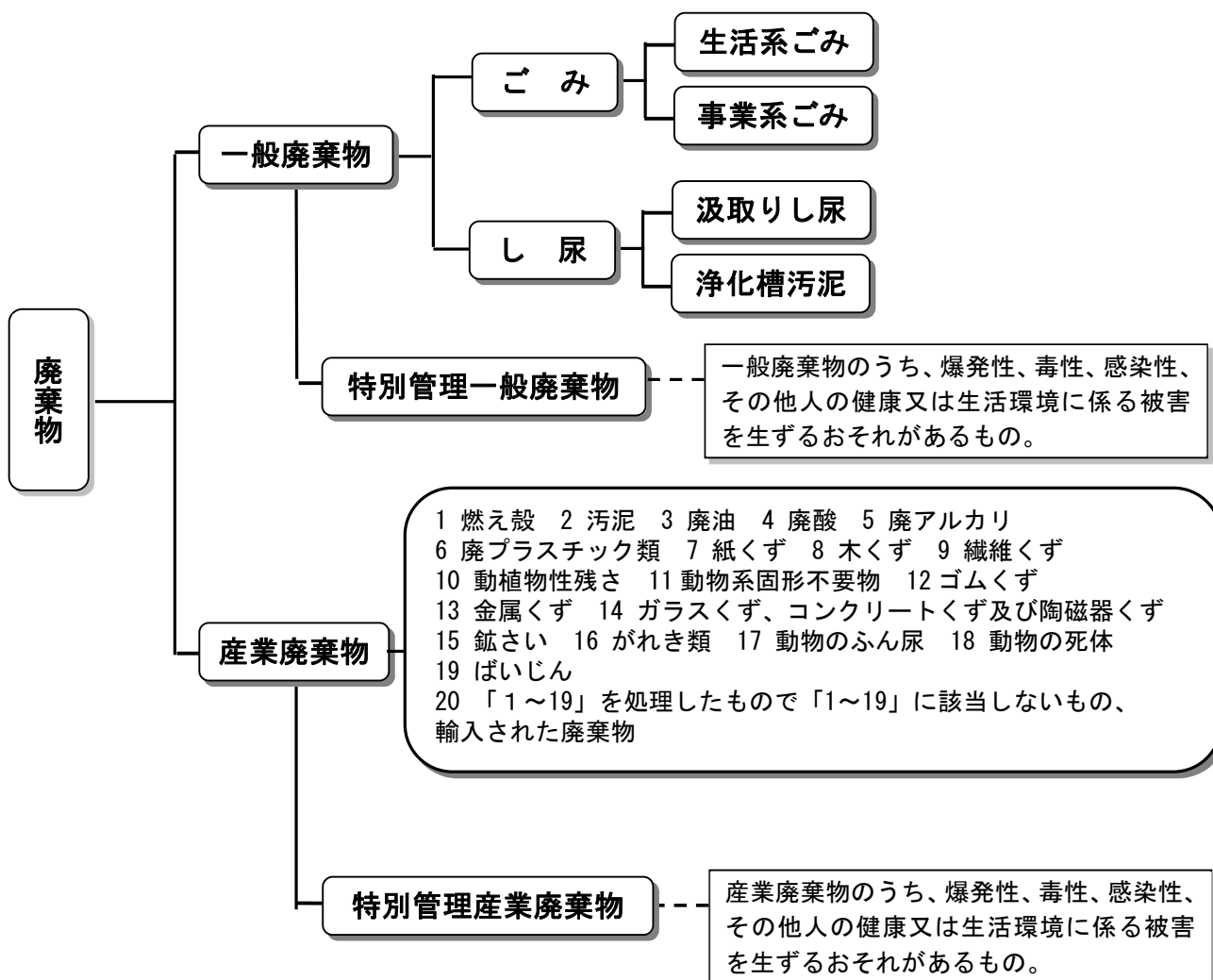
- 3.1 生活系可燃収集ごみの有料化の状況
- 3.2 廃棄物の分類
- 3.3 産業廃棄物の種類
- 3.4 産業廃棄物処理業による処理の実績
  - 3.4.1 産業廃棄物処理業による中間処理の実績
  - 3.4.2 産業廃棄物処理業による最終処分の実績
- 3.5 廃棄物処理法第 15 条に規定する許可施設の設置状況
- 3.6 県廃棄物条例に基づく許可施設の設置状況
- 3.7 産業廃棄物処理業者に係る許可業者数
- 3.8 県内の PCB 廃棄物の保管量、PCB 使用製品の使用量
- 3.9 自動車リサイクル法に基づく県内事業者の登録・許可状況

### 3.1 生活系可燃収集ごみの有料化の状況 (2023年度実績)

指定袋制			料金徴収・指定袋 共になし
処理料金上乗せ	超過有料制	袋代のみ	
有料化あり		有料化なし	
千葉県、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、東金市、旭市、勝浦市、八千代市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町	野田市	市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町	我孫子市

### 3.2 廃棄物の分類

廃棄物は以下のように分類されます。



### 3.3 産業廃棄物の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」では、次のように産業廃棄物の種類を定めています。

（ 廃棄物処理法では、産業廃棄物に該当しないものを一般廃棄物としています。なお、有価物及び次の①～⑤のものは、廃棄物処理法の対象となりません。  
 ①気体状のもの、②放射性物質及びこれによって汚染されたもの、③港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの、④漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの、⑤土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

	種 類	適 用	業種指定
産 業 廃 棄 物	1 燃 え 殻	石炭灰、重油灰、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ	
	2 汚 泥	排水処理後及び各種製造業の製造工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、凝集沈殿汚泥、建設工事汚泥等	
	3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ等	
	4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液	
	5 廃 アルカリ	廃ソーダ液等、すべてのアルカリ廃液	
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）など固形状及び液状のすべての合成高分子化合物	
	7 紙 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業、印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず	有
	8 木 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片等、貨物の流通のために使用したパレット等	有
	9 織 維 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。）から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず	有
	10 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有
	11 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物	有
	12 ゴ ム く ず	天然ゴムくずのみ	
	13 金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等	
	14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、レンガくず、廃石膏等	
	15 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さ、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、粉炭かす、鋳物砂等	
	16 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート片、アスファルト片、レンガ等	
	17 動物のふん尿	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有
	18 動物の死体	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有
	19 ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設からのばいじん、集じん施設によって集められたもの	
	20	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	
	輸入された廃棄物	航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物	
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	廃 油	廃油のうち揮発油類、灯油類、軽油類	
	廃 酸	水素イオン濃度指数（pH）2.0以下の廃酸	
	廃アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）12.5以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等	
	特定有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物	廃ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油、ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず、ポリ塩化ビフェニルが付着し又は封入された又は廃プラスチック類若しくは金属くず、ポリ塩化ビフェニルが付着した陶磁器くず又はがれき類
	廃水銀等	特定の施設等から発生した廃水銀及び廃水銀化合物（水銀使用製品産業廃棄物 <sup>注1</sup> 及び水銀含有ばいじん等 <sup>注2</sup> を除く。）、廃棄物処理施設等で回収した廃水銀、廃水銀等を処分するために処理したものであり環境省令で定める基準に適合しないもの	
	廃石綿等 <sup>注3</sup>	建築物その他工作物から除去した石綿、石綿含有保温材、作業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、発じん機又は集じん機で集められた石綿等	
その他の有害産業廃棄物	特定の施設等から発生した燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん等のうち、有害物質が環境省令で定める判定基準に適合しないもの		

注1：水銀使用製品産業廃棄物とは、水銀使用製品（水銀電池、水銀圧力計、蛍光灯等及びこれらが組込まれた製品）が産業廃棄物となったもの。

注2：水銀含有ばいじん等とは、特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物のうち、水銀を一定以上含む燃え殻、鉱さい、汚泥、ばいじん、廃酸、廃アルカリをいう。

注3：アスベストを含む廃棄物は、特別管理産業廃棄物の廃石綿等の他に石綿含有産業廃棄物がある。石綿含有産業廃棄物とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。（ただし、廃石綿等を除く。）

### 3.4 産業廃棄物処理業による処理の実績

#### 3.4.1 産業廃棄物処理業による中間処理の実績（2022・2023年度）

（単位：t）

種 類	県内廃棄物		県外廃棄物		合計		
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	
産業廃棄物	燃え殻	579	2,232	13,450	13,179	14,029	15,411
	汚泥	839,304	656,143	810,385	960,178	1,649,690	1,616,321
	うち建設汚泥	473,958	309,763	653,944	807,709	1,239,737	1,117,472
	廃油	63,239	59,745	48,975	48,886	112,213	108,632
	廃酸	7,413	3,416	19,732	13,083	27,146	16,498
	廃アルカリ	39,202	40,141	39,456	38,287	78,658	78,429
	廃プラスチック類	326,837	297,232	201,920	203,882	528,758	501,114
	紙くず	43,890	44,447	31,765	29,548	75,655	73,995
	木くず	389,419	355,307	184,861	148,899	574,280	504,207
	繊維くず	8,133	8,462	12,110	11,169	20,243	19,631
	動植物性残さ	45,093	43,380	53,405	48,087	98,498	91,467
	がれき類	3,657,841	3,273,026	1,662,216	1,616,321	5,320,057	4,889,347
	金属くず	87,628	86,689	60,684	60,011	148,312	146,701
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	253,331	251,249	308,796	315,567	562,127	566,815
	鋳さい	8,769	5,115	48,846	48,616	57,615	53,731
	ゴムくず	48	56	155	85	203	141
	ばいじん	36,737	32,135	68,291	80,532	105,029	112,667
	動物の死体	0	1	0	0	0	1
	動物系固形不要物	3	0	15	8	17	8
	動物のふん尿等	2,745	2,736	0	0	2,745	2,736
その他	0	0	0	0	0	0	
小 計	5,810,212	5,161,511	3,565,063	3,636,340	9,375,276	8,797,851	
産業廃棄物 特別管理	廃油	17,776	16,937	21,455	19,109	39,231	36,046
	廃酸	50,023	48,666	20,708	18,039	70,730	66,705
	廃アルカリ	12,987	11,935	12,219	9,532	25,206	21,467
	感染性産業廃棄物	19,568	18,167	10,706	10,236	30,274	28,403
	特定有害廃棄物	18,187	19,751	18,586	18,079	36,773	37,831
	小 計	118,540	115,456	83,674	74,996	202,214	190,452
合 計	5,928,753	5,276,968	3,648,737	3,711,336	9,577,490	8,988,303	
県内・県外の割合（%）	61.9	58.7	38.1	41.3	100	100	

注：千葉市、船橋市、柏市分を含む。

3.4.2 産業廃棄物処理業による最終処分の実績（2022・2023年度）

（単位：t）

種類	県内廃棄物		県外廃棄物		合計		
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	
産業廃棄物	燃え殻	30,464	40,550	844	2,574	31,309	43,125
	汚泥	45,855	55,672	11,872	40,247	57,727	95,918
	うち建設汚泥	0	0	0	0	0	0
	廃プラスチック類	17,251	17,488	21,530	27,955	38,781	45,443
	紙くず	223	354	360	2,430	582	2,783
	木くず	2,591	1,641	359	1,648	2,950	3,289
	繊維くず	185	228	266	1,384	451	1,612
	動植物性残さ	1	2	0	0	1	2
	ゴムくず	71	33	24	40	95	74
	金属くず	2,306	2,443	1,867	3,674	4,173	6,117
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	36,200	44,515	42,548	60,958	78,748	105,473
	がれき類	49,546	64,618	41,622	47,134	91,168	111,753
	鉱さい	1,060	5,612	243	531	1,303	6,143
	ばいじん	8,781	11,402	0	385	8,781	11,787
	その他	353	423	217	217	570	639
小計	194,887	244,981	121,753	189,176	316,640	434,158	
特別管理産業廃棄物（廃石綿等）	5	2	0	0	5	2	
合計	194,891	244,984	121,753	189,176	316,645	434,160	
県内・県外の割合（%）	61.5	56.4	38.5	43.6	100	100	

注：千葉市、船橋市、柏市分を含む。

3.5 廃棄物処理法第15条に規定する許可施設の設置状況（2025年3月末現在）

種別	種類内容	排出事業者	処理業者	合計
中間処理施設	汚泥の脱水施設	43	17	60
	汚泥の乾燥施設（機械乾燥）	5	6	11
	汚泥の乾燥施設（天日乾燥）	2	1	3
	汚泥の焼却施設	3	27	30
	廃油の油水分離施設	3	16	19
	廃油の焼却施設	8	22	30
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	1	4	5
	廃プラスチック類の破碎施設	1	107	108
	廃プラスチック類の焼却施設	1	29	30
	木くず又はがれき類の破碎施設	16	218	234
	金属等を含む汚泥のコンクリート固化施設	0	0	0
	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0
	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	1	0	1
	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	0	0	0
	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	0	0	0
	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0
	木くず等の焼却施設	6	33	39
	合計		90	480
最終処分場	安定型	3	7	10
	管理型	3	6	9
	遮断型	1	0	1
	合計	7	13	20

注1：千葉市、船橋市、柏市内の施設を含む。

注2：最終処分場は残余容量が0及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含む。

注3：施設数は、種類内容の区分に従った延べ施設数

### 3.6 県廃棄物条例に基づく許可施設の設置状況(2025年3月末現在)

種類	排出事業者	処理業者	合計
焼却施設	16	2	18
破碎施設	8	83	91
積替保管場	37	0	37
合計	61	85	146

### 3.7 産業廃棄物処理業者に係る許可業者数(2025年3月末現在)

業区分		収集運搬業	処分業							合計
年度	種類	収集運搬のみ	小計	中間処理	最終処分	収運+中間	収運+最終	中間+最終	収運+中間+最終	
2023年度	産廃	11,452	288	70	3	209	4	0	2	11,740
	特管	895	32	12	1	19	0	0	0	927
	許可業者数※	11,524	290	72	3	209	4	0	2	11,814
2024年度	産廃	11,939	285	68	3	207	4	0	3	12,224
	特管	920	30	10	1	19	0	0	0	950
	許可業者数※	12,010	287	70	3	207	4	0	3	12,297

注：政令市（千葉市、船橋市、柏市）の許可は含まない

※産廃、特管両方の許可を持っている業者がいるため、産廃、特管の合計と必ずしも一致しない

### 3.8 県内のPCB廃棄物の保管量、PCB使用製品の使用量（2024年3月末現在）

	PCB廃棄物の種類（単位）	PCB濃度 5,000mg/kg 超 （高濃度 PCB 廃棄物） （注1）		PCB濃度 5,000mg/kg 以下 （低濃度 PCB 廃棄物） （注1）	
		保管量	使用量	保管量	使用量
変圧器、 コンデン サー、 PCB油等	変圧器（台）	2	0	1,067	1,620
	コンデンサー（3kg以上）（台）	121	0	1,264	545
	PCBを含む油（kg）	305.2	0.0	204,040.6	22,189.0
	柱上変圧器（台）（注2）	0	0	2	0
	電気事業者の柱上変圧器（台）（注3）	0	0	5,443	3
安定器 及び 汚染物等	コンデンサー（3kg未満）（台）	12,129	0	21,121	109
	安定器（台）	19,106	916	4,573	215
	その他の機器等（台）（注4）	8	3	1,059	480
	感圧複写紙（kg）	0.0	0.0	0.0	0.0
	ウエス（kg）	2,071.1	0.0	718.5	0.0
	OFケーブル（kg）	0.0	0.0	645.0	87,971.0
	汚泥（kg）	1,190.0	0.0	46,442.5	0.0
	塗膜（kg）	0.0	0.0	8,810.9	0.0
その他（kg）（注5）	14,075.9	0.0	802,469.8	207,154.0	

注1：PCB特別措置法第8条第1項の規定に基づき保管事業者から届出された保管量及び使用量。  
ドラム缶等の各種容器にまとめて保管している場合等、台数（個数）や重量で計上できないものがある。  
PCBを含む油、感圧複写紙、ウエス、汚泥、塗膜及びその他の数量について、体積で届出がなされたものについては、1L=1kgとして重量に換算し計上している。なお、低濃度PCB廃棄物には、濃度不明（低濃度疑い物）も含む。

注2：電気事業者の柱上変圧器を除く。

注3：東京電力パワーグリッド株式会社が所有するもの。

注4：「その他の機器等」とは、開閉器、遮断器、リアクトル、放電コイル等をいう。

注5：「その他」とは、がれき類、分析時の採油用具、保管容器等のPCB汚染物、コンサベーター等の機器のうちPCBに汚染されたものをいう。

注6：千葉市、船橋市、柏市分を含む。

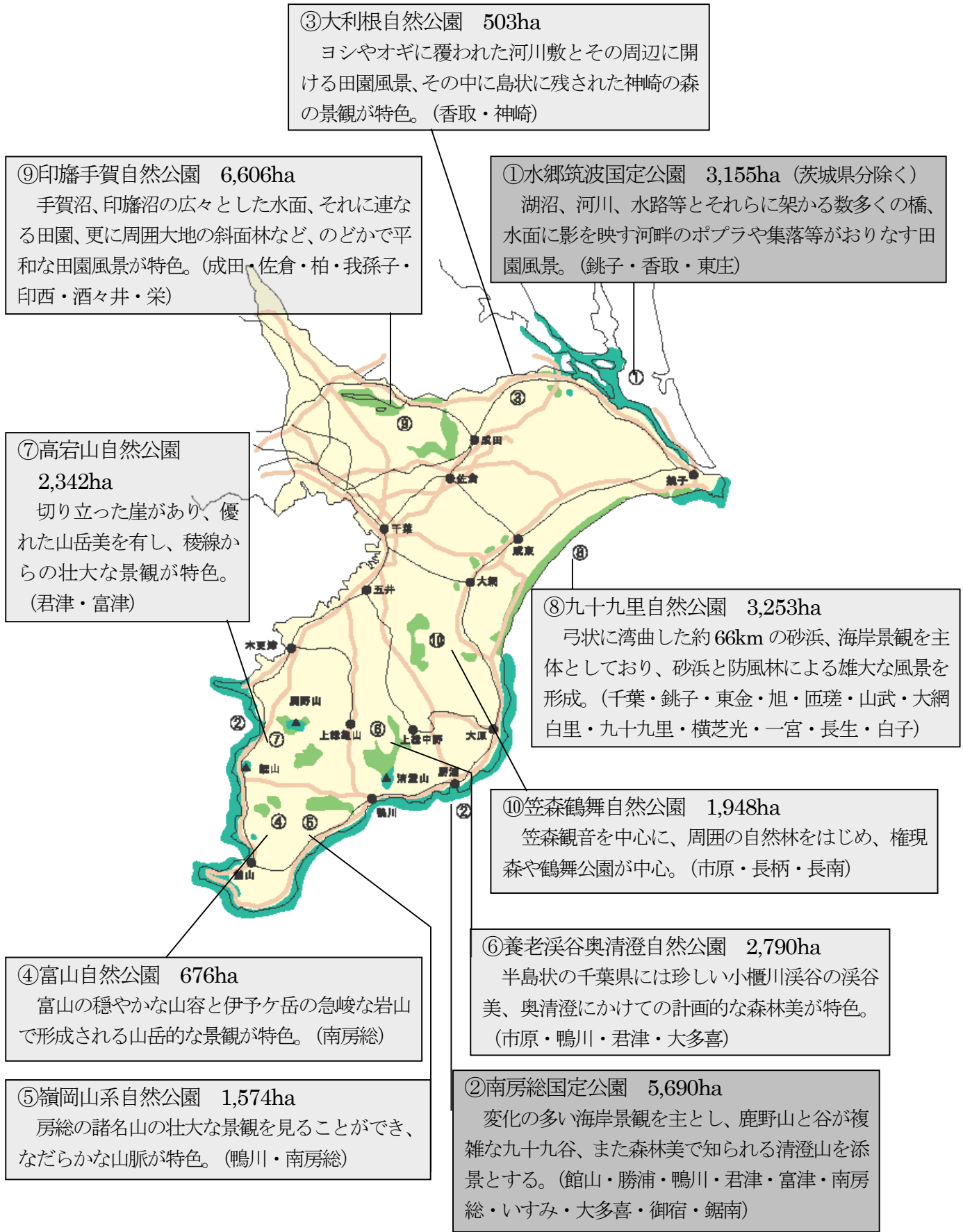
### 3.9 自動車リサイクル法に基づく県内事業者の登録・許可状況（2025年3月末現在）

業種	引取業者	フロン類 回収業者	解体業者	破砕業者
県内（下記を除く）	1,026	506	337	33
千葉市	123	65	49	6
船橋市	44	5	2	0
柏市	76	34	24	3
合計	1,269	610	412	42

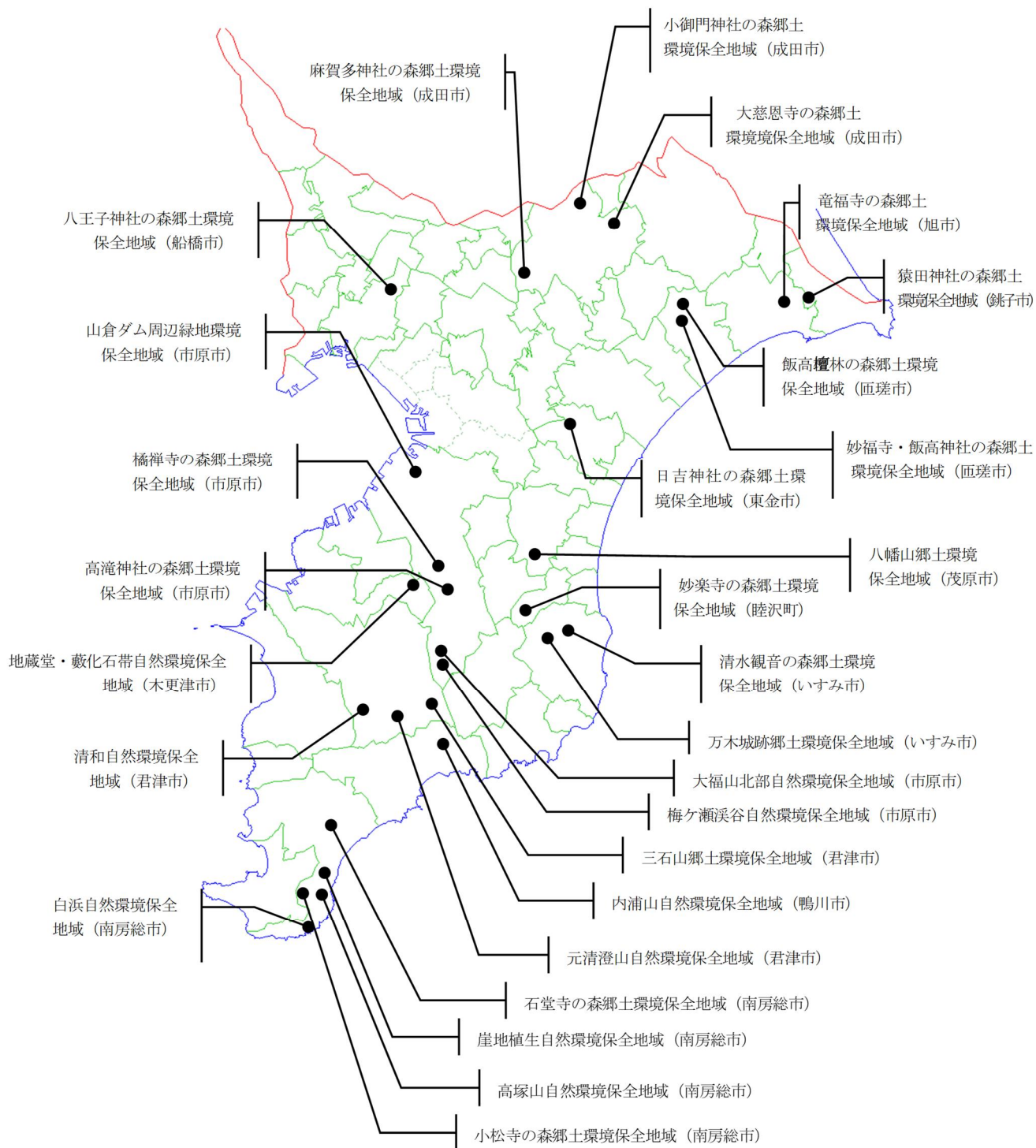
## 4 自然環境関係

- 4.1 千葉県内の自然公園
- 4.2 自然環境保全地域等位置図
- 4.3 自然環境保全地域等指定状況
- 4.4 自然公園の利用施設の概要
  - 4.4.1 集団施設地区
  - 4.4.2 道路及び単独施設
- 4.5 首都圏自然歩道（千葉県コース）
- 4.6 いすみ環境と文化のさと
- 4.7 自然環境保全協定
  - 4.7.1 自然環境保全協定締結状況
  - 4.7.2 自然環境保全協定の年度別新規締結状況
- 4.8 緑化協定
  - 4.8.1 緑化協定締結状況
  - 4.8.2 工場用地等に係る緑化協定の年度別新規締結状況
  - 4.8.3 令和6年度緑化協定締結企業（新規締結企業）
  - 4.8.4 緑化協定対象者の土地区分
  - 4.8.5 用地別緑地率
- 4.9 県内の主な都市公園
- 4.10 特別緑地保全地区の指定状況
- 4.11 県民の森の概要
- 4.12 河川浄化に係る事業の実施状況

4.1 千葉県内の自然公園（令和7年3月末現在）



## 4.2 自然環境保全地域等位置図（令和7年3月末現在）



### 4.3 自然環境保全地域等指定状況（令和7年3月末現在）

区分	地域名	所在地	面積 (ha)			指定年月日	地域の内容
			特別地区	普通地区	合計		
自然環境保全地域	白浜自然環境保全地域	南房総市	0	294.12	294.12	S50. 8. 22	マテバシイなどの常緑広葉樹を主体とした南房総を代表する二次林の地域である。
	梅ヶ瀬溪谷自然環境保全地域	市原市	20.00	216.64	236.64	S51. 1. 9	房総半島中部を代表するコナラ・クスギ・アカメガシワなどの落葉広葉樹を主体とした地域である。
	高塚山自然環境保全地域	南房総市	2.14	64.20	66.34	S51. 1. 9	スダジイの極相林を中心として、優れた自然環境を形成している。
	地蔵堂・蘆化石帯自然環境保全地域	木更津市	9.09	14.05	23.14	S51. 1. 9	貝類・魚類などの化石を多量に含む地層が厚く連続的に発達した学術的に貴重な地域である。
	元清澄山自然環境保全地域(野生動植物保護地区)	君津市	143.63 (123.6)	151.74	295.37	S51. 5. 7	モミ・ツガの純林地帯であり、房総半島では極めて貴重な自然環境を呈しているとともに、キヨスミツバツツジ・ミツバツツジ・ヒカゲツツジの自生地である。
	崖地植生自然環境保全地域(野生動植物保護地区)	南房総市	11.11 (11.11)	0	11.11	S54. 1. 23	九州南部から房総半島南部に至る太平洋沿岸と瀬戸内海に面した一部にしか点在しないヒロホドウドンツツジが自生している地域である。
	内浦山自然環境保全地域	鴨川市	0	147.04	147.04	S59. 5. 11	ウラジログシ・アカガシ・スダジイ・タブノキなど常緑広葉樹を主体とした萌芽林のほか尾根のモミなどが良好な自然環境を形成している。
	清和自然環境保全地域	君津市	105.57	490.56	596.13	H4. 11. 10	ヒメコマツ・ヒカゲツツジ・モミ・ツガなど山地帯性植物が低標高の中に分布しており、さらに自然性の高いスダジイ・タブノキなどの常緑広葉樹が優れた自然環境を形成している。
	大福山北部自然環境保全地域	市原市	0	103.86	103.86	H10. 3. 31	スダジイ・アカガシなどの常緑広葉樹とコナラなどの落葉広葉樹の混交した自然性の高い樹林が形成されている。
計	9 地域	291.54	1,482.21	1,773.75			
郷土環境保全地域	竜福寺の森郷土環境保全地域	旭市			12.72	S50. 6. 13	竜福寺周辺のスダジイ林が極相状態となり、優れた自然環境を形成している。
	清水観音の森郷土環境保全地域	いすみ市			10.39	S50. 6. 13	清水寺周辺のスダジイを主体とした森林が良好な自然環境を形成している。
	三石山郷土環境保全地域	君津市			1.59	S51. 5. 7	アカガシ・ウラジログシ・スダジイ・タブノキなどの自然林と三石観音寺とが調和して良好な自然環境を形成している。
	高滝神社の森郷土環境保全地域	市原市			3.41	S51. 5. 7	スダジイ・タブノキなどの常緑広葉樹林にコナラの大木が混生し良好な自然環境を形成している。
	石堂寺の森郷土環境保全地域	南房総市			2.30	S52. 4. 19	石堂寺周辺のスダジイ林が極相状態となり、優れた自然環境を形成している。
	妙楽寺の森郷土環境保全地域	睦沢町			4.37	S53. 4. 21	スダジイの巨木やアラカシ・タカオカエデ・ウラジログシなどが斜面をおおい一部極相林になっている。
	麻賀多神社の森郷土環境保全地域	成田市			2.80	S54. 3. 30	スダジイ・アカガシ・モチノキなどからなる自然林とマツ・スギの人工林が良好な自然環境を形成している。
	小御門神社の森郷土環境保全地域	成田市			1.81	S54. 4. 3	タブノキの自然林とスギ・ヒノキ・シラカシ・クスノキなどからなる人工林が良好な環境を形成している。
	猿田神社の森郷土環境保全地域	銚子市			1.71	S59. 5. 11	銚子地方を代表するスダジイの極相林で、アカガシ・タブノキ・ヤマボウシなどが混生し、良好な自然環境を形成している。
	飯高檀林の森郷土環境保全地域	匝瑳市			6.77	S59. 5. 11	スギの老齢樹、壮齢樹、幼齢樹からなる人工林が面的によくまとっており、周辺部にはスダジイ・タブノキなども生育し、良好な自然環境を形成している。
	日吉神社の森郷土環境保全地域	東金市			1.91	S59. 5. 11	スギの老齢樹が主体をなし、その中にスダジイ・タブノキ・モミが混生した社寺林で、良好な自然環境を形成している。
	妙福寺・飯高神社の森郷土環境保全地域	匝瑳市			3.32	S60. 5. 24	九十九里地域のスダジイを主体とする極相林で、タブノキ・アカガシ・ウラジログシなどの常緑広葉樹にモミが混生し、良好な自然環境を形成している。
	橘禅寺の森郷土環境保全地域	市原市			2.33	S60. 5. 24	頂上のスダジイを主体とする極相林と西側斜面のアラカシ・スダジイなどの萌芽林が良好な自然環境を形成している。
	八幡山郷土環境保全地域	茂原市			1.79	S61. 4. 25	スダジイ・アラカシなどの老樹、巨木を含んだ極相林であり、またヒメハルゼミの発生地としても知られている。
	万木城跡郷土環境保全地域	いすみ市			31.90	S62. 11. 13	万木城跡とそれをとりまくシイ・カシ林、コナラ・クスギ二次林及びスギ林が一体となって良好な自然環境を形成している。
	大慈恩寺の森郷土環境保全地域	成田市			3.01	H2. 3. 30	境内の斜面にスダジイ・アカガシ・ヤブツバキなどが優占している照葉樹林があり、この地方の自然植生を保存しているとともに、モミの大径木、ヤマボウシ・アオハダなどの希少種が生育している。
	八王子神社の森郷土環境保全地域	船橋市			1.08	H6. 3. 8	スギ・ヒノキ・サワラなどの人工林に、モミ・スダジイ・アカガシ・コナラ・アカシデなどの大径木が混生し、良好な自然環境を形成している。
	小松寺の森郷土環境保全地域	南房総市			12.10	H16. 11. 16	小松寺を中心に、モミ林、スダジイ林が取り囲み、モミ林の分布としては房総の最南端にあたり、南関東では最も低い標高である点から貴重である。
計	18 地域			105.31			
保全地域環境	山倉ダム周辺緑地環境保全地域	市原市			77.30	S52. 4. 19	湖とクスギ・コナラを主体とする樹林、そしてそこに飛来する鳥類とが一体となって都市部での良好な環境を形成している。
	計	1 地域			77.30		
合計	28 地域			1,956.36			

注：特別地域の（ ）内の面積は、野生動植物保護地区の面積である。

## 4.4 自然公園の利用施設の概要（令和7年3月末現在）

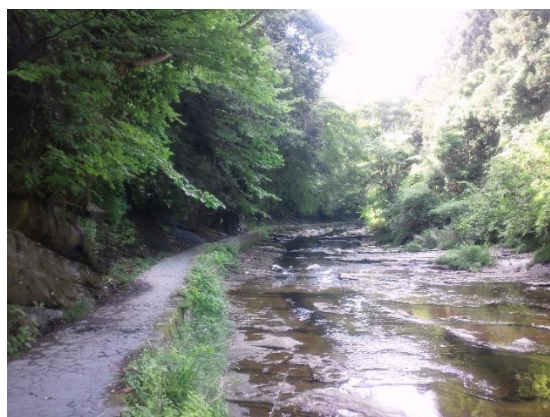
### 4.4.1 集団施設地区

地区名	公園名	位置	面積	施設
館山集団施設地区	南房総国立公園内	館山市見物及び波左間	約 13.1ha	園地・園路・駐車場・シャワー棟・休暇村館山（宿舎）等
大房岬集団施設地区	南房総国立公園内	南房総市富浦町多田良	約 47.5ha	展望台・園路・駐車場・ビジターセンター・インフォメーションセンター・園地・広場・展望施設・野営場・少年自然の家等
白子集団施設地区	県立九十九里自然公園内	長生郡白子町古所及び剃金	約 63.0ha	園路・駐車場・運動広場・園地・野球場等
片貝集団施設地区	県立九十九里自然公園内	山武郡九十九里町片貝	約 19.3ha	園地・駐車場・中央広場・ふるさと自然公園センター・運動広場等

### 4.4.2 道路及び単独施設

各自然公園の公園計画に基づいて、車道、歩道等の道路及び駐車場、展望施設、休憩所等の単独施設の整備を行う。

栗又の滝遊歩道



釣ヶ崎園地



#### 4.5 首都圏自然歩道（千葉県コース）

番号	コース名	距離	区 間		区間中の観光等の主要地点
1	坂東太郎のみち	11.3km	水郷大橋	～ J R 下総神崎駅	利根川・神崎神社
2	自然と歴史をたどるみち	11.4km	J R 下総神崎駅	～ 滑河観音バス停	滑河観音・楽満寺
3	古墳をたずねるみち	15.2km	滑河観音バス停	～ J R 下総松崎駅	房総のむら・龍角寺
4	水鳥のみち	5.8km	J R 下総松崎駅	～ 甚兵衛渡し	印旛沼・甚平衛の森
5	埴輪と遊ぶみち	7.9km	芝山町役場	～ 古和本郷	芝山古墳群・殿塚・姫塚
6	山武杉のみち	8.6km	古和本郷	～ J R 成東駅	山武杉並木・富田（光明寺）
7	伊藤左千夫のみち	15.6km	J R 成東駅	～ J R 東金駅	成東・東金食虫植物群落
8	桜をめぐるみち	14.8km	J R 東金駅	～ J R 土気駅	八鶴湖・雄蛇ヶ池
9	昭和の森をたずねるみち	10.0km	J R 土気駅	～ 新治小学校	昭和の森・小中池
10	山里のみち	13.0km	J R 本納駅	～ 六地藏局前バス停	長柄ふるさと村・真名上人塚
11	森と森をつなぐみち	12.5km	六地藏局前バス停	～ 笠森バス停	権現森・八重垣刑部神社
12	観音様のみち	11.3km	笠森バス停	～ 中之台バス停	笠森観音・ユートピア笠森（休館中）
13	先住民のあるいたみち	9.5km	中之台バス停	～ 睦沢公民館バス停	油殿古墳群・能満寺古墳
14	大海原を望めるみち	11.3km	睦沢公民館バス停	～ J R 東浪見駅	洞庭湖・軍荼利山植物群落
15	九十九里の砂をふみしめて歩くみち	11.9km	J R 東浪見駅	～ J R 長者町駅	太東海浜植物群落・太東埼灯台
16	黒潮の潮騒をきくみち	8.0km	J R 長者町駅	～ J R 大原駅	日在浦・真実一路の碑
17	御宿海岸を歩くみち	10.1km	岩船入口	～ J R 御宿駅	釣師海岸・御宿海岸
18	荒磯のみち	8.4km	部原三又バス停	～ J R 勝浦駅	官軍塚・八幡岬公園
19	理想郷をたずねるみち	3.2km	松部港バス停	～ J R 鶴原駅	勝浦海中公園・鶴原理想郷
20	海と森をつなぐみち	9.4km	J R 行川イイト <sup>®</sup> 駅	～ 内浦山県民の森	誕生寺・内浦山県民の森
21	アジサイのみち	7.9km	内浦山県民の森	～ 清澄寺バス停	清澄寺・麻綿原高原
22	モミ・ツガのみち	13.5km	清澄寺バス停	～ 金山ダムバス停	元清澄山・金山ダム
23	滝のあるみち	8.5km	香木原バス停	～ 下の台バス停	清和県民の森・大滝
24	ニホンザルと出会うみち	9.0km	下の台バス停	～ 植畑上郷バス停	高宕山・石射太郎山
25	九十九谷をたどるみち	17.7km	植畑上郷バス停	～ 白鳥神社	マザー牧場・神野寺
26	東京湾を望むみち	8.4km	J R 浜金谷駅	～ J R 保田駅	鋸山・日本寺
27	川と沼をつなぐみち	14.2km	滑河観音バス停	～ J R 安食駅	龍正院・利根川
28	沼めぐりのみち	8.3km	J R 安食駅	～ 甚兵衛渡し	印旛沼・甚平衛の森
29	城跡をたずねるみち	7.3km	J R 成東駅	～ 山武市姫島	成東城跡公園・姫島

#### 4.6 いすみ環境と文化のさと

地区名称	所在地	面積 ha	地区の説明	施設概要	主たる観察対象	
センター地区	いすみ市万木 (万木沼)	8.7	「いすみ環境と文化のさと」の中心地で、この地域に住む生き物の情報や資料、スポット地区の情報などを提供する「ネイチャーセンター」をはじめ、多目的に利用される昆虫広場、デイキャンプ場、生態園などを設けている。また、この地区を中心に自然観察会や体験学習なども開催する。	ネイチャーセンター:478㎡ 倉庫:70㎡ 駐車場:900㎡ 生態園:0.9ha 管理用道路:W=6.5m, L=470m 観察路:W=0.9~2m, L=1, 128m 標識類	チョウ類、トンボ類、 トウキョウサンショウウオ、バッタ類、ヒヨドリ、ホオジロ、マガモ、カルガモ、ヘイケボタル	
スポット地区	①万木の丘	いすみ市万木 (万木城跡)	31.9	万木城跡の歴史を学習するとともに、標高70mからの高台から里山の景観が眺望でき、また、小鳥の森遊歩道があり野鳥などともふれあえる。	標識類	キジバト、コゲラ、ヤマガラ、メジロ、ヒヨドリ、マガモ、カルガモ、里の景観、星空
	②ふるさとの森	いすみ市松丸 (向台)	3.6	八幡神社の歴史を学習するとともに、周辺の森、大小のため池をめぐるながら野鳥や小鳥、小動物を観察する。	標識類	マガモ、カルガモ、コガモ、スギ、ヒノキ、アラカシ、スダシイ、コイ、イタチ
	③小動物の広場	いすみ市松丸 (松丸)	2.5	鳥類の生息するため池を活用するとともに、観察路を設け生き物とふれあえる。	生態園:0.3ha 観察路:W=0.9~2m, L=785m 標識類	マガモ、カルガモ、コガモ、スギ、ヒノキ、アラカシ、スダシイ、コイ、イタチ
	④照葉樹の森	いすみ市岬町 鴨根 (清水観音)	10.4	清水寺の歴史を学習するとともに、周辺に広がる森の中での森林浴、また、巨樹、野鳥等を観察する。	解説広場:94㎡ あずまや:1棟 標識類	キジバト、コゲラ、ヤマガラ、カブトムシ、巨樹林
	⑤昆虫の広場	いすみ市細尾 (細尾)	0.5	川と水田に囲まれた湿地、竹林、畑地には夏花や湿地植物が見られ、そこに生息する生き物とふれあえるよう観察路などを整備している。	生態園:300㎡ 観察路:W=1.2~2m, L=102m あずまや:1棟 標識類	チョウ類、バッタ類、(トノサマバッタ、イナゴ)
	⑥トンボの沼	いすみ市高谷 (高田堰)	5.0	従来からトンボの生息地で、トンボの種類が豊富であり、生息環境を保全するための広範囲に広がるアシ原を利用し水質浄化を図るとともに生き物とのふれあい、観察ができるよう木製デッキ等を整備している。	生態園:0.6ha 観察路:W=1~4m, L=1, 237m 草地広場:0.3ha 駐車場:200㎡ トイレ・休憩所・72㎡ 標識類	トンボ類(ギンヤンマ、チョウトンボ、シオヤトンボ、アオモンイトトンボ、マイコアカネ他)、コハクチョウ、マガモ、コガモ、オオバン
	⑦ホタルの里	いすみ市山田 (山田)	0.2	従来からホタルの生息地で、ホタルの様子を観察、学習できる観察デッキを整備している。	生態園:700㎡ 観察路:W=1.8~2m, L=77m 駐車場:400㎡ トイレ・休憩所:44㎡ 標識類	ゲンジボタル、オイカワ、ニゴイ、ウグイ、カワセミ
スポット地区計		54.1				
合計		62.8				

#### 4.7 自然環境保全協定

##### 4.7.1 自然環境保全協定締結状況（令和7年3月末現在）

件数	開発面積 (ha)	緑地面積 (ha)	緑地率 (%)
197	12,776.1	6,391.6	50.0

##### 4.7.2 自然環境保全協定の年度別新規締結状況

年度	件数	開発面積 (ha)	緑地面積 (ha)	緑地率 (%)
R2	5	208.6	115.8	55.5
R3	1	2.8	0.8	28.6
R4	3	67.8	52.4	77.3
R5	1	25.2	13.4	53.1
R6	0	0.0	0.0	0.0

#### 4.8 緑化協定

##### 4.8.1 緑化協定締結状況（令和7年3月末現在）

	件数	敷地面積 (ha)	緑地面積 (ha)	緑地率 (%)
工場用地等	1,112	8,704.5	1,390.3	16.0
住宅用地	18	1,093.5	336.6	30.8

##### 4.8.2 工場用地等に係る緑化協定の年度別新規締結状況

年度	件数	敷地面積 (ha)	緑地面積 (ha)	緑地率 (%)
R2	16	54.4	7.5	13.8
R3	21	67.7	10.9	16.1
R4	9	27.5	4.2	15.2
R5	22	113.7	25.5	22.4
R6	14	55.6	8.2	14.8

注：住宅用地に係る緑化協定については、平成7年度以降実績なし。

##### 4.8.3 令和6年度緑化協定締結企業（新規締結企業）

締結者名	所在市町村	敷地面積 (ha)	緑地面積 (ha)	緑地率 (%)
東京建物株式会社	野田市	1.8	0.3	14.9
リンクメット株式会社	千葉市	1.2	0.5	43.7
株式会社タダノ千葉工場	千葉市	3.6	0.5	15.1
ディエイチ・ディベロップメント・ファイブ 特定目的会社	松戸市	2.9	0.3	10.0
野村不動産株式会社都市開発第二事業本部 総合地所株式会社	柏市	5.2	0.8	16.4
東京建物株式会社	野田市	4.7	0.5	10.0
株式会社ヤクルト本社	千葉市 佐倉市	9.7	1.1	11.0
エコクリーン株式会社	茂原市	1.7	0.5	32.4
株式会社野田総合開発	野田市	5.3	0.6	10.1
野村不動産株式会社 総合地所株式会社	柏市	4.5	0.9	19.4
株式会社流山総合開発A	流山市	5.9	1.0	17.0
株式会社流山総合開発B	流山市	3.8	0.7	18.7
ウイング株式会社	白井市	3.1	0.3	10.4

締結者名	所在市町村	敷地面積 (ha)	緑地面積 (ha)	緑地率 (%)
南総建設株式会社	佐倉市	2.5	0.2	10.1
合計		55.6	8.2	14.8

注：緑化協定においては各面積について小数点第二位まで表記しているが、本資料では小数点第二位以下を四捨五入しているため、合計値と表中の各企業の面積の合算値は必ずしも一致しない。

#### 4.8.4 緑化協定対象者の土地区分

土地区分	面積
工場用地	一団の土地で 1ha 以上
住宅用地	〃 10ha 以上
その他の用地 レクリエーション、 観光施設、流通施設等	〃 1ha 以上

#### 4.8.5 用地別緑地率

土地区分	緑地率
工場用地	事業敷地内緑地率は、 工業専用地域 : 10%以上 工業地域、準工業地域 : 15%以上 上記以外の地域 : 20%以上 とする。 また、樹木による緑地率は事業敷地の内外で 10%以上確保する。 なお、将来において総緑地率を事業敷地の内外で 20%以上とするよう努めることとする。
住宅用地	緑地率は、事業敷地内で樹木により 10%以上とする。
その他の用地	緑地率は、事業敷地内で樹木により 10%以上とする。

備考

- 1 事業敷地内緑地率とは、事業敷地内緑地面積の事業敷地面積に対する割合をいう。
- 2 樹木による緑地率とは、事業敷地内及び事業敷地外のそれぞれの樹木による緑地の合計面積の事業敷地面積に対する割合をいう。
- 3 総緑地率とは、事業敷地内緑地及び事業敷地外緑地のそれぞれの面積の合計面積の事業敷地面積に対する割合をいう。
- 4 工業専用地域、工業地域、準工業地域とは、都市計画法に基づく用途地域をいう。
- 5 工場用地の事業敷地が、「工業専用地域」、「工業地域、準工業地域」、「上記以外の地域」の2以上の区域にわたる場合は、工場立地法に基づき地域準則を定める条例第4条に定めるところによる。

#### 4.9 県内の主な都市公園

(令和7年3月末現在)

市町村名	公園名	種別	事業主体	計画決定面積(ha)	開設面積(ha)	主な施設
千葉市	羽衣公園	特殊	県	0.6	0.6	噴水、モニュメント、広場
〃	青葉の森公園	広域	県	53.7	53.7	野球場、テニスコート、陸上競技場、弓道場、中央博物館、彫刻の広場、芸術文化ホール、わんぱく広場、つくしんぼの家、水の広場
〃	幕張海浜公園	広域	県	71.9	68.4	出会いの広場、ふれあいのプロムナード、にぎわいの広場、大芝生広場、日本庭園、茶室、千葉マリスタジアム
〃	千葉県総合スポーツセンター	運動	県	44.0	42.7	スポーツ科学センター、陸上競技場、第2陸上競技場、野球場、軟式野球場、ソフトボール場、庭球場、サッカー・ラグビー場、体育館、弓道場、武道館、宿泊研修所
〃	千葉公園	総合	市	20.9	18.6	池、プール、体育館
〃	昭和の森	総合	市	105.8	105.8	芝生広場、サイクリングコース、野球場、キャンプ場、フォレストビレッジ、テニスコート
〃	大百池公園	総合	市	10.7	10.7	池、散策路、遊具
〃	稲毛海浜公園	総合	市	60.0	83.1	人工海浜、プール、テニスコート、ヨットハーバー、野外ステージ、野球場、BOTANICA MUSEUM、屋内運動場、球技場、ザ・サーフオーシャンテラス
〃	泉自然公園	風致	市	-	44.0	お花見広場、池、草原、菖蒲田、フォレストアドベンチャー
〃	千葉市動物公園	動物	市	33.5	34.0	動物科学館、池、レストラン
〃	花見川緑地	都緑	市	10.0	10.5	交通公園
〃	花島公園	総合	市	40.4	18.3	公園センター、球技場、テニスコート、弓道場、芝生広場、お花見広場、溪流園
〃	千葉市蘇我スポーツ公園	運動	市	46.0	45.8	球技場、多目的広場、庭球場、遊具広場、第1多目的グラウンド、第2多目的グラウンド、円形野球場、第3多目的グラウンド
〃	都川水の里公園	総合	市	43.8	2.1	田んぼ、作業体験棟、支川都川の旧河道
市川市	江戸川河川敷緑地	都緑	市	113.6	24.5	野球場、サッカー場
〃	大町公園	総合	市	19.3	15.0	動物園、植物園、自然観察園、バラ園、少年自然の家
船橋市	船橋市運動公園	運動	市	19.0	19.4	陸上競技場、野球場、テニスコート、体育館、広場、弓道場、プール、トレーニング室
〃	アンデルセン公園	総合	市	38.6	38.4	子ども美術館、ボート池、フィールドアスレチック、風車、農家、レストラン
〃	行田公園	総合	県	11.9	11.9	催物広場、芝生広場、レストコーナー、カナール、日本庭園
館山市	館山運動公園	運動	県	25.4	25.4	テニスコート、野球場、多目的運動場、少年野球場、体育館
〃	城山公園	総合	市	10.3	10.2	日本庭園、茶室、梅園、博物館、つつじ園、里見茶屋
松戸市	松戸運動公園	運動	市	10.0	10.0	プール、野球場、陸上競技場、体育館、武道館
〃	江戸川左岸河川敷緑地	都緑	市	196.0	22.0	野球場、サッカー場、多目的広場
〃	21世紀の森と広場	総合	市	50.5	50.4	芝生広場、池、博物館、レストラン、自然観察園、野外活動ゾーン
野田市	野田市スポーツ公園	都緑	市	187.9	136.0	ゴルフ場、多目的広場
〃	野田市総合公園	総合	市	18.7	16.0	テニスコート、体育館、水生植物園、野球場、陸上競技場
〃	野田市関宿総合公園	総合	市	10.0	5.3	グラウンドゴルフ場、ゲートボール場、フットサル場、体育館
茂原市	茂原公園	総合	市	16.1	16.1	池、野外ステージ、美術館、多目的広場、梅園
〃	長生の森公園	広域	県	48.2	14.2	野球場、テニスコート、ゲートボール場、多目的広場
成田市	重兵衛スポーツフィールド中台	運動	市	19.9	19.9	プール、野球場、テニスコート、陸上競技場、体育館、球技場、相撲場
〃	坂田ヶ池総合公園	総合	市	17.2	17.2	吊橋、浮橋、流水、キャンプ場、芝生広場、森の遊び場、水生植物園 他
〃	下総運動公園	運動	市	-	10.3	野球場、テニスコート、運動広場、サイクルロード、ふれあい広場、こども広場、キャンプ場
佐倉市	岩名運動公園	運動	市	19.6	19.6	陸上競技場、プール、野球場、テニスコート、球技場
〃	佐倉城址公園	歴史	市	28.4	23.7	本丸、出丸跡、水堀、姥ヶ池、菖蒲田、茶室

市町村名	公園名	種別	事業主体	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	主な施設
〃	佐倉ふるさと広場	風致	市	10.2	1.4	管理棟、風車
習志野市	習志野緑地	緩緑	市	63.3	43.4	フィットネス広場、とりでの丘、野球場、テニスコート、サッカー場、谷津干潟自然観察センター、園路、じゃぶじゃぶ池、バーベキュー場
柏市	柏の葉公園	広域	県	45.0	45.0	冒険のトリデ、芝生広場、コミュニティ体育館、ポート池、都市緑化植物園、日本庭園、レストハウス、総合競技場、テニスコート、野球場
〃	手賀の丘公園	総合	市	25.6	25.9	芝生広場、キャンプ場、野球場兼多目的広場、テニスコート、アスレチック、ゲートボール場、野外ステージ、じゃぶじゃぶ池
〃	手賀沼自然ふれあい緑道	緑道	県	32.1	25.1	遊歩道、休憩施設
〃	増尾城址総合公園	総合	市	10.6	8.37	芝生広場、散策路、バーベキュー場、アスレチック、他
市原市	市原緑地運動公園	緩緑	市	42.8	42.7	野球場、プール、陸上競技場、テニスコート、体育館
〃	北五井緑道	緑道	市	14.3	12.4	遊歩道、広場、遊戯施設
流山市	江戸川河川敷緑地	都緑	市	30.0	14.3	野球場
〃	流山市総合運動公園	運動	市	17.9	15.0	野球場、体育館、テニスコート、バーベキュー広場 他
〃	市野谷の森公園	都市林	県	18.5	3.7	修景池、多目的広場
八千代市	八千代総合運動公園	運動	市	13.1	11.9	体育館、野球場、多目的広場、テニスコート
〃	村上緑地公園	総合	市	10.8	10.8	わいわい広場、芝生広場、桜の広場
〃	八千代広域公園	広域	県	53.4	11.4	遊歩道、総合グラウンド、八千代市立中央図書館、八千代市民ギャラリー
我孫子市	利根川ゆうゆう公園	都緑	市	202.9	86.3	野球場、サッカー場、多目的広場、修景広場、オフロード自転車コース、デイキャンプ広場
君津市	内みのわ運動公園	運動	市	13.0	13.0	野球場、体育館、庭球場、日本庭園
〃	君津緩衝緑地	緩緑	市	34.0	20.8	野球場、キャンプ場
富津市	富津公園	広域	県	108.3	97.3	ジャンボプール、テニスコート、多目的運動広場、展望塔、樹林広場、野外劇場、キャンプ場、屋内温水プール
〃	市民ふれあい公園	緩緑	市	52.4	53.1	テニスコート、野球場、陸上競技場、多目的広場、ゲートボール場
浦安市	浦安市運動公園	運動	市	17.4	18.2	総合体育館、テニスコート、陸上競技場、多目的広場、野球場、アーチェリー場
〃	浦安市総合公園	総合	市	12.5	13.2	芝生広場、ピオトープ、デイキャンプ場、球技場
四街道市	四街道総合公園	総合	市	19.3	19.3	野球場、多目的運動場、体育館、庭球場、キャンプ場、展望広場、幼児広場、修景池、わんぱく広場
袖ヶ浦市	袖ヶ浦公園	総合	市	25.2	25.2	展望台、園路広場、菖蒲園、遊魚池
印西市	北総花の丘公園	総合	県	50.0	36.1	花と緑の文化館、芝生広場、つどいの広場
〃	松山下公園	総合	市	14.1	14.1	総合体育館、陸上競技場、野球場、テニスコート
〃	印旛沼公園	総合	県	5.3	5.3	芝生広場、ちびっこ広場、展望台、自由広場
〃	牧の原公園	地区	市	10.6	10.8	芝生広場、テニスコート
白井市	白井運動公園	運動	市	11.6	11.6	陸上競技場、テニスコート、多目的広場
香取市	小見川河川敷運動公園	都緑	市	10.0	10.0	野球場、多目的広場
〃	佐原河川敷緑地	都緑	市	12.8	12.8	野球場、テニスコート、ゲートボール場、自由広場、自転車練習場、多目的広場（サッカー場）
〃	佐原公園	総合	市	12.0	2.2	野球場
〃	橘ふれあい公園	総合	市	10.6	12.6	遊具、多目的広場、体験学習施設、パークゴルフ場、キャンプ場
山武市	蓮沼海浜公園	レク都市	県	170.1	38.3	ウォーターガーデン（プール）、テニスコート、野球場、水の広場、いこいの広場、子供の広場、ガーデンハウス、展望塔
いすみ市	いすみ市運動公園	運動	市	19.8	16.7	ゲートボール場、多目的広場
旭市	袋公園	地区	市	11.7	11.8	芝生広場、噴水、じゃぶじゃぶ池
〃	旭文化の杜公園	総合	市	12.8	10.18	多目的広場、芝生広場、テニスコート
酒々井町	酒々井総合公園	総合	町	12.4	12.2	野球場、テニスコート、池、多目的広場、球技場

市町村名	公園名	種別	事業主体	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	主な施設
九十九里町	真亀川総合公園	総合	町	20.8	14.2	ゲートボール場、資料館、小体育館、学習棟、園路

#### 4.10 特別緑地保全地区の指定状況

令和7年3月末現在

市町村	名称	位置	面積 (ha)	指定年月日
市川市	平田緑地保全地区	市川市平田2丁目の一部の区域	0.7	S56.3.20
〃	子の神緑地保全地区	〃 北方3丁目の一部の区域	0.7	〃
〃	宮久保緑地保全地区	〃 宮久保4丁目の一部の区域	0.6	〃
我孫子市	船戸緑地保全地区	我孫子市船戸1丁目の一部の区域	2.0	S57.8.6
佐倉市	鐺木緑地保全地区	佐倉市鐺木町字諏訪尾余の一部の区域	1.9	S59.8.21
千葉市	登戸緑町緑地保全地区	千葉市中央区登戸5丁目及び稲毛区緑町の一部の区域	1.1	H元.3.14
柏市	南柏緑地保全地区	柏市豊四季弁天谷の一部の区域	0.5	〃
流山市	松ヶ丘緑地保全地区	流山市松ヶ丘1丁目の一部の区域	0.3	〃
千葉市	都町西の下緑地保全地区	千葉市中央区都町1丁目の一部の区域	0.7	H4.5.15
〃	宮崎台緑地保全地区	千葉市中央区宮崎町の一部の区域	1.8	H8.3.1
〃	川戸緑地保全地区	千葉市中央区川戸町の一部の区域	4.1	H10.8.18
〃	花島観音緑地保全地区	千葉市花見川区花島町の一部の区域	0.4	〃
〃	柏井特別緑地保全地区	千葉市花見川区柏井町の一部の区域	6.2	H18.10.31
〃	作草部特別緑地保全地区	千葉市中央区椿森3丁目及び稲毛区作草部町の一部の区域	0.9	〃
〃	坂月特別緑地保全地区	千葉市若葉区坂月町の一部の区域	4.6	H19.11.30
松戸市	栗山特別緑地保全地区	松戸市栗山字佐原下及び字谷津の各一部の区域	2.0	H20.3.21
千葉市	長作特別緑地保全地区	千葉市花見川区長作町の一部の区域	4.6	H20.9.5
柏市	酒井根特別緑地保全地区	柏市東山1丁目及び酒井根6丁目の各一部の区域	0.9	H20.11.28
			0.6	H27.3.20
			1.1	R3.3.19
千葉市	縄文の森特別緑地保全地区	千葉市若葉区小倉町、加曽利町、桜木2丁目及び桜木8丁目の各一部	22.0	H22.2.26
〃	源特別緑地保全地区	千葉市若葉区源町の一部の区域	4.9	〃
柏市	箕輪特別緑地保全地区	柏市箕輪字稻荷山461-1	0.4	H23.1.21
松戸市	矢切特別緑地保全地区	松戸市下矢切字坂之上、字大堀、中矢切字北台、字坂上並びに上矢切字南台、字富士見台及び字大作の各一部の区域	0.8	H23.3.15
			0.5	H26.2.25
			0.6	H28.9.27
千葉市	仁戸名特別緑地保全地区	千葉市中央区仁戸名町の一部の区域	8.2	H24.8.17
〃	貝塚特別緑地保全地区	千葉市若葉区貝塚町の一部の区域	1.6	H25.3.1
松戸市	幸谷特別緑地保全地区	松戸市幸谷字熊ノ脇の一部の区域	1.5	H25.3.15
			0.2	R1.8.30
柏市	高柳特別緑地保全地区	柏市高柳字蟹打及び南の各一部の区域	0.8	H29.3.24
〃	松ヶ崎城跡特別緑地保全地区	柏市松ヶ崎字腰巻の各一部の区域	0.4	H30.7.31
〃	松ヶ崎特別緑地保全地区	柏市松ヶ崎字大門脇の各一部の区域	0.6	〃
〃	篠籠田特別緑地保全地区	柏市篠籠田字下須原及び篠塚の各一部の区域	2.2	〃
〃	松ヶ崎第二特別緑地保全地区	柏市松ヶ崎字須賀の一部の区域	0.2	R3.3.19
計	7市30地区		80.6	

※緑地保全地区は平成16年の法改正後の特別緑地保全地区とみなされています。

#### 4.11 県民の森の概要

区 分	所在地	面積 (ha)	主な施設
内浦山県民の森	鴨川市	294	遊歩道、芝生広場、総合センター、オートキャンプ場、キャンプ場、ログキャビン、体育館、バーベキュー場
清和県民の森	君津市	3,198	遊歩道、オートキャンプ場、キャンプ場、ロッジ村、バーベキュー場、木のふるさと館
館山野鳥の森	館山市	22	探鳥道、緑の広場、ふれあい野鳥館、展望台
船橋県民の森	船橋市	15	遊歩道、集いの広場、運動広場、バーベキュー場、管理事務所兼案内所
東庄県民の森	東庄町	12	遊歩道、芝生広場、県民の森会館、フィールドアスレチック、弓道場、テニスコート、バーベキュー場、ふるさと館
大多喜県民の森	大多喜町	61	遊歩道、芝生広場、タケの情報館、キャンプ場、ログキャビン、ビジターセンター兼管理事務所、竹工芸センター

#### 4.12 河川浄化に係る事業の実施状況

事業内容	2024 年度事業実施河川
しゅんせつ	菊田川、支川菊田川、坂川
浄化施設	坂川、春木川、大柏川、派川大柏川 黒部川、玉川、桁沼川

## 5 大気関係

- 5.1 県が実施した大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設立入検査結果
- 5.2 大気汚染に係る環境基準
- 5.3 二酸化窒素に係る千葉県環境目標値
- 5.4 大気環境常時測定機器の整備状況
  - 5.4.1 一般環境大気測定局
  - 5.4.2 自動車排出ガス測定局
- 5.5 環境基準等達成状況
  - 5.5.1 一般環境大気測定局
  - 5.5.2 自動車排出ガス測定局
- 5.6 大気中のアスベスト濃度測定結果
  - 5.6.1 地域区分別測定結果（幾何平均値）
  - 5.6.2 地点別測定結果
- 5.7 新車排出ガス規制の経緯（NO<sub>x</sub>・PM）
- 5.8 県ディーゼル条例と自動車NO<sub>x</sub>・PM法の比較

### 5.1 県が実施した大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設立入検査結果

年度	立入検査事業所数	立入検査施設数	うち測定施設数	違反・不適合数	行政措置	
					改善命令	改善勧告
2018	418	1,523	40	0	0	0
2019	395	1,350	38	0	0	0
2020	365	1,204	30	0	0	0
2021	366	1,401	32	0	0	0
2022	455	1,501	38	1	0	1
2023	375	1,408	38	0	0	0
2024	403	1,330	37	0	0	0

### 5.2 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法（達成条件）
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値の2%除外値が0.040ppm以下で、かつ、1日平均値が0.040ppmを超えた日が2日以上連続していないこと。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	連続または随時に測定した1時間値が0.060ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値の年間98%値が0.060ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値の2%除外値が10.0ppm以下で、かつ、1日平均値が10.0ppmを超えた日が2日以上連続していないこと。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1日平均値の2%除外値が0.100mg/m <sup>3</sup> 以下で、かつ、1日平均値が0.100mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続していないこと。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下で、かつ、1日平均値の年間98%値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	連続24時間サンプリングした測定値(原則月1回)を算術平均した年平均値が3μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	連続24時間サンプリングした測定値(原則月1回)を算術平均した年平均値が130μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	連続24時間サンプリングした測定値(原則月1回)を算術平均した年平均値が200μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	連続24時間サンプリングした測定値(原則月1回)を算術平均した年平均値が150μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。	年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。

### 5.3 二酸化窒素に係る千葉県環境目標値

日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。
-----------------------------

## 5.4 大気環境常時測定機器の整備状況（2024年度）

### 5.4.1 一般環境大気測定局

地域	市町	測定局数	二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向風速	温度湿度	日射	雨量	テレメータ接続局数
野田	野田市	2	1	2	0	2	1	2	1	2	2	0	0	2
東葛	流山市	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1
	柏市	2	2	2	0	2	2	2	1	2	2	0	1	2
	松戸市	3	3	3	0	3	3	1	2	3	1	1	1	3
葛南	市川市	3	3	3	0	3	3	2	1	3	1	1	1	3
	浦安市	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1
	船橋市	8	3	8	0	8	8	2	4	8	2	0	0	8
	鎌ヶ谷市	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1
	八千代市	2	0	2	0	2	1	1	1	1	2	0	0	1
	習志野市	3	2	3	0	1	3	1	1	3	2	1	1	1
千葉	千葉市	13	9	13	0	11	13	7	8	13	4	1	0	13
	四街道市	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1
	佐倉市	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1
市原	市原市	12	9	12	1	10	12	7	3	12	2	2	8	12
	袖ヶ浦市	5	3(2)	5	0	5	5	2(3)	4(3)	5	3	0	2	5
君津	木更津市	4	1	4	0	3	4(3)	1	1	4	1	0	0	4
	君津市	4	4	4	0	4	4(3)	2	0	4	4	0	4	4
	富津市	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1
北総	香取市	4	2	2	0	4	4(3)	1	1	4	3	0	0	3
	銚子市	1	0	0	0	1	1(0)	1	0	1	1	0	0	1
成田	成田市	4	3	4	2	4	3	2	4	4	3	1	0	2
	芝山町	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1
印西	印西市	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1
	我孫子市	1	0	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	1
	白井市	1	0	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	1
	栄町	1	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0	0	1
九十九里	匝瑳市	1	1	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	1
	横芝光町	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1
	八街市	1	0	0	0	1	1(0)	1	1	1	1	0	0	1
	東金市	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1
長生・夷隅	茂原市	1	0	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	1
	一宮町	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1
	勝浦市	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1
南房総	館山市	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1
	鋸南町	1	0	0	0	1	1	1	0	1	1	0	0	1
年度当初		90	53	82	3	83	85	53	46	89	52	7	18	84
年度末		90	52	82	3	83	80	54	45	89	52	7	18	84

注：（ ）内は年度途中で変更した場合の年度末の状況

### 5.4.2 自動車排出ガス測定局

地域	市町	測定局数	二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向風速	温度湿度	日射	雨量	テレメータ接続局数
野田	野田市	1	0	1	1	0	1	1	1	1	1	0	0	1
東葛	流山市	1	0	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0
	柏市	3	0	3	2	0	2	1	1	1	1	0	0	3
	松戸市	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1
葛南	市川市	3	0	3	3	0	3	2	1	0	0	0	0	3
	浦安市	1	0	1	0	0	1(0)	1	0	1	0	0	0	1
	船橋市	2	0	2	2	0	2	1	2	2	1	0	0	2
	鎌ヶ谷市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	八千代市	1	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1
	習志野市	1	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0
千葉	千葉市	4	0	4	2	0	4	2	4	2	0	0	0	4
	佐倉市	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1
市原	市原市	1	1	1	1	0	1	0	1	1	0	0	0	1
	袖ヶ浦市	2	1	1	2	0	1	1	0	2	0	0	1	2
君津	木更津市	2	0	2	1	0	2	1	0	2	0	0	0	2
成田	成田市	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1
年度当初		26	2	24	19	0	22	15	10	18	3	0	1	23
年度末		26	2	24	19	0	21	15	10	18	3	0	1	23

注：（ ）内は年度途中で変更した場合の年度末の状況

5.5 環境基準等達成状況(2024年度)

5.5.1 一般環境大気測定局

地域	市町	番号	測定局	二酸化硫黄			光化学オキシダント			二酸化窒素			浮遊粒子状物質			微小粒子状物質			
				日平均値の2%除外値(ppm)	日平均値が0.04ppmを2日以上連続したことの有無	環境基準達成状況	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	環境基準達成状況	日平均値の98%値(ppm)	環境基準達成状況	環境目標値達成状況	日平均値の2%除外値(mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を2日以上連続して超えたことの有無	環境基準達成状況	年平均値(μg/m <sup>3</sup> )	日平均値の98%値(μg/m <sup>3</sup> )	環境基準達成状況	
野田	野田市	1	野田桐ヶ作	-	-	-	103	550	×	0.019	○	○	-	-	-	8.2	20.4	○	
		2	野田市野田	0.002	無	○	106	564	×	0.024	○	○	0.044	無	○	8.9	22.3	○	
東葛	流山市	3	流山平和台	0.001	無	○	93	476	×	0.027	○	○	0.031	無	○	8.5	21.7	○	
		柏市	4	柏永楽台	0.002	無	○	95	484	×	0.022	○	○	0.033	無	○	7.7	19.0	○
	5		柏大室	0.002	無	○	95	480	×	0.022	○	○	0.034	無	○	9.1	24.1	○	
	松戸市	6	松戸根本	0.002	無	○	44	147	×	0.030	○	○	0.034	無	○	7.7	21.0	○	
		7	松戸五香	0.001	無	○	80	400	×	0.024	○	○	0.033	無	○	-	-	-	
		8	松戸二ツ木	0.001	無	○	78	365	×	0.027	○	○	0.033	無	○	-	-	-	
市川市	市川市	9	市川大野	0.002	無	○	82	414	×	0.027	○	○	0.042	無	○	9.0	20.5	○	
		10	市川本八幡	0.002	無	○	85	425	×	0.028	○	○	0.031	無	○	8.1	19.7	○	
		11	市川行徳駅前	0.002	無	○	84	407	×	0.030	○	○	0.034	無	○	-	-	-	
	船橋市	船橋市	12	浦安猫実	-	-	-	45	139	×	0.031	○	○	0.043	無	○	9.1	23.9	○
			13	船橋印内	0.002	無	○	79	400	×	0.026	○	○	0.035	無	○	8.6	21.9	○
			14	船橋豊富	0.002	無	○	79	400	×	0.020	○	○	0.032	無	○	-	-	-
			15	船橋丸山	-	-	-	72	325	×	0.026	○	○	0.034	無	○	-	-	-
			16	船橋高根	-	-	-	73	340	×	0.028	○	○	0.038	無	○	-	-	-
			17	船橋高根台	0.003	無	○	77	392	×	0.025	○	○	0.039	無	○	7.9	20.8	○
			18	船橋前原	-	-	-	73	368	×	0.026	○	○	0.036	無	○	-	-	-
			19	船橋若松	-	-	-	57	220	×	0.031	○	○	0.040	無	○	-	-	-
20	船橋南本町	-	-	-	73	327	×	0.029	○	○	0.048	無	○	-	-	-			
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市	21	鎌ヶ谷軽井沢	-	-	-	76	357	×	0.025	○	○	0.042	無	○	8.9	20.9	○	
		八千代市	22	八千代高津	-	-	-	75	368	×	0.022	○	○	0.032	無	○	8.2	20.2	○
			23	八千代米本	-	-	-	(52)	(220)	*	-	-	-	-	-	-	-	-	
習志野市	習志野市	24	習志野鷺沼	0.003	無	○	88	459	×	0.024	○	○	0.048	無	○	7.9	20.2	○	
		25	習志野東習志野	0.001	無	○	-	-	-	0.024	○	○	0.035	無	○	-	-	-	
		26	習志野谷津	-	-	-	-	-	-	0.029	○	○	0.035	無	○	-	-	-	
千葉	千葉市	27	花見川小学校	0.003	無	○	84	409	×	0.021	○	○	0.029	無	○	6.3	20.4	○	
		28	検見川小学校	-	-	-	81	417	×	0.025	○	○	0.031	無	○	-	-	-	
		29	山王小学校	-	-	-	72	347	×	0.024	○	○	0.031	無	○	-	-	-	
		30	宮野木	0.008	無	○	81	401	×	0.026	○	○	0.032	無	○	3.5	17.0	○	
		31	大宮小学校	-	-	-	64	325	×	0.015	○	○	0.027	無	○	-	-	-	
		32	千城台わかば小学校	0.004	無	○	62	303	×	0.019	○	○	0.043	無	○	8.1	20.7	○	
		33	泉谷小学校	-	-	-	75	424	×	0.018	○	○	0.029	無	○	-	-	-	
		34	寒川小学校	0.009	無	○	67	283	×	0.024	○	○	0.033	無	○	9.5	23.1	○	
		35	福正寺	0.006	無	○	-	-	-	0.018	○	○	0.031	無	○	-	-	-	
		36	蘇我保育所	0.005	無	○	-	-	-	0.023	○	○	0.036	無	○	8.2	21.6	○	
		37	都公園	0.007	無	○	71	345	×	0.021	○	○	0.033	無	○	-	-	-	
	38	土気	0.002	無	○	66	360	×	0.012	○	○	0.034	無	○	4.5	16.6	○		
	39	真砂公園	0.004	無	○	79	383	×	0.026	○	○	0.030	無	○	9.2	23.0	○		
四街道市	四街道市	40	四街道鹿渡	-	-	-	73	365	×	0.020	○	○	0.036	無	○	8.4	22.3	○	
		佐倉市	41	佐倉江原新田	0.002	無	○	77	370	×	0.016	○	○	0.034	無	○	7.4	19.1	○

地域	市町	番号	測定局	二酸化硫黄			光化学オキシダント			二酸化窒素			浮遊粒子状物質			微小粒子状物質		
				日平均値の2%除外値(ppm)	日平均値が0.04ppmを2日以上連続したことの有無	環境基準達成状況	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	環境基準達成状況	日平均値の98%値(ppm)	環境基準達成状況	環境目標値達成状況	日平均値の2%除外値(mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を2日以上連続して超えたことの有無	環境基準達成状況	年平均値(μg/m <sup>3</sup> )	日平均値の98%値(μg/m <sup>3</sup> )	環境基準達成状況
市原	市原市	42	市原八幡	0.003	無	○	81	426	×	0.021	○	○	0.033	無	○	8.1	20.5	○
		43	市原五井	0.006	無	○	74	374	×	0.022	○	○	0.032	無	○	9.0	21.6	○
		44	市原姉崎	0.007	無	○	77	398	×	0.022	○	○	0.031	無	○	7.9	20.5	○
		45	市原廿五里	0.004	無	○	68	346	×	0.018	○	○	0.037	無	○	-	-	-
		46	市原潤井戸	-	-	-	54	275	×	0.016	○	○	0.030	無	○	6.0	18.3	○
		47	市原辰巳台	0.003	無	○	-	-	-	0.016	○	○	0.037	無	○	-	-	-
		48	市原有秋	0.005	無	○	-	-	-	0.018	○	○	0.033	無	○	-	-	-
		49	市原松崎	-	-	-	64	334	×	0.012	○	○	0.032	無	○	-	-	-
		50	市原岩崎西	0.008	無	○	67	321	×	0.025	○	○	0.034	無	○	7.8	19.6	○
		51	市原郡本	0.003	無	○	71	340	×	0.021	○	○	0.031	無	○	6.8	19.0	○
		52	市原平野	-	-	-	57	294	×	0.008	○	○	0.025	無	○	-	-	-
		53	市原奉免	0.002	無	○	57	311	×	0.010	○	○	0.037	無	○	7.1	18.6	○
市原	袖ヶ浦市	54	袖ヶ浦坂戸市場	-	-	-	79	376	×	0.019	○	○	0.049	無	○	8.2	21.1	○
		55	袖ヶ浦長浦	0.004	無	○	74	381	×	0.020	○	○	0.035	無	○	7.6	19.3	○
		56	袖ヶ浦代宿	-	-	-	75	386	×	0.018	○	○	0.034	無	○	-	-	-
		57	袖ヶ浦三ツ作	-	-	-	68	333	×	0.016	○	○	0.033	無	○	-	-	-
		58	袖ヶ浦横田	0.003	無	○	67	342	×	0.015	○	○	0.031	無	○	(12.7)	(30.4)	*
君津	木更津市	59	木更津中央	-	-	-	91	455	×	0.020	○	○	-	-	-	8.0	20.6	○
		60	木更津畔戸	0.004	無	○	-	-	-	0.019	○	○	0.037	無	○	-	-	-
		61	木更津畑沢	-	-	-	51	215	×	0.016	○	○	0.031	無	○	-	-	-
		62	木更津真里谷	-	-	-	48	253	×	0.012	○	○	0.028	無	○	-	-	-
	君津市	63	君津久保	0.003	無	○	83	390	×	0.017	○	○	-	-	-	8.3	20.6	○
		64	君津人見	0.004	無	○	68	285	×	0.021	○	○	0.037	無	○	-	-	-
		65	君津俣田	0.001	無	○	54	252	×	0.012	○	○	0.030	無	○	4.3	16.5	○
富津市	66	君津糠田	0.001	無	○	68	320	×	0.011	○	○	0.030	無	○	-	-	-	
北総	香取市	67	富津下飯野	0.005	無	○	78	389	×	0.021	○	○	0.039	無	○	8.3	20.7	○
		68	香取府馬	-	-	-	67	342	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		69	香取大倉	-	-	-	45	182	×	-	-	-	0.039	無	○	-	-	-
		70	香取新島	0.006	無	○	24	108	×	0.009	○	○	0.037	無	*	-	-	-
	71	香取羽根川	0.002	無	○	64	342	×	0.009	○	○	0.038	無	○	7.3	19.3	○	
銚子市	72	銚子栄	-	-	-	59	319	×	-	-	-	-	-	-	6.7	19.7	○	
成田	成田市	73	成田大清水	0.001	無	○	66	300	×	0.018	○	○	0.036	無	○	-	-	-
		74	成田幡谷	0.002	無	○	61	244	×	0.010	○	○	0.041	無	○	-	-	-
		75	成田加良部	0.002	無	○	76	386	×	0.016	○	○	0.033	無	○	7.7	19.9	○
		76	成田奈土	-	-	-	60	268	×	0.010	○	○	-	-	-	7.4	19.0	○
	芝山町	77	芝山山田	-	-	-	63	297	×	-	-	-	-	-	-	-	-	
印西	印西市	78	印西高花	0.002	無	○	70	357	×	0.019	○	○	0.037	無	○	8.1	20.2	○
	我孫子市	79	我孫子湖北台	-	-	-	95	448	×	0.018	○	○	0.036	無	○	7.8	20.4	○
	白井市	80	白井七次台	-	-	-	85	446	×	0.022	○	○	0.039	無	○	8.8	21.0	○
	栄町	81	栄安食台	-	-	-	76	403	×	-	-	-	-	-	7.5	18.5	○	
九十九里	匝瑳市	82	匝瑳椿	0.001	無	○	68	346	×	0.010	○	○	0.035	無	○	7.7	20.8	○
	横芝光町	83	横芝光横芝	0.001	無	○	71	328	×	0.012	○	○	0.041	無	○	(6.9)	(19.7)	*
	八街市	84	八街市八街	-	-	-	44	187	×	-	-	-	-	無	○	8.3	22.8	○
	東金市	85	東金堀上	-	-	-	66	269	×	0.014	○	○	0.041	無	○	6.9	19.6	○

地域	市町	番号	測定局	二酸化硫黄			光化学オキシダント			二酸化窒素			浮遊粒子状物質			微小粒子状物質		
				日平均値の2%除外値(ppm)	日平均値が0.04ppmを2日以上連続したことの有無	環境基準達成状況	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	環境基準達成状況	日平均値の98%値(ppm)	環境基準達成状況	環境目標値達成状況	日平均値の2%除外値(mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を2日以上連続して超えたことの有無	環境基準達成状況	年平均値(μg/m <sup>3</sup> )	日平均値の98%値(μg/m <sup>3</sup> )	環境基準達成状況
長生・夷隅	茂原市	86	茂原高師	-	-	-	55	287	×	0.010	○	○	0.035	無	○	7.6	19.9	○
	一宮町	87	一宮東浪見	0.001	無	○	67	394	×	0.007	○	○	0.033	無	○	7.0	19.8	○
	勝浦市	88	勝浦植野	-	-	-	49	271	×	-	-	-	0.031	無	○	6.2	17.9	○
南房総	館山市	89	館山亀ヶ原	0.001	無	○	63	308	×	0.007	○	○	0.035	無	○	7.0	20.5	○
	鋸南町	90	鋸南下佐久間	-	-	-	81	385	×	-	-	-	0.039	無	○	7.3	19.5	○

注1: 「-」は未測定。

注2: 環境基準等の達成状況は有効測定局(微小粒子状物質以外の項目については年間の測定時間数が6,000時間以上、微小粒子状物質については年間の有効測定日(1日の欠測が4時間を超えない日)数が250日以上)を対象に評価。  
\*は評価対象でないことを表す。

注3: ( )内は有効測定局ではない測定局の結果を表します。なお、(-)と記載されているものは全データ欠測を表す。

5.5.2 自動車排出ガス測定局

地域	市町	番号	測定局	二酸化硫黄			二酸化窒素			一酸化炭素			浮遊粒子状物質			微小粒子状物質		
				日平均値の2%除外値(ppm)	日平均値が0.04ppmを2日以上連続したことの有無	環境基準達成状況	日平均値の98%値(ppm)	環境基準達成状況	環境目標値達成状況	日平均値の2%除外値(ppm)	日平均値が10ppmを2日以上連続して超えたことの有無	環境基準達成状況	日平均値の2%除外値(mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を2日以上連続して超えたことの有無	環境基準達成状況	年平均値(μg/m <sup>3</sup> )	日平均値の98%値(μg/m <sup>3</sup> )	環境基準達成状況
野田	野田市	1	野田宮崎	-	-	-	0.031	○	○	(0.3)	(無)	*	0.041	無	○	9.3	25.6	○
東葛	流山市	2	流山若葉台	-	-	-	0.027	○	○	(-)	(-)	*	0.027	無	○	-	-	-
	柏市	3	柏旭	-	-	-	0.028	○	○	0.4	無	○	-	-	-	-	-	-
		4	柏西原	-	-	-	0.025	○	○	-	-	-	0.031	無	○	-	-	-
		5	柏大津ケ丘	-	-	-	0.030	○	○	0.4	無	○	0.031	無	○	8.7	21.7	○
	松戸市	6	松戸上本郷	-	-	-	0.031	○	○	0.5	無	○	0.029	無	○	7.8	20.7	○
葛南	市川市	7	市川市市川	-	-	-	0.031	○	○	0.5	無	○	0.030	無	○	-	-	-
		8	市川行徳	-	-	-	0.031	○	○	0.4	無	○	0.032	無	○	7.8	19.7	○
		9	市川稲荷木	-	-	-	0.032	○	○	0.5	無	○	0.039	無	○	8.8	20.5	○
	浦安市	10	浦安美浜	-	-	-	0.031	○	○	-	-	-	-	-	-	8.3	20.1	○
		船橋市	11	船橋海神	-	-	-	0.031	○	○	0.5	無	○	0.043	無	○	-	-
	12		船橋日の出	-	-	-	0.039	○	○	0.4	無	○	0.050	無	○	8.2	20.6	○
	鎌ヶ谷市	13	鎌ヶ谷初富	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	八千代市	14	八千代村上	-	-	-	0.022	○	○	0.5	無	○	-	-	-	8.6	20.6	○
習志野市	15	習志野秋津	-	-	-	0.032	○	○	-	-	-	0.035	無	○	7.4	20.0	○	
千葉	千葉市	16	千草自排	-	-	-	0.029	○	○	0.6	無	○	0.033	無	○	8.2	20.7	○
		17	葭川自排	-	-	-	0.029	○	○	-	-	-	0.031	無	○	-	-	-
		18	宮野木自排	-	-	-	0.029	○	○	-	-	-	0.032	無	○	-	-	-
		19	真砂自排	-	-	-	0.030	○	○	0.6	無	○	0.031	無	○	8.4	21.3	○
佐倉市	20	佐倉山王	-	-	-	(0.021)	*	*	0.4	無	○	0.031	無	○	8.4	20.0	○	
市原	市原市	21	市原中川田	0.005	無	○	0.023	○	○	0.5	無	○	0.041	無	○	-	-	-
	袖ヶ浦市	22	袖ヶ浦福王台	0.004	無	○	0.021	○	○	0.4	無	○	0.031	無	○	-	-	-
		23	袖ヶ浦大曾根	-	-	-	-	-	-	0.4	無	○	-	-	-	6.7	18.5	○
君津	木更津市	24	木更津請西	-	-	-	0.020	○	○	-	-	-	0.029	無	○	-	-	-
		25	木更津牛袋	-	-	-	0.020	○	○	0.4	無	○	0.037	無	○	8.2	20.3	○
成田	成田市	26	成田花崎	-	-	-	0.022	○	○	0.5	無	○	0.035	無	○	8.2	20.2	○

注1:「-」は未測定。

注2:環境基準等の達成状況は有効測定局(微小粒子状物質以外の項目については年間の測定時間が6,000時間以上、微小粒子状物質については

年間の有効測定日(1日の欠測が4時間を超えない日)数が250日以上)を対象に評価。\*は評価対象でないことを表す。

注3:(-)内は有効測定局ではない測定局の結果を表す。なお、(-)と記載されているものは全データ欠測を表す。

注4:No.13 鎌ヶ谷初富局は休止中(2017年度から)

## 5.6 大気中のアスベスト濃度測定結果（2024年度）

### 5.6.1 地域区分別測定結果（幾何平均値）

（単位：本/リットル）

地域区分 (注1)	測定 地点数	最小値	最大値	平均値	環境省調査の濃度範囲 (注2)
住宅地域	30	不検出	0.53	0.11	(不検出)～0.39
商工業地域	3	0.056	0.50	0.15	(不検出)～0.44
内陸山間地域	1	不検出	0.087	0.070	(不検出)～0.79
道路沿線地域	4	不検出	0.48	0.14	(不検出)～0.39
農業地域	1	不検出	0.21	0.11	0.095～0.79
廃棄物処分場等周辺地域	1	不検出	0.070	0.062	(不検出)～1.4
全域	40	不検出	0.53	—	—

注1:地域区分は、環境省が定めた区分。

注2:環境省が実施した測定結果(2022(令和4)年度～2024(令和6)年度)を集計したもの。

注3:大気汚染防止法で定める特定粉じん発生施設の敷地境界基準は10本/L以下。

### 5.6.2 地点別測定結果

（単位：本/リットル）

（単位：本/リットル）

No	測定地点(施設名)	実施 機関	地域区分	測定日	測定値	No	測定地点(施設名)	実施 機関	地域区分	測定日	測定値
1	野田桐ヶ作局	千葉県	住宅地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.12 0.42	21	船橋海神(車)局	船橋市	道路沿線地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.12 0.070
2	浦安美浜(車)局	千葉県	道路沿線地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.087 0.48	22	船橋若松局	船橋市	住宅地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.13 不検出
3	佐倉山王(車)局	千葉県	道路沿線地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.29 0.45	23	大洲防災公園	市川市	住宅地域	R7.1.28～30 R7.1.28～30	0.17 0.070
4	袖ヶ浦長浦局	千葉県	商工業地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.50 0.33	24	二俣小学校	市川市	商工業地域	R7.1.28～30 R7.1.28～30	0.056 0.070
5	君津久保局	千葉県	商工業地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.16 0.11	25	市川大野局	市川市	住宅地域	R7.1.28～30 R7.1.28～30	0.20 0.22
6	成田加良部局	千葉県	住宅地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.47 0.50	26	市川行徳(車)局	市川市	住宅地域	R7.1.28～30 R7.1.28～30	0.11 0.087
7	香取大倉局	千葉県	住宅地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.39 0.50	27	柏永楽台局	柏市	住宅地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	不検出 不検出
8	銚子市市民センター	千葉県	住宅地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.53 0.40	28	柏市役所	柏市	住宅地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.088 不検出
9	茂原高師局	千葉県	住宅地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.22 0.40	29	柏旭(車)局	柏市	道路沿線地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.088 不検出
10	館山亀ヶ原局	千葉県	住宅地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.13 0.39	30	廃棄物処理施設	柏市	廃棄物処分場等周辺地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.070 不検出
11	寒川小学校局	千葉県	住宅地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.43 0.056	31	沼南体育館	柏市	住宅地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.081 不検出
12	検見川小学校局	千葉県	住宅地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.21 0.081	32	柏大室局	柏市	住宅地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.070 不検出
13	宮野木局	千葉県	住宅地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.12 0.070	33	市原郡本局	市原市	住宅地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.14 不検出
14	大宮小学校局	千葉県	住宅地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.081 不検出	34	市原姉崎局	市原市	住宅地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.070 不検出
15	土気局	千葉県	住宅地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.18 不検出	35	市原八幡局	市原市	住宅地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.13 不検出
16	真砂公園局	千葉県	住宅地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.25 0.056	36	市原奉免局	市原市	住宅地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.095 0.070
17	船橋高根局	船橋市	住宅地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.15 不検出	37	市原平野局	市原市	内陸山間地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.087 不検出
18	船橋高根台局	船橋市	住宅地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.13 不検出	38	当代島公民館	浦安市	住宅地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.081 0.070
19	船橋豊富局	船橋市	農業地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.21 不検出	39	日の出公民館	浦安市	住宅地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.070 0.070
20	船橋印内局	船橋市	住宅地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.087 0.070	40	今川記念会館	浦安市	住宅地域	R6.7.17～19 R7.1.28～30	0.081 不検出

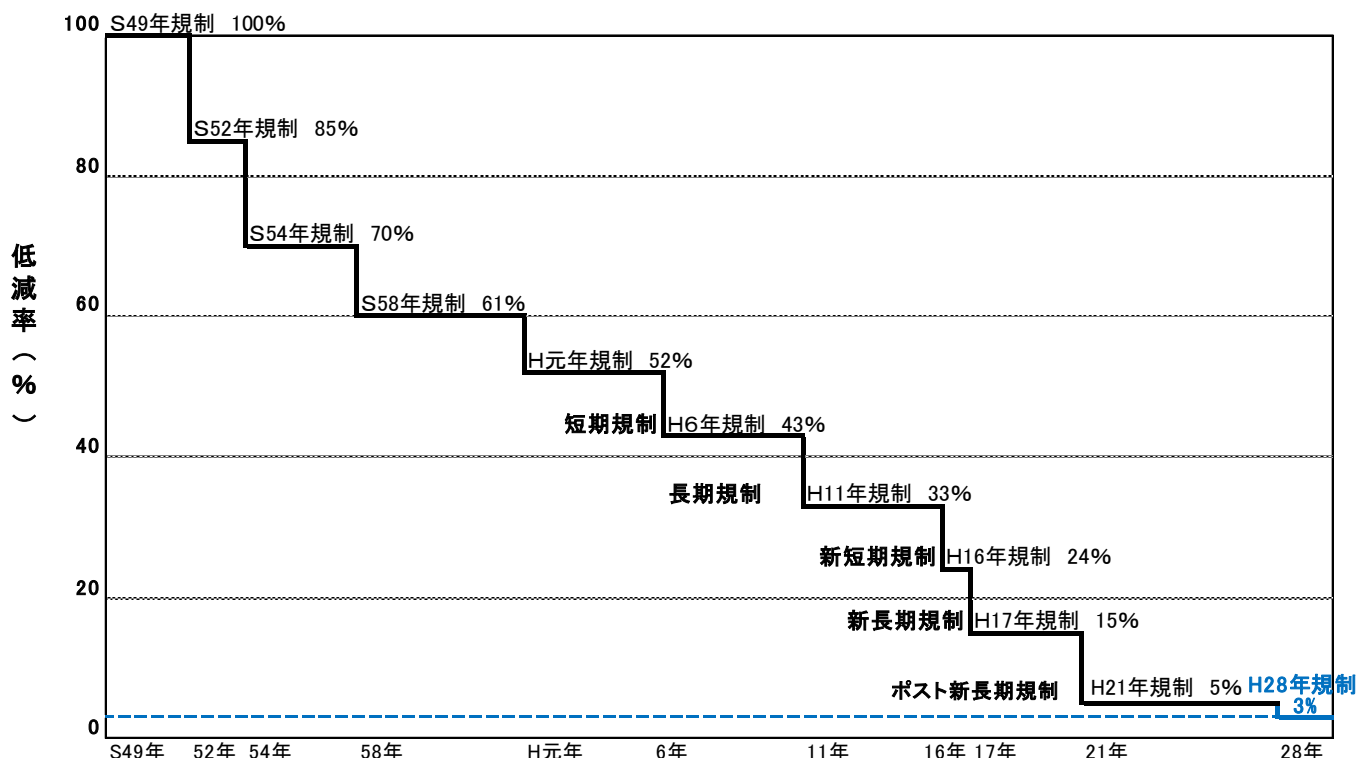
注1:測定地点:「〇〇局」は一般環境大気測定局、「〇〇(車)局」は自動車排出ガス測定局を指す。

注2:測定値:各地点で3日間測定して得られた個々の測定値を地点ごとに幾何平均した。

注3:幾何平均値の算出において、検出下限値未満の値は検出下限値の値(0.056本/リットル)を用いた。また、3日間の測定結果がいずれも検出下限値未満だった場合、測定値は「不検出」とした。

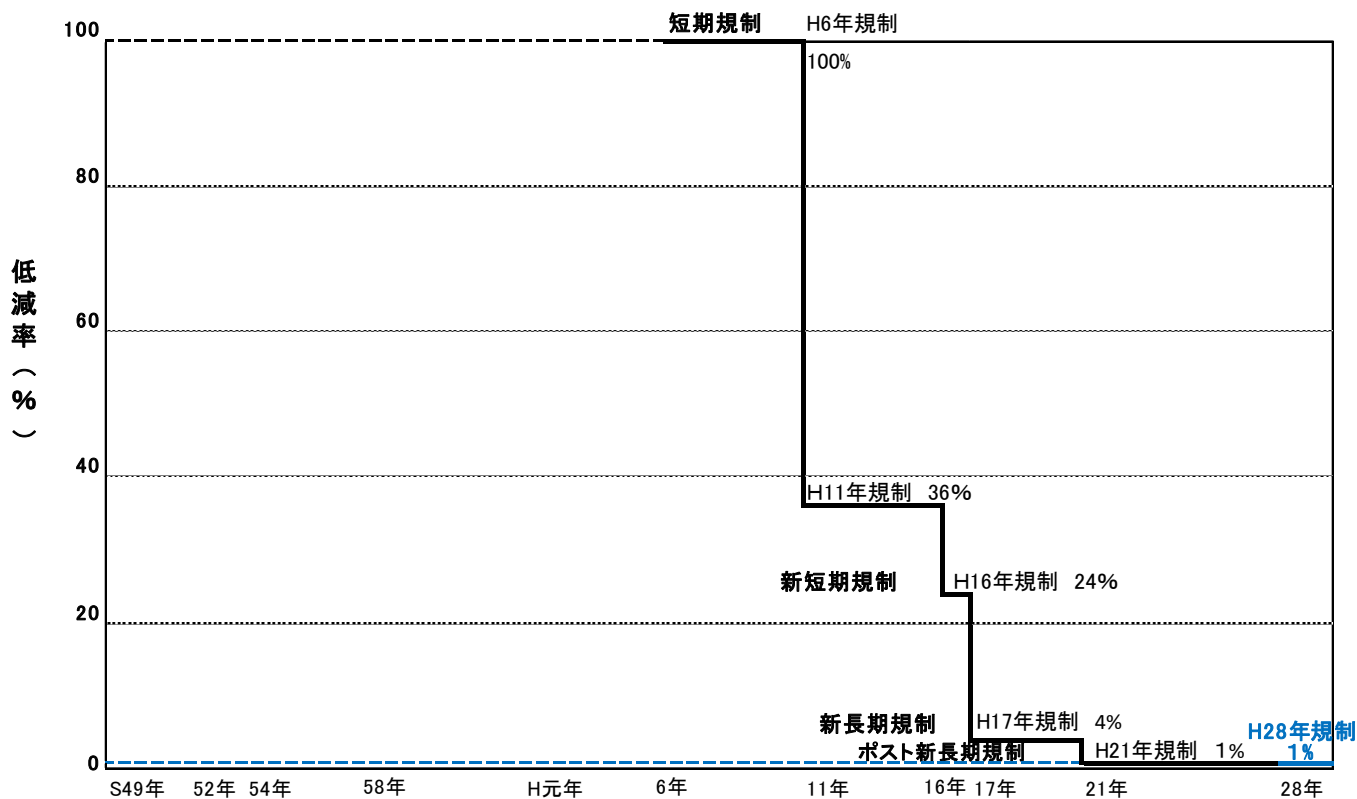
## 5.7 新車排出ガス規制の経緯 (NOx・PM)

### (1) NOxに係る新車排出ガス規制の経緯



(注)ディーゼル重量車(直接噴射式)の規制強化の推移  
 (国交省自動車交通局技術安全部環境課作成資料をもとに作成)

### (2) PMに係る新車排出ガス規制の経緯



(注)ディーゼル重量車(直接噴射式)の規制強化の推移  
 (国交省自動車交通局技術安全部環境課作成資料をもとに作成)

## 5.8 県ディーゼル条例と自動車NOx・PM法の比較

	ディーゼル条例【運行規制】			自動車NOx・PM法		
規制対象物質	粒子状物質（PM）			窒素酸化物（NOx）、粒子状物質（PM）		
規制地域	県全域 （自動車NOx・PM法の16市を含む。）			16市（法対策地域） 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市		
規制内容	PMの排出基準に適合しないディーゼル自動車の県内の運行を禁止する。			車種規制の基準に適合しない車両の対策地域内での継続登録ができない。（車検証が交付されない）		
施行日	平成15年10月1日			平成14年10月1日 使用過程車は平成15年9月末以降の車検満了時以降に適用		
規制基準	車両総重量	PM	NOx	車両総重量	PM	NOx
	車両総重量に関わらず	長期規制値	—	3.5t以下	新短期規制値の1/2	S63～H7規制 ガソリン車並
				3.5t超	長期規制値	長期規制値
対象車種	軽油を燃料とするディーゼル自動車に限る。 (1) 小型貨物自動車 (2) 普通貨物自動車 (3) マイクロバス (4) 大型バス (5) 特種自動車（貨物、バスベースに限る。） （ディーゼル乗用車は規制対象外）			燃料の種類を問わない。 (1) 小型貨物自動車 (2) 普通貨物自動車 (3) マイクロバス (4) 大型バス (5) 特種自動車 (6) 乗用車（ディーゼル乗用車に限る）		
猶予期間	全対象車種とも原則として初度登録から7年間 （特例） 1 自動車NOx・PM法の対策地域外のみを運行すると認められる車両は初度登録から12年間 (1) 他法令の許可、市町村の委託等により運行の範囲が法対象地域外と認められる路線バス等（届出不要） (2) 上記のほか届出により認められる車両 2 特種自動車のうち警察自動車、消防自動車など特殊な構造・用途のためのものは初度登録から15年間又は20年間			車種ごとに初度登録から 8年から12年間 (1) 小型貨物自動車 8年 (2) 普通貨物自動車 9年 (3) マイクロバス 10年 (4) 大型バス 12年 (5) 特種自動車（特例あり） 10年 (6) 乗用車（ディーゼル乗用車に限る）9年 （特例） 特種自動車のうち警察自動車、消防自動車など特殊な構造・用途のためのものは15年間又は20年間		
規制基準 不適合車の取扱	知事が指定する粒子状物質減少装置を装着した場合は、規制基準に適合したものとみなす。			国土交通省の「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価制度」で優秀と評価された装置を装着した場合は、規制基準に適合していると判定する。		
罰則等	(1) 基準に適合しない自動車の使用者又は運転者に運行禁止命令 (2) 運行禁止命令の違反者に対して50万円以下の罰金 (3) 使用人又は従業員が違反した場合に、法人又は人に同様の罰金			—		
	<b>ディーゼル条例【燃料規制】</b>					
規制内容	PMを増大させる燃料をディーゼル自動車の燃料として県内で使用し、また販売することを禁止する。					
施行日	平成15年4月1日					
対象燃料	1 重油 2 重油を混和した燃料 3 次に掲げる燃料の性状に係る値のいずれかを満たさない燃料 (1) 90%留出温度 摂氏360度以下 (2) 10%残油の残留炭素分 0.1質量%以下 (3) セタン指数 45以上 (4) 硫黄分 0.001質量%以下					
罰則等	(1) PMを増大させる燃料を使用しているディーゼル自動車を運行し又は運行させている者に使用禁止命令 (2) PMを増大させる燃料を販売している者に販売禁止命令 (3) 使用禁止命令、販売禁止命令の違反者に対して50万円以下の罰金 (4) 使用人又は従業員が違反した場合に、法人又は人に同様の罰金					

## 6 水質関係

- 6.1 令和6年度公共用水域水質測定計画の概要
- 6.2 BOD（COD）の環境基準達成状況
- 6.3 水域別環境基準達成状況
  - 6.3.1 河川（BOD）
  - 6.3.2 湖沼（COD）
  - 6.3.3 湖沼（全窒素・全りん）
  - 6.3.4 海域（COD）
  - 6.3.5 海域（全窒素・全りん）
- 6.4 水質（BOD・COD）の変動状況
- 6.5 地点別水質測定結果（年度平均値）
  - 6.5.1 河川
  - 6.5.2 湖沼
  - 6.5.3 海域
- 6.6 河川の水質縦断変化図
  - 6.6.1 江戸川の水質縦断変化図（BOD年平均値）
  - 6.6.2 利根川の水質縦断変化図（BOD年平均値）
- 6.7 河川の水質経年変化
  - 6.7.1 江戸川の主要地点の水質経年変化（BOD年平均値）
  - 6.7.2 利根川の主要地点の水質経年変化（BOD年平均値）
  - 6.7.3 県内主要河川の水質経年変化（BOD年平均値）
  - 6.7.4 主要都市河川の水質経年変化（BOD年平均値）
- 6.8 湖沼の水質経年変化（COD年平均値）
- 6.9 湖沼のCOD年間変動の状況
- 6.10 海域の水質経年変化
  - 6.10.1 東京湾内湾の水質経年変化（COD年平均値）
  - 6.10.2 東京湾内房の水質経年変化（COD年平均値）
  - 6.10.3 九十九里・南房総の水質経年変化（COD年平均値）
- 6.11 水質汚濁に係る環境基準
- 6.12 人の健康の保護に関する環境基準超過状況
- 6.13 海水浴場水質調査結果
- 6.14 河川・水路等における異常水質発生件数の推移
- 6.15 海域における油等流出事故件数の推移
- 6.16 水質汚濁に係る規制
  - 6.16.1 本県における水質汚濁防止法に基づく特定事業場に対する排水規制の体系
  - 6.16.2 水質汚濁防止法に基づく特定事業場届出状況
  - 6.16.3 水質汚濁防止法に基づく立入検査結果（排水基準）
  - 6.16.4 湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼特定事業場の届出状況
  - 6.16.5 水質汚濁防止法に基づく東京湾総量規制の指定地域内事業場の届出状況
  - 6.16.6 環境保全協定に基づく立入調査結果
- 6.17 生活排水対策
  - 6.17.1 生活排水の性状
  - 6.17.2 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域指定状況
  - 6.17.3 県全体の汚水処理人口普及率
  - 6.17.4 流域下水道計画（全体計画）及び実績
  - 6.17.5 公共下水道の普及状況
  - 6.17.6 農業集落排水事業整備完了地区
  - 6.17.7 規模別浄化槽設置基数
  - 6.17.8 浄化槽法定検査実施結果
- 6.18 東京湾・印旛沼・手賀沼での発生源汚濁負荷量（COD）
- 6.19 東京湾の汚濁負荷量の推移（千葉県）
- 6.20 第8期湖沼水質保全計画水質目標値と主要事業
- 6.21 手賀沼水循環回復行動計画
- 6.22 印旛沼流域水循環健全化計画第2期行動計画
- 6.23 令和6年度公共用水域及び地下水のPFOS及びPFOA測定結果

## 6.1 令和6年度公共用水域水質測定計画の概要

水域の区分	測定機関	水域数	測定値点数（環境基準点）
河川	国土交通省、東京都、県、政令市	68	121（73）
湖沼	国土交通省、県、政令市	4	15（4）
海域	県、政令市	4	42（21）
合計		76	178（98）

## 6.2 BOD（COD）の環境基準達成状況

水域	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	達成水域数 指定水域数	達成率 (%)	達成水域数 指定水域数	達成率 (%)	達成水域数 指定水域数	達成率 (%)
河川 (BOD)	54	77.1	53	75.7	54	77.1
	70		70		70	
湖沼 (COD)	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	4		4		4	
海域 (COD)	6	54.5	5	45.5	5	45.5
	11		11		11	
計	60	70.6	58	68.2	59	69.4
	85		85		85	

## 6.3 水域別環境基準達成状況

### 6.3.1 河川(BOD)

(単位:mg/L)

水域名	類型	期間	指定年月日	測定地点名	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
					75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定
江戸川上流	A	口	S45.9.1	流山橋	1.4	○	1.4	○	1.2	○
				矢切取水場	1.6		1.7		1.3	
江戸川中流	B	口	S45.9.1	江戸川水門	1.7	○	2.5	○	1.8	○
江戸川下流(2)	B	イ	H21.3.31	浦安橋	1.3	○	2.2	○	2.2	○
江戸川下流(1)	C	口	S45.9.1	東西線鉄橋	3.1	○	3.1	○	3.0	○
利根運河	B	口	H3.3.30	運河橋	5.2	×	5.0	×	6.3	×
坂川	E	ハ	S48.7.31	弁天橋	2.1	○	2.1	○	1.8	○
新坂川	E	ハ	S48.7.31	さかね橋	2.4	○	3.3	○	2.3	○
国分川	E	ハ	S48.7.31	須和田橋	6.8	○	8.0	○	8.9	○
春木川	E	ハ	S48.7.31	国分川合流前	7.9	○	9.7	○	13	×
真間川	E	ハ	S48.7.31	根本水門	2.7	○	2.1	○	1.5	○
				三戸前橋	3.1		5.1		4.6	
利根川下流	A	イ	S48.3.31	栄橋(布川)	1.2	×	1.7	×	1.4	○
				水郷大橋(佐原)	2.1		2.3		1.8	
亀成川	B	イ	S60.3.29	亀成橋	1.5	○	1.3	○	2.0	○
金山落	B	ハ	S50.1.21	名内橋	2.4	○	2.2	○	2.5	○
大津川	C	ハ	S50.1.21	上沼橋	2.3	○	2.9	○	2.0	○
大堀川	D	ハ	S50.1.21	北柏橋	3.7	○	3.1	○	1.8	○
鹿島川	A	ハ	S50.1.21	鹿島橋	1.2	○	1.4	○	1.7	○
高崎川	C	ハ	S60.3.29	竜灯橋	2.0	○	1.5	○	1.9	○
手繰川	C	ハ	S50.1.21	無名橋	1.2	○	1.2	○	1.3	○
師戸川	B	イ	S60.3.29	師戸橋	1.6	○	2.1	○	2.3	○
神崎川	A	ハ	S50.1.21	神崎橋	3.2	×	3.3	×	3.9	×
桑納川	D	ハ	S50.1.21	桑納橋	2.7	○	3.1	○	5.3	○
印旛放水路(上流)	C	ハ	S50.1.21	八千代橋	6.0	×	7.0	×	8.6	×
長門川	B	ニ	H8.4.30	長門橋	5.2	×	6.3	×	5.5	×
根木名川	B	ハ	S48.7.31	新川水門	3.8	×	3.7	×	3.0	○
大須賀川	A	口	S48.7.31	黄金橋	4.3	×	5.6	×	3.5	×
小野川	B	ハ	S48.7.31	小野川水門	1.9	○	2.7	○	2.5	○
黒部川上流	B	ハ	S48.7.31	中央大橋	2.4	○	2.4	○	2.4	○
黒部川下流	A	口	S48.7.31	黒部川水門	3.9	×	4.3	×	4.3	×
清水川	A	口	H8.4.30	清水橋	1.8	○	1.9	○	1.9	○
高田川	A	イ	H8.4.30	白石取水場	2.7	×	3.0	×	3.0	×
新川上流	C	口	S48.7.31	干潟大橋	5.3	×	7.7	×	5.7	×
新川下流	C	ハ	S48.7.31	駒込堰	6.9	×	6.5	×	6.4	×
栗山川上流	A	口	S48.7.31	新井橋	2.3	×	2.3	×	2.4	×
栗山川下流	B	口	S48.7.31	木戸大橋	1.8	○	2.6	○	2.0	○
高谷川	A	口	S48.7.31	与平橋	1.3	○	1.7	○	1.6	○
木戸川	A	口	S48.7.31	木戸橋	2.1	×	2.3	×	2.1	×
作田川	A	口	S48.7.31	龍宮大橋	2.1	×	3.2	×	3.3	×
真亀川	C	口	S48.7.31	真亀橋	2.6	○	3.3	○	2.8	○
南白亀川	B	口	S48.7.31	観音堂橋	2.9	○	3.5	×	3.8	×
一宮川上流	B	口	S48.7.31	昭和橋	2.6	○	2.7	○	2.7	○
一宮川中流	B	ハ	S48.7.31	北川橋	1.3	×	5.3	×	5.5	×

水域名	類型	期間	指定年月日	測定地点名	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
					75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定
一宮川下流	C	口	S48.7.31	中之橋	2.3	○	2.5	○	3.1	○
夷隅川上流	A	口	S48.7.31	三口橋	1.2	○	1.7	○	1.5	○
夷隅川下流	B	口	S48.7.31	江東橋	2.4	○	2.1	○	2.1	○
二夕間川	A	イ	H8.4.30	坂本	0.6	○	0.8	○	0.7	○
袋倉川	A	イ	H8.4.30	東町地先	0.8	○	1.2	○	0.7	○
待崎川	A	ハ	H8.4.30	横渚取水口	1.4	○	1.7	○	1.5	○
加茂川	B	口	S48.7.31	加茂川橋	1.6	○	2.4	○	1.9	○
三原川	A	ハ	H8.4.30	三原橋	1.1	○	1.2	○	1.6	○
丸山川	B	口	S48.7.31	朝夷橋	1.5	○	2.0	○	2.1	○
瀬戸川	B	口	S48.7.31	瀬戸川橋	1.3	○	1.9	○	1.9	○
長尾川	A	イ	H8.4.30	上水道取水口	0.7	○	0.9	○	0.8	○
汐入川	B	ハ	S48.7.31	要橋	2.9	○	2.1	○	1.9	○
平久里川	A	口	S48.7.31	平成橋	2.9	×	2.0	○	2.6	×
増間川	A	イ	H8.4.30	池田橋	0.7	○	0.8	○	0.8	○
湊川	A	口	S48.7.31	湊橋	1.1	○	1.2	○	1.2	○
染川	C	イ	S48.7.31	川向橋	1.1	○	1.1	○	1.1	○
小糸川上流	B	イ	S48.7.31	栗倉橋	1.1	○	1.1	○	1.3	○
小糸川下流	C	口	S48.7.31	人見橋	1.4	○	1.6	○	1.2	○
小櫃川上流	A	イ	H5.3.31	岩田橋	1.5	○	1.6	○	1.5	○
小櫃川下流	B	口	S48.7.31	小櫃橋	1.7	○	1.9	○	1.9	○
御腹川	A	口	S48.7.31	御腹川橋	1.2	○	1.0	○	1.1	○
養老川上流	A	イ	H5.3.31	持田崎橋	1.2	○	1.9	○	1.6	○
養老川中流	B	イ	H5.3.31	浅井橋	2.1	○	4.0	×	2.8	○
養老川下流	C	口	H5.3.31	養老大橋	2.6	○	3.2	○	2.3	○
村田川	C	口	S48.7.31	新村田橋	1.3	○	1.4	○	1.5	○
都川	E	口	S48.7.31	都橋	0.9	○	0.7	○	1.1	○
葭川	E	口	S48.7.31	日本橋	0.9	○	1.1	○	1.0	○
印旛放水路(下流)	C	イ	S48.7.31	新花見川橋	2.1	○	1.8	○	2.0	○
海老川	E	ハ	S48.7.31	八千代橋	1.4	○	1.8	○	1.5	○

### 6.3.2 湖沼(COD)

(単位: mg/L)

水域名	類型	期間	指定年月日	測定地点名	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
					75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定
印旛沼	A	口	S45.9.1	上水道取水口下	15	×	15	×	15	×
手賀沼	B	ハ	S45.9.1	手賀沼中央	11	×	11	×	11	×
高滝ダム貯水池	A	ハ	H5.3.31	加茂橋下流部	7.1	×	7.4	×	7.4	×
亀山ダム貯水池	A	ハ	H5.3.31	堤体直上流部	8.4	×	8.8	×	8.4	×

### 6.3.3 湖沼(全窒素・全りん)

(単位: mg/L)

水域	類型	指定年月日	項目	測定地点	環境基準	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
						年平均値	判定	年平均値	判定	年平均値	判定
印旛沼	Ⅲ	S59.3.27	全窒素	上水道取水口下	0.4以下	2.5	×	2.5	×	2.5	×
			全りん		0.03以下	0.14	×	0.16	×	0.14	×
手賀沼	Ⅴ		全窒素	手賀沼中央	1以下	2.2	×	2.1	×	2.2	×
			全りん		0.1以下	0.16	×	0.17	×	0.18	×

### 6.3.4 海域 (COD)

(単位: mg/L)

水域名	類型	期間	指定年月日	測定地点名	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
					75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定
東京湾 (9) *	B	ハ	H14. 3. 29	東京湾 1	3.8	×	4.1	×	4.2	×
				東京湾 3	3.7		5.7		4.4	
東京湾 (4)	C	イ	H14. 3. 29	東京湾 2	4.4	○	4.5	○	4.0	○
東京湾 (3)	C	ロ	H14. 3. 29	船橋 1	5.6	○	6.5	○	5.2	○
東京湾 (11) *	B	ロ	S46. 5. 25	東京湾 4	3.4	×	3.8	×	4.0	×
				東京湾 8	2.8		3.3		3.2	
千葉港 (甲)	C	イ	H14. 3. 29	東京湾 5	3.6	○	4.8	○	3.6	○
				東京湾 7	3.1		3.5		3.3	
				東京湾 12	2.6		3.0		2.8	
千葉港 (乙)	B	イ	S45. 9. 1	東京湾 6	3.3	×	4.0	×	3.7	×
				東京湾 9	2.9		3.4		3.2	
				東京湾 11	2.7		3.0		2.6	
東京湾 (16) *	A	ロ	S46. 5. 25	東京湾 13	2.6	×	3.0	×	2.8	×
				東京湾 14	2.2		2.4		2.5	
東京湾 (12) *	B	イ	H14. 3. 29	東京湾 10	2.6	×	2.9	×	2.9	×
				東京湾 15	2.2		2.2		2.9	
				東京湾 18	2.5		2.6		2.6	
東京湾 (2)	C	イ	H14. 3. 29	東京湾 16	2.5	○	2.5	○	2.2	○
東京湾 (1)	C	イ	H14. 3. 29	東京湾 17	2.4	○	2.5	○	2.5	○
東京湾 (17) *	A	イ	S46. 5. 25	東京湾 19	2.0	○	2.2	×	2.2	×
				東京湾 20	1.8		1.6		2.3	

※印の水域の評価については、他都県の測定データも一部加味している。

### 6.3.5 海域 (全窒素・全りん)

(単位: mg/L)

水域	類型	項目	環境基準	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
				年平均値	判定	年平均値	判定	年平均値	判定
千葉港	IV	全窒素	1 以下	0.62	○	0.58	○	0.57	○
		全りん	0.09 以下	0.061	○	0.065	○	0.055	○
東京湾(イ)	IV	全窒素	1 以下	0.60	○	0.63	○	0.50	○
		全りん	0.09 以下	0.047	○	0.069	○	0.040	○
東京湾(ロ) *	IV	全窒素	1 以下	0.72	○	0.77	○	0.83	○
		全りん	0.09 以下	0.066	○	0.083	○	0.075	○
東京湾(ニ) *	III	全窒素	0.6 以下	0.50	○	0.50	○	0.47	○
		全りん	0.05 以下	0.047	○	0.056	×	0.045	○
東京湾(ホ) *	II	全窒素	0.3 以下	0.24	○	0.22	○	0.24	○
		全りん	0.03 以下	0.025	○	0.027	○	0.028	○

※印の年平均値については、他都県の測定データも一部加味している。

### 6.4 水質 (BOD・COD) の変動状況

水域	地点数	変動状況		
		改善	横ばい	悪化
河川	121	26 (21.5)	49 (40.5)	46 (38.0)
湖沼	15	1 (6.7)	8 (53.3)	6 (40.0)
海域	42	3 (7.1)	29 (69.1)	10 (23.8)
計	178	30 (16.9)	86 (48.3)	62 (34.8)

注1: 前5か年平均値と比較し10%以上低下を「改善」、10%以上上昇を「悪化」、その他を「横ばい」とした。

注2: ( ) 内に割合 (%) を示す。

6.5 地点別水質測定結果（年度平均値）

6.5.1 河川

（単位：mg/L）

河川名	番号	環境基準	測定地点名 (環境基準類型指定)	BOD			DO			SS			測定地点 の所在地
				令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
江戸川	1		関宿橋 (A)	1.2	1.2	1.1	9.8	9.5	9.4	13	13	12	野田市
	2		野田橋 (A)	1.0	1.1	1.2	9.8	9.5	9.2	16	12	15	〃
	3	○	流山橋 (A)	1.3	1.2	1.3	9.9	9.5	9.3	15	14	18	流山市
	4		新葛飾橋 (A)	1.4	1.4	1.2	10	9.7	9.2	13	9	10	松戸市
	5	○	矢切取水場 (A)	1.4	1.4	1.1	10	9.7	9.1	16	6	10	〃
	6		市川橋 (B)	1.3	1.6	1.2	10	10	9.5	13	7	8	市川市
	7	○	江戸川水門 (B)	1.5	2.1	1.6	10	10	9.7	11	9	13	〃
	8	○	東西線鉄橋 (江戸川放水路)	(C)	2.7	2.4	3.3	7.4	7.0	6.9	6	5	5
旧江戸川	9	○	浦安橋 (B)	1.4	2.0	1.9	8.8	8.6	8.2	12	9	15	浦安市
利根運河	10	○	運河橋 (B)	4.5	4.4	6.0	7.1	7.5	8.2	14	14	15	流山市
	11		本川合流前 (B)	4.7	6.5	7.6	6.6	7.2	7.4	13	23	14	〃
坂川	12	○	弁天橋 (E)	1.9	2.1	1.7	8.6	8.5	8.5	5	6	6	松戸市
	13		赤塚樋門 (E)	1.7	2.2	2.1	7.6	7.7	7.6	6	7	8	〃
	新坂川	14	○	さかね橋 (E)	2.1	2.9	2.3	7.8	7.9	7.7	6	8	7
六間川	15		古ヶ崎排水機場 (-)	1.9	1.7	1.8	8.5	8.2	8.5	6	7	9	〃
国分川	16		秋山弁天橋 (E)	5.9	6.0	8.9	5.7	5.6	5.5	6	7	8	〃
	17	○	須和田橋 (E)	6.2	7.1	8.5	3.6	3.3	4.0	5	4	5	市川市
	春木川	18	○	国分川合流前 (E)	7.1	8.4	10	4.1	3.1	3.5	7	5	6
真間川	19	○	根本水門 (E)	1.7	1.5	1.7	8.6	9.2	8.6	8	10	11	〃
	20	○	三戸前橋 (E)	2.9	3.8	3.6	6.0	6.0	5.1	5	5	4	〃
	大柏川	21		浅間橋 (-)	5.6	7.8	7.5	5.7	5.4	5.1	5	5	5
利根川	22		芽吹橋 (A)	1.0	1.3	1.8	9.2	9.1	9.2	15	17	18	野田市
	23		大利根橋 (取手) (A)	1.1	1.4	1.5	9.0	9.0	8.7	18	19	36	我孫子市
	24	○	栄橋 (布川) (A)	1.1	1.3	1.3	9.2	8.5	8.7	13	13	23	〃
	25		須賀 (A)	1.3	1.7	1.5	9.0	8.7	8.7	13	11	14	栄町
	26		金江津 (A)	1.7	1.9	1.7	8.9	8.4	8.8	14	12	17	成田市
	27	○	水郷大橋 (佐原) (A)	1.8	1.9	1.6	9.5	9.1	8.9	12	9	10	香取市
	28		河口堰 (A)	2.2	2.3	1.9	10	10	9.9	11	10	13	東庄町
	29		銚子大橋 (A)	1.4	1.7	1.4	9.1	8.7	8.8	8	8	11	銚子市
亀成川	30	○	亀成橋 (B)	1.5	1.5	1.7	8.8	8.8	8.4	9	6	7	印西市
金山落	31	○	名内橋 (B)	1.9	1.9	2.4	9.5	9.3	9.2	13	10	11	白井市
染井入落	32		染井新橋 (-)	2.6	2.8	1.7	12	8.8	9.5	10	9	7	柏市
大津川	33	○	上沼橋 (C)	2.3	2.2	1.7	8.3	8.5	8.4	5	3	4	〃
大堀川	34	○	北柏橋 (D)	2.8	2.5	1.6	7.6	7.0	6.7	4	2	2	〃
鹿島川	35		岩富橋 (A)	1.1	0.9	1.7	9.5	9.5	9.1	10	7	9	佐倉市
	36	○	鹿島橋 (A)	1.1	1.3	1.5	9.0	8.9	8.7	8	6	6	〃
	高崎川	37	○	竜灯橋 (C)	1.8	1.4	2.8	10	10	10	6	6	7
手繰川	38	○	無名橋 (C)	1.1	1.2	3.0	8.7	8.5	8.8	3	4	7	〃
師戸川	39	○	師戸橋 (B)	1.4	1.8	2.4	8.0	8.5	7.7	9	9	10	印西市
神崎川	40	○	神崎橋 (A)	2.9	2.7	3.5	9.1	8.4	8.6	8	9	9	八千代市
桑納川	41	○	桑納橋 (D)	2.7	3.1	3.7	7.0	7.6	8.2	6	6	7	〃
印旛放水路 (上流)	42	○	八千代橋 (C)	5.9	6.4	8.3	13	14	15	24	19	22	〃
長門川	43	○	長門橋 (B)	4.7	5.4	4.9	9.9	10	9.7	28	29	23	栄町
根木名川	44		さくら橋 (B)	6.7	6.3	4.7	8.4	7.9	8.0	8	10	6	成田市
	45		根木名橋 (B)	5.3	5.1	7.1	6.9	7.0	7.1	9	9	10	〃
	46	○	新川水門 (B)	3.9	3.1	2.5	9.0	8.9	9.1	12	11	12	〃
	派川 根木名川	47		根木名川橋 (-)	2.3	2.7	2.3	8.1	8.1	7.9	15	16	19

河川名	番号	環境基準	測定地点名 (環境基準類型指定)	BOD			DO			SS			測定地点 の所在地
				令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
大須賀川	48		関橋 (A)	5.0	7.3	5.4	7.7	7.7	7.7	21	16	14	香取市
	49	○	黄金橋 (A)	3.4	4.8	3.0	8.3	7.6	7.1	9	10	8	〃
横利根川	50		横利根閘門 (-)	2.1	1.3	1.9	9.1	7.6	7.9	5	3	5	〃
与田浦川	51		与田浦橋 (-)	4.2	5.2	5.5	11	9.4	9.6	22	20	26	〃
小野川	52	○	小野川水門 (B)	1.8	2.0	1.9	7.9	7.5	7.9	10	7	8	〃
黒部川	53		迎田橋 (B)	2.1	1.5	2.0	9.1	9.1	8.2	9	7	7	〃
	54	○	中央大橋 (B)	2.0	2.3	1.9	7.9	7.5	7.5	8	6	7	〃
清水川	55	○	黒部川水門 (A)	3.3	3.2	3.2	9.8	9.7	9.5	15	13	13	東庄町
	56		山川橋 (A)	1.4	1.3	1.4	9.2	9.4	8.5	15	13	11	香取市
	57	○	清水橋 (A)	1.6	1.6	1.4	9.1	9.2	9.1	21	14	13	〃
忍川	58		富川地先 (-)	5.2	4.4	3.1	9.5	9.4	9.4	23	13	14	銚子市
高田川	59	○	白石取水場 (A)	2.5	2.7	2.7	8.9	8.5	8.3	11	8	8	〃
七間川	60		元禄橋 (-)	3.1	4.6	3.7	12	9.4	9.5	15	14	11	旭市
新川	61	○	干潟大橋 (C)	4.9	5.8	5.1	8.8	8.7	8.1	16	14	13	〃
	62	○	駒込堰 (C)	5.3	6.3	5.4	6.9	7.6	7.5	13	12	12	〃
栗山川	63	○	新井橋 (A)	1.8	1.9	1.8	9.0	8.5	8.6	14	23	16	多古町
	64		栗嶋橋 (A)	1.5	1.7	1.5	8.8	8.8	8.3	10	15	9	横芝光町
	65	○	木戸大橋 (B)	1.6	2.0	1.8	8.0	7.6	7.7	12	12	12	〃
高谷川	66	○	与平橋 (A)	1.2	1.4	1.2	9.3	9.0	8.9	8	7	9	〃
	67		小池橋 (A)	1.2	1.9	1.2	10	9.9	10	5	3	3	芝山町
木戸川	68	○	木戸橋 (A)	1.8	2.1	1.7	7.8	8.0	7.2	9	8	7	山武市
	69	○	龍宮大橋 (A)	1.7	2.2	2.1	8.3	8.6	8.0	9	9	8	九十九里町
真亀川	70		幸田橋 (C)	2.7	5.3	6.1	7.8	7.8	9.4	13	5	9	東金市
	71	○	真亀橋 (C)	2.0	2.5	2.3	6.4	6.2	6.2	13	8	8	九十九里町
南白亀川	72	○	観音堂橋 (B)	3.8	3.6	2.8	7.2	7.2	6.9	18	11	14	白子町
一宮川	73	○	昭和橋 (B)	2.3	2.3	2.4	8.5	7.9	8.1	11	13	11	茂原市
	74	○	北川橋 (B)	3.6	4.1	4.1	5.7	4.9	6.1	11	11	13	長生村
	75	○	中之橋 (C)	2.1	2.4	2.7	6.4	6.2	6.6	8	6	8	一宮町
夷隅川	76	○	三口橋 (A)	1.2	1.6	1.6	9.6	9.2	9.5	4	4	7	大多喜町
	77		増田橋 (B)	1.4	1.6	1.1	9.8	9.6	9.4	16	6	5	いすみ市
	78		荻谷橋 (B)	1.4	2.0	1.3	10	9.9	9.5	4	6	7	〃
	79	○	江東橋 (B)	2.3	2.1	2.6	8.3	7.9	8.2	8	8	12	〃
二夕間川	80	○	坂本 (A)	0.6	0.7	0.7	9.9	9.5	9.4	2	2	4	鴨川市
袋倉川	81	○	東町地先 (A)	0.7	0.9	0.8	11	11	9.9	2	2	1	〃
待崎川	82	○	横渚取水口 (A)	1.4	2.1	1.8	9.2	9.6	8.8	5	9	8	〃
加茂川	83		石田橋 (B)	0.9	1.1	0.6	11	11	9.8	17	4	5	〃
	84	○	加茂川橋 (B)	1.2	2.5	1.9	8.6	9.5	8.7	10	15	16	〃
三原川	85	○	三原橋 (A)	0.9	1.1	1.4	10	9.8	9.4	11	8	12	南房総市
	86		小向浄水場取水口 (A)	1.1	1.4	1.4	7.9	7.3	7.0	21	14	17	〃
丸山川	87	○	朝夷橋 (B)	1.1	1.8	1.8	10	9.4	9.5	14	17	18	〃
瀬戸川	88	○	瀬戸川橋 (B)	1.3	1.6	1.6	8.3	8.2	8.3	9	9	10	〃
川尻川	89		川尻橋 (-)	1.0	1.3	1.2	9.0	8.3	9.3	2	2	3	〃
長尾川	90	○	上水道取水口 (A)	0.7	0.7	0.8	9.1	8.6	9.1	2	6	4	〃
汐入川	91		東田橋 (B)	1.2	1.0	1.2	9.0	8.4	8.5	5	6	7	館山市
	92	○	要橋 (B)	2.4	1.9	1.7	8.2	7.4	7.8	13	10	13	〃
平久里川	93		横峰大橋 (A)	1.9	3.2	2.1	10	8.7	9.0	6	11	12	〃
	94	○	平成橋 (A)	2.3	2.1	2.1	8.7	8.6	9.1	12	17	16	〃
増間川	95	○	池田橋 (A)	0.6	0.8	0.8	9.9	9.3	9.6	5	4	3	南房総市
佐久間川	96		勝山橋 (-)	2.5	3.5	2.5	7.8	7.2	8.4	16	19	17	鋸南町
湊川	97		東郷橋 (A)	1.1	0.9	0.9	9.9	9.9	9.7	2	1	2	富津市
	98	○	湊橋 (A)	1.0	1.0	1.1	8.1	7.6	7.7	6	6	8	〃
	99		丹後橋 (A)	1.1	0.9	1.3	9.5	9.0	9.0	4	3	6	〃

河川名	番号	環境基準	測定地点名 (環境基準類型指定)	BOD			DO			SS			測定地点 の所在地
				令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
染川	100		染川橋 (C)	2.8	3.0	0.8	9.5	9.2	9.2	5	3	8	富津市
	101	○	川向橋 (C)	0.9	1.1	1.1	9.6	9.2	9.2	6	4	7	〃
小糸川	102	○	粟倉橋 (B)	1.1	1.1	1.1	9.2	9.1	8.9	3	4	5	君津市
	103		八千代橋 (C)	1.1	1.0	1.2	8.8	8.6	8.3	8	5	10	〃
	104	○	人見橋 (C)	1.3	1.3	1.1	7.9	7.5	7.6	11	7	11	〃
矢那川	105		平川橋 (-)	2.3	2.9	1.4	9.5	9.5	9.2	18	23	6	木更津市
	106		富士見橋 (-)	1.5	1.5	1.3	8.0	7.3	7.3	10	7	7	〃
小櫃川	107	○	岩田橋 (A)	1.3	1.4	1.3	9.5	9.2	9.0	6	10	9	君津市
	108		門生橋 (A)	0.7	0.9	0.8	11	10	9.7	2	1	1	〃
	109	○	小櫃橋 (B)	1.3	1.7	1.6	9.0	8.1	8.4	11	11	10	袖ヶ浦市
	110		椿橋 (B)	1.6	1.6	1.3	9.9	9.6	9.4	10	6	8	木更津市
御腹川	111	○	御腹川橋 (A)	1.2	0.8	1.0	9.5	9.6	9.2	12	6	8	君津市
養老川	112	○	持田崎橋 (A)	1.1	1.6	1.4	10	10	9.8	2	2	4	市原市
	113	○	浅井橋 (B)	2.4	3.3	2.0	11	12	11	11	9	16	〃
	114	○	養老大橋 (C)	2.2	2.5	2.3	9.0	8.8	8.9	17	14	9	〃
村田川	115		新瀬又橋 (C)	1.0	0.7	0.7	9.4	9.3	9.5	6	5	5	〃
	116		江川橋 (C)	1.0	1.1	0.9	9.8	9.7	9.8	7	6	6	〃
	117	○	新村田橋 (C)	1.3	1.4	1.3	8.5	8.1	8.1	14	11	11	〃
都川	118	○	都橋 (E)	0.8	0.7	0.8	8.2	7.7	7.8	2	2	4	千葉市
葭川	119	○	日本橋 (E)	0.9	0.9	0.9	7.9	7.6	7.7	1	1	1	〃
印旛放水路 (下流)	120	○	新花見川橋 (C)	1.6	1.7	1.8	7.8	6.8	7.9	4	4	4	〃
海老川	121	○	八千代橋 (E)	1.2	1.8	1.3	7.0	6.2	6.1	2	2	2	船橋市

## 6.5.2 湖沼

(単位: mg/L)

湖沼名 (環境基準 類型指定)	番号	環境基準 点	測定地点名	COD			DO			SS			全窒素			全りん			測定地点 の所在地
				令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
印旛沼 (A) (III)	1		阿宗橋	9.7	10	11	14	16	16	22	22	23	3.4	3.4	3.6	0.13	0.14	0.14	印西市
	2	○	上水道取水口下	13	13	13	13	14	13	41	40	39	2.5	2.5	2.5	0.14	0.16	0.14	佐倉市
	3		一本松下	14	14	13	13	13	13	43	40	36	2.3	2.3	2.1	0.13	0.14	0.13	印西市
	4		北印旛沼中央	13	15	14	11	12	11	42	40	38	1.7	1.7	1.7	0.12	0.13	0.13	成田市
手賀沼 (B) (V)	5		根戸下	6.5	6.9	6.7	11	13	11	18	17	17	2.5	2.3	2.4	0.14	0.15	0.15	我孫子市
	6	○	手賀沼中央	10	9.8	11	12	12	11	38	34	40	2.2	2.1	2.2	0.16	0.17	0.18	〃
	7		布佐下	8.7	8.7	8.5	10	9.0	9.3	27	31	30	1.9	1.8	1.8	0.14	0.18	0.16	印西市
	8		下手賀沼中央	10	13	9.4	11	13	14	24	33	29	2.3	2.1	2.2	0.14	0.15	0.17	柏市
高滝ダム 貯水池 (A) (一)	9		坂下橋	3.9	4.1	4.0	9.8	9.5	10	4	3	4	1.3	1.3	1.3	0.17	0.19	0.17	市原市
	10	○	加茂橋下流部	6.3	6.9	6.9	10	11	11	13	14	11	0.94	0.87	0.84	0.11	0.091	0.082	〃
	11		北崎橋	7.1	7.5	7.4	9.2	8.3	9.5	19	25	18	1.5	1.1	0.97	0.30	0.18	0.11	〃
	12		小佐貫橋下流部	6.4	6.5	6.9	9.6	8.6	10	11	11	10	0.93	0.83	0.80	0.088	0.12	0.070	〃
亀山ダム 貯水池 (A) (一)	13	○	堤体直上流部	7.5	7.7	7.5	7.0	5.9	6.6	6	14	10	0.76	0.90	0.74	0.041	0.051	0.038	君津市
	14		小月橋	7.9	7.8	7.8	7.5	6.8	7.1	4	7	5	0.75	0.90	0.73	0.035	0.048	0.031	〃
	15		亀山大橋	8.2	8.0	7.7	7.5	6.9	6.9	10	12	13	0.82	0.93	0.75	0.052	0.058	0.044	〃

注1: 環境基準類型指定の下段( )内は、窒素・りんに係る類型を示す。

注2: 高滝ダム貯水池及び亀山ダム貯水池の全窒素及び全りんは、全層平均である。

### 6.5.3 海域

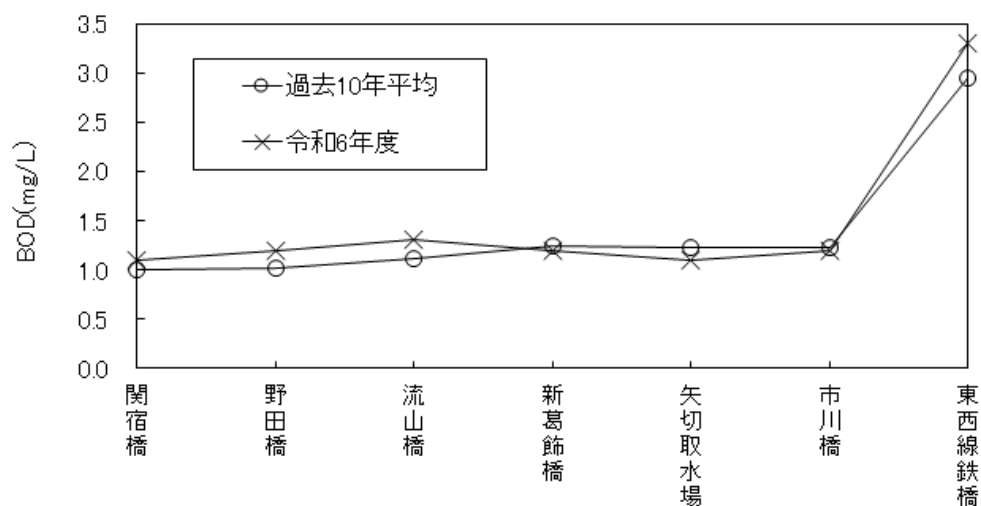
(単位: mg/L)

番号	環境基準点	地点名	環境基準 類型指定	COD			DO			n-ヘキサン抽出物質 (油分等)			全窒素 (表層)			全りん (表層)			測定地点 の所在地
				令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
1	○	東京湾1	N 35° 36' 38" (B) (IV) E 139° 53' 52"	3.0	3.6	3.3	8.0	7.5	7.3	不検出	不検出	不検出	0.68	0.91	0.82	0.058	0.093	0.065	浦安沿岸
2	○	東京湾2	N 35° 40' 15" (C) (IV) E 139° 57' 07"	3.6	3.7	3.6	7.6	6.4	6.6	不検出	不検出	不検出	0.9	0.88	0.95	0.10	0.11	0.11	江戸川河口
3	○	船橋1	N 35° 40' 00" (C) (IV) E 139° 58' 28"	4.0	4.9	3.5	8.2	8.5	6.1	不検出	不検出	不検出	1.1	1.2	1.0	0.15	0.14	0.12	船橋港内
4		船橋2	N 35° 38' 28" (B) (IV) E 139° 59' 14"	3.4	5.2	3.6	8.4	8.5	7.7	不検出	不検出	不検出	0.83	1.1	0.80	0.120	0.12	0.11	船橋航路
5	○	東京湾3	N 35° 38' 45" (B) (IV) E 139° 59' 25"	3.2	3.9	3.4	7.7	7.5	7.8	不検出	不検出	不検出	0.72	0.79	0.70	0.074	0.096	0.070	京葉港沿岸
6	○	東京湾4	N 35° 36' 26" (B) (IV) E 139° 58' 02"	2.8	3.2	3.1	7.3	7.0	7.2	不検出	不検出	不検出	0.62	0.64	0.67	0.053	0.070	0.056	市川・船橋沖
7	○	東京湾5	N 35° 36' 19" (C) (IV) E 140° 03' 40"	3.0	3.4	3.0	7.3	7.2	7.5	不検出	不検出	不検出	0.65	0.59	0.59	0.066	0.073	0.057	稲毛沿岸
8	○	東京湾6	N 35° 35' 26" (B) (III) E 140° 03' 19"	2.9	3.2	2.9	7.1	6.7	7.3	不検出	不検出	不検出	0.62	0.56	0.55	0.060	0.065	0.054	千葉航路
9	○	東京湾7	N 35° 33' 52" (C) (IV) E 140° 04' 34"	2.9	3.0	2.9	7.2	6.8	7.4	不検出	不検出	不検出	0.64	0.66	0.63	0.064	0.067	0.059	千葉沿岸
10		千葉1	N 35° 35' 01" (C) (IV) E 140° 04' 43"	2.8	2.9	3.3	7.0	6.3	7.6	不検出	不検出	不検出	0.62	0.61	0.69	0.065	0.069	0.070	千葉港前面
11		千葉2	N 35° 35' 03" (C) (IV) E 140° 06' 30"	2.5	3.0	3.0	5.7	5.4	5.7	不検出	不検出	不検出	0.86	0.83	0.71	0.072	0.072	0.067	千葉港内
12		千葉3	N 35° 36' 23" (C) (IV) E 140° 05' 09"	2.4	2.8	3.2	5.4	5.5	6.2	不検出	不検出	不検出	0.67	0.70	0.72	0.088	0.076	0.079	千葉新港
13	○	東京湾8	N 35° 33' 02" (B) (IV) E 139° 54' 36"	2.4	2.9	2.7	7.2	6.4	6.9	不検出	不検出	不検出	0.63	0.63	0.56	0.052	0.065	0.045	湾中央
14	○	東京湾9	N 35° 32' 13" (B) (III) E 140° 01' 12"	2.6	2.9	2.8	7.4	6.5	7.1	不検出	不検出	不検出	0.58	0.54	0.53	0.049	0.060	0.052	五井沖
15	○	東京湾10	N 35° 32' 17" (B) (III) E 139° 57' 11"	2.4	3.1	2.4	7.2	6.1	6.8	不検出	不検出	不検出	0.58	0.70	0.59	0.049	0.084	0.047	千葉航路入口
16	○	東京湾11	N 35° 29' 53" (B) (III) E 139° 59' 08"	2.4	2.8	2.5	7.5	6.8	7.3	不検出	不検出	不検出	0.55	0.50	0.46	0.047	0.058	0.048	姉崎沖
17	○	東京湾12	N 35° 30' 27" (C) (IV) E 140° 00' 58"	2.4	2.6	2.5	7.3	6.1	7.0	不検出	不検出	不検出	0.58	0.50	0.49	0.053	0.056	0.049	姉崎沿岸
18	○	東京湾13	N 35° 29' 02" (A) (III) E 139° 54' 38"	2.2	2.6	2.5	7.7	6.8	7.6	不検出	不検出	不検出	0.55	0.54	0.47	0.051	0.062	0.040	袖ヶ浦沖
19	○	東京湾14	N 35° 25' 29" (A) (III) E 139° 51' 46"	1.9	2.4	2.4	7.2	6.7	7.1	不検出	不検出	不検出	0.47	0.46	0.42	0.045	0.047	0.041	木更津沖
20	○	東京湾15	N 35° 24' 07" (B) (III) E 139° 51' 47"	2.0	2.3	2.4	7.3	6.6	7.3	不検出	不検出	不検出	0.45	0.44	0.39	0.045	0.051	0.039	木更津沿岸
21	○	東京湾16	N 35° 22' 12" (C) (IV) E 139° 52' 55"	2.3	2.6	2.2	7.5	6.8	6.8	不検出	不検出	不検出	0.60	0.63	0.50	0.047	0.069	0.040	木更津航路
22	○	東京湾17	N 35° 21' 24" (C) (III) E 139° 50' 48"	2.2	2.4	2.4	7.5	6.9	7.1	不検出	不検出	不検出	0.50	0.44	0.43	0.053	0.051	0.047	君津航路
23	○	東京湾18	N 35° 20' 37" (B) (III) E 139° 47' 58"	2.1	2.4	2.3	8.1	7.2	7.8	不検出	不検出	不検出	0.42	0.37	0.36	0.041	0.043	0.036	富津航路
24		盤洲*	N 35° 27' 28" (B) (III) E 139° 56' 58"	2.5	4.2	2.6	7.6	7.8	8.2	不検出	不検出	不検出	0.51	0.91	0.42	0.051	0.12	0.039	盤洲干潟沖
25	○	東京湾19	N 35° 17' 00" (A) (II) E 139° 47' 04"	1.8	1.9	2.0	7.8	7.2	8.0	不検出	不検出	不検出	0.32	0.28	0.29	0.032	0.034	0.032	富津岬下
26	○	東京湾20	N 35° 14' 24" (A) (II) E 139° 50' 02"	1.6	1.8	1.9	8.1	7.6	8.2	不検出	不検出	不検出	0.24	0.23	0.22	0.026	0.027	0.024	上総湊沿岸
27		東京湾21	N 35° 08' 09" (A) (II) E 139° 49' 24"	1.1	1.1	1.1	7.9	7.2	7.6	不検出	不検出	不検出	0.15	0.12	0.15	0.016	0.016	0.019	保田沿岸
28		東京湾22	N 35° 05' 20" (A) (II) E 139° 49' 41"	1.3	1.1	1.1	7.7	7.2	7.8	不検出	不検出	不検出	0.12	0.10	0.13	0.015	0.014	0.014	岩井沿岸
29		東京湾23	N 35° 03' 09" (A) (II) E 139° 48' 09"	1.2	1.0	1.1	7.8	7.1	7.6	不検出	不検出	不検出	0.15	0.10	0.13	0.015	0.013	0.016	富浦沿岸
30		東京湾24	N 35° 00' 58" (A) (II) E 139° 49' 13"	1.1	1.1	1.1	7.7	7.1	7.8	不検出	不検出	不検出	0.10	0.09	0.10	0.015	0.012	0.012	船形沿岸
31		東京湾25	N 34° 59' 42" (A) (II) E 139° 50' 49"	1.3	1.2	1.2	7.9	7.2	7.5	不検出	不検出	不検出	0.20	0.10	0.16	0.026	0.014	0.024	北条沿岸
32		東京湾27	N 34° 59' 07" (A) (II) E 139° 48' 47"	1.1	1.0	1.1	7.8	7.2	7.8	不検出	不検出	不検出	0.10	0.10	0.10	0.013	0.013	0.012	西岬沿岸
33		東京湾28	N 35° 03' 02" (A) (II) E 139° 45' 38"	1.1	1.1	1.0	7.9	7.1	7.8	不検出	不検出	不検出	0.13	0.10	0.11	0.014	0.012	0.013	富浦沖
34		太平洋1	N 35° 40' 03" (-) (-) E 140° 53' 13"	1.6	1.0	1.3	8.0	7.8	8.9	不検出	不検出	不検出	0.21	0.16	0.15	0.023	0.020	0.017	鏡子沿岸
35		太平洋2	N 35° 35' 10" (-) (-) E 140° 33' 44"	1.5	1.1	1.2	7.9	7.4	8.3	不検出	不検出	不検出	0.24	0.12	0.13	0.024	0.015	0.015	横芝沿岸
36		太平洋3	N 35° 28' 55" (-) (-) E 140° 27' 13"	1.4	1.3	1.3	8.0	7.4	8.2	不検出	不検出	不検出	0.19	0.16	0.12	0.022	0.019	0.013	大網白里沿岸
37		太平洋4	N 35° 22' 51" (-) (-) E 140° 25' 05"	1.5	1.4	1.6	8.2	7.6	8.5	不検出	不検出	不検出	0.21	0.18	0.18	0.022	0.022	0.018	一宮沿岸
38		太平洋5	N 35° 16' 52" (-) (-) E 140° 26' 04"	1.1	1.1	1.5	7.8	7.6	7.9	不検出	不検出	不検出	0.25	0.15	0.16	0.024	0.017	0.021	大原沿岸
39		太平洋6	N 35° 07' 11" (-) (-) E 140° 18' 33"	0.9	1.0	1.3	7.4	7.2	7.5	不検出	不検出	不検出	0.11	0.10	0.12	0.015	0.012	0.013	勝浦沿岸
40		太平洋7	N 35° 04' 26" (-) (-) E 140° 08' 35"	1.1	1.0	1.3	7.9	7.2	7.6	不検出	不検出	不検出	0.09	0.10	0.11	0.013	0.012	0.014	鴨川沿岸
41		太平洋8	N 35° 00' 19" (-) (-) E 140° 02' 28"	1.1	1.2	1.0	8.2	7.3	7.6	不検出	不検出	不検出	0.09	0.10	0.11	0.012	0.012	0.011	和田沿岸
42		太平洋9	N 34° 52' 56" (-) (-) E 139° 53' 32"	1.1	1.0	0.9	8.2	7.1	7.6	不検出	不検出	不検出	0.09	0.10	0.10	0.013	0.013	0.010	白浜沿岸

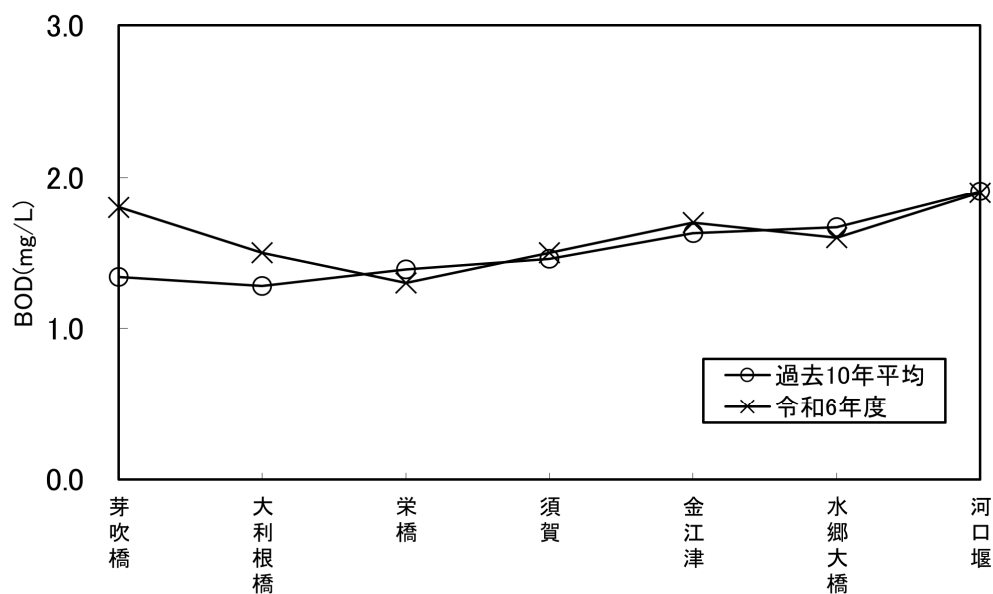
注: 環境基準類型指定の、左 ( ) 内はCOD・DO・n-ヘキサン抽出物質の、右 ( ) 内は窒素・りんの種類を示す。

## 6.6 河川の水質縦断変化図

### 6.6.1 江戸川の水質縦断変化図（BOD年平均值）

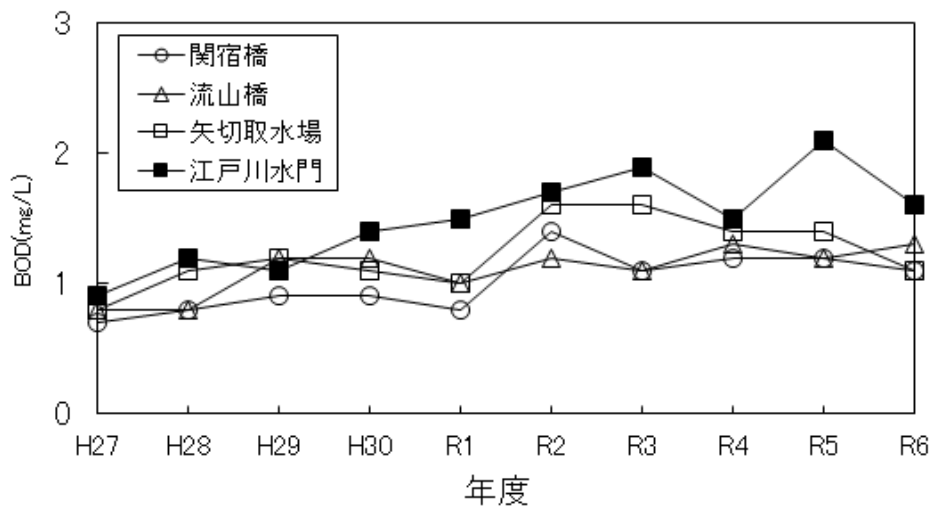


### 6.6.2 利根川の水質縦断変化図（BOD年平均值）

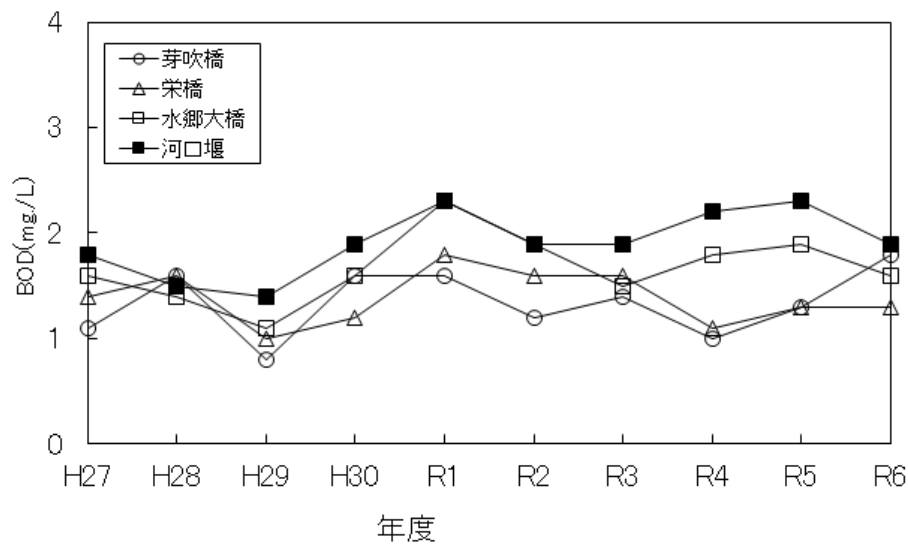


## 6.7 河川の水質経年変化

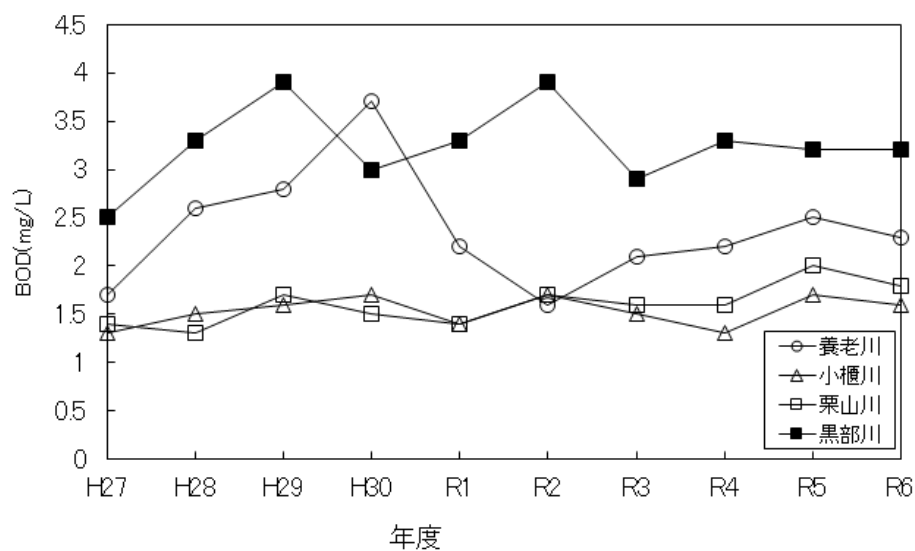
### 6.7.1 江戸川の主要地点の水質経年変化（BOD年平均値）



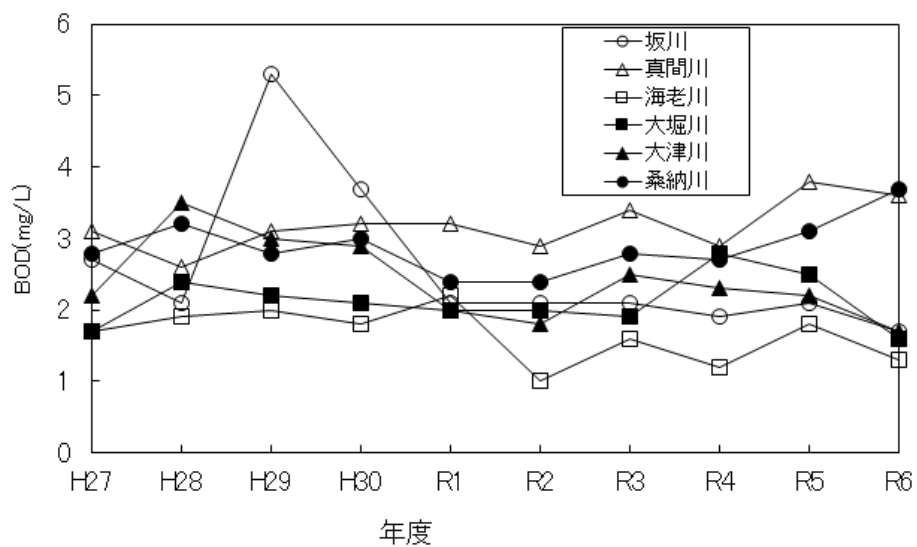
### 6.7.2 利根川の主要地点の水質経年変化（BOD年平均値）



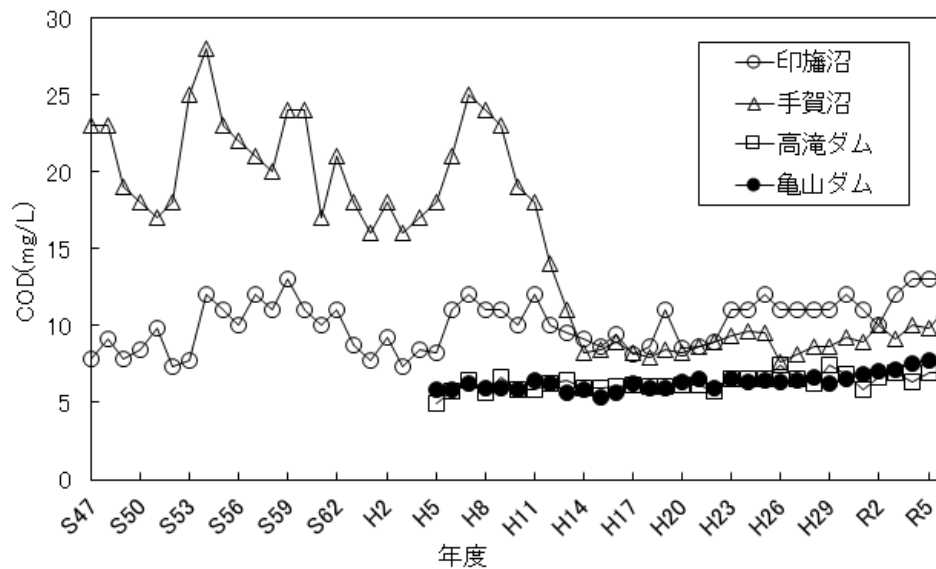
### 6.7.3 県内主要河川の水質経年変化（BOD年平均値）



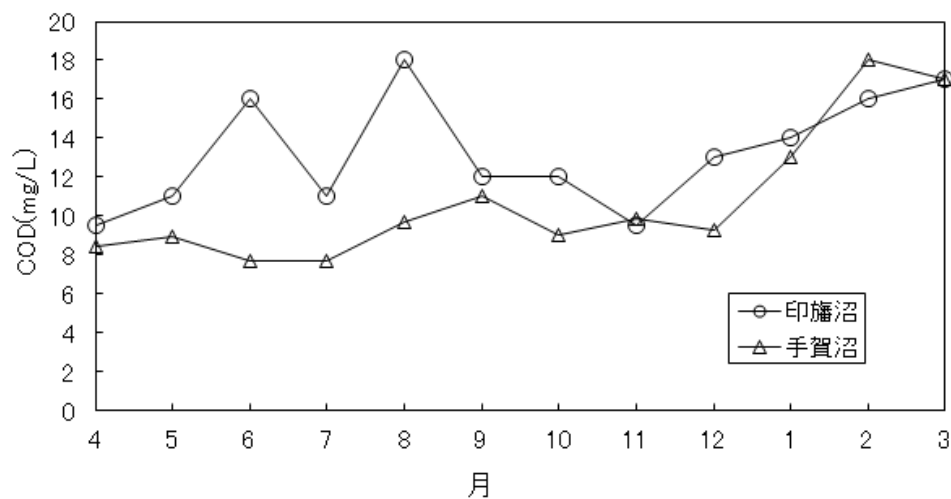
#### 6.7.4 主要都市河川の水質経年変化（BOD年平均値）



### 6.8 湖沼の水質経年変化（COD年平均値）

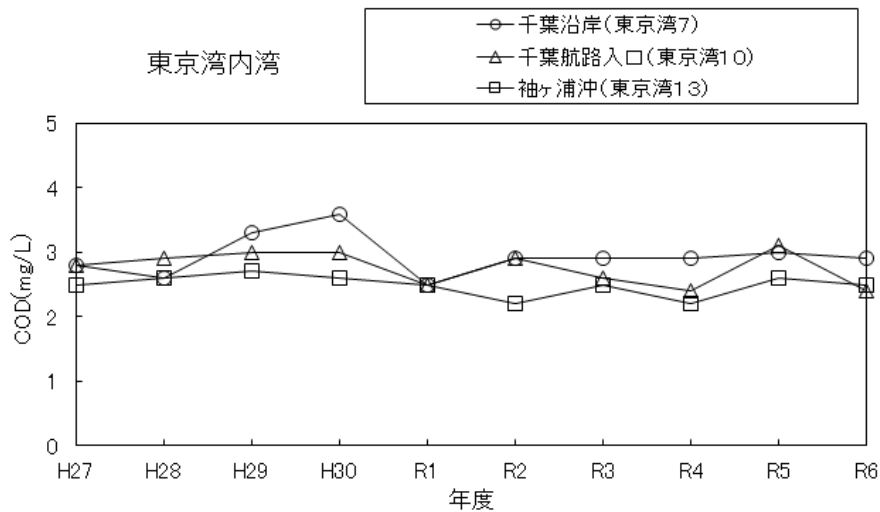


### 6.9 湖沼のCOD年間変動の状況

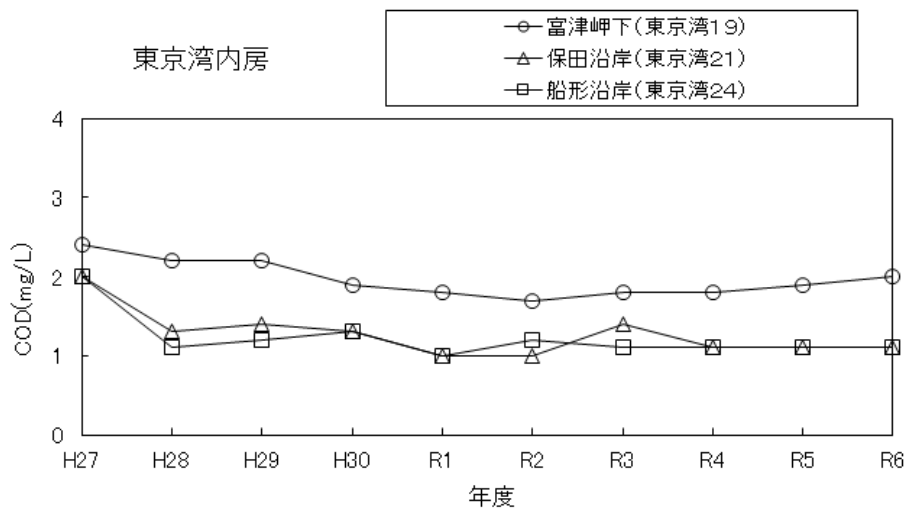


## 6.10 海域の水質経年変化

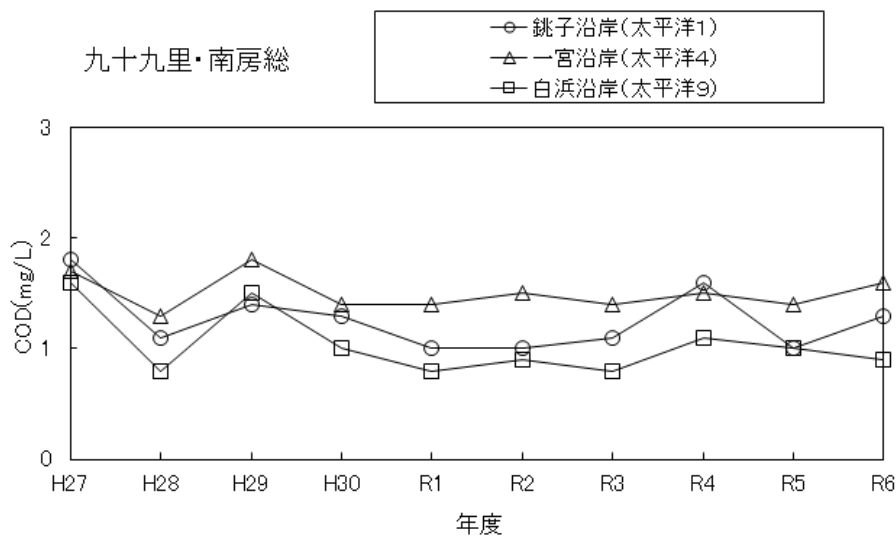
### 6.10.1 東京湾内湾の水質経年変化（COD年平均値）



### 6.10.2 東京湾内房の水質経年変化（COD年平均値）



### 6.10.3 九十九里・南房総の水質経年変化（COD年平均値）



6.11 水質汚濁に係る環境基準  
 人の健康の保護に関する環境基準

《「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」より抜粋》

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L以下	JIS K0102 55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	JIS K0102 38.1.2（JIS K0102 38の備考11を除く。以下同じ）及び38.2に定める方法、38.1.2及び38.3に定める方法、38.1.2 及び38.5 に定める方法又は付表1に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L以下	JIS K0102 54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L以下	JIS K0102 65.2（JIS K0102 65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、JIS K0102 65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあつては、JIS K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01 mg/L以下	JIS K0102 61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	JIS K0102 67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあつてはJIS K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつてはJIS K0102 43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	JIS K0102 34.1（JIS K0102 34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml 及び塩化ナトリウム10g を溶かした溶液とグリセリン250ml を混合し、水を加えて1,000ml としたものをい、JIS K0170-6の6 図2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又はJIS K0102 34.1.1c）（注(2)第三文及びJIS K0102 34 の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつてはこれを省略することができる。）及び付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	JIS K0102 47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	付表8に掲げる方法

（備考）

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K0102 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

6.12 人の健康の保護に関する環境基準超過状況（令和6年度）

項目	河川名	地点名	年平均値 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	忍川	富川地先	15	10 以下
	高田川	白石取水場	13	10 以下

6.13 海水浴場水質調査結果（令和6年度）

判 定		開設期間前（箇所）
適	水質A A（水質が特に良好）	13
	水質A（水質が良好）	22
可	水質B	21
	水質C	0
不 適		0
合 計		56

6.14 河川・水路等における異常水質発生件数の推移

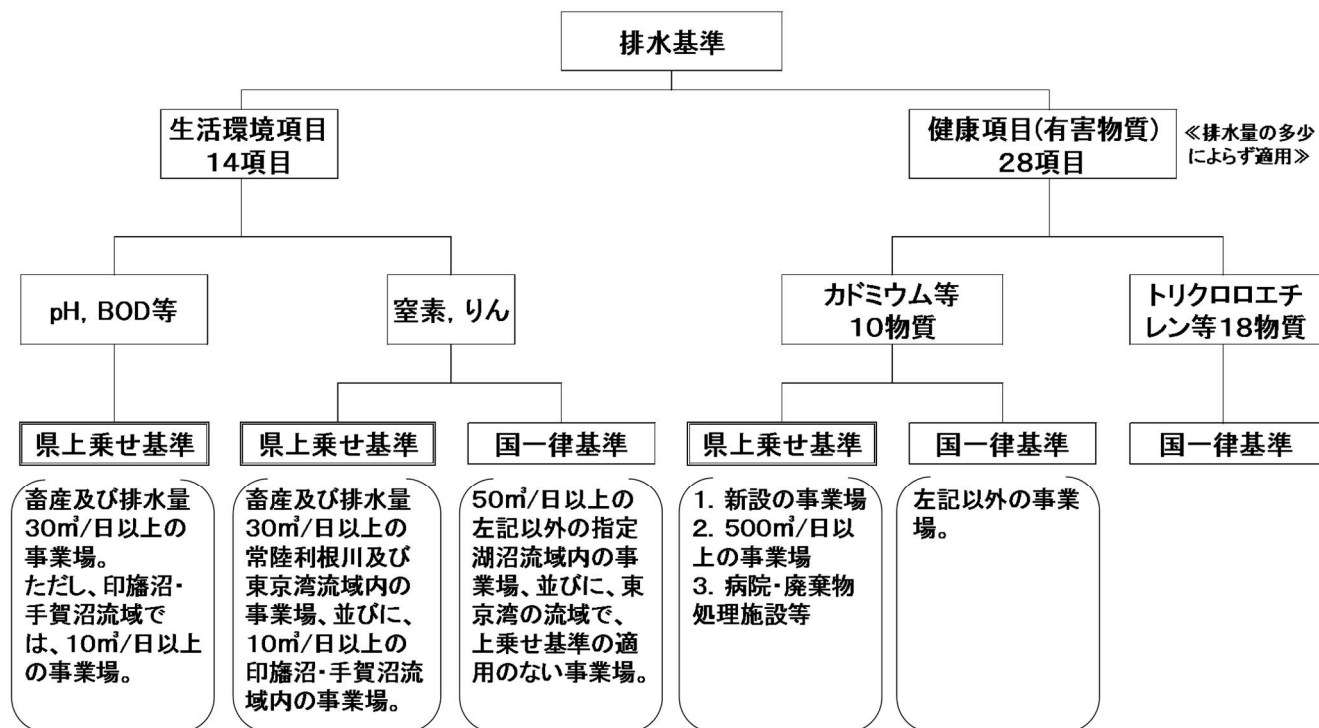
内容種別（件数）	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
油の流出	72	46	34
魚のへい死	14	20	14
その他	15	17	15
計	101	83	63

6.15 海域における油等流出事故件数の推移

	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
件数	12	15	13

6.16 水質汚濁に係る規制

6.16.1 本県における水質汚濁防止法に基づく特定事業場に対する排水規制の体系



6.16.2 水質汚濁防止法に基づく特定事業場届出状況（令和6年度末現在）

区分		特定事業場数		うち規制対象事業場数	
県所管分		7,688	(7,675)	1,170	(1,169)
政令市 所管分	千葉市	812	(807)	166	(165)
	市川市	341	(345)	128	(131)
	船橋市	268	(298)	94	(102)
	松戸市	231	(237)	54	(59)
	柏市	296	(286)	100	(67)
	市原市	462	(463)	105	(106)
	小計	2,410	(2,436)	647	(630)
合計		10,098	(10,111)	1,817	(1,799)

注1：( )内は令和5年度末の数値。  
注2：規制対象の欄の数値は事業場数の内数

6.16.3 水質汚濁防止法に基づく立入検査結果（排水基準）

		R4年度	R5年度	R6年度
特定事業場総数		10,119	10,111	10,098
規制対象事業場数		1,734 (403)	1,799 (406)	1,817 (450)
排水検査実施延事業場数		934 (269)	889 (275)	888 (214)
延違反事業場数		96 (9)	122 (10)	113 (15)
違反率 (%)		10.3 (3.3)	13.7 (3.6)	12.7 (7.0)
行政措置 件数	一時停止	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	改善命令	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	勧告	68 (8)	61 (6)	66 (12)
	指導	27 (1)	27 (4)	10 (2)

注1：政令市も含めた全県下  
注2：特定事業場総数及び規制対象事業場数は、各年度末現在の届出数  
注3：( )内は、有害物質使用特定事業場及び有害物質基準値超過事業場に係る内数

6.16.4 湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼特定事業場等の届出状況（令和6年度末現在）

湖沼名	湖沼特定事業場数			指定施設数
	水濁法特定施設 設置事業場数	みなし指定地域特定施設 設置事業場数		
		病院	し尿浄化槽	
印旛沼	113	4	46	4
手賀沼	47	1	44	0
霞ヶ浦	1	0	0	0
計	161	5	90	4

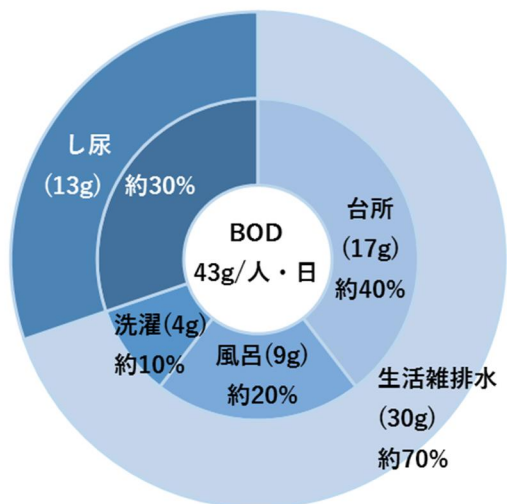
6.16.5 水質汚濁防止法に基づく東京湾総量規制の指定地域内事業場の届出状況（令和6年度末現在）

区分		事業場数		
		排水量 50～400m <sup>3</sup> /日	排水量 400m <sup>3</sup> /日以上	計
県所管分		115	43	158
政令市 所管分	千葉市	17	11	28
	市川市	59	10	69
	船橋市	22	10	32
	松戸市	14	10	24
	柏市	0	1	1
	市原市	43	34	77
	小計	155	76	231
合計		271	119	390

6.16.6 環境保全協定に基づく立入調査結果（令和6年度末現在）

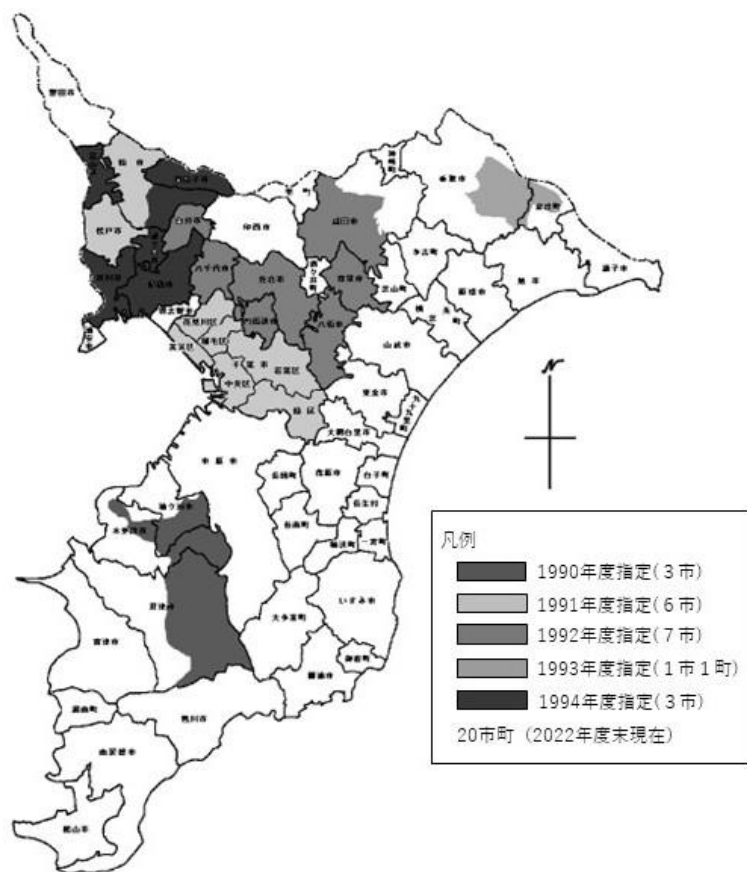
細目協定 締結工場数	立入調査 延工場数	排水調査 延溝数	超過 延工場数	超過率 (%)
48	70	122	2	2.9

6.17 生活排水対策  
6.17.1 生活排水の性状

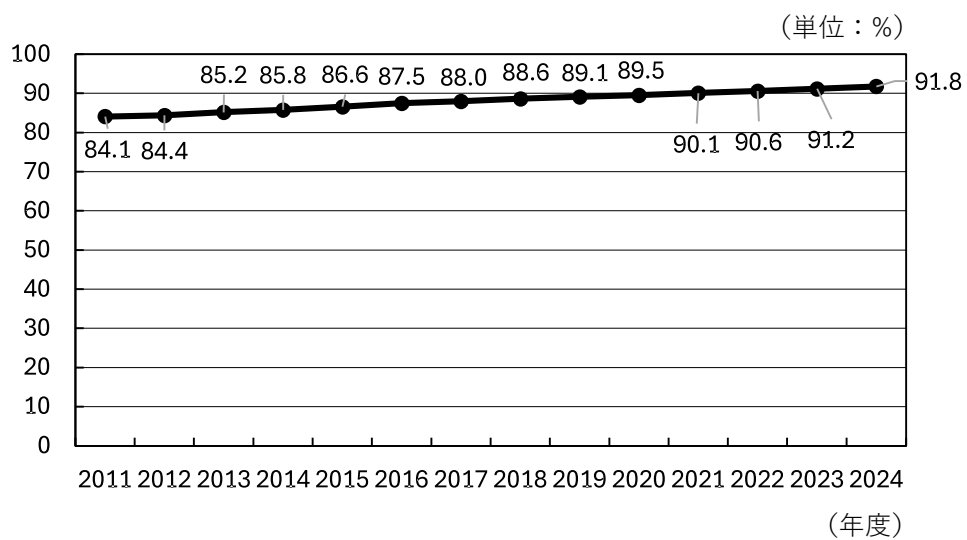


出典：環境省ホームページ「生活排水読本」のデータより

6.17.2 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域指定状況



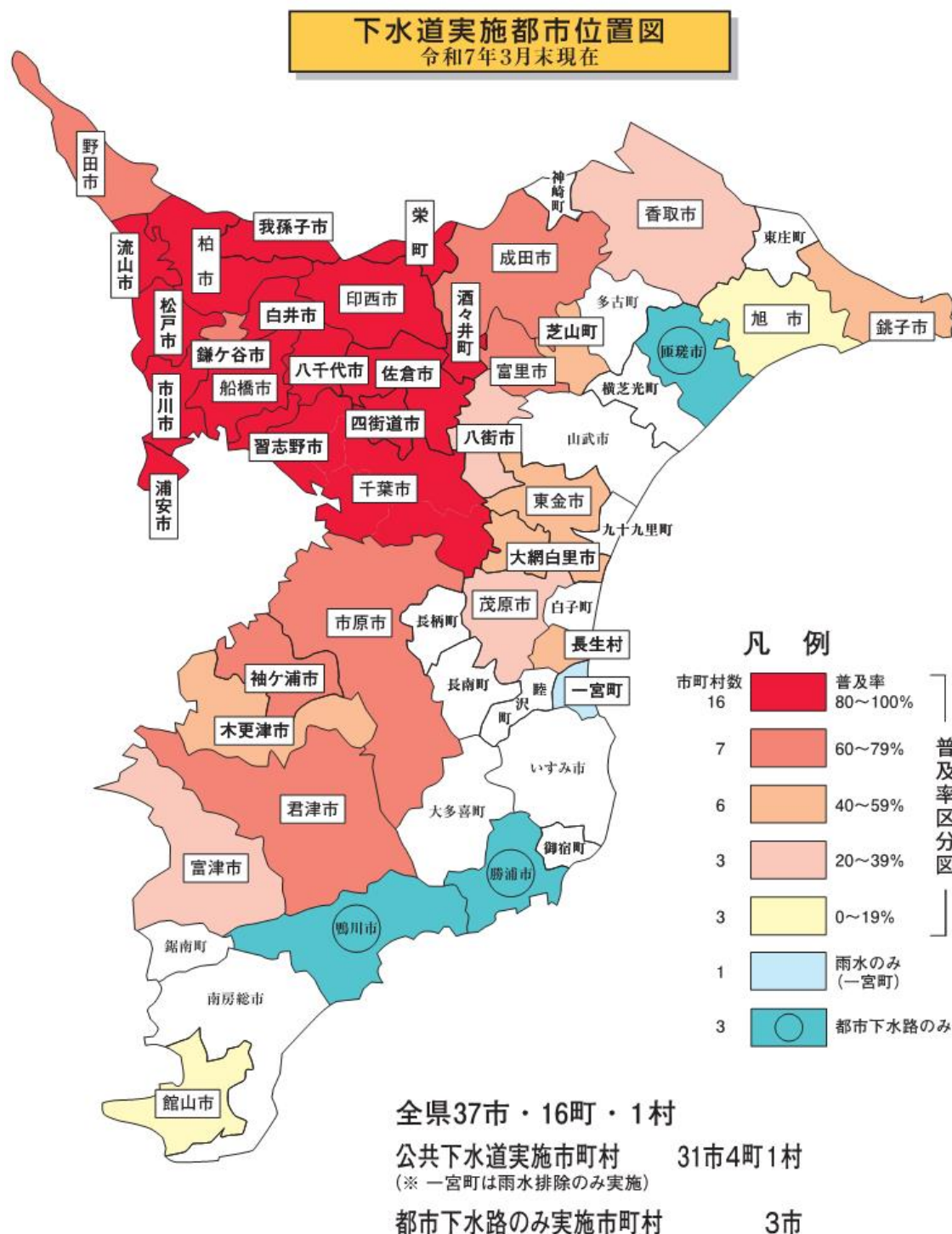
### 6.17.3 県全体の汚水処理人口普及率



6.17.4 流域下水道計画（全体計画）及び実績(2024年度末現在)

流域下水道の名称		印旛沼流域下水道	手賀沼流域下水道	江戸川左岸流域下水道
計画	関係市町村	千葉市など 13 市町	松戸市など 7 市	市川市など 8 市
	面積(km <sup>2</sup> )	241	121	196
	計画人口(万人)	131	66	138
	管渠延長(km)	217.6	88.3	115.4
	処理場数	2	1	2
実績等	使用開始年度	昭和 49 年度	昭和 56 年度	昭和 56 年度
	処理水量(千 m <sup>3</sup> /日)	花見川 255 花見川第二 161	手賀沼 210	江戸川第一 21 江戸川第二 364
	2024 年度建設改良費(億円)	20	13	53

6.17.5 公共下水道の普及状況



### 6.17.6 農業集落排水事業整備完了地区（2025年3月末現在）

	市町村数	処理区数	計画人口 (人)	市町村名（処理区数）
2019年度まで完了処理区	20	66	52,913	千葉市（10）、茂原市（4）、成田市（6）、佐倉市（1）、東金市（4）、旭市（2）、君津市（1）、市原市（2）、袖ヶ浦市（3）、香取市（7）、山武市（4）、多古町（4）、大網白里市（2）、九十九里町（3）、芝山町（2）、横芝光町（2）、一宮町（3）、睦沢町（2）、長柄町（1）、長南町（3）

注：市町村数の計欄は、重複市町村を除きます。

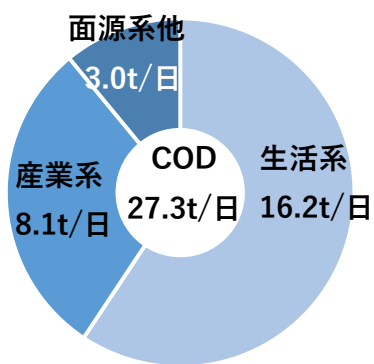
### 6.17.7 規模別浄化槽設置基数（2024年度末現在）

区分	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽	合計
5～20人槽	170,229	244,540	414,769
21～100人槽	12,581	12,770	25,351
101～200人槽	689	2,308	2,997
201～500人槽	298	1,994	2,292
501人槽以上	40	606	646
合計	183,837	262,218	446,055

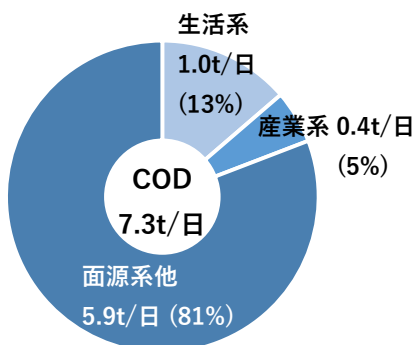
### 6.17.8 浄化槽法定検査実施結果（2024年度）

検査区分	検査基数	判定結果		
		適正	おおむね適正	不適正
設置後の検査（7条検査）	5,197	3,355	1,389	453
定期検査（11条検査）	83,480	52,100	29,084	2,296

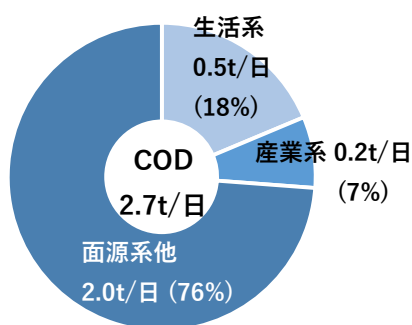
### 6.18 東京湾・印旛沼・手賀沼での発生源汚濁負荷量（COD）



東京湾（2023年度）

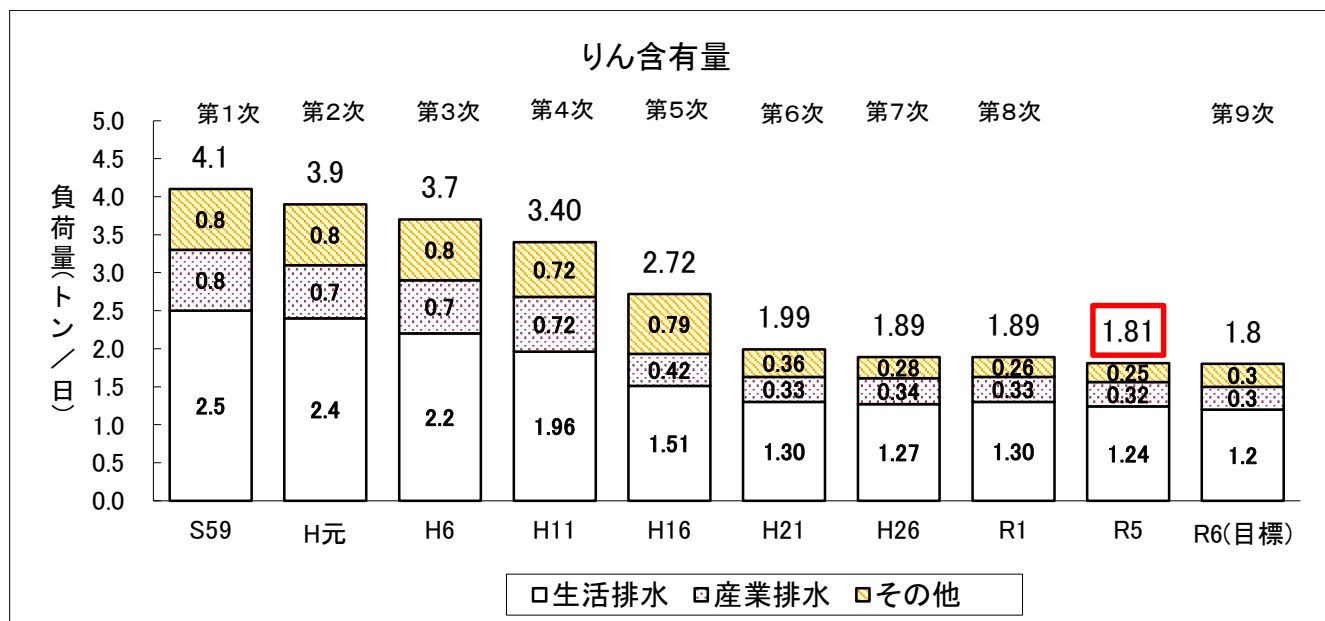
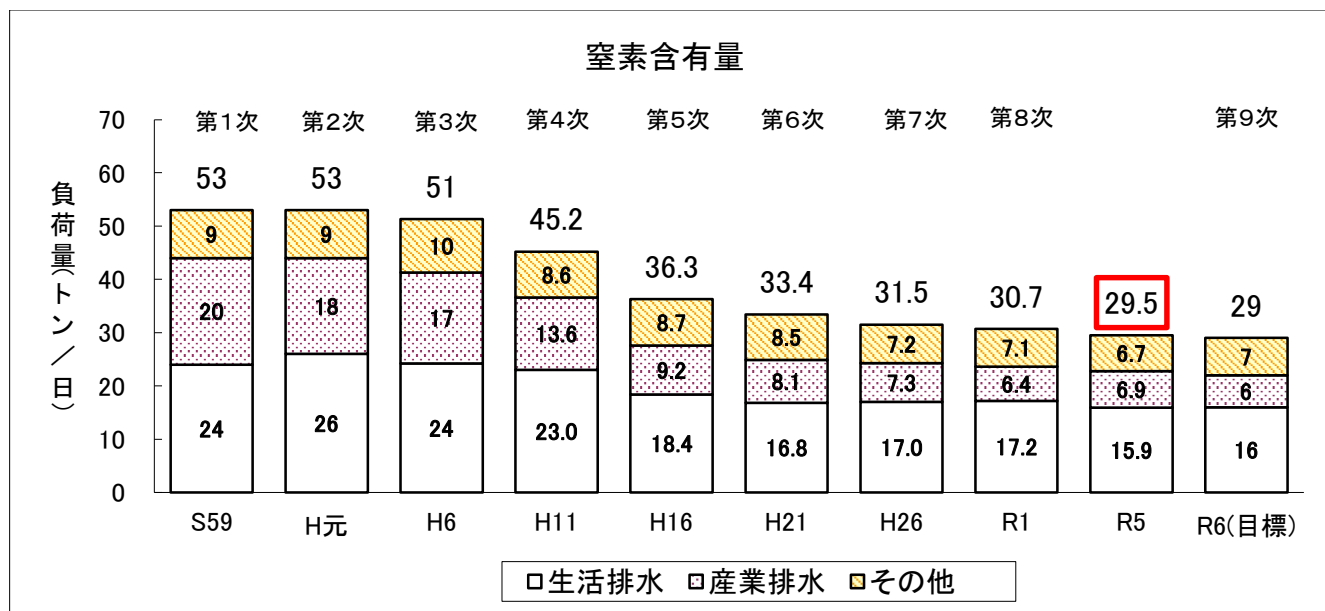
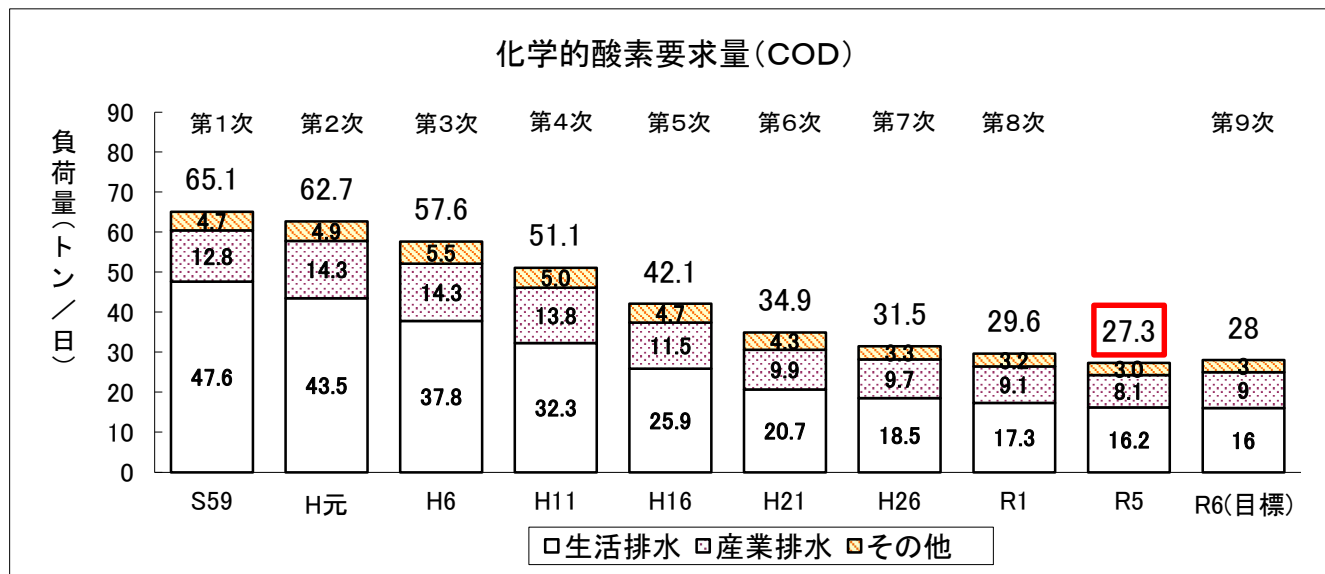


印旛沼（2024年度）



手賀沼（2024年度）

6.19 東京湾の汚濁負荷量の推移（千葉県）



## 6.20 第8期湖沼水質保全計画水質目標値と主要事業

水質目標 及び事業名		印旛沼		手賀沼	
		基準年度 (令和2年度)	目標年度 (令和7年度)	基準年度 (令和2年度)	目標年度 (令和7年度)
水質 目標	COD (75%値)	12mg/L	12mg/L	9.0mg/L	9.0mg/L
	参考値COD (年平均)	10mg/L	10mg/L	7.7mg/L	7.7mg/L
	全窒素 (年平均値)	3.0mg/L	2.3mg/L	2.0mg/L	2.0mg/L
	全りん (年平均値)	0.14mg/L	0.12mg/L	0.12mg/L	0.12mg/L
下水道整備 (処理人口)		662千人	674千人	500千人	515千人
下水道普及率		83.3%	84.5%	92.1%	94.5%
高度処理型合併処理浄化槽 (設置補助基数)		累計 3,899 基	累計 4,765 基	累計 1,049 基	累計 1,412 基
農業集落排水施設		10 施設	6 施設	—	—
雨水浸透施設		累計 168,058 基	累計 184,593 基	累計 36,471 基	累計 42,566 基
透水性舗装		累計 555,427 m <sup>2</sup>	累計 567,188 m <sup>2</sup>	累計 154,520 m <sup>2</sup>	累計 182,206 m <sup>2</sup>
貯留浸透施設		累計 2,167 箇所	累計 3,627 箇所	649 箇所/5年	652 箇所/5年
多自然川づくり (河川)		累計 14.60km	累計 17.24km	累計 4.74km	累計 5.51km
初期雨水浄化対策		—	—	30,304 m <sup>3</sup> /年	28,000 m <sup>3</sup> /年
北千葉導水事業		—	—	浄化用水の導水 (最大 10 m <sup>3</sup> /秒)	浄化用水の導水 (最大 10 m <sup>3</sup> /秒)
流出水対策地区		鹿島川流域		大津川流域	
雨水浸透施設		累計 38,258 基	累計 48,391 基	累計 18,794 基	累計 20,522 基
透水性舗装		累計 82,153 m <sup>2</sup>	累計 85,953 m <sup>2</sup>	累計 50,878 m <sup>2</sup>	累計 60,788 m <sup>2</sup>
貯留浸透施設		累計 180 箇所	累計 211 箇所	78 箇所/5年	2 箇所/5年

## 6.21 手賀沼水循環回復行動計画

策定年月日	令和4年12月改定	
計画の期間	計画の中期目標期間は定めず、水環境に係る状況の変化や「湖沼水質保全計画」の策定等に併せて、必要に応じて見直し更新	
計画の目標	<p><b>中期的な目標</b></p> <p>①水質改善・水量回復 沼底や水源の谷津において豊かな清水が湧くことを目指す。</p> <p>②生物生息環境の保全 人との共生や生物多様性が持続的に保持されていくことを目指す。</p> <p>③人と水との関わり合いの強化 一人ひとりの沼とその流域に対する意識の向上と、主体的な行動の増加を目指す。</p> <p><b>長期的な目標</b></p> <p>①かつて手賀沼とその流域にあった美しく豊かな環境の再生</p> <p>②環境基準の達成</p>	
取組の内容	取組の視点	主な行動メニュー
	水質改善・水量回復	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質浄化対策</li> <li>地下水の涵養と保全</li> <li>湧水の保全</li> </ul>
	生物生息環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物生息環境の調査</li> <li>特定外来生物(植物)への対応</li> <li>生物生息環境の保全に関する指標</li> </ul>
	人と水との関わり合いの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発活動の推進</li> <li>調査研究</li> <li>親水施設等の整備</li> </ul>
推進の組織	手賀沼水環境保全協議会専門委員会 構成:学識者、NPO、事業者団体、利水団体、行政 役割:効果等の評価及び見直しについて、県へアドバイスをを行う。	

6.22 印旛沼流域水循環健全化計画第3期行動計画

策定年月日	令和4年3月	
計画の期間	令和3年度～令和7年度 5年毎に見直し更新	
計画の目標	<p>目 標</p> <p>①良質な飲み水の源 ②遊び、泳げる ③ふるさとの生き物はぐくむ ④水害に強い ⑤人が集い、人と共生する</p>	<p>評価指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クロロフィルa:110<math>\mu</math>g/L以下</li> <li>・COD年平均:10mg/L以下</li> <li>・アオコ発生が目立たなくなる</li> <li>・透明度改善:0.4m程度</li> <li>・植生帯整備個所の透明度改善</li> <li>・臭気が少なくなる</li> <li>・2-MIB、トリハロメタン生成能が改善する</li> <li>・佐倉ふるさと広場の、道の駅やちよの来場者数が増加する</li> <li>・サイクリングの利用者数等が増加する。</li> <li>・注目地点での湧水が枯渇しない</li> <li>・低水流量が増加する</li> <li>・谷津の湧水が枯渇しない</li> <li>・谷津において湧水の水質が改善する</li> <li>・特定外来生物の被害を軽減する</li> <li>・水生植物群落を保全・再生する</li> <li>・耕作放棄地の湿地化等により湿地性植物が保全・再生される</li> <li>・植生帯整備箇所の水生植物群落が保全・再生される</li> <li>・植生帯整備箇所の生物多様性が維持向上する</li> <li>・系統維持拠点の沈水植物が維持・保全される</li> <li>・治水安全度が向上する</li> <li>・取組箇所での治水効果が発現する</li> </ul>
取組の内容	推進テーマ	推進対策
	流域治水を駆動力にした水循環健全化の取組推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水の貯留・浸透施設の普及</li> <li>・緑地の保全・緑化の推進</li> <li>・湧水・地下水の保全・活用</li> <li>・水辺エコトーンの保全・再生</li> <li>・水質改善対策の検討</li> </ul>
	川や沼における水環境の保全・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコロジカル・ネットワークの推進</li> <li>・谷津及び里山の保全・活用</li> <li>・外来種の駆除</li> </ul>
	水辺を活用した地域の魅力向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流下能力の向上</li> <li>・治水施設の質的改良</li> <li>・避難体制の確保</li> </ul>
	印旛沼学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印旛沼流域かわまちづくりの推進</li> <li>・小中学校等における印旛沼学習の推進</li> <li>・市民の印旛沼学習の推進</li> <li>・広報（双方向コミュニケーション）</li> </ul>
	戦略的な広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動の連携・協働</li> <li>・気候変動による流域への影響、緩和・適応策の検討・推進 等</li> </ul>
推進の組織	<p>印旛沼流域水循環健全化会議（平成13年10月設置）</p> <p>構成：学識者、NPO、利水団体、行政</p> <p>役割：計画の推進、中・長期的観点からの水環境改善策・治水対策の推進</p>	

## 6.23 令和6年度公共用水域及び地下水のPFOS及びPFOA測定結果

## 6.23.1 公共用水域（暫定指針値：50ng/L）

## (1) 河川

単位：ng/L

河川名	測定地点名	採水日	PFOS	PFOA	PFOS+PFOA
江戸川	流山橋	8/7	1.7	3.1	4.8
	矢切取水場	8/7	2.6	3.3	5.9
旧江戸川	浦安橋	6/7	3.2	5.2	8.5
坂川	弁天橋	8/7	2.2	5.0	7.3
	赤塚樋門	8/7	5.4	6.3	11
新坂川	さかね橋	8/7	2.8	6.5	9.3
国分川	秋山弁天橋	8/7	5.2	5.8	11
	須和田橋	9/12	5.4	6.6	12
春木川	国分川合流前	9/12	5.7	6.4	12
真間川	根本水門	9/12	1.3	3.1	4.4
	三戸前橋	9/12	7.2	5.3	12
大柏川	浅間橋	9/12	7.8	6.9	14
利根川	栄橋	9/18	1.5	4.0	5.5
	水郷大橋	9/18	2.1	4.6	6.7
	河口堰	9/18	1.9	4.3	6.2
金山落	名内橋	7/2	230	24	250
染井入落	染井新橋	8/1	3.2	7.5	10
鹿島川	鹿島橋	7/16	3.2	12	15
	下泉橋※	9/19	1.0	11	12
桑納川	桑納橋	7/16	1.9	5.1	7.0
根木名川	新川水門	7/11	1.7	6.0	7.7
高田川	白石取水場	8/13	3.3	70	73
新川	干潟大橋	7/9	1.9	9.9	11
一宮川	北川橋	7/9	3.1	14	17
夷隅川	江東橋	7/5	0.6	8.2	8.8
袋倉川	東町地先	7/5	<0.1	3.6	3.7
瀬戸川	瀬戸川橋	7/5	1.2	3.0	4.2
湊川	湊橋	7/8	0.4	17	17
小櫃川	小櫃橋	7/4	0.7	11	11
養老川	養老大橋	11/14	<0.1	39	39
村田川	新村田橋	11/14	<0.1	49	49
	高本谷橋※	9/19	1.7	10	12
都川	都橋	10/24	1.6	11	13
葭川	日本橋	6/13	11	12	23
		1/22	12	12	24
六方都市下水路	源町407番地 地先※	6/13	24	12	36
		1/22	25	12	38
浜田川	下八坂橋※	8/8	6.4	11	17
花園川	高洲橋※	8/8	3.3	6.9	10
浜野川	浜野橋※	9/19	4.3	13	18
生実川	平成橋※	9/19	3.4	19	23
印旛放水路 (下流)	新花見川橋	8/8	2.8	7.3	10
海老川	八千代橋	6/5	3.4	7.5	11
平蔵川	雷橋※	5/24	19	2300	2300

※ 水質汚濁防止法政令市の独自調査による水質測定計画対象外の測定地点

## (2) 湖沼

単位 : ng/L

湖沼名	測定地点名	採水日	PFOS	PFOA	PFOS+PFOA
手賀沼	下手賀沼中央	8/1	59	14	73
高滝ダム貯水池	加茂橋下流部	1/27	<0.1	29	29
亀山ダム貯水池	堤体直上流部	7/23	0.1	8.3	8.4

## (3) 海域

単位 : ng/L

海域名	測定地点名	採水日	PFOS	PFOA	PFOS+PFOA
東京湾	東京湾 1	7/8	13	2.0	15
	船橋 1	6/11	1.3	1.6	2.9
	船橋 2	6/11	1.3	1.4	2.7
	千葉 1	8/7	0.8	1.9	2.8
	千葉 2	8/7	0.8	1.9	2.7
	千葉 3	8/7	1.2	1.7	3.0
	東京湾 9	7/4	1.2	1.9	3.1
	東京湾 15	7/3	0.9	1.6	2.5
	東京湾 20	7/3	0.3	0.9	1.2

※ 有効数字 2 桁で処理した値を掲載しているため、「PFOS+PFOA」の値は必ずしも「PFOS」及び「PFOA」の結果の合算値とは一致しない。

## 6. 23. 2 地下水（暫定指針値：50ng/L）

## （1）政令市測定分

単位：ng/L

測定井戸	採水日	PFOS	PFOA	PFOS+PFOA
千葉市中央区登戸3丁目	10/16	1.5	2.1	3.6
千葉市稲毛区稲丘町	10/16	2.8	15	18
千葉市稲毛区作草部町	10/16	0.2	0.7	1.0
千葉市稲毛区長沼町	8/5	7.7	0.5	8.2
千葉市若葉区佐和町	10/18	0.3	0.4	0.7
千葉市若葉区高根町	10/18	<0.1	<0.2	<0.3
千葉市若葉区多部田町	10/18	<0.1	<0.2	<0.3
千葉市若葉区中野町	10/18	<0.1	<0.2	<0.3
千葉市緑区鎌取町	10/15	0.6	<0.2	0.8
千葉市緑区高田町	10/15	0.4	2.6	3.0
千葉市緑区土気町	10/15	0.5	1.9	2.4
千葉市緑区誉田町1丁目	10/15	0.5	2.7	3.2
千葉市緑区誉田町2丁目	10/15	0.3	0.2	0.5
千葉市緑区あすみが丘8丁目	10/15	0.7	0.3	1.0
千葉市美浜区高洲4丁目	10/16	<0.1	<0.2	<0.3
市川市大和田5丁目	6/11	—	—	31
船橋市市場1丁目	10/21	<0.1	<0.2	<0.3
船橋市金杉4丁目	10/21	0.8	0.8	1.6
船橋市金堀町	10/22	<0.1	0.5	0.6
船橋市芝山1丁目	10/21	5.5	5.9	11
船橋市高根台5丁目	10/22	<0.1	<0.2	<0.3
船橋市田喜野井2丁目	10/22	<0.1	<0.2	<0.3
船橋市夏見台6丁目	10/21	<0.1	<0.2	<0.3
船橋市前原西2丁目	10/22	5.6	9	14
船橋市二和東3丁目	10/22	1.7	3.5	5.3
船橋市丸山5丁目	10/21	4.8	6.5	11
船橋市本中山3丁目	10/21	<0.1	<0.2	<0.3
船橋市大穴南3丁目	10/22	34	17	51
船橋市藤原5丁目	10/21	0.3	<0.2	0.5
松戸市千駄堀	10/17	4.7	6.4	11
松戸市松戸	10/17	0.3	3.1	3.4
柏市大青田	11/20	0.1	<0.2	0.3
柏市高田	11/20	2.7	3.9	6.7
柏市戸張	11/20	<0.1	<0.2	<0.3
柏市十余二	11/20	2.5	1.4	3.9
柏市藤心	11/21	<0.1	<0.2	<0.3
柏市柏の葉6丁目	11/20	0.9	2.3	3.3
柏市片山	11/21	<0.1	<0.2	<0.3
柏市藤ヶ谷新田	11/21	<0.1	<0.2	<0.3
柏市若白毛	11/21	1.6	32	33
柏市鷺野谷	11/21	<0.1	<0.2	<0.3
柏市南逆井1丁目	11/21	3.8	5.7	9.5
市原市能満	12/18	—	—	<0.3

## (2) 県測定分

単位 : ng/L

測定井戸	採水日	PFOS	PFOA	PFOS+PFOA
館山市船形	8/22	6.9	6.8	13
佐倉市八木	8/28	<0.1	<0.2	<0.3
流山市南流山3丁目	9/27	<0.1	<0.2	<0.3
君津市吉野	8/29	<0.1	<0.2	<0.3
八街市砂	8/28	<0.1	<0.2	<0.3
白井市神々廻	9/27	<0.1	0.6	0.7
匝瑳市飯高	8/27	<0.1	<0.2	<0.3
東庄町神田	8/20	0.4	0.4	0.8
一宮町綱田	8/28	<0.1	<0.2	<0.3
長南町小生田	8/26	<0.1	1.0	1.1

※ 有効数字2桁で処理した値を掲載しているため、「PFOS+PFOA」の値は必ずしも「PFOS」及び「PFOA」の結果の合算値とは一致しない。

## 7 地下水・土壌関係

- 7.1 水質汚濁防止法に基づく立入検査結果（構造基準）
- 7.2 地下水の水質汚濁に係る環境基準
- 7.3 地下水の概況調査結果
- 7.4 地下水の継続監視調査結果
- 7.5 市町村別地下水汚染判明事例数
- 7.6 土壌の汚染に係る環境基準
- 7.7 土壌汚染対策法の指定状況
  - 7.7.1 要措置区域（一部解除を含む）
  - 7.7.2 形質変更時要届出区域（一部解除を含む）

## 7.1 水質汚濁防止法に基づく立入検査結果（構造基準）

		R4年度	R5年度	R6年度
特定事業場総数		10,119	10,111	10,098
規制対象事業場数		505	463	508
構造立入検査実施延事業場数		94	93	127
延違反事業場数		39	35	44
違反率 (%)		41.5	37.6	34.6
行政措置 件数	一時停止	0	0	0
	改善命令	0	0	0
	勸告	0	0	4
	指導	39	33	43

注1：政令市も含めた全県下

注2：特定事業場総数及び規制対象事業場数は、各年度末現在の届出数

## 7.2 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日環告第10号)

項 目	基 準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

### 7.3 地下水の概況調査結果（令和6年度）

項目	調査井戸数 (本)	検出井戸数 (本)	検出率 (%)	超過井戸数 (本)	超過率 (%)	検出状況 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
カドミウム	182	1	0.5	0	0	0.0004	0.003 以下
全シアン	182	0	0	0	0	—	検出されないこと
鉛	182	11	6.0	1	0.5	0.001～0.014	0.01 以下
六価クロム	182	2	1.1	0	0	0.002～0.008	0.02 以下
砒素	182	82	44.5	10	5.5	0.001～0.10	0.01 以下
総水銀	182	0	0	0	0	—	0.0005 以下
アルキル水銀	15	0	0	0	0	—	検出されないこと
PCB	182	0	0	0	0	—	検出されないこと
ジクロロメタン	182	0	0	0	0	—	0.02 以下
四塩化炭素	182	1	0.5	0	0	0.0007	0.002 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	182	0	0	0	0	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	182	0	0	0	0	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	182	0	0	0	0	—	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	182	1	0.5	0	0	0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	182	0	0	0	0	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	182	0	0	0	0	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	182	1	0.5	0	0	0.004	0.01 以下
テトラクロロエチレン	182	2	1.1	0	0	0.0006～ 0.006	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	182	0	0	0	0	—	0.002 以下
チウラム	182	0	0	0	0	—	0.006 以下
シマジン	182	0	0	0	0	—	0.003 以下
チオベンカルブ	182	0	0	0	0	—	0.02 以下
ベンゼン	182	2	1.1	0	0	0.001	0.01 以下
セレン	182	3	1.6	0	0	0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	182	115	63.2	12	6.6	0.06～26	10 以下
ふっ素	182	31	17.0	3	1.6	0.08～3.0	0.8 以下
ほう素	182	12	6.6	0	0	0.1～0.7	1 以下
1,4-ジオキサン	182	0	0	0	0	—	0.05 以下
総計 (実本数)	182	157	86.3	26	14.3	—	—

#### 7.4 地下水の継続監視調査結果（令和6年度）

項目	調査井戸数 (本)	検出井戸数 (本)	検出率 (%)	うち 超過 井戸数 (本)	超過率 (%)	検出状況 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
鉛	1	1	100	1	100	0.044	0.01 以下
六価クロム	2	2	100	0	0	0.010~0.064	0.02 以下
砒素	20	20	100	20	100	0.011~0.12	0.01 以下
ジクロロメタン	24	0	0	0	0	—	0.02 以下
四塩化炭素	34	5	14.7	4	11.8	0.0002~0.013	0.002 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	81	5	6.2	4	4.9	0.0006~0.096	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	10	1	10.0	0	0	0.0024	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	82	10	12.2	1	1.2	0.002~0.31	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	84	29	34.5	11	13.1	0.004~1.1	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	36	1	2.8	0	0	0.0007	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	11	0	0	0	0	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	84	47	56.0	26	31.0	0.001~7.7	0.01 以下
テトラクロロエチレン	84	46	54.8	26	31.0	0.0006~7.5	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	2	0	0	0	0	—	0.002 以下
ベンゼン	13	1	7.7	1	7.7	0.017	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	2	100	1	50.0	10~13	10 以下
ほう素	1	1	100	1	100	5.4	1 以下
1,4-ジオキサン	2	2	100	2	100	0.19~5.3	0.05 以下
総 計 (実本数)	109	94	86.2	73	67.0	—	—

7.5 市町村別地下水汚染判明事例数

(令和7年3月末現在)

市町村名	地区数		揮発性有機化合物等		重金属等		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		地町村名	地区数		揮発性有機化合物等		重金属等		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
千葉市	74	(102)	12	(28)	11	(14)	51	(60)	八街市	4	(7)	1	(3)	0	(1)	2	(2)
市川市	12	(38)	2	(17)	5	(10)	4	(10)				揮発性有機化合物等と重金属等の複合汚染 1(1)					
船橋市	126	(141)	18	(32)	4	(5)	104	(104)	印西市	36	(41)	4	(5)	15	(18)	17	(18)
松戸市	37	(63)	13	(21)	2	(5)	21	(35)	白井市	8	(12)	3	(5)	0	(1)	5	(6)
柏市	63	(91)	18	(43)	4	(6)	41	(42)	富里市	4	(6)	1	(3)	0	(0)	3	(3)
市原市	33	(36)	0	(1)	25	(27)	8	(8)	南房総市	5	(10)	0	(2)	0	(1)	5	(7)
政令市計	345	(471)	63	(142)	51	(67)	229	(259)	匝瑳市	38	(40)	0	(0)	16	(17)	22	(23)
銚子市	28	(30)	1	(3)	3	(3)	24	(24)	香取市	33	(41)	2	(2)	7	(9)	24	(30)
館山市	1	(8)	1	(6)	0	(0)	0	(2)	山武市	31	(36)	0	(2)	18	(20)	13	(14)
木更津市	5	(7)	0	(0)	3	(4)	2	(2)	いすみ市	3	(6)	0	(3)	3	(3)	0	(0)
野田市	28	(39)	9	(20)	0	(0)	19	(19)	酒々井町	2	(2)	0	(0)	0	(0)	2	(2)
茂原市	8	(24)	0	(14)	7	(8)	1	(2)	栄町	19	(21)	0	(0)	19	(21)	0	(0)
成田市	52	(93)	3	(7)	24	(46)	25	(40)	神崎町	3	(5)	1	(1)	1	(3)	1	(1)
佐倉市	19	(23)	8	(11)	2	(3)	9	(9)	多古町	12	(13)	0	(1)	0	(0)	12	(12)
東金市	18	(25)	1	(1)	12	(15)	5	(9)	東庄町	6	(8)	0	(2)	0	(0)	6	(6)
旭市	35	(37)	0	(1)	18	(19)	17	(17)	大網白里市	21	(25)	0	(0)	21	(25)	0	(0)
習志野市	10	(12)	1	(3)	2	(2)	5	(5)	九十九里町	26	(30)	0	(2)	24	(26)	2	(2)
勝浦市	0	(3)	0	(2)	0	(1)	0	(0)	芝山町	110	(112)	2	(2)	7	(9)	101	(101)
流山市	1	(5)	1	(4)	0	(1)	0	(0)	横芝光町	58	(61)	0	(1)	17	(19)	41	(41)
八千代市	32	(42)	10	(20)	1	(1)	21	(21)	一宮町	4	(6)	3	(5)	1	(1)	0	(0)
我孫子市	85	(103)	9	(24)	34	(34)	41	(42)	睦沢町	1	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)
鴨川市	3	(7)	1	(5)	0	(0)	2	(2)	長生村	17	(17)	0	(0)	17	(17)	0	(0)
鎌ヶ谷市	9	(11)	7	(8)	0	(0)	2	(3)	白子町	12	(17)	0	(2)	11	(12)	1	(3)
君津市	3	(5)	3	(5)	0	(0)	0	(0)	長柄町	1	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)
富津市	2	(9)	0	(7)	1	(1)	1	(1)	長南町	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
浦安市	1	(4)	0	(0)	0	(2)	1	(2)	大多喜町	1	(1)	1	(1)	0	(0)	0	(0)
四街道市	11	(21)	2	(7)	2	(2)	7	(12)	御宿町	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)
袖ヶ浦市	10	(10)	1	(1)	3	(3)	6	(6)	鋸南町	4	(4)	0	(0)	1	(1)	3	(3)
									政令市以外計	820	(1042)	76	(191)	292	(352)	448	(492)
									県計	1165	(1513)	139	(333)	343	(419)	677	(751)
									市町村数	51	(53)	29	(42)	36	(43)	40	(41)

注1：毎年度環境省が実施する地下水汚染に関するアンケート調査結果を元に集計

注2：数値は、現在環境基準超過が確認されている事例数

注3：括弧内の数値は、現在及び過去に環境基準超過が確認された事例数

## 7.6 土壌の汚染に係る環境基準

〔土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日環告第46号）〕から抜粋

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

注：汚染が自然的原因であることが明らかである場所・原材料の堆積場・廃棄物の埋立地・基準項目に係わる物質の利用又は処分を目的とした集積施設に係わる土壌については適用されない。

## 7.7 土壤汚染対策法の指定状況

### 7.7.1 要措置区域（一部解除を含む）

（令和7年3月末現在）

整理番号	指定番号	指定年月日	要措置区域の地番	面積(m <sup>2</sup> )	特定有害物質	告示番号
1	H23 要-1	H24. 2. 17	成田市大菅字女化 17 番 1 の一部及び字くじみね 16 番の一部	70	テトラクロロエチレン	H23 年告示 79 H26 年告示 69 H28 年告示 426
4	H25 要-1	H25. 6. 25	旭市琴田字一番割 2844 番 1 の一部、2845 番 1 の一部、2846 番の一部、2849 番の一部、2850 番の一部、2852 番の一部、2855 番の一部、2856 番の一部及び 2858 番 5 の一部	10, 104. 95	トリクロロエチレン並びにふっ素及びその化合物	H25 年告示 444 H28 年告示 357
5	H26 要-1	H26. 5. 23	四街道市物井字出口 1399 番 3 の一部、1399 番 16 の一部及び 1399 番 17 の一部	1, 190. 6	ほう素及びその化合物	H26 年告示 373 H27 年告示 353 H29 年告示 563
6	H26 要-2	H26. 10. 3	旭市二字太四郎台 3237 番の一部	272. 2	ベンゼン	H26 年告示 620 H28 年告示 358
7	H26 要-3	H27. 2. 17	八千代市大和田新田字長兵衛野 711 番 2 の一部	100. 0	カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物	H27 年告示 58 H30 年告示 114 R01 年告示 208 R01 年告示 209
13	H29 要-2	H29. 12. 12	四街道市小名木字滝原 292 番 1 の一部、302 番 1 の一部、302 番 4 の一部及び 335 番 23 の一部	900. 0	六価クロム化合物	H29 年告示 796
14	H29 要-3	H29. 12. 15	君津市三直字宇曾貝 689 番 1 の一部、内箕輪字野馬木戸 70 番、外箕輪字白旗台 1042 番 1 及び壱師字白旗台 612 番 1	41, 092. 7	1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン並びにトリクロロエチレン	H29 年告示 799
24	R04 要-3	R5. 1. 31	成田市新泉 23 番の一部	241. 11	六価クロム化合物	R05 年告示 31
27	R04 要-6	R5. 3. 31	成田市不動ヶ岡字申新田 1967 番 2 の一部、1967 番 5 の一部、1968 番 2、1975 番 2 の一部、1975 番 3 の一部、1976 番 4 の一部、1976 番 5 の一部及び 1976 番 7 の一部	2, 188. 4	ふっ素及びその化合物	R05 年告示 142
30	R06 要-1	R6. 5. 14	木更津市清見台二丁目 1 4 番 1 の一部	50. 7	鉛及びその化合物	R06 年告示 309
31	R06 要-2	R6. 9. 20	山武市白幡字神楽台 2 0 7 9 番 5 の一部及び 2 0 8 1 番 3 の一部	300. 0	トリクロロエチレン	R06 年告示 467
32	R06 要-3	R6. 10. 22	八千代市吉橋字西内野 1 8 2 5 番 1 2 の一部、1 8 2 5 番 1 5 の一部、1 8 2 6 番 1 の一部及び 1 8 2 7 番 1 の一部	313. 4	ふっ素及びその化合物	R06 年告示 497
33	R06 要-4	R7. 1. 17	木更津市岩根一丁目 161 番 7 並びに西岩根 173 番 1 の一部、174 番 1 の一部、225 番 2 の一部及び 225 番 3 の一部	495. 0	クロロエチレン 1, 1-ジクロロエチレン 1, 2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン	R07 年告示 11

注：土壤汚染対策法の政令における指定市を除きます。

## 7.7.2 形質変更時要届出区域(一部解除を含む)

(令和7年3月末現在)

整理番号	指定番号	指定年月日	形質変更時要届出区域の地番	面積(m <sup>2</sup> )	特定有害物質	告示番号
3	H17-2	H17.10.18	佐倉市上志津字矢橋 1077 番 55	133.08	テトラクロロエチレン	H17 年告示 726 H17.10.28 第 12043 号で修正
4	H18-1	H18.8.8	流山市流山字東谷 945 番 1	967	1, 1-ジクロロエチレン、 シス-1, 2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	H18 年告示 726 H30.8.17 第 13353 号で修正
8	H22 形-1	H23.3.29	君津市君津 1 番の一部	18,566	ふっ素及びその化合物	H22 年告示 253
9	H23 形-1	H23.7.5	君津市君津 11 番、12 番、15 番、19 番 及び 21 番の一部	51,500	ふっ素及びその化合物	H23 年告示 497
10	H23 形-2	H24.2.10 H27.3.20 R01.7.19 R01.9.30	<1>埋立地特例区域 袖ヶ浦市中袖 5 番 4 の一部、5 番 5、 5 番 6、5 番 10 の一部、5 番 11 の一 部、5 番 15、5 番 16 及び 5 番 18 並び に長浦字拓式号 580 番 292 の一部、 580 番 293 の一部、580 番 301 の一部、 580 番 304、580 番 305 の一部、580 番 306 の一部、580 番 308、580 番 309、 580 番 310、580 番 311、580 番 312 及 び 580 番 316 の一部 <2>埋立地管理区域 袖ヶ浦市長浦字拓式号 580 番 293 の 一部、580 番 314 及び 580 番 316 の一 部	<1>53,858 <2>34,893	ふっ素及びその化合物 砒素及びその化合物	H23 年告示 73 H27 年告示 247 R01 年告示 120
12	H24 形-1	H24.11.6	山武郡横芝光町新井字舞台地先、字矢 井道地先、字六反町地先、字五反町地 先、字中町地先、字沼地先、字根之町 地先、字鍵免地先、字松内地先、字境 田地先及び字小島地先並びに篠本字 稻荷地先、字下埜地先、字下五町地先、 字内新田地先、字上五町地先及び字上 新五町地先 (自然由来特例区域)	3,810	砒素及びその化合物	H24 年告示 648
15	H25 形-1	H25.6.25	旭市琴田字一番割 2846 番の一部及び 2849 番の一部	100.0	ふっ素及びその化合物	H25 年告示 445
16	H25 形-2	H25.7.23	香取市大戸字登り大縄 1856 番 2 の一 部外 (自然由来特例区域)	18,311.0	砒素及びその化合物	H25 年告示 499
17	H25 形-3	H25.9.27	木更津市築地 1 番 4 及び 1 番 6 (埋立地管理区域)	273,909.0	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	H25 年告示 584
18	H25 形-4	H25.11.15 H27.1.30 H29.2.3 H30.2.20	茂原市早野字昭和 3593 番 1 の一部、 字中ノ窪 3300 番の一部並びに字二番 原 2870 番の一部	4200.0	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	H25 年告示 714 H27 年告示 32 で追加 H29 年告示 119 で一部解除 H30 年告示 65 で一部解除
22	H26 形-3	H26.8.29 H27.5.29 R01.5.14	富津市新富 25 番の一部、33 番 5 の一 部、33 番 7 の一部、33 番 9 の一部、 33 番 13 の一部及び 34 番 1 の一部 (埋立地特例区域)	424,688	砒素及びその化合物	H26 年告示 551 H27 年告示 414 R01 年告示 10 で追加

整理番号	指定番号	指定年月日	形質変更時要届出区域の地番	面積(㎡)	特定有害物質	告示番号
23	H26 形-4	H26. 9. 19	浦安市北栄3丁目771番1、771番1地先、771番4、772番2、773番2、774番3の一部、775番2の一部、776番6の一部、778番3、778番6の一部、779番1、779番1地先、779番2、779番2地先、779番5、779番5地先、779番6及び779番6地先並びに猫実2丁目761番14の一部	5,633.44	六価クロム化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	H26 年告示 578
25	H26 形-6	H27. 1. 30	浦安市猫実一丁目1624番3の一部	22.00	ポリ塩化ビフェニル	H27 年告示 33
28	H27 形-1	H27. 4. 10 (H31. 1. 4)	八千代市緑が丘西七丁目698番の一部(土地区画整理事業の換地処分による地番の変更)	136.731	鉛及びその化合物	H27 年告示 346
29	H27 形-2	H27. 4. 10 H28. 3. 4 H30. 6. 8	袖ヶ浦市長浦字拓式号580番307の一部(埋立地管理区域)	25,057.69	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	H27 年告示 347 H28 年告示 122 で一部解除 H30 年告示 269
32	H28 形-1	H28. 6. 17	八千代市上高野字木戸場1734番4の一部及び字野路作2034番1の一部	506.03	鉛及びその化合物	H28 年告示 379
33	H28 形-2	H28. 8. 16	習志野市茜浜一丁目5番1の一部	100	ふっ素及びその化合物	H28 年告示 443
34	H28 形-3	H28. 10. 14 H29. 10. 3 (H31. 1. 4)	八千代市緑が丘西七丁目687番の一部及び700番の一部(土地区画整理事業の換地処分による地番の変更)	184.89	鉛及びその化合物	H28 年告示 516 H29 年告示 665 で一部解除
36	H28 形-5	H28. 11. 29 (H31. 1. 4)	八千代市緑が丘西五丁目519番の一部及び522番の一部(土地区画整理事業の換地処分による地番の変更)	1,114.64	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	H28 年告示 593
38	H29 形-1	H29. 8. 22	富津市新富21番1の一部(埋立地管理区域)	400.00	ふっ素及びその化合物	H29 年告示 602
41	H29 形-4	H29. 12. 12	四街道市小名木字滝原292番1の一部、292番10の一部、302番1の一部、302番4の一部、335番23の一部及び335番29の一部	4,416.80	鉛及びその化合物	H29 年告示 797
42	H29 形-5	H29. 12. 15	君津市三直字曾貝689番1の一部、内箕輪字野馬木戸70番、外箕輪字白旗台1042番1及び空師字白旗台612番1	39,066.20	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	H29 年告示 800
43	H29 形-6	H30. 1. 30	長生郡長生村信友字笹島1297番1の一部(自然由来特例区域)	31,046.59	砒素及びその化合物	H30 年告示 42
44	H30 形-1	H30. 7. 6	習志野市芝園二丁目1番92の一部(埋立地管理区域)	300.00	ふっ素及びその化合物	H30 年告示 306
45	H30 形-2	H30. 8. 17	八千代市緑が丘西七丁目1番1の一部	1,190.70	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	H30 年告示 342
47	H30 形-4	H30. 11. 13	八千代市上高野字中野1807番13の一部	303.26	鉛及びその化合物	H30 年告示 480
48	H30 形-5	H30. 12. 18	袖ヶ浦市北袖14番の一部(埋立地管理区域)	21,005	ふっ素及びその化合物	H30 年告示 535
51	R01 形-2	R1. 11. 29	君津市君津1番の一部(埋立地管理区域)	1,023.80	ふっ素及びその化合物	R01 年告示 307
53	R01 形-4	R2. 1. 31	東金市家徳字上南153番1の一部、153番3の一部及び154番3の一部	300	ふっ素及びその化合物	R02 年告示 37
54	R01 形-5	R2. 3. 3	君津市君津1番の一部(埋立地管理区域)	642.01	ふっ素及びその化合物	R02 年告示 86
56	R01 形-7	R2. 3. 10	袖ヶ浦市中袖2番1の一部及び2番4の一部(埋立地管理区域)	2,361.80	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	R02 年告示 102

整理番号	指定番号	指定年月日	形質変更時要届出区域の地番	面積(m <sup>2</sup> )	特定有害物質	告示番号
57	R01 形-8	R2. 3. 17	君津市君津 1 番の一部 (埋立地管理区域)	6, 827. 07	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	R02 年告示 136
58	R01 形-9	R2. 3. 27	君津市君津 1 番の一部 (埋立地管理区域)	2, 004. 66	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	R02 年告示 162
59	R02 形-1	R2. 12. 25	袖ヶ浦市北袖 14 番 1 の一部 (埋立地管理区域)	5, 250	カドミウム及びその化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	R02 年告示 669
60	R02 形-2	R3. 1. 15	富津市新富 25 番の一部 (埋立地特例区域)	8, 100	砒素及びその化合物	R03 年告示 12
61	R02 形-3	R3. 1. 29	袖ヶ浦市中袖 2 番 1 の一部 (埋立地特例区域)	739. 9	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	R03 年告示 52
62	R02 形-4	R3. 2. 5	浦安市港 80 番の一部	5102. 975	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	R03 年告示 64
63	R03 形-1	R3. 4. 2	君津市君津 1 番の一部及び 19 番の一部 (埋立地管理区域)	5, 871	ふっ素及びその化合物	R03 年告示 240
64	R03 形-2	R3. 4. 2	袖ヶ浦市中袖 2 番 1 の一部及び 2 番 4 の一部 (埋立地管理区域)	972. 1	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	R03 年告示 241
65	R03 形-3	R3. 6. 4 R5. 1. 31	八千代市大和田新田字津金向 686 番 3 の一部及び 686 番 4 の一部並びに字長兵衛野 713 番 4 の一部	12, 176. 5	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	R03 年告示 342 R05 年告示 34 で一部解除
69	R03 形-7	R3. 8. 3	袖ヶ浦市北袖 14 番 1 の一部 (埋立地管理区域)	7, 467	カドミウム及びその化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	R03 年告示 442
70	R03 形-8	R3. 8. 20	袖ヶ浦市長浦字拓式号 580 番 1 の一部 (埋立地特例区域)	3, 083. 3	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	R03 年告示 477
71	R03 形-9	R3. 10. 1	八千代市大和田新田字津金向 686 番 3 の一部	100. 0	鉛及びその化合物	R03 年告示 543 R04 年告示 53 で一部解除
73	R03 形-11	R3. 11. 9	富津市新富 21 番 1 の一部、21 番 3、21 番 7 (埋立地特例区域)	40, 526	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	R03 年告示 639
74	R03 形-12	R3. 12. 3	香取郡神崎町松崎字下利根川通 830 番 1 の一部、830 番 3 の一部、831 番 1、831 番 7 の一部、831 番 12 の一部、837 番 2、838 番 2、839 番 1、839 番 2、840 番 1、840 番 2、841 番 1 及び 841 番 3 (自然由来特例区域)	11, 444. 1	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	R03 年告示 678
75	R03 形-13	R4. 2. 1	袖ヶ浦市長浦字拓式号 580 番 315 の一部 (埋立地管理区域)	4, 551	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	R04 年告示 47
76	R03 形-14	R4. 3. 11	君津市怒田字花立 643 番 1 の一部	241. 91	砒素及びその化合物	R04 年告示 121

整理番号	指定番号	指定年月日	形質変更時要届出区域の地番	面積(m <sup>2</sup> )	特定有害物質	告示番号
77	R04 形-1	R4. 4. 22 R5. 1. 10	印西市大塚二丁目 4 番 1 の一部	800. 0	ふっ素及びその化合物	R04 年告示 228 R05 年告示 10 で一部解除 R05. 7. 11 第 13853 号で修正
78	R04 形-2	R4. 7. 29	袖ヶ浦市北袖 2 番 1 の一部 (埋立地管理区域)	1, 099. 99	クロロエチレン ふっ素及びその化合物	R04 年告示 361
79	R04 形-3	R4. 9. 26	袖ヶ浦市北袖 14 番 1 の一部 (埋立地管理区域)	30, 384	カドミウム及びその化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 ポリ塩化ビフェニル	R04 年告示 440
80	R04 形-4	R4. 9. 30 R5. 2. 24	袖ヶ浦市上泉字影山岱 1638 番 1 の一部	116. 47	ふっ素及びその化合物	R04 年告示 450 R05 年告示 67 で一部解除
81	R04 形-5	R4. 10. 14	茂原市上茂原字八王子 534 番 2 の一部、534 番 3 の一部、535 番 1 の一部、535 番 2 の一部、535 番 3 の一部、536 番 1 の一部、536 番 2 の一部、536 番 3 の一部及び 551 番 1 の一部並びに字肥沼 457 番 1 の一部、458 番の一部、459 番の一部、460 番 2 の一部、460 番 3 の一部、462 番の一部及び 476 番の一部並びに鷺巣字沼下 645 番 2 地先	3, 700	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	R04 年告示 465
82	R04 形-6	R4. 11. 4	富津市小久保字港町 3091 番 2 の一部 (当該区域の一部は自然由来特例区域に該当)	2, 404. 08	砒素及びその化合物	R04 年告示 510
83	R04 形-7	R4. 11. 18	君津市君津 1 番の一部 (埋立地管理区域)	25, 223	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 クロロエチレン シアン化合物 1, 1-ジクロロエチレン ジクロロメタン 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 1, 1, 1-トリクロロエタン 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ベンゼン ほう素及びその化合物	R04 年告示 521
85	R04 形-9	R4. 11. 29	君津市中富字伽蘭 979 番の一部、980 番 1 の一部及び 980 番 2 の一部	3, 144. 51	ふっ素及びその化合物	R04 年告示 541
86	R04 形-10	R4. 11. 29	袖ヶ浦市南袖 44 番の一部 (埋立地管理区域)	3, 185. 6	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	R04 年告示 542

整理番号	指定番号	指定年月日	形質変更時要届出区域の地番	面積(m <sup>2</sup> )	特定有害物質	告示番号
87	R04 形-11	R4. 11. 29	香取郡神崎町松崎字下利根川通804番1の一部、804番3の一部、805番1の一部、805番2の一部、806番1の一部、806番2の一部、806番3の一部、806番4の一部、806番5、807番1の一部、807番2の一部、807番3の一部、809番1、809番1地先、809番2の一部、809番2地先、810番1の一部、810番2の一部、811番1の一部、811番2の一部、812番2の一部及び831番3の一部 (当該区域の一部は自然由来特例区域に該当)	7,660.73	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	R04 年告示 543
88	R04 形-12	R4. 12. 2	山武郡横芝光町長山台1番22の一部	500.00	六価クロム化合物	R04 年告示 547
89	R04 形-13	R5. 1. 20	野田市野田字谷座114番2の一部、123番1の一部及び123番4の一部並びに野田市上花輪字谷向1527番2の一部	380.80	鉛及びその化合物	R05 年告示 14
91	R04 形-15	R5. 2. 10	八千代市大和田新田字津金向686番3の一部及び吉橋字津金ト33番2	16,478.3	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	R05 年告示 55
92	R04 形-16	R5. 3. 14	香取郡神崎町字屋敷添7番2外 (自然由来特例区域)	57,738.3	砒素及びその化合物	R05 年告示 100
93	R04 形-17	R5. 3. 31	成田市不動ヶ岡字申新田1967番2の一部、1967番5の一部及び1968番2の一部	79.9	ふっ素及びその化合物	R05 年告示 143
94	R05 形-1	R5. 4. 11	君津市君津1番の一部 (埋立地管理区域)	18,329.08	ふっ素及びその化合物	R05 年告示 172
95	R05 形-2	R5. 4. 11	袖ヶ浦市北袖14番1の一部 (一部は埋立地特例区域、その他の部分は埋立地管理区域)	7,841	カドミウム及びその化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	R05 年告示 173
96	R05 形-3	R5. 4. 11	袖ヶ浦市中袖3番1の一部 (一部は埋立地特例区域、その他の部分は埋立地管理区域)	166,731	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	R05 年告示 174
98	R05 形-5	R5. 6. 9	袖ヶ浦市南袖44番の一部 (埋立地管理区域)	5,437.2	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	R05 年告示 227
99	R05 形-6	R5. 6. 20	山武郡横芝光町木戸台字下笠松301番2の一部外	28,850	砒素及びその化合物	R05 年告示 237 R05. 7. 11 第13853号で修正
100	R05 形-7	R5. 6. 27	東金市上武射田字下荒久1469番1地先外 (自然由来特例区域)	11,392.5	砒素及びその化合物	R05 年告示 247
101	R05 形-8	R5. 8. 1	山武郡芝山町殿部田字三種田177番13外 (自然由来特例区域)	54,870.3	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	R05 年告示 304
102	R05 形-9	R5. 11. 14	八千代市大和田新田字津金向686番3の一部	425.7	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	R05 年告示 434
103	R05 形-10	R5. 11. 24	館山市北条字下沼648番1の一部	322.37	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	R05 年告示 449

整理番号	指定番号	指定年月日	形質変更時要届出区域の地番	面積(m <sup>2</sup> )	特定有害物質	告示番号
104	R05 形-11	R5. 11. 24	袖ヶ浦市南袖 44 番の一部 (埋立地管理区域)	210. 4	ふっ素及びその化合物	R05 年告示 450
105	R05 形-12	R5. 12. 1	東金市上武射田字出戸 1759 番外 (自然由来特例区域)	36, 088	砒素及びその化合物	R05 年告示 463
106	R05 形-14	R6. 3. 8	木更津市築地 10 番の一部及び 君津市君津 1 番の一部	8, 984. 89	六価クロム化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	R06 年告示 131
107	R05 形-15	R6. 3. 15	八千代市緑が丘西七丁目 1 番 2 及び 1 番 3	15, 235. 50	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	R06 年告示 154
109	R05 形-16	R6. 3. 19	君津市君津 1 番の一部 (埋立地管理区域)	4, 750	クロロエチレン 1, 1-ジクロロエチレン ジクロロメタン 1, 1, 1-トリクロロエタン ベンゼン カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	R06 年告示 167
110	R05 形-17	R6. 3. 19	君津市君津 1 番の一部 (埋立地管理区域)	25, 101	クロロエチレン 1, 1-ジクロロエチレン ジクロロメタン 1, 1, 1-トリクロロエタン ベンゼン カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	R06 年告示 168
111	R05 形-18	R6. 3. 19	袖ヶ浦市中袖 2 番 1 の一部 (埋立地管理区域)	11, 540. 4	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	R06 年告示 169
112	R05 形-19	R6. 3. 19	袖ヶ浦市中袖 3 3 番 2 の一部及び 3 3 番 3 の一部 (埋立地管理区域)	1, 801. 04	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	R06 年告示 170
113	R06 形-1	R6. 4. 5	君津市君津 1 番の一部 (埋立地管理区域)	12, 008. 03	シアン化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ベンゼン	R06 年告示 277
114	R06 形-2	R6. 4. 5	四街道市小名木字滝原 2 9 2 番 1 の一部及び 2 9 2 番 1 0 の一部	194. 53	鉛及びその化合物	R06 年告示 278
115	R06 形-3	R6. 5. 17	袖ヶ浦市中袖 3 番 1 の一部、3 番 2 の一部及び 3 番 3 の一部 (一部は埋立地特例区域、その他の部分は埋立地管理区域)	83, 454. 6	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	R06 年告示 316
116	R06 形-4	R6. 7. 5	袖ヶ浦市北袖 3 番 1 の一部 (埋立地管理区域)	600	ふっ素及びその化合物	R06 年告示 372
117	R06 形-5	R6. 8. 20	富津市新富 2 5 番の一部、3 3 番 5 の一部、3 3 番 7 の一部、3 3 番 1 3 の一部 (埋立地特例区域)	18, 840	砒素及びその化合物	R06 年告示 425

整理番号	指定番号	指定年月日	形質変更時要届出区域の地番	面積(m <sup>2</sup> )	特定有害物質	告示番号
118	R06 形-6	R6. 9. 20	山武市白幡字大野場 1 3 6 4 番 5、字神楽台 2 0 7 9 番 5 の一部、2 0 7 9 番 1 6 の一部、2 0 8 1 番 3 の一部、2 0 8 1 番 1 0 の一部	2, 557. 123	六価クロム化合物 ふっ素及びその化合物	R06 年告示 468
120	R06 形-8	R6. 11. 15	君津市君津 1 番の 1 部 (埋立地管理区域)	3, 290. 5	砒素およびその化合物 ふっ素及びその化合物 ベンゼン	R06 年告示 578
121	R06 形-9	R6. 12. 20	我孫子市中峠字西蓮田 2 2 6 4 番の 一部	100	砒素及びその化合物	R06 年告示 627
122	R06 形- 10	R7. 2. 14	勝浦市部原字内出 1 9 3 0 番 3 の一 部	498. 49	砒素及びその化合物	R07 年告示 58
123	R06 形- 11	R7. 2. 14	香取郡多古町牛尾字坂田道 2 9 7 2 番の一部並びに字白谷 3 3 8 7 番及 び 3 3 8 8 番	2, 667	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	R07 年告示 59
124	R06 形- 12	R7. 3. 14	茂原市茂原字毛無塚 7 2 4 番 2 の一 部、7 2 5 番の一部及び 7 2 6 番の一 部並びに早野字川中島 3 7 4 0 番 2 地先	122. 53	砒素及びその化合物	R07 年告示 139
125	R06 形- 13	R7. 3. 25	茂原市猿袋字宮田 3 4 0 番 3 の一部 外 (自然由来特例区域)	27, 716. 9	砒素及びその化合物	R07 年告示 176
126	R06 形- 14	R7. 3. 25	旭市鎌数字川西一番 5 1 4 6 番 1 6 の一部	1, 580. 52	鉛及びその化合物	R07 年告示 177
127	R06 形- 15	R7. 3. 25	旭市鎌数字川西一番 5 1 4 6 番 3 0 の一部、字川西二番 7 8 5 7 番 1 の一 部	280. 06	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	R07 年告示 178
128	R06 形- 16	R7. 3. 25	印西市西の原一丁目 1 番 1 の一部	2, 876. 73	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	R07 年告示 179

注：土壤汚染対策法の政令における指定市を除きます。

## 8 地盤沈下関係

### 8.1 地盤沈下観測結果

#### 8.1.1 市町村別地盤変動量

#### 8.1.2 令和6年地盤沈下状況（1年間沈下量）

#### 8.1.3 地域別・沈下量別地盤沈下面積

#### 8.1.4 地盤沈下観測井による地層別の収縮量の観測結果

#### 8.1.5 観測井位置図

### 8.2 市町村別地下水揚水量

### 8.3 地下水揚水量の経年変化

### 8.4 東日本大震災による液状化—流動化現象発生地点

### 8.5 地盤沈下関連基盤整備事業

#### 8.5.1 水道用水供給事業の概要

#### 8.5.2 県営工業用水道事業の概要

#### 8.5.3 地盤沈下対策河川事業

#### 8.5.4 九十九里地域における湛水防除事業及び地盤沈下対策事業（農林事業）

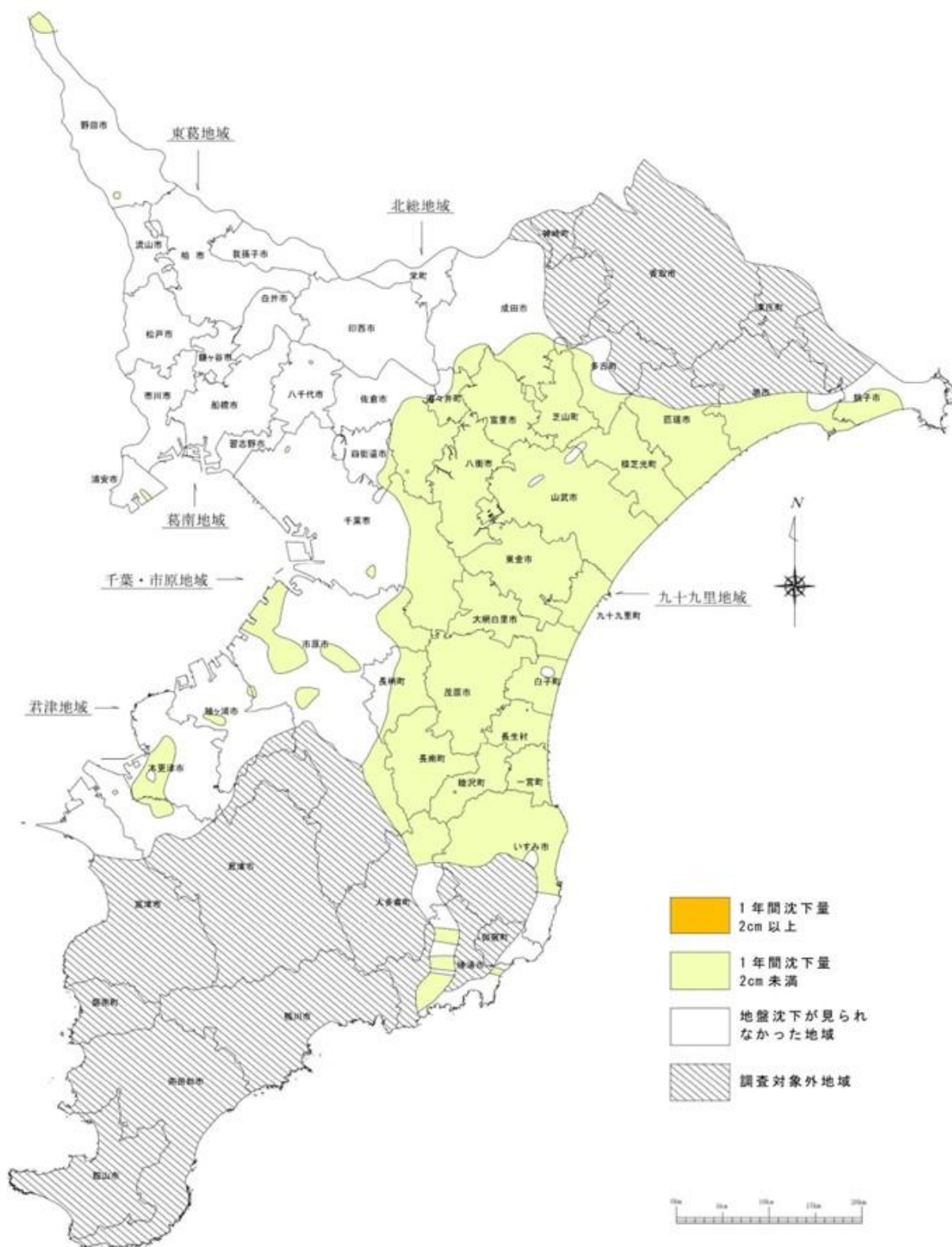
## 8.1 地盤沈下観測結果

### 8.1.1 市町村別地盤変動量（令和6年水準測量結果）

地域	市町村	変動量計算 水準点数	不動・隆起 水準点数	地盤沈下水準点数		令和6年最大地盤沈下量			既往最大地盤沈下量		
				0.01～ 1.99cm	2.00～ 3.99cm	地盤沈下量 (cm)	水準点	所在地	地盤沈下量 (cm)	水準点	年
東葛地域	野田市	31	28	3	0	0.15	ND-3	今上	6.1	ND-3	H23
						0.15	SE-5	関宿町			
	柏市	17	17	0	0	-	-	-	5.9	SH-3	H23
	流山市	13	13	0	0	-	-	-	5.0	NG-18	H23
	我孫子市	14	14	0	0	-	-	-	9.5	AB-2	S53
	松戸市	23	23	0	0	-	-	-	7.6	M-21	S44
	地域計	98	95	3	0						
葛南地域	浦安市	20	18	2	0	0.03	U-19	高洲九丁目	20.2	U-12A	S47
	鎌ヶ谷市	7	7	0	0	-	-	-	5.4	KA-7	H23
	市川市	51	51	0	0	-	-	-	30.9	I-53	H23
	船橋市	39	39	0	0	-	-	-	24.3	F-12	S44
	習志野市	12	12	0	0	-	-	-	9.8	74	S39
	八千代市	18	17	1	0	0.03	Ya-5	米本	6.4	Ya-5	H23
		地域計	147	144	3	0					
千葉・市原地域	千葉市	97	80	17	0	0.81	10694	緑区小食土町	21.2	10687	S46
	四街道市	9	7	2	0	0.09	Yo-8	吉岡	5.6	Yo-7	H23
	市原市	73	48	25	0	1.23	SI-1	金剛地	9.0	12	S46
	長柄町	7	2	5	0	0.32	NGR-7	国府里	4.6	NGR-7	H23
		地域計	186	137	49	0					
君津地域	袖ヶ浦市	32	28	4	0	0.09	S-23	三ツ作	5.3	3849	S46
	木更津市	22	12	10	0	0.12	K-28	畑沢	6.8	K-22	S46
	君津市	19	17	2	0	0.13	3855	南子安	6.1	3855	S46
	富津市	17	17	0	0	-	-	-	5.3	FT-13	S46
		地域計	90	74	16	0					
北総地域	成田市	41	37	4	0	1.21	NR-32	三里塚	9.4	NR-44	H23
	栄町	9	9	0	0	-	-	-	7.6	Sa-3	H23
	印西市	18	18	0	0	-	-	-	9.2	Mo-3	H23
	白井市	8	8	0	0	-	-	-	6.0	10881	H23
	佐倉市	19	6	13	0	1.71	SK-4	米戸	6.9	SK-1	H23
	酒々井町	12	3	9	0	1.36	SS-3	墨	7.4	SS-8	H23
	富里市	13	0	13	0	1.77	TM-4	七栄	7.1	TM-7	H23
	芝山町	8	0	8	0	0.69	SB-10	岩山	6.9	SB-7	H23
	八街市	17	0	17	0	1.85	YM-13	榎戸	7.0	YM-3	H23
		地域計	145	81	64	0					
九十九里地域	銚子市	14	11	3	0	0.15	CHO-8	八木町	18.2	CHO-1	H23
						0.22	3953	二			
	旭市	11	3	8	0	0.22	AS-3	椎名内	7.9	3956	H23
	匝瑳市	12	0	12	0	0.91	NK-3	堀川	7.3	3951	H23
	横芝光町	19	0	19	0	1.48	YK-7	屋形	10.3	HI-6	S48
	多古町	3	3	0	0	-	-	-	7.1	TK-2	H23
	山武市	39	2	37	0	1.26	HA-4	蓮沼ハ	6.3	HA-5	H23
	東金市	26	1	25	0	1.13	(千)174	堀上	5.4	(千)174	H23
	九十九里町	7	0	7	0	1.11	KU-6	宿	10.7	KU-6	S46
	大網白里市	27	0	27	0	1.37	O-7	南横川	7.0	73	S62
	白子町	25	2	23	0	0.89	61	浜宿	14.0	57	H23
	茂原市	58	0	58	0	1.89	T-15	下太田	10.9	MB-6	S46
	長生村	23	0	23	0	1.19	3926	七井土	12.2	1	S46
	長南町	19	0	19	0	1.35	CN-12	小生田	9.2	CN-5	S62
	一宮町	14	0	14	0	0.72	IC-4	一宮	8.9	IC-4	S46
	睦沢町	22	0	21	1	2.01	MT-22	大上	11.9	MT-4	S45
	いすみ市	46	6	40	0	1.25	(千)25	作田	5.5	IS-12	H23
	大多喜町	18	6	12	0	0.95	OT-2	小土呂	5.4	OT-3	S56
	勝浦市	22	15	7	0	0.21	35-175-008	植野	2.7	35-023-044	H23
	御宿町	2	2	0	0	-	-	-	2.4	3912	H23
	地域計	407	51	355	1						
	全域	1073	582	490	1	2.01	MT-22	睦沢町大上	30.9	I-53(市川市)	H23

注：令和6年1月1日と令和7年1月1日の水準点の標高の差から令和6年の地盤変動量状況を取りまとめた。

8.1.2 令和6年地盤沈下状況（1年間沈下量）  
 （令和6年1月1日～令和7年1月1日）



### 8.1.3 地域別・沈下量別地盤沈下面積（2024年）

（単位：km<sup>2</sup>）

地域	調査面積	①地盤沈下が見られなかった地域	②沈下量別地盤沈下面積		
			2cm未満	2cm以上4cm未満	4cm以上
東葛	357.6 (357.6)	353.5 (-)	4.1 (357.6)	- (-)	- (-)
葛南	253.9 (253.9)	253.1 (0.3)	0.8 (253.6)	- (-)	- (-)
千葉・市原	617.8 (617.8)	427.5 (-)	190.3 (603.2)	- (14.6)	- (-)
君津	264.3 (264.3)	239.2 (62.3)	25.1 (202.0)	- (-)	- (-)
北総	643.8 (643.8)	373.4 (-)	270.4 (511.5)	- (132.3)	- (-)
九十九里	1,071.1 (1,071.1)	122.2 (74.9)	948.8 (843.2)	0.1 (153.0)	- (-)
合計	3,208.5 (3,208.5)	1,768.9 (137.5)	1,439.5 (2,771.1)	0.1 (299.9)	- (-)

注1：（ ）内は2023年

注2：東葛地域：野田市，柏市，流山市，我孫子市，松戸市

葛南地域：浦安市，鎌ヶ谷市，市川市，船橋市，習志野市，八千代市

千葉・市原地域：千葉市，四街道市，市原市，長柄町

君津地域：袖ヶ浦市，木更津市，君津市，富津市

北総地域：成田市，栄町，印西市，白井市，佐倉市，酒々井町，富里市，芝山町，八街市

九十九里地域：銚子市，多古町，旭市，匝瑳市，横芝光町，山武市，東金市，九十九里町，大網白里市，白子町，茂原市，長生村，長南町，一宮町，睦沢町，いすみ市，大多喜町，勝浦市，御宿町

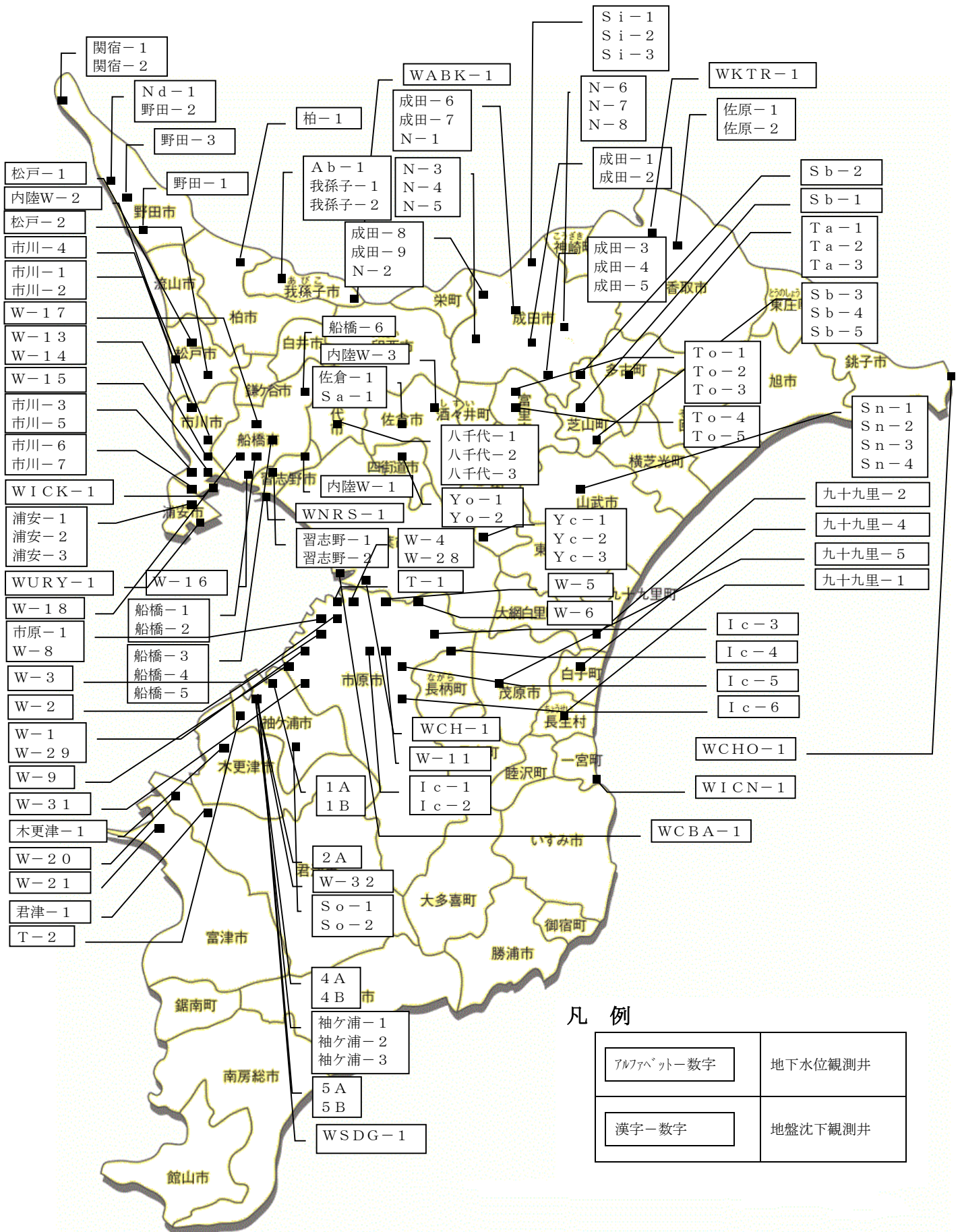
### 8.1.4 地盤沈下観測井による地層別の収縮量の観測結果（2024年）

観測井名	井戸深度 (m)	変動量 (mm)
野田-2	150	+0.20
我孫子-1	130	-0.35
市川-2	200	+0.03
浦安-1	60	-0.02
習志野-1	145	+1.09
千葉-1	480	欠測
市原-1	650	-0.17
袖ヶ浦-2	220	-0.38
君津-1	200	+0.50
成田-4	120	+0.54
佐倉-1	140	-2.03
九十九里-4	60	-0.01

注1：変動量は+は膨張したことを、-は収縮したことを示す。

注2：千葉-1（東寺山）観測井：千葉市観測の値（提供）

8.1.5 観測井位置図



凡例

アルファベット-数字	地下水位観測井
漢字-数字	地盤沈下観測井

8.2 市町村別地下水揚水量（2024年）

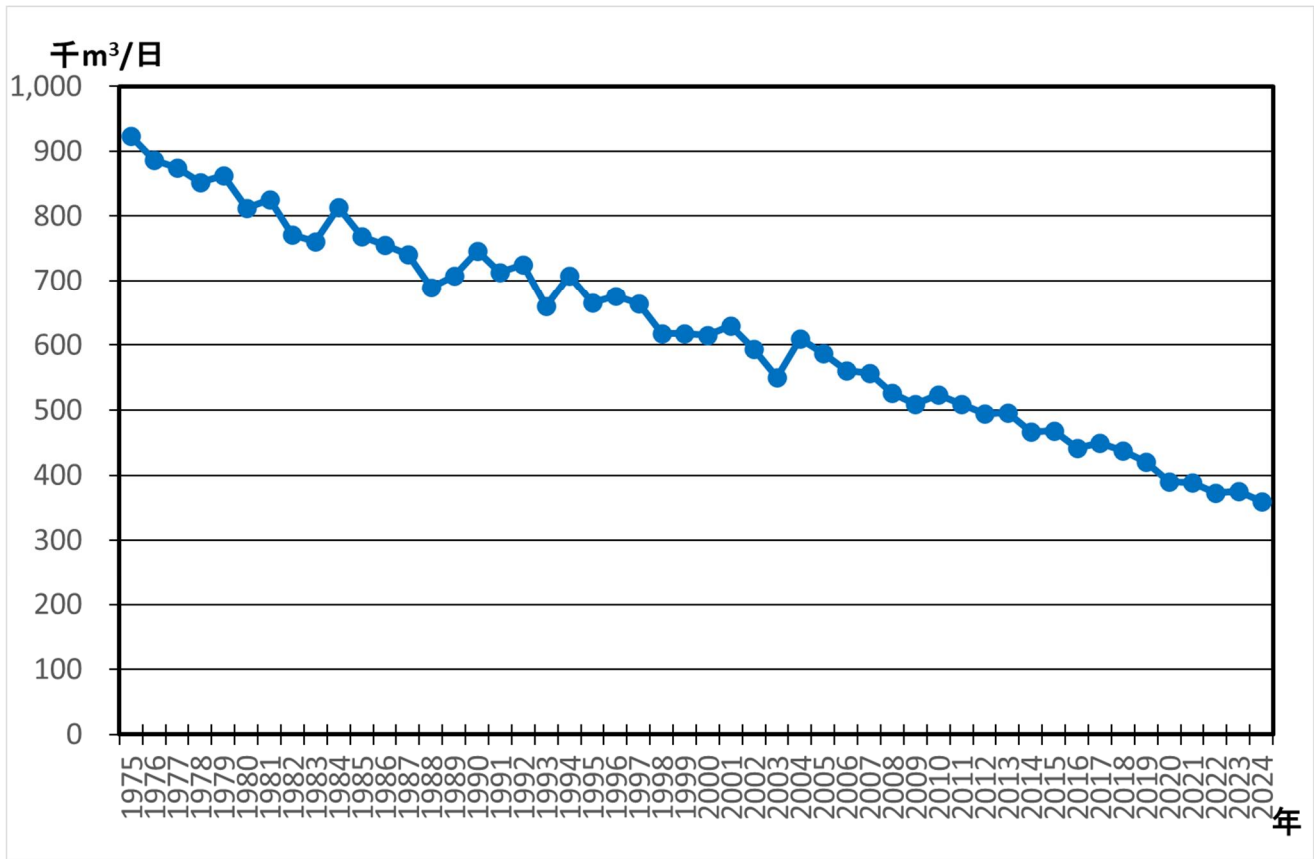
（単位：m<sup>3</sup>/日）

地域	市町村名	工業用	ビル用	水道用	農業用	その他	計	井戸稼働本数
東葛地域	野田市	11,209 (11,241)	529 (528)	1,377 (1,471)	4,979 (4,760)	2,524 (2,456)	20,618 (20,456)	213 (220)
	柏市	5,399 (5,423)	2,364 (2,502)	14,994 (14,435)	7,271 (6,891)	1,298 (1,223)	31,326 (30,474)	187 (191)
	流山市	960 (827)	33 (65)	10,850 (11,020)	204 (194)	41 (44)	12,088 (12,150)	38 (38)
	松戸市	1,517 (1,404)	49 (44)	6,451 (6,514)	29 (76)	0 (0)	8,046 (8,038)	28 (29)
	我孫子市	416 (449)	189 (268)	4,849 (5,032)	5,420 (6,137)	244 (208)	11,118 (12,094)	78 (79)
	小計	19,501 (19,344)	3,164 (3,407)	38,521 (38,472)	17,903 (18,058)	4,107 (3,931)	83,196 (83,212)	544 (557)
葛南地域	浦安市	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
	市川市	0 (0)	0 (0)	0 (0)	71 (75)	0 (0)	71 (75)	1 (2)
	船橋市	336 (366)	1 (1)	3,202 (3,121)	2,808 (2,728)	0 (0)	6,347 (6,216)	31 (34)
	鎌ヶ谷市	96 (98)	164 (167)	4 (4)	7 (7)	200 (218)	471 (494)	11 (11)
	習志野市	4 (4)	0 (1)	9,968 (11,284)	0 (0)	0 (0)	9,972 (11,289)	15 (15)
	八千代市	5,467 (5,890)	312 (330)	24,057 (23,905)	3,485 (5,070)	510 (533)	33,831 (35,728)	123 (124)
	小計	5,903 (6,358)	477 (499)	37,231 (38,314)	6,371 (7,880)	710 (751)	50,692 (53,802)	183 (188)
千葉・市原地域	千葉市	1,119 (1,078)	145 (165)	1,776 (1,836)	13,211 (13,567)	121 (128)	16,372 (16,775)	254 (251)
	四街道市	214 (243)	103 (108)	22,632 (23,094)	2,902 (2,851)	0 (0)	25,851 (26,296)	46 (46)
	市原市	2,585 (3,247)	229 (246)	13,800 (14,230)	17,158 (20,881)	1,311 (1,278)	35,083 (39,882)	412 (419)
	長柄町	962 (1,012)	0 (0)	5,557 (5,820)	1,721 (2,583)	0 (0)	8,240 (9,415)	69 (69)
	小計	4,880 (5,580)	477 (519)	43,765 (44,980)	34,992 (39,882)	1,432 (1,406)	85,546 (92,368)	781 (785)
君津地域	木更津市	402 (395)	712 (817)	6,931 (7,069)	4,195 (4,423)	0 (0)	12,240 (12,704)	150 (158)
	君津市	87 (90)	19 (22)	6,961 (8,872)	4,580 (4,848)	2,788 (2,743)	14,435 (16,575)	148 (150)
	富津市	1,066 (1,058)	298 (330)	2,382 (2,344)	139 (220)	596 (582)	4,481 (4,534)	37 (34)
	袖ヶ浦市	408 (414)	0 (0)	4,836 (5,335)	7,619 (9,087)	26 (82)	12,889 (14,918)	124 (125)
	小計	1,963 (1,957)	1,029 (1,169)	21,110 (23,620)	16,533 (18,578)	3,410 (3,407)	44,045 (48,731)	459 (467)
北総地域	白井市	407 (424)	437 (409)	596 (562)	6,384 (7,013)	1 (1)	7,825 (8,409)	54 (55)
	印西市	22 (26)	851 (107)	899 (811)	1,506 (1,545)	658 (631)	3,936 (3,120)	57 (54)
	栄町	0 (0)	26 (32)	344 (232)	0 (0)	0 (0)	370 (264)	3 (3)
	成田市*1	2,292 (2,234)	1,185 (1,185)	18,516 (18,043)	81 (77)	1,858 (1,847)	23,932 (23,386)	161 (160)
	富里市	2,264 (2,276)	44 (42)	5,919 (5,639)	509 (848)	0 (0)	8,736 (8,805)	88 (94)
	佐倉市	2,837 (2,709)	703 (703)	23,940 (24,130)	4,185 (4,310)	152 (173)	31,817 (32,025)	105 (103)
	酒々井町	373 (299)	197 (216)	5,757 (5,848)	424 (379)	0 (0)	6,751 (6,742)	24 (23)
	八街市	110 (106)	97 (58)	5,288 (6,005)	2,314 (2,162)	700 (1,027)	8,509 (9,358)	131 (137)
	山武市*2	158 (167)	0 (0)	1,712 (1,788)	429 (452)	0 (0)	2,299 (2,407)	27 (28)
	芝山町	660 (625)	30 (25)	1,063 (1,243)	577 (611)	87 (87)	2,417 (2,591)	42 (45)
	小計	9,123 (8,866)	3,570 (2,777)	64,034 (64,301)	16,409 (17,397)	3,456 (3,766)	96,592 (97,107)	692 (702)
合計	41,370 (42,105)	8,717 (8,371)	204,661 (209,687)	92,208 (101,795)	13,115 (13,261)	360,071 (375,220)	2,659 (2,699)	

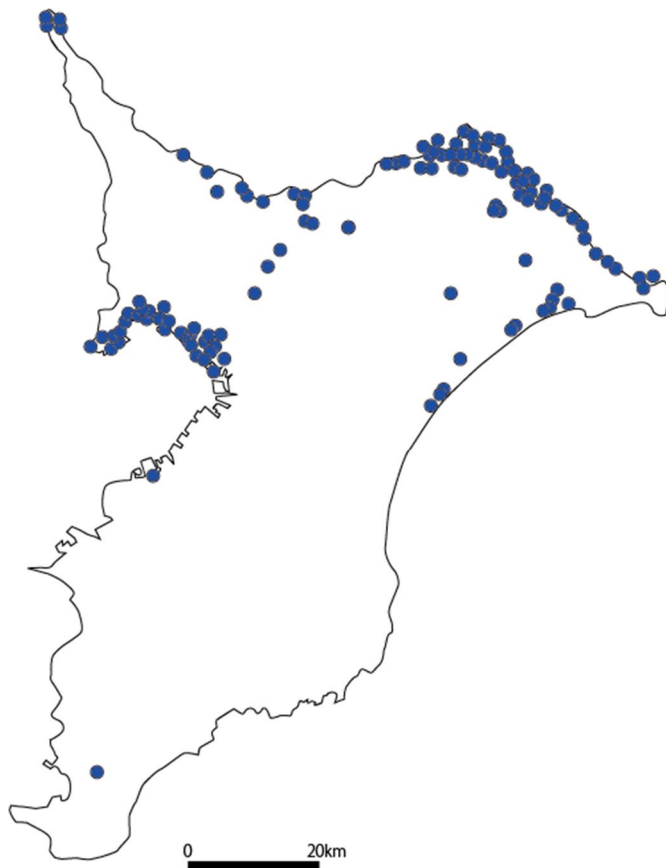
\*1 旧大栄町の区域を除く。 \*2 旧山武町の区域に限る。

注：（）内は2023年

### 8.3 地下水揚水量の経年変化



### 8.4 東日本大震災による液状化—流動化現象発生地点



## 8.5 地盤沈下関連基盤整備事業

### 8.5.1 水道用水供給事業の概要（令和6年度時点）

用水供給事業者	給水開始年月	供給先事業者	水源	計画一日最大給水量 $m^3$ /日
九十九里地域水道企業団	1977年7月	八匝水道企業団外2事業者	利根川水系	194,100
北千葉広域水道企業団	1979年6月	千葉県営水道、 松戸市外6事業者	利根川水系	525,000
東総広域水道企業団	1981年10月	銚子市外2事業者	利根川水系	45,800
印旛郡市広域市町村圏事務組合	1982年12月	成田市外8事業者	利根川水系	166,700
南房総広域水道企業団	1996年10月	鴨川市外7事業者	利根川水系	42,330
かずさ水道広域連合企業団	2019年4月	千葉県営水道、 かずさ水道広域連合企業団	小櫃川水系	164,000

### 8.5.2 県営工業用水道事業の概要

地区名	給水区域	給水能力※ $m^3$ /日	工期 (年度)	備考
東葛・葛南	市川市、船橋市、松戸市及び習志野市の区域並びに千葉市の一部の区域	111,200	1966～1993	地盤沈下対策
千葉	千葉市、市原市及び袖ヶ浦市の地先の海面に造成された土地の区域	121,200 (125,000)	1967～1974	基盤整備事業
五井市原	市原市のうち、八幡海岸通及び五井海岸通の区域	120,000	1959～1964	〃
五井姉崎	佐倉市の一部の区域並びに市原市のうち、五井南海岸、千種海岸及び姉崎海岸の区域並びに市原市及び袖ヶ浦市の地先の海面に造成された土地の区域	401,760	1962～1970	〃
房総臨海	茂原市の区域並びに千葉市、木更津市、佐倉市、市原市及び袖ヶ浦市の一部の区域	172,800 (280,000)	1970～	〃
木更津南部	木更津市並びに君津市及び富津市の一部の地先の海面に造成された土地の区域	206,000	1967～1989	〃
北総	成田市並びに山武郡芝山町及び横芝光町の一部の区域	1,600	1992～1993	〃

※給水能力欄の（ ）内は全体計画です。

### 8.5.3 地盤沈下対策河川事業

年度	事業費（県補助額） （百万円）	関係市町
1968～2010	5,241	浦安市、市川市、船橋市、一宮町、白子町、大網白里町、成東町、茂原市、小見川町、睦沢町、香取市
2011	13	香取市
2012	16	香取市
2013	14	香取市
2014	0	対象事業なし
2015	36	白子町
2016	32	茂原市
2017	32	茂原市
2018	32	茂原市
2019	112	茂原市
2020	54	茂原市
2021	105	茂原市
2022	81	茂原市
2023	9	茂原市
2024	3	茂原市

### 8.5.4 九十九里地域における湛水防除事業及び地盤沈下対策事業（農林事業）（2025年3月末現在）

九十九里地域で地盤沈下や上流域の開発行為により、農地や宅地等に湛水被害が生じている地域において排水機場や排水路等の改修を国、県、市町村の負担により、県が実施しています。

区分	地域数	関係市町村	受益面積 (ha)	事業費 (千円)
完了地区	29 地区	7 市 5 町 1 村	5,136.61	31,720,625
実施中地区	4 地区	1 市 2 町 1 村	1,192.60	10,058,791 (うち 2024 年度) 805,176
完了、実施中 関係市町村 (7 市 5 町 1 村)	匝瑳市、横芝光町、山武市、東金市、旭市、九十九里町、大網白里市、白子町、茂原市、長生村、一宮町、睦沢町、いすみ市			

## 9 騒音・振動・悪臭関係

- 9.1 騒音に係る環境基準
  - 9.1.1 騒音に係る環境基準と地域類型指定
  - 9.1.2 道路に面する地域の騒音に係る環境基準
- 9.2 騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の要請限度
- 9.3 振動規制法の規定に基づく道路交通振動の要請限度
- 9.4 騒音規制法に基づく規制
  - 9.4.1 騒音規制法に基づく指定地域
  - 9.4.2 騒音規制法に基づく規制基準
- 9.5 振動規制法に基づく規制
  - 9.5.1 振動規制法に基づく指定地域
  - 9.5.2 振動規制法に基づく規制基準
- 9.6 悪臭防止法に基づく規制
  - 9.6.1 悪臭防止法に基づく指定地域
  - 9.6.2 特定悪臭物質の規制基準
  - 9.6.3 三点比較式臭袋法による指導目標値（臭気濃度）
- 9.7 畜産農業に係る悪臭問題発生件数
- 9.8 航空機騒音
  - 9.8.1 航空機騒音に係る環境基準
  - 9.8.2 航空機騒音に係る環境基準の地域類型の指定状況
  - 9.8.3 成田国際空港周辺航空機騒音測定結果
  - 9.8.4 成田国際空港周辺測定局位置図
  - 9.8.5 成田国際空港周辺航空機騒音対策
  - 9.8.6 羽田空港周辺航空機騒音測定結果
  - 9.8.7 下総飛行場周辺航空機騒音測定結果
- 9.9 自動車騒音調査結果
  - 9.9.1 道路に面する地域の騒音に係る環境基準達成状況（面的評価）
  - 9.9.2 自動車騒音の要請限度超過状況
  - 9.9.3 自動車騒音の面的評価
  - 9.9.4 自動車騒音要請限度調査結果
- 9.10 道路振動実態調査結果

## 9.1 騒音に係る環境基準

### 9.1.1 騒音に係る環境基準と地域類型指定

地域の類型	昼 間(午前6時～午後10時)	夜 間(午後10時～午前6時)
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1：A～C類型については、市内の地域は市長が、町村内の地域は県知事が指定している。

注2：県知事が指定する町村内のA～C類型の地域は次のとおり。

「A」第1,2種低層住居専用地域、第1,2種中高層住居専用地域

「B」第1,2種住居地域、準住居地域等

「C」近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域（一部地域を除く）、工業専用地域等

注3：地域類型には、特に静穏を要する地域に適用する「AA類型」もあるが、現在、AA類型を指定した地域はない。

### 9.1.2 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注：幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表に関わらず、特例として次表の欄に掲げるとおり。

昼 間(午前6時～午後10時)	夜 間(午後10時～午前6時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

注1：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

注2：「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(4車線以上)のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

注3：「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の道路では道路端から15m、2車線を超える道路では20mの区域をいう。

## 9.2 騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)
a区域及びb区域のうち 一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち 二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する 区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注1：a～c区域については、市内の区域は市長が、町村内の区域は県知事が指定している。

注2：県知事が指定する町村内のa～c区域は次のとおり。

「a区域」第1,2種低層住居専用地域、第1,2種中高層住居専用地域

「b区域」第1,2種住居地域、準住居地域等

「c区域」近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域（一部地域を除く）、工業専用地域等

注2：幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとされている。

## 9.3 振動規制法の規定に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼 間(午前8時～午後7時)	夜 間(午後7時～午前8時)
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

注1：第1,2種区域及び時間の区分については、市内の区域は市長が、町村内の区域は県知事が指定している。

注2：県知事が指定する町村内の第1,2種区域は次のとおり。

「第1種区域」第1,2種低層住居専用地域、第1,2種中高層住居専用地域、第1,2種住居地域、準住居地域等

「第2種区域」近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

## 9.4 騒音規制法に基づく規制

### 9.4.1 騒音規制法に基づく指定地域

都市計画法の用途地域を指定	銚子市、館山市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、勝浦市、鴨川市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町
都市計画法の用途地域以外も含めて指定	千葉市、市川市、船橋市、木更津市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、香取市、酒々井町

注：指定地域は、市内の地域は市長が、町村内の地域は県知事が指定している。

### 9.4.2 騒音規制法に基づく規制基準

区域の区分	昼間 (午前8時～午後7時)	朝・夕 (午前6時～午前8時) (午後7時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
第1種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第2種区域	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第3種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下
第4種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注1：第1～4種区域、時間の区分及び基準値については、市内の区域は市長が、町村内の区域は県知事が指定している。

注2：県知事が指定する町村内の第1～4種区域は次のとおり。

「第1種区域」第1,2種低層住居専用地域、第1,2種中高層住居専用地域

「第2種区域」第1,2種住居地域、準住居地域等

「第3種区域」近隣商業地域、商業地域、準工業地域等

「第4種区域」工業地域（一部地域を除く）、工業専用地域

注3：第2～4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における基準値は、表のそれぞれの基準から5デシベル減じた値。

## 9.5 振動規制法に基づく規制

### 9.5.1 振動規制法に基づく指定地域

都市計画法の用途地域を指定	銚子市、市川市、館山市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、勝浦市、鴨川市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町
都市計画法の用途地域以外も含めて指定	千葉市、船橋市、木更津市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、香取市、酒々井町

注1：用途地域のうち、工業専用地域を除く。

注2：指定地域は、市内の地域は市長が、町村内の地域は県知事が指定している。

### 9.5.2 振動規制法に基づく規制基準

区域の区分	昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後7時～午前8時)
第1種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第2種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注1：第1,2種区域、時間の区分及び基準値については、市内の区域は市長が、町村内の区域は県知事が指定している。

注2：県知事が指定する町村内の第1,2種区域は次のとおり。

「第1種区域」第1,2種低層住居専用地域、第1,2種中高層住居専用地域、第1,2種住居地域及び準住居地域等

「第2種区域」近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注3：第1,2種区域において、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における基準値は、表のそれぞれの基準から5デシベル減じた値。

## 9.6 悪臭防止法に基づく規制

### 9.6.1 悪臭防止法に基づく指定地域

#### (1) 指定市町村<物質濃度規制>

都市計画法の用途地域を指定	館山市、木更津市、茂原市、成田市、東金市、旭市、柏市、勝浦市、市原市（工業専用地域）、鴨川市、君津市、富津市（工業専用地域以外）、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町
都市計画法の用途地域以外も含めて指定	銚子市、野田市、御宿町
市の全域を指定	市川市、船橋市、流山市

注：指定地域については、市内の地域は市長が、町村内の地域は県知事が指定している。

#### (2) 指定市町村<臭気指数規制>

都市計画法の用途地域を指定	佐倉市、市原市（工業専用地域以外）
市の全域を指定	千葉市、松戸市、習志野市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市

注：指定地域については、市内の地域は市長が、町村内の地域は県知事が指定している。

### 9.6.2 特定悪臭物質の規制基準

#### (1) 敷地境界

物質名	規制基準 (ppm)	物質名	規制基準 (ppm)
アンモニア	1	イソバレラルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレラルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

#### (2) 排出口（流量の許容限度）

$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$ q：流量（温度0℃、1気圧の状態に換算したm <sup>3</sup> /時） He：補正された排出口高さ（m） Cm：左記敷地境界での規制基準（ppm）  アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレラルデヒド、イソバレラルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン、の13物質が対象。
--

#### (3) 排水

物質名	規制基準	規制基準濃度 (mg/L)		
	排水量 (m <sup>3</sup> /秒)	0.001m <sup>3</sup> /秒以下	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え 0.1m <sup>3</sup> /秒以下	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える
メチルメルカプタン		0.03	0.007	0.002
硫化水素		0.1	0.02	0.005
硫化メチル		0.3	0.07	0.01
二硫化メチル		0.6	0.1	0.03

注：基準値については、市内の地域は市長が、町村内の地域は県知事が定めている。

### 9.6.3 三点比較式臭袋法による指導目標値（臭気濃度）

地域の区分		排出口	敷地境界
地域	該当地域		
住居系地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、 第2種住居地域、準住居地域	500程度	15程度
工場・商店・ 住居混在地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、未指定地域 （工業団地を除く）	1,000程度	20程度
工業系地域	工業地域、工業専用地域、工業団地	2,000程度	25程度

### 9.7 畜産農業に係る悪臭問題発生件数

区分 年度	悪臭問題 発生件数(A)	内訳				環境汚染問題 件数(B)	A/B×100(%)
		豚	鶏	牛	その他		
H28	65	19	15	29	2	113	57.5%
H29	73	13	13	46	1	99	73.7%
H30	61	11	18	32	0	103	59.2%
R1	67	26	10	31	0	117	57.3%
R2	61	15	11	34	1	94	64.9%
R3	68	6	14	47	1	87	78.2%
R4	71	20	11	39	1	108	65.7%
R5	71	23	17	30	1	106	67.0%
R6	60	13	11	35	1	86	69.8%
R7	62	15	20	24	3	90	68.9%

注：各年度の調査期間は前年7月1日から当年6月30日まで。悪臭発生件数は、「悪臭＋害虫」など複合問題も含んだ件数。

## 9.8 航空機騒音

### 9.8.1 航空機騒音に係る環境基準

昭和48年12月27日 環境庁告示第154号  
 改正 平成 5年10月28日 環境庁告示第 91号  
 改正 平成12年12月14日 環境庁告示第 78号  
 改正 平成19年12月17日 環境省告示第 114号

地域の類型	基準値 ( $L_{den}$ )
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

(備考) 平成 19 年 12 月 17 日環境省告示第 114 号により、環境基準の指標が「WECPNL」から「 $L_{den}$ 」に改正され、平成 25 年 4 月 1 日から上表の基準が適用されている。

なお、平成 25 年 3 月 31 日までの基準は下表のとおり。

地域の類型	基準値 (WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

### 9.8.2 航空機騒音に係る環境基準の地域類型の指定状況

昭和53年8月29日 千葉県告示第695号  
 改正 平成 3年11月29日 千葉県告示第1017号  
 改正 平成 8年 4月 1日 千葉県告示第 441号  
 改正 平成13年 5月11日 千葉県告示第 592号  
 改正 平成25年 2月22日 千葉県告示第 70号  
 改正 平成30年 3月23日 千葉県告示第 132号  
 改正 令和 7年 8月29日 千葉県告示第 468号

飛行場名	環境基準をあてはめる市町村	地域類型のあてはめ
成田国際空港	成田市、富里市、山武市、栄町、多古町、横芝光町及び芝山町	I 類型：①都市計画法に基づく用途地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域。 ②都市計画法に基づく用途地域の定めのない地域（工業団地を除く）。  II 類型：①都市計画法に基づく用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。 ②都市計画法に基づく用途地域の定めのない地域のうち工業団地。  ※工業専用地域及び空港・飛行場の敷地を除く。
東京国際空港(羽田空港)及び木更津飛行場	木更津市及び君津市	
下総飛行場	船橋市、柏市、鎌ヶ谷市及び白井市の一部	

9.8.3 成田国際空港周辺航空機騒音測定結果<sup>※1</sup>（2024年度）

（1）空港北側

区分	局No.	所在地	測定局名	環境基準の類型 <sup>※2</sup>	$L_{den}$ (dB)					騒音レベル (dB)		発生回数 年平均 (回/日)	騒音区域 <sup>※4</sup>	測定機関
					2024年平均	達成状況 <sup>※3</sup>	日最大	2023年平均	前年との差	年平均	年最大			
A北側コース直下	14	成田市	荒海	I類型	61	×	64.8	60	1	72.8	86.3	189	第1種	NAA
	15	成田市	荒海橋本	I類型	62	×	65.8	61	1	73.6	87.8	199	第1種	成田市
	16	成田市	芦田(成田市)	I類型	62	×	66.3	61	1	74.9	88.8	200	第1種	成田市
	17	成田市	西和泉	I類型	64	×	67.7	63	1	76.5	92.3	186	第2種	千葉県
	18	成田市	16R	指定地域外	70	—	74.3	70	0	85.5	105.0	235	空港内	NAA
B北側コース直下	19	成田市	西大須賀	I類型	59	×	64.1	59	0	72.4	86.3	260	第1種	NAA
	20	成田市	四谷	I類型	58	×	61.6	57	1	68.5	87.0	296	第1種	千葉県
	21	成田市	高倉	I類型	62	×	66.5	62	0	75.7	92.7	301	第1種	千葉県
	22	成田市	土室(千葉県)	I類型	65	×	70.5	65	0	79.4	97.4	311	第1種	千葉県
	23	成田市	16L	I類型	71 <sup>※5</sup>	— <sup>※5</sup>	73.8	69	— <sup>※5</sup>	86.4	103.5	348	第3種	NAA
A北側コース西	24	栄町	矢口	I類型	50	○	54.8	49	1	62.0	76.5	157	無指定	千葉県
	25	成田市	竜台	I類型	54	○	59.5	53	1	66.1	78.8	164	無指定	成田市
	26	成田市	北羽鳥	I類型	57	○	61.2	56	1	68.4	81.0	191	無指定	成田市
	27	成田市	北羽鳥北部	I類型	56	○	60.8	55	1	67.1	80.4	163	無指定	成田市
	28	成田市	長沼	I類型	57	○	61.5	56	1	68.1	83.2	186	無指定	成田市
	29	成田市	芦田(NAA)	I類型	57	○	61.9	56	1	68.3	84.6	183	無指定	NAA
	30	成田市	押畑	I類型	51	○	56.0	50	1	63.2	78.6	149	無指定	千葉県
	31	成田市	赤荻	I類型	60	×	64.6	58	2	71.0	85.1	188	第1種	成田市
	32	成田市	野毛平	I類型	60	×	65.1	59	1	72.4	87.6	194	第1種	成田市
	33	成田市	馬場	I類型	55	○	60.9	54	1	68.4	81.8	156	無指定	成田市
B北側コース東	34	成田市	猿山	I類型	46	○	50.8	46	0	59.5	76.3	136	無指定	成田市
	35	成田市	滑川	I類型	54	○	58.9	54	0	66.9	83.2	201	第1種	千葉県
	36	成田市	内宿	I類型	50	○	54.8	50	0	62.3	77.6	191	第1種	NAA
	37	成田市	土室(NAA)	I類型	51	○	55.8	52	-1	63.0	79.8	239	第1種	NAA
	38	成田市	大室北	I類型	41	○	51.4	43	-2	63.2	81.7	17	無指定	成田市
	39	成田市	大室(成田市)	I類型	53	○	57.8	54	-1	65.4	87.1	205	第1種	成田市
北側谷間地区	40	成田市	新川	I類型	56	○	59.8	55	1	65.4	84.7	262	第1種	千葉県
	41	成田市	水掛	I類型	55	○	59.3	54	1	65.2	79.0	240	第1種	成田市
	42	成田市	磯部	I類型	57	○	61.8	56	1	69.1	82.1	196	第1種	成田市
	43	成田市	幡谷	I類型	55	○	58.5	55	0	65.2	79.4	278	第1種	成田市
	44	成田市	久住	I類型	56	○	60.1	56	0	65.5	79.4	283	第1種	NAA
	45	成田市	飯岡	I類型	59	×	63.5	58	1	70.0	83.5	244	第1種	NAA
	46	成田市	大生	I類型	60	×	64.2	59	1	71.8	83.9	194	第1種	成田市
	47	成田市	成毛	I類型	55	○	58.9	54	1	65.3	82.2	186	第1種	成田市
	48	成田市	東和泉	I類型	58	×	62.3	57	1	68.1	82.6	267	第1種	成田市
	49	成田市	小泉	I類型	58	×	62.1	— <sup>※6</sup>	— <sup>※6</sup>	68.7	87.4	213	第1種	成田市

（2）空港側方

区分	局No.	所在地	測定局名	環境基準の類型 <sup>※2</sup>	$L_{den}$ (dB)					騒音レベル (dB)		発生回数 年平均 (回/日)	騒音区域 <sup>※4</sup>	測定機関
					2024年平均	達成状況 <sup>※3</sup>	日最大	2023年平均	前年との差	年平均	年最大			
空港側方	50	成田市	遠山	I類型	58	×	62.6	57	1	69.7	87.8	245	第1種	成田市
	51	富里市	大和	I類型	44	○	55.9	43	1	64.9	77.5	18	無指定	千葉県
	52	成田市	本三里塚	I類型	58	×	65.0	57	1	71.7	91.8	206	第1種	成田市
	53	成田市	三里塚小学校	I類型	59	×	65.0	58	1	70.8	89.7	279	第1種	NAA
	54	成田市	御料牧場記念館	I類型	55	○	63.2	54	1	68.4	85.6	170	無指定	成田市
	55	成田市	三里塚グラウンド	I類型	62	×	66.1	62	0	73.3	88.1	335	第1種	NAA
	56	成田市	本城	I類型	57	○	63.6	56	1	68.5	85.2	187	無指定	成田市
	57	成田市	堀之内	I類型	58	×	64.2	57	1	69.7	87.3	200	第1種	成田市
	58	成田市	大室(NAA)	I類型	52	○	57.9	53	-1	65.0	86.6	186	第1種	NAA
	59	成田市	新田(NAA)	I類型	55	○	61.7	55	0	68.9	87.6	203	第1種	NAA
	60	成田市	新田(成田市)	I類型	56	○	63.4	56	0	70.1	92.2	184	第1種	成田市
	61	多古町	一鍬田	I類型	48	○	56.8	49	-1	61.6	84.3	119	第1種	NAA
	62	芝山町	梅ノ木	I類型	50	○	56.2	49	1	62.4	84.3	187	無指定	千葉県
	63	芝山町	芝山千代田	I類型	54	○	61.8	54	0	64.9	83.1	227	第1種	NAA
	64	芝山町	菱田	I類型	61	×	64.9	60	1	74.5	90.2	198	第1種	芝山町
	65	芝山町	大里	I類型	55	○	59.9	55	0	65.9	81.4	265	第1種	芝山町

(3) 空港南側

区分	局No.	所在地	測定局名	環境基準の類型※2	L <sub>den</sub> (dB)				騒音レベル (dB)		発生回数 (年平均)	騒音区域※4	測定機関	
					2024年平均	達成状況※3	日最大	2023年平均	前年との差	年平均				年最大
A 南側コース直下	66	芝山町	3 4 L	指定地域外	72	—	75.7	72	0	88.7	105.6	210	空港内	NAA
	67	芝山町	大台	指定地域外	66	—	68.6	65	1	80.3	97.0	180	第3種	千葉県
	68	芝山町	小池	I 類型	62	×	65.5	62	0	75.3	91.0	167	第1種	千葉県
	69	芝山町	芝山集会所	I 類型	61	×	63.8	60	1	73.8	87.4	160	第1種	芝山町
	70	横芝光町	中台 (千葉県)	I 類型	61	×	64.3	60	1	74.1	88.3	162	第1種	千葉県
	71	山武市	八田	I 類型	58	×	61.6	57	1	69.1	85.0	245	第1種	千葉県
	72	山武市	蓮沼	I 類型	54	○	57.5	53	1	63.4	78.8	278	無指定	NAA
B 南側コース直下	73	成田市	3 4 R	指定地域外	73	—	76.8	72	1	90.9	106.3	231	空港内	NAA
	74	芝山町	加茂	I 類型	61	×	64.5	60	1	73.7	92.6	221	第1種	千葉県
	75	多古町	千田	I 類型	58	×	62.0	58	0	70.2	83.3	270	第1種	NAA
	76	多古町	牛尾	I 類型	58	×	61.3	57	1	68.8	81.4	232	第1種	NAA
	77	横芝光町	横芝	I 類型	56	○	60.2	56	0	69.1	79.0	140	第1種	NAA
	78	横芝光町	上塚	I 類型	55	○	58.2	54	1	64.8	77.2	238	無指定	NAA
A 南側コース西	79	成田市	南三里塚	I 類型	59	×	63.2	58	1	72.1	87.0	212	第1種	成田市
	80	芝山町	牧野西	I 類型	50	○	55.0	49	1	64.5	78.9	115	無指定	芝山町
	81	芝山町	高田西	I 類型	49	○	56.1	48	1	64.9	77.5	71	無指定	芝山町
	82	芝山町	芝山	I 類型	55	○	60.2	55	0	66.7	79.4	169	第1種	NAA
	83	芝山町	芝山町役場	I 類型	58	×	62.5	58	0	70.0	82.6	168	第1種	芝山町
	84	山武市	山室	I 類型	53	○	58.1	53	0	65.2	78.7	174	無指定	NAA
	85	山武市	古和	I 類型	49	○	54.6	49	0	61.6	76.9	131	無指定	千葉県
	86	山武市	蕪木	I 類型	53	○	57.8	52	1	65.2	77.9	148	無指定	千葉県
	87	山武市	松尾	I 類型	56	○	59.9	55	1	67.6	80.5	162	無指定	NAA
	88	山武市	上横地	I 類型	48	○	53.5	48	0	60.8	76.4	128	無指定	山武市
	89	山武市	木戸	I 類型	52	○	55.4	51	1	63.5	76.9	149	無指定	千葉県
B 南側コース東	90	芝山町	菱田東	I 類型	53	○	57.1	53	0	65.3	81.1	216	第1種	NAA
	91	多古町	間倉	I 類型	47	○	54.8	48	-1	60.5	79.0	150	無指定	多古町
	92	多古町	喜多	I 類型	51	○	55.8	50	1	62.8	78.2	193	第1種	NAA
	93	多古町	船越	I 類型	51	○	55.8	51	0	63.5	81.1	180	第1種	千葉県
	94	横芝光町	宝米	I 類型	56	○	59.9	55	1	68.0	81.9	186	第1種	千葉県
南側谷間地区	95	芝山町	芝山東	I 類型	55	○	58.0	55	0	65.0	78.3	290	第1種	NAA
	96	芝山町	谷	I 類型	60	×	65.0	59	1	71.3	88.8	284	第1種	芝山町
	97	芝山町	上吹入	I 類型	56	○	60.5	56	0	66.0	83.2	290	第1種	芝山町
	98	芝山町	高谷	I 類型	56	○	59.0	56	0	66.1	84.7	290	第1種	芝山町
	99	芝山町	竜ヶ塚	I 類型	59	×	62.9	58	1	71.7	85.1	182	第1種	千葉県
	100	横芝光町	牛熊	I 類型	55	○	59.0	55	0	65.3	82.8	286	第1種	千葉県
	101	横芝光町	中台 (NAA)	I 類型	56	○	60.3	56	0	66.8	82.3	239	第1種	NAA
	102	横芝光町	大総	I 類型	56	○	58.6	56	0	65.7	77.9	294	第1種	NAA
	103	横芝光町	長倉	I 類型	56	○	60.7	56	0	66.5	81.6	283	第1種	千葉県

< 環境基準達成状況 >

環境基準達成局数	54
非達成局数	31
指定地域外等局数	5
計	90
環境基準達成率	64%

※1 表中の数値は、公益財団法人成田空港周辺地域共生財団発行の「令和6年度成田国際空港周辺航空機騒音測定結果（年報）」による。

※2 環境基準類型は、昭和53年千葉県告示第695号で定めている。

環境基準 I 類型  $L_{den}$  57デシベル以下

環境基準 II 類型  $L_{den}$  62デシベル以下

※3 環境基準達成状況の評価は年平均で行う。

※4 騒音区域は「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づき空港設置者による対策が講じられる区域。

第1種区域：住宅の防音工事に対する助成  $L_{den}$  62デシベル以上

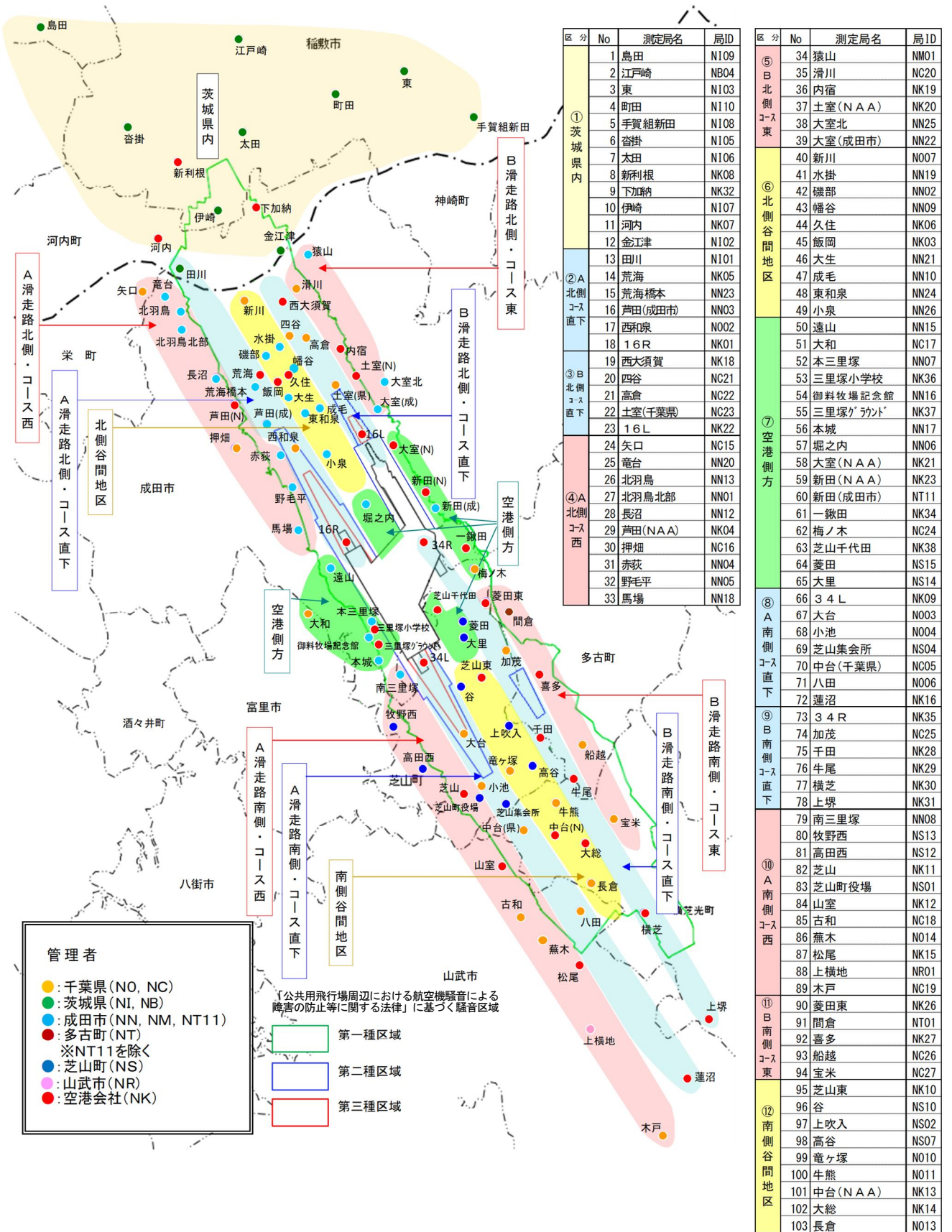
第2種区域：区域外への移転補償、土地の買入れ  $L_{den}$  73デシベル以上

第3種区域：緩衝緑地帯等の整備  $L_{den}$  76デシベル以上

※5 16 L 局は、令和6年度の値が参考値（欠測期間が環境省マニュアルに基づく許容限度を超過）のため、環境基準との比較を行わない。また、前年度との比較も行わない。

※6 小泉局は、令和6年4月に野毛平工業団地局から移設したため、前年度との比較は行わない。

### 9.8.4 成田国際空港周辺測定局位置図



出典：令和6年度成田国際空港周辺航空機騒音測定結果（年報）  
 （公益財団法人成田空港周辺地域共生財団 発行）

### 9.8.5 成田国際空港周辺航空機騒音対策

#### (1) 成田国際空港株式会社の行う対策（2024年度末までの実績）

内 容	実 績
学校・保育所等の防音工事の助成	127 施設に助成 <sup>※1</sup>
住宅防音工事の助成及び再助成	6,653 戸実施 <sup>※1</sup> 再助成 82 戸実施 <sup>※1</sup>
空調機器更新 <sup>※2</sup> の助成	15,837 台実施 <sup>※1</sup>
共同利用施設の助成	143 施設に補助 <sup>※1</sup>
住宅の移転補償及び土地の買入れ <sup>※3</sup>	住宅の移転補償 1,273 戸実施 土地の買入れ 962.5ha 実施
防音堤、防音林の整備	A滑走路西側部分 約 35.7ha 整備 B滑走路東側部分 約 23.4ha 整備

※1 実績は交付決定ベース。

※2 騒防法の第1種区域内の住宅の防音工事に伴い設置された空調機器で、設置後10年を経過し、所要の機能が失われていると認められる機器の更新工事（再更新工事を含む）

※3 騒防法の第2種区域内と騒特法の航空機騒音障害防止特別地区内が対象。

#### (2) 県の実績（2024年度末までの実績）

内 容	実 績
住宅防音改築工事資金の利子補給	1,485 件補助
共同利用施設の整備に要する経費への補助	121 件補助
通勤農業者への補助	車両購入 57 件補助 作業舎建設 10 件補助 井戸設置 4 件補助 集会所 1 件補助
住宅防音工事の助成 <sup>※4</sup>	1,230 件補助（再助成含む）
空調機器更新の助成	6,468 台補助（再助成含む）
住宅防音工事の再助成	167 件補助

※4 騒防法の告示に伴う谷間地域の第1種区域編入により、2019年度末までで、県の補助事業終了。

## 9.8.6 羽田空港周辺航空機騒音測定結果（2024年度）

### （1）羽田空港周辺航空機騒音測定結果

番号	所在地	測定局名	環境基準の類型※1	$L_{den}$ (dB)					騒音レベル (dB)		発生回数 (回/日)	測定機関
				2024年平均	達成状況※2	日最大	2023年平均	前年との差	年平均	年最大		
①	木更津市	貝渚	I 類型	51	○	57.3	51	0	63.6	79.0	151	千葉県
②	木更津市	大久保	I 類型	50	○	55.8	49	1	62.3	79.6	187	千葉県
③	木更津市	畑沢	I 類型	51	○	56.9	50	1	63.9	80.2	155	木更津市
④	君津市	外箕輪	I 類型	48	○	54.3	47	1	61.5	75.9	143	千葉県
⑤	君津市	糠田	I 類型	48	○	53.8	47	1	61.9	78.9	122	千葉県
⑥	浦安市	高洲	指定地域外	48	-	55.8	47	1	61.5	83.2	78	千葉県

#### <環境基準達成状況>

環境基準達成局数	5
非達成局数	0
指定地域外局数	1
計	6
環境基準達成率	100 %

※1 環境基準類型は、昭和53年千葉県告示第695号で定めている。

環境基準 I 類型  $L_{den}$  57デシベル以下

環境基準 II 類型  $L_{den}$  62デシベル以下

※2 環境基準達成状況の評価は年平均で行う。

### （2）羽田空港周辺航空機騒音測定箇所と測定結果（2024年度、 $L_{den}$ ）



## 9.8.7 下総飛行場周辺航空機騒音測定結果（2024年度）

### （1）固定測定局（通年測定）

番号	所在地	測定局名	環境基準類型※1	L <sub>den</sub> (dB)					騒音レベル(dB)		発生回数 (年平均(回/日))	測定機関
				2024年平均	達成状況※2	日最大	2023年平均	前年との差	年平均	年最大		
①	柏市	高柳局 (太陽光発電設備設置運営事業用地)	I 類型	56	○	65.5	56	0	88.5	99.0	13	千葉県
②	鎌ヶ谷市	初富局 (初富小学校)	I 類型	50	○	58.4	50	0	80.8	90.3	11	千葉県

### （2）実態調査地点（14日間測定※3）

番号	所在地	測定地点名	環境基準類型※1	L <sub>den</sub> (dB)					騒音レベル(dB)		発生回数 (期間平均(回/日))	測定機関
				2024年間推計値※4	達成状況※2	期間日最大	2023年間推計値※4	前年との差	期間平均	期間最大値		
③	柏市	沼南近隣センター	I 類型	47	○	52.2	47	0	75.9	85.0	23	千葉県
④	柏市	沼南老人福祉センター	I 類型	48	○	53.8	49	-1	77.8	86.6	22	千葉県
⑤	柏市	塚崎運動場	I 類型	41	○	46.7	42	-1	68.0	78.6	26	千葉県
⑥	柏市	藤ヶ谷新田区民館	I 類型	43	○	47.8	44	-1	71.1	76.6	21	千葉県
⑦	鎌ヶ谷市	福太郎スタジアム※5	I 類型	56	○	63.1	—	—	89.7	95.3	20	千葉県
⑧	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷小学校	I 類型	38	○	45.7	38	0	66.1	77.9	20	千葉県
⑨	白井市	富士地区消防小屋	I 類型	39	○	46.8	38	1	67.1	80.9	20	千葉県
⑩	鎌ヶ谷市	わたなべ幼稚園	I 類型	51	○	57.0	51	0	81.8	89.4	23	千葉県
⑪	船橋市	咲が丘小学校	I 類型	45	○	54.4	45	0	73.2	86.3	27	船橋市
⑫	鎌ヶ谷市	五本松小学校	I 類型	47	○	54.3	48	-1	74.9	83.7	35	鎌ヶ谷市

#### <環境基準達成状況>

環境基準達成地点数	12
非達成地点数	0
指定地域外地点数	0
計	12
環境基準達成率	100%

※1 環境基準類型は、昭和53年千葉県告示第695号で定めている。

環境基準Ⅰ類型  $L_{den}$  57デシベル以下

環境基準Ⅱ類型  $L_{den}$  62デシベル以下

※2 環境基準達成状況の評価は、年平均、年間推計値を整数値で表し、環境基準値（Ⅰ類型 57dB）と比較して基準以下であれば○、超えていれば×を記している。

※3 実態調査期間は、2024/11/25～12/8である。

※4 年間推計値は、固定測定局における年平均と期間平均の差分を加算して得ている。

（③～⑥は①高柳局の差分を、⑦～⑫は②初富局の差分を用いた。）

※5 2023年度は福太郎スタジアムではなく福太郎アリーナ（鎌ヶ谷市民体育館：同一敷地内）で測定を行っている。

## 9.9 自動車騒音調査結果

### 9.9.1 道路に面する地域の騒音に係る環境基準達成状況（面的評価）

年度	評価区間数	評価区間延長 (km)	評価対象住戸数(戸)	環境基準達成住戸数(戸)	環境基準達成率 (%)
2020	1,757	3,716.9	364,538	338,784	92.9
2021	1,768	3,736.5	369,078	345,246	93.5
2022	1,774	3,764.3	374,205	351,819	94.0
2023	1,775	3,772.9	379,211	357,410	94.3
2024	1,769	3,765.0	382,924	364,233	95.1

注：環境基準達成住戸数は、昼間・夜間とも環境基準を達成している住戸数。

### 9.9.2 自動車騒音の要請限度超過状況

年度	要請限度超過率 (%) (超過地点数/測定地点数)			
	a 区域	b 区域	c 区域	全体
2020	0.0(0/13)	10.6(5/47)	14.3(1/7)	9.0(6/67)
2021	0.0(0/12)	13.3(6/45)	16.7(1/6)	11.1(7/63)
2022	0.0(0/7)	11.1(5/45)	14.3(1/7)	10.2(6/59)
2023	0.0(0/8)	11.1(5/45)	16.7(1/6)	10.2(6/59)
2024	0.0(0/7)	10.9(5/46)	16.7(1/6)	10.2(6/59)

注1：超過地点数は、昼間・夜間のいずれかの時間帯で要請限度を超えている地点数。

注2：a～c区域については、市内の区域は市長が、町村内の区域は県知事が指定している。

a区域：専ら住居の用に供される区域

b区域：主として住居の用に供される地域

c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

### 9.9.3 自動車騒音の面的評価（2024年度）

路線名	測定場所	環境基準地点 ※1	車線数	測定年月日	測定位置 (m)			等価騒音レベル (dB)		測定実施主体※2	評価区間の場所	評価区間の延長 (km)	昼間基準値以下 (%)	昼間の基準値以下 (%)	夜間の基準値以下 (%)	昼間・夜間とも (%)
					車道端からの距離	道路敷地境界からの距離	地上高さ	昼間	夜間							
一般国道14号	千葉市花見川区幕張町	C	5	2024/12/9 ~ 2024/12/10	8.4	0	1.2	61	58	2	千葉市美浜区幕張西2丁目3 ~ 千葉市花見川区幕張町	1.9	91.3	0.0	4.7	4.0
一般国道16号	千葉市稲毛区園生町	C	4	2024/10/31 ~ 2024/11/1	4.1	0	1.2	74	73	2	千葉市稲毛区長沼町 ~ 千葉市稲毛区園生町	2.8	48.3	16.5	1.1	34.1
一般国道16号	千葉市若葉区加曾利町	B	4	2024/10/31 ~ 2024/11/1	14.1	0	1.2	55	52	2	千葉市中央区都町 ~ 千葉市若葉区加曾利町	0.4	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道51号	千葉市若葉区若松町	B	4	2024/10/31 ~ 2024/11/1	6.6	0	1.2	69	66	2	千葉市若葉区桜木北1丁目1 ~ 千葉市若葉区若松町	2.4	97.4	2.2	0.0	0.4
一般国道126号	千葉市中央区都町2丁目6	C	2	2024/11/7 ~ 2024/11/8	5.5	0	1.2	68	65	2	千葉市若葉区加曾利町 ~ 千葉市中央区本町1丁目5	2.8	99.0	0.0	0.8	0.1
一般国道357号	千葉市中央区今井3丁目27	B	4	2024/11/7 ~ 2024/11/8	4	0	1.2	74	73	2	千葉市中央区塩田町 ~ 千葉市中央区川崎町	2.0	67.5	7.8	0.0	24.7
一般国道357号	千葉市美浜区浜田1丁目	B	4	2024/11/11 ~ 2024/11/12	50.6	0	1.2	62	59	2	千葉市美浜区浜田 ~ 千葉市美浜区浜田	1.0	21.8	6.6	0.0	71.5
主要地方道千葉大網線	千葉市中央区仁戸名町	B	2	2024/11/7 ~ 2024/11/8	2.3	0	1.2	66	64	2	千葉市中央区松ヶ丘町 ~ 千葉市緑区鎌取町	4.2	99.7	0.0	0.0	0.3
主要地方道長沼船橋線	千葉市花見川区轢橋町	B	2	2024/12/9 ~ 2024/12/10	2.9	0	1.2	70	71	2	千葉市稲毛区長沼町 ~ 千葉市花見川区轢橋町	2.1	69.5	29.2	0.0	1.3
主要地方道六川天戸線	千葉市花見川区畑町	B	2	2024/12/9 ~ 2024/12/10	3.5	0	1.2	64	59	2	千葉市花見川区朝日ヶ丘1丁目28 ~ 千葉市花見川区畑町	1.0	100.0	0.0	0.0	0.0
主要地方道千葉茂原線	千葉市緑区古市場町	B	4	2024/11/7 ~ 2024/11/8	3.1	0	1.2	71	68	2	千葉市中央区浜野町 ~ 千葉市緑区中西町	2.3	83.5	13.3	0.0	3.2
市道中央今井町線(1)	千葉市中央区末広3丁目17	B	4	2024/11/7 ~ 2024/11/8	3.8	0	1.2	67	62	2	千葉市中央区末広1丁目3 ~ 千葉市中央区南町2丁目7	1.9	99.8	0.2	0.0	0.0
市道新港六川線	千葉市美浜区新港	C	4	2024/12/9 ~ 2024/12/10	3.9	0	1.2	70	68	2	千葉市美浜区新港 ~ 千葉市美浜区幸町2丁目19	1.9	8.3	8.3	0.0	83.3
市道千葉臨海線	千葉市美浜区磯辺2丁目12	A	4	2024/11/11 ~ 2024/11/12	32.5	0	1.2	55	51	2	千葉市美浜区新港 ~ 千葉市美浜区磯辺2丁目8	2.1	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道14号	千葉市美浜区幕張西1丁目1	B	4	2024/11/11 ~ 2024/11/12	37.5	0	1.2	58	55	2	千葉市美浜区幕張西1丁目1 ~ 千葉市美浜区幕張西2丁目3	0.3	1.4	1.4	0.0	97.1
一般国道14号	千葉市花見川区幕張町	C	5	2024/12/9 ~ 2024/12/10	5.5	0	1.2	61	59	2	千葉市花見川区幕張町 ~ 千葉市美浜区真砂	0.9	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道14号	千葉市花見川区検見川町	B	4	2024/12/9 ~ 2024/12/10	51	0	1.2	50	48	2	千葉市美浜区真砂 ~ 千葉市美浜区真砂	0.3	89.6	0.0	0.0	10.4
一般国道14号	千葉市美浜区真砂2丁目20	C	4	2024/12/9 ~ 2024/12/10	15	0	1.2	60	57	2	千葉市美浜区真砂 ~ 千葉市美浜区真砂2丁目24	0.7	66.2	15.4	0.0	18.4
一般国道14号	千葉市花見川区検見川町	B	4	2024/12/9 ~ 2024/12/10	21	0	1.2	51	50	2	千葉市美浜区真砂2丁目24 ~ 千葉市美浜区真砂2丁目1	0.5	98.1	1.9	0.0	0.0
一般国道14号	千葉市稲毛区黒砂1丁目9	A	6	2024/11/5 ~ 2024/11/6	6	0	1.2	71	68	2	千葉市美浜区真砂2丁目1 ~ 千葉市美浜区幸町1丁目21	3.5	94.0	2.2	0.0	3.8
一般国道14号	千葉市中央区登戸4丁目5	A	6	2024/11/5 ~ 2024/11/6	13	0	1.2	64	63	2	千葉市美浜区幸町1丁目21 ~ 千葉市美浜区幸町1丁目1	0.9	93.0	5.6	0.5	0.9
一般国道14号	千葉市中央区登戸2丁目7	C	4	2024/11/5 ~ 2024/11/6	4	0	1.2	66	64	2	千葉市中央区登戸1丁目19 ~ 千葉市中央区富士見2丁目6	1.2	98.8	0.1	0.4	0.7
一般国道14号	千葉市中央区中央1丁目11	C	4	2024/11/5 ~ 2024/11/6	6.7	0	1.2	63	59	2	千葉市中央区中央1丁目12 ~ 千葉市中央区中央2丁目9	0.4	98.5	0.0	0.8	0.8
一般国道14号(京葉道路)	千葉市花見川区幕張本郷1丁目30	A	4	2024/11/18 ~ 2024/11/19	8.7	0	1.2	58	55	2	千葉市花見川区幕張本郷 ~ 千葉市花見川区幕張本郷	0.7	97.3	0.5	0.0	2.2
一般国道14号(京葉道路)	千葉市花見川区幕張本郷2丁目41	A	4	2024/11/18 ~ 2024/11/19	7	0	1.2	58	55	2	千葉市花見川区幕張本郷 ~ 千葉市花見川区幕張本郷5丁目1	0.4	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道14号(京葉道路)	千葉市花見川区幕張本郷4丁目3	A	4	2024/11/18 ~ 2024/11/19	12.7	0	1.2	55	53	2	千葉市花見川区幕張本郷5丁目1 ~ 千葉市花見川区幕張本郷	0.3	99.4	0.0	0.0	0.6
一般国道14号(京葉道路)	千葉市花見川区幕張町	B	4	2024/11/18 ~ 2024/11/19	4.7	0	1.2	55	53	2	千葉市花見川区幕張本郷 ~ 千葉市花見川区幕張町	0.8	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道14号(京葉道路)	千葉市花見川区武石町	B	4	2024/11/18 ~ 2024/11/19	18	0	1.2	61	57	2	千葉市花見川区武石町 ~ 千葉市花見川区畑町	0.7	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道14号(京葉道路)	千葉市花見川区畑町	B	4	2024/10/31 ~ 2024/11/1	10	0	1.2	57	54	2	千葉市花見川区畑町 ~ 千葉市花見川区畑町	2.2	99.3	0.0	0.0	0.7
一般国道14号(京葉道路)	千葉市稲毛区宮野木町	B	4	2024/10/31 ~ 2024/11/1	30	0	1.2	54	50	2	千葉市稲毛区宮野木町 ~ 千葉市稲毛区宮野木町	0.5	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道14号(京葉道路)	千葉市稲毛区宮野木町	B	4	2024/11/5 ~ 2024/11/6	15	0	1.2	59	55	2	千葉市稲毛区宮野木町 ~ 千葉市稲毛区園生町	0.9	98.0	0.0	0.0	2.0
一般国道14号(京葉道路)	千葉市稲毛区あやめ3	B	4	2024/10/31 ~ 2024/11/1	28	0	1.2	59	53	2	千葉市稲毛区園生町 ~ 千葉市稲毛区園生町	1.0	83.9	1.0	0.8	14.3
主要地方道千葉船橋浜線	千葉市美浜区浜田	B	6	2024/11/11 ~ 2024/11/12	19.7	0	1.2	56	49	2	千葉市美浜区幕張西4丁目1 ~ 千葉市美浜区豊砂	2.0	100.0	0.0	0.0	0.0
主要地方道長沼船橋線	千葉市花見川区長作町	B	2	2024/11/25 ~ 2024/11/26	2	0	1.2	72	70	2	千葉市花見川区天戸町 ~ 千葉市花見川区長作町	0.4	72.7	27.3	0.0	0.0
主要地方道長沼船橋線	千葉市花見川区長作町	B	2	2024/11/25 ~ 2024/11/26	3.2	0	1.2	70	68	2	千葉市花見川区長作町 ~ 千葉市花見川区長作町	0.9	86.7	12.9	0.0	0.4
一般県道幕張八千代線	千葉市花見川区長作町	B	2	2024/11/25 ~ 2024/11/26	2.5	0	1.2	69	69	2	千葉市花見川区長作町 ~ 千葉市花見川区作新台	1.9	90.1	9.9	0.0	0.0
市道千葉臨海線	千葉市美浜区打瀬	B	6	2024/11/11 ~ 2024/11/12	11.5	0	1.2	68	63	2	千葉市美浜区磯辺2丁目8 ~ 千葉市美浜区美浜	3.5	99.8	0.0	0.0	0.2
市道磯辺茂呂町線	千葉市美浜区磯辺3丁目14	B	4	2024/11/7 ~ 2024/11/8	5.9	0	1.2	58	49	2	千葉市美浜区磯辺3丁目30 ~ 千葉市美浜区稲毛海岸5丁目2	2.3	100.0	0.0	0.0	0.0
市道磯辺茂呂町線	千葉市稲毛区稲毛町	B	4	2024/12/9 ~ 2024/12/10	16.3	0	1.2	53	49	2	千葉市美浜区稲毛海岸5丁目2 ~ 千葉市稲毛区稲毛町	0.3	100.0	0.0	0.0	0.0
市道磯辺茂呂町線	千葉市稲毛区稲毛町	B	4	2024/12/9 ~ 2024/12/10	12.4	0	1.2	58	54	2	千葉市稲毛区稲毛町 ~ 千葉市稲毛区稲毛町	0.3	100.0	0.0	0.0	0.0
市道磯辺茂呂町線	千葉市稲毛区稲毛町	B	4	2024/11/25 ~ 2024/11/26	14	0	1.2	65	59	2	千葉市稲毛区稲毛町 ~ 千葉市稲毛区小仲台8丁目6	0.8	98.3	0.0	1.7	0.0
市道磯辺茂呂町線	千葉市稲毛区小中台町	B	4	2024/11/25 ~ 2024/11/26	7.5	0	1.2	66	61	2	千葉市稲毛区小仲台8丁目6 ~ 千葉市稲毛区小中台町	0.3	95.3	0.0	4.7	0.0
市道磯辺茂呂町線	千葉市稲毛区小中台町	B	4	2024/11/25 ~ 2024/11/26	6	0	1.2	61	56	2	千葉市稲毛区小中台町 ~ 千葉市稲毛区園生町	1.2	100.0	0.0	0.0	0.0

路線名	測定場所	環境 (測定地点) ※1	車線数	測定年月日	測定位置 (m)			等価騒音 レベル (dB)		測定 実施 主体 ※2	評価区間の場所	評価区 間の 延長 (km)	昼間 基準 値 以下 (%)	昼間 基準 値 以下 (%)	夜間 基準 値 以下 (%)	夜間 基準 値 以下 (%)
					車道 端 か ら の 距 離	道路 敷 地 境 界 か ら の 距 離	地 上 高 さ	昼間	夜間							
市道磯辺茂呂町線	千葉市若葉区若松町	B	4	2024/10/31 ~ 2024/11/1	4	0	1.2	64	58	2	千葉市若葉区源町 ~ 千葉市若葉区若松町	0.7	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道356号	銚子市長塚町	B	2	2024/12/9 ~ 2024/12/10	4	0	1.2	66	61	2	銚子市唐子町27 ~ 銚子市塚本町115	8.5	100.0	0.0	0.0	0.0
多古笹本線	銚子市豊里台	B	2	2024/12/9 ~ 2024/12/10	4.5	0	1.2	63	54	2	銚子市豊里台2-1111 ~ 銚子市笹本町405	1.8	100.0	0.0	0.0	0.0
外川港線	銚子市新生町2丁目11	C	2	2024/12/9 ~ 2024/12/10	9	0	1.2	62	56	2	銚子市後飯町6-4 ~ 銚子市末広町5-1	1.1	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道14号	市川市高石神35-10	C	2	2025/1/29 ~ 2025/1/30	4	0	1.2	67	66	2	市川市八幡1丁目6 ~ 市川市高石神	1.0	98.4	1.6	0.0	0.0
一般国道298号	市川市国分1丁目15	A	4	2025/1/29 ~ 2025/1/30	18.1	0	1.2	53	52	2	市川市国分 ~ 市川市平田	2.0	100.0	0.0	0.0	0.0
市川浦安線(1)	市川市南八幡5丁目11-21	C	2	2025/1/29 ~ 2025/1/30	3.9	0	1.2	62	58	2	市川市八幡3丁目5 ~ 市川市大和田1丁目15	1.2	99.8	0.0	0.0	0.2
市川浦安線(1)	市川市相之川2丁目6-15	B	4	2025/1/21 ~ 2025/1/22	2.5	0	1.2	68	65	2	市川市湊4 ~ 市川市新井2丁目2	1.8	99.7	0.1	0.0	0.2
船橋行徳線(1)	市川市二俣2丁目10	B	2	2025/1/21 ~ 2025/1/22	0.9	0	1.2	65	59	2	市川市二俣2丁目11 ~ 市川市二俣1丁目12	0.5	100.0	0.0	0.0	0.0
船橋行徳線(1)	市川市高谷1丁目8-1	A	2	2025/1/21 ~ 2025/1/22	1.6	0.2	1.6	65	61	2	市川市二俣1丁目12 ~ 市川市高谷1丁目8	1.0	99.9	0.1	0.0	0.0
若宮西船市川線	市川市鬼高3丁目32	C	2	2025/1/29 ~ 2025/1/30	4.1	0	1.2	67	65	2	市川市鬼高3丁目32 ~ 市川市南八幡2丁目23	1.3	100.0	0.0	0.0	0.0
市道0114号	市川市原木3丁目16-3	B	4	2025/1/21 ~ 2025/1/22	3.5	0	1.2	70	68	2	市川市原木3丁目13 ~ 市川市二俣	1.7	80.2	19.8	0.0	0.0
一般国道14号	船橋市宮本2-15-5	C	2	2024/7/9 ~ 2024/7/10	3.6	0	1.2	66	67	2	船橋市本町2丁目 ~ 船橋市宮本8丁目	1.9	94.7	5.3	0.0	0.0
一般国道16号	船橋市小室町902	A	4	2024/12/17 ~ 2024/12/18	11.5	0	1.2	65	63	2	船橋市小室町 ~ 船橋市小野田町	1.0	91.5	8.5	0.0	0.0
一般国道357号	船橋市日の出1-16	C	4	2024/7/2 ~ 2024/7/3	4.1	0.5	1.2	68	68	2	船橋市日の出1丁目 ~ 船橋市栄町1丁目	0.4	69.9	17.7	0.0	12.4
一般国道296号	船橋市滝台1-1-20	B	2	2024/7/23 ~ 2024/7/24	3.3	1	1.2	68	68	2	船橋市滝台1丁目 ~ 船橋市前原西3丁目	2.4	81.3	18.7	0.0	0.0
一般国道296号	船橋市東船橋5-7-7	B	4	2024/10/30 ~ 2024/10/31	11.5	0	1.2	69	68	2	船橋市東船橋4丁目 ~ 船橋市宮本8丁目	1.0	80.3	10.3	0.0	9.4
船橋我孫子線	船橋市馬込町902-2	B	2	2025/1/21 ~ 2025/1/22	2.7	0	1.2	70	70	2	船橋市金杉2丁目 ~ 船橋市馬込西1丁目	1.6	68.9	29.7	0.0	1.4
松戸原木線	船橋市古作2-1	B	2	2024/10/22 ~ 2024/10/23	3.3	0	1.2	67	66	2	船橋市古作1丁目 ~ 船橋市西船5丁目	2.0	97.1	2.4	0.1	0.4
市川印西線	船橋市藤原1-4	B	2	2024/10/1 ~ 2024/10/2	1.9	0	1.2	69	68	2	船橋市藤原1丁目 ~ 船橋市上山町1丁目	1.0	80.7	19.0	0.0	0.3
一般国道14号(京葉道路)	船橋市本中山6-1	B	6	2024/6/20 ~ 2024/6/21	7.2	0	1.2	65	62	2	船橋市本中山6丁目 ~ 船橋市本中山5丁目	0.3	94.7	3.5	0.0	1.8
船橋我孫子線	船橋市前原西1-4	B	4	2024/6/20 ~ 2024/6/21	3.9	0	1.2	65	62	2	船橋市東船橋4丁目 ~ 船橋市東船橋3丁目	0.5	59.1	10.4	0.0	30.5
船橋埠頭線	船橋市湊町1-21-5	C	2	2024/6/20 ~ 2024/6/21	5	0	1.2	65	65	2	船橋市湊町2丁目 ~ 船橋市日の出2丁目	1.3	92.5	0.4	1.4	5.7
小室停車場線	船橋市小室3313	A	2	2024/6/20 ~ 2024/6/21	3.6	0	1.2	60	54	2	船橋市小室町 ~ 船橋市小室町	1.3	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道410号	館山市犬石1496-1	X	2	2024/12/12 ~ 2024/12/13	0.5	0	1.2	66	57	2	館山市藤原 ~ 館山市大神宮	5.2	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道410号	館山市大神宮239-1	X	2	2024/12/12 ~ 2024/12/13	4.7	0	1.2	60	50	2	館山市大神宮 ~ 館山市布良	1.6	100.0	0.0	0.0	0.0
館山港線	館山市館山796	B	2	2024/12/12 ~ 2024/12/13	3.2	0	1.2	67	59	2	館山市沼 ~ 館山市館山	1.3	100.0	0.0	0.0	0.0
館山自動車道	木更津市上望陀	B	4	2025/2/13 ~ 2025/2/14	13.5	0	1.2	58	48	2	木更津市上望陀 ~ 木更津市下望陀	1.2	100.0	0.0	0.0	0.0
館山自動車道	木更津市伊豆島	B	4	2025/2/13 ~ 2025/2/14	21.7	0	1.2	54	45	2	木更津市犬成 ~ 木更津市中島田	3.9	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道410号	木更津市下内橋	B	2	2025/2/12 ~ 2025/2/13	4.7	0	1.2	70	65	2	木更津市下郡 ~ 木更津市真里	2.3	100.0	0.0	0.0	0.0
木更津末吉線	木更津市草敷	B	2	2025/2/12 ~ 2025/2/13	3.7	0	1.2	69	62	2	木更津市矢那 ~ 木更津市下郡	3.1	100.0	0.0	0.0	0.0
長浦上総線	木更津市佐野	B	2	2025/2/12 ~ 2025/2/13	3.1	0	1.2	58	53	2	木更津市上根岸 ~ 木更津市田川	3.9	100.0	0.0	0.0	0.0
馬来田停車場富岡線	木更津市茅野	B	2	2025/2/12 ~ 2025/2/13	1	0	1.2	66	58	2	木更津市下郡 ~ 木更津市真里	1.3	100.0	0.0	0.0	0.0
大鷲木更津線	木更津市真舟2丁目32	B	2	2025/2/13 ~ 2025/2/14	5.2	0	1.2	65	57	2	木更津市桜井 ~ 木更津市矢那	6.5	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道6号	松戸市松戸558-2	B	4	2024/12/10 ~ 2024/12/11	5.7	0	1.8	67	66	2	松戸市松戸 ~ 松戸市松戸	1.0	96.0	2.9	0.0	1.2
一般国道6号	松戸市上本郷2234-5	C	4	2024/12/17 ~ 2024/12/20	2.5	0	2	72	71	2	松戸市松戸 ~ 松戸市二ツ木	5.1	77.3	19.9	0.0	2.8
一般国道6号	松戸市二ツ木87	B	4	2024/12/3 ~ 2024/12/4	2.7	0	2.1	72	72	2	松戸市二ツ木 ~ 松戸市根木内	1.5	70.0	26.3	0.0	3.7
市川柏線	松戸市金ヶ作365-11	X	2	2024/12/3 ~ 2024/12/4	2.8	1.6	1.5	64	60	2	松戸市日暮 ~ 松戸市栗ヶ沢	3.8	99.7	0.3	0.0	0.0
千葉鎌ヶ谷松戸線	松戸市金ヶ作352	X	2	2024/12/3 ~ 2024/12/4	1.5	0	1.5	64	58	2	松戸市金ヶ作 ~ 松戸市根木内	4.5	100.0	0.0	0.0	0.0
松戸柏線(1)	松戸市南花島中町196	B	2	2024/12/10 ~ 2024/12/11	1.1	0	2	65	61	2	松戸市竹ヶ花 ~ 松戸市上本郷	0.7	99.4	0.6	0.0	0.0
松戸鎌ヶ谷線	松戸市松戸新田114-5	B	2	2024/12/17 ~ 2024/12/18	3	0	1.5	71	68	2	松戸市松戸 ~ 松戸市稔台7丁目	2.1	93.7	5.7	0.0	0.7
市道1級35号	松戸市日暮7-505	B	4	2024/12/17 ~ 2024/12/18	3.4	0	1.8	66	62	2	松戸市日暮 ~ 松戸市河原塚	0.9	100.0	0.0	0.0	0.0
結城野田線	野田市市中里	B	2	2025/2/4 ~ 2025/2/5	5.6	0	1.2	69	69	2	野田市市中里 ~ 野田市市中里	0.3	80.4	19.6	0.0	0.0
結城野田線	野田市谷津	B	2	2025/2/4 ~ 2025/2/5	1	0	1.2	72	70	2	野田市市中里 ~ 野田市谷津	1.0	71.5	11.9	0.0	16.6

路線名	測定場所	環境(測定地点)※1	車線数	測定年月日	測定位置 (m)			等価騒音レベル (dB)		測定実施主体※2	評価区間の場所	評価区間の延長 (km)	昼間基準値以下 (%)	昼間基準値以下 (%)	夜間基準値以下 (%)	昼間基準値超過 (%)
					車道端からの距離	道路敷地境界からの距離	地上高さ	昼間	夜間							
越谷野田線	野田市上花輪	B	2	2025/2/4 ~ 2025/2/5	1.8	0	1.2	69	65	2	野田市中野台 ~ 野田市野田	1.3	100.0	0.0	0.0	0.0
境杉戸線	野田市関宿台町	B	2	2025/2/4 ~ 2025/2/5	1.5	0	1.2	60	56	2	野田市関宿台町 ~ 野田市関宿江戸町	0.5	100.0	0.0	0.0	0.0
茂原停車場線	茂原市千代田町2丁目2	C	2	2024/10/31 ~ 2024/11/1	2	0	1.2	62	55	2	茂原市千代田町1丁目5 ~ 茂原市茂原	0.4	100.0	0.0	0.0	0.0
茂原長生線	茂原市高師台1丁目11	B	2	2024/10/31 ~ 2024/11/1	4.2	0	1.2	66	61	2	茂原市高師 ~ 茂原市高師	0.7	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道51号	成田市花崎町760	C	4	2024/9/2 ~ 2024/9/3	4.6	0	1.2	70	66	2	成田市並木町41-37 ~ 成田市寺台69	3.5	98.8	1.2	0.0	0.0
一般国道408号	成田市土屋726	B	4	2024/9/2 ~ 2024/9/3	4.9	0	1.2	70	68	2	成田市寺台 ~ 成田市土屋	1.5	83.3	13.9	0.0	2.8
東関東自動車道	成田市桜田1169	B	4	2024/9/4 ~ 2024/9/5	19.5	0	1.2	57	54	2	成田市南敷 ~ 成田市東ノ台	1.2	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道51号	成田市所935-3	B	2	2024/9/4 ~ 2024/9/5	3.3	0	1.2	71	70	2	成田市所 ~ 成田市所	0.7	71.4	28.6	0.0	0.0
一般国道295号	成田市馬場69-1	B	4	2024/9/2 ~ 2024/9/3	3.9	0	1.2	74	71	2	成田市大山 ~ 成田市山之作	1.4	0.0	0.0	0.0	100.0
一般国道408号	成田市宝田431	B	2	2024/9/2 ~ 2024/9/3	4.1	0	1.2	68	66	2	成田市土屋 ~ 成田市竜台	9.8	96.7	2.8	0.0	0.6
成田安食線	成田市松崎2169	B	2	2024/9/2 ~ 2024/9/3	2	0	1.2	58	51	2	成田市土屋 ~ 成田市大竹	7.9	100.0	0.0	0.0	0.0
大衆栗原干潟線 (東総右科道路)	成田市東ノ台1092-26	B	2	2024/9/4 ~ 2024/9/5	2.2	0	1.2	69	66	2	成田市東ノ台 ~ 成田市東ノ台	0.5	100.0	0.0	0.0	0.0
江戸崎下総線	成田市猿山1089-1	B	2	2024/9/4 ~ 2024/9/5	2	0	1.2	65	57	2	成田市高岡 ~ 成田市大菅	3.5	100.0	0.0	0.0	0.0
郡停車場大須賀線	成田市奈土47-3	B	2	2024/9/4 ~ 2024/9/5	2.5	0	1.2	63	56	2	成田市奈土 ~ 成田市伊能	3.9	100.0	0.0	0.0	0.0
成田松尾線	成田市本三里塚153-1	B	2	2024/9/2 ~ 2024/9/3	4.2	0	1.2	66	63	2	成田市大清水 ~ 成田市南三里塚	5.2	97.2	1.9	0.0	0.9
成田松尾線	成田市小菅1343-24	B	2	2024/9/2 ~ 2024/9/3	4.6	0	1.2	66	62	2	成田市小菅 ~ 成田市大清水	0.7	100.0	0.0	0.0	0.0
市道郷部線	成田市中台5	A	4	2024/9/2 ~ 2024/9/3	5	0	1.2	67	62	2	成田市加良部1丁目17 ~ 成田市美郷台3丁目17	2.4	99.1	0.6	0.0	0.4
市道郷部線	成田市加良部4丁目2	A	4	2024/9/2 ~ 2024/9/3	4	0	1.2	64	59	2	成田市不動ヶ岡 ~ 成田市加良部1丁目17	1.2	99.1	0.0	0.0	0.9
一般国道51号	佐倉市馬渡	B	2	2024/12/18 ~ 2024/12/19	2.6	0	1.2	71	71	2	佐倉市坂戸 ~ 佐倉市長熊	8.0	48.2	50.6	0.0	1.2
一般国道296号	佐倉市江原	B	2	2024/12/18 ~ 2024/12/19	2.5	0	1.2	70	64	2	佐倉市田町 ~ 佐倉市江原	1.8	95.7	0.0	3.5	0.7
一般国道296号	佐倉市城内町	B	2	2024/12/18 ~ 2024/12/19	2.5	0	1.2	68	64	2	佐倉市城内町 ~ 佐倉市田町	0.5	100.0	0.0	0.0	0.0
市道 I-27号線	佐倉市鎌木町2丁目11	C	4	2024/12/18 ~ 2024/12/19	4.8	0	1.2	61	54	2	佐倉市表町2丁目1 ~ 佐倉市鎌木町1丁目7	0.3	100.0	0.0	0.0	0.0
東金片貝線	東金市宿995	X	2	2024/11/12 ~ 2024/11/13	3.7	0	1.2	62	57	2	東金市堀上 ~ 東金市薄島	4.9	100.0	0.0	0.0	0.0
東金豊海線	東金市川場221-1	X	2	2024/11/12 ~ 2024/11/13	3.4	0	1.2	67	62	2	東金市東金 ~ 東金市幸田	1.6	100.0	0.0	0.0	0.0
東金豊海線 (東金九十九里有料道路)	東金市押堀983-3	X	2	2024/11/12 ~ 2024/11/13	6.5	-5.6	1.2	52	47	2	東金市台方 ~ 東金市上谷	3.1	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道126号	旭市イ	B	2	2024/10/15 ~ 2024/10/16	5.5	0	1.2	65	61	2	旭市イ ~ 旭市ニ	3.1	100.0	0.0	0.0	0.0
銚子旭線	旭市後草	X	2	2024/10/15 ~ 2024/10/16	2	0	1.2	65	58	2	旭市見広 ~ 旭市口	4.4	100.0	0.0	0.0	0.0
都市計画道路3・3・2号線	習志野市秋津4丁目1	B	4	2024/11/19 ~ 2024/11/20	3.5	0	1.2	67	62	2	習志野市谷津2丁目10 ~ 習志野市秋津4丁目20	1.7	98.0	0.5	0.0	1.5
都市計画道路3・3・3号線	習志野市秋津3丁目5	B	4	2024/11/19 ~ 2024/11/20	3.5	0	1.2	66	61	2	習志野市秋津3丁目5 ~ 習志野市秋津3丁目6	0.4	98.0	0.0	0.0	2.0
常磐自動車道	柏市西原2丁目11	B	6	2024/11/11 ~ 2024/11/12	30	0	1.2	57	51	2	柏市西原3-12 ~ 柏市西原2-11	0.4	100.0	0.0	0.0	0.0
常磐自動車道	柏市伊勢原1丁目10-8	B	6	2024/11/11 ~ 2024/11/12	28	9	1.2	54	52	2	柏市伊勢原1-1 ~ 柏市大青田741-1	1.4	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道6号	柏市旭町3丁目3	C	4	2024/12/17 ~ 2024/12/18	6.7	0	1.2	67	68	2	柏市旭町2丁目8 ~ 柏市柏市あけぼの3-11-1	1.9	84.1	15.5	0.0	0.5
一般国道16号	柏市柏	B	4	2024/12/17 ~ 2024/12/18	2.2	0	1.2	72	72	2	柏市柏267-1 ~ 柏市大島田414-1	4.6	64.3	29.0	0.1	6.7
守谷流山線	柏市花野井738-12	C	2	2024/11/11 ~ 2024/11/12	4.5	0	1.2	64	60	2	柏市花野井738-112 ~ 柏市西柏台1-21	4.5	97.5	2.4	0.0	0.1
柏市道01033号線	柏市若柴276-1	B	4	2024/11/11 ~ 2024/11/12	6.6	0	1.2	62	54	2	柏市若柴226-15 ~ 柏市十余二363-18	0.8	100.0	0.0	0.0	0.0
柏市道01116号線	柏市大津ヶ丘4丁目28	B	4	2024/11/11 ~ 2024/11/12	5.2	0	1.2	60	55	2	柏市大津ヶ丘4-33-7 ~ 柏市大津ヶ丘4-1-1	0.8	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道297号	勝浦市墨名	C	2	2024/10/22 ~ 2024/10/23	2.5	0	1.2	63	55	2	勝浦市串浜 ~ 勝浦市墨名	0.7	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道297号	勝浦市白木	B	2	2024/10/22 ~ 2024/10/23	3.4	0	1.2	67	60	2	勝浦市墨名 ~ 勝浦市松野	7.9	98.9	0.0	0.6	0.5
一般国道297号	勝浦市新官	B	2	2024/10/22 ~ 2024/10/23	2	0	1.2	58	52	2	勝浦市新官 ~ 勝浦市串浜	0.9	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道16号	市原市八幡北町2丁目1-3	C	4	2025/2/14 ~ 2025/2/14	3.5	0	1.2	74	73	2	市原市八幡浦 ~ 市原市八幡海岸通	1.7	11.8	47.1	0.0	41.2
一般国道16号	市原市白金町4丁目6-2	C	4	2025/2/14 ~ 2025/2/14	4.3	0	1.2	72	71	2	市原市八幡海岸通 ~ 市原市五井南海岸	3.8	51.9	40.7	0.0	7.4
市原茂原線(1)	市原市姉崎2521-4	B	2	2025/2/5 ~ 2025/2/6	4.7	0	1.2	68	64	2	市原市姉崎海岸 ~ 市原市新生	7.1	96.1	1.7	0.0	2.1
市原茂原線(2)	市原市磯ヶ谷1257-3	B	2	2025/2/5 ~ 2025/2/6	0.6	0	1.2	72	65	2	市原市海士有木 ~ 市原市新巻	6.5	99.1	0.0	0.9	0.0
南総一宮線	市原市平蔵1800	C	2	2025/2/5 ~ 2025/2/6	2.2	0	1.2	61	52	2	市原市平蔵 ~ 市原市平蔵	1.2	-	-	-	-

路線名	測定場所	環境 (測定地点) ※1	車線数	測定年月日	測定位置 (m)			等価騒音 レベル (dB)		測定 実施 主体 ※2	評価区間の 場所	評価区 間の 延長 (km)	昼間 基準 値 以下 (%)	昼間 基準 値 以下 (%)	夜間 基準 値 以下 (%)	夜間 基準 値 超過 (%)
					車道 端 距離 から の	道路 敷 地 境 界 から の 距離	地上 高 さ	昼間	夜間							
加茂木更津線	市原市飯給1083	C	2	2025/2/5 ~ 2025/2/6	2.9	0	1.2	66	58	2	市原市飯給 ~ 市原市万田野	4.1	100.0	0.0	0.0	0.0
鶴舞来田停車場線	市原市高滝490	C	2	2025/2/5 ~ 2025/2/6	3	0	1.2	63	55	2	市原市田尾 ~ 市原市高滝	2.6	100.0	0.0	0.0	0.0
南総馬来田線	市原市皆吉1318-2	B	2	2025/2/5 ~ 2025/2/6	3.3	0	1.2	55	45	2	市原市皆吉 ~ 市原市金沢	2.3	100.0	0.0	0.0	0.0
牛久停車場線	市原市牛久897-7	C	2	2025/2/5 ~ 2025/2/6	0.8	0	1.2	56	44	2	市原市牛久 ~ 市原市牛久	0.1	100.0	0.0	0.0	0.0
市道6号線(平成通り)	市原市西五所5-12	B	4	2025/2/14 ~ 2025/2/14	5.4	0	1.2	66	58	2	市原市八幡 ~ 市原市五井中央東1丁目16	3.9	100.0	0.0	0.0	0.0
市道222号線(上総大路)	市原市更級1丁目6-9	B	4	2025/2/14 ~ 2025/2/14	9.8	0	1.2	58	50	2	市原市更級5丁目1 ~ 市原市更級3丁目1	0.9	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道468号(圏央道)	市原市田尾64	C	2	2025/2/5 ~ 2025/2/6	12	0	1.2	50	43	2	市原市田尾70 ~ 市原市田尾121	0.3	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道468号(圏央道)	市原市養老748-2	C	2	2025/2/5 ~ 2025/2/6	12	0	1.2	52	44	2	市原市田尾121 ~ 市原市山口735	6.1	100.0	0.0	0.0	0.0
鶴舞来田停車場線	市原市養老38	C	2	2025/2/5 ~ 2025/2/6	3	0	1.2	58	47	2	市原市高滝 ~ 市原市山口	3.9	100.0	0.0	0.0	0.0
守谷流山線(2)	流山市大字南201	B	2	2024/12/3 ~ 2024/12/4	4	0	1.2	68	65	2	流山市大字南 ~ 流山市大字南	0.2	100.0	0.0	0.0	0.0
守谷流山線	流山市西初石3丁目	C	2	2024/12/3 ~ 2024/12/4	2.5	0	1.2	65	64	2	流山市東初石 ~ 流山市大字南	1.8	99.2	0.6	0.0	0.2
守谷流山線(3)	流山市駒木620	B	2	2024/12/3 ~ 2024/12/4	1	0	1.2	64	61	2	流山市駒木 ~ 流山市駒木	0.1				
豊四季停車場高田原線	流山市駒木	A	2	2024/12/3 ~ 2024/12/4	2.7	0	1.2	65	60	2	流山市駒木 ~ 流山市駒木	1.9	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道296号	八千代市萱田町1089	B	2	2025/1/16 ~ 2025/1/17	6.6	0	1.2	62	60	2	八千代市萱田町 ~ 八千代市萱田町	0.1	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道296号	八千代市大和田新田68	B	2	2025/1/16 ~ 2025/1/17	2	0	1.2	69	67	2	八千代市大和田新田 ~ 八千代市大和田新田	2.2	97.4	2.4	0.0	0.2
千葉鎌ヶ谷松戸線	八千代市大和田新田1097-52	B	2	2025/1/16 ~ 2025/1/17	4.8	0	1.2	65	59	2	八千代市大和田新田 ~ 八千代市大和田新田	1.3	99.8	0.2	0.0	0.0
一般国道6号	我孫子市柴崎	B	4	2025/1/22 ~ 2025/1/23	3.1	0	1.2	74	73	2	我孫子市我孫子 ~ 我孫子市青山	1.4	64.8	24.9	0.0	10.3
船橋我孫子線	我孫子市寿2丁目27	B	4	2025/1/22 ~ 2025/1/23	4.4	0	1.2	65	61	2	我孫子市若松178-1 ~ 我孫子市寿2丁目13	0.9	100.0	0.0	0.0	0.0
鴨川保田線	鴨川市仲428	X	2	2024/12/19 ~ 2024/12/20	2.9	0	1.2	67	57	2	鴨川市横渚 ~ 鴨川市金束	14.5	100.0	0.0	0.0	0.0
富津館山線(2)	鴨川市平塚2449	X	2	2024/12/19 ~ 2024/12/20	3	0	1.2	58	48	2	鴨川市金束 ~ 鴨川市平塚	3.4	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道464号	鎌ヶ谷市初富本町1丁目16	B	2	2024/12/16 ~ 2024/12/17	2.3	0	1.2	68	68	2	鎌ヶ谷市北初富5 ~ 鎌ヶ谷市初富本町1丁目2	1.0	89.1	10.9	0.0	0.0
県道船橋我孫子線	鎌ヶ谷市東道野辺5丁目1	B	2	2024/12/16 ~ 2024/12/17	3.1	0	1.2	69	69	2	鎌ヶ谷市東道野辺5丁目7 ~ 鎌ヶ谷市富岡1丁目1	2.4	87.4	12.6	0.0	0.0
県道千葉鎌ヶ谷松戸線	鎌ヶ谷市丸山1丁目18	B	2	2024/12/16 ~ 2024/12/17	3.9	0	1.2	67	65	2	鎌ヶ谷市東初富6丁目9 ~ 鎌ヶ谷市丸山1丁目1	0.9	100.0	0.0	0.0	0.0
県道市川印西線	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷7丁目4	B	2	2024/12/16 ~ 2024/12/17	1.5	0	1.2	68	68	2	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷9丁目4 ~ 鎌ヶ谷市東初富6丁目9	0.8	93.1	6.9	0.0	0.0
一般国道16号	君津市人見	C	2	2025/2/5 ~ 2025/2/6	2.2	0	1.2	68	63	2	君津市人見 ~ 君津市人見	0.7	100.0	0.0	0.0	0.0
一般県道荻作君津線	君津市外箕輪	B	2	2025/2/5 ~ 2025/2/6	0.9	0	1.2	70	63	2	君津市尾車 ~ 君津市外箕輪4丁目31	4.3	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道127号	富津市金谷	X	2	2025/2/13 ~ 2025/2/14	2.1	0	1.2	67	61	2	富津市金谷 ~ 富津市湊	10.7	100.0	0.0	0.0	0.0
大貫青堀線(1)	富津市下飯野	A	2	2025/2/20 ~ 2025/2/21	2.8	0	1.2	67	60	2	富津市下飯野 ~ 富津市大堀	2.5	99.3	0.0	0.7	0.0
上畑湊線	富津市志駒	X	2	2025/2/13 ~ 2025/2/14	4.2	0	1.2	60	48	2	富津市山中 ~ 富津市六野	11.1	100.0	0.0	0.0	0.0
浜金谷停車場線	富津市金谷	X	2	2025/2/13 ~ 2025/2/14	3.5	0	1.2	62	54	2	富津市金谷 ~ 富津市金谷	1.0	100.0	0.0	0.0	0.0
二間塚大堀線	富津市大堀	B	4	2025/2/20 ~ 2025/2/21	4.3	0	1.2	61	52	2	富津市大堀 ~ 富津市大堀	1.2	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道357号	浦安市海楽2丁目18	B	4	2025/1/29 ~ 2025/1/30	3.8	0	1.2	55	57	2	浦安市美浜 ~ 浦安市美浜	0.4	70.5	29.5	0.0	0.0
一般県道西浦安停車場線	浦安市美浜1丁目9	C	4	2025/1/30 ~ 2025/1/31	7.4	0	1.2	62	56	2	浦安市美浜1丁目8 ~ 浦安市富岡3丁目1	1.6	100.0	0.0	0.0	0.0
市道幹線3号	浦安市堀江5丁目23	B	4	2025/1/29 ~ 2025/1/30	3.4	0	1.2	61	55	2	浦安市堀江5丁目23 ~ 浦安市堀江5丁目1	0.3	100.0	0.0	0.0	0.0
市道幹線4号	浦安市東野2丁目30	A	4	2025/1/29 ~ 2025/1/30	4.5	0	1.2	62	57	2	浦安市堀江6丁目1 ~ 浦安市富士見5丁目27	1.8	99.8	0.2	0.0	0.0
市道幹線11号	浦安市高洲1丁目10	B	4	2025/1/29 ~ 2025/1/30	6.1	0	1.2	59	52	2	浦安市高洲5丁目1 ~ 浦安市高洲5丁目1	0.2	100.0	0.0	0.0	0.0
市道10-2号線	浦安市明海4丁目2	A	4	2025/1/29 ~ 2025/1/30	4.6	0	1.2	57	49	2	浦安市明海4丁目2 ~ 浦安市明海6丁目2	0.8	100.0	0.0	0.0	0.0
東関東自動車道	四街道市栗山660地先	B	6	2025/1/29 ~ 2025/1/30	12.6	0	1.2	62	59	2	四街道市物井 ~ 四街道市長岡	0.6	100.0	0.0	0.0	0.0
浜野四街道長沼線	四街道市和田161地先	B	2	2025/1/29 ~ 2025/1/30	3.5	1	1.2	70	67	2	四街道市吉岡 ~ 四街道市鹿渡	4.8	88.3	9.7	0.0	2.1
一般国道16号	袖ヶ浦市福玉台2丁目	B	4	2024/12/17 ~ 2024/12/18	3.2	0	1.2	73	68	2	袖ヶ浦市福玉台3丁目30 ~ 袖ヶ浦市神納	2.6	91.1	0.0	0.0	8.9
上高根北袖線	袖ヶ浦市川原井1941	X	2	2024/12/17 ~ 2024/12/18	0.5	0	1.2	69	61	2	袖ヶ浦市川原井 ~ 袖ヶ浦市上泉	3.9	98.3	0.0	1.7	0.0
上高根北袖線	袖ヶ浦市代宿737	X	2	2024/12/17 ~ 2024/12/18	2.2	0	1.2	72	65	2	袖ヶ浦市代宿 ~ 袖ヶ浦市北袖	4.4	90.9	0.0	9.1	0.0
千葉八街横芝線(1)	八街市八街	B	2	2025/2/3 ~ 2025/2/4	2.8	0	1.2	68	64	2	八街市八街い ~ 八街市八街ほ	6.8	99.7	0.3	0.0	0.0
八街三塚線	八街市朝日	B	2	2025/2/3 ~ 2025/2/4	1	0	1.2	70	65	2	八街市八街に ~ 八街市八街に	2.3	100.0	0.0	0.0	0.0

路線名	測定場所	環境 (測定 地点) ※1	車 線 数	測定年月日	測定位置 (m)			等価騒音 レベル (dB)		測定 実施 主体 ※2	評価区間の 場所	評価 区 間 の 延 長 (km)	昼 間 基 準 値 以 下 (%)	夜 間 基 準 値 以 下 (%)	夜 間 基 準 値 以 下 (%)	昼 間 基 準 値 超 過 (%)
					車 道 端 距 か ら の	道 路 敷 地 境 界 か ら の 距 離	地 上 高 さ	昼 間	夜 間							
八日市場八街線	八街市八街	B	2	2025/2/3 ~ 2025/2/4	1	0	1.2	67	61	2	八街市八街に ~ 八街市八街に	0.7	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道356号(2)	印西市安食ト杭	B	2	2024/10/28 ~ 2024/10/29	0.7	0	1.2	69	63	2	印西市安食ト杭 ~ 印西市小林3375	3.8	100.0	0.0	0.0	0.0
千葉臼井印西線	印西市造谷	B	2	2024/10/28 ~ 2024/10/29	4.1	0	1.2	68	61	2	印西市岩戸1552-7 ~ 印西市つくりや台1	4.3	93.0	0.0	7.0	0.0
千葉臼井印西線(2)	印西市滝野	A	2	2024/10/28 ~ 2024/10/29	4.1	0	1.2	66	61	2	印西市滝野2-3-4 ~ 印西市滝野1-12-1	0.4	100.0	0.0	0.0	0.0
佐倉印西線(2)	印西市竜腹寺	B	2	2024/10/28 ~ 2024/10/29	2.9	0	1.2	67	63	2	印西市荒野 ~ 印西市竜腹寺352	3.1	100.0	0.0	0.0	0.0
印西印旛線	印西市笠神	B	2	2024/10/28 ~ 2024/10/29	2.4	0	1.2	64	57	2	印西市小林3375 ~ 印西市萩原2516-3	5.0	100.0	0.0	0.0	0.0
市川印西線	白井市根	B	2	2024/11/6 ~ 2024/11/7	3.9	0	1.2	71	68	2	白井市富士 ~ 白井市根	3.1	83.1	16.6	0.0	0.3
市川印西線	白井市神々廻	B	2	2024/11/6 ~ 2024/11/7	2.4	0	1.2	69	64	2	白井市復 ~ 白井市十余一	3.7	99.2	0.4	0.0	0.4
一般国道296号	富里市七栄	B	2	2025/1/16 ~ 2025/1/17	2.8	0	1.2	71	68	2	富里市七栄 ~ 富里市七栄	2.7	84.6	13.5	0.0	1.9
八街三里塚線	富里市十倉	B	2	2025/1/16 ~ 2025/1/17	1.8	0	1.2	69	64	2	富里市十倉184-50 ~ 富里市御料749-5	6.2	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道127号	南房総市久枝	B	2	2024/10/21 ~ 2024/10/22	1	0	1.2	69	66	2	南房総市高崎 ~ 南房総市二部	1.4	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道128号	南房総市和田町 松田	B	2	2024/10/21 ~ 2024/10/22	3	0	1.2	66	59	2	南房総市加茂 ~ 南房総市和田町 松田	4.0	100.0	0.0	0.0	0.0
和田丸山館山線	南房総市和田町 小川	B	2	2024/10/21 ~ 2024/10/22	2.1	1.5	1.2	58	47	2	南房総市和田町 白渚 ~ 南房総市和田町 中三原	2.2	100.0	0.0	0.0	0.0
和田丸山線	南房総市白子	B	2	2024/10/21 ~ 2024/10/22	3.9	0	1.2	62	55	2	南房総市和田町 海発 ~ 南房総市白子	4.2	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道126号	匝瑳市飯倉	B	2	2025/1/23 ~ 2025/1/24	2.7	0	1.2	70	65	2	匝瑳市八日市場ホ ~ 匝瑳市飯倉	0.4	100.0	0.0	0.0	0.0
八日市場野栄線	匝瑳市横須賀	B	2	2025/1/23 ~ 2025/1/24	5.1	0	1.2	66	60	2	匝瑳市八日市場イ ~ 匝瑳市高	2.4	100.0	0.0	0.0	0.0
多古笹本線	匝瑳市内山	B	2	2025/1/23 ~ 2025/1/24	1	0	1.2	64	57	2	匝瑳市飯高 ~ 匝瑳市大寺	4.7	100.0	0.0	0.0	0.0
八日市場山田線	匝瑳市飯塚	B	2	2025/1/23 ~ 2025/1/24	3	0	1.2	64	57	2	匝瑳市八日市場ハ ~ 匝瑳市大寺	5.6	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道51号	香取市与倉	B	2	2024/12/9 ~ 2024/12/10	2.8	0	1.2	71	69	2	香取市観音 ~ 香取市山之辺	3.7	82.0	16.2	0.0	1.8
一般国道356号	香取市佐原イ	B	2	2024/12/9 ~ 2024/12/10	6.8	0	1.2	61	59	2	香取市津宮 ~ 香取市佐原イ393	1.9	100.0	0.0	0.0	0.0
水戸鉢田佐原線	香取市佐原口	B	2	2024/12/9 ~ 2024/12/10	3.5	0	1.2	61	49	2	香取市佐原口 ~ 香取市佐原イ	1.0	100.0	0.0	0.0	0.0
旭小見川線(2)	香取市府馬	B	2	2024/12/11 ~ 2024/12/12	1.2	0	1.2	68	64	2	香取市府馬 ~ 香取市小見川	8.2	99.4	0.0	0.2	0.4
成田小見川鹿島港線	香取市八日市場	B	2	2024/12/11 ~ 2024/12/12	2.5	0	1.2	74	72	2	香取市小見川 ~ 香取市八日市場	1.4	-	-	-	-
大栗栗原干潟線(東総有料道路)	香取市助沢	B	2	2024/12/11 ~ 2024/12/12	3.3	0	1.2	70	66	2	香取市福田 ~ 香取市助沢	3.4	100.0	0.0	0.0	0.0
佐原多古線	香取市福田	B	2	2024/12/9 ~ 2024/12/10	2.3	0	1.2	69	64	2	香取市福田 ~ 香取市福田	1.1	100.0	0.0	0.0	0.0
山田栗原線	香取市西田部	B	2	2024/12/11 ~ 2024/12/12	1.5	0	1.2	59	50	2	香取市山倉 ~ 香取市西田部	3.2	100.0	0.0	0.0	0.0
香取津宮線	香取市香取	B	2	2024/12/9 ~ 2024/12/10	3.5	0	1.2	65	57	2	香取市津宮 ~ 香取市香取	2.7	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道126号	山武市早船	B	2	2025/1/15 ~ 2025/1/16	3.3	0	1.2	72	68	2	山武市松尾町大堤 ~ 山武市津辺	4.8	92.3	4.1	0.0	3.6
松尾蓮沼線	山武市松尾町本柏	B	2	2025/1/15 ~ 2025/1/16	3.1	0	1.2	69	63	2	山武市松尾町松尾 ~ 山武市蓮沼口	7.1	100.0	0.0	0.0	0.0
茂原夷隅線	いすみ市須賀谷3457地先	X	2	2024/12/10 ~ 2024/12/11	2.7	0	1.2	61	53	2	いすみ市岬町岩熊 ~ いすみ市須賀谷	3.6	100.0	0.0	0.0	0.0
県道一宮推木長者線	いすみ市岬町東中瀬749地先	X	2	2024/12/10 ~ 2024/12/11	3.2	0	1.2	66	56	2	いすみ市岬町椎木 ~ いすみ市岬町江場土	5.4	100.0	0.0	0.0	0.0
飯岡一宮線	大網白里市南今泉	B	2	2025/2/3 ~ 2025/2/4	3.2	0	1.2	69	61	2	大網白里市北今泉 ~ 大網白里市四天木	3.3	99.7	0.0	0.3	0.0
山田台大網白里線	大網白里市金谷郷	B	2	2025/2/3 ~ 2025/2/4	3	0	1.2	64	56	2	大網白里市季美の森南1丁目30 ~ 大網白里市季美の森南3丁目1	2.3	100.0	0.0	0.0	0.0

※1 環境基準のあてはめがない地域Xについては、Bがあてはめられているとみなす。

※2 測定実施主体コード 1: 県 2: 測定地点の住所が所在する市

### 9.9.4 自動車騒音要請限度調査結果（2024年度）

道路名	測定場所	区域の区分※1	測定年月日	車線数	近接空間※2	測定位置（m）			等価騒音レベル（dB）		要請限度判定
						車道端からの距離	道路敷地境界からの距離	地上高さ	昼間	夜間	
市川浦安線	市川市相之川2丁目6-15	b	2025/1/21～2025/1/24	4	1	2.5	0	1.2	68	65	○
市道0114号	市川市原木3丁目16-3	b	2025/1/21～2025/1/24	4	1	3.5	0	1.2	69	68	○
一般国道14号	船橋市宮本2-15-5	c	2024/7/8～2024/7/11	2	1	3	0	1.5	66	67	○
一般国道16号	船橋市小室町902	a	2024/12/16～2024/12/19	4	1	2.7	0	1.2	65	63	○
東関東自動車道 一般国道357号	船橋市日の出1-16	c	2024/7/2～2024/7/4	10 $\begin{matrix} 6 \\ 4 \end{matrix}$	1	3.5	0.5	1.2	68	68	○
一般国道296号	船橋市滝台1-1-20	b	2024/7/23～2024/7/25	2	1	1.8	0	1.2	67	67	○
一般国道296号	船橋市東船橋5-7-7	b	2024/10/28～2024/11/1	4	1	10	0	1.5	68	69	○
県道8号 (船橋我孫子線)	船橋市馬込町902-2	b	2025/1/21～2025/1/24	2	1	2	2	2	70	70	○
県道180号 (松戸原木線)	船橋市古作2-1	b	2024/10/22～2024/10/24	2	1	2.5	0	1.2	68	67	○
県道59号 (市川印西線)	船橋市藤原1-4	b	2024/9/30～2024/10/3	2	1	1.5	0	1.2	69	68	○
一般国道6号	松戸市松戸558-2	b	2024/12/10～2024/12/11	4	1	5.7	0	1.8	67	66	○
一般国道6号	松戸市上本郷2234-5	c	2024/12/17～2024/12/20	4	1	2.5	0	2	72	71	×
一般国道6号	松戸市二ツ木87	b	2024/12/3～2024/12/4	4	1	2.7	0	1.8	72	72	×
一般国道51号	成田市花崎町795	b	2024/9/2～2024/9/6 (9/3を除く)	4	1	4.6	0	1.2	69	67	○
一般国道408号	成田市土屋724-2	b	2024/9/2～2024/9/6 (9/3を除く)	4	1	4.9	0	1.2	70	67	○
主要地方道 成田松尾線	成田市本三里塚152	b	2024/9/2～2024/9/6 (9/3を除く)	2	1	4.2	0	1.2	66	63	○
市道 郷部線	成田市中台5-1	a	2024/9/2～2024/9/6 (9/3を除く)	4	1	5	0	1.2	67	61	○
主要地方道船橋我孫子線	習志野市谷津3-30	a	2024/10/22～2024/10/24	4	0	54	40	1.2	53	52	○
東関東自動車道路 国道357号	習志野市秋津4-20	a	2025/1/28～2025/1/30	10 $\begin{matrix} 6 \\ 4 \end{matrix}$	0	102	90	1.2	56	51	○
東関東自動車道路 国道357号	習志野市香澄5-16	a	2025/3/25～2024/3/27	料金所近傍 4	0	100	88	1.2	59	53	○
国道296号	習志野市谷津5-36	b	2025/3/11～2025/3/13	4	1	7.5	0	1.2	64	65	○
国道14号	習志野市谷津2-20	b	2024/12/3～2024/12/5	2	1	4.5	3.5	1.2	68	66	○
県道69号 (長沼船橋線)	習志野市大久保4-5	b	2025/3/4～2025/3/6	2	1	1	0	1.2	67	64	○
京葉道路	習志野市袖ヶ浦6-1	b	2025/1/21～2025/1/23	4	1	3	0	1.2	56	55	○
市道00-006号線	習志野市秋津3-5	b	2024/12/24～2024/12/26	4	1	4	0	1.2	64	60	○
市道00-002号線	習志野市秋津4-20	b	2024/10/22～2024/10/24	4	1	3.5	0	1.2	63	60	○
県道57号 (千葉鎌ヶ谷松戸線)	習志野市実籾4-4	c	2024/11/12～2024/11/14	2	1	0.4	0	1.2	66	64	○
市道00-011号線	習志野市本大久保2-4	a	2025/3/4～2025/3/6	2	1	3	0	1.2	66	61	○

道路名	測定場所	区域の区分※1	測定年月日	車線数	近接空間※2	測定位置 (m)			等価騒音レベル (dB)		要請限度判定
						車道端からの距離	道路敷地境界からの距離	地上高さ	昼間	夜間	
市道00-013号線	習志野市東習志野6-18	c	2024/12/10~2024/12/13	2	1	3	0	1.2	66	62	○
国道6号	柏市旭町3-2-1	b	2024/12/17~2024/12/18	4	1	7.7	5.7	1.2	67	68	○
国道16号	柏市柏1367	b	2024/12/17~2024/12/18	4	1	4.5	2	1.2	73	73	×
国道6号	流山市向小金1丁目239-2	b	2024/12/3~2024/12/6	4	1	2	0	1.2	75	74	×
県道280号 (白井流山線)	流山市流山986地先	b	2024/12/3~2024/12/6	2	1	3.6	0	1.2	64	64	○
市道102号線	流山市西初石4丁目1411-2	a	2024/12/3~2024/12/6	2	1	3.5	0	1.2	65	60	○
県道5号 (松戸野田線)	流山市流山2丁目312	c	2024/12/3~2024/12/6	2	1	3	0	1.2	69	70	○
県道5号 (松戸野田線)	流山市三輪野山3丁目1-8	b	2024/12/3~2024/12/6	4	1	3.6	0	1.2	70	65	○
県道5号 (松戸野田線)	流山市美原2丁目131	b	2024/12/3~2024/12/6	2	1	2.4	0	1.2	66	62	○
市道274号線	流山市青田6	-	2024/12/3~2024/12/6	2	1	3.5	0	1.2	62	55	-
市道251号線	流山市前ヶ崎484-12	-	2024/12/3~2024/12/6	1	1	1.4	0	1.2	65	58	-
国道16号	八千代市村上南3-108	b	2025/2/17~2025/2/20	4	1	2.9	0	1.3	73	73	×
国道296号	八千代市大和田新田438-6	b	2025/2/3~2025/2/6	2	1	1.4	0	1.3	69	69	○
国道6号	我孫子市我孫子1082-3	b	2024/4/16 2024/4/18 2024/4/20	4	1	3.6	0	1.5	74	71	×
市道00-022号線 (手賀沼ふれあいライン)	我孫子市若松26-4	b	2024/5/22 2024/5/23 2024/5/24	2	1	4	0	1.5	65	61	○
国道356号	我孫子市下ヶ戸608-1	b	2024/6/6 2024/6/7 2024/6/8	2	1	1.4	1	1.5	67	61	○
国道356号	我孫子市布佐2972-1	b	2024/11/9 2024/11/13 2024/11/14	2	1	0.8	0.2	1.5	67	61	○
市道00-042号線 (手賀沼公園久寺家線)	我孫子市緑1-6	b	2025/2/14 2025/2/15 2025/2/18	2	1	4	0	1.5	60	53	○
国道356号	我孫子市高野山555-1-1	b	2025/1/21 2025/1/23 2025/1/24	2	1	1.4	0	1.5	66	62	○
県道8号船橋我孫子線	我孫子市泉17-39	b	2024/12/9 2024/12/11 2024/12/14	4	1	4	0	1.5	69	65	○
県道92号 (君津鴨川線)	君津市内箕輪1-1地先	b	2024/5/22~24	2	1	4	0	1.5	65	61	○
県道160号 (加茂木更津線)	君津市末吉437地点	b	2024/5/22~24	2	1	3	0	1.5	69	62	○
主要地方道市川浦安線	浦安市当代島3-4	b	2025/2/3~2/6	4	1	1.9	0	1.2	69	64	○
一般県道浦安停車場線	浦安市北栄3-27	b	2025/2/3~2/4, 2025/2/5~2/7	4	1	5.9	0	1.2	68	65	○
一般国道357号 首都高湾岸線	浦安市富岡4-2	b	2025/2/3~2/6	10 <sup>4</sup> <sub>6</sub>	1	7.5	0	1.2	66	66	○
一般国道357号 首都高湾岸線	浦安市東野3-31	b	2025/2/3~2/5, 2025/2/6~2/7	12 <sup>4</sup> <sub>8</sub>	1	22.8	0	1.2	59	57	○
市道幹線5号	浦安市弁天2-2	b	2025/2/3~2/6	4	1	4.3	0	1.2	67	66	○
一般県道西浦安停車場線	浦安市弁天2-37	b	2025/2/3~2/6	4	1	7.1	0	1.2	67	63	○

道路名	測定場所	区域の区分※1	測定年月日	車線数	近接空間※2	測定位置 (m)			等価騒音レベル (dB)		要請限度判定
						車道端からの距離	道路敷地境界からの距離	地上高さ	昼間	夜間	
市道幹線6号	浦安市舞浜2-46	b	2025/2/3~2/5, 2025/2/6~2/7	6	1	5.1	0	1.2	66	61	○
市道幹線6号	浦安市舞浜3-17	b	2025/2/3~2/6	5	1	35.2	0	1.2	56	53	○
千葉八街横芝線	八街市八街い131-4付近	b	2025/2/3~2025/2/4	2	1	2.8	0	1.2	68	64	○
八街三里塚線	八街市朝日561-3付近	b	2025/2/3~2025/2/4	2	1	1	0	1.2	70	65	○
八日市場八街線	八街市八街に291-3付近	b	2025/2/3~2025/2/4	2	1	1	0	1.2	67	61	○

※1 区域の区分については、市内の区域は市長が、町村内の区域は県知事が指定している。

a : a 区域 (専ら住居の用に供される区域)

b : b 区域 (主として住居のように供される区域)

c : c 区域 (相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域)

※2 1 : 測定地点が幹線交通を担う道路に近接する空間に位置する

0 : 測定地点が幹線交通を担う道路に近接する空間に位置しない

## 9.10 道路振動実態調査結果（2024年度）

道路名	測定場所	区域の区分 ※1	測定年月日	車線数	道路構造 ※2	測定位置（m）		振動レベル 80%レンジの上端 値（dB）		要請 限度 判定
						車道端 からの 距離	道路敷地 境界 からの 距離	昼間	夜間	
一般国道14号	千葉市花見川区幕張町5丁目	2	2024/12/9～2024/12/10	5	1	8.4	0	44	41	○
一般国道16号	千葉市稲毛区園生町	2	2024/10/31～2024/11/1	4	1	4.1	0	50	49	○
一般国道16号・京葉道路	千葉市若葉区加曽利町	1	2024/10/31～2024/11/1	8 $\left[ \begin{array}{l} 4 \\ 4 \end{array} \right.$	5	14.1	0	43	41	○
一般国道51号	千葉市若葉区若松町	1	2024/10/31～2024/11/1	4	1	6.6	0	50	48	○
一般国道126号	千葉市中央区都町2丁目	2	2024/11/7～2024/11/8	2	1	5.5	0	40	33	○
一般国道357号	千葉市中央区蘇我1丁目	1	2024/11/7～2024/11/8	4	1	4	0	45	42	○
一般国道357号・東関東自動車道	千葉市美浜区浜田1丁目	1	2024/11/11～2024/11/12	10 $\left[ \begin{array}{l} 4 \\ 6 \end{array} \right.$	4	50.6	0	45	42	○
主要地方道千葉大網線	千葉市中央区仁戸名町	1	2024/11/7～2024/11/8	2	1	2.3	0	47	44	○
主要地方道長沼船橋線	千葉市花見川区犢橋町	1	2024/12/9～2024/12/10	2	1	2.9	0	51	53	○
主要地方道穴川天戸線	千葉市花見川区畑町	1	2024/12/9～2024/12/10	2	1	3.5	0	48	42	○
主要地方道千葉茂原線	千葉市緑区古市場町	1	2024/11/7～2024/11/8	4	1	3.1	0	45	40	○
市道中央今井町線	千葉市中央区末広3丁目	1	2024/11/7～2024/11/8	4	1	3.8	0	39	33	○
市道新港穴川線	千葉市美浜区新港	2	2024/12/9～2024/12/10	4	1	3.9	0	49	46	○
市道千葉臨海線	千葉市美浜区磯辺2丁目	1	2024/11/11～2024/11/12	4	1	32.5	0	40	36	○
京葉道路	千葉市花見川区幕張町3丁目	1	2024/5/9～2024/5/10	4	2	2	0	44	43	○
おゆみ野東南部3号線	千葉市緑区おゆみ野5丁目	1	2024/10/2～2024/10/4	2	1	2	0	39	31	○
市川浦安線	市川市相之川2丁目6-15	1	2025/1/21～2025/1/24	4	1	2.5	0	41	37	○
市道0114号	市川市原木3丁目16-3	1	2025/1/21～2025/1/24	4	1	3.5	0	49	43	○
一般国道14号	船橋市宮本2-15-5	2	2024/7/8～2024/7/11	2	1	3	0	25	24	○
一般国道16号	船橋市小室町902	1	2024/12/16～2024/12/19	4	1	2.7	0	62	61	×
東関東自動車道 一般国道357号	船橋市日の出1-16	2	2024/7/2～2024/7/4	10 $\left[ \begin{array}{l} 6 \\ 4 \end{array} \right.$	2 1	3.5	0.5	50	48	○
一般国道296号	船橋市滝台1-1-20	1	2024/7/23～2024/7/25	2	1	1.8	0	46	46	○
一般国道296号	船橋市東船橋5-7-7	1	2024/10/28～2024/11/1	4	1	10	0	53	54	○
県道8号 (船橋我孫子線)	船橋市馬込町902-2	1	2025/1/21～2025/1/24	2	1	2	2	55	55	○
県道180号 (松戸原木線)	船橋市古作2-1	1	2024/10/22～2024/10/24	2	1	2.5	0	54	52	○
県道59号 (市川印西線)	船橋市藤原1-4	1	2024/9/30～2024/10/3	2	1	1.5	0	60	57	○
一般国道6号	松戸市上本郷2234-5	2	2024/12/17～2024/12/18	4	1	2	0	47	46	○

道路名	測定場所	区域の区分 ※1	測定年月日	車線数	道路構造 ※2	測定位置 (m)		振動レベル 80%レンジの上端 値 (dB)		要請 限度 判定
						車道端 からの 距離	道路 敷地 境界 からの 距離	昼間	夜間	
市道4地区489号	松戸市串崎南町264	1	2024/11/11～2024/11/12	2	1	1.5	0	29	24	○
一般国道51号	成田市花崎町795	1	2024/9/2～2024/9/6 (9/3を除く)	4	1	4.6	0	41	38	○
一般国道408号	成田市土屋724-2	1	2024/9/2～2024/9/6 (9/3を除く)	4	1	4.9	0	43	40	○
主要地方道 成田松尾線	成田市本三里塚152	1	2024/9/2～2024/9/6 (9/3を除く)	2	1	4.2	0	46	39	○
市道 郷部線	成田市中台5-1	1	2024/9/2～2024/9/6 (9/3を除く)	4	1	5	0	41	33	○
一般国道51号	佐倉市馬渡1427地先	1	2024/12/18～2024/12/19	2	1	3	0	45	40	○
一般国道296号	佐倉市江原354地先	1	2024/12/18～2024/12/19	2	1	1.2	0	43	34	○
一般国道296号	佐倉市城内町276-2地先	1	2024/12/18～2024/12/19	2	1	1.5	0	45	38	○
市道 I-27号線	佐倉市鑄木町2-11-14地先	2	2024/12/18～2024/12/19	4	1	2.5	0	41	33	○
国道296号	習志野市谷津5-36	1	2025/3/11	4	1	7.5	0	50	50	○
国道14号	習志野市谷津2-20	1	2024/12/3	2	1	1	0	37	34	○
県道69号 (長沼船橋線)	習志野市大久保4-5	1	2025/2/18	2	1	1	0	46	41	○
京葉道路	習志野市袖ヶ浦6-1	1	2025/1/21	4	2	3	0	41	43	○
市道00-013号線	習志野市東習志野6-18	2	2024/12/10	2	1	3	0	39	36	○
市道00-002号線	習志野市秋津4-20	1	2024/10/22	4	1	3.5	0	44	40	○
国道6号	柏市旭町3-2-1	2	2024/12/17～2024/12/18	4	1	2	0	53	53	○
国道16号	柏市柏1367	2	2024/12/17～2024/12/18	4	1	2.5	0	54	54	○
国道6号	流山市向小金1丁目239-2	1	2024/12/3～2024/12/4	4	1	2	0	56	54	○
県道280号 (白井流山線)	流山市流山986地先	1	2024/12/3～2024/12/4	2	1	3.6	0	46	45	○
市道102号線	流山市西初石4丁目1411-2	1	2024/12/3～2024/12/4	2	1	3.5	0	47	39	○
県道5号 (松戸野田線)	流山市流山2丁目312	2	2024/12/3～2024/12/4	2	1	3	0	41	42	○
県道5号 (松戸野田線)	流山市三輪野山3丁目1-8	1	2024/12/3～2024/12/4	4	1	3.6	0	45	38	○
県道5号 (松戸野田線)	流山市美原2丁目131	1	2024/12/3～2024/12/4	2	1	2.4	0	52	45	○
市道274号線	流山市青田6	0	2024/12/3～2024/12/4	2	1	3.5	0	44	35	-
市道251号線	流山市前ヶ崎484-12	0	2024/12/3～2024/12/4	1	1	1.4	0	38	28	-
国道16号	八千代市村上南3-108	1	2025/2/17～2025/2/18	4	1	2.9	0	52	50	○
国道296号	八千代市大和田新田438-6	1	2025/2/3～2025/2/4	2	1	1.4	0	44	42	○

道路名	測定場所	区域の区分 ※1	測定年月日	車線数	道路構造 ※2	測定位置 (m)		振動レベル 80%レンジの上端 値 (dB)		要請 限度 判定
						車道端 からの 距離	道路 敷地 境界 からの 距離	昼間	夜間	
国道6号	我孫子市我孫子1082-3	2	2024/4/22	4	1	3.6	0	53	49	○
市道00-022号線 (手賀沼ふれあいライン)	我孫子市若松26-4	2	2024/5/23	2	1	4	0	46	38	○
国道356号	我孫子市下ヶ戸608-1	2	2024/6/10	2	1	1.4	1	45	37	○
国道356号	我孫子市布佐2972-1	2	2024/11/15	2	1	0.8	0.2	41	33	○
市道00-042号線 (手賀沼公園久寺家線)	我孫子市緑1-6	2	2025/2/18	2	1	4	0	38	29	○
国道356号	我孫子市高野山555-1-1	2	2025/1/25	2	1	1.4	0	49	39	○
県道8号船橋我孫子線	我孫子市泉17-39	4	2024/12/10	2	1	4	0	42	36	○
県道92号 (君津鴨川線)	君津市内箕輪1-1地先	1	2024/5/24	2	1	4	0	40	35	○
県道160号 (加茂木更津線)	君津市末吉437地先	1	2024/5/27	2	1	3	0	47	34	○
主要地方道市川浦安線	浦安市当代島3-4	1	2025/2/3~2/6	4	1	1.9	0	31	26	○
一般県道浦安停車場線	浦安市北栄3-27	1	2025/2/3~2/4, 2025/2/5~2/7	4	1	5.9	0	43	37	○
一般国道357号 首都高湾岸線	浦安市富岡4-2	1	2025/2/3~2/6	10	4 6 2	7.5	0	49	46	○
一般国道357号 首都高湾岸線	浦安市東野3-31	1	2025/2/3~2/5, 2025/2/6~2/7	12	4 8 2	22.8	0	45	43	○
市道幹線5号	浦安市弁天2-2	1	2025/2/3~2/6	4	1	4.3	0	46	43	○
一般県道西浦安停車場線	浦安市弁天2-37	1	2025/2/3~2/6	4	1	7.1	0	45	39	○
市道幹線6号	浦安市舞浜2-46	1	2025/2/3~2/5, 2025/2/6~2/7	6	1	5.1	0	46	43	○
市道幹線6号	浦安市舞浜3-17	1	2025/2/3~2/6	5	1	35.2	0	46	42	○

※1 区域の区分については、市内の区域は市長が、町村内の区域は県知事が指定している。

1：第1種区域（良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域）

2：第2種区域（住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域）

0：区域外

※2 1：平面 2：高架 3：盛土 4：掘削 5：その他

## 10 化学物質関係

- 10.1 P R T R法の届出に基づく化学物質の排出量・移動量の集計結果
  - 10.1.1 業種別事業所数・排出量・移動量
  - 10.1.2 市町村別届出事業所数・排出量・移動量
  - 10.1.3 物質別届出排出量・移動量
    - 10.1.3.1 届出排出量上位 10 物質
    - 10.1.3.2 届出移動量上位 10 物質
  - 10.2 有害大気汚染物質等測定結果
    - 10.2.1 ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン調査結果
    - 10.2.2 環境基準が設定されている有害大気汚染物質調査結果
    - 10.2.3 指針値が設定されている有害大気汚染物質調査結果
    - 10.2.4 環境基準等が設定されていないその他の有害大気汚染物質調査結果
  - 10.3 ダイオキシン類に係る環境基準
  - 10.4 大気環境ダイオキシン類の測定結果
    - 10.4.1 測定結果
    - 10.4.2 測定地点
  - 10.5 公共用水域ダイオキシン類水質・底質調査結果
    - 10.5.1 河川におけるダイオキシン類水質・底質調査結果
    - 10.5.2 湖沼におけるダイオキシン類水質・底質調査結果
    - 10.5.3 海域におけるダイオキシン類水質・底質調査結果
  - 10.6 地下水ダイオキシン類調査結果
  - 10.7 土壌ダイオキシン類調査結果
  - 10.8 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準等
  - 10.9 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査結果
  - 10.10 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定報告結果

10.1 P R T R法の届出に基づく化学物質の排出量・移動量の集計結果（2024年度）

10.1.1 業種別事業所数・排出量・移動量（2024年度分）

（単位：t/年）

業種名	届出数	届出排出量					届出移動量			排出・移動量	
		大気	水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計	合計	割合
金属鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
原油・天然ガス鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
製造業	489	4205	198	0	0	4402	23	10109	10132	14534	96.0
食料品製造業	23	207	7	0	0	214	22	97	119	333	2.2
飲料・たばこ・飼料製造業	3	0	19	0	0	19	0	0	0	19	0.1
酒類製造業	2	0	0	0	0	0	0	14	14	14	0.1
たばこ製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
繊維工業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
衣服・その他の繊維製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
木材・木製品製造業	4	7	0	0	0	7	0	1	1	7	0.0
家具・装備品製造業	2	4	0	0	0	4	0	1	1	5	0.0
パルプ・紙・紙加工品製造業	7	11	0	0	0	11	0	8	8	19	0.1
出版・印刷・同関連産業	12	246	0	0	0	246	0	89	89	336	2.2
化学工業	120	1,663	81	0	0	1,744	0	6,620	6,621	8,365	55.2
塩製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
医薬品製造業	3	8	1	0	0	9	0	36	36	46	0.3
農薬製造業	1	0	0	0	0	0	0	3	3	3	0.0
石油製品・石炭製品製造業	28	207	12	0	0	219	0	560	560	779	5.1
プラスチック製品製造業	35	345	0	0	0	345	0	522	522	868	5.7
ゴム製品製造業	6	71	0	0	0	71	0	6	6	77	0.5
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0.0
窯業・土石製品製造業	33	45	1	0	0	46	0	437	437	482	3.2
鉄鋼業	30	289	65	0	0	354	0	644	644	997	6.6
非鉄金属製造業	28	23	0	0	0	23	1	66	66	89	0.6
金属製品製造業	84	527	4	0	0	531	0	465	465	996	6.6
一般機械器具製造業	20	178	0	0	0	178	0	201	201	379	2.5
電気機械器具製造業	16	50	8	0	0	58	0	223	223	281	1.9
電子応用装置製造業	1	0	0	0	0	0	0	2	2	3	0.0
電気計測器製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
輸送用機械器具製造業	13	101	0	0	0	101	0	15	15	117	0.8
鉄道車両・同部分品製造業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
船舶製造・修理業、船用機関製造業	1	10	0	0	0	10	0	1	1	11	0.1
精密機械器具製造業	3	9	0	0	0	9	0	7	7	16	0.1
医療用機械器具・医療用品製造業	3	9	0	0	0	9	0	2	2	10	0.1
武器製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
その他の製造業	8	194	0	0	0	194	0	88	88	282	1.9
電気業	5	6	0	0	0	6	0	26	26	32	0.2
ガス業	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
熱供給業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
下水道業	29	0	80	0	0	80	0	0	0	80	0.5
鉄道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
倉庫業	6	74	0	0	0	74	0	3	3	76	0.5
石油卸売業	12	7	0	0	0	7	0	1	1	8	0.1
鉄スクラップ卸売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
自動車卸売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
燃料小売業	553	107	0	0	0	107	0	0	0	107	0.7
洗濯業	16	34	25	0	0	60	15	22	36	96	0.6
写真業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
自動車整備業	6	5	0	0	0	5	0	0	0	5	0.0
機械修理業	1	0	0	0	0	0	0	5	5	5	0.0
商品検査業	4	0	0	0	0	0	0	9	9	10	0.1
計量証明業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）	62	0	1	0	0	1	0	8	8	9	0.1
産業廃棄物処分業	15	0	3	0	0	3	0	105	105	108	0.7
特別管理産業廃棄物処分業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
医療業	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0.0
高等教育機関	5	1	0	0	0	1	0	28	28	29	0.2
自然科学研究所	12	1	0	0	0	1	0	44	44	45	0.3
合計	1221	4441	307	0	0	4748	38	10,359	10,397	15,145	100.0

注：本集計表の排出量等の各欄を縦・横に合計した数値と合計値とは異なる場合がある。

10.1.2 市町村別届出事業所数・排出量・移動量（2024年度分）

（単位：t/年）

市町村名	届出数	届出排出量					届出移動量			排出・移動量	
		大気	水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計	合計	割合
千葉市	154	521	93	0	0	614	0	1,186	1,186	1,800	11.9
銚子市	11	1	2	0	0	2	0	72	72	74	0.5
市川市	52	159	16	0	0	175	0	265	265	440	2.9
船橋市	74	216	3	0	0	219	3	251	254	473	3.1
館山市	12	1	0	0	0	2	0	0	0	2	0.0
木更津市	32	10	1	0	0	11	0	75	75	86	0.6
松戸市	45	69	4	0	0	73	0	39	39	111	0.7
野田市	57	64	18	0	0	82	0	165	165	247	1.6
茂原市	28	31	5	0	0	36	0	851	851	887	5.9
成田市	37	29	3	0	0	31	0	83	83	115	0.8
佐倉市	34	86	0	0	0	86	0	66	66	152	1.0
東金市	21	34	8	0	0	42	0	78	78	120	0.8
旭市	24	104	0	0	0	105	0	38	38	143	0.9
習志野市	23	38	16	0	0	54	19	40	60	114	0.7
柏市	51	81	0	0	0	81	0	148	148	229	1.5
勝浦市	3	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0.0
市原市	131	1,641	59	0	0	1,701	0	3,380	3,380	5,080	33.5
流山市	16	79	0	0	0	79	0	7	7	86	0.6
八千代市	38	328	0	0	0	328	0	764	764	1,093	7.2
我孫子市	9	2	4	0	0	6	0	0	0	6	0.0
鴨川市	10	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0.0
鎌ヶ谷市	5	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0.0
君津市	29	96	4	0	0	100	0	100	100	200	1.3
富津市	19	106	6	0	0	112	0	18	18	130	0.9
浦安市	16	2	0	0	0	2	0	0	0	2	0.0
四街道市	13	2	0	0	0	2	0	0	0	2	0.0
袖ヶ浦市	48	162	3	0	0	165	16	924	939	1,104	7.3
八街市	14	3	0	0	0	3	0	2	2	5	0.0
印西市	12	3	0	0	0	3	0	10	10	13	0.1
白井市	25	216	0	0	0	216	0	93	93	309	2.0
富里市	12	23	8	0	0	31	0	22	22	53	0.4
南房総市	15	6	0	0	0	6	0	0	0	6	0.0
匝瑳市	15	45	0	0	0	45	0	67	67	113	0.7
香取市	21	44	1	0	0	45	0	20	20	65	0.4
山武市	20	25	0	0	0	25	0	11	11	36	0.2
いすみ市	14	1	11	0	0	12	0	39	39	51	0.3
大網白里市	8	2	0	0	0	2	0	0	0	2	0.0
印旛郡酒々井町	11	1	3	0	0	4	0	0	0	4	0.0
印旛郡栄町	6	0	0	0	0	1	0	4	4	5	0.0
香取郡神崎町	4	36	0	0	0	36	0	27	27	63	0.4
香取郡多古町	7	23	0	0	0	23	0	3	3	27	0.2
香取郡東庄町	5	81	0	0	0	81	0	1,421	1,421	1,502	9.9
山武郡九十九里町	3	28	0	0	0	28	0	18	18	46	0.3
山武郡芝山町	7	20	0	0	0	20	0	2	2	23	0.2
山武郡横芝光町	8	2	0	0	0	2	0	1	1	3	0.0
長生郡一宮町	2	0	7	0	0	7	0	27	27	34	0.2
長生郡睦沢町	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
長生郡長生村	5	0	20	0	0	20	0	36	36	56	0.4
長生郡白子町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
長生郡長柄町	3	0	11	0	0	11	0	0	0	11	0.1
長生郡長南町	4	15	0	0	0	15	0	4	4	19	0.1
夷隅郡大多喜町	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0
夷隅郡御宿町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
安房郡鋸南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
合計	1,221	4,441	307	0	0	4,748	38	10,359	10,397	15,145	100.0

注：本集計表の排出量等の各欄を縦・横に合計した数値と合計値とは異なる場合がある。

10.1.3 物質別届出排出量・移動量（2024年度分）

10.1.3.1 届出排出量上位10物質

順位	物質名	届出排出量（t）
1	トルエン	1,117
2	ヘキサン	785
3	ジクロロメタン（別名塩化メチレン）	505
4	キシレン	398
5	エチルベンゼン	276
6	酢酸ビニル	185
7	シクロヘキサン	174
8	1-ヘキサン	134
9	ヘプタン	122
10	ふっ化水素及びその水溶性塩	106
	その他の物質計	946
合計		4,748

10.1.3.2 届出移動量上位10物質

順位	物質名	届出移動量（t）
1	トルエン	1,992
2	ジクロロメタン（別名塩化メチレン）	796
3	N-メチル-2-ピロリドン	579
4	キシレン	553
5	エチルベンゼン	471
6	無水フタル酸	430
7	ヘキサン	418
8	テトラヒドロフラン	401
9	ふっ化水素及びその水溶性塩	373
10	マンガン及びその化合物	355
	その他の物質計	4,028
合計		10,397

## 10.2 有害大気汚染物質等測定結果

### 10.2.1 ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン調査結果 (2024年度)

物質名		ベンゼン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ジクロロメタン	
実施機関	測定地点 (施設名)	年平均値	環境基準 (3) との比較	年平均値	環境基準 (130) との比較	年平均値	環境基準 (200) との比較	年平均値	環境基準 (150) との比較
		$\mu\text{g}/\text{m}^3$		$\mu\text{g}/\text{m}^3$		$\mu\text{g}/\text{m}^3$		$\mu\text{g}/\text{m}^3$	
千葉県	銚子市市民センター	0.39	○	0.057	○	0.023	○	0.55	○
	成田加良部局	0.63	○	0.14	○	0.043	○	0.82	○
	君津久保局	0.63	○	0.14	○	0.040	○	0.67	○
	館山亀ヶ原局	0.39	○	0.058	○	0.023	○	0.53	○
	清澄防災無線中継局	0.35	○	0.051	○	0.021	○	0.53	○
	市原岩崎西局	2.8	○	0.22	○	0.053	○	1.1	○
	袖ヶ浦長浦局	0.85	○	0.20	○	0.054	○	0.85	○
	東庄町シルバー人材センター	0.55	○	0.071	○	0.025	○	3.9	○
	白井七次台局	0.78	○	0.26	○	0.18	○	2.7	○
千葉市	真砂公園局	1.1	○	0.26	○	0.038	○	1.3	○
	千葉市水道局	0.52	○	0.092	○	0.025	○	1.2	○
	福正寺局	1.7	○	0.21	○	0.037	○	1.4	○
	寒川小学校局	1.7	○	0.15	○	0.027	○	1.0	○
	真砂自排局	1.0	○	0.28	○	0.051	○	1.2	○
	宮野木自排局	1.0	○	0.33	○	0.039	○	1.4	○
船橋市	船橋高根台局	1.1	○	0.25	○	0.096	○	1.8	○
	船橋日の出(車)局	1.2	○	-	-	-	-	-	-
柏市	柏大室局	1.0	○	0.50	○	0.093	○	1.8	○
	柏永楽台局	1.1	○	0.73	○	0.12	○	1.8	○
	柏旭(車)局	1.0	○	0.45	○	0.10	○	1.8	○
	柏大津ヶ丘(車)局	1.4	○	0.46	○	0.095	○	2.6	○
	柏市第二最終処分場	1.3	○	0.39	○	0.091	○	2.5	○
市川市	市川大洲防災公園	0.74	○	0.68	○	0.13	○	1.5	○
	市川南高校	-	-	-	-	-	-	1.6	○
	行徳小学校	0.81	○	-	-	-	-	-	-
松戸市	松戸根本局	0.87	○	0.62	○	0.18	○	1.9	○
	松戸五香局	1.1	○	0.52	○	0.57	○	1.8	○
	松戸二ツ木局	0.97	○	0.43	○	1.2	○	1.6	○
	松戸上本郷(車)局	1.1	○	-	-	-	-	-	-
市原郡	市原郡本局	0.92	○	0.17	○	0.026	○	1.1	○
	市原姉崎局	1.3	○	0.15	○	0.028	○	1.1	○
	市原八幡局	1.0	○	0.14	○	0.016	○	1.5	○
浦安市	浦安猫実局	0.61	○	0.058	○	0.082	○	1.0	○
袖ヶ浦市	袖ヶ浦横田局	0.68	○	-	-	-	-	-	-
全地点平均値		1.0		0.28		0.12		1.5	
全地点最小値		0.35		0.051		0.016		0.53	
全地点最大値		2.8		0.73		1.2		3.9	

注：月毎の測定値が検出下限値未満のときは、当該測定における測定結果を検出下限値の1/2として年平均値を算出している。  
この方法により算出した年平均値が、全測定の最大の検出下限値未満の数値であった場合は、その値を太字斜字体とし下線をつけて表示している。

10.2.2 環境基準が設定されている有害大気汚染物質調査結果（2024年度（ ）内は2023年度）

物質名	単位	地点数	全地点平均値	年平均値の濃度範囲	環境基準 (年平均値)	基準超過 地点数
ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	33 (34)	1.0 (1.0)	0.35 ~ 2.8 ( 0.40 ~ 2.0 )	3以下	0 (0)
トリクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	29 (30)	0.28 (0.40)	0.051 ~ 0.73 ( 0.056 ~ 1.2 )	130以下	0 (0)
テトラクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	29 (30)	0.12 (0.084)	0.016 ~ 1.2 ( 0.016 ~ 0.25 )	200以下	0 (0)
ジクロロメタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	30 (31)	1.5 (1.7)	0.53 ~ 3.9 ( 0.57 ~ 5.6 )	150以下	0 (0)

10.2.3 指針値が設定されている有害大気汚染物質調査結果（2024年度（ ）内は2023年度）

物質名	単位	地点数	全地点平均値	年平均値の濃度範囲	指針値 (年平均値)	指針値 超過地点数
アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	22 (23)	0.094 (0.078)	0.016 ~ 1.0 ( 0.020 ~ 0.65 )	2以下	0 (0)
塩化ビニルモノマー	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	22 (23)	0.37 (0.070)	0.027 ~ 1.8 ( 0.017 ~ 0.52 )	10以下	0 (0)
水銀及びその化合物	$\text{ngHg}/\text{m}^3$	18 (18)	1.7 (1.9)	1.2 ~ 2.5 ( 1.2 ~ 2.3 )	40以下	0 (0)
ニッケル化合物	$\text{ngNi}/\text{m}^3$	16 (16)	2.6 (4.0)	0.80 ~ 6.4 ( 0.93 ~ 16 )	25以下	0 (0)
クロロホルム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	23 (24)	0.35 (0.71)	0.12 ~ 2.9 ( 0.11 ~ 5.7 )	18以下	0 (0)
1,2-ジクロロエタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	22 (23)	0.14 (0.16)	0.094 ~ 0.52 ( 0.085 ~ 0.52 )	1.6以下	0 (0)
1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	26 (27)	0.13 (0.17)	0.043 ~ 0.79 ( 0.032 ~ 0.63 )	2.5以下	0 (0)
ヒ素及びその化合物	$\text{ngAs}/\text{m}^3$	17 (17)	0.63 (0.79)	0.38 ~ 1.0 ( 0.36 ~ 1.1 )	6以下	0 (0)
マンガン及びその化合物	$\text{ngMn}/\text{m}^3$	16 (16)	21 (25)	5.4 ~ 61 ( 8.0 ~ 60 )	140以下	0 (0)
アセトアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	24 (25)	2.3 (2.3)	0.95 ~ 9.0 ( 0.80 ~ 4.6 )	120以下	0 (0)
塩化メチル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	22 (23)	1.3 (1.3)	1.1 ~ 1.6 ( 1.1 ~ 1.6 )	94以下	0 (0)

10.2.4 環境基準等が設定されていないその他の有害大気汚染物質調査結果  
(2024年度( )内は2023年度)

物質名	単位	地点数	全地点平均値	年平均値の濃度範囲	2023年度全国濃度範囲
酸化エチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	16 (17)	0.050 (0.047)	0.030 ~ 0.10 ( 0.015 ~ 0.078 )	0.015~1.9
ベンゾ[a]ピレン	$\text{ng}/\text{m}^3$	22 (23)	0.19 (0.17)	0.074 ~ 0.60 ( 0.054 ~ 0.35 )	0.0070~1.3
ホルムアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	25 (26)	2.7 (2.2)	0.95 ~ 9.6 ( 0.96 ~ 4.2 )	0.27~5.2
ベリリウム及びその化合物	$\text{ngBe}/\text{m}^3$	16 (16)	0.013 (0.012)	0.0037 ~ 0.029 ( 0.0031 ~ 0.023 )	0.00080~0.40
クロム及びその化合物	$\text{ngCr}/\text{m}^3$	16 (16)	12 (6.0)	1.1 ~ 110 ( 1.1 ~ 18 )	0.059~25
六価クロム化合物*	$\text{ngCr}/\text{m}^3$	10 (—)	0.24 (—)	0.13 ~ 0.43 ( — )	
クロム及び三価クロム化合物*	$\text{ngCr}/\text{m}^3$	10 (—)	3.9 (—)	0.89 ~ 11 ( — )	
トルエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	27 (28)	4.9 (5.9)	0.68 ~ 11 ( 0.76 ~ 15 )	0.46~31

※2024年度から実施

### 10.3 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

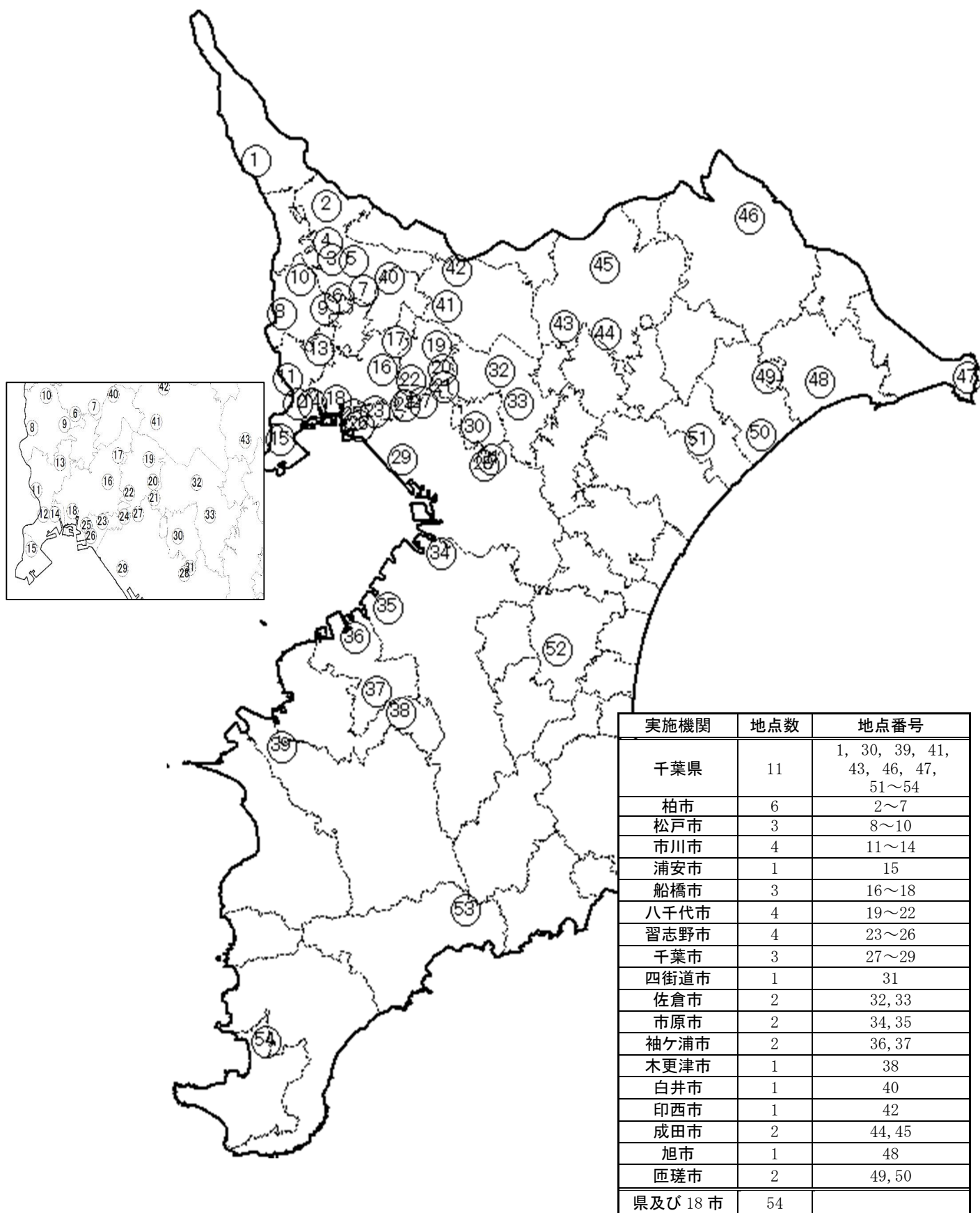
### 10.4 大気環境ダイオキシン類の測定結果（2024年度）

#### 10.4.1 測定結果

（単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>）

地点 番号	測定地点		測定結果	測定時期 ・回数	測定実施 機関	地点 番号	測定地点		測定結果	測定時期 ・回数	測定実施 機関
	地点名	施設名					地点名	施設名			
1	野田市野田	野田市野田局	0.020	夏冬2回	千葉県	32	佐倉市江原新田	佐倉江原新田局	0.033	夏冬2回	佐倉市
2	柏市大室	柏大室局	0.013	四季4回	柏市	33	佐倉市城	根郷公民館	0.039	夏冬2回	
3	柏市永楽台	柏永楽台局	0.016	四季4回		34	市原市八幡	市原八幡局	0.022	夏冬2回	市原市
4	柏市旭町	柏旭（車）局	0.015	四季4回		35	市原市姉崎	市原姉崎局	0.016	夏冬2回	
5	柏市大津ケ丘	大津ケ丘第一小学校	0.021	四季4回		36	袖ヶ浦市長浦駅前	袖ヶ浦長浦局	0.0098	夏冬2回	袖ヶ浦市
6	柏市しいの木台	高柳西小学校	0.017	四季4回		37	袖ヶ浦市横田	袖ヶ浦横田局	0.012	夏冬2回	
7	柏市藤ケ谷	藤ヶ谷ふれあいセンター	0.023	四季4回		38	木更津市真里谷	木更津真里谷局	0.0085	夏冬2回	木更津市
8	松戸市根本	松戸根本局	0.030	夏冬2回		松戸市	39	君津市久保	君津久保局	0.0088	夏冬2回
9	松戸市五香西	松戸五香局	0.022	夏冬2回		40	白井市中	白井市公民センター	0.029	夏冬2回	白井市
10	松戸市二ツ木	松戸二ツ木局	0.016	夏冬2回		41	印西市高花	印西高花局	0.029	夏冬2回	千葉県
11	市川市大洲	大洲防災公園	0.019	夏冬2回	市川市	42	印西市大森	印西市役所	0.026	夏冬2回	印西市
12	市川市富浜	行徳小学校	0.019	夏冬2回		43	成田市加良部	成田加良部局	0.023	夏冬2回	千葉県
13	市川市大野町	市川大野局	0.023	夏冬2回		44	成田市大清水	成田大清水局	0.015	夏冬2回	成田市
14	市川市高谷	市川南高校	0.036	夏冬2回		45	成田市幡谷	成田幡谷局	0.012	夏冬2回	
15	浦安市猫実	浦安猫実局	0.012	四季4回	浦安市	46	香取市大倉	香取大倉局	0.011	夏冬2回	千葉県
16	船橋市高根台	船橋高根台局	0.019	四季4回	船橋市	47	銚子市小畑新町	銚子市市民センター	0.0047	夏冬2回	千葉県
17	船橋市金堀町	船橋豊富局	0.037	四季4回		48	旭市二	旭市役所	0.011	夏冬2回	旭市
18	船橋市南本町	船橋南本町局	0.064	四季4回		49	匝瑳市椿	匝瑳椿局	0.014	夏冬2回	匝瑳市
19	八千代市米本	八千代米本局	0.060	夏冬2回		八千代市	50	匝瑳市今泉	野栄総合支所	0.023	夏冬2回
20	八千代市村上	村上東中学校	0.055	夏冬2回	51		横芝光町横芝	横芝光横芝局	0.037	夏冬2回	千葉県
21	八千代市勝田台	八千代勝田台局	0.15	夏冬2回	52		茂原市高師	茂原高師局	0.010	夏冬2回	千葉県
22	八千代市高津	八千代高津局	0.027	夏冬2回	53		鴨川市清澄	清澄防災無線中継局	0.0040	夏冬2回	千葉県
23	習志野市鷺沼台	習志野鷺沼局	0.016	夏冬2回	習志野市	54	館山市亀ヶ原	館山亀ヶ原局	0.0047	夏冬2回	千葉県
24	習志野市東習志野	習志野東習志野局	0.021	夏冬2回			平	均	0.026		
25	習志野市谷津	習志野谷津局	0.020	夏冬2回							
26	習志野市秋津	中央消防署秋津出張所	0.019	夏冬2回							
27	千葉市花見川区花見川	花見川小学校	0.027	夏冬2回	千葉市						
28	千葉市若葉区千城台北	千城台わかば小学校	0.062	夏冬2回							
29	千葉市美浜区真砂	真砂公園	0.021	夏冬2回							
30	四街道市鹿渡	四街道鹿渡局	0.059	夏冬2回	千葉県						
31	四街道市鷹の台	吉岡小学校	0.061	夏冬2回		四街道市					

## 10.4.2 測定地点



10.5 公共用水域ダイオキシン類水質・底質調査結果

10.5.1 河川におけるダイオキシン類水質・底質調査結果（2024年度）

（単位：水質（pg-TEQ/L）、底質（pg-TEQ/g））

区分	河川名	測定地点		水質			底質		
				測定回数	測定結果	実施機関	測定回数	測定結果	実施機関
江戸川	江戸川	江戸川水門	市川市	1	0.15	国土交通省	1	1.7	国土交通省
江戸川流入河川	坂川	弁天橋	松戸市	1	0.088	松戸市	1	5.2	松戸市
	新坂川	さかね橋	松戸市	1	0.091	松戸市	1	0.64	松戸市
	春木川	国分川合流前	市川市	1	0.046	市川市	1	0.30	市川市
利根川	利根川	水郷大橋（佐原）	香取市	1	0.24	国土交通省	1	3.0	国土交通省
手賀沼流入河川	金山落	名内橋	白井市	2	0.50	千葉県	—	—	—
	染井入落	染井新橋	柏市	2	0.72	柏市	1	3.0	柏市
	大津川	上沼橋	柏市	2	0.31	柏市	1	1.7	柏市
	大堀川	北柏橋	柏市	2	0.064	柏市	1	0.64	柏市
印旛沼流入河川	鹿島川	鹿島橋	佐倉市	1	0.25	佐倉市	1	0.47	佐倉市
	師戸川	師戸橋	印西市	2	0.40	千葉県	—	—	—
	桑納川	桑納橋	八千代市	1	0.10	千葉県	1	0.24	千葉県
利根川流入河川	根木名川	さくら橋	成田市	1	0.10	千葉県	—	—	—
		新川水門	成田市	2	0.22	成田市	1	6.2	成田市
	派川根木名川	根木名川橋	成田市	2	0.45	千葉県	—	—	—
	与田浦川	与田浦橋	香取市	2	0.51	千葉県	1	3.0	千葉県
	黒部川	迎田橋	香取市	2	0.75	千葉県	—	—	—
		中央大橋	香取市	2	0.43	千葉県	—	—	—
	清水川	山川橋	香取市	2	0.60	千葉県	—	—	—
		清水橋	香取市	2	0.82	千葉県	1	0.97	千葉県
	忍川	富川地先	銚子市	2	0.67	千葉県	—	—	—
高田川	白石取水場	銚子市	2	0.43	千葉県	—	—	—	
九十九里海域流入河川	新川	干潟大橋	旭市	1	0.32	旭市	—	—	—
	栗山川	新井橋	多古町	2	0.64	千葉県	—	—	—
		木戸大橋	横芝光町	2	0.32	千葉県	1	0.58	千葉県
	高谷川	与平橋	横芝光町	2	0.28	千葉県	—	—	—
	木戸川	木戸橋	山武市	2	0.42	千葉県	—	—	—
	作田川	龍宮大橋	九十九里町	2	0.43	千葉県	1	0.35	千葉県
	真亀川	真亀橋	九十九里町	2	0.43	千葉県	—	—	—
	南白亀川	観音堂橋	白子町	2	0.57	千葉県	1	2.1	千葉県
一宮川	昭和橋	茂原市	2	0.42	千葉県	—	—	—	
南房総海域流入河川	夷隅川	江東橋	いすみ市	1	0.16	千葉県	1	0.45	千葉県
	長尾川	上水道取水口	南房総市	1	0.083	千葉県	1	0.24	千葉県
東京湾内房流入河川	汐入川	東田橋	館山市	1	0.17	千葉県	—	—	—
		要橋	館山市	1	0.25	千葉県	1	0.25	千葉県
	平久里川	平成橋	館山市	2	0.43	千葉県	—	—	—
	佐久間川	勝山橋	鋸南町	2	0.26	千葉県	—	—	—
	湊川	丹後橋	富津市	1	0.17	千葉県	—	—	—
東京湾内湾流入河川	矢那川	富士見橋	木更津市	1	0.15	千葉県	1	0.41	千葉県
	小櫃川	小櫃橋	袖ヶ浦市	2	0.20	袖ヶ浦市	1	0.46	袖ヶ浦市
		椿橋	木更津市	2	0.12	木更津市	—	—	—
	養老川	持田崎橋	市原市	1	0.075	市原市	1	0.31	市原市
		浅井橋	市原市	1	0.12	市原市	1	0.15	市原市
		養老大橋	市原市	1	0.21	市原市	1	0.16	市原市
	村田川	新瀬又橋	市原市	1	0.20	千葉県	—	—	—
		江川橋	市原市	1	0.32	千葉県	—	—	—
		新村田橋	市原市	1	0.16	市原市	1	0.11	市原市
	都川	都橋	千葉市	1	0.070	千葉市	1	0.69	千葉市
	葭川	日本橋	千葉市	1	0.068	千葉市	1	2.1	千葉市
印旛放水路（下流）	新花見川橋	千葉市	1	0.11	千葉市	1	4.6	千葉市	
海老川	八千代橋	船橋市	1	0.062	船橋市	1	2.1	船橋市	
河川平均値				0.30			1.5		

注：年間に複数回測定している場合は、平均値を記載した。

### 10.5.2 湖沼におけるダイオキシン類水質・底質調査結果（2024年度）

（単位：水質（pg-TEQ/L）、底質（pg-TEQ/g））

区分	湖沼名	測定地点		水質			底質		
				測定回数	測定結果	実施機関	測定回数	測定結果	実施機関
印旛沼	印旛沼	上水道取水口下	佐倉市	2	0.70	千葉県	—	—	—
		北印旛沼中央	成田市	2	0.57	千葉県	—	—	—
手賀沼	手賀沼	手賀沼中央	我孫子市	1	0.75	千葉県	1	15	千葉県
		※下手賀沼中央	柏市	2	2.6	柏市	1	12	柏市
高滝ダム貯水池	高滝ダム貯水池	加茂橋下流部	市原市	1	0.17	市原市	1	11	市原市
亀山ダム貯水池	亀山ダム貯水池	堤体直上流部	君津市	1	0.072	千葉県	—	—	—
		小月橋	君津市	1	0.067	千葉県	—	—	—
湖沼平均値				0.70			13		

※環境基準超過地点

注：年間に複数回測定している場合は、平均値を記載した。

### 10.5.3 海域におけるダイオキシン類水質・底質調査結果（2024年度）

（単位：水質（pg-TEQ/L）、底質（pg-TEQ/g））

区分	海域名	測定地点		水質			底質		
				測定回数	測定結果	測定機関	測定回数	測定結果	測定機関
東京湾内湾	千葉港(甲)	東京湾 5	稲毛沿岸	1	0.071	千葉県	—	—	—
		千葉 1	千葉港前面	1	0.080	千葉市	1	22	千葉市
		千葉 2	千葉港内	1	0.077	千葉市	1	11	千葉市
	千葉港(乙)	東京湾 9	五井沖	1	0.067	千葉県	1	54	千葉県
		東京湾 1 1	姉崎沖	1	0.073	千葉県	—	—	—
		東京湾 B	南袖沿岸	1	0.071	千葉県	1	6.7	千葉県
	東京湾(3)	船橋 1	船橋港内	1	0.044	船橋市	1	8.4	船橋市
	東京湾(4)	東京和 2	江戸川河口	1	0.19	千葉県	1	2.1	千葉県
	東京湾(9)	東京湾 3	京葉港沿岸	1	0.077	千葉県	—	—	—
	東京湾(12)	東京湾 1 5	木更津沿岸	1	0.067	千葉県	—	—	—
東京湾(16)	東京湾 1 3	袖ヶ浦沖	—	—	—	1	22	千葉県	
内房	東京湾(17)	東京湾 2 0	上総湊沿岸	1	0.062	千葉県	—	—	—
		東京湾 2 7	西岬沿岸	1	0.062	千葉県	—	—	—
九十九里	九十九里	太平洋 4	一宮沿岸	1	0.066	千葉県	—	—	—
南房総	南房総	太平洋 5	大原沿岸	1	0.064	千葉県	—	—	—
海域平均値				0.077			18		

注：年間に複数回測定している場合は、平均値を記載した。

10.6 地下水ダイオキシン類調査結果（2024年度）

（単位：pg-TEQ/L（環境基準：1 pg-TEQ/L以下））

測定地点	測定結果	実施機関
東庄町神田	0.062	千葉県
館山市船形	0.062	
長南町小生田	0.062	
匝瑳市飯高	0.062	
松戸市松戸	0.062	
佐倉市八木	0.062	
八街市砂	0.062	
一宮町綱田	0.062	
君津市吉野	0.062	
流山市南流山3丁目	0.062	
千葉市若葉区千城台北1丁目	0.062	千葉市
千葉市緑区誉田町1丁目	0.062	
船橋市印内1丁目	0.030	船橋市
柏市大青田	0.011	柏市
柏市高田	0.011	
松戸市松戸	0.050	松戸市
松戸市千駄堀	0.046	
成田市下金山	0.012	成田市
成田市北羽鳥	0.012	
成田市柴田	0.017	
全地点平均値	0.047	

10.7 土壌ダイオキシン類調査結果（2024年度）

一般環境把握調査

（単位：pg-TEQ/g（環境基準 1,000 pg-TEQ/g 以下））

測定地点	測定結果	実施機関	
野田市みずき公園	3.7	千葉県	
君津市北子安公園	2.2		
白井市堀込第二児童公園	1.5		
南房総市立千倉小学校	0.011		
匝瑳市天神山公園	0.18		
栄町竜角寺台町有地	0.58		
九十九里町不動堂町有地	1.2		
睦沢町立睦沢こども園	0.28		
長柄町公民館	0.11		
御宿町立御宿小学校	1.9		
千葉市立千城台わかば小学校	0.14		千葉市
千葉市立誉田小学校	0.13		
船橋市立葛飾中学校	4.2		船橋市
柏市立増尾西小学校	0.080		柏市
柏市立第五中学校	0.11		
市川市南行徳公園	6.5	市川市	
成田市宮谷津街区公園	0.16	成田市	
成田市豊住公民館	0.20		
成田市つつじが丘団地第二公園	1.7		
旭市中央児童公園	1.2	旭市	
習志野市谷津奏の杜公園	0.93	習志野市	
旧八千代市立米本小学校	0.22	八千代市	
匝瑳市椿海公園	3.3	匝瑳市	
匝瑳市のさかふれあいスポーツランド	0.98		
平均値	1.3		

発生源周辺状況把握調査

（単位：pg-TEQ/g（環境基準 1,000 pg-TEQ/g 以下））

測定地点	測定結果	実施機関
野田市なみき四丁目公園	4.3	千葉県
野田市中地第二児童遊園	2.1	
君津市君津緩衝緑地	8.0	
白井市白井チビッコ広場	0.37	
南房総市富山ふれあいスポーツセンター	4.4	
旧匝瑳市立匝瑳小学校跡地	2.4	
睦沢町妙楽寺区民センター	0.74	
長柄町追分公民館	1.7	
御宿町 B&G 海洋センター（野球場）	0.63	
平均値	2.7	

全地点平均値	1.7
--------	-----

10.8 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準等（2024年度末現在）

(1) 排出ガスに係る排出基準等

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>)

施設の種類		施設数	新設排出基準	既設排出基準
製鉄用焼結炉		3	0.1	1
製鋼用電気炉		0	0.5	5
亜鉛回収施設		0	1	10
アルミニウム合金製造施設		5	1	5
廃棄物焼却炉	4t/時以上	46	0.1	1
	2～4t/時	58	1	5
	2t/時未満	123	5	10

(2) 排出水に係る排出基準等

(単位：pg-TEQ/L)

施設の種類		事業場数	新設排出基準	既設排出基準
1	硫酸塩パルプ等製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	10	10
2	カーバイド法アセチレン製造用のアセチレン洗浄施設	0		
3	硫酸カリウム製造用の廃ガス洗浄施設	0		
4	アルミナ繊維製造用の廃ガス洗浄施設	1		
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)用の焼成炉の廃ガス洗浄施設	0		
6	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設	0		
7	カプロラクタム製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)用施設のうち、廃ガス洗浄施設	0		
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造施設のうち、廃ガス洗浄施設等	0		
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造施設のうち、廃ガス洗浄施設等	0		
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造施設のうち、廃ガス洗浄施設等	0		
11	ジオキサジンバイオレット製造施設のうち、ジオキサジンバイオレット洗浄施設等	0		
12	アルミニウム合金製造用溶解炉等から発生する廃ガスの洗浄施設等	0		
13	亜鉛の回収施設のうち、廃ガス洗浄施設等	0		
14	使用済み担体付き触媒からの金属回収用のろ過施設等	0		
15	廃棄物焼却炉から発生する廃ガスの洗浄施設等	36		
16	廃PCBの分解施設等	0		
17	フロン類破壊用のプラズマ反応施設等	2		
18	下水道終末処理施設(1～17及び19の施設に係る廃液等を含む下水を処理するもの)	4		
19	1～17の施設を設置する事業場から排出される水の処理施設	2		

注：5、14、17の施設は、2005年9月1日から新たに追加された施設であり、既設排出基準の適用は2006年9月1日から

### 10.9 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査結果（2024年度）

#### （1）大気特定施設立入検査結果

立入検査施設数	うち測定施設数	排出基準違反
156	11	1

注：政令市実施分を除く。

#### （2）水質特定事業場立入検査結果

立入検査事業場数	うち排水検査実施事業場数	排出基準違反
10	10	1

注：政令市実施分を除く。

### 10.10 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定報告結果（2024年度）

#### （1）排出ガスに係る自主測定報告結果

報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数	報告値の範囲 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )
177 (169)	175 (167)	2 (2)	0～2.3

注1：政令市実施分を除く。

注2：（ ）内は廃棄物焼却炉の数

#### （2）排水に係る自主測定報告結果

報告対象事業場数	報告事業場数	未報告事業場数	報告値の範囲 (pg-TEQ/L)
19	19	0	0.000024～3.5

注：政令市実施分を除く。

#### （3）ばいじん等に係る自主測定報告結果

報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数	報告値の範囲 (ng-TEQ/g)
152	150	2	0～25

注：政令市実施分を除く。

## 11 その他

- 11.1 ちば環境再生基金による助成事業数の推移
  - 11.1.1 県民の環境活動支援事業への助成
  - 11.1.2 環境活動見本市普及啓発支援事業への助成
  - 11.1.3 未来の環境活動担い手への助成
  - 11.1.4 ちば廃食油燃料利用促進プロジェクトへの助成
  - 11.1.5 提案型環境再生事業への助成
  - 11.1.6 負の遺産対策事業への助成
- 11.2 千葉県環境功労者知事感謝状被表彰者
- 11.3 環境影響評価法・千葉県環境影響評価条例の対象事業の種類／規模
- 11.4 環境に関する調査研究
  - 11.4.1 環境研究センター
  - 11.4.2 産業技術支援研究所（環境に関する研究）
  - 11.4.3 農林総合研究センター（環境に関する研究）
  - 11.4.4 畜産総合研究センター（環境に関する研究）
  - 11.4.5 水産総合研究センター（環境に関する研究）
  - 11.4.6 中央博物館（環境に関する研究）
- 11.5 環境保全協定締結工場
- 11.6 かずさ環境協定締結事業所
- 11.7 環境関係各種機関設置状況
  - 11.7.1 審議機関等
  - 11.7.2 各県との協議・協力機関
  - 11.7.3 県、市町村の協議・協力機関
  - 11.7.4 県庁内の協議機関

## 11.1 ちば環境再生基金による助成事業数の推移

### 11.1.1 県民の環境活動支援事業への助成

市民活動団体などが県内で行う自然環境の保全・再生等の活動への助成

	2022年度	2023年度	2024年度	合計
助成事業数	82	87	98	267

### 11.1.2 環境活動見本市普及啓発支援事業への助成

市町村や市民活動団体の協働により実施する、環境保全・再生に係る広域的な普及啓発事業への助成

	2022年度	2023年度	2024年度	合計
助成事業数	1	1	1	3

### 11.1.3 未来の環境活動担い手への助成

地域や職場で環境学習活動や環境保全活動を率先して行うことのできる人材の育成を目的として行われる活動への助成

	2022年度	2023年度	2024年度	合計
助成事業数	3	4	4	11

### 11.1.4 廃食用油燃料利用促進プロジェクトへの助成

使用済み天ぷら油などの廃食用油を回収し、燃料としての利用を進める県民参加型の地球温暖化対策活動への助成

	2022年度	2023年度	2024年度	合計
助成事業数	3	3	3	9

### 11.1.5 提案型環境再生事業への助成

市町村や公的団体が環境上の課題の迅速な解決を目指した提案事業への助成

	2022年度	2023年度	2024年度	合計
助成事業数	1	1	1	3

### 11.1.6 負の遺産対策事業への助成

県や市町村が取り組む廃棄物撤去事業等に助成

	2022年度	2023年度	2024年度	合計
助成事業数	-	-	-	-

## 11.2 千葉県環境功労者知事感謝状被表彰者（2024年度）

環境美化又は環境保全活動に関し顕著な功績のあった者に対して、知事の感謝状を贈呈しています。

### （1）個人

被表彰者名	功績分野	功 績 概 要
1 田村 源三郎 <small>たむら げんざぶろう</small>	環境保全	千葉県自然公園指導員として、長年にわたり自然公園の巡視を行うなど、環境保全や適正利用の推進に尽力した。
2 前野 一夫 <small>まえの かずお</small>	環境保全	千葉市環境審議会委員として、各種案件の審議に携わり、環境行政の推進に貢献した。
3 高橋 三喜男 <small>たかはし みきお</small>	環境保全	千葉県自然公園指導員として、長年にわたり自然公園の巡視を行うなど、環境保全や適正利用の推進に尽力した。
4 本橋 敬之助 <small>もとはし けいのすけ</small>	環境保全	佐倉市、成田市、富里市及び四街道市環境審議会委員として、各種案件の審議に携わり、環境行政の推進に貢献した。
5 市川 悟 <small>いちかわ さとる</small>	環境保全	木更津市環境審議会委員として、各種案件の審議に携わり、環境行政の推進に貢献した。
6 前田 恵司 <small>まえだ けいじ</small>	環境保全	千葉県自然公園指導員として、長年にわたり自然公園の巡視を行うなど、環境保全や適正利用の推進に尽力した。
7 木内 操 <small>きうち みさお</small>	環境保全	千葉県自然公園指導員として、長年にわたり自然公園の巡視を行うなど、環境保全や適正利用の推進に尽力した。
8 鈴木 喜計 <small>すずき よしかず</small>	環境保全	君津市環境審議会委員として、各種案件の審議に携わり、環境行政の推進に貢献した。
9 村上 和仁 <small>むらかみ かずひと</small>	環境保全	千葉県環境影響評価委員会委員として、各種案件の審議に携わり、環境行政の推進に貢献した。

### （2）団体

被表彰者名	功績分野	功 績 概 要
1 BEACH <small>びーち</small>	環境美化	海岸の清掃活動を継続的に行い、環境美化に貢献した。

11.3 環境影響評価法・千葉県環境影響評価条例の対象事業の種類／規模（令和7年4月1日現在）

事業の種類	環境影響評価法の第1種事業	環境影響評価法の第2種事業	千葉県環境影響評価条例の基本事業
<b>1 道路の新設又は改築</b>			
高速自動車国道	すべて	—	—
首都高速道路等	4車線以上	—	—
自動車専用道路	—	—	4車線以上
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km以上10km未満	4車線以上・7.5km以上10km未満
県道・市町村道・農道	—	—	4車線以上・10km以上
林道 (自然公園等の区域内)	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km以上20km未満	幅員6.5m以上・10km以上20km未満
	—	—	2車線以上
<b>2 河川工事</b>			
ダム	貯水面積100ha以上	貯水面積75ha以上100ha未満	貯水面積75ha以上100ha未満
堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上100ha未満	湛水面積75ha以上100ha未満
湖沼水位調節施設	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上100ha未満	改変面積75ha以上100ha未満
放水路	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上100ha未満	改変面積75ha以上100ha未満
<b>3 鉄道又は軌道の建設又は改良</b>			
新幹線鉄道	すべて	—	—
普通鉄道	長さ10km以上	長さ7.5km以上10km未満	長さ5km以上10km未満
モノレール	—	—	長さ5km以上
軌道	長さ10km以上	長さ7.5km以上10km未満	長さ5km以上10km未満
<b>4 飛行場及びその施設の設置又は変更</b>			
	滑走路長 2,500m以上	滑走路長 1,875m以上2,500m未満	滑走路長 1,875m以上2,500m未満
<b>5 発電用電気工作物の設置又は変更</b>			
水力発電所	出力 3万kW以上	出力 2.25万kW以上3万kW未満	出力 2.25万kW以上3万kW未満
火力発電所	出力 15万kW以上	出力 11.25万kW以上15万kW未満	出力 11.25万kW以上15万kW未満
地熱発電所	出力 1万kW以上	出力 0.75万kW以上1万kW未満	—
原子力発電所	すべて	—	—
太陽電池発電所 (自然公園等の区域内) (上記の事業以外)	出力 4万kW以上	出力 3万kW以上4万kW未満	発電設備面積 10ha以上
風力発電所			出力 5万kW以上
<b>6 廃棄物最終処分場の設置又は変更</b>			
	埋立面積 30ha以上	埋立面積 25ha以上30ha未満	埋立面積 4ha以上30ha未満
<b>7 公有水面その他の水面の埋立て又は干拓</b>			
	面積 50ha超	面積 40ha以上50ha以下	面積 40ha以上50ha以下
<b>8 土地区画整理事業</b>			
住宅・工場・研究施設 上記以外	面積 100ha以上 (都市計画事業)	面積 75ha以上100ha未満 (都市計画事業)	面積 50ha以上 面積 75ha以上
<b>9 新住宅市街地開発事業</b>			
	面積 100ha以上	面積 75ha以上100ha未満	面積 75ha以上100ha未満
<b>10 工業団地造成事業</b>			
	面積 100ha以上	面積 75ha以上100ha未満	面積 50ha以上100ha未満
<b>11 新都市基盤整備事業</b>			
	面積 100ha以上	面積 75ha以上100ha未満	面積 75ha以上100ha未満
<b>12 流通業務団地造成事業</b>			
	面積 100ha以上	面積 75ha以上100ha未満	面積 75ha以上100ha未満
<b>13 宅地開発事業</b>			
住宅・工場・研究施設 上記以外	面積 100ha以上 (独) 都市再生機構他の事業)	面積 75ha以上100ha未満 (独) 都市再生機構他の事業)	面積 50ha以上
			面積 75ha以上
<b>14 レクリエーション施設用地造成事業</b>			
総合遊園地など	—	—	面積 75ha以上
ゴルフ場 (新設)	—	—	18ホール以上
ゴルフ場 (増設)	—	—	9ホール以上
<b>15 工場の新設又は増設</b>			
	—	—	排水量 1万m <sup>3</sup> /日以上
	—	—	又は燃料使用量 20t/時以上
<b>16 終末処理場の新設又は増設</b>			
	—	—	敷地面積 15ha以上
	—	—	又は計画処理人口 20万人以上
<b>17 し尿処理施設の新設又は増設</b>			
	—	—	処理能力 250kl/日以上
<b>18 廃棄物焼却等施設の新設又は増設</b>			
焼却施設	—	—	処理能力 100t/日以上
熔融施設	—	—	処理能力 100t/日以上
<b>19 砂利等採取事業</b>			
	—	—	採取場面積 30ha以上
<b>20 土砂等の埋立て等の事業</b>			
(自然公園等の区域内) (上記の事業以外)	—	—	埋立面積 10ha以上
	—	—	埋立面積 40ha以上

## 11.4 環境に関する調査研究

### 11.4.1 環境研究センター

#### (1) 大気騒音振動研究室

調査研究事業名	概要	研究期間
光化学オキシダントの高濃度発生メカニズムに関する調査・研究	<p>①オキシダント生成の寄与物質の監視</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生源近傍にある当センターで、2001年度以降、有害大気汚染物質の監視を目的としたVOCの自動連続測定を行っており、測定した64物質のデータを用いて、個々のオゾン生成能からオゾン生成の寄与率を推定した。</li> </ul> <p>②高濃度事例等解析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常時監視データ及び気象データを用いて、光化学スモッグ注意報が発令された典型的な事例等について解析を行った。</li> </ul> <p>③オキシダントの高濃度発生メカニズムの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別途監視を行っている化学物質大気環境調査の大気試料（キャニスターによる採取）について、分析条件を確定し、追加の成分分析を行った。</li> <li>・オキシダント生成反応に、より大きく寄与している物質を把握するためには、オキシダント高濃度前後の各物質の濃度変化が重要になる。そのため、市原市岩崎西、市原八幡、（千葉）真砂公園の3地点でキャニスター等を使用し、数時間ごとの採取を行い、VOC（アルデヒド含む）の変化を把握する調査等を行った。</li> <li>・成層圏オゾン降下によるオゾン濃度増加の影響評価について検討するためBe-7の測定を行った。</li> </ul>	2022年度～
有害大気汚染物質等に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先取組物質等について試料採取及び分析を実施し、大気保全課に報告を行った。</li> <li>・高濃度等発生時は、当センターで実施しているVOC連続測定データ及び気象データ等の解析を行い、排出源の推定も含め、大気保全課に情報提供を行った。</li> </ul>	2022年度～
降下物の調査	<p>①大気降下物調査（酸性雨調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8地点（習志野、一宮、銚子、旭、勝浦、清澄、市原、佐倉）において大気降下物の観測を行った。</li> </ul> <p>②降下ばいじん等の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・降下ばいじん調査6地点に係る金属分析を行い、大気保全課へ提供した。</li> <li>・大気降下物の苦情等に関する相談への対応として、持込まれた試料について、電子顕微鏡による形状観測及び成分分析を実施した。</li> </ul>	①1980年度～ ②1985年度～
微小粒子状物質成分分析調査	<p>3地点（市原岩崎西、勝浦植野、富津下飯野）において四季ごとに各季2週間、環境省が指定した試料捕集期間に試料採取を行った。</p>	2012年度～
環境放射能水準調査	<p>①放射線量率調査（通年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングポストによる測定（県内7か所、常時）</li> </ul> <p>②全ベータ放射能調査（通年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定時降水（毎営業日朝9時に降水を回収し、全ベータ線を測定）</li> </ul> <p>③ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線放出核種の測定（放射能を測定する調査）（年1回～12回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気浮遊じん、降下物</li> <li>・陸水（蛇口水、源水）</li> <li>・食品（精米、野菜（ダイコン、ホウレンソウ）、牛乳、水産生物（ゴマサバ））</li> <li>・土壌</li> <li>・海水、海底土</li> </ul>	1990年度～
環境放射能に関する調査（大気中の放射線量調査）	<p>①空間放射線量率調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年度の空間放射線量率調査の結果、やや線量の高かった南房総市（2023年度とは別の地点）及び香取市について1月に補足調査を行った。</li> <li>・当センター（市原市）においてシンチレーションサーベイメータによる測定を年4回行った。</li> </ul> <p>②柏の葉公園における調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柏の葉公園における降下物調査を実施した。</li> </ul>	2012年度～
微小粒子状物質・光化学オキシダント調査	<p>関東甲信静地方のPM2.5汚染状況、発生源寄与及び高濃度要因を検討するため、2023年度のPM2.5の成分分析データ（4季×14日間）及び常時監視自動測定機による質量濃度データの解析を行った。また、光化学オキシダント高濃度化要因を検討するため、2023年度の夏季VOC調査データ及び常時監視データの解析を行い、2024年度の夏季にVOCの試料採取と分析を行った。</p> <p>[1都9県7市との共同研究]</p>	2021年度～
光化学オキシダント等の変動要因解析を通じた地域大気汚染対策提言の試み	<p>①光化学オキシダント（Ox）高濃度グループ：地域によって異なるOx経年変化傾向や高濃度事象を詳細に解析するため、解析するテーマごとにさらに複数のチームに分かれ、方針や解析する事例（期間）、使用するデータ等について検討を行うことになった。その内、高濃度解析チームでは、過去の高濃度事例について、自治体ごとに分担して解析を行い、地域ごとのOx高濃度日の濃度傾向について取りまとめを行った。トレンド解析チームでは、Oxの経年変化の傾向を把握するため、過去10年間のOx濃度を自治体ごとにまとめて考察を行った。VOC観測チームでは、VOCの短時間採取を2023年7月、2024年5月及び7月に実施した。</p> <p>②行政支援検討グループ：大気常時監視測定局の再配置等について、各自治体の課題・問題点を整理し、行政部局への支援となるような情報を提供するために、効果的なデータの解析方法等（統計解析やシュミレーション）について検討を行った。その結果、RK法と呼ばれる解析手法を用いることとなり、関東地域のデータを用いて、解析を行った。</p> <p>③Ox統計解析グループ：気象要因を除いたOxの経年変化を評価するため、過去の気象条件やOx等の測定結果を、プログラミング言語を使用して地域ごとにとりまとめ、GLM解析に向けて条件検討を行った。</p> <p>[国立環境研究所ほかとの共同研究]</p>	2022年度～ 2024年度

## (2) 廃棄物・化学物質研究室

調査研究事業名	概要	研究期間
一般廃棄物最終処分場の適正管理に関する技術支援及び調査	循環型社会推進課及び地域振興事務所の依頼を受け、一般廃棄物最終処分場 27 施設を対象に延べ 39 施設の立入検査に同行した。そのうち 10 施設を対象に、管内検査カメラで地下水観測井やガス抜き管の内部の状況を確認するとともに、適宜、維持管理上必要な事項に関する技術的助言を行った。	2020 年度～
廃棄物最終処分場の廃止判断と適正な跡地利用に資する多面的評価手法の適用に関する検討	自治体と事業者の測定した発生ガス流量が異なる県外の最終処分場を対象に、適切な測定方法を検討することを目的に、ガス抜き管で発生ガス流量及び濃度の測定を行った。 また、ガス抜き管が設置されていない県外の最終処分場を対象に、適切なガス抜き管の設置場所を検討することを目的に、埋立地表面で発生ガス流量及び濃度の測定を行った。 〔国立環境研究所ほかとの共同研究〕	2023 年度～

## (3) 水質環境研究室

調査研究事業名	概要	研究期間
印旛沼・手賀沼の水質汚濁メカニズムに関する調査・研究	<沼内の植物プランクトン増殖機構に関する調査研究> ・年度当初から印旛沼での水質等の連続観測、及び植物プランクトン増殖状況調査を行った。また、水質保全課と共同で印旛沼・手賀沼において水生植物が底質環境に与える影響の調査を実施した。 <流域の汚濁負荷発生機構に関する調査研究> ・面源系由来の汚濁負荷の実態を把握するため、市街地負荷の一つである道路からの汚濁負荷量について、これまでの調査結果をまとめ、総雨量と負荷量の関係を得た。また、面源系からの発生負荷量の実態に即した水質浄化対策の一つとして、引き続き再生した湿地での濃度と流量の実測を行い、栄養塩抑制について検討した。	2011 年度～
環境放射能に関する調査 (水質・底質における環境放射能調査)	手賀沼底質中の深度別放射性セシウム調査を 12 月に実施した。	2013 年度～ 2024 年度
東京湾の赤潮青潮調査	東京湾内 9 地点で調査を 20 回実施した。そのうち赤潮は 10 回観測され、原因プランクトンとしては、珪藻 (4 月、8 月、9 月)、渦鞭毛藻 (5 月、3 月)、珪藻・渦鞭毛藻・ラフィド藻 (6 月)、珪藻・渦鞭毛藻 (7 月) であった。また、夏期の貧酸素水塊形成時に、栄養塩の溶出状況について調査を行った。水産業に影響を与えるおそれのあるプランクトンは 5 回 (8 月、9 月、11 月、12 月) 確認された。計数結果等については、関係機関に情報提供した。	1981 年度～
海域における気候変動と貧酸素水塊 (DO) / 有機物 (COD) / 栄養塩に係る物質循環との関係に関する研究	継続して東京湾奥部の底層 DO を測定した。特に深掘り跡地の貧酸素水塊中に底質から溶出する栄養塩の状況を観測した。また水温・塩分長期データをもとに表層・底層間の密度差による成層強度の変化を解析した。 参加機関の全体会合に参加し、瀬戸内海等の栄養塩偏在化に関する先事例の収集を行った。 〔国立環境研究所ほかとの共同研究〕	2023 年度～
気候変動への適応・緩和に貢献する流域スケールの NbS 研究	耕作放棄地を湿地化することによる水質浄化機能を評価するため、自動採水器を用いて、湿地へ流入する栄養塩 (窒素、リン) 負荷量と湿地から流出する栄養塩負荷量の把握を試みた。平水時と栄養塩流出増加の懸念がある降雨時について調査を行い、栄養塩流出に与える影響を定量的に把握した。また、降雨時について、栄養塩と総雨量及び降雨強度の定量的関係性を明らかにし、湿地の管理手法について一部知見が得られた。 〔気候変動適応センター (国立環境研究所) との共同研究〕	2023 年度～
既存インフラとグリーンインフラの統合的活用による気候変動適応の検討	降雨時に農地排水が集まる谷津の観測を継続するとともに、市街地の主要排水の一つである道路排水についてこれまでの結果を取りまとめ、降水量と単位面積あたりの COD、窒素、リンの発生負荷量の関係式を算出した。これらの結果から、既存インフラとグリーンインフラの複合活用についての知見が一部得られた。 〔気候変動適応センター (国立環境研究所) との共同研究〕	2021 年度～
災害時等における化学物質の網羅的簡易迅速測定法を活用した緊急調査プロトコルの開発	化学物質データベースの GC-MS 全自動定量法 (AIQS) に関する情報交換に参加し、活用方法や対象物質の判断方法など解析技術等を習得した。最終年度として、配布された共通試料を分析し、全機関参加の結果検討会に参加して分析技術の向上をはかった。さらに、水質事故等を想定した机上演習に参加し事故対応に関する知見を習得した。 〔国立環境研究所ほかとの共同研究〕	2022 年度～ 2024 年度

## (4) 地質環境研究室

調査研究事業名	概要	研究期間
地盤沈下に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2023年の水準測量成果の整理及びデータベース化を行い、地盤変動図について数値のチェック及び等値線の修正を行った。</li> <li>・2023年の地下水・天然ガスかん水水井データの整理及びデータベース化を行った。</li> <li>・直営観測井について、観測機器の維持管理、データ回収及び集計を行った。</li> <li>・直営地震計について、観測機器の維持管理及びデータの収集を行った。</li> <li>・2023年地下水位・地層収縮量データを集計し水質保全課へ提供した。</li> <li>・地下水涵養調査を行った。</li> <li>・SARデータの収集及び初期解析を行った。</li> <li>・GNSS観測局の設置及びデータの収集を行った。</li> <li>・水準測量成果、InSAR解析結果、GNSS解析結果について、地盤沈下対策における運用法の検討を行った。</li> <li>・九十九里地域の津波浸水の影響について、関係機関との協議を行うとともに、地盤高モデルの作成及び数値解析による津波浸水の検証を行った。</li> <li>・九十九里地域における地盤沈下の将来予測のための地盤沈下解析を行った。</li> </ul>	1970 年度～

調査研究事業名	概要	研究期間
地層の液状化－流動化に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2025年度までに、人工地層の液状化－流動化に関するデータのとりまとめと解析を完了する。このため、2024年度の前半は、これまで調査を行ってきた場所の一部において、沖積層中における地震動の増幅に関するシミュレーションを行った。</li> <li>・県内では、東日本大震災時以上の揺れの地震が発生した場合は、沖積層自体も液状化し被害が生ずる恐れがある。1923年関東地震時には、千葉県南部の沖積層上の沖積低地において広い範囲で液状化がみられた。そこで、沖積層の液状化－流動化の実態を明らかにするため、これら被害地点においてオールコアボーリング等の地質調査を行う必要がある。2024年度は、関東地震時に最も著しい液状化による被害が生じた館山地域の館山総合高校水産校舎敷地内においてオールコアボーリング等の調査を行った。</li> </ul>	1987年度～
地質汚染に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地質構造の把握を周辺市（柏市）に拡大した。深層の地下水コンターの作成にあたり、市町村および関係機関と連携を図り、県内の地質構造・地下水流動方向を求めた。</li> <li>・硝酸性窒素等に関する地下水・河川水調査を実施し、12月に実施された地下水保全対策協議会においてこれまでの調査結果について報告を行った。</li> <li>・既存の地質・地下水データを用いて、GISマップや3次元モデル化による地質構造や地質汚染などの地下環境の「見える化」を進めた。</li> </ul>	1987年度～
上ガスに関する調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>①定点でのガス噴出状況の持続性をモニターするとともに、大網白里市南清名幸谷～北横川～南横川～南飯塚、東金市中野～高倉～東中を調査した。また、9月に大網白里市清名幸谷～北横川～南横川及び東金市広瀬～家徳において青立ち調査を行った。さらに、1/25,000スケールの上ガスマップの更新を行った。</li> <li>②九十九里浜南部（作田川以南）の調査を継続するとともに、作田川以北に新たに1カ所の上ガス地点を確認した。またこれらの分布状況を地質図及び海底地形図などと合わせ検討を行った。ガスによる水質の変化を求めめるために、海浜の地下水を採取した。現時点での分布状況を、水産総合研究センター及び環境政策課に情報提供した。</li> </ul>	①2003年度～ ②2007年度～
千葉県の都市域の地質地盤図作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養老川下流域の2地点で採取されたオールコアボーリングと千葉県地質環境インフォメーションバンクの柱状図データ1,000点以上を用いて、千葉市南部～袖ヶ浦市北部の東京湾岸地域における沖積層（軟弱な地盤で地盤沈下を引き起こしやすい地層）の地質構造の解析を行った。また、沖積層の基底面の等深度線図を作成した。</li> </ul> <p>[産業技術総合研究所との共同研究]</p>	2021年度～ 2024年度

#### (5) 企画情報室

調査研究事業名	概要	研究期間
環境学習のためのプログラム開発及び環境情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当センターの業務を県民向けにわかりやすく紹介する「環境だより」を7月及び3月に発行し、2023年度の事業実施状況や調査研究をまとめた「年報」の業務概要と調査研究をそれぞれ10月と3月に発行した。</li> <li>・2022年度に制作した環境学習教材（「気候変動問題から命を守ろう！」）を活用して、佐倉市根郷中学校において6月に前授業を行った。</li> <li>・2023年度に制作した環境学習デジタルコンテンツ（「(千葉県気候変動適応センター×出張うんこドリル) 地球温暖化問題～2つの対策～」）を、7月の県教育庁生涯学習課主催の千葉県夢チャレンジ体験スクール、7月の八千代市立中央図書館主催のイベント、10月のエコメッセにおいて活用した。</li> <li>・県民を対象とした公開講座を計3回開催した。第1回は、8月に「千葉県環境白書からみる、ちばの環境のいま」と題し、カーボンニュートラルについて温暖化対策推進課が、大気汚染について大気騒音振動研究室が、地盤沈下について地質環境研究室がそれぞれ講義を行った。第2回は、11月に「なんだか気候がおかしいぞ？くぼてんきさんにきいてみよう！」と題し、気候変動をテーマとして佐倉市気候変動適応センターと共催し、外部講師（気象キャスター）による講演とともに、企画情報室（千葉県気候変動適応センター）と佐倉市がそれぞれ講演を行った。第3回は、3月に海洋環境をテーマとして、外部講師（くら寿司(株)社員）による講演とともに、水産総合研究センター東京湾漁業研究所と水質環境研究室がそれぞれ講演を行った。</li> <li>・その他、YouTube（環境情報チャンネル）で、環境に関する動画（ショート動画含む）を8本配信した。なお、2024年度の再生回数は80,767回、チャンネル登録者数は309人（累計1,708人…2025年3月末時点）であった。</li> </ul>	2018年度～
気候変動影響等に係る情報の収集、整理、提供等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立環境研究所等との情報共有・意見交換等により、気候変動影響及び適応に関する情報を収集・整理し、ホームページ・YouTube（環境情報チャンネル）等により県民等へ提供した。また、講師派遣等を通じ啓発活動を行った。</li> <li>・大気環境常時監視測定局における暑さ指数の推定値を算出し、その活用について検討した。</li> </ul>	2020年度～
気候変動影響等に係る普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立都市公園等のスポットにおいて、暑さ指数計等を設置し、その測定値を基に県民等（来訪者）に対し熱中症対策に関する注意喚起を行う「千葉県版熱中症警戒アラートモデル事業」（3年目）について、商業施設（イオンモール富津）の協力も得て、6月から9月まで実施し、社会実装への課題等を含めた3年間の実施結果の取りまとめを行った。</li> <li>・2022年度に制作した気候変動影響及び適応に関する学習教材を用いた前授業を6月に佐倉市立根郷中学校で、2023年度に制作した主に小学5・6年生を対象とした気候変動影響及び適応に関する学習デジタルコンテンツ「(千葉県気候変動適応センター×出張うんこドリル) 地球温暖化問題～2つの対策～」を活用した講義を7月に八千代市立中央図書館が主催する小学生を対象としたイベントで実施した。</li> <li>・7月に県教育庁生涯学習課が主催する千葉県夢チャレンジ体験スクールにおいて、デジタルコンテンツを活用した講義及び暑さ指数の測定実習を行った。</li> <li>・「環境だより」において、7月発行号では千葉県内の熱中症の発生状況に関する解説記事を掲載した。</li> <li>・気候変動適応に関係する題材として、夏前の熱中症リスクについて解説した動画を自主制作し、YouTube（環境情報チャンネル）で配信した。</li> </ul>	2020年度～

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温暖化対策推進課の事業に協力し、県内26か所のウエルシア店舗内の休憩所「ウエルカフェ」で、6月から10月にかけて、熱中症対策関係の動画3本の放映を行った。</li> <li>・佐倉市気候変動適応センターと共同で気候変動をテーマとした公開講座（11月）を開催し、外部講師（気象キャスター）に講演を依頼するとともに、県市がそれぞれ講義を行った。</li> </ul>	
--	---	--

#### 11.4.2 産業支援技術研究所（環境に関する研究）

研究課題	概要	研究期間	備考
環境調和材料の高機能化へ向けた基材の開発	光触媒の機能向上を目指し、光を波長領域ごとに有効的に利用するため、可視光透過性のあるアルミナ基材（担体）を開発し、異なる波長吸収領域を持つ光触媒を配置して立体構造とすることを目的としている。計画2年目は、ナノアルミナ粉末を出発材料として、焼結時の印加圧力、焼結温度及び焼結保持時間を変化させ焼結体を作製し、各種物性評価を行った。	2023年度～ 2025年度	共同研究

#### 11.4.3 環境に関する研究（農林総合研究センター）

研究課題	概要	研究期間
気象変動に対応した水稲作柄安定対策調査圃試験	毎年、同様の圃場・管理で栽培した試験区を設け、過去の生育・収量・品質データと気象データを比較することで、温暖化が水稲の生育や収量・品質に及ぼす影響を明らかにする。今年度は生育期間の気温が観測史上最も高く推移し、初期生育や出穂期、成熟期が早まると共に、出穂期後の高温等により玄米の外観品質が低下した。これらの要因を解析して、県の生育情報や講習会等で情報提供した。	2024年度～ 2027年度
落花生作況調査圃試験及び栽培環境による収量及び品質の変動要因の解明	作柄安定のための基礎的データを得る目的で、主要品種を標準的な方法で栽培した。その結果、適度な降水量で、かつ高温・多照状態であったため、地上部の生育が旺盛になり、着莢数も多くなった。標播の「おおまさりネオ」を除いて、上莢数割合が低くなったが、莢実重が大きく、上実重も平年より大きくなる傾向がみられた。	2025年度～ 2028年度
ピロを加害するチャバネアオカメムシの防除適期の推定及び高温条件下における果樹カメムシ類の発生生態の解明	チャバネアオカメムシ早期発生予測では、2025年は少～中発生であり、これはヒノキ樹上の発生推移及び越冬量調査からも同様に予想された。高温生育試験では、30℃以上ではチャバネアオカメムシの生育が抑制されることが分かった。2024年に予察灯で誘殺されたツヤアオカメムシから天敵ヤドリバエ類の寄生を確認した。	2024年度～ 2027年度
べたがけによるキャベツの台風被害軽減対策技術の確立	台風の遭遇時期によってその後回復が見込める株の大きさが異なったことから、9月上旬までの定植では定植から3～4週間、9月中下旬定植では5週間程度のべたがけにより、台風リスクが軽減できることが明らかとなった。	2022年度～ 2024年度
食用ナバナにおける秋期の気象災害への対策技術の確立	中生品種の「CR栄華」の播き直しを行い、可販率が高く、慣行と同等以上の収量が確保可能な播種期限は、10月上旬であることを確認した。10月上旬以降の播き直しは、収量が減少することを明らかにした。中晩品種の「CR華の舞」について、慣行の播種時期よりも1か月程度早い8月下旬に早播きすることで、慣行播種と同等以上の収量が確保可能であることを明らかにした。	2021年度～ 2024年度
台風及び豪雨による多発発生病害の防除技術の確立	銅水和剤をキャベツ苗に散布後風雨処理を行った結果、500mm程度の雨量まで防除効果が維持されることがわかった。圃場において、散水処理前に銅水和剤、カスガマイシン銅水和剤を散布することによりキャベツ黒腐病に対して高い防除効果防除が得られることがわかった。降雨前の定期的な薬剤散布により、ネギ軟腐病に対する炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、バリダマイシン液剤の防除効果を確認した。	2022年度～ 2024年度
発芽不良及び紫変色枝枯症のモニタリング及び予測方法の確立	生育調査圃を対象としたアンケート調査の結果、令和6年度は「幸水」及び「あきづき」で発芽不良の発生が直近5年間で最も多かった。これは、令和5年12月に日最低気温と凍害発生危険温度との差が小さかったことが一因と考えられた。県内各地の「幸水」腋花芽の凍害発生危険温度は、令和5年度が直近3年間で最も高かった。12月の気温が高かったことが原因と推察された。	2020年度～ 2024年度
夏季の遮光栽培がカーネーションの生育と萎凋細菌病の発生に及ぼす影響の解明	切り花カーネーションにおいて、夏期遮光（6月下旬～9月下旬）を行うと、無遮光と比べて、分枝数の減少や開花始めの遅延、収穫本数の減少がみられた。一方で、収穫時期が遅れるため、全体的にみた場合、切り花品質が良い傾向もみられた。	2024年度～ 2027年度
水稲栽培において収量性を維持しつつ温室効果ガスの発生を低減する水管理方法の実証	水田から発生する温室効果ガスであるメタンの発生量を削減するため、中干し期間の延長がメタンの発生量、水稲の生育、収量及び品質に与える影響を明らかにする。今年度は中干し期間の7日間前倒し延長で、メタンの排出量が6割低減した。しかし、収量は慣行対比で約13%低下した。堆肥連用は土壌からの地力窒素の発現が出穂期以降多くなり、地上部の生育や収量、千粒重が堆肥無施用より高くなった。	2023年～ 2025年
土壌機能モニタリング調査 (1) 農耕地土壌炭素調査—炭素貯留量実態調査—	千葉、東葛飾及び印旛農業事務所管内の38地点、草地1地点の計39地点において、土壌を採取し、深さ30cmまでの土壌炭素量及び窒素量を測定した。土壌炭素量及び窒素量は、地目別では樹園地が最も多く、土壌別では黒ボク土が最も多かった。アンケート調査の結果、堆肥の施用割合は水田が8%、普通畑及び施設が59%、樹園地が60%であることが明らかとなった。	2021年度～ 2024年度
土壌機能モニタリング調査 (2) 農耕地土壌炭素調査—炭素変動解析調査—	普通畑では、堆肥連用区の収量が、化成肥料単用区と比べて多かった。また、水田及び普通畑ともに堆肥の施用量が多いほど、深さ30cmまでの土壌炭素量及び窒素量が多くなることを明らかにした。	2021年度～ 2024年度
土壌機能モニタリング調査 (3) 農耕地の実態把握と変化要因の解析による土壌管理対策の策定	千葉、東葛飾及び印旛農業事務所管内の38地点、草地1地点の計39地点において、断面調査及び土壌の化学性・物理性の分析を行った。東葛飾及び印旛地域の樹園地で、交換性石灰及び苦土含量、可給態リン酸含量が基準値より高かった。令和2年度の調査結果と比較すると、可給態リン酸含量は千葉地域の野菜畑、東葛飾地域の野菜畑及び樹園地、印旛地域の樹園地で減少していることを明らかにした。	2024年度～ 2027年度
農作物並びに土壌中重金属実態モニタリング調査	県内の水稲及び豆類並びに土壌について、カドミウム、鉛、ヒ素、銅及び亜鉛の重金属含量の実態を把握した。本年度、玄米10点、豆類（大豆あるいは落花生）10点、計20点の可食部及び土壌の重金属含量を調査した結果、各項目で基準値の範囲以内の値であった。	2023年度～ 2027年度

研究課題	概要	研究期間
水田におけるメタン排出抑制に対応したコメ中有害元素低減技術の開発	メタン排出抑制に対応したコメ中ヒ素及びカドミウム濃度を低減する水管理技術を開発する。中干し延長のみではヒ素濃度の低減効果は不十分であったが、中干し延長+出穂期前1回落水でヒ素濃度を十分低減出来た。メタン排出量は中干し延長で抑制効果が見られ、中干し延長+出穂期前1回落水で、さらに効果が大きかった。	2023年度～ 2027年度
海岸防災林における広葉樹生育可能条件の解明	マツ材線虫病の被害が拡大する前の 2007 年の広葉樹林生育箇所について当時の航空写真により 13 か所を調査した結果、クロマツの林帯幅は平均が 105m であったが、最大は 154m であった。汀線からの距離は平均が 212m であったが、最大は 269m であった。また、現存している広葉樹林では、汀線から内陸に行くにつれて徐々に樹高が高くなる傾向が認められた。	2024年度～ 2026年度

#### 11.4.4 畜産総合研究センター（環境に関する研究）

研究課題	概要	研究期間
堆肥化施設に付随する脱臭装置の利用実態と解決課題の検討	密閉縦型堆肥化装置に付随する脱臭装置の性能調査を実施するため、県内 6 農場に導入されている 3 種類の脱臭装置について現地調査を実施した。その結果、おが屑脱臭装置は設置以来おが屑資材の交換を実施していないため、脱臭能力の低下がみられた。水洗脱臭装置はアンモニアを効率よく水に吸着できており高い脱臭能力が維持されていた。土壌脱臭装置は土壌層に細かな排気穴が形成されやすいため、脱臭能力が低下しやすい傾向にあった。	2022年度～ 2024年度
廃珪藻土を利用した牛ふん堆肥の臭気低減効果の検証および県内牛ふん堆肥に用いられている副資材の利用実態調査	廃珪藻土を利用した牛ふん堆肥の臭気低減効果については、2 種類の廃珪藻土を用いて小型堆肥化実験装置により調査中である。また、県内牛ふん堆肥に用いられている副資材の実態調査を行うため、農業事務所に対してアンケート調査を実施したところ、優良事例として 6 農場の報告があった。そのうち、副資材に廃珪藻土を利用している酪農家 1 戸について現地調査を行った	2024年度～ 2026年度
IoTを利用したスマート排水システムの構築	畜舎汚水処理の省力化対策として、浄化処理施設に IoT 遠隔監視システムを活用することで、1 ヶ月当たりの管理作業を 31.9 時間から 9.5 時間まで削減できた（労力削減割合 70%）。オブテックス社製濁度計の利用により、曝気槽内活性汚泥量（MLSS）が推定可能なことを明らかにした。また、この濁度計を組み込んだ汚泥自動制御装置の利用により、MLSS の自動制御化を実現した。さらに、改良型 BOD 監視システムでは従来型に比べて維持管理が容易であることを実証した。また、新訓養手法の考案により、発電細菌が安定化して BOD 測定精度が向上した。	2023年度～ 2025年度

#### 11.4.5 水産総合研究センター（環境に関する研究）

研究課題	概要	研究期間
房総周辺海域における海洋環境の把握と特性解明	房総周辺海域の海洋環境を継続的にモニタリングし、データベース化を図るとともに海況変動特性等を解析した。また、解析した結果として「関東・東海海況速報」等の海況情報及び急潮注意報等を漁業者に提供した。	2007年度～ 2026年度
房総沿岸における急潮発生要因の体系化及び海況予測システムの改良	定置網漁業における急潮被害の軽減や効率的な操業のため、急潮の事例解析を進め、急潮発生メカニズムを解明するとともに、急潮発生時の特徴的な海況を海況予測システムに組み込み、急潮をより高精度で予測する。	2025年度～ 2027年度
外海浅海域における海洋環境の把握と特性解明	太平洋側外海浅海域の水温、水質、底質、海藻植生に関するモニタリング調査を行い、漁場環境の動向を把握した。	2007年度～ 2026年度
東京湾における海洋環境の把握と特性解明	東京湾の漁場環境をモニタリングし、水質環境、貧酸素水塊の発生状況等を解析した結果を「東京湾海況情報」、「貧酸素水塊速報」、「のり海況速報」として漁業関係者に提供した。	2007年度～ 2026年度
東京湾における貧栄養化による水産生物への影響把握と管理方針の検討	東京湾の海洋環境変動のうち、貧栄養化（栄養塩濃度の低下）による水産生物への影響を把握するための調査を行うとともに、漁業生産の回復に繋がる栄養塩の管理方針の検討を進めた。	2022年度～ 2026年度
有害プランクトンの発生状況の把握	東京湾及び本県の主要な二枚貝類漁場において貝毒の発生や養殖魚死亡原因となる有害プランクトンの発生状況を調査し、「有害プランクトン情報」を漁業関係者に提供した。	2007年度～ 2026年度
河川湖沼の魚介類資源動態の把握	環境変化に伴う経時的変化を把握するため、主要河川湖沼の魚種組成の変化及び有用魚介類の分布実態について調査した。	1975年度～ 2027年度

## 11.4.6 環境に関する研究（中央博物館）

研究課題	概要	研究期間
重点研究：下総台地西部の自然	<p>下総台地西部の植物相及び動物相の調査や生態学的調査、地学分野の調査を行う。下総台地は、県南部の丘陵地に比べるとこれまでに実施された調査研究報告が少ない。その一方で開発が進んで人口が多く、身近な自然環境に興味を持つ県民が多い。令和2～4年度に実施した重点研究「下総台地東部の自然」と合わせて下総台地の自然誌の基礎的な知見と資料(登録標本含む)を収集するとともに、生物相の多様性と特異性や、地学分野の特性を明らかにする。下総台地西部において、引き続き植物相及び動物相の調査を行うとともに、表層花粉の試料を採取した。また、今年度から下総台地西部の地形も対象に加えた。維管束植物については昨年度同様、印西市域で市役所の協力のもとボランティアグループを組織し、網羅的な植物相踏査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昆虫のファウナ調査(尾崎・樽)：昆虫調査を1回行った。また、ツルグレン装置から抽出された昆虫の同定を行い、標本を作成した。</li> <li>・魚類相調査(小林)：印旛沼・手賀沼地域を中心に6回の野外調査を実施した。約100個体の魚類標本を採集し、撮影と固定処理を行った。また、県立内水面水産研究所所蔵の魚類標本の次年度以降の受け入れについても打ち合わせを行った。</li> <li>・多足類・クモ類相調査(萩野)：昨年度に引き続きこれまでに採取してツルグレン装置で抽出しておいた24地点の試料から、多足類約3,150個体及びクモ類約750個体をソーティングし、専門家に同定を依頼した。また、調査地域内で得られたエダヒゲムシ類約1000個体をプレパラート化した。</li> <li>・鳥類相調査(小田谷)：令和6年10月から令和7年3月まで、千葉県我孫子市中峠の調査地において月1回の鳥類標識調査を行い、鳥類相の調査を実施した。合計275羽の鳥を標識放鳥し、133羽の鳥を再捕獲した。適宜計測値の収集と写真撮影を行った。</li> <li>・維管束植物相の調査(御巫・浅野・天野・大津・斎木・栃原・西内・山本)：印西市における市域の1kmメッシュ毎に出現した植物の調査記録を継続した。令和6年度は、11回の調査により47メッシュで採集した標本及びボランティアの協力を得て集めた標本を同定して仮登録した。</li> <li>・地衣類相調査(坂田)：昨年、地衣類相調査を実施した流山市市野谷の森、市川市法華経寺、松戸市の標本について同定作業を進めた。</li> <li>・地形地質調査(山中)：下総台地の人為的地形変化の特徴を示すため、青葉の森公園周辺を例に公園開発前後の数値標高データを用いた標高差解析を行い、地形変化量の分布を明らかにした(中央博物館研究報告17巻2号)。また、湾岸地域を中心に空中写真判読による段丘面の分類作業および現地での露頭調査を行った。</li> <li>・表層花粉調査(奥田)：令和6年12月20日～25日に、印西市瀬戸の自然林(千葉メッシュコード1877)へ赴き、谷津田の合間に残存するシイ・カシ林を調査し、12点の表層花粉試料(空中花粉を捕集したコケ群落)を採取した。</li> </ul>	2023年度～2025年度
重点研究：東京湾の変遷を探る	<p>千葉県にとって一番身近な海である東京湾について、当館を主体として県内の他の博物館と共に連携して調査・研究を行う。調査は、沿岸の動・植物相の調査、沿岸の地質学的調査等の自然科学的な側面のみならず、東京湾沿岸の景観や周辺の生業の変化等、人文科学的な側面からもアプローチする。令和6年度は10月と12月に研究会を開催し、東京湾の変遷についての理解を深めた。10月の研究会では国立歴史民俗博物館の松田睦彦教授に「東京湾の環境と海辺のくらし」と題した講演を、12月には市原歴史博物館の芝崎浩平学芸員に「明治期以前の製塩についてー市原市を中心にー」と題した講演をそれぞれしていただいた。研究会では当館職員も研究の成果を発表した。</p>	2023年度～2027年度
地域研究：房総半島の無脊椎動物化石相	<p>房総半島の第四系から産出する無脊椎動物、とくに十脚甲殻類化石資料を重点的に収集し、国内各地の既知のデータと比較検討する。下総層群や完新統の十脚甲殻類化石を中心に、化石資料を収集した。これらの中にはこれまでに化石としては産出が知られていない種や、現生でも房総半島から記録のない種を含む。</p>	2006年度～継続中
地域研究：房総半島の軟体動物化石相	<p>房総半島から産出する軟体動物化石について、地域や地層ごとに、化石群集を構成する代表的な分類群を調査し、そのコレクションを充実させる。銚子地域の白亜系銚子層群および新第三系名洗層から発見された軟体動物貝類13点を登録し、資料附随画像とともに公開した。</p>	2017年度～継続中
地域研究：房総半島の脊椎動物化石相	<p>房総半島に分布する地層から、ナウマンゾウなどの陸棲哺乳類や、アワイルカなどの海棲哺乳類のような多種多様な脊椎動物化石が産出する。この化石記録から地質時代の房総半島における脊椎動物相の変遷を明らかにする。鯨類の耳骨化石をはじめとした、房総半島産の多様な脊椎動物化石を収集した。また、鳥類化石など、外部の研究者への研究協力も行なった。</p>	2006年度～継続中
地域研究：房総周辺の花粉・環境誌	<p>2020年1月のチバニアン採択にともない、現地では更なる研究成果が期待されている。本研究課題では、市原市田淵の千葉セクションに対して花粉化石にかかる再分析を行い、申請段階では詰め切れなかった詳細なMIS 19の古気候復元を行った後、MIS 1の古気候状態と比較する。(令和5年度より採択された科研費を使用)2020(令和2)年から取り組んできた市原市田淵の千葉セクションにおける花粉化石の再分析作業をほぼ終了し、成果の一部をとりまとめて令和7年5月に幕張で実施される地球惑星合同学会(JpGU)の古気候・古海洋セッションで発表すべく、館外協力者3名との連名で講演要旨を作成し、2月に実行委員会へ投稿した(発表は5月)。</p>	2006年度～継続中
地域研究：房総半島の最終氷期以降の植生変遷	<p>最終氷期(主に2～3万年前)から現在にかけての房総半島の植生変遷を、特に照葉樹林の拡大と針葉樹の衰退に着目して、花粉や葉、種実の化石から明らかにする。房総半島南部の最終氷期末期以降の照葉樹林の拡大過程を明らかにするため、南房総市で採取した過去約1万年間の年代を示すボーリングコアの花粉分析を進めている。また、房総半島南部の河川にて露頭調査を行い、葉や種実化石の分析を進めている。史前帰化植物と考えられてきた種や、過去の栽培の可能性のある種などの化石が発見され、分析を継続している。</p>	2018年度～継続中

研究課題	概要	研究期間
地域研究：房総の化石密集層の成因	房総半島の地層に見られる化石密集層の成因を堆積物や化石群集に基づき明らかにする。また、当時の環境と生物の関わりを化石密集層から読み解く。房総半島に分布する沖積層について、貝化石と甲殻類化石の放射性炭素年代測定を行った。定量試料に含まれる貝化石の同定を進め、調査で得られた貝化石 269 点を標本登録した。現在の房総半島に棲息していない貝類が含まれていることが判明した。	2021 年度～継続中
地域研究：房総半島嶺岡帯の地質構造の解明	嶺岡帯は無数の断層が発達したきわめて複雑な地質構造を持っている。詳細な現地調査を実施するとともに、構成岩石の岩石学的特徴の検討を加えて、これらの地質構造を明らかにする。嶺岡帯内で蛇紋岩類が最も広く分布する嶺岡山地の嶺岡中央林道沿いで新たな蛇紋岩露頭を観察し、斑れい岩の細脈が蛇紋岩を貫いている様子が観察された。通常は破碎された状態で見いだされる蛇紋岩と斑れい岩が、もともと同一の岩体起源であることが確認された。	2006 年度～継続中
地域研究：房総半島南部の暁新統～中新統の層序と構造の解明	房総半島南部に分布する暁新統から中新統の地層の層序や地質構造について、詳細な野外調査と微化石を用いた地質年代に基づき明らかにする。房総半島南部に分布する中-上部中新統三浦層群天津層及び下-中部中新統保田層群の地質調査を実施した。ルートマップ及び柱状図の作成、また年代決定のための泥岩及び生痕化石試料を採取した。生痕化石内部からは年代決定に有効である保存状態良好な放射虫化石や未記載種が多量得られたので、その成果をまとめた論文を国際誌に投稿し、受理・掲載された。また、各種学会や研究会において、得られた成果を公表した。	2023 年度～継続中
地域研究：房総半島の段丘地形と第四紀地殻変動の諸相	房総半島では、南部で地震性の隆起が生じる一方、北部で波長の緩やかな広域変形が見られ、第四紀地殻変動の様相は地域ごとに大きく異なる。房総半島の地形発達史およびこれに関わる地殻変動の様式を明らかにすることを目的とし、指標となる段丘面群の分布、形態、形成環境、形成時期を調査する。房総半島全域の段丘面分類図作成に向けて、地形が大規模に人工改変される前に撮影された空中写真データを収集するとともに、近年の航空レーザ測量に基づく数値標高データを収集した。以上の 2 種類のデータをステレオ画像化し、地理空間情報システム上でシームレスに表示できるようにすることで、効率的かつ詳細な地形判読を可能とするデータセットを構築した。これを用いて、下総台地西部より順次地形段丘面分類を実施している。	2024 年度～継続中
地域研究：房総半島における水利用に関する研究	川廻しや上総掘り、二五穴等の房総半島に特徴的な水利用について、それら分布や変遷を調査する。令和 6 年度は主に養老川上流の川廻しについての調査を行った。	2020 年度～継続中
地域研究：房総丘陵におけるタゴガエルの産卵場所に関する環境地質学的研究	タゴガエルの産卵場所および越冬場所である湧水箇所を環境地質学的に解明する。館山丘陵に生息するタゴガエルの早期産卵場所の調査を実施したが、新たな産卵場所を発見することはできなかった。	2019 年度～継続中
地域研究：千葉県で観測される屋気楼の発生メカニズムに関する基礎研究	千葉県で観測される屋気楼の発生状況を調査し、発生メカニズムを地形学及び気象学的側面から明らかにする。現地観測と定点カメラによる 24 時間観測態勢によって、令和 6 年は年間を通して上位屋気楼を 130 日観測することができた。これは 2018 年に本観測方法が確立してから最高の観測日数となり、日本で一番観測日数が多い記録となった。	2020 年度～継続中
地域研究：房総の哺乳類誌	千葉県内に生息する哺乳類に関して、標本の収集と文献調査を行い、分布や生息状況を明らかにする。絶滅危惧種のロードキル、漂着個体の回収を実施し、目撃情報等を収集した。	2015 年度～継続中
地域研究：千葉県内の鳥類相とその季節性・経年変化に関する研究	千葉県内に分布する鳥類について、標本および観察情報の収集や文献調査を行い、分布状況を把握する。それに加え、渡来時期や個体数の経年変化を記録する。利根川流域で継続されてきた調査地における捕獲標識調査を行い、鳥類相の変化を観測する。千葉県内各地からの標本資料および記録の収集を行った。野田市菅生調節池において月 1 回以上の鳥類標識調査を継続し、鳥類相および個体数のデータを取得した。同調査地のオオヨシキリの経年変化に関する報告を準備中。	2024 年度～継続中
地域研究：房総の魚類誌	千葉県沿岸に生息する魚類を網羅的に収集し、種組成や生態などを明らかにするとともに、DNA 種判定のための組織片を採取する。また、2017 年度 8 月から続けてきた房総半島南部 11 測点における環境 DNA 隔週調査を、月別調査に変更して引き続き魚類群集モニタリングを継続する。本年度はその第 95～106 回目の調査を行う。環境 DNA を用いた房総半島南部 11 地点における魚類群集月別調査の第 107～118 回を実施した。計 132 サンプルについて、MiFish 法を用いたメタバーコーディングを行った。得られたデータについては、既に実施した調査のデータと併せて、今後さまざまな角度から時空間分析を行う。また、新たに得られた 100 種近い魚類組織から MiFish リファレンスデータを得てデータベースに追加した。	2006 年度～継続中
地域研究：房総丘陵の両生爬虫類相	千葉県の中でも最も多くの両生爬虫類が生息する房総丘陵の両生爬虫類相を解明し、1 km <sup>2</sup> メッシュ単位の分布図を作成する。また、生態写真も撮影し、博物館活動に役立てる。県内 10 箇所において下記 11 種の両生類を記録し生態写真を撮影した。トウキョウサンショウウオ、アカハライモリ、アズマヒキガエル、アマガエル、カジカガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル、タゴガエル、ヤマアカガエル、ニホンアカガエル、ヌマガエル。また、南アフリカ共和国ステレンボス大学の研究者 1 名と県内 2 箇所外来種アフリカツメガエルの生息実態調査を実施し、繁殖集団が存在することを確認した。	2006 年度～継続中
地域研究：房総の甲殻類誌	房総半島とその周辺海域に出現する甲殻類相の解明を行い、未記載種、国内未記録種(外来種を含む)の公表を随時進める。ツノモエビ属やカイメンヤドリアナエビ属で未記載種が発見されているので年度内の発表を目指す。地域連携課の業務のため、野外調査に出ることができず、新たな知見は得られなかった。隣接した相模湾から採集された資料を検討し、アミメスジエビ、アカムラサキエビの 2 新種を発表した。館蔵資料の検討を進め、同定結果は情報データベースに登録された。	2006 年度～継続中

研究課題	概 要	研究期間
地域研究：房総丘陵の昆虫相	希少種の探索を行い、房総丘陵に特有の昆虫およびクモ類を記録する。ヒメコマツの球果を食するガ類3種を発見し、その生態の一部を解明した。また、外来昆虫のキマダラカメムシをまだ記録のなかった君津市内で記録した。	2006年度～継続中
地域研究：房総の土壌動物誌	房総に生息する多種多様な土壌動物について文献調査と採集を行い、詳細な文献リストと生息種リストを作成し、生息種の標本を収集する。昨年度ソーティングしておいた千葉県内23地点の試料から得られたワラジムシ類、ヨコエビ類、ザトウムシ類、カマアシムシ類、半翅類、甲虫類など数千個体の土壌動物を館内外の各専門家に送付して、同定を依頼した。この内ヨコエビ類とザトウムシ類については同定が済み、標本も返却されたので館資料として登録した。	2023年度～継続中
地域研究：房総の昆虫誌	本研究は、房総地域に生息する昆虫の戸籍簿の作成を目的とし、千葉県の記録の網羅、さらに調査を実施して未記録種の発見に努める。県内において昆虫の調査を行い、千葉県初記録種1種を報告した。また、千葉県から記録のある甲虫についてデータベース化を進め、2025年1月末時点の千葉県産甲虫は3,276種であることを確認した。	2024年度～継続中
地域研究：房総の維管束植物誌	千葉県印西市周辺の維管束植物相を調査し、あわせて標本を収集する。この地域は植物相が豊かであり、過去の記録と照合することで植物相の変遷を知ることができる。過去に採集された標本と今回採集標本および目視のデータを比較して、草原性の植物と水辺の植物が採集されていないことが明らかになった。以前見られなかったナガエツルノゲイトウのような特定外来種も採集された。	2012年度～継続中
地域研究：房総丘陵の維管束植物相	希少種の探索を行い、千葉県の中でも特有の植物種を多く擁する房総丘陵の維管束植物相を解明する。東京大学千葉演習林においてムヨウラン類3種を確認した。うち1種は千葉県未記録の可能性があり、調査を継続している。	2018年度～継続中
地域研究：房総の菌類誌	これまで房総半島の菌類相は大型菌類を主体として解明されてきたが、今後は微小菌類についても解明を目指す。特に、宿主植物およびその部位に強い特異性をもつビョウタケ目菌類を主な対象として、房総半島全域から標本採集を行って菌類相リストを作成するとともに、千葉県内の植生との相関等も考察する。主に東京大学千葉演習林でビョウタケ目菌類のサンプリングを行った。十分な採集量を確保できなかったが、未記載種と思われる標本も得られた。	2024年度～継続中
地域研究：房総の地衣類誌	千葉県内に産する地衣類の目録を完成するために、野外調査を行うとともに既に収集した標本資料の同定、分類学的検討を行う。また県内における地衣類の分布を明らかにするために、県内各地で調査を行う。市民研究員・共同研究員と協力して実施する。本研究の成果を、デジタルミュージアム「房総の地衣類誌」に反映し更新した。チェックリストのデータを更新(未発表)するとともに、既に収集した標本から未記録種の洗い出しを行った。一部の種群について、県外産標本とともに検討中である。	2006年度～継続中
地域研究：生態園の生態系変遷に関する研究	生態園の植物、動物、菌類、水生生物などの生物相を調査し、水質データ、気象データなどとともに長期的に記録を蓄積して、生態園における生態系管理や教育普及に役立てていく。さらに、これらを開園以来の既存のデータや在来の里山における資料とも比較して、都市近郊域における生態系の再生過程を明らかにする。なお、野鳥調査についてはボランティアの協力を得て実施する。生物全般についてほぼ毎日調査し、858件以上の観察記録と1,081点以上の写真を収集した。植物および野鳥のモニタリング調査、舟田池の水質および生物調査を実施した。気象観測装置により気象データを収集した。開園以来または近年の調査の結果に基づき、春の展示「房総のミニチュア『生態園』～日本初エコロジー・パークの35年」を開催した。	2006年度～継続中
地域研究：房総のヒメコマツの保全生態学的研究	近年急速に減少している房総丘陵のヒメコマツ個体群について、モニタリング調査を行い、その保全に向けた研究を行う。生育状況調査、進階個体探索調査、繁殖状況調査、補強試験区モニタリング調査、植栽試験区モニタリング調査を行った。球果食のガの幼虫を多数発見し、ヒメコマツ個体群に対するその影響を継続調査中。	2006年度～継続中
地域研究：千葉県におけるナラ枯れ病に関する研究	ブナ科樹木萎凋病(通称：ナラ枯れ)はナラ菌 <i>Raffaella quercivora</i> が感染することによりブナ科樹木が枯死する樹病で、1980年代以降本州日本海側を中心に広葉樹林に大きな被害をもたらしている。我々の調査により2017年8月に千葉県内で初めてナラ枯れを発見した。この菌を媒介する甲虫の1種カシノナガキクイムシの生態を調べ、県内におけるナラ枯れの動向を予測する。房総丘陵、県北部、生態園においてナラ枯れのモニタリングを行い、千葉県内におけるナラ枯れが収束に向かいつつあることを確認した。また、樹木医向けに千葉県内のナラ枯れに関する講演を行った。	2020年度～継続中
地域研究：侵略的外来水生植物の分布・生理・生態に関する研究	侵略的外来水生植物の繁茂状況の変遷追跡、および陸水環境における異常繁茂が水生生物に及ぼす生理・生態的な影響などについて検討する。県内全域を対象に、侵略的外来水生植物の河川・水路における繁茂状況の変遷を調査し比較検証した。結果は、県手賀沼事業「印旛沼におけるナガエツルノゲイトウ・オオバナミズキンバイの大規模群落駆除」等に供与し事業達成に貢献した。手賀沼流入河川「大津川」および印旛沼流入河川「鹿島川」でのオオカワヂシャの繁茂拡大を検証した。	2021年度～継続中
地域研究：房総の陸水性魚類の生態に関する研究	野外観察、微量元素分析や集団遺伝学などのアプローチによって、房総に生息する回遊生態・分散性が不明な陸水性魚類(特にハゼ類)の生活史を解明する。本年はヨシノボリ属の分析サンプルの収集と野外観察を行う。本年度は房総半島および近隣地域(栃木県、茨城県、東京都)のクロダハゼ種群を収集し、複数の解析に耐える資料を作成できた。また、系統解析の外群となる同属他種の収集も併せて行った。	2024年度～継続中

研究課題	概要	研究期間
地域研究：房総丘陵における人の生活と自然のかかわりに関する研究	房総丘陵に生活する人々が、地域の自然とどのようにかかわりながら生活してきたかを調査する。房総丘陵(君津市山間部)における農業用水二五穴について調査を行った。地域住民が用水を維持管理しているというモチベーションには、研究者などが地域を訪れ、アプローチしていることが大きいことがわかった。	2006年度～継続中
地域研究：房総における生業の複合的なありかたと環境について	房総丘陵に生活する人々が、地域の自然とどのようにかかわりながら生活してきたかを調査する。房総丘陵(君津市山間部)における農業用水二五穴について調査を行った。地域住民が用水を維持管理しているというモチベーションには、研究者などが地域を訪れ、アプローチしていることが大きいことがわかった。	2019年度～継続中
普遍研究：東北日本弧新第三紀火山活動の特質	東北日本弧の新第三紀火山活動に関して、特に珪長質火山活動の要因を探求することを目的とし、それらの時空分布、並びに、苦鉄質火山活動との成因的關係を中心に調査を進める。栃木県真岡市の「磯山石」石材(凝灰角礫岩)、並びに、同県茂木町の「茂木石」石材(凝灰岩～凝灰角礫岩)を観察し、これらの石材を供給した新第三紀前期中新世中川層群茂木層の岩相のバリエーションを確認した。玄武岩～安山岩質噴出物と流紋岩質噴出物(軽石)の混在が確認され、群馬県太田市の「藪塚石」(藪塚層)とも類似し、新第三紀前期中新世に北関東地域に広く共通した火山活動が存在したことが暗示された。	2006年度～継続中
普遍研究：日本産化石十脚甲殻類の分類と古生態	主として東日本産十脚甲殻類化石の分類学的な記載を進め、化石の産状、共産する化石など古生態学的な情報もあわせて検討する。宮城県の上三畳系や福島県の白亜系から得られている十脚甲殻類化石の検討を継続した。前者はこれまでに知られていない種であり、後者は北米白亜系から近縁の種が産出していることがわかった。	2006年度～継続中
普遍研究：微小化石に基づく貝類化石の分類及び古生態の研究	白亜系手取層群(福井県・石川県)の淡水生貝類化石および白亜系銚子層群(千葉県)の海生貝類化石について、未記載の微小種を中心に、その多様性を明らかにし、幼生生態や古生物地理を議論する。白亜系銚子層群の貝類化石調査に伴って産出した微小化石を調査し、白亜紀パレミアン期として世界初となる海水魚類の耳石化化石を国際誌に報告した。銚子層群の微小貝類については、2025年2月に開催された微小化石シンポジウムにおいて、一般向けに講演した。	2012年度～継続中
普遍研究：日本列島及び関連する海外地域の花粉・環境誌	化石花粉から古気候を復元するための基礎資料として、千葉県を含む日本列島とその周辺から表層土壌を収集し、現生花粉群を洗い出してデータ化する。また、令和5年度に採択された科研費を用い、チバニアン競合地となったイタリア2地点に渡航して、化石花粉を含んだ現地露頭を調査する。令和8年夏に実施予定のチバニアンGSSPに係る特別展の目玉のひとつとして、チバニアンの競合地となったイタリア2地点に渡航調査する予定だったが、上記の特別展が令和10年夏に順延実施となったため、渡航予定も1年遅らせ、令和7年度に実施することとし、財源である科研費の海外旅費も次年度へ繰り越すなど、順延に向けた諸手続を行った。	2006年度～継続中
普遍研究：日本列島の最終氷期以降の植生変遷	最終氷期(主に2～3万年前)から現在にかけての日本列島の植生変遷を、花粉や葉、種実の化石から明らかにする。長野県北部の山岳地域において、低標高域と高標高域の2地点で採取した最終氷期以降の湿原堆積物と、周辺地域の露頭から採取した同時代の堆積物の分析を進めている。	2018年度～継続中
普遍研究：日本海形成に関わる銚子火山岩の地球化学的研究	銚子半島に分布する火山岩の地球化学的特徴から、日本海形成時の前弧火成活動の成因を明らかにする。今年度は実施できなかった。	2024年度～継続中
普遍研究：化石種・現生種に見られるハクジラ類特有の左右非対称な内部形態の意義	ハクジラ類は脊椎動物の中でも珍しく左右非対称な内部形態(頭骨など)を有する。本研究では、幾何学的形態測定学的手法を用い、その非対称性を定量化し、その要因(機能形態学的・系統的など)を統計学的手法から明らかにする。これまで集めたイルカ類頭骨の3Dデータに加えて、スジイルカ頭部のX線CTスキャンを行い、骨格と軟体部との関係性についても取り組んだ。この資料に関して、1件、学会発表を行なった。	2017年度～継続中
普遍研究：人新世の生物学	浅海域の堆積物(砂、泥、貝殻など)から、外来種の移入や人間活動が生態系に及ぼす影響を明らかにする。福島県相馬市松川浦において、4本の堆積物コアを採取した。堆積物コアの剥ぎ取り標本を製作し、堆積相を記載した。堆積物コアに含まれる貝殻の拾い出しを進めている。	2019年度～継続中
普遍研究：西南日本の古第三紀から新第三紀地質体発達史の解明	南西諸島から房総半島にかけて分布する西南日本外帯の古第三紀から新第三紀の地質体に関して、その層序や年代、構造を明らかにし、その地域全体の形成過程や地史を復元する。種子島に分布する始新-漸新統、室戸半島に分布する始新統、三浦半島に分布する中新統、瑞浪に分布する中新統、熊野に分布する中新統の地質調査を実施した。種子島の地質調査の結果判明した層序・年代・構造に関する論文を投稿し、受理・掲載された。また、種子島、三浦半島、瑞浪の調査・研究で得られた成果を各種学会や研究集会で公表した。他地域についても同様に研究中であり、成果は速やかに論文や学会で公表予定である。	2023年度～継続中
普遍研究：島弧斜め衝突帯の地殻構造変化に関する地形学的研究	関東～中部の複雑な地形環境の成立要因として、第四紀におけるフィリピン海プレートの北西進を反映した伊豆弧の本州弧に対する右斜め衝突運動に着目する。本州弧中央部と伊豆弧北端部を対象に活構造の分布・運動様式・運動速度・活動開始時期および活動履歴を解明し、それらの変遷にもとづいて島弧の斜め衝突に伴う地殻構造変化がどのような時空間スケールで生じるかを考察する。海域活断層の平均的運動速度および活動履歴を解明する手法構築に向けて、2024年に地震性海岸隆起が観測された能登半島を対象として、海岸部の地形調査を実施した。	2024年度～継続中
普遍研究：十脚甲殻類の分類	全世界の十脚甲殻類を対象とした分類学的研究を行い、系統学的研究や生物多様性研究への基盤整備に貢献する。環境DNA分析も広く試行されるようになってきているので、16S rRNAマーカーの配列の蓄積も進める。館蔵資料の研究の他、国内外の研究機関からの同定依頼に対応し、新知見について10編の英文原著論文を公表した。10新種が記載された。これらの新種についてCOI、16S rRNAの塩基配列がGenBankに登録された。アンダマン海から報告されたトゲヒラタエビ属の2種は今回の論文で初めて詳細な記載が公表された。	2006年度～継続中

研究課題	概 要	研究期間
普遍研究：地衣類の多様性に関する研究	主として日本および周辺地域を対象として、地衣類の分類・分布、化学成分等に関する研究を行う。今年度は、(1)「日本産地衣類の総合的なデータベースの整備とウェブ公開」(科研費)、(2)海岸など特殊環境に生育する地衣類の多様性解明、(3)東アジア産(主に中国雲南省)地衣類の分類学的研究、(4)石造文化財上の地衣類の多様性解明、等。共同研究員、市民研究員、館外研究者と協力して実施する。海岸生アナイボゴケ科 1 新種を記載、石灰岩生ツブノリ科 2 新種を記載した。栃木県産のモクハンゴケ、西表島のマルゴケ属 17 種(日本新産 4 種を含む)、同島産のシロトゲミゴケ(日本新産)、台湾産のマルゴケ属 12 種(1 新種を含む)を詳細に報告した。市民研究員の成果として、苗場山の地衣類相を報告した。デジタルミュージアム「日本の地衣類(ウェブ図鑑)」の掲載種 700 種を超えるとともに、画像を追加した。	2006 年度～ 継続中
普遍研究：日本産地衣類の分類学的研究	リトマゴケ科を中心に日本産地衣類の形態、分子系統、含有成分に基づいて明らかにする。日本産ツノマタゴケモドキについて、形態観察、含有化学成分分析、分子系統解析を行った。	2022 年度～ 継続中
普遍研究：樹幹流を利用した新たな樹上生物多様性モニタリング法の開発	樹幹流を利用した樹上生物多様性モニタリングの新たな基盤技術の開発を行う。東京大学千葉演習林と屋久島で樹幹流回収を行い、環境 DNA を抽出した。また、前年度に青葉の森公園で採取したサンプルを用いて、DNA 抽出前の破砕処理が環境 DNA メタバーコーディングに与える影響を検討し、その成果は Metabarcoding and Metagenomics に掲載された。	2023 年度～ 継続中
普遍研究：バラ属植物の香りの研究	バラ属の野生種、オールドローズ、現代品種の香りを分析し、フルーツ香の香りの起源を明らかにする。フルーツ香の香りに混じる成分として知られる、中近東のバラ属野生種ロサ・フォエティダの不愉快成分(2,4-デカジエナル, 2,4-デカジエノール)の、他のバラ属野生種での分布を明らかにした。また、ポリアント系統などノイバラ由来の品種群の香りに、カメムシのフェロモンである 2,4-デカジエン酸メチル(2,4-DD)及び 2,4,6-デカトリエン酸メチル(2,4,6-DT)が含まれることを発見した。	2022 年度～ 継続中
普遍研究：環境 DNA メタバーコーディング法の改良・開発・実践	魚類環境 DNA メタバーコーディング法(同時並列多種分析法)を日本各地・世界各地のさまざまな生態系に適用し、魚類群集の時空間動態を明らかにする。また、多地点高頻度魚類多様性モニタリングを可能にするため、調査法・実験法の改良を試みる。房総半島 11 地点の環境 DNA 月別定期調査を 12 回実施した。また、屋久島、竹島、黒島、沖縄本島、甌島、五島列島、神津島、八丈島、宮古島の環境 DNA 調査を実施した。これらの調査から得られた計 328 サンプルについて MiFish 法を用いた超並列シーケンスを行い魚類群集構造を明らかにした。また、環境 DNA を用いた魚類メタバーコーディングにおける潮汐の影響を評価した論文を出版した。	2020 年度～ 継続中
普遍研究：関東地方に生息するメダカの系統及び分布に関する研究	メダカは関東地方に固有の系統がいることが知られている。環境 DNA メタバーコーディング法を用いて、各系統がどのように分布しているのか明らかにする。本年度は、千葉県・神奈川県・栃木県の範囲で調査を実施した。調査を進めていく過程で、通常魚類の環境 DNA メタバーコーディングに使用される MiFish プライマーでは、コイ等の多く生息する魚類にリード数が多く採られメダカの検出力が低下することがわかった。そのため新しくメダカ専用のプライマーを作成した。このプライマーを用いて実験したところ、神奈川県 の 2 地点で関東固有系統が検出された。	2024 年度～ 継続中
普遍研究：アジアの低緯度地域における有鱗目の多様性に関する研究	アジアの低緯度に広がる潤湿熱帯・亜熱帯地域において、トカゲ・ヘビの仲間(有鱗目)が種を多様化させたプロセスを分類、系統、集団遺伝、生態など、様々な情報に基づいて明らかにする。沖縄県久米島で科学研究費の研究課題に関係する調査を実施し、同島の爬虫両生類の標本および遺伝子分析用検体を収集した。マレーシア サラワク州のサントゥボン国立公園から発見したヤモリ類の 1 新種を国際学術誌上で発表した。また、ブルネイ・ダルサラームで予備的調査を行い、未記載種の爬虫類を含む資料を収集した。	2020 年度～ 継続中
普遍研究：高山帯における植物分類学的研究	高山帯には、特異な種分化を遂げた分類群が数多く存在する。その分化の様式は一様ではない。ユーラシア大陸の東のはずれに位置する日本の植物相を明らかにするためにも、北半球の高山帯及び寒帯の植物相の調査は欠かせない。本研究は、高山帯で多様に分化した分類群を生物地理学的観点も含めて、研究するものである。ヒマラヤおよびヨーロッパの標本約 200 点を貼り付け、配架した。	2006 年度～ 継続中
普遍研究：糞ハンズ・オン標本の研究	様々な動物の糞ハンズオン標本を作成し、形態学的研究を進める。また、従来失われていた糞中の未消化物の 3 次元データを CT スキャンや薄片観察により、取得する。併せて、安心安全な運用のできる教育普及活動への活用も推進する。これまで蓄積した、糞ハンズオン標本制作のノウハウについて、館外研究者へのフィードバックを行った。	2020 年度～ 継続中
普遍研究：アリヅカムシ亜科甲虫の分類学的研究	日本を中心としたアリヅカムシ亜科について分類学的研究を行い、ファウナを明らかにする。千葉県を含む関東地方にて調査を行なった。	2021 年度～ 継続中
普遍研究：日本産エダヒゲムシ類の分類学的研究	日本産エダヒゲムシ類は現在までに種名が確定しているのは約 30 種であるが、潜在的には 100 種以上が生息しているものと推定される。日本産本類を収集し調査研究し、多数の新種記載を含めて日本のファウナを明らかにする。昨年度ソーティングしておいたエダヒゲムシ類約 850 個体をプレパラート化した。	2023 年度～ 継続中
普遍研究：日華区系植物の分類学的研究	千葉県をはじめとする日本の植物相の起源と成立を解明するために、分類学的観点から東アジア・ヒマラヤ地域における維管束植物の解析を行う。東ネパール・タブレジュン地域で植物相の調査をおこなった。また、千葉県を中心にサンプルの採取および標本作成を行った。	2021 年度～ 継続中
普遍研究：海産貝類の分類学的研究	日本列島に分布する海産貝類を対象として分子系統、形態、生態等の観点から分類学的研究を行った。成果として、査読済みを含め論文・報告 4 編の執筆し、研究発表 5 回を行った。	2023 年度～ 継続中
普遍研究：魚類の分類と生活史	インド太平洋の陸水魚を中心とする世界の魚類について系統を考慮した分類学的研究を行うとともに、回遊様式をはじめとする各種の生活史についても検討する。本年度はインドネシア(スラウェシ)およびマレーシア西部(エンダウ)にてノコギリハゼ科、コモチサヨリ科、メダカ科を中心に標本収集を行い、それぞれに関する分類学的な研究と新種記載論文の執筆を進めた。また、フィリピン産淡水魚標本について調査を行い、トウゴロウメダカ科の北限集団の発見など、今後の生物地理的研究の基礎となるデータを収集できた。	2024 年度～ 継続中
普遍研究：植物宿主に特異的な微小菌類の分子系統地理	植物宿主に対して強い選択性をもつ微小菌類について、国内からの網羅的サンプリングと SNP データを用いた解析に基づき、分布や遺伝構造、および種分化のプロセス等を解明する。鹿児島県および沖縄県の島嶼、および小笠原諸島を訪れ、対象となる微小菌類およびその宿主植物のサンプリングを行った。	2024 年度～ 継続中

研究課題	概要	研究期間
普遍研究：ヤドリギ類の生態学的研究	半寄生植物のヤドリギ類(ヤドリギ、オオバヤドリギ、マツグミ、ヒノキバヤドリギ、ホザキヤドリギ等)の分布、生態について生態学的、生物地理学的視点から研究を行う。千葉県内におけるヤドリギ類の分布調査を行った。また、マツグミを食草とするマツグミヒメハマキの生態調査を行った。	2020年度～継続中
普遍研究：水位攪乱・かいぼり等による水環境保全技術の検証	水位攪乱、かいぼりなどによる池の水環境保全について、その機構を解明する。併せて埋土種子等の散布体を用いて土着株による水辺植生の再生に向けた取り組みについて、地域特性に応じた留意事項を検証する。環境生態工学の視点を取り入れた舟田池での水位攪乱による水環境保全技術を、環境省自然環境局皇居外苑管理事務所が所管する「皇居外苑濠」に適用し、外苑濠の水環境保全に役立てた。	2020年度～継続中
普遍研究：ジシギ類とヤマシギの生活史および分類学的研究	ジシギ類とヤマシギ(チドリ目シギ科)について、野外での捕獲調査や博物館標本の調査を行い、渡りや換羽等の生活史の記載および分類学的問題の解決を目指す。2024年4-5月及び7-10月にジシギ類、2024年10月から2025年3月にヤマシギの捕獲標識調査を実施した。ヤマシギにはGPSタグを装着し、渡り経路の追跡調査を開始した。	2024年度～継続中
普遍研究：絶滅危惧植物の生息域外保全に関する生態・遺伝学的研究	博物館で行われる絶滅危惧植物の生株維持、種子保存などの生息域外保全について、現在の取り組みが長期的な保全に有効か検証し、より効果的に生息域外保全を実行する手法について検討する。各国の絶滅危惧植物の生息域外保全状況を調査し、日本国内で行われている保全状況との比較検討を行った。	2023年度～継続中
普遍研究：展示や展示物のイメージに関する基礎的研究	来館者が展示や展示物に対して抱くイメージを知ることは、企画展や常設展更新を検討する上で有用である。また、幅広い層の来館者の満足度を上げる工夫を考える指針となる。本研究では、①展示の第一印象とイメージの変遷に関する研究、②様々な来館者にやさしい展示に関する研究、③“クジラ・イルカ”を例とした展示物に関する研究、④新型コロナウイルス感染症の影響に関する研究、以上4つの課題を基に多角的に取り組む。①イメージへの解析について形態素解析を行なった、②ミュージアム・アクセシビリティへの取り組みについて情報収集を行なった。③コロナ後についてのアンケートを実施した。④関連する展示情報収集を行った。	2020年度～継続中
普遍研究：来館の難しい人が博物館を楽しむための、チバニアンを用いた地域教育プログラム開発	これからの博物館の役割として社会や地域の課題への対応が望まれている。とりわけ、様々な要因によって来館の難しい人がおり、アクセス可能なプログラムを開発する必要がある。そこで、千葉県下で知名度が高い「チバニアン」というテーマで、アクセシビリティの高い地域学習プログラムの開発に取り組む。チバニアン期を題材とした教材を用いて、博物館について知ってもらうために、出前展示や盲学校での授業を実施した。この結果は、記事・報告を2編公表し、学会発表を5件実施した。また、併せて行った資料の3D化についても、記事・報告を1編公表し、学会発表を7件行った。	2023年度～継続中
普遍研究：子どもの発達段階に応じて学ぶ「蜃気楼」の教育プログラムの開発と実践	未就学児、小学生、中学生の各子どもの発達段階において、「蜃気楼」を教材として授業に取り上げながら、身近な自然現象へ興味を抱く教育プログラムを博学連携を通して開発し実践する。これにより地域の魅力を発見することで、子ども達の郷土愛を育み身近な自然への関心を誘う。九十九里町のこども園5才児組と小学校1校の6年生対象に、蜃気楼を題材に授業を実施した。こども園では逃げ水を中心に野外で観察し、室内で蜃気楼の水槽実験をすることで、身近に起きる不思議な現象を体験した。望遠鏡を使ってツバメの子育てを授業前に観察することで、望遠鏡の扱いにも慣れることが分かった。小学校では総合的な学習の時間を活用し、年間を通して蜃気楼を学ぶことができた。	2021年度～継続中
普遍研究：博物館の自由研究支援事業の効果に関する研究	学校と博物館が連携した事業の一例である自由研究支援事業を対象として、学芸員による助言指導が児童・生徒の学びにどのような効果をもたらしているか明らかにする。昨年度に引き続き、夏休みの自由研究相談会の参加者に対してアンケート調査を実施した。その結果、参加者の多くは作品展等への出展へ意欲があり、博物館へ相談した方が良いと回答していたが、学校の先生以外の指導を受けたことがある参加者は少なかった。この傾向は昨年度と同様であり、博物館における自由研究支援事業が児童・生徒の自由研究の遂行上有益に機能している可能性があることが示された。	2021年度～継続中
普遍研究：博物館と学校との博学連携による博物館学習の推進に関する研究	先進的な博物館の学校教育対応と展示環境の調査を通して、博学連携による博物館学習及び学校教育に対応した博物館展示のあり方について研究する。博物館の学校利用の現状を分析し、実態に即した博物館学習と展示改善を推進する。博物館の最大の強みは「触れることのできる標本」だと考え、博物館学習に取り組んだ。今年度は千葉盲学校と連携した授業を学芸員の協力を得ながら3回実施した。これにより、視覚に障害を持つ児童生徒を対象にした場合、標本のもたらす影響は大きく、効果的に学習を進めることができた。また、博物館における合理的配慮について理解を深めるため、特別支援教育課より2名の講師を招き、博物館職員対象の研修会を二度開催した。当館を多くの学校に利用していただくため、今後も博物館学習の内容を精査していきたい。	2023年度～継続中
普遍研究：明治期から戦前にかけて収集された哺乳類標本の保管状況に関する研究	日本では、明治期に近代的動物学が欧米より取り入れられて以降、多くの標本が制作・蓄積されてきた。戦前に収集された哺乳類標本を中心に保管状況を調査し、それらの標本の収集・移管・損失の経緯を明らかにする。兼務のため、調査は実施できなかった。これまでの調査による普及書を執筆した(出版は来年度以降)。	2023年度～継続中
普遍研究：学校に保管されている自然誌標本の実態把握と活用方法開発に関する研究	高等学校等に保管されている自然誌標本の保管状況を調査し、学校および博物館における、これらの標本の活用方法を検討する。これまでの調査結果をもとに、高等学校における自然誌標本の保管・活用を図るための取り扱いマニュアルを編集、発行した。また、標本の記録が残されている媒体として生物部誌に注目し、調査結果を学会で発表し、生物部誌の保存を訴えた。	2023年度～継続中
房総半島の海洋生物相とその特徴：房総半島沿岸の魚類相	房総半島は北部と南部、太平洋岸と東京湾岸で海洋環境が大きく異なり、千葉県全体として多様な魚類相が形成されている。この魚類相の特徴を、県内および県外各地からの標本・資料収集により明らかにする。地元漁業者や一般の方から提供された魚類には、分布北限記録となるクラケエビスや、キンメダイの幼魚「いとひききんめ」など貴重な標本登録を行った。県外資料調査では、2025年2月に福島県いわき市で魚類の比較標本の収集を行った。	2006年度～継続中
房総半島の海洋生物相とその特徴：房総半島の海産無脊椎動物相	房総半島に生息する海産無脊椎動物相を掌握するため、資料の収集、同定、分類学的研究等を行う。県民からの情報提供により、富津市金谷において東京湾及び千葉県で初記録となるキクマメスナギンチャク <i>Zoanthus sansibaricus</i> の分布を確認した。館山市で採集された標本を含め、カノコニセツノヒラムシ <i>Phrikoceros sagamianus</i> を再記載した。館山市沖の島および鋸南町浮島周辺で潜水調査を行い、千葉県初記録となる有藻性イシサンゴ類の分布を確認した。海産等脚類マルオヘラムシ <i>Pentidotia rotundata</i> を千葉県新記録種として報告した。	2006年度～継続中

研究課題	概要	研究期間
房総半島の海洋生物相とその特徴：房総半島沿岸の海藻相	房総半島沿岸の海藻相とその特徴を明らかにする。勝浦市を中心に房総半島各地で適宜採集を行い、千葉県新産と考えられる紅藻コスジサエダなど 172 点の資料を登録した。	2006 年度～継続中
房総半島の海洋生物相とその特徴：房総半島の鳥類相	房総半島周辺海域における海鳥の分布と生態ならびにそれらの季節変化を、直接観察とバイオロギングによって明らかにし、その特徴を海流や海底地形、漁業等の環境要因に着目して解析する。海の博物館周辺に生息する鳥類相のモニタリング調査を毎月実施するとともに、海の博物館沖におけるオオミズナギドリの局所的な生息状況に関するデータを収集し、常設展示室における「こんな研究をやっています」および「鶴原理想郷の自然情報」コーナーに反映し来館者に情報提供した。	2006 年度～継続中
海博専門研究：沿岸性魚類の繁殖生態	沿岸性海産魚類の繁殖生態(なわばり行動、産卵行動、卵保護行動など)について、フィールド観察を主体にして明らかにする。南房総および伊豆半島沿岸において、魚類の繁殖行動を潜水調査した。黒潮大蛇行による冬期の海水温上昇に起因すると思われる温帯種の消失が確認され、第 23 回東日本魚類生態研究会(いわき市)で口頭発表を行った。	2012 年度～継続中
海博専門研究：日本産共生性コエビ類の分類学的研究	テナガエビ科を中心として、様々な海産無脊椎動物と共生するコエビ類の分類学的研究を行う。琉球列島産の標本と海の博物館所蔵のタイプ標本に基づき、ゴウザンゼカクレエビ <i>Ngankeecaris dardanicola</i> に対してゴウザンゼカクレエビ属 <i>Ngankeecaris</i> を創設した。千葉県銚子市からサラサエビ <i>Rhynchocinetes uritai</i> とアカシマモエビ <i>Lysmata vittata</i> の新産地を報告した。	2006 年度～継続中
海博専門研究：原始紅藻亜綱植物の分類学的、生態学的研究	日本産原始紅藻亜綱植物の分類学的再検討を行うとともに、生活史について明らかにする。東北地方や新潟県沿岸に見られるアマノリ類のうち分類学的に未解明な点のあるムロネアマノリ、サツキノリについて、共同研究者と形態観察、DNA 解析等を行い、その所属について検討し、結果の一部について論文の作成を進めた。	2006 年度～継続中
海博専門研究：イソギンチャク類の分類・生態学的研究	イソギンチャク類について、その「形」を明らかにしていくとともに、DNA 解析の手法を用いた検証を行い、日本産のイソギンチャク類の分類の再検討を行う。海山域及び超深海で採集されたツノサンゴ類及びイソギンチャク類、ハナギンチャク類について分類学的研究を行った。このうち、南日本の海山の水深 525 m で発見された深海性のツノサンゴ類の <i>Leiopahtes</i> sp. cf. <i>annosa</i> が、従来報告されている動物のなかで最長寿となる約 7,000 年生きていることを報告した。	2006 年度～継続中
海博専門研究：日本産イシサンゴ類の分類・生物地理に関する研究	日本産のイシサンゴ類はこれまでに約 500 種が知られるが、無藻性種や温帯域の有藻性種を中心に従来の同定を再検討すべき種が多数存在する。本研究では、これらの種の再検討を中心として、日本産イシサンゴ類の分類学的・生物地理学的研究を行う。ウェブ上で公開されている『日本産有藻性サンゴ類 WEB 図鑑』の編集作業を行うとともに、クサビライシ科の属・種のページ合計 15 件を執筆し、公表した。また、日本サンゴ礁学会第 27 回大会において、日本産クサビライシ類の分類に関する発表を行った。	2017 年度～継続中
海博専門研究：小学校「生活科」教科書改訂に伴う生物教材の変更と提案	小学校「生活科」教科書の改訂に伴い、小学校低学年における、夷隅地域の有効な生物教材の選定と考察を行った。小学校「生活科」の生物教材として、甲殻類(サワガニ・アカテガニ)やハマダンゴムシなどを夷隅郡市の教員研修で提案した。提案した生物教材を扱った授業を行った。	2024 年度～継続中
海博専門研究：海鳥の採餌戦略	漁業や洋上風力発電をはじめとする沿岸域の人間活動が生態系に及ぼす影響について、最高次捕食者である海鳥の行動生態を目視やバイオロギングにより観察することで、行動生態学ならびに保全生態学の観点から検討する。房総半島および周辺地域におけるウミウおよびオオミズナギドリの採餌域(行動圏)を GPS データロガーを用いて個体レベルで追跡するとともに、ウミウの集団ねぐらにおける個体数の季節変化を調査し、その成果の一部を日本鳥学会 2024 年度大会と学術雑誌「Animal Biotelemetry」で発表した。	2023 年度～継続中

11.5 環境保全協定締結工場

(令和7年4月1日現在)

関係市	工場名	所在地	締結年月日	
千葉市	J F E スチール (株) 東日本製鉄所千葉地区	千葉市中央区川崎町 1	H22. 2. 17	
	(株) J E R A 千葉火力発電所	千葉市中央区蘇我町2-1377	H22. 2. 17	
	J F E 鋼板 (株) 東日本製造所 (千葉地区)	千葉市中央区塩田町385-1	H22. 2. 17	
	新東日本製糖 (株) 本社工場	千葉市美浜区新港36	H22. 2. 17	
	サミット美浜パワー (株) 千葉みなと発電所	千葉市美浜区新港35	H22. 2. 17	
	(株) J-オイルミルズ 千葉工場	千葉市美浜区新港230	H22. 2. 17	
市原市	ゼロワットパワー (株) 美浜発電所	千葉市美浜区新港228-1	H22. 2. 17	
	(株) レゾナック 千葉事業所	市原市八幡海岸通 3	H22. 2. 17	
	キャボットジャパン (株) 千葉工場	市原市八幡海岸通 3	H22. 2. 17	
	王子コーンスターチ (株) 千葉工場	市原市八幡海岸通 9	H22. 2. 17	
	D I C (株) 千葉工場	市原市八幡海岸通 12	H22. 2. 17	
	A G C (株) 千葉工場	市原市五井海岸 10	H22. 2. 17	
	J N C 石油化学 (株) 市原製造所	市原市五井海岸 5-1	H22. 2. 17	
	丸善石油化学 (株) 千葉工場	市原市五井海岸 3	H22. 2. 17	
	コスモ石油 (株) 千葉製油所	市原市五井海岸 2	H22. 2. 17	
	デンカ (株) 千葉工場	市原市五井南海岸 6	H22. 2. 17	
	日本曹達 (株) 千葉工場	市原市五井南海岸 12-8	H22. 2. 17	
	K H ネオケム (株) 千葉工場	市原市五井南海岸 11	H22. 2. 17	
	U B E エラストマー (株) 千葉工場	市原市五井南海岸 8-1	H22. 2. 17	
	大阪国際石油精製 (株) 千葉製油所	市原市千種海岸 1	H22. 2. 17	
	東レ (株) 千葉工場	市原市千種海岸 2-1	H22. 2. 17	
	(株) E N E O S マテリアル 千葉工場	市原市千種海岸 5	H22. 2. 17	
	三井化学 (株) 市原工場	市原市千種海岸 3	H22. 2. 17	
	出光興産 (株) 千葉事業所	市原市姉崎海岸 2-1	H22. 2. 17	
	(株) J E R A 姉崎火力発電所	市原市姉崎海岸 3	H22. 2. 17	
	住友化学 (株) 千葉工場 (姉崎地区)	市原市姉崎海岸 5-1	H22. 2. 17	
	日本板硝子 (株) 千葉事業所	市原市姉崎海岸 6	H22. 2. 17	
	古河電気工業 (株) 千葉事業所	市原市八幡海岸通 6	H22. 2. 17	
	(株) レゾナック 五井事業所	市原市五井南海岸 14	H22. 2. 17	
	(株) 三井 E & S 千葉事業場	市原市八幡海岸通 1	H22. 2. 17	
	三菱製鋼 (株) 千葉製作所	市原市八幡海岸通 1-6	H22. 2. 17	
	D M 三井製糖 (株) 千葉工場	市原市八幡海岸通 2-16	H22. 2. 17	
	京葉モノマー (株)	市原市五井南海岸 11-6	H22. 2. 17	
	ゼロワットパワー (株) 市原発電所	市原市五井南海岸 8-9	H22. 2. 17	
	市原パワー (株)	市原市八幡海岸通 1	H27. 3. 31	
	五井ユナイテッドジェネレーション (同)	市原市五井海岸 1-2	R2. 12. 23	
	市原グリーン電力 (株)	市原市八幡海岸通 1	R3. 1. 22	
	市原八幡埠頭バイオマス発電 (同)	市原市八幡海岸通 2-10	R3. 5. 26	
	袖ヶ浦市	住友化学 (株) 千葉工場 (袖ヶ浦地区)	袖ヶ浦市北袖 9-1	H22. 2. 17
		富士石油 (株) 袖ヶ浦製油所	袖ヶ浦市北袖 1	H22. 2. 17
		吉野石膏 (株) 千葉第一工場	袖ヶ浦市北袖 18	H22. 2. 17
		広栄化学 (株) 千葉工場	袖ヶ浦市北袖 25	H22. 2. 17
日産化学 (株) 袖ヶ浦工場		袖ヶ浦市北袖 11-1	H22. 2. 17	
N C 東京ベイ (株)		袖ヶ浦市北袖 14	H22. 2. 17	
(株) J E R A 袖ヶ浦火力発電所		袖ヶ浦市中袖 2-1	H22. 2. 17	
旭化成 (株) 製造統括本部川崎製造所千葉工場		袖ヶ浦市中袖 5-1	H22. 2. 17	
チヨダウーテ (株) 千葉工場		袖ヶ浦市北袖 12-1	H22. 2. 17	
吉野石膏 (株) 千葉第二工場		袖ヶ浦市南袖 52	H22. 2. 17	
(株) 荏原製作所 袖ヶ浦事業所		袖ヶ浦市中袖 20-1	H22. 2. 17	
東京瓦斯 (株) 袖ヶ浦 L N G 基地		袖ヶ浦市中袖 1-1	H22. 2. 17	
(株) 中袖クリーンパワー 中袖クリーンパワー発電所		袖ヶ浦市中袖 5-1	H22. 2. 17	
吉野石膏 (株) 千葉第三工場		袖ヶ浦市南袖 46-48	H22. 2. 17	
エコシステム千葉 (株)		袖ヶ浦市長浦拓 1 号 1-51	H22. 2. 17	
日本テクノ (株) 日本テクノ袖ヶ浦グリーンパワー		袖ヶ浦市南袖 50-1	H24. 6. 29	
(株) 新中袖発電所 新中袖発電所		袖ヶ浦市中袖 5-2	H26. 8. 29	
袖ヶ浦バイオマス発電 (株) 袖ヶ浦バイオマス発電所		袖ヶ浦市中袖 5-6	H31. 4. 1	
木更津市		(株) かざさクリーンシステム	木更津市新港 17-2	H22. 2. 17
君津市		君津共同火力 (株) 君津共同発電所	君津市君津 1	H22. 2. 17
木更津市 君津市 富津市	日本製鉄 (株) 東日本製鉄所君津地区	君津市君津 1	H22. 2. 17	
富津市	(株) J E R A 富津火力発電所	富津市新富 25	H22. 2. 17	
	日本製鉄 (株) 技術開発本部	富津市新富 1	H22. 2. 17	
	(株) 上総安房クリーンシステム	富津市新富 21-3	R6. 2. 22	
計			53 社 62 工場	

## 11.6 かずさ環境協定締結事業所

(令和7年4月1日現在)

立地市	事業所	締結年月日
木更津市	(公財) かずさディー・エヌ・エー研究所	H6. 6. 21
	かずさインキュベーションセンター	H10. 12. 28
	(独) 製品評価技術基盤機構 バイオテクノロジーセンター	H14. 2. 13
	スマートソーラー (株) スマートソーラー技術研究所	H20. 8. 19
	三愛オブリテック (株) CT事業本部 かずさ事業所	H21. 7. 31
	(株) 東京機械製作所 かずさテクノセンター	H23. 4. 1
	(公財) 地球環境産業技術研究機構/Green Earth Institute (株) Green Earth 研究所	H25. 12. 24
	(株) エジソンパワー 本社工場	H25. 12. 24
	荏原実業 (株) かずさ生産技術センター・かずさファシリティー開発センター	H26. 6. 27
	多摩川スカイプレジジョン (株)	H26. 10. 2
	SUS (株) 千葉事業所	H28. 3. 10
	社会福祉法人かずさ萬燈会 八天堂きさらづ	H30. 1. 15
	(株) FRD ジャパン かずさ研究所	H30. 6. 6
	第三化成 (株) かずさパリレンコーティングセンター	H30. 11. 9
	(株) プロテイン・エクスプレス	H31. 4. 12
	(株) プリントパック 関東木更津工場	R元. 10. 23
	たつみ工業(株) アカデミアパーク木更津プラント	R5. 1. 17
	CJ FOODS JAPAN (株) 千葉工場	R6. 2. 20
	君津市	佐藤製薬 (株) かずさアカデミア工場
河村産業 (株) かずさ工場		H15. 5. 2
児玉工業 (株)		H17. 7. 22
(株) 弘洋 かずさアカデミア工場		H18. 11. 1
日伸精機 (株) かずさ工場		H20. 3. 28
(株) アウレオ かずさ工場		H20. 6. 23
黒田精工 (株) かずさアカデミア工場		H20. 7. 14
(株) ドペル 本社工場		H27. 2. 19
中嶋産業 (株) 関東支店 かずさ工場	H28. 12. 21	
テックウインド (株) Tekwind R&D Center	R5. 11. 30	
計		28 事業所

## 11.7 環境関係各種機関設置状況

### 11.7.1 審議機関等

種類	名称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構成
審議機関等	千葉県環境影響評価委員会 (環境政策課)	H11.4.30	千葉県行政組織条例	知事の諮問に応じ、千葉県環境影響評価条例に規定する事項その他環境影響評価に関し知事が必要と認める事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を答申する。	学識経験者 15名 (20名以内)
	千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画等策定協議会 (大気保全課)	H5.2.18	自動車NOx・PM法	自動車NOx・PM法に基づく特定地域に係る自動車排出窒素酸化物総量削減計画及び粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する。	知事、公安委員会委員長、関係市町村の長、関係地方行政機関の長、関係道路管理者、事業者の代表者、住民の代表者 35名以内
	千葉県環境審議会 (環境政策課)	H6.8.1	環境基本法、自然環境保全部	県の環境保全に関して基本的事項を調査審議する。	県議会議員、学識経験者、住民の代表者、市及び町村の代表者 47名以内
	千葉県廃棄物処理施設設置等審議会 (廃棄物指導課)	H25.7.9	千葉県行政組織条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による意見具申、並びにその他廃棄物処理施設に関する事項等について調査審議する。	学識経験者 7名
	千葉県地質環境対策審議会 (水質保全課)	H25.7.9	千葉県行政組織条例	地盤沈下、地下水汚染及び土壌汚染の対策に関する重要事項について調査審議する。	学識経験者 9名 (10名以内)
審査に基づく	千葉県公害審査会 (環境政策課)	S46.3.15	千葉県行政組織条例(公害紛争処理法)	公害紛争処理法に基づき公害に係る紛争について、あつせん、調停又は仲裁を行う。また、県環境保全条例に基づき、地下水位の著しい低下に係る紛争について、あつせんを行う。	人格が高潔で識見の高い者 13名 (15名以内)

注：定数と現員数に相違ある場合は( )中に定数を示した。

### 11.7.2 各県との協議・協力機関

名称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構成
関東地区地盤沈下調査測量協議会	S37.10.1	関東地区地盤沈下調査測量協議会規約	地盤沈下調査を担当する関係機関相互の連絡を密にする。	関係11都府県 国土院
全国大気汚染防止連絡協議会	S38.12.5	全国大気汚染防止連絡協議会規約	大気汚染防止法に係る行政における協力関係ないし連携体制の確保ならびに資料及び情報の交換を図る。	47都道府県及び大気汚染防止法政令市等
関東地方水質汚濁対策連絡協議会	S33.10.1	関東地方水質汚濁対策連絡協議会規約	関東地方の主要河川(利根川、荒川、多摩川等)の水質の実態把握、汚濁過程の究明、汚濁防止対策の樹立に資する。	関係12都府県 国土交通省 水資源機構
関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会	S50.3.25	関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会会則	産業廃棄物の事務に関し、県等の相互間及び国との連絡調整等を行うことにより、産業廃棄物の処理対策の円滑な運営を図る。	関係10都府県19市
東京湾岸自治体環境保全会議	S50.8.22	東京湾岸自治体環境保全会議規約	東京湾の水質浄化を図るため、関係自治体が協議し、連帯的・統一的な施策を推進する。	東京湾岸の1都2県6区16市1町
首都圏自然歩道連絡協議会	S53.9.8	首都圏自然歩道連絡協議会規約	会員相互の連絡を密にし、首都圏自然歩道の普及啓発活動を行うとともに利用の促進を図る。	千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県
主要都道府県産業廃棄物担当課長会議	S55.11.12	主要都道府県産業廃棄物担当課長会議会則	産業廃棄物処理対策に関する全国的な共通課題について相互に連絡調整及び調査検討を行うことにより、産業廃棄物の適正処理を推進し、産業廃棄物行政の発展向上に資する。	関係15都道府県
九都府県首脳会議環境問題対策委員会	H元.11.16	九都府県首脳会議の下部組織として設置	首都圏環境宣言等を踏まえ、快適な地域環境を創造し、このことを通じて地球環境の保全に貢献するため、九都府県として共同協働して取り組むべき方策について検討するとともに、必要な取組を実施し、首脳会議に報告する。	千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市
九都府県産業廃棄物問題検討委員会	S61.6.11	九都府県首脳会議の下部組織として設置	資源循環型社会の構築を目指し、九都府県が共同・協働し、広域的な対応が求められる産業廃棄物処理に関する方策等について検討するとともに、必要な取組を実施し、首脳会議に報告する。	千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市
全国生活排水対策連絡協議会	S55.9.2	全国生活排水対策連絡協議会規約	全国都道府県における生活排水対策行政の推進を図る。	40都道府県関係部局
関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱推進協議会	H4.12.10	関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱推進協議会規約	関東平野北部における地下水採取による地盤沈下を防止し、地下水の保全を図るため情報交換、連絡調整を行う。	国土交通省等7府県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、さいたま市

### 11.7.3 県、市町村の協議・協力機関

名 称	設置 年月日	設置の根拠	所掌事務（目的）	構 成
千葉県環境衛生促進協議会	S37.6.5	千葉県環境衛生促進協議会会則	資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物の処理及び清掃等に関する事業の施策推進を図る。	県、市町村、一部事務組合
新川汚染防止対策協議会	S44.7.22	新川汚染防止対策協議会会則	新川及びその支川の水質保全及び汚染防止を図るとともに、良好な河川環境を維持するために必要な対策を協議し、所要事業を行う。	県、関係3市町、関係団体
印旛沼水質保全協議会	S46.8.28	印旛沼水質保全協議会会則	印旛沼の水質を保全するための必要な事業を実施し、印旛沼の広域価値を増進するとともに、良好な生活環境を保全する。	県、関係13市町、関係団体等
栗山川汚染防止対策協議会	S47.6.10	栗山川汚染防止対策協議会会則	栗山川及びその支川の水質と環境を保全し、汚染防止を図り、清潔な河川として維持するために必要な対策を協議し、所要事業を行う。	県、関係6市町村、関係団体等
九十九里地域地盤沈下対策協議会	S47.6.14	九十九里地域地盤沈下対策協議会規約	九十九里地域の地盤沈下に伴う被害を未然に防止し、地域の健全な発展と地域住民の福祉の増進に資する。	県、関係14市町村
夷隅川等浄化対策推進協議会	S48.9.26	夷隅川等浄化対策推進協議会規約	夷隅川等河川に関係する企業及び組合等が一体となり、浄化対策を積極的に図るとともに地域住民の生活環境保全に寄与する。	県、関係4市町、関係企業、団体等
手賀沼水環境保全協議会	S50.2.18	手賀沼水環境保全協議会会則	手賀沼及びその流域の総合的な水環境保全について、関係者の意識共有と連携した取組を図り、恵み豊かな手賀沼の再生と流域住民の良好な生活環境を保全する。	県、関係7市、関係団体
美しい作田川を守る会	S60.1.30	美しい作田川を守る会会則	作田川及び支川の水質と環境を保全し、汚染防止を図り、清潔な河川として維持するため必要な対策を協議し、所要事業を行うとともに、住民の意識高揚を図る。	県、関係4市町、関係団体等
黒部川貯水池水質保全対策協議会	H6.10.21	黒部川貯水池水質保全対策協議会規約	黒部川貯水池の水質保全に関し、関係機関が実施する対策の総合的な協議・連絡調整を図り、水質保全の各種施策の円滑な推進に寄与する。	県、関係3市町、関係団体
高滝ダム貯水池水質保全対策協議会	S63.7.18	高滝ダム貯水池水質保全対策協議会規約	高滝ダム貯水池の水質保全に関して関係機関が実施する対策の総合的な協議・連絡調整を図り、各種対策の推進に寄与する。	県、関係2市町
一宮川等流域環境保全推進協議会	H3.4.23	一宮川等流域環境保全推進協議会会則	一宮川及び支川の水質と環境を保全し、汚濁防止を図り、清潔な河川として維持するため必要な対策を協議し、所要事業を行うとともに、住民の意識高揚を図る。	県、関係7市町、関係団体等
美しい木戸川を守る会	H4.5.27	美しい木戸川を守る会会則	木戸川及び支川の水質と環境を保全し、清潔な河川として維持するため必要な対策を協議し所要事業を行うとともに住民の意識高揚を図る。	県、関係5市町村、関係団体
県立九十九里自然公園車両乗入れ防止対策連絡会議	H10.4.1	県立九十九里自然公園車両乗入れ防止対策連絡会議設置要綱	県立九十九里自然公園車両乗入れ規制における効果的な乗入れ防止対策の推進を図る。	県関係課長等7名、関係市町村9名
石綿（アスベスト）対策連絡会議	H18.3.1	千葉県内における建築物等の解体工事に係る石綿の飛散及びばく露防止に関する協定	石綿を取り扱う建築物等の解体工事に伴う労働者の健康被害の発生及び周辺環境への石綿の飛散防止の徹底を図る。	千葉労働局、県、関係6市
海匝地域北東部地下水保全対策協議会	H19.1.18	海匝地域北東部地下水保全対策協議会設置要領	海匝地域北東部の地下水保全に関する適切かつ総合的な対策を推進する。	県、関係2市、関係団体等
養老川水質汚染問題連絡会議	H11.8.25	養老川水質汚染問題連絡会議運営要領	廃棄物埋立跡地から養老川へ汚染物質が流入している問題に関し、汚染拡大防止の対策を検討・実施する。	県、市原市
千葉県地質環境インフォメーションバンク運営会議	H14.11.21	千葉県地質環境インフォメーションバンク運営会議規約	地質調査資料の収集・管理及び公開の実施並びに地質環境インフォメーションバンクの円滑な運営を図る。	県、千葉市外3市町
千葉県湖沼水質保全計画等推進連絡協議会	H2.9.11	千葉県湖沼水質保全計画等推進連絡協議会設置要領	湖沼の水質浄化を図るため、湖沼水質保全計画等の策定及び推進を図る。	県関係課長及び県環境研究センター長等17名、市町17名
千葉県市原地先（市原港）の底質に係るダイオキシン類対策連絡調整会議	H14.12.24	千葉県市原地先（市原港）の底質に係るダイオキシン類対策連絡調整会議設置要綱	市原港内の高濃度のダイオキシン類に汚染された底質の環境修復に向けて、関係機関との調整を図る。	委員（関係課長、関係出先機関の長、関係市）7名 オブザーバー（国の関係機関）2名
千葉県天然ガス環境対策協議会	H8.3.26	千葉県天然ガス環境対策協議会規約	天然ガスかん水の採取に伴う地盤沈下の防止等に資するため、対策及び適正採取の方策等について協議・検討する。	県、茂原市、関係企業 オブザーバー（国の関係機関）
千葉県海岸漂着物対策推進協議会	H22.11.10	千葉県海岸漂着物対策推進協議会設置要綱	千葉県の海岸における良好な景観と環境を保全するため、円滑な意思疎通や連絡調整を図る。	環境省、国土交通省、県関係課長、関係10市町村、関係団体

#### 11.7.4 県庁内の協議機関

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務（目的）	構成
地下水汚染対策連絡会	S59.11.22	地下水汚染対策連絡会設置要領	地下水汚染対策に関し、関係部局相互の連絡調整を図り総合的な対策を推進する。	関係課長 11名
千葉県廃棄物処理施設設置等協議会	S61.4.1	千葉県廃棄物処理施設設置等協議会要領	廃棄物処理施設の設置等の計画について審査し、適正な指導を図る。	関係課長等 34名
千葉県環境基本計画推進会議	H19.3.16	千葉県環境基本計画推進会議設置要綱	千葉県環境基本計画の推進を図るため、計画の策定、見直しや推進に関する事項を検討する。	会長：知事 委員：副知事、各部局長
千葉県環境学習推進連絡会議	H5.1.8	千葉県環境学習推進連絡会議設置要綱	千葉県における環境学習施策を総合的かつ効果的に推進する。	関係課長 29名
東京湾青潮等調査連絡会議	H7.1.12	東京湾青潮等調査連絡会議設置要領	東京湾の青潮等水質悪化事象について、各部局相互の情報交換、連絡調整を図り、改善関連施策の検討を行う。	会長：環境生活部次長 関係課副課長等 10名
東京湾総量削減計画連絡会議	H12.6.15	東京湾総量削減計画連絡会議設置要綱	東京湾における富栄養化防止等の水質保全に関し、総量削減計画の推進等を協議する。	会長：環境生活部次長 関係課長 15名
バイオマス庁内連絡会議	H15.7.14	バイオマス庁内連絡会議設置要綱	バイオマスの利活用促進に関して関係各課が意見の交換、施策の検討を行う。	会長：副知事 委員：関係部長 6名 幹事：関係課長 26名
千葉県使用済自動車適正処理協議会	H16.6.9	千葉県使用済自動車の適正処理に関する指導要綱	使用済自動車の解体施設や解体自動車の破砕施設の設置等について適正な指導を図る。	委員（関係課長、関係出先機関の長） 32名
千葉県アスベスト問題対策会議	H17.9.22	千葉県アスベスト問題対策会議設置要綱	アスベスト問題に係る専門的・横断的な施策・方針の決定並びに実施。	会長：環境生活部長 関係部局長 12名
千葉県カーボンニュートラル推進本部	R4.5.2	千葉県カーボンニュートラル推進本部設置要綱	カーボンニュートラルの実現に向けた総合的な施策について企画立案し、推進する。	本部長：知事 副本部長：副知事 本部員：各部局長
千葉県自動車環境対策推進連絡調整会議	H23.11.1	千葉県自動車環境対策推進連絡調整会議設置要領	千葉県における自動車環境対策を推進する。	委員（関係課長） 19名

## 12 市町村における環境保全活動

- 12.1 市（町村）民環境憲章等
- 12.2 条例の制定
  - 12.2.1 環境保全に関する基本的事項を定めた条例制定状況
  - 12.2.2 公害規制に関する基本的事項を定めた条例制定状況
  - 12.2.3 土地等の埋立て及び地質等の規制に関する条例制定状況
  - 12.2.4 廃棄物の処理に関する条例制定状況
  - 12.2.5 ポイ捨て防止条例制定状況
  - 12.2.6 水源保護条例制定状況
  - 12.2.7 自然保護条例制定状況
  - 12.2.8 太陽光発電施設に関する条例等制定状況
  - 12.2.9 その他の環境保全に関する条例制定状況
- 12.3 環境基本計画等の策定
  - 12.3.1 環境基本計画策定状況  
環境白書策定状況
  - 12.3.2 緑の基本計画策定状況
  - 12.3.3 生物多様性地域戦略策定状況
  - 12.3.4 地球温暖化対策実行計画策定状況
- 12.4 省エネルギー等設備の設置に関する補助制度
- 12.5 地球環境保全のための事業
- 12.6 保存樹木・保全緑地等
- 12.7 自然環境保全のための協定制度
- 12.8 自然環境保全のための基金
- 12.9 野生動植物の保護・育成等
- 12.10 河川（湖沼）浄化事業
- 12.11 水辺環境保全・親水等の事業
- 12.12 地下水（湧水）保全・名水保全整備等の事業
- 12.13 リサイクル・分別収集
- 12.14 ごみ減量化対策
- 12.15 環境学習関連事業
- 12.16 環境保全活動への助成
- 12.17 その他の取組

## 12.1 市（町村）民環境憲章等

市町村名	名 称	内 容	宣 言 日
千 葉 市	緑と水辺の都市宣言	豊かな緑ときれいな水辺の都市づくりを市民の総力をあげて進めるための誓いであり、本市の緑と水辺の都市づくりの根本をなすもの。	S59. 10. 20
銚 子 市	産業廃棄物最終処分場設置反対・不法投棄しないさせない都市宣言	本市の自然環境を破壊し、環境汚染を引き起こすおそれのある産業廃棄物最終処分場の設置と廃棄物の不法投棄を防止するため、ここに銚子市を「産業廃棄物最終処分場設置反対・不法投棄しないさせない都市」とすることを宣言する。	H7. 6. 29
木 更 津 市	木更津市民憲章	私たちは、東京湾と上総丘陵がおりなす美しい風土に恵まれ、先人により育まれた伝統と文化を受け継ぐ木更津市民です。私たちは、世界に開かれ、夢と希望に満ちた住みよいまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。	H29. 3. 22
旭 市	ごみ減量化と3R推進のまち宣言	市、市民及び事業者が3Rの重要性を認識し、ごみを限りなく減らし環境にやさしい資源循環型社会の形成を目指すため、ここに「ごみ減量化と3R推進のまち」となることを宣言します。	H29. 10. 1
習 志 野 市	習志野市文教住宅都市憲章	わたくしたち習志野市民は、青い空と、つややかな緑をまもり、住みよいまちをつくります等理想とするまちづくりのための宣言をし、憲章として定める。	S45. 4
市 原 市	不法投棄絶滅宣言	市民、事業者、行政が一体となって、緑豊かな郷土を守るために不法投棄を「しない」「させない」「許さない」をスローガンに不法投棄絶滅をめざし行動することを宣言する。	H12. 7. 5
八 千 代 市	緑の都市宣言	本市が緑に囲まれた潤いのあるまちづくりを目指し、緑地の保全と緑化の推進の基本的な理念を表す。	S62. 5. 23
鎌 ヶ 谷 市	緑の都市宣言	全ての市民が力を合わせ「自然と調和した住みよいまち、緑とふれあいのあるふるさと鎌ヶ谷」の実現をめざす。	H3. 10. 12
君 津 市	君津市民憲章	豊かな伝統と、明るい未来をもつわたくしたち君津市民はたがいに手を取りあい、やすらぎのある住みよいまちをつくるため、市民憲章を定めます。	S51. 10. 1
	環境グリーン都市宣言	2050年までに二酸化炭素等の温室効果ガスの実質排出量をゼロにしつつ、環境と経済が調和した持続可能な「環境グリーン都市」を目指すことを宣言します。	R3. 9. 1
富 津 市	富津市民憲章	美しい海と山にかこまれ、緑と太陽に恵まれた、文化遺産豊かな歴史のふるさとに住むわたくしたち富津市民は、生々発展する新しいまちづくりのために努力することを誓って市民憲章を定めます。	S49. 10. 1
袖 ヶ 浦 市	環境保全都市宣言	「地球的規模で考え、地域で環境を守り育てる」等6つの目標を掲げ、市民の総意として宣言。	H3. 6. 14
白 井 市	環境都市宣言	環境保全や環境問題に対する意識啓発を行い、市民、事業者、行政が一体となって「自然を愛し調和とうるおいのあるまちづくり」を進めることを目的として、宣言を行った。	H8. 10. 6
香 取 市	産業廃棄物最終処分場設置に反対する宣言	香取市は地下水を汚染し、市の豊かな自然環境を破壊するおそれのある産業廃棄物最終処分場の設置に反対し、市の住みよい環境と緑を守り、快適で健康なまちづくりに努めることを宣言する。	H19. 12. 21
大 網 白 里 市	環境都市宣言	住民・事業者・行政が協働して環境と活力の調和した快適なまちを創り、次代に引き継ぐことを市民全員の恒久的共通認識とし、これまで以上に地球環境保全に取り組むための機運を熟成させるため、環境都市を宣言。	H22. 9. 1

## 12.2 条例の制定

### 12.2.1 環境保全に関する基本的事項を定めた条例制定状況

市町村名	名 称	制 定 日
千 葉 市	千葉市環境基本条例	H6. 12. 21 H22. 3. 23改正
銚 子 市	銚子市環境基本条例	H13. 9. 27
市 川 市	市川市環境基本条例	H10. 7. 3
船 橋 市	船橋市環境基本条例	H9. 3. 31
館 山 市	館山市環境基本条例	H15. 12. 24
木 更 津 市	木更津市環境保全条例	H12. 12. 20 R7. 3. 22改定
野 田 市	野田市環境基本条例	H8. 7. 31
茂 原 市	茂原市環境条例	H9. 12. 25
成 田 市	成田市環境基本条例	H9. 3. 31
佐 倉 市	佐倉市環境基本条例	H8. 12. 24
東 金 市	東金市環境基本条例	H12. 12. 27
旭 市	旭市環境基本条例	H17. 7. 1
習 志 野 市	習志野市環境基本条例	H11. 9. 28
柏 市	柏市環境基本条例	H13. 9. 28 H17. 3. 22改正
勝 浦 市	勝浦市環境基本条例	H11. 12. 22
市 原 市	市原市民の環境をまもる基本条例	S48. 3. 31
流 山 市	流山市環境基本条例	H13. 7. 2
八 千 代 市	八千代市環境基本条例	H10. 11. 24
我 孫 子 市	我孫子市環境条例	H9. 6. 26 R7. 3. 24改正
鴨 川 市	鴨川市環境条例	H17. 2. 11
鎌 ケ 谷 市	鎌ヶ谷市環境基本条例	H20. 3. 24
君 津 市	君津市環境保全条例	H15. 3. 28
富 津 市	富津市環境条例	H16. 3. 26
浦 安 市	浦安市環境基本条例	H15. 10. 1
四 街 道 市	四街道市環境基本条例	H9. 9. 29
袖 ケ 浦 市	袖ヶ浦市環境条例	H11. 12. 27 H18. 12. 21改正
八 街 市	八街市環境基本条例	H10. 3. 25
印 西 市	印西市環境基本条例	H11. 3. 19
白 井 市	白井市環境基本条例	H12. 6. 30
富 里 市	富里市環境基本条例	H11. 3. 25
南 房 総 市	南房総市環境基本条例	H19. 12. 21
匝 瑳 市	匝瑳市環境基本条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市環境基本条例	H18. 3. 27
い す み 市	いすみ市環境基本条例	H17. 12. 5
大 網 白 里 市	大網白里市環境基本条例	H14. 3. 29 H24. 12. 14改正
酒 々 井 町	酒々井町環境基本条例	H29. 6. 20

栄町	栄町環境基本条例	H10.12.11
東庄町	東庄町環境基本条例	H15.3.7
九十九里町	九十九里町環境基本条例	H26.12.17
一宮町	一宮町環境基本条例	H18.3.14
睦沢町	睦沢町環境条例	H10.6.26
長生村	長生村環境条例	H12.3.10
長柄町	長柄町環境条例	H10.12.9
大多喜町	大多喜町環境基本条例	H8.12.19
御宿町	御宿町環境保全条例	S48.6.27

## 12.2.2 公害規制に関する基本的事項を定めた条例制定状況

市町村名	名称	制定日
千葉市	千葉市環境保全条例	H7.10.2 R7.2.28改正
銚子市	銚子市環境保全条例	H13.9.27 R7.6.1改正
市川市	市川市環境保全条例	H10.7.3 R7.3.21改正
船橋市	船橋市環境保全条例	H14.12.27 R7.3.28改正
館山市	館山市公害防止条例	S47.10.2 R7.3.24改正
木更津市	木更津市環境保全条例	H12.12.20 R7.3.22改定
松戸市	松戸市公害防止条例	S47.4.1 H9.4.1改正
野田市	野田市環境保全条例	H8.7.31 H15.5.27改正
茂原市	茂原市環境条例	H9.12.25
成田市	成田市公害防止条例	S47.3.30 R7.3.21改正
佐倉市	佐倉市環境保全条例	H11.9.30 R7.3.28改正
東金市	東金市環境保全条例	H13.3.7 R7.3.6改正
旭市	旭市環境保全条例	H17.7.1
習志野市	習志野市環境保全条例	S45.4.1 R7.3.28改正
柏市	柏市環境保全条例	H13.9.28 R7.3.24改正
勝浦市	勝浦市環境保全条例	H11.12.22 H13.9.28改正
市原市	市原市生活環境保全条例	H10.3.23
流山市	流山市公害防止条例	S47.6.20 H13.7.2改正
八千代市	八千代市公害防止条例	S47.4.1
我孫子市	我孫子市環境条例	H9.6.26 R7.3.24改正
鴨川市	鴨川市環境条例	H17.2.11
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市公害防止条例	S47.10.5 H13.6.29改正
君津市	君津市環境保全条例	H15.3.28
富津市	富津市環境条例	H16.3.26
浦安市	浦安市環境保全条例	H20.12.25
四街道市	四街道市公害防止条例	S47.12.21
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市環境条例	H11.12.27 H18.12.21改正

八 街 市	八街市環境保全条例	H10. 3. 25
印 西 市	印西市環境保全条例	H11. 3. 19
白 井 市	白井市公害防止条例	S46. 12. 22
富 里 市	富里市公害防止条例	S47. 7. 4 R元. 12. 19改正
南 房 総 市	南房総市公害防止条例	H18. 3. 20
匝 瑳 市	匝瑳市環境保全条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市環境保全条例	H18. 3. 27
山 武 市	山武市公害防止条例	H18. 3. 27
い す み 市	いすみ市環境保全条例	H17. 12. 5
大 網 白 里 市	大網白里市環境保全条例	H16. 6. 15 R3. 3. 24改正
酒 々 井 町	酒々井町環境保全条例	R4. 4. 1
栄 町	栄町環境保全条例	H10. 12. 11
神 崎 町	神崎町公害防止条例	S47. 7. 10
多 古 町	多古町公害防止条例	S47. 5. 13
東 庄 町	東庄町公害防止条例	S47. 3. 17
九 十 九 里 町	九十九里町公害防止条例	S48. 3. 13 H7. 12. 15改正
芝 山 町	芝山町公害防止条例	S47. 6. 16
横 芝 光 町	横芝光町公害防止条例	H18. 3. 27
一 宮 町	一宮町環境保全条例	H18. 4. 1
睦 沢 町	睦沢町環境条例	H10. 6. 26
長 生 村	長生村環境条例	H12. 3. 10
白 子 町	白子町公害防止条例	S47. 3. 17
長 柄 町	長柄町環境条例	H10. 12. 9
長 南 町	長南町公害防止条例	S46. 12. 20
大 多 喜 町	大多喜町環境保全条例	H8. 12. 19
鋸 南 町	鋸南町公害防止条例	S47. 3. 2 R7. 3. 5改正

### 12.2.3 土地等の埋立て及び地質等の規制に関する条例制定状況

市町村名	名 称	制 定 日
千 葉 市	千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9.9.24 R7.2.28改正
銚 子 市	銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17.10.7 R7.6.1改正
市 川 市	市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H15.6.25 R7.3.21改正
船 橋 市	船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H14.12.27 R7.3.28改正
館 山 市	館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H元.3.28 R7.3.24改正
木 更 津 市	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9.12.20 R7.3.22改定
野 田 市	野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H30.6.29
茂 原 市	茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	R3.3.30
	茂原市再生土の埋立て等規制条例	R3.3.30
成 田 市	成田市土地の埋立て等による土砂等の土質の規制に関する条例	H16.3.31 R7.3.21改正
佐 倉 市	佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例	H9.3.28 R7.3.28改正
東 金 市	東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17.9.30 R7.3.6改正
旭 市	旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	R2.12.24
習 志 野 市	習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.12.24 R7.3.28改正
柏 市	柏市土砂等埋立て等規制条例	H19.12.26 R7.3.24改正
勝 浦 市	勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H23.6.27 R元.12.12改正
市 原 市	市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	H9.9.17 H16.3.16改正
流 山 市	流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.3.30 H16.3.26改正
八 千 代 市	八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9.12.24 H27.6.29改正
我 孫 子 市	我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H15.12.25 R2.3.24改正
鴨 川 市	鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H17.2.11
鎌 ケ 谷 市	鎌ヶ谷市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9.12.22 H13.6.29改正
君 津 市	君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9.12.25 H24.3.28改正
富 津 市	富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H23.3.25
四 街 道 市	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H14.2.12 H30.9.28改正
袖 ケ 浦 市	袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9.12.25 R7.3.10改正
八 街 市	八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17.3.25 H29.4.1改正
印 西 市	印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H28.12.22
白 井 市	白井市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.9.17
富 里 市	富里市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9.12.24 H17.9.30改正
南 房 総 市	南房総市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18.3.20
匝 瑛 市	匝瑛市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H31.3.28
香 取 市	香取市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	R4.11.16
山 武 市	山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例	H18.3.27 R2.9.24改正
い す み 市	いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H17.12.5 R7.3.14改正
大 網 白 里 市	大網白里市再生土の埋立て等規制条例	R4.9.29
	大網白里市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	R5.3.22
酒 々 井 町	酒々井町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.3.18 H29.3.24改正
栄 町	栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.3.17
神 崎 町	神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例	H16.6.15 H31.4.1改正
多 古 町	多古町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H30.9.6 R5.6.19改正

東 庄 町	東庄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.9.21
九 十 九 里 町	九十九里町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H10.6.12 H12.3.22改正
芝 山 町	芝山町土砂等埋立て等規制条例	H30.3.20
横 芝 光 町	横芝光町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18.3.27
一 宮 町	一宮町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.4.1
睦 沢 町	睦沢町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.3.23
長 生 村	長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	R3.3.8
白 子 町	白子町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.3.17
長 柄 町	長柄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.1.1
長 南 町	長南町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H10.3.17
大 多 喜 町	大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	R3.9.15 R7.4.1改正
御 宿 町	御宿町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9.12.18 H13.9.18改正
鋸 南 町	鋸南町土砂等による土地の埋立、盛土及び堆積の規制に関する条例	H27.3.6 R7.3.5改正

## 12.2.4 廃棄物の処理に関する条例制定状況

市町村名	名 称	制 定 日
千 葉 市	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	H5. 3. 26 R4. 3. 22改正
銚 子 市	銚子市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	S47. 3. 30 R3. 3. 24改正
市 川 市	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	H5. 3. 26 R4. 3. 18改正
船 橋 市	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	H20. 3. 31 H31. 3. 29改正
	船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	H16. 3. 31 R7. 3. 28改正
館 山 市	館山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S47. 9. 14 R4. 12. 28改正
木 更 津 市	木更津市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例	H5. 9. 25 R6. 12. 19改正
松 戸 市	松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H6. 4. 1 H31. 10. 1改正
佐 倉 市	佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H. 10. 3. 31 R3. 9. 28改正
東 金 市	東金市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H6. 12. 27 H29. 6. 30改正
旭 市	旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H17. 7. 1
習 志 野 市	習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H5. 12. 24 R元. 6. 28改正
柏 市	柏市産業廃棄物不適正処理防止条例	H19. 12. 26 R7. 3. 24改正
	柏市廃棄物処理清掃条例	H5. 3. 30 H31. 10. 1改正
勝 浦 市	勝浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H19. 12. 25 H31. 3. 14改正
市 原 市	市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例	H6. 7. 5 R4. 9. 28改正
流 山 市	流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 30 R元. 12. 25改正
八 千 代 市	八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H5. 12. 24 R元. 6. 28改正
我 孫 子 市	我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	S55. 9. 30 R6. 3. 19改正
鎌 ケ 谷 市	鎌ケ谷市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 31 R元. 12. 13改正
君 津 市	君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	H7. 9. 11 H31. 3. 28改正
富 津 市	富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 25 H31. 3. 20改正
浦 安 市	浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 29
四 街 道 市	四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S47. 3. 24 R5. 3. 28改正
袖 ケ 浦 市	袖ケ浦市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	H5. 3. 26 H31. 3. 14改正
八 街 市	八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S47. 10. 5
印 西 市	印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H8. 3. 26 H22. 10. 21改正
白 井 市	白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H6. 12. 22
富 里 市	富里市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S47. 7. 4 R元. 12. 19改正
南 房 総 市	南房総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H18. 3. 20 R元. 9. 27改正
香 取 市	香取市廃棄物の適正処理及び再利用の促進に関する条例	H19. 3. 26
山 武 市	山武市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H18. 3. 27 R3. 3. 12改正
い す み 市	いすみ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H17. 12. 5 H28. 3. 11改正
大 網 白 里 市	大網白里市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H7. 2. 1 H24. 12. 14改正
栄 町	栄町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H10. 6. 24
多 古 町	多古町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S47. 6. 14
九 十 九 里 町	九十九里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H10. 12. 11 H15. 12. 12改正
芝 山 町	芝山町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H16. 6. 21
横 芝 光 町	横芝光町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H18. 3. 27
大 多 喜 町	大多喜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S47. 3. 14

### 12.2.5 ポイ捨て防止条例制定状況

市町村名	名 称	制 定 日
千 葉 市	千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例	H22. 12. 21
銚 子 市	銚子市空き缶等の散乱及び飼い犬等のふんの放置の防止に関する条例	H29. 3. 22
市 川 市	市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例	H15. 9. 22 H21. 9. 24改正
船 橋 市	船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	H16. 3. 31 R3. 3. 29改正
館 山 市	館山市まちをきれいにする条例	H10. 3. 31
木 更 津 市	木更津市まちをきれいにする条例	H8. 3. 29 H26. 12. 17改正
松 戸 市	松戸市安全で快適なまちづくり条例	H15. 12. 19 H30. 4. 1改正
野 田 市	野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例	H9. 3. 31 H27. 3. 31改正
茂 原 市	茂原市ポイ捨て防止条例	H12. 6. 29
成 田 市	成田市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	H8. 12. 27
東 金 市	東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	H12. 12. 27 H27. 3. 19改正
旭 市	旭市環境美化推進に関する条例	H17. 7. 1
習 志 野 市	習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例	H14. 12. 27
柏 市	柏市ばい捨て等防止条例	H9. 3. 28 H22. 3. 26改正
勝 浦 市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	H14. 9. 26 H29. 3. 16改正
市 原 市	市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例	H9. 3. 18
流 山 市	流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	H14. 6. 28 H29. 12. 27改正
八 千 代 市	八千代市ポイ捨て防止に関する条例	H10. 3. 25
我 孫 子 市	我孫子市さわやかな環境づくり条例	H9. 6. 26 R2. 12. 24改正
鴨 川 市	鴨川市まちをきれいにする条例	H17. 2. 11
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例	H17. 9. 30
君 津 市	君津市まちをきれいにする条例	H9. 3. 31
富 津 市	富津市まちをきれいにする条例	H9. 3. 27
浦 安 市	浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例	H9. 3. 31
四 街 道 市	四街道市まちをきれいにする条例	H11. 3. 30 H24. 6. 29改正
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市まちをきれいにする条例	H9. 3. 28
八 街 市	八街市さわやかな環境づくり条例	H10. 6. 29
印 西 市	印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例	H19. 9. 21 R元. 10. 3改正
白 井 市	白井市まちをきれいにする条例	H14. 9. 24
富 里 市	富里市ポイ捨て防止条例	H12. 3. 27 H19. 3. 22改正
南 房 総 市	南房総市環境美化推進に関する条例	H18. 3. 20
匝 瑳 市	匝瑳市まちをきれいにする条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市環境美化条例	H18. 3. 27
山 武 市	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	H18. 3. 27 R2. 12. 14改正
大 網 白 里 市	大網白里市まちをきれいにする条例（第2章に制定）	H22. 3. 23 R5. 12. 22改正
酒 々 井 町	酒々井町ポイ捨て等防止条例	H29. 12. 28
神 崎 町	神崎町ポイ捨て防止条例	H13. 12. 18
多 古 町	多古町空き缶等の散乱防止に関する条例	H12. 12. 20
東 庄 町	東庄町空き缶等の散乱防止に関する条例	H10. 3. 12
九 十 九 里 町	九十九里町環境美化条例	H25. 3. 25 H27. 3. 12改正
芝 山 町	芝山町をきれいにする条例	H13. 6. 18

横 芝 光 町	横芝光町ごみポイ捨て防止に関する条例	H19. 3. 15
一 宮 町	一宮町空き缶等の散乱及びポイ捨て防止に関する条例	H27. 3. 16
睦 沢 町	睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例	H10. 6. 26
白 子 町	白子町環境美化推進に関する条例	H8. 6. 14
大 多 喜 町	大多喜町まちをきれいにする条例	R4. 12. 1
御 宿 町	御宿町のきれいな海浜環境を守る条例	H6. 9. 27
鋸 南 町	鋸南町環境美化推進に関する条例	H6. 12. 8

### 12.2.6 水源保護条例制定状況

市町村名	名 称	制 定 日
銚子市	銚子市環境保全条例	H13.9.27 R7.6.1改正
木更津市	木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H6.12.22 R2.3.26改正
市原市	市原市水道水源保護条例	H7.3.31 H13.9.27改正
君津市	君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H7.6.30
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市小櫃川流域に係る水道水源の保全に関する条例	H7.3.30 H30.12.20改正
南房総市	南房総市長尾川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H18.3.20
神崎町	神崎町水道水源保全条例	H13.3.19
多古町	多古町水道水源保全条例	H13.12.18
長柄町	長柄ダム水質保護条例	H8.10.1 R6.12.4改正
御宿町	御宿町水源水質保全条例	H14.10.9
鋸南町	鋸南町水道水源保護条例	H29.9.15 R7.3.5改正

### 12.2.7 自然保護条例制定状況

市町村名	名 称	制 定 日
船橋市	船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例	S48.9.29 H26.9.30改正
松戸市	松戸市緑の条例	H12.3.29 H14.4.1改正
野田市	野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例	H18.12.25
	野田市野生動植物の保護に関する条例	H27.6.29
習志野市	習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例	S47.7.4
市原市	市原市緑の保全および推進に関する条例	S48.3.31
流山市	流山市緑化推進及び保全に関する条例	S48.3.30 H17.3.30改正
八千代市	八千代市ふるさとの緑を守る条例	S50.4.1
君津市	君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例	S48.3.30 H17.3.30改正
四街道市	四街道市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	S60.9.30
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市水と緑のさとの設置及び管理に関する条例	H6.3.25 H21.3.31改正
	袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例	S49.6.21 H8.12.25改正

## 12.2.8 太陽光発電施設に関する条例等制定状況

市町村名	名 称	制 定 / 策 定 日
館 山 市	館山市景観条例※	R1. 6. 26
木 更 津 市	木更津市景観条例※	H27. 12. 16 R4. 3. 16改正
野 田 市	野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例	R5. 11. 28改正
茂 原 市	茂原市太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱	R元. 12. 13 R3. 3. 30改正
成 田 市	成田市景観条例※	H25. 12. 19
佐 倉 市	佐倉市景観条例※	H29. 12. 22
旭 市	旭市再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関するガイドライン	R6. 4. 1
勝 浦 市	勝浦市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する指導要綱	R3. 7. 2
君 津 市	君津市景観条例※	H30. 12. 25
富 津 市	富津市太陽光発電設備の設置等に関する指導要綱	R6. 12. 1
袖 ヶ 浦 市	太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン	H31. 4. 1 R4. 4. 1改正
印 西 市	印西市景観条例※	H30. 9. 28
白 井 市	白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン	H30. 5. 2
山 武 市	山武市景観条例※	H27. 3. 16 R2. 12. 14改正
い す み 市	いすみ市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱	R元. 12. 10 R4. 3. 31改正
大 網 白 里 市	大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例	R4. 9. 29
酒 々 井 町	太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン	H31. 1. 1
	酒々井町景観条例※	H30. 10. 2
東 庄 町	東庄町太陽光発電施設設置及び管理に関するガイドライン	R7. 3. 24
睦 沢 町	睦沢町太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱	R3. 3. 11
長 生 村	長生村太陽光発電設備の設置に関する指導要綱	H31. 3. 29
白 子 町	白子町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱	R3. 3. 31
長 柄 町	長柄町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	H30. 12. 11
長 南 町	長南町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱	H30. 4. 1
大 多 喜 町	大多喜町太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱	R4. 7. 28
御 宿 町	御宿町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	R元. 9. 19

※景観条例により太陽光発電施設を届出対象としている。

## 12.2.9 その他の環境保全に関する条例制定状況

市町村名	名 称	制 定 日
千 葉 市	千葉市環境影響評価条例	H10.9.24 H26.3.20改正
	千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例	H19.12.19 H22.9.8改正
	千葉市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例	H19.12.19 R7.2.28改正
	千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例	R3.10.5 R7.2.28改正
銚 子 市	銚子市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H7.3.17
市 川 市	市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例	H17.3.30 H21.3.23改正
	市川市空地に係る環境衛生の保全に関する条例	S44.12.19
船 橋 市	船橋市環境共生まちづくり条例	H7.6.27
	船橋市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例	H20.3.31 R7.3.28改正
	船橋市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例	H20.9.30
館 山 市	館山市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	R3.12.21
松 戸 市	川をきれいにする条例	H4.12.22
	あき地の雑草等の除去に関する条例	S51.4.1
野 田 市	野田市あき地等の環境保全に関する条例	S48.4.1 H15.1.1改正
茂 原 市	茂原市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H12.6.29
成 田 市	成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	S63.3.24 H18.3.24改正
	成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H12.3.31 H24.3.30改正
	成田市残さず食べよう！30・10運動の推進に関する条例	R7.3.21
佐 倉 市	佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例	H15.3.14
	佐倉市空き地の雑草等の除去に関する条例	H16.3.26
習 志 野 市	習志野市空地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S43.10.15 H28.7.1改正
柏 市	柏市硫酸ピッチ生成禁止条例	H20.3.27
	柏市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組促進条例	H19.12.26 H23.3.28改正
	柏市ダイオキシン類発生抑制条例	H13.9.28 H22.3.26改正
	柏市不法投棄対策条例	H19.3.28 H22.3.26改正
	柏市地球温暖化対策条例	H19.3.28 R6.6.28改正
	あき地の雑草等の除去に関する条例	S54.3.26 H13.9.28改正
勝 浦 市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	H14.9.26 H29.3.16改正
市 原 市	市原市放置自動車の処理に関する条例	H17.12.19
	市原市雑草等の除去に関する条例	H19.3.15 R6.9.26改正
流 山 市	流山市空き地の雑草等の除去に関する条例	H24.3.30
八 千 代 市	八千代市あき地に係る雑草等の除去に関する条例	S55.3.31
	八千代市不法投棄防止条例	H14.3.26
我 孫 子 市	我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例	H11.3.26
	我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例	S47.12.25 H13.12.28改正
	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S43.11.20 H25.12.27改正
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市あき地の雑草等の除去に関する条例	H5.12.22
君 津 市	君津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H15.3.28
浦 安 市	浦安市あき地に係る雑草等の除去に関する条例。	S50.10.7 H17.3.5改正

四 街 道 市	四街道市ダイオキシン類から大気を守る条例	H9. 12. 22
	四街道市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	H元. 3. 28 H16. 3. 31改正
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市公害防止施設整備等促進条例	S46. 11. 3 H8. 12. 25改正
	袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例	R5. 4. 1
八 街 市	八街市あき地の管理の適正化に関する条例	S47. 3. 11
印 西 市	印西市空き地の雑草等の除去に関する条例	R4. 12. 19
白 井 市	白井市あき地に係る環境衛生の保全に関する条例	H元. 3. 11
富 里 市	富里市雑草の除去に関する条例	H6. 3. 25
南 房 総 市	南房総市空き地の雑草等の除去に関する条例	H20. 12. 22
香 取 市	香取市生活環境向上施策推進基金条例	H26. 3. 25
山 武 市	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	H18. 3. 27 R2. 12. 14改正
い す み 市	いすみ市あき地に係る雑草等の除去に関する条例	H17. 12. 5
大 網 白 里 市	大網白里市まちをきれいにする条例	H22. 3. 23 R5. 12. 22改正
	大網白里市空家等の適切な管理に関する条例	R5. 12. 22
酒 々 井 町	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S47. 9. 29
栄 町	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S62. 3. 16
神 崎 町	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S52. 3. 12
	神崎町放置自動車の処理に関する条例	H18. 3. 8
多 古 町	あき地の雑草等の除去に関する条例	S52. 6. 18
九 十 九 里 町	九十九里町環境美化条例	H25. 3. 25 H27. 3. 12改正
横 芝 光 町	横芝光町あき地の雑草等の除去に関する条例	H18. 3. 27
白 子 町	白子町空家等の適正管理に関する条例	R5. 4. 1
睦 沢 町	睦沢町空地の適正管理に関する条例	H28. 3. 11
	睦沢町空家等の適正管理に関する条例	H28. 3. 11
長 生 村	長生村空き地等の環境保全に関する条例	H13. 9. 28 H27. 3. 16改正
	長生村空家等の適正管理に関する条例	H28. 3. 14
長 南 町	長南町を住みよくする条例	S48. 6. 25
御 宿 町	御宿町自転車等の放置防止に関する条例	H20. 6. 19
鋸 南 町	鋸南町あき地に係る環境衛生の保全に関する条例	H2. 3. 6

## 12.3 環境基本計画等の策定

### 12.3.1 環境基本計画策定状況

市町村名	名 称	制 定 日
千葉市	千葉市環境基本計画	H7.3 H23.3 R4.3新計画策定
銚子市	銚子市環境基本計画	H16.3
市川市	第三次市川市環境基本計画	H24.3 R3.3新計画策定
船橋市	船橋市環境基本計画	H9.3 R3.3新計画策定
木更津市	第2次木更津市環境基本計画	H15.3.31 H28.3新計画策定
松戸市	松戸市環境基本計画	H10.4 R4.3新計画策定
野田市	野田市環境基本計画	H23.3 R3.3新計画策定
成田市	成田市環境基本計画	H30.3 R5.7中間見直し
佐倉市	第2次佐倉市環境基本計画	H10.3 R2.3新計画策定(R5.3改定)
東金市	東金市第2次環境基本計画	R4.3新計画策定
旭市	旭市環境基本計画	H19.3 H29.3新計画策定
習志野市	習志野市環境基本計画	H19.3 R3.3新計画策定
柏市	柏市環境基本計画(第三期)	H9.3.31 H28.3改定
勝浦市	勝浦市環境基本計画	H15.3.31 R5.3新計画策定
市原市	市原市環境基本計画	H29.3.27
流山市	第3次流山市環境基本計画	R7.3
八千代市	八千代市第3次環境保全計画(改訂版)	R6.3
我孫子市	我孫子市第二次環境基本計画	R5.3
鴨川市	第2次鴨川市環境基本計画	H29.3
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市第3次環境基本計画	R5.3
君津市	第3次君津市環境基本計画	R6.3
富津市	第2期富津市環境基本計画	H29.4
浦安市	第3次浦安市環境基本計画	R3.3
四街道市	第3次四街道市環境基本計画	R6.3
袖ヶ浦市	第2次袖ヶ浦市環境基本計画	H15.3.31 R2.3新計画策定
印西市	第3次印西市環境基本計画	R4.3
白井市	白井市第3次環境基本計画	R4.4
富里市	富里市環境基本計画	H14.4.1 R4.3新計画策定
南房総市	南房総市環境基本計画	H22.3 R3.3改定
匝瑳市	匝瑳市環境基本計画	H23.3.8 H28.3改定
香取市	第2次香取市環境基本計画	H31.3 R6.3改定
大網白里市	第2次大網白里市環境基本計画	H30.2策定 R5.12改定

環境白書作成状況

市町村名	名 称	内 容
千葉市	千葉市環境白書	千葉市環境基本条例に基づき、市民に環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにするため、年に1回毎年作成。
市川市	市川市環境白書	市川市環境基本条例に基づき、毎年度、環境の現況、環境の保全及び創造に関する施策の進捗状況、環境施策の動向等を公表。
船橋市	環境白書（船橋市の環境）	毎年作成
木更津市	きさらづの環境	3年に1度作成。3年間における環境の現状と対策などをまとめ、公表している。
松戸市	環境の現状と対策	毎年作成
成田市	成田市の環境（環境白書）	成田市環境基本条例に基づき、成田市の状況や環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにするため、環境の概要を10年間まとめたものを年に1回作成。
佐倉市	佐倉市環境白書	佐倉市環境基本条例に基づき、市民に環境の現状、環境の保全及び創造に関して講じた施策等を明らかにするため、定期的に作成し、公表する。
習志野市	習志野市環境基本計画年次報告書（環境白書） データで見る習志野市の環境	前年度における本市の環境行政をまとめ、毎年度発行し、公表している。
柏市	柏市環境白書	柏市の環境（水質、大気）の状況や、環境政策に係る取組の実績をまとめ、市民・事業者へ毎年公表するもの。
勝浦市	勝浦市環境白書	毎年作成
市原市	いちはらの環境	毎年、環境の状況や環境保全に関する施策の実施状況を取りまとめた「いちはらの環境（環境白書）」を発行している。
流山市	流山市環境白書	流山市環境基本条例第7条に基づき、毎年度環境保全施策の実施状況を公表。
八千代市	八千代市の環境	前年度における本市の環境行政をまとめ、毎年発行している。
我孫子市	環境年報	我孫子市の環境について、現状と取り組み、その実績をまとめたものを毎年作成し、公表している。
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市環境の概況	環境行政の推進や現状と対策等をまとめた編集冊子。毎年発行している。
君津市	きみつの環境	前年度における環境の現状と対策、新たな環境施策の取組などをまとめている。
富津市	富津市の環境	前年度の市内の環境の現況を記載し、毎年度発行している。
浦安市	浦安市環境基本計画年次報告書	「浦安市環境基本計画」に掲げた施策の進捗状況を中心に、市の環境の現状と環境保全に関する施策の概要を取りまとめたものを、年に1回毎年作成。
四街道市	四街道市環境白書	四街道市の環境の現況（市内の環境に関する情報や大気、水質、騒音の測定結果など）についてまとめ、ホームページで公表している。
袖ヶ浦市	袖ヶ浦の環境	毎年作成
八街市	八街市環境白書	八街市環境行政に係わる、統計等を記載
印西市	印西市環境白書	毎年作成
白井市	白井市環境白書	毎年作成
富里市	とみさとの環境（環境基本計画年次報告書）	富里市環境基本計画に沿った、市の現状と個別目標に対する進捗状況。
香取市	香取市環境基本計画年次報告書 香取市環境対策実施報告書 香取市地球温暖化対策実行計画年次報告書	香取市環境基本計画・香取市地球温暖化対策実行計画に沿った、事業報告並びに各種測定結果

### 12.3.2 緑の基本計画策定状況

市町村名	名 称	制 定 日
千 葉 市	千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023	H9.12 H24.3 R5.5新計画策定
市 川 市	市川市みどりの基本計画	H16.3
船 橋 市	船橋市緑の基本計画	H9.3 H29.3改定
木 更 津 市	木更津市みどりの基本計画	H24.4
松 戸 市	松戸市みどりの基本計画	H10.12 H21.3改定 R4.3新計画策定
成 田 市	成田市緑の基本計画	H9.7 H22.3新計画策定
佐 倉 市	佐倉市みどりの基本計画	R5.6策定
東 金 市	東金市緑の基本計画	R4.3策定
習 志 野 市	習志野市緑の基本計画	H19.3 H27.3 R5.1改定
柏 市	柏市緑の基本計画	R2.3改定
市 原 市	市原市緑の基本計画	H30.8改定
流 山 市	流山市みどりの基本計画	H18.3.31 R2.3改定
八 千 代 市	八千代市緑の基本計画	H15.3 H30.3改定
我 孫 子 市	我孫子市緑の基本計画	H11.6 H26.3改定 R5.4新計画策定
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市緑の基本計画	H15.2、R5.3新計画策定
君 津 市	君津市緑の基本計画	H15.3
浦 安 市	浦安市緑の基本計画	H17.4.1 H26.9 R4.9改定
四 街 道 市	四街道市みどりの基本計画	H18.1
印 西 市	印西市緑の基本計画	H12.3 R3.3新計画策定
白 井 市	白井市緑の基本計画	H9.8
富 里 市	富里市緑の基本計画	H16.3 R4.3新計画策定
大 網 白 里 市	大網白里市緑の基本計画	H15.3.18 H21.3改定
白 子 町	白子町緑の基本計画	H12.3

### 12.3.3 生物多様性地域戦略策定状況

市町村名	名 称	制 定 日
千 葉 市	千葉市水環境・生物多様性保全計画	R5.3
市 川 市	生物多様性いちかわ戦略	H26.3
船 橋 市	生物多様性ふなばし戦略	H29.3 R4.3改定
野 田 市	生物多様性のだ戦略	H27.3 R5.3改定
柏 市	柏市生きもの多様性プラン	H23.3 R4.4改定
市 原 市	生物多様性いちはら戦略	H29.3
流 山 市	生物多様性ながれやま戦略	H22.3 H30.3改定
い す み 市	いすみ生物多様性戦略	H27.2

12.3.4 地球温暖化対策実行計画策定状況

市町村名	名 称	内 容	制定日
千 葉 市	千葉市地球温暖化対策実行計画	2050年カーボンニュートラルの達成に向け温室効果ガスの削減目標を2013年度比36%削減（業務・家庭・運輸の3部門合計では2013年度比48%削減）とする新たな計画を策定し、地球温暖化対策に取り組んでいく。	R5. 3
銚 子 市	銚子市ゼロカーボンビジョン	令和7年2月に区域施策編と事務事業編を併せて新たな銚子市ゼロカーボンビジョンを策定。市域全体及び市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図る。 削減目標：区域施策編 2030年度までに2013年度比42%削減を目標とし、さらなる高みとして50%の削減を目指す 事務事業編 2030年度までに2013年度比67.1%削減	R5. 3 R7. 2改訂
市 川 市	第三次市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	市の施設から排出される温室効果ガスの排出量の抑制を目的とした計画で、本市が行う事務及び事業に関し、省エネルギーや省資源を推進している。 削減目標：2013年度比で2025年度27.2%削減、2030年度50%削減	R4. 2
	第二次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	市域から排出される温室効果ガスの排出抑制と、進行しつつある地球温暖化への備えに関する施策を推進していくための実行計画として、令和3年3月に策定。市民・事業者・行政の各主体が地球温暖化のもたらす危機感を共有し、市の特性や現状を踏まえて、総合的かつ計画的に温室効果ガスの排出削減に取り組むことを計画の基本目標としている。 削減目標：2013年度比で2025年度33%削減 ※令和7年3月に第三次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定（計画期間：2025年度～）	R3. 3
船 橋 市	船橋市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年3月に策定した。中期目標としては、2030年に46%削減※（2013年度比）、長期目標として2050年ゼロ・カーボンに挑戦することを定め、温室効果ガスを削減する緩和策に加え、地球温暖化の影響に対応する適応策を定めた。また、市事務事業における温室効果ガスの発生抑制のための計画として、第5次ふなばしエコオフィスプランを定め、平成27年3月に策定した船橋市再生可能エネルギー等導入方針の内容を盛り込み、再エネ・省エネ設備の導入の推進も定めている。	R3. 3
	船橋市エコオフィスプラン	令和3年3月に第5次ふなばしエコオフィスプランを定め、自らの事業事務に伴って排出される温室効果ガスを率先して削減等を図ることにより、市民、事業者の主体的な取組を促す。主な削減目標：2030年に48%削減※（2013年度比）	R3. 3第5次策定
館 山 市	館山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	平成15年3月策定。市の事務事業により排出される温室効果ガスを削減することを目的とする計画を策定している。 令和5年度から第5次実行計画を実施。計画最終年度である令和9年度までに令和3年度より10%削減を目指す。	H15. 3 R5. 4第5次策定
木 更 津 市	木更津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）	（区域施策編）2030年度までに2013年度比で市域の温室効果ガス排出量を60%以上削減、2040年度までに2013年度比で市域の温室効果ガス排出量を80%以上削減、2050年度における温室効果ガス排出量を吸収源による実質ゼロにする目標を掲げ、市民、事業者、行政の各主体による取組を総合的かつ計画的に推進する。 （事務事業編）2030年度までに2013年度比で市域の温室効果ガス排出量を58%以上削減する目標を掲げ、本市が行う事務事業に関し、温室効果ガス排出削減の方策について実行計画として策定し、併せて、市民に対し地球温暖化対策に関する啓発、情報提供等を行うことにより温室効果ガスの排出削減に寄与することを目的とする。	R5. 3改定
松 戸 市	松戸市地球温暖化対策実行計画	市民、事業者、行政が一体となって温室効果ガス削減に向けて取組むべき内容を記載したもの。平成28年3月に策定、令和4年3月更新。	H28. 3 R4. 3更新
野 田 市	野田市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化防止を推進するため、市が行う事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組む。	H19. 4 R5. 4第4次策定
茂 原 市	第二次茂原市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	市の事務・事業により排出される温室効果ガスの量を、2017年度を基準年とし2030年度までに35.5%削減することを目標としている。	H31. 4
	茂原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	市域から排出される温室効果ガスの量を、2013年度を基準年とし2030年度までに40%削減することを目標としている。	R7. 3
成 田 市	成田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	平成30年3月策定の「第3次成田市環境基本計画」に内包されている地方公共団体実行計画（区域施策編）「成田市環境保全率先実行計画（区域施策編）」を令和5年7月「成田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と改称し策定。本市市域における二酸化炭素排出量の将来推計及び削減目標、削減に向けた取組等について定める。	H30. 3 R5. 7中間見直し
	成田市環境保全率先実行計画	平成14年3月策定（平成20年3月第2次計画策定、平成25年3月第3次計画、平成30年3月第4次計画、令和5年7月第5次計画（成田市役所エコオフィスアクション）策定）。市自らが成田市環境基本計画に定める環境配慮行動を実践し、環境にやさしいエコオフィスづくりを推進するために策定した実行計画であり、地方公共団体実行計画（事務事業編）を含む。	H14. 3 H20. 3第2次 H25. 3第3次 H30. 3第4次 R5. 7第5次
佐 倉 市	第2次佐倉市環境基本計画	平成20年3月策定の「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画」を改定し、平成28年3月に「佐倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として策定。令和2年3月から策定された「第2次佐倉市環境基本計画」からその内容を同計画に包含。市域から排出される温室効果ガスの排出抑制のため、市民・事業者・市が取り組む施策等について定める。	H20. 3 H28. 3 区域施策編 R2. 3第2次（R5. 3改定）
	佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	平成26年3月策定の第一次計画の終了に伴い、第二次計画を平成30年3月に策定。佐倉市役所の事務及び事業において温室効果ガス排出量の削減に取り組むための法定計画。	H26. 3 H30. 3第2次策定（R5. 3改定）

東金市	東金市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	東金市の事務事業により排出される温室効果ガスの排出抑制についての実行計画。	H30.3
旭市	旭市地球温暖化対策推進実行計画	本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出等の削減を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図る。 削減目標：2030年度までに2022年度比11%削減	H20.3 H26.3第2次 H31.3第3次 R6.3第4次
習志野市	習志野市地球温暖化対策実行計画-職員による第4次行動-	地球温暖化防止を推進するため、市自らが事業者であるとの立場にたつて、自らの事務事業に伴って排出している温室効果ガス排出量の削減に向けた実行計画を策定。2030年度までに2017年度比30%削減を目標とする。	H31.3 R1.10 R6.7改定
柏市	第三期柏市地球温暖化対策計画（改定版）	市域におけるCO2排出量を平成25年度比令和12年度までに46%削減する計画。	R5.2
	柏市役所ゼロカーボンアクションプラン	公共施設におけるCO2排出量を平成25年度比令和12年度までに51%以上削減する計画。	R6.3
勝浦市	第3次勝浦市地球温暖化防止対策実行計画	市の事務及び事業に関して温室効果ガス排出量の削減に取り組む。2030年度までに2013年度比28.3%削減。	H31.3
	第3次勝浦市地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）	勝浦市の地域特性を考慮し、再生可能エネルギーの導入目標や温室効果ガスの削減目標、施策の方向性を定めた。 削減目標：2030年度までに2013年度比47%削減。	R7.3
市原市	市原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）	カーボンニュートラルの実現と地域経済の持続的発展の両立を成し遂げるため、市民・事業者・市が総力を挙げて地球温暖化対策を推進する。 削減目標：区域施策編 2030年度までに2013年度比42.2%削減 事務事業編 2030年度までに2013年度比50.0%削減	R6.3
流山市	流山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	流山市の地域特性にあった地球温暖化対策により、温室効果ガス排出量の削減を目標として策定した。 削減目標：2030年度までに、2013年度比で46%削減する。	R5.2.1 第4期計画策定
	流山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	市役所から排出される温室効果ガスの排出抑制を目的とし、主な取組は庁舎等の省エネルギーの推進であり、市民や事業者に対しての率先垂範の役割を果たすものとして策定した。 削減目標：2025年度までに2019年度比で14.7%削減する。	R2.12
八千代市	八千代市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第5次改訂版）	庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス総排出量を削減することを目的とする。令和3年3月に策定した「八千代市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第5次）」を、国の温室効果ガス削減目標の変更等を受け、本市の事務事業から排出される温室効果ガス削減目標の変更および目標達成に向けた取組内容の強化をしたもの。	R6.3
	八千代市第3次環境保全計画（改訂版）	環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年3月に策定した「八千代市第3次環境保全計画」を、国の温室効果ガス削減目標の変更等を受け、温暖化対策や気候変動に関する箇所を中心に内容を見直したもの。	R6.3
我孫子市	あびこエコプロジェクト5	第五次環境保全のための我孫子市率先行動計画・我孫子市地球温暖化対策実行計画として令和3年3月に策定。市が行う事務事業に関して、環境への負荷の低減、温室効果ガス排出抑制と、市民・事業者の環境に配慮した指針の普及を図る実行計画。	R3.3 R6.3改定
	我孫子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	我孫子市第二次環境基本計画に包含。市域の温室効果ガス排出量の削減目標として、2030年度までに2013年度比46%削減を目指す。	R5.3
鴨川市	鴨川山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	2030年度までに、基準年度（2012年）から50%の温室効果ガス排出削減を目標とする。	R7.5
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策）	令和5年3月策定の「鎌ヶ谷市第3次環境基本計画」に包含する形で策定した。市域からの温室効果ガス排出量を2032年度までに2013年度比で50%削減する。	R5.3
	鎌ヶ谷市公共施設エコアクションプラン～鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業）～	本市の各施設等における事務事業の実施にあたり、温室効果ガス排出量等の削減に取り組み、地球温暖化対策を推進する。	R6.3
君津市	第5次君津市地球温暖化対策実行計画	2050年カーボンニュートラルの達成に向け、「事務事業編」に加え、新たに「区域施策編」及び「地域気候変動適応計画」を含めた形で第5次君津市地球温暖化対策実行計画を策定し、市域全体の地球温暖化対策の推進を図る。 計画期間：令和5（2023）年度～令和12（2030）年度 削減目標：事務事業編 令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比70%以上削減 区域施策編 ・鉄鋼関連企業を除く排出量の削減目標 令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比46%以上削減 ・鉄鋼関連企業からの排出量の削減目標 令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比30%削減	R5.8
富津市	富津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	地球温暖化対策として、市全域の温室効果ガス排出量を2050年度までに実質ゼロを目指す。	R6.1
	第2次富津市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	地球温暖化防止のため、市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を、目標年度（2030年度）に基準年度（2013年度）比で50%削減することを目標とする。 計画期間：2024年度～2030年度	R6.8
浦安市	浦安市地球温暖化対策実行計画	令和3年3月に区域施策編と事務事業編を併せ新たな地球温暖化対策実行計画を策定。市域全体及び市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図る。 計画期間：令和3年度～令和12年度	R3.3

四 街 道 市	四街道市地球温暖化防止実行計画	市の事務・事業を対象として、温室効果ガスの排出抑制に取組み、地球温暖化対策の推進を図る。	R4. 8改訂
	四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）	市域の温室効果ガス排出量の削減目標として、2030年度までに2013年度比46%削減を目指す。	R5. 3
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画	2050年カーボンニュートラルを目指し、温室効果ガス排出量を削減する緩和策と、気候変動による被害を回避軽減する適応策について、各取組を総合的かつ計画的に推進する。地方公共団体実行計画区域施策編、同事務事業編、地域気候変動適応計画を包含 計画期間：2024年度～2030年度 削減目標：市域及び市の事務事業による温室効果ガス排出量を、2030年度までに2013年度比でそれぞれ47%削減する	R6. 4
八 街 市	八街市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	市の事務事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を、基準年度（平成25年度）に比べ、令和11年度までに40%削減することを目指す。	R3. 3 R5. 8一部改定
印 西 市	印西市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 【第5次印西市庁内エコプラン】	市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を基準年度（2013年度）に比べて2030年度までに50%削減することを目指す。 計画期間：2023年度～2030年度	R5. 3
	印西市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	市域の温室効果ガス排出量の削減目標として、2030年度までに2013年度比46%削減を目指す。	R4. 3
白 井 市	白井市第5次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	地球温暖化防止のため、市が行う事務及び事業を対象として、温室効果ガスの排出量の削減に取り組み、2030年度までに2013年度比で46%削減を目指す。	R4. 4
	白井市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	白井市第3次環境基本計画の「基本目標2 地球環境」に包含して策定し、市域から排出される温室効果ガスの排出抑制のため、市民・市民団体・事業者・行政が一体となって取り組む。	R4. 4
富 里 市	富里市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	市の事務・事業から排出される温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止の推進を図る。	H29. 4 R5. 3一部改訂
	富里市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	市の区域から排出される温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止の推進を図る。	R7. 3
南 房 総 市	南房総市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制のための計画を策定し、取組を推進することにより地球温暖化対策の推進を図る。	R5. 3改正
	南房総市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	本市の区域の施策に関し、温室効果ガスの排出抑制のための計画を策定し、取組を推進することにより地球温暖化対策の推進を図る。	R5. 6
匝 瑛 市	第2次匝瑛市地球温暖化防止実行計画	市の事務及び事業に関して温室効果ガスの排出削減等の措置を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図る。温室効果ガスの排出量を、基準年度（平成27年度）に比べて平成32年度までに4%以上の削減を目指す。	H29. 4
	匝瑛市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市域から排出される温室効果ガスの削減を図るために、「匝瑛市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を令和7年3月に策定しました。 この計画では、市域から排出される温室効果ガス排出量を基準年度の2013年度（平成25年度）に比べ、2030年度（令和12年度）までに46%削減することを目指しています。	R7. 3
	匝瑛市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市役所の組織・施設などで行う事務および事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画である「匝瑛市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を令和6年9月に策定しました。 この計画では、市の事務および事業に伴う温室効果ガス排出量を基準年度の2013年度（平成25年度）に比べ、2030年度（令和12年度）までに60%以上削減することを目指しています。	R6. 9
香 取 市	第2次香取市地球温暖化対策実行計画の策定	香取市の事務・事業における地球温暖化防止対策。 実施期間：平成30年度～令和9年度。 削減目標：市役所全ての施設から発生する温室効果ガス発生量を基準年度（2016年度）比46%削減する。	H30. 3 R05. 11改定
山 武 市	第3次山武市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化防止を推進するため、山武市役所が行う事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組む。2013年度（基準年度）比で、2030年度（目標年度）までに温室効果ガスの排出量を25%削減することを目指す。	R3. 3. 15
い す み 市	いすみ市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	本市の各施設等における事務・事業活動を対象に温室効果ガス排出量の削減に努める。 計画期間：平成30（2018）年度～2030年度 削減目標：2030年までに2013年度比40%以上削減	H30. 2
大 網 白 里 市	地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	本市の施設等（市長部局及び教育部局事務の事業、出先機関等を含めた施設及び公用車）を対象に温室効果ガスの排出量の削減に努め、電気使用量や燃料使用量の削減、廃棄物の減量、リサイクルの推進等にも取り組んでいく。 計画期間：平成31年度～令和12年度	H28. 7 H31. 3改定
酒 々 井 町	酒々井町地球温暖化対策実行計画	町の事務・事業の実施に際し、温室効果ガスの排出抑制等の地球温暖化防止に向けた取組を計画的に実行する。 基準年度：平成25年度。計画年度：令和5年度～令和13年度	H29. 2 R5. 3改定
栄 町	栄町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	町の施設等を対象に温室効果ガスの排出量の削減に努める。 計画期間：令和3年度～令和12年度	R3. 4
神 崎 町	神崎町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	町の施設等を対象に温室効果ガスの排出量の削減に努める。 計画期間：令和3年度～令和12年度	R3. 12
多 古 町	多古町地球温暖化対策実行計画	多古町の事務事業の実施にあたり本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。	H22. 10 R7. 4一部改訂
東 庄 町	東庄町地球温暖化対策実行計画	本町の事務及び事業に関し、温室効果ガス等の削減に取り組み、地球温暖化対策の推進を図る。	H21. 3
芝 山 町	芝山町地球温暖化対策実行計画	町の事務事業の実施にあたり、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けて様々な取組を行い、地球温暖化対策の推進を図る。 削減目標：令和7年度までに令和2年度比15%	R3. 3

九十九里町	九十九里町地球温暖化対策実行計画	本町の事務及び事業に関し、温室効果ガス等の削減に取り組み、地球温暖化対策の推進を図る。	H31.3
横芝光町	横芝光町地球温暖化対策実行計画	町の事務事業の実施にあたり本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標に向け省エネや節電対策を行い、地球温暖化対策を推進する。	R4.3
一宮町	一宮町地球温暖化対策実行計画	一宮町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の取組みを実行することにより、町民・事業者の模範となり、地球温暖化防止に向けての自主的な取組みを推進することを目的とする。	H22.3
睦沢町	睦沢町地球温暖化防止実行計画	町の事務事業の実施にあたり本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標に向け様々な取り組みを行い、地球温暖化対策を推進する。	H23.7
長生村	長生村役場地球温暖化対策実行計画	長生村の事務及び事業に関し、職員自らが温室効果ガス排出抑制等の取組を実施し、村民・事業者の模範となり、地球温暖化防止に向けて自主的な取組を推進することを目的としている。削減目標：令和12年度までに平成25年度比26%減。	H21.4 R3.1改訂
白子町	白子町地球温暖化対策実行計画	白子町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。	H23.3 R5.3改訂
長柄町	長柄町地球温暖化対策実行計画	長柄町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。	H23.3 R7.改訂
長南町	長南町地球温暖化対策実施計画	長南町の事務事業にあたって、本計画に基づいて温室効果ガスの削減目標にむけて様々な取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としている。	H23.3
御宿町	御宿町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	御宿町の事務事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減に向けた取り組みを推進することを目的としている。	R4.3
鋸南町	鋸南町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	鋸南町の事務及び事業に関し、自らが事業者・消費者として温室効果ガス（二酸化炭素）の排出抑制の取り組みを実施することにより、住民・事業者の模範となり、地球温暖化防止に向けての取り組みを推進することを目的とする	R3.3

12.4 省エネルギー等設備の設置に関する補助制度

市町村名	名 称	概 要	補 助 内 容
千 葉 市	再エネ・省エネ設備等設置費助成	市内の自らが居住する住宅に再生可能エネルギー等設備を設置する者にその費用の一部を助成する。	太陽光:上限6万円 ZEH:10万円 エネファーム:10万円 蓄電池:7万円 窓の断熱改修:上限8万円 V2H:上限25万円 【住宅用太陽光発電設備を併設する場合のEV等】電気自動車 (EV) ・プラグインハイブリッド自動車 (PHV) :15万円 【集合住宅のEV充電器】普通:1基あたり上限20万円、急速:1基あたり上限50万円、住民の合意形成のための資料作成:上限15万円
	中小事業者向け省エネ設備導入費用助成	市内の事業所に省エネルギー設備を導入する中小事業者にその費用の一部を助成する。	設置費の1/3上限50万円。
	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス購入費用助成	市内にネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) を建築した市民にその費用の一部を助成する。	1戸あたり10万円。
	次世代自動車等購入費用助成	次世代自動車又は一般住宅用充電設備を購入した市民にその費用の一部を助成する。	次世代自動車:1台あたり5万円 (EV、PHV) 、1台あたり30万円 (FCV) 一般住宅用充電設備:1件あたり上限25万円。
	集合住宅向けEV充電設備設置費助成	市内の集合住宅にEV充電設備を設置する者にその費用の一部を助成する。	普通:1基あたり上限20万円、急速:1基あたり上限50万円。 住民の合意形成のための資料作成:上限15万円。
	中小事業者向けEV充電設備設置費助成	市内の事業所にEV充電設備を設置する中小事業者にその費用の一部を助成する。	普通:1基あたり上限20万円、急速:1基あたり上限50万円。
	省エネ最適化診断支援	省エネ最適化診断を受診した中小事業者等に、受信診断費用を助成する。	1件あたり上限21千円。
	ZEBプランニング支援	ZEBのプランニングを完了した事業者に、プランニングに要する費用の一部を助成する。	上限50万円。
銚子市	銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	住宅用脱炭素化設備を導入する方に設置費用の一部を補助する。	窓の断熱改修:上限8万円 (補助対象経費の1/4) 定置用リチウムイオン蓄電システム:上限7万円 太陽熱利用システム:上限5万円 家庭用燃料電池システム:上限10万円 (停電時自立運転機能あり) 電気自動車:上限15万円 (住宅用太陽光発電設備及びV2H充電設備併設あり) 電気自動車:上限10万円 (住宅用太陽光発電設備併設あり) プラグインハイブリッド自動車:上限15万円 (住宅用太陽光発電設備及びV2H充電設備併設あり) プラグインハイブリッド自動車:上限10万円 (住宅用太陽光発電設備併設あり) V2H充電設備:上限25万円 (補助対象経費の1/10)

市川市	スマートハウス関連設備導入費補助金	太陽光は平成12年度、エネファーム、蓄電池は平成25年度、電気自動車、V2H充放電設備は令和4年度、プラグインハイブリッド自動車、集合住宅用充電設備は令和5年度から実施。	住宅用太陽光発電設備：1kWあたり5万円、上限22.5万円 ※市内業者施工の場合のみ 家庭用燃料電池システム：上限10万円 定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円 ※太陽光発電設備を設置していること 電気自動車：太陽光及びV2H併設 上限15万円／太陽光併設 上限10万円 プラグインハイブリッド自動車：太陽光及びV2H併設 上限15万円／太陽光併設 上限10万円 V2H充放電設備：補助対象経費の1/10 上限25万円 集合住宅用充電設備：居住者のみ充電 国の補助金額の1/3 上限50万円（1基あたり）／居住者以外も充電可 国補助金額の2/3 上限100万円（1基あたり）
	省エネ・創エネ設備設置費等補助金	市内の中小企業者等を対象に、省エネ・創エネ設備の設置費、改修工事費の一部を補助する。令和3年度から実施。	太陽光発電設備：1kWあたり5万円、上限50万円 ※市内施工業者の場合のみ 定置用リチウムイオン蓄電システム：補助対象経費の1/3（上限20万円） エネルギー管理システム：補助対象経費の1/3（上限5万円） 省エネ改修：補助対象経費の1/3（上限20万円）
	電気自動車等導入費補助金	市民、事業者等を対象に、電気自動車、電動バイク、又はV2H充放電設備を導入したその費用の一部を補助する。令和3年度から実施。（電動バイクは令和6年度から）	電気自動車：国補助金の1/4（上限10万円） 電動バイク（上限2万円）
	住宅断熱改修促進事業補助金	市内に所有し自ら居住している住宅を対象に、断熱性能が向上する改修工事を行った場合に、その工事費の一部を補助する。令和6年度から実施。	窓・ドアの断熱化：補助対象経費の1/3（上限10万円）、窓・ドアの高断熱化：補助対象経費の1/2（上限20万円）、壁・床・天井の断熱化：補助対象経費の1/2（上限30万円）
船橋市	住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	平成21年度から実施。 電気自動車、V2H充放電設備は令和4年度から実施 プラグインハイブリッド自動車、集合住宅用充電設備は令和5年度から実施	太陽光発電システム：1.5万円/kW 上限6万円 エネファーム：（自立運転機能有）10万円 定置用リチウムイオン蓄電システム：7万円 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車（太陽光発電システム・V2H充放電設備併設）：15万円 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車（太陽光発電システムのみ併設）：10万円 V2H充放電設備：設備購入費用の1/10（上限25万円） クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金の補助金額の1/3（上限50万円×設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあつてはその口数））
館山市	館山市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金	地球温暖化の防止及び家庭におけるエネルギーの安定確保及び家庭におけるエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用設備を設置する方に対し補助金を交付する。	家庭用燃料電池システム（エネファーム）：上限10万円 定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円 窓の断熱改修：補助対象経費の1/4（上限8万円） 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車：住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合：上限15万円 住宅用太陽光発電設備を併設する場合：上限10万円 V2H充放電設備：補助対象経費の1/10（上限25万円） 集合住宅用充電設備：住民のみ利用可能な場合、国の補助額の1/3（上限50万円） 住民以外も利用可能な場合、国は補助額の2/3（上限100万円）
木更津市	木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業	地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備等の導入に対し助成を行う。	家庭用燃料電池システム（エネファーム）：100,000円 定置用リチウムイオン蓄電システム：70,000円 窓の断熱改修：補助率1/4、上限80,000円 ※既存住宅のみ 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車：EV（PHV）、V2H、太陽光発電設備の3点が揃う場合は150,000円 EV（PHV）、太陽光発電設備の2点が揃う場合は100,000円 V2H充放電設備：補助対象経費の10分の1（上限250,000円） 集合住宅用充電設備：住民のみ利用可能な場合、国の補助額の1/3（上限50万円） 住民以外も利用可能な場合、国は補助額の2/3（上限100万円）

松戸市	松戸市住宅用省エネルギー設備設置促進事業	各省エネルギー設備の設置に対し補助する。	<p>家庭用燃料電池システム（エネファーム）：上限10万円</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</p> <p>窓の断熱改修：補助対象経費の4分の1（上限8万円）</p> <p>V2H充放電設備：補助対象経費の10分の1（上限25万円）</p> <p>電気自動車：上限3万円 燃料電池自動車：上限5万円</p> <p>電気自動車（太陽光併設）、プラグインハイブリッド自動車（太陽光併設）：上限10万円</p> <p>電気自動車（太陽光・V2H併設）、プラグインハイブリッド自動車（太陽光・V2H併設）：上限15万円</p> <p>電動バイク等：上限2万円</p> <p>集合住宅用充電設備（住民のみ利用可能）：国補助金額の3分の1（1基あたり上限50万円）</p> <p>集合住宅用充電設備（住民以外も利用可能）：国補助金額の3分の2（1基あたり上限100万円）</p> <p>住民の合意形成のための資料：上限15万円</p> <p>集合住宅共用部のLED照明改修：補助対象経費の4分の1（上限30万円）</p> <p>宅配ボックス（戸建）：補助対象経費の2分の1（上限5万円）</p> <p>宅配ボックス（集合住宅）：補助対象経費の2分の1（上限10万円）</p>
	松戸市省エネルギー住宅等普及促進事業	市内にゼロエネルギー住宅（ZEH）及びライフサイクルカーボンマイナス住宅（LCCM）を購入等した個人に対し補助する。	ZEH：上限20万円 LCCM：上限50万円
	松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業	市内事業所の省エネ化等を行った事業者に対し補助する。	<p>省エネルギー診断の受診：上限2.1万円</p> <p>省エネルギー診断に基づく設備改修等の実施：上限44万円</p> <p>ゼロエネルギービルの購入等：上限110万円</p> <p>電気自動車：上限3万円 燃料電池自動車：上限5万円</p> <p>急速充電設備の導入：補助対象経費の2分の1（上限40万円） 普通充電設備の導入補助対象経費の2分の1（上限10万円）</p> <p>電動バイク等：上限2万円</p>
野田市	野田市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	家庭における地球温暖化対策の促進及び電力の強靱化を図ることを目的とし、補助対象設備を導入した市民へ設置経費の一部を補助する。	<p>家庭用燃料電池システム（エネファーム）：（上限10万円）</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</p> <p>窓の断熱改修：補助対象経費×1/4（上限8万円）</p> <p>電気自動車、プラグインハイブリッド自動車：住宅用太陽光発電設備及び一般住宅用充電設備（V2H）を併設する場合（上限15万円）</p> <p>電気自動車、プラグインハイブリッド自動車：住宅用太陽光発電設備を併設する場合（上限10万円）</p> <p>一般住宅用充電設備（V2H）：補助対象経費×1/10（上限25万円）</p> <p>集合住宅用充電設備【住民のみ利用可能な設備の場合】：国の補助金額の1/3（上限50万円）</p> <p>集合住宅用充電設備【住民以外も利用可能な設備の場合】：国の補助金額の2/3（上限100万円）</p> <p>住民合意形成のための資料【期間内に総会で議論を行うために作成した資料】：上限15万円</p>

<p>茂原市</p>	<p>茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業</p>	<p>令和4年4月1日から実施。家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靭化を図るため、住宅用設備等を導入する市民に対し、経費の一部を補助。</p>	<p>太陽光発電システム：出力1kWあたり2万円（上限9万円）          家庭用燃料電池システム（エネファーム）：上限10万円          蓄電池：上限7万円          窓の断熱改修：補助対象経費の4分の1（上限8万円）          電気自動車：太陽光発電システム及びV2H充電設備を併設する場合、上限15万円          太陽光発電システムを併設する場合、上限10万円          V2H充電設備：補助対象経費の10分の1（上限25万円）          集合住宅用充電設備：住民のみ充電設備を利用可能な場合、設備本体の購入費に係る国の補助金額の3分の1（上限50万円）          住民以外も充電設備を利用可能な場合、設備本体の購入費に係る国の補助金額の3分の2（上限100万円）</p>
<p>成田市</p>	<p>住宅用省エネルギー設備設置費補助金</p>	<p>環境負荷の低減を図り、地球温暖化防止等環境の保全に資することを目的として、住宅用省エネルギー設備を新たに設置した市民に対し、補助金を交付する。</p>	<p>住宅用太陽光発電システム：太陽電池モジュールの最大出力1kWあたり2万円（上限9万円）          住宅用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）：1設備あたり上限額10万円を補助          住宅用定置用リチウムイオン蓄電池：1設備あたり上限額7万円を補助          住宅用エネルギー管理システム機器（HEMS）：1設備あたり上限額1万円を補助          住宅用太陽熱利用システム：1設備あたり上限額5万円を補助          住宅用地中熱利用システム：1設備あたり上限額10万円を補助          断熱窓：補助対象経費の4分の1（上限8万円）          電気自動車・プラグインハイブリッド自動車：（太陽光発電の未併設の場合）1車両当たり上限10万円を補助          （太陽光発電、V2H充電設備併設の場合）1車両当たり上限15万円を補助          V2H充電設備：補助対象経費の10分の1（上限25万円）          集合住宅用充電設備：住民のみ充電設備を利用可能な場合、設備本体の購入費に係る国の補助金額の3分の1（上限50万円）          住民以外も充電設備を利用可能な場合、設備本体の購入費に係る国の補助金額の3分の2（上限100万円）</p>
<p>佐倉市</p>	<p>佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金</p>	<p>家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靭化を図るため住宅用設備等を導入する市民に対し、補助金を交付する。</p>	<p>家庭用燃料電池システム：10万円（自立運転機能あり） 定置用リチウムイオン蓄電システム：7万円          住宅用太陽光発電設備：1kW当たり2万円（10kW未満、上限9万円）          窓の断熱改修：補助対象経費×1/4（上限8万円）          電気自動車、プラグインハイブリッド自動車：10万円（V2H併設の場合は15万円）          V2H充電設備：補助対象経費×1/10（上限25万円）          集合住宅用充電設備：（住民のみ利用可能）補助対象経費の3分の1（1基あたり上限50万円）          （住民以外も利用可能）補助対象経費の3分の2（1基あたり上限100万円）          住民の合意形成のための資料：上限15万円</p>
<p>東金市</p>	<p>東金市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金</p>	<p>家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靭化を図るため住宅用設備等を導入する市民に対し、補助金を交付する。</p>	<p>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円          電気自動車（太陽光発電設備及びV2H充電設備を併設している場合）：上限15万円          電気自動車（太陽光発電設備のみを併設している場合）：上限10万円          プラグインハイブリッド自動車（太陽光発電設備及びV2H充電設備を併設している場合）：上限15万円          プラグインハイブリッド自動車（太陽光発電設備のみを併設している場合）：上限10万円          V2H充電設備（電気自動車又はPHVと住宅の間で相互に電力を供給できる設備）：設備本体の導入費（補助対象経費）の10分の1、上限25万円</p>

旭市	旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金	平成22年度から実施。	<p>住宅用太陽光発電設備：1万円/1kW、上限5万円</p> <p>家庭用燃料電池システム：上限10万円</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</p> <p>窓の断熱改修：補助対象経費の4分の1（上限8万円）</p> <p>電気自動車・プラグインハイブリッド自動車（住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合）：上限15万円</p> <p>電気自動車・プラグインハイブリッド自動車（住宅用太陽光発電設備を併設する場合）：上限10万円</p> <p>V2H充放電設備：補助対象経費の10分の1（上限25万円）</p>
習志野市	習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	住宅用備等を導入する者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助する。	<p>家庭用燃料電池システム（エネファーム）：上限30万円（習志野市営の都市ガスを使用）</p> <p>家庭用燃料電池システム（エネファーム）：上限10万円（その他ガスを使用で、停電時自立運転機能あり）</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</p> <p>窓の断熱改修：上限8万円（補助対象経費の1/4）</p> <p>電気自動車：上限15万円（住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備併設あり）</p> <p>電気自動車：上限10万円（住宅用太陽光発電設備併設あり）</p> <p>プラグインハイブリッド自動車：上限15万円（住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備併設あり）</p> <p>プラグインハイブリッド自動車：上限10万円（住宅用太陽光発電設備併設あり）</p> <p>V2H充放電設備：上限25万円（補助対象経費の1/10）</p> <p>集合住宅用充電設備：上限50万円（居住者のみ利用可能、国の補助金額の1/3）</p> <p>集合住宅用充電設備：上限100万円（居住者以外も利用可能、国の補助金額の2/3）</p>

柏市	柏市ゼロカーボンシティ促進総合補助金（家庭向け）	住宅用省エネルギー設備を導入する者・エコ窓改修をする者・集合住宅用充電設備を設置する者に対し、費用の一部を補助する。	<p>エコ窓改修：補助対象経費×1/4（上限8万円）</p> <p>家庭用燃料電池システム（エネファーム）：上限10万円</p> <p>設置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</p> <p>電気自動車・プラグインハイブリッド自動車：太陽光及びV2H併設 上限15万円／太陽光併設 上限10万円</p> <p>V2H充放電設備：補助対象経費×1/10（上限25万円）</p> <p>集合住宅用充電設備：住民のみ利用可能 国補助額×1/3（1基当たり上限50万円）／住民以外も利用可能 国補助額×2/3（1基当たり上限100万円）</p>
	柏市ゼロカーボンシティ促進総合補助金（事業者向け）	EV輸送車両等の導入又は事業所の脱炭素化を実施する者に対し、補助金を交付する。	<p>EV輸送車両等の導入：補助対象経費×1/2（EV配達トラック・EVバス 上限30万円／EV配達バイク 1台当たり上限8万円）</p> <p>事業所の脱炭素化：1法人当たり上限50万円</p> <p>・既存照明のLED化・高効率空調の設置：補助対象経費×1/2（上限50万円）</p> <p>・太陽光発電設備の設置：補助対象経費×1/2（1kW当たり上限5万円）</p> <p>・EV車両等の導入：補助対象経費×1/2（電気自動車 1台当たり上限10万円／EVトラック・EVバス 1台当たり上限30万円／EVバイク 1台当たり上限8万円）</p> <p>・充電設備の設置：補助対象経費×1/2（V2H充放電設備 1基当たり上限10万円／その他の充電設備 1基当たり上限5万円）</p> <p>・ZEBコンサルティングの実施：補助対象経費×1/2（上限50万円）</p>
	柏市太陽光発電設備設置加速化補助金	太陽光発電設備を設置する者に対し、設置費用の一部を補助する。	発電出力1kW当たり7万円（上限35万円）
	柏市チャレンジ支援補助金（ゼロカーボン事業）	本市に事務所又は事業所を有する事業者を対象に、省エネ設備等の導入に係る費用等の一部を補助する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存照明のLED化：上限50万円（補助率1/2）</li> <li>・高効率空調の設置：上限50万円（補助率1/2）</li> <li>・太陽光発電設備の導入：1kW当たり5万円</li> <li>・EV車両等の導入</li> <li>①電気自動車：1台当たり上限10万円（補助率1/2）</li> <li>②EVトラック又はEVバス：1台当たり上限30万円（補助率1/2）</li> <li>③EVバイク：1台当たり上限8万円（補助率1/2）</li> <li>・充電設備の設置</li> <li>①V2H充放電設備：1基当たり上限10万円（補助率1/2）</li> <li>②その他の充電設備：1基当たり上限5万円（補助率1/2）</li> <li>・ZEBコンサルティングの実施：上限50万円（補助率1/2）</li> </ul> <p>※複数事業の組み合わせ可 ※1事業者当たり上限50万円</p>
勝浦市	勝浦市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	家庭における地球温暖化対策の推進に加え、電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する方に対し、その経費の一部を補助する。	<p>家庭用燃料電池システム（エネファーム）：上限10万円</p> <p>設置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</p> <p>窓の断熱改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に所在する住宅の場合：補助対象経費×1/4（上限8万円）</li> <li>・市内に所在する共同住宅又は長屋の場合：補助対象経費×1/4（上限8万円×改修を行う戸数）</li> </ul> <p>電気自動車・プラグインハイブリッド自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合：上限15万円</li> <li>・住宅用太陽光発電設備を併設する場合：上限10万円</li> <li>・V2H充放電設備を併設する場合：上限10万円</li> <li>・上記以外の場合：上限5万円</li> </ul> <p>V2H充放電設備：補助対象経費×1/10（上限25万円）</p> <p>集合住宅用充電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民のみ充電設備を利用可能な場合：国補助金額×1/3（上限 50万円×設置する充電設備の基数（口数））</li> <li>・住民以外も充電設備を利用可能な場合：国補助金額×2/3（上限 100万円×設置する充電設備の基数（口数））</li> </ul> <p>住民の合意形成のための資料：上限15万円</p>

市原市	市原市住宅用設備等脱炭素化促進補助金	家庭における地球温暖化対策推進のため、脱炭素化及び電力の強靱化に資する住宅用設備等を導入した市民の方に、補助金を交付する。	<p>太陽光発電システム：1kW当たり2万円（上限9万円）</p> <p>家庭用燃料電池システム：上限10万円（停電時自立運転機能ありのみ）</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</p> <p>窓の断熱改修：補助対象経費×1/2、上限16万円</p> <p>電気自動車：上限30万円（V2H充放電設備を併設する場合） 上限20万円（併設しない場合）</p> <p>プラグインハイブリッド自動車：上限30万円（V2H充放電設備を併設する場合） 上限20万円（併設しない場合）</p> <p>V2H充放電設備：補助対象経費×1/5、上限50万円</p> <p>集合住宅用充電設備：設備の本体の購入費に係る国の補助金の補助金額×1/3 上限50万円（住民のみ利用可能） 設備の本体の購入費に係る国の補助金の補助金額×2/3 上限100万円（住民以外も利用可能）</p> <p>住民の合意形成のための資料：上限15万円</p>
流山市	住宅用省エネルギー設備等脱炭素化促進補助事業	地球温暖化対策として、住宅用省エネルギー設備等を設置する市民に対し、補助金を交付。	<p>太陽光発電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築住宅1万5千円/kW（上限6万円、HEMS併設1万円上乗せ）、太陽光・蓄電池併設で5万円上乗せ。</li> <li>・既存住宅2万5千円/kW（上限10万円、HEMS併設2万円上乗せ）、太陽光・蓄電池併設で5万円上乗せ。</li> </ul> <p>家庭用燃料電池システム（エネファーム）：10万円（停電時自立運転機能を有するものに限る）</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電システム：7万円、太陽光・蓄電池併設で5万円上乗せ。</p> <p>電気自動車：10万円（V2H充放電設備が併設の場合は15万円）</p> <p>V2H充放電設備：購入費の10分の1（上限25万円）</p> <p>断熱窓：戸建て：設置に要した費用の2分の1（上限16万円） マンション管理組合：設置に要した費用の2分の1（上限16万円×改修を行った戸数）</p>
	太陽光発電初期費用ゼロ促進補助事業	令和3年度より開始。流山市に登録された補助事業が実施するゼロ円ソーラープランに基づいて、流山市内の住宅・事業所等に太陽光発電設備を設置する場合に、サービスの提供に要する費用の一部を補助。	
	流山市集合住宅・商業施設等用電気自動車等充電設備設置補助金事業	令和4年度より開始。流山市内の集合住宅、商業施設等に電気自動車等の充電設備を設置した場合に補助。	<p>集合住宅：普通充電設備（上限30万円） 商業施設等：普通充電設備、急速充電設備（上限20万円）</p>
八千代市	八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	住宅用設備等を導入する方に、費用の一部を補助する。	<p>家庭用燃料電池システム（エネファーム）：上限10万円</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</p> <p>窓の断熱改修：補助対象経費の1/4（上限8万円）</p> <p>電気自動車：住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備併設 上限15万円 住宅用太陽光発電設備併設 上限10万円</p> <p>プラグインハイブリッド自動車：住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備併設 上限15万円 住宅用太陽光発電設備併設 上限10万円</p> <p>V2H充放電設備：補助対象経費の1/10（上限25万円）</p> <p>集合住宅用充電設備：住民のみ利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国の補助金額の1/3（一基当たり上限50万円） 住民以外も利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国の補助金額の2/3（一基当たり上限100万円） 住民の合意形成のための資料 15万円</p>

我孫子市	我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用脱炭素化にかかる設備等を新たに設置した者に対し補助金を交付する。	太陽光発電システム：蓄電池またはHEMS併設に限る。 住宅の新築工事と同時施工は対象外。1kW当たり2万円、上限9万円。 (市内事業者と契約の場合は1万円加算、ただし合計の上限10万円。) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）：停電時自立機能有：上限10万円 定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円 窓の断熱改修：住宅の新築工事と同時施工は対象外。上限8万円。 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車：①住宅用太陽光発電及びV2H併設の場合：上限15万円 ②住宅用太陽光発電併設の場合：上限10万円 V2H充放電設備：補助対象経費の10分の1（上限25万円） 集合住宅用充電設備：国の補助金額の3分の1（上限50万円）、居住者以外も利用可能な場合は国の補助金額の3分の2（上限100万円） 住民の合意形成のための資料：上限15万円
	我孫子市企業立地促進補助金	新たに工場等や社員寮を設置する又は既存の工場等において再投資を行う際に、太陽光発電設備を新たに設置する企業に対し、補助金額を加算する。	太陽光発電システム：1kW当たり2万円 上限100万円
鴨川市	鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため住宅用設備等の設置等を行う者に対し補助金を交付する。	家庭用燃料電池システム（エネファーム）：上限10万円 定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円（平成21年度から実施） 窓の断熱設備：補助対象経費の1/4 上限8万円（令和2年度から実施） 太陽熱利用システム：上限5万円 電気自動車（令和4年度から実施） 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設：上限15万円 住宅用太陽光発電設備を併設：上限10万円 プラグインハイブリッド自動車（令和5年度から実施） 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設：上限15万円 住宅用太陽光発電設備を併設：上限10万円 V2H充放電設備：補助対象経費の1/10（上限25万円）（令和4年度から実施） 集合住宅用充電設備 住民のみが利用可能な場合：設備本体の購入費に係る国が実施する補助事業における補助金の額の1/3（1基当たり上限50万円） 住民及び住民以外のものが利用可能な場合：設備本体の購入費に係る国が実施する補助事業における補助金の額の2/3（1基当たり上限100万円）

<p>鎌 谷 市 鎌ヶ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金</p>	<p>右記の10設備等を設置する者に対し、補助金を交付する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●太陽光発電システム：平成22年度から実施 令和5年度以降に設備の設置工事を着手完了している場合、1kwあたり1万円、上限3万円。</li> <li>●燃料電池システム（エネファーム）：平成23年度から実施 ①令和6年度に設備の設置工事に着手し、完了した場合、上限10万円。 ②令和5年度に設備の設置工事に着手し、完了した場合、上限4万円</li> <li>●リチウムイオン蓄電池システム：（平成25年度から実施） ①令和6年度に設備の設置工事に着手完了しており、太陽光発電システムを設置している場合、上限10万円。 ②令和5年度に設備の設置工事に着手完了しており、太陽光発電システムを設置している場合、上限4万円。</li> <li>●窓の断熱改修：令和3年度から実施 ①令和6年度に既築住宅において、設備の設置工事に着手し、完了した場合、補助対象経費の1/4（上限8万円） ②令和5年度に既築住宅において、設備の設置工事に着手し、完了した場合、補助対象経費の1/4（上限4万円）。</li> <li>●V2H充放電設備：令和4年度から実施 ①令和6年度に設備の設置工事に着手完了しており、太陽光発電システム及び電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車を併設している場合、補助対象経費の1/10（上限25万円）。 ②令和5年度に設備の設置工事に着手完了しており、太陽光発電システム及び電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車を併設している場合、補助対象経費の1/10（上限8万円）。</li> <li>●電気自動車：令和4年度から実施 ①令和6年度に登録されており、太陽光発電システム及びV2H充放電設備を設置している場合、上限15万円、太陽光発電システムのみ設置している場合、上限10万円。 ②令和5年度に登録されており、太陽光発電システム及びV2H充放電設備を設置している場合、上限5万円、太陽光発電システムのみ設置している場合、上限4万円。</li> <li>●プラグインハイブリッド自動車：令和5年度から実施 令和6年度に登録されており、太陽光発電システム及びV2H充放電設備を設置している場合、上限15万円、太陽光発電システムのみ設置している場合、上限10万円。 令和5年度に登録されており、太陽光発電システム及びV2H充放電設備を設置している場合、上限5万円、太陽光発電システムのみ設置している場合、上限4万円。</li> <li>●集合住宅用充電設備：令和5年度から実施 令和6年度に設備の設置工事に着手完了しており、集合住宅の住民のみ利用可能な場合、設備の購入費に係る国の補助金額の1/3（上限50万円）</li> <li>●住民の合意形成のための資料 令和6年度に充電設備の導入に係る説明資料の作成を外注し、マンション管理組合の総会で議論した場合、上限15万円</li> </ul>
<p>君 津 市 君津市家庭用省エネ・再エネ設備等導入促進事業</p>	<p>家庭用省エネ・再エネ設備等を導入する者に対し、設置に要する経費の一部を補助する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用太陽光発電システム：①「新築・建売住宅の場合」は1万円/kW、上限5万円。 ②「既築住宅の場合」は2万円/kW、上限10万円。</li> <li>・家庭用燃料電池システム（エネファーム）：上限10万円。</li> <li>・定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円。</li> <li>・窓の断熱改修：補助対象経費×1/4、上限8万円。（既築住宅のみ対象）</li> <li>・電気自動車：①「住宅用太陽光発電システム及びV2H充放電設備を併設する場合」上限15万円。 ②「住宅用太陽光発電システムを併設する場合」上限10万円。</li> <li>・プラグインハイブリッド自動車：①「住宅用太陽光発電システム及びV2H充放電設備を併設する場合」上限15万円。 ②「住宅用太陽光発電システムを併設する場合」上限10万円。</li> <li>・V2H充放電設備：補助対象経費×1/10、上限25万円。</li> </ul>
<p>富 津 市 富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金</p>	<p>家庭における地球温暖化対策の推進に加え、電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、設置に要する経費の一部を補助する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用燃料電池システム（エネファーム）：上限10万円</li> <li>・定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円 ※住宅用太陽光発電設備が設置されていること。</li> <li>・窓の断熱改修：（一般住宅）補助対象経費×1/4 上限8万円 （マンション等）補助対象経費×1/4 上限8万円×戸数 ※新築住宅、建売住宅は対象外</li> <li>・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車：住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備併設 上限15万円 住宅用太陽光発電設備併設 上限10万円</li> <li>・集合住宅用充電設備（急速充電設備・普通充電設備・蓄電池付急速充電設備・充電用コンセント・充電用コンセントスタンド）</li> </ul> <p>住民のみが利用可能な場合：設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額×1/3 上限 50万円×設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数）</p> <p>住民及び住民以外のものが利用可能な場合：設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額×2/3 上限 100万円×設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数）</p>

浦安市	浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業	平成15年度から実施。地球温暖化の防止、資源の有効活用、エネルギーの有効利用等地球環境の保全を図るため、自ら居住し、または居住しようとする住宅を対象設備を設置する方（建売住宅を購入する場合を含む）に、その設置費用の一部の補助を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用燃料電池システム：上限額10万円</li> <li>・リチウムイオン蓄電システム：上限額7万円</li> <li>・断熱窓：上限額8万円</li> <li>・太陽熱利用システム：上限額5万円</li> <li>・電気自動車：上限額10万円（V2H有）</li> <li>・電気自動車：上限額15万円（V2H無）</li> <li>・V2H：上限額25万円</li> <li>・集合住宅用充電設備（住民のみ）：上限50万円</li> <li>・集合住宅用充電設備（住民以外）：上限100万円</li> <li>・住民の合意形成のための資料作成：15万円</li> </ul>
四街道市	住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	平成29年度から実施。自らが居住する市内の住宅に省エネルギー設備等を設置した者に対し、補助金を交付する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①家庭用燃料電池システム（停電時自立運転機能がある場合）：上限10万円</li> <li>②定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</li> <li>③窓の断熱改修：上限8万円</li> <li>④電気自動車（住宅用太陽光発電設備及びV2H充電設備を併用する場合）：上限15万円 （住宅用太陽光発電設備を併用する場合）：上限10万円</li> <li>⑤V2H充電設備：上限25万円</li> </ul>
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	地球温暖化対策の推進や電力の強靱化を図るため、住宅用省エネルギー設備等を設置する方に対し、予算の範囲内で補助金を交付している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネファーム 1件あたり上限10万円（停電時自立運転機能あり）</li> <li>・定置用リチウムイオン電池システム 1件あたり上限7万円</li> <li>・窓の断熱改修 補助対象経費の4分の1 上限8万円</li> <li>・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車 上限15万円（住宅用太陽光発電設備及びV2H充電設備併設） 上限10万円（住宅用太陽光発電設備併設）</li> <li>・V2H充電設備 補助対象経費の10分の1 上限25万円</li> </ul>
八街市	八街市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	居住する住宅に住宅用省エネルギー設備等を設置した方に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭用燃料電池システム（エネファーム）：停電時自立運転機能有り 上限10万円</li> <li>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</li> <li>電気自動車・プラグインハイブリッド自動車：（住宅用太陽光発電設備及びV2H充電設備併設） 上限15万円 （住宅用太陽光発電設備併設） 上限10万円</li> <li>V2H充電設備：補助対象経費×1/10（上限25万円）</li> </ul>
印西市	印西市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	地球温暖化の防止、家庭におけるエネルギーの安定確保、エネルギー利用の効率化及び最適化を図るため、住宅用設備等を導入した方に対し、補助金を交付する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭用燃料電池システム（エネファーム）※停電時自立運転機能あり：上限10万円</li> <li>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</li> <li>窓の断熱改修：補助対象経費の1/4、上限8万円</li> <li>電気自動車※太陽光発電設備・V2H充電設備併設：上限30万円 ※太陽光発電設備のみ併設：上限20万円</li> <li>V2H充電設備：補助対象経費の1/10、上限25万円</li> <li>集合住宅用充電設備：住民のみ利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国の補助金額の1/2（一基当たり上限75万円） 住民以外も利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国の補助金額の2/3（一基当たり上限100万円）</li> <li>住民の合意形成のための資料作成：上限15万円</li> </ul>

白井市	白井市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金	住宅用省エネルギー設備等を設置した人へ設置費の一部を補助する。	<p>家庭用燃料電池システム（エネファーム）：上限10万円</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</p> <p>窓の断熱改修：補助対象経費の1/4（上限8万円）</p> <p>電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車：住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設 上限15万円 住宅用太陽光発電設備を併設 上限10万円</p> <p>V2H充放電設備：補助対象経費の1/10（上限25万円）</p>
富里市	富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用省エネルギー設備等を導入する方に、その設置費用の一部を補助する。	<p>家庭用燃料電池システム（エネファーム）：停電時自立運転機能あり上限10万円</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</p> <p>窓の断熱改修：補助対象経費×1/4（上限8万円）</p> <p>V2H充放電設備：補助対象経費×1/10（上限25万円）</p> <p>電気自動車（EV）：住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設 上限15万円 住宅用太陽光発電設備を併設 上限10万円</p> <p>プラグインハイブリッド自動車（PHV）：住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設 上限15万円 住宅用太陽光発電設備を併設 上限10万円</p> <p>集合住宅用充電設備：住民のみ利用可能：国が実施する補助金の額の1/3（1基当たり上限50万円） 住民以外も利用可能：国が実施する補助金の額の2/3（1基当たり上限100万円） （急速充電設備・普通充電設備・蓄電池付急速充電設備・充電用コンセント及びコンセントスタンド）</p> <p>集合住宅用充電設備住民の合意形成のための資料：上限15万円</p>
南房総市	南房総市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	家庭における地球温暖化対策促進のため、既存の住宅に省エネルギー設備を設置する個人に対し、補助金を交付する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用燃料電池（エネファーム）：上限10万円</li> <li>・定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</li> <li>・窓の断熱改修：補助対象経費×1/4（上限8万円）</li> <li>・太陽熱利用システム：上限5万円</li> <li>・電気自動車：太陽光発電設備及びV2H充放電設備併設15万円、太陽光発電設備併設10万円</li> <li>・V2H充放電設備：補助対象経費×1/10（上限25万円）</li> <li>・太陽光発電システム：1kW当たり2万円 上限9万円</li> </ul>
匝瑳市	住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	令和5年度から実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭用燃料電池システム（エネファーム） 補助対象経費の全額（上限10万円）</li> <li>●定置用リチウムイオン蓄電システム 補助対象経費の全額（上限7万円）</li> <li>●窓の断熱改修 補助対象経費の4分の1（上限8万円） ※補助金額に1000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てた額</li> <li>●電気自動車 ①住宅用太陽光発電設備およびV2H充放電設備を併設する場合 補助対象経費の全額（上限15万円） ②住宅用太陽光発電設備を併設する場合 補助対象経費の全額（上限10万円）</li> <li>●プラグインハイブリッド自動車 ①住宅用太陽光発電設備およびV2H充放電設備を併設する場合 補助対象経費の全額（上限15万円） ②住宅用太陽光発電設備を併設する場合 補助対象経費の全額（上限10万円）</li> <li>●V2H充放電設備 補助対象経費の10分の1（上限25万円） ※補助金額に1000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てた額</li> <li>●住宅用太陽光発電設備 太陽電池の公称最大出力（小数点第3位を四捨五入）に1キロワット当たり2万円を乗じて得た額 ※既築住宅は上限9万円、新築住宅は上限4万円。補助金額に1000円未満の端数を生じた場合、これを切り捨てた額</li> </ul>

香 取 市	香取市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	平成23年度から太陽光発電システム補助から始まり、平成25年度から県補助要綱に合わせて、つぎの省エネルギー設備を設置する者に対し、補助金を助成している。	<p>太陽光発電システム：1kW当たり2万円 上限（既築）9万円・（新築）4万円</p> <p>家庭用燃料電池システム（エネファーム）：上限10万円</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</p> <p>エネルギー管理システム（HEMS）：上限1万円</p> <p>太陽熱利用システム：上限5万円（平成27年8月から）</p> <p>薪ストーブ：上限5万円（平成29年2月から）</p> <p>電気自動車（EV）：太陽光発電システムと併設 10万円 太陽光発電システムとV2H併設 15万円</p> <p>プラグインハイブリッド自動車（EV）：太陽光発電システムと併設 10万円 太陽光発電システムとV2H併設 15万円</p> <p>V2H充放電設備：上限25万円</p>
山 武 市	住宅用省エネルギー設備等設置補助金	家庭における地球温暖化対策の推進や電力の強靱化を図るため、住宅用の脱炭素化設備等を導入する方に対し、導入費用の一部を補助する。	<p>家庭用燃料電池システム（エネファーム）：停電時自立運転機能あり 上限10万円</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</p> <p>窓の断熱改修：補助対象経費×1/4（上限8万円）</p> <p>太陽熱利用システム：上限5万円</p> <p>電気自動車、PHV：住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設 上限15万円 ：住宅用太陽光発電設備を併設 上限10万円</p> <p>V2H充放電設備：補助対象経費×1/10（上限25万円）</p> <p>集合住宅用充電設備：住民のみ利用可能な場合 補助対象経費×1/3（1基あたり上限50万円） 住民以外も利用可能な場合 補助対象経費×2/3（1基あたり上限100万円）</p> <p>住民の合意形成のための資料：上限15万円</p>
い す み 市	いすみ市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	家庭における地球温暖化対策の推進及び電力の強じん化を図るため、市内の住宅において住宅用設備脱炭素化促進事業を実施する者に補助金を交付する。	<p>家庭用燃料電池システム（エネファーム）：停電時自立運転機能あり 上限10万円</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</p> <p>窓の断熱改修：補助対象経費×1/4 上限8万円</p> <p>電気自動車：太陽光発電設備及びV2H充放電設備併設 上限15万円 太陽光発電設備併設 上限10万円</p> <p>プラグインハイブリッド自動車：太陽光発電設備及びV2H充放電設備併設 上限15万円 太陽光発電設備併設 上限10万円</p> <p>V2H充放電設備：補助対象経費×1/10 上限25万円</p>
大 網 白 里 市	住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	令和4年4月1日施行。家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入した市補助金交付基準を満たした者に対し、補助金を交付する。	<p>家庭用燃料電池システム（エネファーム） 停電時自立運転機能ありの場合 上限10万円</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電システム 上限7万円</p> <p>窓の断熱改修 補助対象経費×1/4 上限8万円</p> <p>電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設した場合 上限15万円 住宅用太陽光発電設備を併設した場合 上限10万円</p> <p>V2H充放電設備 補助対象経費×1/10 上限25万円</p>
酒 々 井 町	住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	家庭での地球温暖化対策を実施するため、住宅用設備等を設置する方に対し、設置費用の一部を補助します。	<p>太陽光発電システム（新築に限る） 3万円/kw（上限6万円）</p> <p>家庭用燃料電池システム（停電時自立運転機能あり） 10万円</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電システム 14万円</p> <p>窓の断熱改修 補助対象経費×1/4（上限8万円）</p> <p>電気自動車・プラグインハイブリッド自動車（太陽光、V2H併設） 15万円</p> <p>電気自動車・プラグインハイブリッド自動車（太陽光併設） 10万円</p> <p>V2H充放電設備 補助対象経費×1/10（上限25万円）</p>

栄町	栄町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	家庭における地球温暖化対策の推進に加え、エネルギーの安定確保やエネルギー利用の効率化を図るため、住宅用脱炭素化促進設備などを設置する町民に対し補助金を交付する。(令和5年4月1日改正、6月1日施行)	<p>家庭用燃料電池システム 上限10万円(停電時自立運転機能あり)</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電システム 上限7万円</p> <p>窓の断熱改修 補助対象経費の1/4 上限8万円(既存住宅のみ対象)</p> <p>太陽熱利用システム 上限5万円</p> <p>電気自動車 上限15万円(住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備の併設が条件) 上限10万円(住宅用太陽光発電設備の併設が条件)</p> <p>V2H充放電設備 上限25万円(住宅用太陽光発電設備の併設、電気自動車の導入が条件)</p>
神崎町	神崎町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	平成23年度から実施。令和7年4月1日に一部改正。太陽光発電システムと定置用リチウムイオン蓄電システムを同時設置する者、窓の断熱改修工事をする者・V2H充放電設備・電気自動車等に対し、補助金を交付する。	<p>太陽光発電システム：1kWあたり1万円(上限4万円)</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円</p> <p>窓の断熱改修 補助対象経費×1/4 上限8万円</p> <p>電気自動車 上限15万円(住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備の併設が条件) 上限10万円(住宅用太陽光発電設備の併設が条件)</p> <p>V2H充放電設備 補助対象経費×1/10 上限25万円</p>
多古町	多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金	平成23年10月1日施行。平成29年4月1日全部改正。令和4年4月1日一部改正。令和5年4月1日一部改正。令和6年4月1日一部改正。	<p>太陽光発電システム：上限9万円</p> <p>家庭用燃料電池システム：上限10万円</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電システム：14万円</p> <p>電気自動車 上限15万円(住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備の併設が条件) 上限10万円(住宅用太陽光発電設備の併設が条件)</p> <p>V2H充放電設備 補助対象経費×1/10(上限25万円)</p>
東庄町	東庄町脱炭素化のための住宅用設備等設置補助金	平成26年度施行。令和4年4月1日全部改正。令和5年4月1日一部改正。地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、設置費の一部を助成している。	<p>太陽光発電システム：上限8万円</p> <p>家庭用燃料電池システム(エネファーム)：上限20万円</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電システム：上限14万円</p> <p>エネルギー管理システム(HEMS)：上限1万円</p> <p>太陽熱利用システム：上限5万円</p> <p>電気自動車：住宅用太陽光発電システム及びV2H充放電設備を併設する場合上限30万円 住宅用太陽光発電システムを併設する場合上限20万円</p> <p>V2H充放電設備：補助対象経費の10分の1(上限25万円)</p>
九十九里町	九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付事業	令和4年4月1日制定。家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金を活用し、予算の範囲内において、補助金を交付する。	<p>家庭用燃料電池システム(エネファーム)：上限10万円</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電システム：7万円</p> <p>断熱窓：補助対象経費の4分の1(上限8万円)</p> <p>電気自動車・プラグインハイブリッド自動車：住宅用太陽光発電システム及びV2H充放電設備を併設する場合15万円 住宅用太陽光発電システムを併設する場合10万円</p> <p>V2H充放電設備：補助対象経費の10分の1(上限25万円)</p>
芝山町	芝山町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付事業	令和5年4月1日施行。家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入した市補助金交付基準を満たした者に対し、補助金を交付する。	<p>家庭用燃料電池システム(エネファーム)：停電時自立運転機能ありの場合10万円</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電システム：7万円</p> <p>電気自動車：住宅用太陽光発電システム及びV2H充放電設備を併設する場合15万円 住宅用太陽光発電システムを併設する場合10万円</p> <p>V2H充放電設備：補助対象経費の10分の1(上限25万円)</p>

横芝光町	横芝光町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付事業	家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金を活用し、予算の範囲内において、補助金を交付する。	定置用リチウムイオン蓄電システム：7万円(上限) 電気自動車：太陽光発電システム及びV2H充電併設15万円(上限) 太陽光発電システム設置のみ10万円(上限) プラグインハイブリッド自動車：太陽光発電システム及びV2H充電併設15万円(上限) 太陽光発電システム設置のみ10万円(上限) V2H充電設備：補助対象経費の10分の1(ただし上限25万円)
一宮町	一宮町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	平成25年9月27日制定。地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し、補助金を交付する。	家庭用燃料電池システム(エネファーム)自立運転機能有：上限10万円 定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円 窓の断熱改修：対象経費1/4 上限8万円 電気自動車(太陽光、V2H併設)：上限15万円 電気自動車(太陽光併設)：上限10万円 プラグインハイブリッド自動車(太陽光、V2H併設)：上限15万円 プラグインハイブリッド自動車自動車(太陽光併設)：上限10万円 V2H充電設備：対象経費1/10 上限25万円
睦沢町	睦沢町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	令和4年6月、新要綱により事業を実施し、定置用リチウムイオン蓄電池を設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。	定置用リチウムイオン蓄電システム：上限14万円
長生村	長生村住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	住宅用設備等を設置する者に対し、補助金を交付。(令和4年6月14日制定)	家庭用燃料電池システム：上限10万円 定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円 窓の断熱改修：上限8万円 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車：上限15万円 V2H充電設備：上限25万円
白子町	住宅用脱炭素化設備等設置補助金	令和4年度から実施。家庭における地球温暖化対策に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を設置する者に対し、補助金を交付する。	家庭用燃料電池システム(エネファーム)：上限20万円 定置用リチウムイオン蓄電システム：上限14万円 電気自動車：上限15万円(太陽光、V2H併設) 上限10万円(太陽光併設) V2H充電設備：上限25万円
長柄町	住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	平成23年度から実施。家庭における地球温暖化対策促進を目的とし、設備設置する者に対し補助金を交付する。	家庭用燃料電池システム：上限10万円 定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円 電気自動車：上限15万円(太陽光、V2H併設) 上限10万円(太陽光併設) V2H充電設備：上限25万円
長南町	長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金	平成25年4月2日施行。家庭における地球温暖化対策促進を目的とし、設備設置する者に対し補助金を交付する。	定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円 家庭用燃料電池システム(エネファーム)：(上限10万円) 電気自動車(太陽光・V2H併設)、プラグインハイブリッド自動車(太陽光・V2H併設)：上限15万円 ※個人のみ V2H充電設備：上限25万円
	長南町わが家のエコ電補助金	令和5年度から実施。LED照明の普及を促進し、電力使用量の削減及び温室効果ガスの排出抑制を図ることを目的とし、購入又は設置等をする者に対し補助金を交付する	購入または設置費用の2分の1補助：上限5万円

<p>大 多 喜 町</p>	<p>大多喜町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱</p>	<p>大多喜町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱(平成29年告示第37号)の全部を改正し、令和4年4月1日から施行。家庭における地球温暖化対策推進のため、住宅用設備等の導入予定者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。</p>	<p>定置用リチウムイオン蓄電システム：14万円  電気自動車・プラグインハイブリッド自動車  ①上限20万円（住宅用太陽光発電設備併設の場合）  ②上限30万円（住宅用太陽光発電設備およびV2H充放電設備併設の場合）  V2H充放電設備：補助対象経費の5分の1 上限50万円</p>
<p>御 宿 町</p>	<p>御宿町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金</p>	<p>令和4年10月27日施行。家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、補助金を交付する。</p>	<p>家庭用燃料電池システム（エネファーム）自立運転機能あり：上限10万円  定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円  窓の断熱改修：対象経費1/4 上限8万円  電気自動車、プラグインハイブリッド自動車（太陽光、V2H併設）：上限15万円  電気自動車、プラグインハイブリッド自動車（太陽光併設）：上限10万円</p>
<p>鋸 南 町</p>	<p>鋸南町住宅用設備等脱炭素化補助事業補助金</p>	<p>令和4年4月1日制定。家庭における地球温暖化対策の推進のため、家庭用住宅電池システム(エネファーム)・定置用リチウムイオン蓄電システム・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・V2H充放電設備を導入する方に対して、補助金を交付する。</p>	<p>家庭用燃料電池システム(エネファーム)：上限10万円  定置用リチウムイオン蓄電システム：上限7万円  電気自動車・プラグインハイブリッド車  住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合：上限15万円  住宅用太陽光発電設備を併設する場合：上限10万円  V2H充放電設備：補助対象経費×1/10（上限25万円）</p>

## 12.5 地球環境保全のための事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	千葉市脱炭素推進パートナー支援制度	脱炭素に積極的に取り組む市内事業者等を市が脱炭素推進パートナーとして登録・支援し、脱炭素社会実現に向けさらなる機運醸成を図っている。
	ちばしエコライフカレンダー	家庭において、地球温暖化対策や環境保全に対する意識の高揚を図るため、身近な取組事例や環境家計簿機能を盛り込んだ「ちばしエコライフカレンダー」を作成・配布した。
市 川 市	環境保全協定	事業者が環境負荷低減を自ら継続的に実施するため、理念や手続きを示した環境保全協定と、温室効果ガスの排出抑制やグリーン購入の促進等の具体的な取組を示した細目協定からなる。
	市川市環境活動推進員（エコライフ推進員）制度	市から委嘱された環境活動推進員（エコライフ推進員）が市民に対しエコライフ（環境にやさしい生活）への取り組みを提案し、実践を促すことで、市民レベルでの二酸化炭素の削減を図る。
船 橋 市	環境家計簿「ふなばしエコノート」	電気とガスの使用量から、家庭での二酸化炭素排出量を簡単に計算できる「ふなばしエコノート」の利用を推進しており、市ホームページなどで周知を行い更なる利用推進に努めている。
	船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣制度	市内の市民活動団体や町会・自治会等が実施する学習会等に指導員又は講師として船橋市地球温暖化防止活動推進員を派遣している。
	緑のカーテンの促進	地球温暖化防止のため、公民館等の公共施設や家庭で緑のカーテンづくりができるよう、市民・公共施設へゴーヤの苗1,800株を配布した。市民等による取組を広めるために、緑のカーテンを市内で育成した市民等を対象に抽選で景品が当たるキャンペーンを実施した。
	子どもエコクラブ支援事業	子どもエコクラブに対し定期的に環境情報の提供を行っている。
館 山 市	館山市バイオマスタウン構想	平成21年3月策定。市内でのバイオマス利活用方法、推進体制、利活用目標を定め、資源を有効活用した持続可能な循環型社会を目指している。
	館山市地域新エネルギービジョン	平成15年2月策定。地域内に存在し利活用が期待される太陽光や風力などの自然エネルギーを始めとする「新エネルギー」の導入促進の基本方針としている。
木 更 津 市	みんなでチャレンジ！エコノート	地球温暖化防止のため、市内公立小学5年生を対象に、学校、家、毎日の暮らしの中でできる省エネアクションをまとめた小学生向けの地球温暖化防止啓発用パンフレットを配布した。
	木更津市市グリーン購入調達方針	グリーン購入法で規定する環境負荷の低減に資する物品等の調達の推進を図るための方針を定め、木更津市におけるグリーン購入の一層の推進を図ることで、本市の行政事務事業活動から生じる環境負荷の低減を図り、持続可能な社会の形成を目指す。
成 田 市	成田市地球環境保全協定	平成25年4月から実施。温暖化などの地球環境問題への対策として、事業者と市で協定を締結し、協働して環境保全活動を実施する。
佐 倉 市	環境保全協定	事業者の自主的、主体的な環境保全対策（公害防止対策、環境に対する負荷の低減対策、自然環境や景観の保全、地球環境問題への対応、廃棄物等の処理など）を推進するため環境保全協定を締結している。
	緑のカーテンの促進	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を減らすため、CO <sub>2</sub> 削減・夏の節電対策として、ゴーヤや朝顔などのつる性植物を育てる「緑のカーテン」を推進し、市民等による取組を広めるために「緑のカーテン写真展」を開催した。
習 志 野 市	森林整備事業等に関する協定	令和5年3月に南房総市との協定を締結。対象森林の保全及び地球温暖化対策の推進並びに自治体相互の交流促進を図ることを目的とする。
柏 市	太陽光発電設備設置運営事業（土地貸し）	未利用地であった小学校跡地を貸し付け、民間事業者が太陽光発電設備（500kW）を設置。
市 原 市	緑のカーテン事業	平成21年度から実施。ツル性の植物を建物の外側に伸ばすことにより、二酸化炭素排出削減につなげる。
流 山 市	緑のカーテン事業	自治会等を対象に地域ぐるみで緑のカーテンの普及を図るため、自治会や公共施設などにゴーヤ苗や種を配布。また、市民、事業者等が設置した緑のカーテン写真及びゴーヤレシビコンテストを実施。
我 孫 子 市	緑のカーテン事業	市内公共施設での緑のカーテン推進のため、ネット・土・種を配布し、コンテストを実施。さらに市民団体との共催で市民・団体・事業者を対象とした緑のカーテンコンテストを実施。
鎌 ケ 谷 市	緑のカーテン事業	ゴーヤの種を市民に305袋（一袋5粒）配布、ゴーヤの苗を小中学校9校、公共施設9か所に合計175株を配布。
浦 安 市	緑のカーテンの推進	種から作った苗を公共施設に配布することにより、緑化推進と夏の省エネに努めている。
	緑のリサイクル事業	市内公園、街路、緑道で発生した剪定枝・枯葉等を破碎・チップ化し、ごみの減量・焼却コスト削減・緑のリサイクルを図った。
	浦安市と山武市の連携による森林整備の実施に係る協定	令和4年3月に協定を締結。森林の保全及び地球温暖化対策の推進と、浦安市と山武市相互の交流の促進を図ることを目的としている。
袖 ケ 浦 市	緑のカーテンの促進	平成21年度から実施。講習会参加者にはゴーヤの苗、学校等にはゴーヤやアサガオの種子を配付。市民・事業者を対象とした緑のカーテンコンテストを実施し、3団体及び4名を表彰した。

印 西 市	印西市グリーン購入調達方針	グリーン購入の一層の推進を図るために、調達方針を定めるもの。
	グリーンカーテンでゼロカーボン事業	市の活動団体との協働により市内でのグリーンカーテン設置の普及促進を行い、市民のカーボンニュートラルへの意識の向上や取組みの促進を図ることを目的とする。
南 房 総 市	南房総市エコライフカレンダー	市内小学4～6年生を対象とした環境ポスター及び中学生以上を対象とした環境標語を募集し、入賞作品を掲載した環境カレンダーを作成、小学校・中学校全児童生徒等に配布する。
	エコライフ体験学習（緑のカーテン）	平成22年度から地球温暖化対策の一環で、緑のカーテンづくりの普及促進を図る。市内小、中学校及び市民に、朝顔の種を配布し、緑のカーテンを作り、自然の日よけによる効果を体験する。
	森林整備事業等に関する協定	令和5年3月に習志野市との協定を締結。対象森林の保全及び地球温暖化対策の推進並びに自治体相互の交流促進を図ることを目的とする。
匝 瑛 市	緑のカーテン推進事業	平成23年度から実施。アサガオ・ゴーヤの種を市内の家庭・事業所に無料配布した。市関連施設においても緑のカーテンを配置した。
香 取 市	太陽光発電事業	市自らが電気事業者となり、未利用の市有地を利用した太陽光発電事業を実施。
山 武 市	地球温暖化防止対策事業	市役所本庁舎のほか市関連施設においてグリーンカーテンを配置した。（11箇所）
	浦安市と山武市の連携による森林整備の実施に係る協定	令和4年3月に協定を締結。森林の保全および地球温暖化対策の推進と、浦安市と山武市相互の交流の促進を図ることを目的としている。

12.6 保存樹木・保全緑地等

市町村名	名 称	内 容	実 績
千 葉 市	保存樹木・保存樹林	「千葉市保存樹木等奨励金交付要綱」の規定に基づき、奨励金を交付。 保存樹木3,000円/本 保存樹林10円/㎡	保存樹木 498本 奨励金1,373千円 保存樹林 約192.3ha 奨励金17,828千円
	市民の森	①「千葉市市民の森設置事業実施要綱」の規定に基づき、土地所有者に奨励金を交付。 ②「千葉市市民の森維持管理業務協力団体等報奨金交付要綱」の規定に基づき、報奨金を交付。	①借入面積8か所・約7.9ha 奨励金884千円 ②8団体 維持管理団体管理面積20.4ha 報奨金1,026千円
	市民緑地	①「千葉市市民緑地設置事業実施要綱」の規定に基づき、土地所有者は、固定資産税・都市計画税が非課税、また、契約期間が20年以上の場合相続税が2割評価減となる。 ②維持管理団体には報奨金を交付。	①市民緑地契約面積 約15.3ha ②維持管理団体数18団体 維持管理団体管理面積17.5ha 報奨金4,613千円
市 川 市	緑地等保全事業	「市川市緑地等保全事業補助金交付規則」に基づき、緑地等保全事業に協力する者に、補助金を交付する。	令和6年度実績：交付対象面積35.4ha 補助額11,196千円
	協定樹木管理事業	「市川市巨木等の保存等に係る協定に関する要綱」の規定に基づき、締結された保存樹木の3年に一度の剪定等（費用の1/2、上限20万円）に対する協定者への補助。	令和6年度実績：交付対象樹木数186本
船 橋 市	指定樹木等助成制度	支給基準 樹林30円/㎡、樹木5,000円/本、生垣100円/m ※市街化調整区域内は半額。※樹林については、固定資産税、都市計画税相当額を加算。 昭和48年9月29日制定	令和6年度：支給総額20,422,148円 指定樹林93.11ha・指定樹木114本・指定生垣2,090.6m
松 戸 市	松戸市緑の条例に伴う緑地保全事業	都市の自然環境を良好に保全するために、条例の基準に該当する樹林および樹木を指定し、助成する制度。 ・保全樹林地区：20円/㎡・年 ・特別保全樹林地区：30円/㎡・年 ・保護樹木：2,000円/本・年	令和6年度実績：総支給額14,365,938円 ・保全樹林地区255,257㎡ ・特別保全樹林地区299,540㎡ ・保護樹木135本
野 田 市	野田市緑地保存に関する実施要綱	①市民の森：助成金基準90円/㎡ ②名木古木：助成金基準2,000円～5,000円/本	①令和6年度実績 支給額：1,556,711円 ②令和6年度実績 指定数：15本 支給額：52,500円
佐 倉 市	佐倉市名木、古木、樹林、草地等保存選定事業	市内に所在する名木、古木、樹林、草地等で樹齢100年以上の保存価値の高いもの等で、選定基準に該当するものを選定し、所有者等に対し報償金を交付している。（昭和50年7月1日制定） 名木、古木3,000円/本・年、樹林・草地3円/㎡・年（最低3,000円～最高30,000円）	選定件数101件（本数指定：54本、面積指定：102,405.85㎡） 令和6年度支給総額431,420円
習 志 野 市	保護地区等助成金	自然保護地区、都市環境保全地区及び保存樹木の指定を受けている所有者に対し助成金を交付。	自然保護地区：9,594㎡（年間：5,500円+11円/㎡） 都市環境保全地区：37,340㎡（年間：5,500円+11円/㎡） 保存樹木：8本（年間：3,000円/本）
柏 市	柏市緑を守り育てる条例及び施行規則、要綱	(1) 固定資産税・都市計画税の免除 (2) 指定の基準 保護地区（700㎡以上の山林）、保護樹木（高さ12m以上、幹周り1m以上）	令和5年度末の指定状況 保護地区：555,830㎡、保護樹木：172本
市 原 市	樹林保全地区等指定奨励金	市原市緑の保全および推進に関する条例等に基づき、指定基準を満たす樹林や樹木に対して指定し、奨励金交付等を行う制度。 (1) 樹林保全地区：6円/㎡・年 固定資産税の免除有 (2) 保護樹木：市街化区域5,000円/本・年 その他区域3,000円/本・年	令和6年度交付額：4,318,350円 令和6年度末の指定状況：樹林保全地区607,520㎡（105地区） 保護樹木313本
流 山 市	保存樹木・樹林補助金	流山市緑化推進及び保全に関する条例に基づき、一定の要件（高さ、幹周など）を満たす樹木または樹林に対して保存樹林等の指定を行って補助する制度。 補助額：樹木3,500円/本、樹林15円/㎡（対象面積500㎡以上）	令和6年度末状況 保存樹木：97本、保存樹林：30,094.340㎡

八千代市	環境保全林 保存樹木	①市街化区域内の樹林、寺社の樹林500㎡以上を有するもの。 ②環境保全林以外の樹木で幹周り1.2m以上高さ10m以上であり、樹容美観に優れていること。 ③緑化推進事業助成金（環境保全林30円/㎡、保存樹木3,000円/本）	①環境保全林 5箇所 16,255㎡指定 ②保存樹木 33箇所 68本指定 ③支給総額 691,650円（令和6年度実績）
我孫子市	保存緑地・保存樹木の指定	我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく指定制度。（助成金+固都税額）	保存緑地助成金10円/㎡ 総面積 204,254.9㎡ 保存樹木助成金1,500円/本 総本数188本（令和6年度末現在） 支給総額：4,168,563円
	手賀沼沿い斜面林保全指定	我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例に基づく指定制度。（助成金+固都税額）	保全特別樹林 市街化区域60円/㎡ 調整区域40円/㎡ 合計29,346㎡ 保全樹林 市街化・調整区域30円/㎡ 8,890㎡ 保全屋敷林 市街地・調整区域30円/㎡ 758㎡ 手賀沼沿い保全樹木5,000円/本 23本（令和6年度末現在） 支給総額：2,333,512円
鎌ヶ谷市	保存樹木・保全林	鎌ヶ谷市みどりの条例に基づき、保存樹木等を指定し、所有者に助成金を交付する。 (1)保存樹木 助成額：1,500円/本・年 (2)保全林 助成額：30円/㎡・年	(1)交付対象本数：10本 支給総額：15,000円 (2)交付対象面積：27,871㎡ 支給総額：855,450円（令和6年度末現在）
	ふれあいの森	鎌ヶ谷市みどりの条例に基づき、ふれあいの森を設置し、所有者に助成金を交付する。 助成額：30円/㎡・年+固都税額	交付対象箇所：6箇所 支給総額：1,825,697円（令和6年度末時点）
君津市	自然保護地区及び保存樹木等指定事業	自然環境を保護する観点から自然保護地区の指定（1,000㎡以上）や自然環境の確保及び美観風致を維持するため保存樹木の指定を行っている。 ①自然保護地区 補助率：1,000㎡につき3,000円 ②自然保存樹木 補助率：1本につき1,000円（年額）	①対象地区総面積：26,219㎡、支給総額：78,640円 ②対象本数20本、支給総額：20,000円
浦安市	保存樹木指定事業助成金	規則制定 昭和55年2月14日。保存樹木を制定し、樹木の保全と管理に要する経費を助成金として交付する。規則改定 平成25年4月1日。指定基準、補助額の改定。補助5千円/本・年（特例時1万円/本・年）	令和6年度実績 指定状況：28団体、566本 支給総額：3,225,000円
	浦安市いけがき設置奨励事業補助金交付規則	市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者で、いけがきを設置する者に対して、それに要する経費を補助する。 いけがき設置補助：1mあたり8,000円以内、上限160,000円 いけがき設置に伴うブロック塀の撤去補助（接道部）：1mあたり10,000円以内、上限100,000円 いけがき造り替えに伴う撤去補助（接道部）：1mあたり4,000円以内、上限80,000円	令和6年度実績 補助件数：4件 補助金総額：229,000円
四街道市	四街道市樹木・樹林等保存選定事業	要綱に基づき、保存樹木及び樹林を選定している。	樹木 37本 樹林 8箇所（令和6年度）
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市保存樹木等助成金交付要綱	条例に基づき指定した保存樹木等の保全をするために要する経費の一部を助成金として交付している。 助成額：樹木1,000円/本・年、樹林3円/㎡・年	令和6年度実績：保存樹木 177本 保存樹林 84,342㎡
白井市	白井市緑地保全事業	生活環境に必要と認められる良好な緑地を保存するため、保全緑地として指定を受けている所有者に対し、固定資産税相当額を負担する。	特別保全緑地 総面積71,701㎡
	文化財保存・周知事業	市指定文化財（天然記念物）として樹木を指定しており、所有者に対し報償金を交付。 樹木指定件数2件 10,000円/件（年額）	
いすみ市	保存樹木維持管理事業	観光資源としての景観樹木及び樹林の良好な状態での保存を図るため、対象樹木の維持管理に要する経費について、所有者又は管理者に補助金を交付する。 対象樹木：さくら 種類：染井吉野、河津桜、大島桜、寒桜、寒緋桜 対象経費：保存樹木のための薬剤費、肥料代その他の維持管理に要する経費	令和6年度実績：3団体、970,000円

12.7 自然環境保全のための協定制度

市町村名	名 称	内 容	協定締結実績
千 葉 市	工場等緑化協定	敷地面積500㎡以上を有する工場等の事業者と協議のうえ、緑化協定を締結する。	協定締結数：882箇所 敷地面積：約1,663ha 緑化計画面積：約249ha
	緑地協定	緑化による住みよいまちづくりのために、都市緑地法に基づく緑地協定の締結を推進する。	協定締結実績168地区 約594.3ha
	市民緑地の維持管理に関する協定	市民が身近な自然とふれあえる場を創出するため、平成18年8月1日に制定した「千葉市市民緑地設置事業実施要綱」に基づき、地権者、活動団体、千葉市の三者にて市民緑地の維持管理に関する協定を締結する。	市民緑地契約面積 15.3ha 協定締結団体18団体
	谷津田保全協定及び谷津田保全活動協定	千葉市の原風景であり、多様な生態系を有する谷津田の自然を保全するため、平成15年7月「谷津田の自然の保全施策指針」を策定した。また、「谷津田の自然の保全に関する要綱」を制定し、地権者との保全協定締結や保全区域の指定を進めるとともに、保全活動を積極的に行える団体と保全活動協定を締結した。	谷津田等の保全区域14地区 保全協定締結面積64.88ha 保全活動協定締結団体6団体（令和7年3月末現在）
市 川 市	都市緑地法による緑地協定	市街地の良好な環境を確保するため、都市緑地法に基づく緑地協定の締結を推進する。	市内9箇所 5.5ha
船 橋 市	保存樹木及び緑地保全・創出協定	敷地面積500平方メートル以上の開発行為及びその他の事業をしようとするものは市と緑化の協定を結び、緑化及び保全に努める。	令和6年度 協定件数74件 計画緑地面積43,865.70㎡
野 田 市	野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例	平成18年12月25日制定。貴重な野生動植物の生息地又は生育地としての樹林地を保全するとともに、自然に恵まれた都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保を図ることを目的とする（保全樹林地地区の指定をした樹林地のうち保全協定をしたものに限って助成金15円/㎡+固定資産税相当額を交付する）。	指定面積：70,884㎡
成 田 市	緑化協定	「成田市緑化推進指針」により、事業区域が0.3ha以上の場合、事前協議を行って緑化協定を締結。 ※事業区域が1ha以上（但し、住宅用地の場合は10ha以上）の場合は、上記要綱と「千葉県自然環境保全条例に基づく緑化協定実施要綱」に基づき、県・市・事業者の三者で緑化協定を締結。	・反対給付の有無：無 ・二者協定実績（令和6年度）：6件 緑化面積4865.32㎡ ・三者協定実績（令和6年度）：0件 緑化面積0㎡
佐 倉 市	緑化協定	佐倉市緑化要綱に基づく緑化協定の締結を義務付けている。3,000㎡以上の工場等については用途地域により敷地面積の10%～20%の緑地の確保を、10,000㎡以上の住宅用地については10%以上の緑化を義務付けている。	令和6年度実績：3件 79,375.05㎡（敷地面積） 13,389.19㎡（緑化面積）
習 志 野 市	緑化協定	「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」により、敷地面積が1,000㎡以上の工場については、敷地面積の20%以上の緑地の確保を義務付けており、事業者に対し協定の締結を指導し、緑化に協力を求めている。	令和6年度：2件 77,889.38㎡（敷地面積） 12,662.13㎡（緑化面積）
柏 市	緑地保存協定	敷地面積500㎡以上の開発行為等を行った場合、事業者と緑地保存協定を締結している。	令和6年度実績：46件 273,488.36㎡（敷地面積） 63,062.99㎡（緑化面積）
	柏市みどりの広場要領	(1) 緑の保護地区のうち、良好な樹林地を緑の広場として保全 (2) 所有者と土地使用賃貸契約を締結（5年以上）	事業実績面積（令和6年度末）：22,520.50㎡(8箇所)
	谷津田の保全に関する協定	谷津田の自然環境及び景観、生態系等の保全に協力いただける土地所有者の方と保全協定を締結。	令和6年度末時点：234件 357,179㎡
市 原 市	ゴルフ場に関する環境保全協定	協定中に自然環境の保全に関する条項を設け、ゴルフ場に対し自然環境に関する調査を義務づけ、ゴルフ場内の貴重種、希少動植物の保護対策を図っている。	協定締結数：32箇所
	緑化協定	「市原市緑の保全および推進に関する条例」に基づき、3,000㎡以上の敷地を有する工場及び事業場等の所有者と緑化協定を締結している。	反対給付：無 令和6年度末協定面積1,335ha
流 山 市	文学の散歩道整備事業における斜面樹林の保全協定	「水と緑の文化の創生事業」として江戸川・利根運河を中心とした水辺空間、文学の散歩道ルートの設定を行い、併せて新川耕地沿いの実測約5kmにわたる斜面樹林の保全を図りながら整備計画したもの。	面積約7ha
	斜面樹林の保全協定	前ヶ崎地先、富士川沿いの東側に約2kmにわたって連続する斜面樹林は、地域の生活に根づいて、ふるさと流山の景観を今に伝え、市内でも有数の良好な緑の景観を誇っている。この先、長期にわたり斜面樹林の姿をとどめられるようその保全を図る。	面積約1.9ha
八 千 代 市	緑化協定	敷地面積500㎡以上の工場や建築物又は開発行為をしようとする事業者は、市と緑化協定を結びそれぞれ緑化に努める。	協定面積86,679㎡（平成27年度～令和6年度 10年間実績）
君 津 市	緑化協定	公害や災害の防止、その他、生活環境を維持するために土地所有者等と緑化に関する協定を締結。	実績面積：1,484,436.74㎡
富 津 市	緑化協定	敷地面積500㎡以上の開発行為及びその他の事業をしようとするものは、「環境の保全に関する協定等の締結に関する指導要綱」に基づき市と緑化協定を締結し、緑化及びその保全に努める。	令和6年度新規締結なし
浦 安 市	緑化協定	浦安市宅地開発事業等に関する条例により、一定規模以上または特定の地区において緑地を保全する緑化協定を締結している。	締結数：令和6年度実績なし 協定面積：令和6年度実績なし
	緑地協定	緑地や街の景観など良好な住環境を保全するため、都市緑地法に基づき、緑地の保全または緑化に関する協定を締結している。	締結数：令和6年度実績なし 協定面積：令和6年度実績なし
袖 ヶ 浦 市	緑地保存協定	3,000㎡以上の土地を造成する者や工場等設置者と緑地確保基準による緑地の保全に関する協定を締結している。	令和6年度実績：210ha（三者協定：72事業所 二者協定：129事業所）

12.8 自然環境保全のための基金

市町村名	名 称	内 容	目標額・実績
千 葉 市	緑と水辺の基金	緑と水辺の都市づくりにかすかすために昭和59年4月1日に設置。公園整備や公園施設の管理運営、緑化推進事業、緑化意識普及事業等に充当している。	令和6年度末積立金額：2,935,563千円
市 川 市	(公財) 市川市花と緑のまちづくり財団	平成25年4月1日公益財団法人へ移行。広く市民等と協働し、緑地の保全及び取得と、花と緑によるまちづくりを推進する。	長期目標額 50億円(令和5年度実績14億9,881万円)
木 更 津 市	木更津市盤洲干潟保全基金	平成4年9月木更津市小櫃川河口干潟保全基金条例に基づき設立。平成21年4月前条例を廃止し、木更津市盤洲干潟保全基金条例施行。盤洲干潟保全及びその活動を図る経費に対し充当している。	令和6年度末積立金額：17,111千円
松 戸 市	(公財) 松戸みどりと花の基金	平成2年3月27日設立。平成24年11月1日公益財団法人へ移行登記。「緑と花のフェスティバル」の開催等、都市緑化に対する市民意識の普及・向上事業などを実施。基本財産4億7,022万円	
野 田 市	野田市みどりのふるさと基金	みどりのふるさと野田を実現するために必要な事業	81,776千円(令和6年度決算)
佐 倉 市	(公財) 佐倉緑の基金	市民等の自発的、積極的な参加と協力を得て、自然保護及び緑化推進を図る。昭和59年3月設立。 ※平成24年4月1日に財団法人佐倉緑の銀行から移行。	正味財産 355,323,608円(令和6年度末)
	佐倉市みどりのまちづくり基金	良好な自然環境の保持及び快適な居住環境の創造にとって特に樹林、樹木、水辺等の存する土地の取得及び整備、並びに維持管理等を行うことにより、みどり豊かなまちづくりを推進するため、基金を設置。(平成18年6月条例制定)	基金残高 213,671,355円(令和6年度末)
東 金 市	みどりのふるさと基金	公園施設の維持管理、公園整備区域内の緑地の保全、その他良好な自然環境を形成すると認められる一帯の緑地の保全。	199,764千円(令和6年度末)
習 志 野 市	習志野市緑のふるさと基金	平成5年4月1日制定。緑豊かな街づくりの推進を図るための緑化普及啓発事業。	令和6年度積立金額：2,299,141円
柏 市	(一財) 柏市みどりの基金	市民、行政、企業及び専門家等が連携して進めるみどりの保全・再生・創出を支援することにより、花や緑を活かした美しい風景のあるまちの実現及び持続可能な地域の生態系の維持並びに自然と調和した快適な生活空間の形成とコミュニティの醸成に寄与することを目的とする。	
市 原 市	緑化基金	緑化の推進と緑地の拡大を図るため、市原市緑化基金条例に基づき、昭和51年に設置。	・令和6年度末基金残高505,226千円 ・令和6年度に実施した緑化事業への支出額14,819千円
流 山 市	流山市ふるさと緑の基金	公園及び緑地の用地取得。公園及び緑地の整備又は管理運営。	令和6年度末積立金額：994,374,616円
我 孫 子 市	我孫子市緑の基金	設立昭和60年4月、我孫子市緑の基金条例に基づく積立金。 公園用地確保、緑地保全事業に必要な経費に充当している。	令和6年度末現在65,300千円
鴨 川 市	鴨川市環境保全基金	平成17年2月11日条例制定。基金として積み立てる金額は、積み立てる年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とし、基金は、環境保全事業の費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。	
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市みどりの基金	鎌ヶ谷市みどりの基金条例に基づく積立：昭和60年4月制定 公園の整備、緑化推進等緑の保全をする事業に充当している。	
浦 安 市	浦安市みどりの基金	平成22年3月31日制定。みどり豊かなまちづくりを推進することにより、みどりと暮らしが調和する豊かな生活空間を整備するため、浦安市みどりの基金を設置している。	令和6年度末積立金額：4,598,949円
大 網 白 里 市	大網白里市森林環境整備基金	平成30年3月26日条例制定。間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する経費の財源に充当	
神 崎 町	自然と人とふれあいの緑基金	緑化と自然保護を推進し、自然と人のふれあいを通して、潤いのある人間味あふれる豊かなまちづくりを推進する。緑化啓発、各種植栽、花いっぱい運動、オニバス育成保護、プランター設置 他	
一 宮 町	大塚実海と緑の基金	平成24年3月7日条例制定。一宮町の大地と海を繋ぐ海岸線の自然の保護と再生活動に充当。	

12.9 野生動植物の保護・育成等

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	市の鳥コアジサシの保護	市の鳥コアジサシの保護のため、生息実態調査や検見川の浜における営巣地の保護対策を実施した。
	大草谷津田いきもの里の整備	ふるさとの原風景であり、多様な動植物が生息・生育している谷津田の自然を保全し、市民が自然とふれあい、学ぶ場を提供するため、平成17年度に入口広場や自然再生ゾーンなどを整備し、平成18年5月に供用開始した。保全協定締結面積12.74ha
	貴重な動植物の保護	千葉市の保護上重要な野生生物（レッドリスト）を平成16年5月に作成し、環境アセスメントや自然保護意識の高揚に活用している。また、在来生物の生息・生育環境を保全するため、特定外来生物（アライグマ）や有害鳥獣（ハクビシン）等に関する対策を実施している。
市 川 市	イノカシラフラスコモ保護保全事業	じゅん菜池緑地には、環境省の絶滅危惧種1類に指定された車軸藻の一種である「イノカシラフラスコモ」が生息している。そこで、専門家を交えた検討委員会等で得られた知見に基づき、保護保全に取り組んでいる。
	行徳近郊緑地観察路の管理	行徳近郊緑地の一部に市民が自然に親しむ観察路・観察壁などを整備し、土曜・日曜・祝日に開放している。
松 戸 市	地域環境調査業務	平成17年度から実施。市民ボランティアの調査員により、市内の野鳥を調査してもらい、（公財）日本鳥類保護連盟が作成した基準により、「環境度」として評価する。令和6年度 5段階評価のC
野 田 市	生物多様性自然再生事業	第2期生物多様性の戦略に基づき、多くの生き物が生息できる豊かな自然環境の保全や再生を目的として、コウノトリをシンボルとした生物多様性、自然再生事業に取り組む。 平成24年12月に多摩動物公園から2羽のコウノトリを譲り受け、飼育を開始。平成27年7月には関東初のコウノトリの試験放鳥を実施し、令和5年まで、計17羽放鳥。令和6年は、平成29年に野田市で放鳥したオスが渡良瀬遊水池生まれのメスとペアとなり、2羽のヒナが誕生し、市内で初の野外繁殖に成功。
	カタクリ植生地の保護	カタクリ植生地の保護及び管理。（面積3,272㎡）
佐 倉 市	佐倉市谷津環境保全指針	平成18年3月策定（令和4年7月改定）。市内に残された谷津を多様な生態系と豊かな自然を有する環境資源と位置づけ、これを保全し活用しつつ、将来に継承していくための指針を示したもの。
	畔田谷津保全事業	ちば環境再生基金の助成を受けて復元・整備した生きもの田んぼや水路等を、市民参加型の畔田谷津ワークショップにより保全整備をおこない、生きもの観察会などに活用している。
	自然環境施設保全事業	ピオトープ創出事業として整備された市有地の維持管理を実施。（H29年度～） 対象地は、西御門、直弥、清水台、城址公園内ピオトープ、上手繰川植生浄化施設、岩富地先。
習 志 野 市	谷津干潟自然観察センターの運営管理	谷津干潟及びそこに飛来する野鳥を通して、自然の大切さに気づいてもらうため、来館者への解説や各種の行事を行っている。
	湿地交流	国境を越えて渡るシギ、チドリ類の保護と湿地の保全に向けた情報交換や啓発事業を協力して行うとともに、湿地保全に関わる人々の交流を支援することを目的に、オーストラリアのブリスベン市と湿地提携を平成10年2月25日に調印。
市 原 市	野生動植物保護地区指定奨励金	市原市緑の保全及び推進に関する条例等に基づき、学術上、貴重な動植物の生息地を保護地区に指定し奨励金交付等を行う制度。 (1) 野生動植物保護地区：6円/㎡・年 固定資産税の免除有 (2) 令和6年度交付額：94,494円 (3) 令和6年度末の指定状況：野生動植物保護地区15,749㎡ (3地区)
八 千 代 市	ほたるの里づくり	多様な生物の環境づくりや自然環境を大切にしたい学びの場として、「ほたるの里づくり実行委員会」を中心に、市民・事業者・行政が協働でほたるの里の活用を行っている。
我 孫 子 市	谷津ミュージアム事業	手賀沼沿いで最も谷津の地形と自然環境が残っている岡発戸・都部の地域を谷津ミュージアムと位置づけ、かつての農村環境や生物多様性豊かな自然環境の復活を目指す事業。 二ホンアカガエル・ヘイケボタルを指標生物とし、卵塊数・生息数調査を行うことで自然状態の診断・評価をしている。その他にも、保護上重要な動植物が生息・生育しているため、市民ボランティアと市が協働で保護・保全のための維持管理活動や各種イベントを実施している。（対象区域：36.7ha）
	天然記念物「高宕山のサル生息地」のサルによる被害防止管理事業	君津市と富津市が委託して実施している事業。天然記念物指定区域周辺のニホンザルによる農作物被害を防止して、人と自然の調和のとれた社会を実現することを目的とし、被害防止・生態調査・個体数管理・生息環境調査などを行っている。
富 津 市	天然記念物「高宕山のサル生息地」のサルによる被害防止管理事業	富津市と君津市が委託して実施している事業。天然記念物指定区域周辺のニホンザルによる農作物被害を防止して、人と自然の調和のとれた社会を実現することを目的とし、被害防止・生態調査・個体数管理・生息環境調査などを行っている。
四 街 道 市	ホタル自生地の保護（自然観察地整備事業）	自然観察地整備事業の一環として、ホタル自生地の自然観察、保護を目的とした休耕田の利用。
山 武 市	成東・東金食虫植物群落保護管理事業	国指定天然記念物である成東・東金食虫植物群落の維持管理、教育普及、環境調査等を地元住民やボランティア団体、有識者の協力を得ながら行っている。

い す み 市	源氏ぼたるの保護	いすみ市ゲンジボタルの保護に関する条例により、保護するとともに地域住民の協力のもと河川の浄化を図り、現在では多くの源氏ぼたるが発生している。
	ウミガメ保護監視事業	いすみ市の砂浜において、5月から10月までの間、市民からの連絡をうけて産卵の確認、卵の移設を行っている。平成19年3月ウミガメ保護条例制定（平成31年3月15日改正）
	ミヤコタナゴ保護増殖事業	ミヤコタナゴ保護増殖施設で人工授精等を行っているほか、定点観察を実施、自然環境の中での生息状況の把握に努めている。更に人工増殖させた個体をいすみ環境と文化のさとセンターや一部の小学校・公民館等で飼育展示し、自然環境保護の啓発に努めている。
横 芝 光 町	コアジサシ・ハマヒルガオ・アカウミガメの繁殖地保護	防護柵を設置し、繁殖地への車両等の進入を禁止。
御 宿 町	ミヤコタナゴ保護増殖事業	生息環境の整備及び監視。

12.10 河川（湖沼）浄化事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	合併処理浄化槽設置事業	河川等公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。（昭和62年10月1日施行、平成22年4月1日から単独浄化槽または汲取り便槽からの転換のみを補助対象とした。）
銚 子 市	合併処理浄化槽転換補助事業	単独処理浄化槽または汲み取り便所から合併処理浄化槽に転換する者に対し補助金を交付することにより、合併処理浄化槽の整備促進を図り、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的とする。
	中小河川等水質調査	市内の中小河川等の水質調査を実施し、水質汚濁の現状を把握する。
市 川 市	市川市環境活動推進員（エコライフ推進員）制度	市から委嘱された環境活動推進員（エコライフ推進員）が、自ら生活排水対策を実践するとともに、家庭でできる浄化対策の普及啓発活動を推進している。
	都市排水路（春木川流域）浄化施設整備	河川に流れ込む生活排水を浄化するため、平成3年度～平成5年度に春木川に流入する水路3箇所都市排水路浄化施設（市川市浄化施設1～3号機）を設置した。
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、高度処理型合併処理浄化槽の設置促進を図るため、合併処理浄化槽の設置に対して補助を行う。
船 橋 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、高度処理型合併処理浄化槽の設置促進を図るため、単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽の設置に対して補助を行う。
館 山 市	浄化槽普及事業	公共用水域の水質保全のため、合併浄化槽への切り換えに対し、一部補助を行った。
	河川水質調査	市内の河川において、水質調査を実施した。
木 更 津 市	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	毎年、市内6河川15カ所において、水質の調査を実施。
松 戸 市	浄化施設維持管理業務	坂川水系に設置した河川浄化施設の維持管理を行う。水質改善により、順次施設停止予定（施設数8箇所→7箇所停止、稼働1箇所） 河川名（場所）：新坂川1箇所 浄化の方法等：曝気付プラスチック接触酸化法、曝気付球状砕石接触酸化法、曝気式礫間接触酸化法
	合併浄化槽設置整備事業費補助金	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、単独処理浄化槽またはくみ取り便所から合併処理浄化槽に設置替えをする者に補助金を交付する。また放流先がない場合、処理装置を併せて設置する者には上乗せ補助を実施。
野 田 市	生活排水処理施設	木間ヶ瀬新宿地区からの生活排水を浄化し、水質汚濁防止を図る。
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
成 田 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。また、印旛沼の水質改善のため印旛沼流域を対象として、高度処理型合併処理浄化槽設置の推進を図る。さらに、合併処理浄化槽の設置に伴い放流先のない場合の処理装置の設置費用や、ポンプ装置工事費用に対する補助制度を設け、合併処理浄化槽の設置促進を図る。
	合併処理浄化槽維持管理費補助事業	合併処理浄化槽を設置している者に対して維持管理費補助金を交付することにより、適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質浄化を図る。対象人槽5～50人槽
	集中処理浄化槽修繕工事補助事業	住宅団地に設置されている集中処理浄化槽の修繕工事を行う地域団体に対し修繕費用の補助を実施することにより、適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質浄化を図る。
佐 倉 市	合併処理浄化槽設置事業補助金	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、高度処理型合併処理浄化槽の設置促進を図るため、新たに合併処理浄化槽を設置する者及び単独処理浄化槽またはくみ取り便所から合併処理浄化槽に設置替えをする者に補助金を交付する。また放流先がない場合、処理装置を併せて設置する者には上乗せ補助を実施し、公共用水域の水質浄化を図る。
	合併処理浄化槽維持管理費補助金	浄化槽の適正な管理の推進を図り、もって公共用水域等の水質保全を図ることを目的とし、合併処理浄化槽の適正な維持管理を行う者に補助金を交付し、公共用水域の水質浄化を図る。
東 金 市	浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	浄化槽維持管理促進事業	生活排水による河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の適正な維持管理を行う者に補助金を交付し、公共用水域の水質浄化を図る。

旭市	合併処理浄化槽設置事業	公共用水域の水質汚濁の防止を目的とし、合併処理浄化槽設置者や単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換者への補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	生活排水処理施設（飯岡地区）	飯岡海岸地区からの生活排水の処理施設を維持管理し水質汚濁防止を図る。
柏市	合併処理浄化槽設置奨励補助金交付事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便所を廃止し、合併処理浄化槽に転換する工事費の一部を補助する。
勝浦市	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助金を交付する。
	河川水質調査	市内河川12箇所を年2回、浜勝浦川を年6回、水質調査を実施。
市原市	合併処理浄化槽設置事業	生活排水による河川の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、その設置促進を図る。水道水源地である高滝ダム流入地域については、他の地域より高い補助金を交付。単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合は、転換上乗せ補助を実施。
流山市	合併処理浄化槽設置事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、単独処理浄化槽またはくみ取り便所から合併処理浄化槽に設置替えをする者に補助金を交付する。
	水質浄化施設維持管理事業	生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、都市下水路に浄化施設を設置し水質の浄化を図る。
八千代市	高度処理型浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、単独処理浄化槽及びくみ取り便所から高度処理型浄化槽に転換する者に対し、補助金を交付する。
	河川、排水路等水質調査	印旛放水路等の水質調査（17地点×年6回）及び事業場の排水調査（24事業場）を実施。
我孫子市	移設式沈殿槽	手賀沼に流入する排水路のうち1排水路（根戸幹線）の流末に沈殿槽を設置し、ごみや浮遊物を回収する。
	高度処理型浄化槽設置整備事業	平成16年度から実施。生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、高度処理型合併処理浄化槽を設置するものに対し、補助金を交付する。転換については上乗せ補助を実施する。
	手賀沼及び主要排水路水質・底質調査	手賀沼及び古利根沼に流入している主要な8箇所について、水質（年6回）及び底質（年1回）の現状を把握し、公共用水の水質汚濁防止を図る。また、年に1回手賀沼内の水質及び底質の測定を実施し、異常の有無について確認を行っている。
	手賀沼公園地先水質調査	年間を通じて多くの方が訪れる手賀沼公園の先地点にて、水質調査を毎月3回実施し異常の有無について確認するとともに、掲示板等で市民に知らせ、水質浄化の啓発を図る。
	中峠排水路浄化施設維持管理	中峠排水路からの排水による古利根沼の水質汚濁を防止するため、四万十方式の浄化施設を平成9年より設置しており、その維持管理及び効果確認のための水質調査を実施。
鴨川市	河川、排水路水質調査	市内河川、排水路等の水質調査を実施。
	鴨川市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金	生活排水を原因とする河川等の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置の補助制度により水質浄化を図る。（平成28年4月から単独処理浄化槽またはくみ取り便所からの合併処理浄化槽への転換設置のみに補助限定）
鎌ヶ谷市	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、住宅の既存単独処理浄化槽又は汲み取り便所を高度処理型合併処理浄化槽に設置換えするものに補助金を交付する。
	家庭雑排水共同処理施設事業	大津川に流入する家庭雑排水の浄化のための処理施設の設置。（浄化方法：回転板方式）
	河川水質調査	市内の河川（大柏川、大津川、神崎川、海老川）10地点において水質検査を実施
君津市	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置を促進するため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	小糸川、小櫃川、亀山湖において月1回水質調査を実施。
富津市	浄化槽転換事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、単独処理浄化槽またはくみ取り便所から合併処理浄化槽への転換を促進するため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	市内9河川16箇所において水質調査を実施。
浦安市	河川等水質測定	市内4河川（猫実川、堀江川、境川、見明川）5地点における水質測定を年4回実施。この他、東京湾環境一斉調査に合わせて浦安三番瀬の水質測定を年1回実施。
四街道市	合併処理浄化槽普及促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、高度処理型合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	市内4河川における水質調査を定期的に行っている。

袖ヶ浦市	合併処理浄化槽設置補助事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
八街市	河川水質調査	昭和58年度から鹿島川・高崎川・作田川流域15地点において年2回水質調査を実施。
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
印西市	合併処理浄化槽設置整備事業	公共用水域の家庭雑排水による水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	市内の河川9地点において年4回水質調査を行っている。
白井市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	市内の河川等5地点において年4回水質調査を実施。（二重川・下手賀沼・神崎川・金山落）
富里市	小型合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、住宅の既存単独処理浄化槽又はくみ取り便所から合併処理浄化槽に設置替えをする者に補助金を交付する。
	合併浄化槽等修繕工事補助事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、地域団体が行う合併処理浄化槽の修繕工事に補助金を交付する。
	家庭雑排水共同処理施設	河川等の公共用水域における水質汚濁を防止するため、家庭雑排水共同処理施設を設けている。
	河川水質検査	市内の河川（根木名川、高崎川、木戸川、江川）の9箇所を年2回水質検査。
南房総市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	家庭雑排水共同処理施設	白浜地区、白浜共同処理施設、処理方法は接触ばっ気方式。
	河川等水質検査	市内河川及び海域の水質検査（45地点）。
匝瑳市	合併処理浄化槽設置整備促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	水質浄化対策事業	大利根用水西幹線末流部に流れこむ都市水路の処理水質基準値をBOD20mg/lと定め、水路の水質浄化を図る。
	EMによる水質浄化作業	市域中心部を流れる大利根用水路へのEM活性液の放流及び同用水路周辺の家庭、事業所等への配布を行い、水質浄化を図る。
香取市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	都市排水路浄化施設の設置	黒部川に流入する都市排水路4箇所にバイオモジュールシステム等の浄化施設を設置、計画処理推量500m <sup>3</sup> /日、BOD除去率60%以上。稼働休止中。
山武市	浄化槽等設置補助事業	浄化槽設置者の負担軽減と普及を図るため、補助金を交付する。
いすみ市	家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	家庭雑排水共同処理施設	準用河川ビチャ川に設置し、河川の浄化を図っている。（S60年に設置、回分式活性汚泥法）
	河川水質調査	市内河川の水質調査（18箇所・年2回）
大網白里市	合併処理浄化槽設置整備事業	公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助対象区域において補助金制度（単独・汲み取りからの転換）を設けている。
酒々井町	町内河川水質検査	印旛沼に流入する河川（高崎川・江川・中川）及び印旛沼中央排水路の水質調査を実施。
	生活排水対策浄化槽推進事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道未整備地域で高度処理型合併処理浄化槽を設置する者に対し補助金を交付。
栄町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。

神 崎 町	河川水質検査	町内の河川（八間川、神崎川）の水質検査を実施。
	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
多 古 町	多古町合併浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の整備促進を図るため補助金を交付する。 平成15年3月26日告示第30号
東 庄 町	合併処理浄化槽施設設備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質検査	黒部川・桁沼川の水質検査を年4回実施。
九 十 九 里 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
芝 山 町	河川水質調査	町内の河川（高谷川）の4箇所にて年2回水質検査を行う。
	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による河川等の公共用水域における水質汚濁防止を図るための補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
横 芝 光 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度（単独等からの転換）を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
一 宮 町	一宮町小型合併処理浄化槽等設置事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止に資することを目的に、小型合併処理浄化槽の設置を行う者に対し、補助金を交付する。
睦 沢 町	特定地域合併処理浄化槽整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的として、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、町が事業主体となり設置及びその後の維持管理を行う。
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的として、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、特定地域合併処理浄化槽整備事業に該当しない箇所を対象に、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	水質汚濁防止	河川・堰8地点、水路4地点、河川底質1地点の水質調査を実施。
長 生 村	合併処理浄化槽設置事業	生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助金を交付する。（平成2年4月1日制定）
	河川、排水路の水質検査	内谷川、幸治川、排水路の水質検査を実施している。
	生活排水処理施設	七井土地区、金田地区、岩沼地区からの生活雑排水を浄化し水質汚濁防止を図る。
白 子 町	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽設置者に対し補助金を交付。
	コミュニティ・プラント施設整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、コミュニティ・プラント施設を整備。
	町内河川等水質検査	町内河川等23箇所の水質検査を実施。
長 柄 町	長柄町設置型浄化槽整備及び管理に関する条例	町が事業主体となり合併処理浄化槽を設置し、その後における維持管理を行う。
	河川水質検査	町内の河川9箇所の水質検査を行う。
長 南 町	川をきれいにする運動	水と緑に囲まれた美しい景観と豊かな自然及び伝統ある郷土を守り、美しいふるさとづくりに努める。
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助金を交付する。
大 多 喜 町	合併浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。

御宿町	生活排水処理	堺川生活排水処理施設（接触ばっ気方式）
	清水川等浄化対策推進会議	生活雑排水等により汚染されつつある清水川の水質を浄化し、水をとりにくく環境を改善することにより、きれいでうるおいのある生活環境を創造する。平成3年3月30日制定
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	町内河川等12箇所の水質検査を行う。
鋸南町	合併処理浄化槽設置整備事業	平成6年6月1日
		河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。

12.11 水辺環境保全・親水等の事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	坂月川ビオトープの整備	水辺環境を保全・回復し、市民が水辺に親しみ、ふれあう場を提供するため、平成16年度に坂月川上流の休耕田を活用したビオトープを整備した。平成17年度からボランティア団体が主体となる管理運営のもと、供用を開始した。
	水辺環境保全推進員（通称：水辺サポーター）	流域住民の中からその区域の核となる推進員を選定し、市と市民が連携し河川の水质調査や清掃作業などの浄化活動を推進している。（4水域に12名を配置）
	地下水浄化事業推進基金事業	汚染地下水の浄化対策として、平成11年4月、事業者からの寄付金と市の一般財源により地下水浄化事業推進基金を設立し、地下水浄化事業を推進している。
市 川 市	江戸川河川敷ビオトープの維持管理事業	江戸川河川敷緑地に設置されたビオトープの維持管理等を行うことで、ビオトープとしての良好な環境の保持と環境学習の場としての機能向上を図る。
船 橋 市	ふなばし三番瀬クリーンアップ	ふなばし三番瀬海浜公園での砂浜清掃と自然観察を通して、三番瀬に対する理解と関心を深め、もって三番瀬の保全を図る。＜令和6年度＞参加人数980人
木 更 津 市	河川清掃・矢那川清掃・海岸清掃	官・民参加により小櫃川（武田川）・烏田川・小浜川・畑沢川・矢那川周辺の河床、河岸及び海岸の清掃を行う。
	盤洲干潟クリーン作戦	地元自治会、民間ボランティアと協働し、毎年5月頃に盤洲干潟の清掃活動を行う。また、清掃活動後は、干潟の理解を深めるために民間ボランティア主催の観察会も同時に行う。
松 戸 市	水辺の施設整備業務	市民参画の基で進めてきた坂川再生の水循環系の再生のため、景観及び環境の整備を行う。
	川をきれいにする啓発業務	河川愛護の啓発や河川清掃活動等に対する支援を行う。
野 田 市	江戸川松戸フラワライライン整備業務	江戸川河川敷に市民参加を得ながら水辺空間を形成するため、花畑による環境整備を行い、この作業を通して河川愛護精神を育成する。（行政との協働）
	自然環境維持管理業務	豊かな里山環境を良好に保ち、水田ビオトープを保全するため、不法投棄監視業務や斜面林の維持管理、水路整備等を実施。
成 田 市	ふるさと川づくり事業	ふるさと川づくり事業により整備した根本名川（東和田～土屋）及び取香川（東金山～関戸）について、成田市のシンボルとなる優れた河川環境の維持のため、毎年の草刈りや清掃作業を行っている。
	河川愛護	地域と一体となった良好な河川環境の保全・創出のため、利根川隣接地域や市内の準用河川の堤防敷について流域の住民による清掃活動を推進している。
	印旛沼クリーンハイキング	印旛沼浄化推進の一環として、周辺の清掃活動と啓発イベントを実施。 令和6年度：令和6年10月26日実施。参加者は232名。
佐 倉 市	印旛沼クリーンウォーク	印旛沼の水质浄化を目的として、ふるさと広場周辺の清掃活動及び啓発事業を実施している。令和2年度以降は分散日程で実施している。
柏 市	名戸ヶ谷ビオトープの活用	平成14年に整備した名戸ヶ谷ビオトープにおいて市民参加による運営管理及び環境学習活動や自然の保全啓発を行っている。
流 山 市	手賀沼水環境保全協議会の水質保全対策事業	手賀沼及び流域の総合的な水環境の保全について、関係者の意識の共有と連携協働した取組の推進を図り、もって恵み豊かな手賀沼の再生と流域住民の良好な生活環境を保全する。
	河川環境用水導水事業	一級河川大堀川防災調整池は北千葉導水路より、準用河川宮園調整池は一級河川坂川より、また、準用河川神明堀は一級河川江戸川より、それぞれ分水を受け、水量の増加及び水質の改善を図っている。
我 孫 子 市	古利根沼水辺清掃	市民参加による古利根沼周辺の清掃。
	手賀沼ふれあい清掃	市民参加による手賀沼公園及び遊歩道周辺の清掃作業。
	利根川河川敷清掃	市民参加による利根川河川敷の清掃。
浦 安 市	境川クリーンアップ	市民団体による境川の清掃活動を年3回実施した。
	境川かわまちづくり	「境川かわまちづくり」の一環として、境川公園の再整備や管理用通路の舗装、境川排水機場内への通路整備により、境川沿いの親水性向上を図った。
	三番瀬ミニクリーンアップ	市民団体による三番瀬護岸部の清掃活動を年10回実施した。
	ビオトープの維持管理及び活用に関する協定書	三番瀬環境観察館横にあるビオトープの利活用に向けた取り組みを行うため、市民団体と協定を締結した。
	うらやす三番瀬感謝祭	ふるさとの海に感謝の気持ちを込めて護岸のごみ拾いを行い、市民の憩いの場としての三番瀬の機能や役割を学んでもらうために市民団体と共催で事業を開催した。
四 街 道 市	上手繰川清掃	市民参加による上手繰川の清掃。
香 取 市	四季の花壇の設置	黒部川河畔の堤防を利用して、住民参加型の花壇を設置し、親水の一助としている。
	黒部川河川清掃	市民・事業者の参加による、黒部川周辺の清掃活動の実施
栄 町	水辺のクリーン作戦	町民参加による長門川酒直機場周辺の清掃活動を実施
横 芝 光 町	栗山川周辺環境ボランティア	栗山川の自然環境を守るため、町、ボランティアによる清掃及び不法投棄の防止を図る。
一 宮 町	一宮川等流域環境保全推進協議会事業	長生郡市内の自治体・企業・団体が構成され、河川の清掃や水質の調査を実施している。
	一宮川をきれいにする会事業	一宮川の堤防の草刈り清掃を実施。
睦 沢 町	生き物観察会	鏡守川の清掃事業のなかで、川の淵を塞ぎ止め川払後、どんな生き物が生息しているかを観察する。
長 生 村	長生地区九十九里海岸クリーン対策協議会事業	毎年9月に九十九里海岸のごみの回収作業を行う。
白 子 町	長生地区九十九里クリーン対策事業	長生地区の海岸環境保全と海浜動植物の保護を図り、優れた海岸景観を保持するための活動として毎年9月に海岸に漂着した可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの回収作業を実施。
	白子集団施設地区管理事業	白子町シルバー人材センターに委託し、随時、海岸や自然公園の清掃作業を実施。

12.12 地下水（湧水）保全・名水保全整備等の事業

市 町 村 名	名 称	内 容
千 葉 市	豊かな水（水質）の保全及び水資源の持続可能な利用	千葉市水環境・生物多様性保全計画に基づき、河川上流域に広がる森林及び谷津田等の水源かん養域の保全と再生、雨水浸透ます・トレンチ等の設置、雨水貯留管及び浸透性舗装等の整備によるかん養機能の確保、汚濁負荷の抑制、地下水質の保全のための水質把握及び未然防止の対策を推進している。
市 川 市	雨水の地下への浸透及び有効利用の推進	水循環保全及び都市型水害抑制を目的に平成17年7月に条例を施行し、宅地における雨水の地下浸透及び有効利用について市と市民の責務を明らかにし、建築行為の際には雨水浸透施設等の設置を指導している。 (市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例 平成17年3月30日制定)
船 橋 市	地下水水質調査	地下水汚染対策として地下水の水質調査を実施。(市内49箇所)
館 山 市	地下水水質調査	地下水の状況調査を実施した。(市内2箇所)
木 更 津 市	地下水汚染調査	地下水汚染対策として地下水の水質調査を実施。
松 戸 市	湧水保全業務	市内の貴重な湧水を整備・保全することにより、良質な河川水源を確保するとともに、身近な自然に触れ合える場を提供し、自然湧水を市民自ら大切に する心を育てる場として活用を図る。(保全箇所5箇所)
	雨水浸透施設設置業務	洪水流量の軽減と地下水の涵養を目的に、市役所及び支所・小中学校に、雨水貯留タンク及び浸透マスを先導的に設置し、水循環の認識を高める。
野 田 市	地下水水質調査	市内9箇所有機塩素化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染の状況の調査。
	地下水汚染除去対策事業	曝気処理施設による汚染除去対策の実施。
成 田 市	地下水水質調査	工業団地・空港周辺地域等の地下水質の監視並びに地下水汚染の実態把握を目的に、工業団地・空港周辺等の地下水の調査を実施。
	上水道給水区域外井戸水 調査	上水道未整備地区の生活環境保全の一環として、上水道給水区域外の井戸水調査を実施。
	地下水汚染に係る浄水器設置費補助事業	対象物質（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ヒ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー））による汚染が確認された飲用地下水を浄化するために浄水器を設置する者に対し補助金を交付するほか、浄水器を設置した日から5年を経過し、かつ、当該浄水器の所要の機能が失われている場合は補助金を再交付する。
	地下水汚染除去対策事業	テトラクロロエチレンによる地下水汚染に対し、地下空気濃度監視、揚水ばっ気処理等の汚染除去対策を実施する。
佐 倉 市	雨水貯留浸透施設設置工事補助金	治水対策の一環として、雨水貯留タンクや雨水浸透マスを住宅に設置する際の補助金交付制度を平成15年10月1日より施行。＜令和6年度実績＞助成件数 貯留施設13件。
	地下水汚染に係る浄水器設置費補助金	上水道未整備地域で、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレンが地下水の環境基準に 適合していない世帯に、浄水器設置費の一部（設置費の2分の1（上限10万円、千円未満切捨て））を補助する。
旭 市	地下水汚染に係る浄水器設置費補助金	上水道未供用区域にて硝酸性・亜硝酸性窒素による地下水汚染が確認された世帯に対し、浄水器の購入・設置費の2分の1（上限：10万円）を助成する。
習 志 野 市	地下水汚染対策事業	有機塩素系化合物による地下水汚染の状況を調査し、汚染原因者に対して汚染物質の除去等を指導することで、貴重な地下資源である地下水の保全を図 る。併せて、ほう素・ふっ素についての調査を実施する。
柏 市	湧水地の維持管理	湧水地の草刈・清掃及び老朽化した木道などの修繕を実施。
勝 浦 市	地下水水質調査	市内2箇所実施。
市 原 市	地下水水質調査	地下水汚染対策として、地下水の水位及び水質調査を実施。
八 千 代 市	地下水汚染対策・調査	地下水汚染の著しい地域の浄化対策を推進するとともに、地下水汚染の実態把握をするため観測井戸等の水質調査を実施。
我 孫 子 市	地下水水質調査	過去に揮発性有機化合物（VOC）等による地下水汚染があった地域における地下水（井戸水）水質の調査。汚染物質が検出されている井戸における 「定期調査」と、その周辺の井戸における「概況調査」を実施。市内の井戸10箇所を選定し、水質調査を実施する。

鴨川市	地下水水質調査	地下水汚染対策として、地下水の水質調査を実施。
鎌ヶ谷市	地下水水質調査	地下水汚染対策として、地下水の水質調査を実施。
	地下水汚染対策事業	対象地区の地下水汚染状況を把握するため井戸水の水質調査を実施。測定項目（1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）
君津市	地下水水質調査	有機塩素化合物による地下水汚染状況のため実施。年4回 測定項目（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレン）
富津市	地下水水質調査	有機塩素系化合物及び硝酸性窒素による地下水の汚染状況の確認をする。
四街道市	地下水水質調査	有機化合物等による地下水の汚染状況を把握するため、地下水の水質調査を実施。
	地下水汚染防止対策事業	テトラクロロエチレン検出井戸等の水質調査や揚水曝気処理による汚染除去対策を実施。また、トリクロロエチレン等による地下水汚染の機構解明調査等を実施。
八街市	地下水水質調査	市内60箇所の井戸を選定し、水質調査を実施。
印西市	地下水汚染対策事業	有機塩素系化合物による地下水汚染防止対策として解明調査及び除去対策を行う。
	地下水水質調査	市内5箇所を選定し、地下水の水質調査を行い、汚染状況を把握する。
白井市	地下水汚染対策事業	揮発性有機化合物および有機フッ素化合物による地下水汚染の状況を把握するため水質調査を実施する。
	地下水水質調査	市内の飲用井戸10箇所を選定し、水質調査を実施する。
富里市	浄水器設置補助金	居住する住宅の敷地に隣接する道路に上水道配水管が敷設されておらず、地下水の他に飲料水の確保が困難であり、当該地下水に含まれる硝酸性窒素等が環境基準に適合していない方に対し、浄水器の購入設置費の1/3（上限7万円）を補助する。 居住する住宅の敷地に隣接する道路に上水道配水管が敷設されておらず、地下水の他に飲料水の確保が困難であり、当該地下水に含まれるPFOS及びPFOAが指針値（暫定）に適合していない方に対し、浄水器の購入設置費の1/2（上限10万円）を補助する。
	地下水汚染調査	市内2地区における地下水の汚染状況を把握するための水質調査を実施。
匝瑳市	地下水水質調査	市内7箇所の地点を抽出し、その付近の井戸水を検査することにより、地下水の水質状況を把握する。
香取市	地下水汚染対策事業	有機塩素系化合物による地下水汚染対策として、浄化施設の設置・定期的なモニタリングを実施。
	地下水水質調査	市内で選定した箇所の水質調査を実施。
山武市	地下水水質検査事業	市内で選定した箇所の水質検査を実施。（34箇所）
いすみ市	地下水水質検査	市内地下水の水質検査（22箇所）
神崎町	地下水水質調査	町内工業団地内の排水から水質調査を行い、水質状況を把握する。
	飲料水水質検査補助事業	飲料水の安全性を確保し、健康の保持を図るため自主的に水質検査を行うものに対し、補助金を交付する。
東庄町	地下水汚染防止対策事業	町内5箇所の井戸を選定し、水質検査を実施。
九九里町	地下水検査事業	町内2箇所地下水の水質検査を実施。

芝山町	地下水水質調査	残土及び工業団地周辺の水質調査を実施する。(28項目、8箇所) 観測井戸による水質環視を行う。(51項目、2箇所) 四塩化炭素による地下水の汚染状況を確認する。(1箇所)
	飲料水の水質検査費用助成事業	家庭用井戸で生活飲料水の水質検査(一般細菌、大腸菌、ヒ素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物等、pH値、味、臭気、色度、濁度)を実施したものに、その経費の一部を助成する。上限額：4,000円、R6年度実績：13件
	浄水器設置又は井戸掘替費補助事業	対象物質(硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、ヒ素)が水質基準を超えた場合、浄水器設置費用または井戸の掘替費用の一部を補助する。上限額：100,000円、R6年度実績：1件
一宮町	地下水汚染水質調査	町内9箇所の井戸の水質を調査する。
長南町	地下水水質調査	熊野の清水を含め地下水水質調査6箇所調査実施する。
大多喜町	地下水汚染防止対策事業	有機塩素系化合物(4項目)による地下水への水質汚濁の状況を確認するため調査を実施。

12.13 リサイクル・分別収集

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	家庭ごみの5種21分別収集	家庭ごみの5種21 分別収集を実施。現在、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ（5種類）、資源物（ビン（3種類）、缶、ペットボトル、古紙・布類（6種類）、木の枝、刈り草・葉）をごみステーションで収集している。また、粗大ごみを戸別収集（電話及びインターネットによる申込み（有料））している。
	集団回収	自治会、子供会、老人会等が、資源物（古紙・布類）を自主的に回収する活動に対し補助金を交付している。
	使用済小型家電の回収	家庭から排出される使用済小型家電について、市内28箇所（ノートパソコン、タブレット、携帯電話、スマートフォン、PHSについては25箇所）の公共施設に設置した専用ボックスによる回収を実施している。
	廃食用油リサイクル	家庭から排出される食用油の拠点回収を実施している。
	単一素材製品プラスチックの回収	単一素材（ポリプロピレン、ポリエチレンまたはポリスチレン）のできた製品プラスチック15品目について、区役所など市内19箇所に設置した専用ボックスで拠点回収を実施している。
	使用済小型充電式電池の回収	令和4年11月から各環境事業所及び新浜リサイクルセンターで拠点回収を実施。
	使用済コンタクトレンズの空ケースの回収	令和4年4月から市役所に回収ボックスを設置。
	気泡緩衝材の回収	令和4年10月から市役所に回収ボックスを設置。
	アルミ付き紙パックの回収	令和5年10月から市役所に回収ボックスを設置。
銚 子 市	家庭ごみの分別収集	ステーション収集（8分別） 普通ごみ、ビン、カン、ペットボトル、金属類、紙類、衣類、有害ごみ。拠点回収 小型家電。
市 川 市	分別収集	平成14年10月から家庭ごみの12分別収集を実施。 収集区分：燃やすごみ、燃やさないごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装類、ビン、カン、新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック、布類、大型ごみ（大型ごみは戸別有料収集）※令和元年7月からは剪定枝、令和6年4月からは小型充電式電池類を分別。
船 橋 市	有価物回収	週1回、新聞、雑誌、段ボール、雑がみ、紙パック、古着の回収を実施。
	資源ごみ回収	週1回、ビン・カン、金属類、ペットボトルの回収を実施。
館 山 市	ごみの分別収集	令和5年4月から、分別区分を見直し、8品目14種類の分別収集を実施している。 種類：燃せるごみ、粗大ごみ、金属類（4種類）、ガラス類（2種類）、プラスチック製容器包装（白色トレイ、発泡スチロール含む）、ペットボトル、古紙類（3種類）、飲料用紙パック。
	インクカートリッジの回収	環境課に回収ボックスを設置。令和3年8月より開始。
木 更 津 市	12分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、びん・かん・ペットボトル、容器包装プラスチック、雑誌、雑紙、段ボール、新聞、紙箱、紙パック、衣類、粗大ごみの12分別収集を実施。
	資源回収推進事業	資源回収を実施した団体及び協力業者に対して助成金を交付している。
	家庭廃食用油の回収	公民館など市内15箇所に回収ボックスを設置し、家庭廃食用油の回収を実施。
	粗大ごみリユース推進事業	クリーンセンターに持ち込まれた粗大ごみで、再使用可能な家具を希望する市民に提供する事業を月1回行っている。
松 戸 市	8分別収集	令和4年2月から、分別区分の一部変更を実施した。 ①可燃ごみ②不燃ごみ③リサイクルするプラスチック④その他のプラスチックなどのごみ⑤ペットボトル(回収拠点から収集するもの)⑥資源ごみ⑦粗大ごみ⑧有害ごみ ※粗大ごみのみ有料
	リサイクル活動奨励金制度	リサイクル活動を推進する団体及び回収業者に対し、奨励金を交付する。（紙類等・缶・ガラスびん類・ペットボトル）
	小型家電のボックス回収	平成27年度から、家庭から排出される使用済小型家電について、市内20箇所の公共施設に設置した専用ボックスで回収を実施。
	廃食用油の回収	平成22年4月から、家庭から排出される使用済の食用油の拠点回収を実施している。
	インクカートリッジの回収	「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、使用済みインクカートリッジの回収を市内2箇所の公共施設で実施。

野 田 市	資源回収報奨金制度	集団回収を行う自治会等の団体に対し、報償金を交付している。
	リサイクルフェア	毎年10月に3Rの推進として、ポスター展を開催。
	リサイクルプラザのだ	粗大ごみの中からまだ使用できるものを展示し、市民に販売する。
	分別収集	4種類：可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物（缶、びん、ペットボトル、新聞、雑紙、段ボール・紙パック、衣類・布類、金属類） 拠点回収：携帯電話、有害ごみ（蛍光管、水銀使用製品、乾電池、充電式電池、コイン電池）
	資源物・使用済小型家電の持込回収	月曜日～金曜日（祝日含む）に家庭から排出される資源物や使用済小型家電の持込回収を実施している。 受入時間：9時～11時30分、13時～16時
茂 原 市	資源ごみ回収	ビン・カン・ペットボトル・古紙・ダンボール・紙パック・衣類を資源ごみとして回収。 スプレー缶、乾電池を資源ごみの日に回収。
成 田 市	分別収集	・平成24年10月から9分別：可燃ごみ、プラスチック製容器包装（ブラマークのあるもの）、ペットボトル、ビン・カン、金物・陶磁器・ガラス類、有害ごみ、紙類、衣類・布類、粗大ごみ
	リサイクル運動推進事業	ごみの減量化と再資源化促進のため、自治会・子ども会等収益事業を目的としない地域住民で構成されたリサイクル実施団体へ、資源物の回収量に応じて奨励金を、資源組合へ助成金を交付している。
	リサイクルプラザ維持管理運営事業	リサイクルプラザにおいて、びん・缶類、鉄くず等を分別、再資源化。他に自転車・木製家具等をリサイクルし、市民に販売している。また、フリーマーケットを開催し、リサイクル品を販売している。
	ペットボトル回収	・市内6箇所の協力店から、ペットボトルを回収。
	廃食油リサイクル	・市内19箇所に拠点を置き、食用油を回収。
	再生品販売	・リサイクルプラザにおいて、毎月1回、粗大ごみとして出された家具、自転車を修理再生して、安価で販売。
	フリーマーケット	・リサイクルプラザにおいて、年に2回、出店者を募集し、場所を提供してフリーマーケットを開催。
佐 倉 市	分別収集	全12種類（もやせるごみ、うめたてごみ、金属類・小型家電、ビン、カン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装(含ペットボトル)、粗大ゴミ、廃食油、廃乾電池、廃蛍光管、インクカートリッジ）の分別
	資源リサイクル	金属類・小型家電、ビン、カン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装(含ペットボトル)、粗大ゴミ、廃食油、廃乾電池、廃蛍光管、インクカートリッジ
	製品プラスチックリサイクル	市内7箇所に回収ボックスを設置し、製品に「PP（ポリプロピレン）」または「PE（ポリエチレン）」の表示がある12品目の製品プラスチックを回収。令和7年4月1日より本格実施
	資源回収報償金	ビン、カン、古紙、古繊維、紙パック 3円/1kg（団体） 2円/1kg（業者）
	グリーンリサイクル	公園、緑地、街路樹の剪定枝や刈草などをチップ化し、リサイクルを行う。（委託事業）
東 金 市	分別収集	7分別（可燃ごみ、ビン類、金属類、カン、ペットボトル、乾電池、蛍光灯類）。粗大ごみは一部事務組合にて有料収集。
	リサイクル	市内8箇所にリサイクル倉庫を設置し、新聞、雑誌、雑がみ、ダンボール、布類、シュレッダー古紙を回収。
	ごみ資源化推進事業	資源ごみ回収を行った団体に対し、奨励金を交付。
	廃食用油リサイクル	家庭から排出される食用油を拠点回収。
	製品プラスチックリサイクル	市内7箇所のリサイクル倉庫及び市役所内製品プラスチック用リサイクル倉庫にて、製品に「PP（ポリプロピレン）」または「PE（ポリエチレン）」の表示があるものを回収。令和4年9月1日より開始した。
	使用済み歯ブラシのリサイクル	市内7箇所のリサイクル倉庫及び環境保全課窓口に回収ボックスを設置し回収。令和4年9月1日より開始した。
	インクカートリッジの回収	市役所ロビーに回収ボックスを設置し回収。令和4年9月1日より開始した。
	コンタクトレンズの空ケース回収	市役所ロビーに回収ボックスを設置し回収。令和4年9月1日より開始した。

旭市	分別収集	普通ごみ、資源ごみ(缶・ビン・金属・ペットボトル・紙・布類)及び粗大ごみ(直接搬入)に分類。
	資源ごみ集団回収促進事業	資源ごみ回収を実施した団体に対し、奨励金を交付する。(5円/kg)
	リサイクル情報コーナー	一般家庭において不用になった生活用品の譲渡又は譲受けを希望する市民に対し、その情報交換の場を提供して、リサイクル意識の啓発及び高揚を図る。
	使用済小型家電の回収	家庭から排出される使用済小型家電について、市内4箇所の公共施設に設置した専用ボックスによる回収を平成26年10月1日から開始した。
習志野市	ごみの分別収集	燃えるごみ、燃えないごみ、有害ごみ、資源物(ビン・缶、ペットボトル、新聞・チラシ、雑誌・雑紙、段ボール、飲料用紙パック、古着類)、粗大ごみに分類。燃えないごみとビン・缶、ペットボトルはリサイクルプラザ内の前処理施設で選別、圧縮、梱包等の処理を行っている。また、食品用白色トレイを市内公共施設で拠点回収している。
	有価物回収運動奨励事業	ごみの減量化と再資源化を促進するため、実施団体への奨励金(4円/kg)、回収業者への補助(4円/kg)を実施。
	使用済小型家電の回収	家庭から排出される使用済小型家電について市内9箇所の公共施設に設置した専用ボックスによる回収を平成27年2月13日から開始した。
柏市	資源回収事業(旧柏地域)	資源品(古紙・古布・金属類・ビン・ペットボトル)の収集及び選別加工を委託。
	〃(旧沼南地域)	資源品(古紙・古布・金属類・ビン)及びペットボトルの収集及び選別加工を委託。
	プラスチック分別資源化事業	プラスチックごみ回収は、旧柏地域は直営及び委託、旧沼南地域は委託。圧縮保管は委託。
	柏市リサイクルプラザ家具修繕等事業	柏市リサイクルプラザリボン館において、家具の修理及び販売を委託により実施。
	使用済み小型家電リサイクル事業	回収ボックスの設置による拠点回収を行い、福祉事業所にて解体したのち資源化。
勝浦市	分別収集	ごみの分別収集を実施(燃やせるゴミ、空き缶・ガラス類、金物類、蛍光灯、ペットボトル、プラスチック製容器包装、その他プラスチック、衣類、古紙類、ビン類、金物7品目、廃乾電池、粗大ゴミ)。
	廃食用油のリサイクル	市内5箇所に回収箱を設置し、家庭から出る廃食用油を回収。
市原市	分別収集	令和6年7月から使用済みポリスチレン製品の拠点回収を開始し、18分別を実施している。(燃やすごみ、燃やさないごみ、スプレー缶、ライター、灰・ガレキ、廃乾電池、蛍光灯、粗大ごみ、資源物(雑誌、段ボール、紙パック、新聞紙、雑がみ、缶、びん、布類、ペットボトル、使用済みポリスチレン製品))
	資源回収推進事業	資源回収を実施した団体及び協力業者に対し助成金を交付している。
流山市	集団回収	自治会等のリサイクル団体に資源物の回収量に応じて報償金を支給し、再生資源物収集運搬業者には奨励金を交付する。
	5種分別収集	家庭ごみの正しい分け方・出し方は、「燃やすごみ」、「容器包装プラスチック」、「ペットボトル」、「燃やさないごみ」、「有害危険ごみ」の5種分別を実施。このほか、有料、予約制で粗大ごみの戸別回収を行っている。
	リサイクルプラザ・プラザ館事業	ごみ減量・資源化に関する講座、ガレージセール等を開催。家庭から出された家具と自転車を修理再生し、安価で販売している。
	インクカートリッジの回収	インクカートリッジ里帰りプロジェクトに参加し、クリーンセンターを含めた計7か所の公共施設等にて、使用済みのインクカートリッジの回収を実施。
八千代市	分別収集	分別収集(可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、びん類、缶類、金属類、ペットボトル、新聞紙、雑誌類、雑がみ、ダンボール、紙パック、布類)
	白色トレイ回収	市内11箇所の公共施設等で拠点回収実施。
	リサイクルフェア	リサイクルやごみ減量を啓発するイベント。
	フリーマーケット	不要品のリサイクルの場を提供。
	集団回収	資源回収団体に奨励金、回収業者に特別協力金を交付している。
	廃食用油回収	市内11箇所の公共施設等で拠点回収実施。
	インクカートリッジ回収	クリーン推進課及び清掃センターにて拠点回収実施。
	携帯電話・スマートフォン回収	クリーン推進課、清掃センター及び文化・スポーツ課にて拠点回収実施。

我孫子市	資源化事業	ごみの分別収集を10種16分別で実施。うち、古紙類、古繊維類、びん類、缶類、金属類、その他プラ、食用油、電池・蛍光灯、ペットボトルを資源として収集。収集は委託。市内16か所の拠点で使用済み小型家電を回収している。 剪定枝から放射性物質が検出されたため、平成24年7月から「燃やせないごみ」に変更。令和7年9月から資源化を再開。
	クリーンフェスタ開催	リサイクルの流れや廃棄物処理の実状と排出されるごみについて市民とともに考え、ごみの減量とリサイクルの推進を目的として平成15年度から実施している事業で、フリーマーケット、パネル展示などを実施。 (放射性物質を含む汚泥や焼却灰を敷地内に保管していることから24年度から開催を中止。現在、汚泥や焼却灰の保管はしていないが、新炉建設の計画で現有施設の解体工事を順次着工するため再開は未定。)
鴨川市	リサイクルマーケット	フリーマーケット形式で、各家庭の不用品を持ち寄り、有効利用を図る。
	分別収集	ごみの12種類分別収集を実施している。(燃やせるごみ、金物類、ガラス・セトモノ類、有害ごみ、空きカン、空きビン、ペットボトル、乾電池、古紙、布類、発泡スチロール・白色トレイ、粗大ごみ)
	インクカートリッジ回収	市役所本庁にて拠点回収を実施。
鎌ヶ谷市	ごみの分別収集	分別の種類：燃やすごみ、プラスチック製容器包装類、ペットボトル、燃やさないごみ、資源になるもの、粗大ごみ
	クリーンフェスタ	ごみの分別啓発イベントで、啓発クイズやパネル展示を開催。併せてごみ分別アプリの登録周知、使用済みペン回収リサイクルのボックス設置。
	有価物回収運動	ごみの減量化と再資源化を図るため、実施団体（PTA）及び回収団体（有価物資源組合）に対し回収量に応じた奨励金を交付する。
	使用済み小型家電の回収	市内にある公共施設6箇所及びクリーンセンターしらさぎ（柏市藤ヶ谷）に回収ボックスを設置し、使用済み小型家電の回収及びリサイクルの実施。
	インクジェットカートリッジの回収	インクジェットプリンター用のカートリッジ里帰りプロジェクトに参加し、クリーン推進課窓口で、使用済みのインクジェットプリンターカートリッジの回収及びリサイクルの実施。
	小型充電式電池の回収	小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニッケル電池、ニカド電池）の回収ボックスを市役所クリーン推進課窓口を設置し、使用済み小型充電式電池の回収及びリサイクルを実施。
君津市	資源ごみ分別収集事業	分別の種類・品目 生きびん、透明びん、茶びん、その他びん、缶（飲料・食料）、スプレー缶、新聞、雑誌、段ボール、飲料用パック、雑紙、繊維類、PETボトル、容器包装プラスチック14品目 リサイクル事業：直営・委託 透明びん、茶びん、その他びん、PETボトル、容器包装プラスチック、剪定木：委託
	資源ごみ集団回収推進事業助成金	自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA等の市民団体及び協力業者に対し助成金を交付。助成金・団体2円/kg、組合1円/kg
	資源ごみ回収事業推進協力団体交付金	家庭から排出される資源ごみの分別収集活動に対し、自治会に回収量に応じ協力金を交付。
富津市	資源ごみ回収活動推進助成金	資源ごみの回収を実施したPTA、婦人会、子供会、老人クラブ等に対して、助成金を交付。
	分別収集	13種類の分別を実施。可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（ビン・缶・ペットボトル）、容器包装プラスチック、粗大ごみ、繊維類、新聞、雑誌、ダンボール、その他紙製容器、紙パック、乾電池、蛍光灯
浦安市	分別収集	可燃、不燃、粗大、有害、資源（紙類、びん、缶、ペットボトル）
	小型家電リサイクル事業	市役所、各公民館等で回収箱を設置。
	集団資源回収	自治会、子供会、PTA等の団体が紙類や繊維類の資源回収を実施。回収量に応じ補助金を交付。
	廃食油、古着・古布回収	市役所、各公民館で月1回収（奇数月は市役所のみ、偶数月は市役所と各公民館で実施）。

四 街 道 市	分別収集	11分別（可燃ごみ、プラスチック・ビニール類、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物（びん類、缶類、古紙、繊維、ペットボトル、廃食油））
	製品プラスチックの一括回収	プラスチック・ビニール類の回収時に、製品プラスチックの一括回収を実施
	再資源化物集団回収事業補助金	市に登録した市内の団体（自治会・子ども会等実施団体及び資源組合）が回収した資源物（紙類、繊維類、金属類、ペットボトル）の量に応じて補助金を交付している。
	使用済小型家電の回収	市内10箇所に回収ボックスを設置し、使用済小型家電を回収。
	拠点回収	ペットボトルキャップ、インクカートリッジ、使い捨てコンタクトレンズの空ケースを市役所本庁舎にて拠点回収。
	リユース品情報コーナー	不用品のリユースを推進するため、市民から申請のあったゆずりたい、ゆずってほしい品物を市役所本庁舎及び市ホームページなどで公開している。
袖 ヶ 浦 市	資源回収活動推進事業	資源回収を実施した団体に対して助成金を交付している（4円/1kg）。
	分別収集	可燃・不燃・粗大・ビン・カン・紙・布・ペットボトル・有害ごみ・使用済小型家電
八 街 市	分別収集	可燃、不燃、カン、ビン、ペットボトル、粗大ごみ、古紙、プラスチック製容器包装、金物・小型家電・硬質プラスチック、有害ごみ
	資源回収実施奨励金	資源回収実施団体（区、町内会、子供会等）に対し、奨励金を交付。回収品目：古紙類、スチール缶、アルミ缶
	使用済植物性食用油の回収	平成22年1月から実施。毎月第2水曜日に市内5箇所にて拠点回収。
	衣類等リサイクル	使用可能な衣類（古着・毛布・タオル類）等をクリーンセンターにて受け取り、業者に売り払い、リサイクルしている。
	羽毛布団リサイクル	使用可能な羽毛布団をクリーンセンターにて受け取り、業者に売り払い、リサイクルしている。
	リユース可能な製品の回収	リユース可能な製品を業者に売り払い、リサイクルしている。
	拠点回収	インクカートリッジ、電池を市内3箇所にて拠点回収。使用済植物性食用油は市内5箇所にて回収。
印 西 市	廃食油リサイクル	家庭から排出される食用油を市内15箇所にて拠点回収。
	有価物集団回収奨励金	町内会や子ども会などの団体で紙類や空き缶などの有価物を収集し、回収量に応じて市から奨励金を交付している。
	使用済小型家電リサイクル	市内17箇所に回収ボックスを設置し使用済小型家電を回収。
	分別収集	5種19分別の分別収集を実施。
白 井 市	資源回収運動奨励金事業	自治会、PTA等の団体による集団回収に対し、奨励金を交付する。
	廃食油リサイクル	出先機関等に回収バケツを設置し、集まった廃食油をインク原料等としてリサイクルする。
	分別収集	資源物（缶、ビン、布、紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装）の分別収集。
	使用済小型家電回収事業	出先機関等に回収ボックスを設置し、集まった小型家電を電子部品等としてリサイクルする。
富 里 市	資源回収運動	資源回収実施団体に対して奨励金を交付する。
	分別収集	収集場所による収集7分別（もやせるごみ、もやせないごみ、ガラスびん、ペットボトル、乾電池、蛍光灯、水銀入り体温計）粗大ごみの戸別収集（有料・電話申込みによる予約及び申請）
	使用済食用油の回収	クリーンセンターに回収ボックスを設置し、集まった食用油をインク原料等としてリサイクルする。
	インクカートリッジの回収	令和2年8月からインクカートリッジ回収を実施。市内5箇所に回収ボックスを設置。

南房総市	分別収集	家庭ごみを可燃ごみ、空き缶、金物類、空きビン、ガラス・せともの類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、その他プラスチック、古紙・布類、雑がみの10分別による、ごみステーションでの収集を行っている。また、粗大ごみを有料で、電話申込による戸別収集を行っている。
	ペットキャップ運動	市民からペットボトルのキャップを回収し、ごみの減量及びリサイクルを推進している。あわせて回収業者により、リサイクルの売却益を発展途上国の子供たちにワクチンを届けるために寄付している。
	廃食用油リサイクル	一般家庭から出る廃食用油を市内7か所にて回収。リサイクル（売却）している。
匝瑳市	資源ごみ集団回収促進事業	市民団体による集団回収に対し補助金を交付する。
	ごみの分別収集	3分別（普通、資源、有害）で収集。さらに資源ごみは種類ごと（カン、ビン、ペットボトル、金属、紙類、衣類）に分かれる。
	使用済小型家電の回収	平成26年度から、市内7箇所に回収ボックスを設置し、有用金属を含む使用済小型家電の回収を行っている。
香取市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源物（ビン・缶・ペットボトル・紙類・布類・プラマーク）の収集を実施。
	フリーマーケット	イベント開催時に実施。
	リサイクル情報コーナー	家庭で不用になった物で、リサイクルできる物について、情報を市民に提供し、リサイクル意識の高揚を図る。
	再資源化物回収奨励金	自治会、PTA等の資源ごみの回収を実施した団体に対して、奨励金を交付
山武市	資源回収運動奨励金	自治会、PTA、子供会等の団体による資源回収に対し、奨励金を交付する。（3円/kg）
	リサイクル倉庫事業	リサイクル倉庫を設置し、段ボール・新聞紙等の回収を実施。
	分別収集	・成東地域では6分別（可燃ごみ、カン、ビン、ペットボトル、金属類、ガラス類） ・山武、松尾、蓮沼地域では4分別（可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、有害ごみ）そのうち資源ごみは9分別（カン・ビン、衣類、その他布、雑誌、新聞、ペットボトル、紙パック、白色トレイ、段ボール）、不燃ごみは3分別（ガラス類、小型家電、金属類その他）
いすみ市	分別収集	市及び委託業者により、可燃ごみ、不燃ごみ（ガラス・せともの類・金属類）、資源ごみ（カン・ビン・ペットボトル・古紙類）の分別収集を実施。
	使用済小型家電の回収	市内3箇所に回収ボックスを設置し使用済小型家電を回収。
大網白里市	分別収集	分別収集については7種類（可燃ごみ、ビン・ガラス、カン、ペットボトル、金属類、電池類、蛍光灯・水銀体温計）
	資源再生利用促進奨励金交付事業	昭和57年4月1日適用 資源の収集を市内の区・自治会その他の営利を目的としない各種団体で実施した場合奨励金を交付する。
	廃食用油回収事業	平成14年から実施。家庭で使用された食用油を市内3箇所で回収。
	リサイクル回収倉庫	平成20年5月から再資源化実施 市内4箇所設置（雑誌、新聞、ダンボール、飲料用紙パック、衣類、雑がみ、食品トレイ回収）
	インクカートリッジ回収事業	令和5年4月1日からインクカートリッジ回収を実施。市内5箇所に回収ボックスを設置。
酒々井町	資源回収報償金	登録団体が行う資源回収に対し報償金を交付。
	ペットボトル回収事業	協力店（1店）で回収し、リサイクルを実施。
	蛍光管、乾電池回収事業	ごみ集積所、協力店（蛍光管5店、乾電池6店）及び役場で回収し、リサイクルを実施。
	分別収集	全9種類（もやせるごみ、もやせないごみ、ビン、カン、粗大ごみ、廃蛍光管、廃乾電池、スプレーカン、カセットボンベ）
栄町	分別収集	家庭から排出される廃食用油を役場で回収。
	分別収集	5分別（可燃、不燃、資源、有害、粗大）で収集。資源ごみとしては、8分別（びん、カン、ペットボトル、紙類、布類、紙パック、プラスチック、白色トレイ。）
神崎町	再資源化物回収協力奨励金	実施団体が計画を定め常時又は定期的に行う再資源化物回収活動に対し、1kg当り3円の奨励金を交付。
	資源物回収所設置	資源物回収所を設置し、新聞紙、チラシ、ダンボール、牛乳パック、衣類を回収している。

多古町	分別収集	可燃、資源8分類（プラスチック容器類、びん類、缶類、ガラス類、ペットボトル、金属類、衣類、紙類）、不燃、粗大
	3R推進運動（リサイクル推進事業）	年2回（10月、3月）古紙・衣類・携帯電話を回収する。
	小型家電回収ボックスの設置	庁舎を含めた町内7箇所に小型家電回収ボックスを設置し、使用済小型家電の回収を実施。
	エコキャップの回収	途上国の子どもたちにワクチンを届けるため、役場庁舎でペットボトルキャップを回収。
東庄町	フリーマーケット	リサイクル啓発事業として年1回開催。
	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（ビン・カン・ペットボトル・紙類・衣類）の分別収集。
	インクカートリッジ・トナーの回収	町内2か所にてインクカートリッジ・トナーの回収。
	小型家電回収ボックスの設置	町内2箇所に小型家電回収ボックスを設置し、使用済小型家電の回収を実施。
九十九里町	資源回収運動	P T A、子ども会等の団体による資源回収運動について、奨励金を交付する。（3円/kg）
	ごみ分別収集	可燃ごみ、カン、ビン、金属類、乾電池、ペットボトル、蛍光灯類、粗大ごみの分別。
	リサイクル	町内3箇所にリサイクル倉庫を設置し、新聞、雑誌、雑がみ、ダンボール、古着を回収。町内2箇所にリサイクル倉庫を設置し、乾電池類、蛍光灯類を回収
芝山町	廃棄物資源化回収事業	P T A、子供会等の団体による資源回収に対し、補助金を交付する。（3円/kg）
	分別収集	4分別（可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、有害ごみ）のうち資源ごみは9分別（カン・ビン、衣類、その他布、雑誌、新聞、ペットボトル、紙パック、白色トレイ、段ボール）、不燃ごみは3分別（ガラス類、小型家電、金属類その他）
横芝光町	分別収集	4分別（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ）で収集。
	資源再生利用奨励金	平成18年3月27日制定。ごみの減量化及び資源の再利用を図るため、再生可能な有価物を回収した子供会やP T A等の団体に対し、資源再生利用奨励金を交付する。回収対象物品は、紙類・繊維類・アルミ類（3円/kg）、廃食用油（20円/l）
一宮町	エコキャップの回収	途上国の子どもたちにワクチンを届けるため、役場庁舎と公民館の2箇所に回収ボックスを設置し、ペットボトルキャップを回収。
	資源ごみ収集	長生郡市広域市町村圏組合で実施。ビン・缶・ペットボトル・スプレー缶・紙類・衣類・乾電池をゴミステーションにて回収。
	使用済小型家電の回収	長生郡市広域市町村圏組合で実施。役場庁舎内に回収ボックスを2箇所設置、使用済の小型家電（携帯ラジオ、デジタルカメラ等）を回収。
	使用済携帯電話・スマートホンの回収	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参画していた経緯から、その後も継続して役場庁舎に専用ボックスを設置し使用済携帯電話等を回収。
睦沢町	資源ごみ収集	長生郡市広域市町村圏組合で実施
		分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類 委託で実施。
長生村	資源ごみ収集	長生郡市広域市町村圏組合で実施。
		分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類を月1回ステーション回収。
白子町	資源ごみ収集	長生郡市広域市町村圏組合で実施。
		分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類を月1回ステーション回収。
長柄町	資源ごみ収集	長生郡市広域市町村圏組合で実施。
		分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類を月1回ゴミステーションにて回収。
	使用済小型家電の回収	長生郡市広域市町村圏組合で実施。役場庁舎内に回収ボックスを1箇所設置、使用済の小型家電を回収。

長 南 町	資源ごみ収集	長生郡市広域市町村圏組合で実施。 分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類をゴミステーションにて回収
	入歯リサイクル	役場に入歯回収ボックスを設置して入歯の金属を「日本入歯リサイクル協会」に送りユニセフに寄付している。
	リサイクルマーケット	住民に地球温暖化防止の意識高揚を図り、ゴミ減量化・再商品化・3Rを推進するため長南フェスティバルの中でリサイクルマーケットを開催している。
	使用済小型家電の回収	長生郡市広域市町村圏組合で実施。役場庁舎内に回収ボックスを1箇所設置、使用済の小型家電を回収。
大 多 喜 町	町内一斉清掃	美しいふるさとづくり運動の一環として、年1回住民参加による町内一斉清掃を実施。
御 宿 町	リサイクル事業	カン、ビン、ペットボトル・発泡トレイを分別し、回収。町内3箇所にリサイクルステーションを設置し、水曜日に回収。
	分別収集	収集場所による収集。 可燃ごみ、カン・鉄類（小型家電、乾電池等）、ビン・ガラス類、古紙・布類（新聞・段ボール等）、ペット・プラ類 戸別収集による収集。 月1回申込みによる粗大ごみ収集を行っている。
	古紙回収	町全戸対象の古紙回収（週1回）。
	インクカートリッジの回収	町内1か所にてインクカートリッジの回収。
鋸 南 町	町内一斉清掃	年2回住民による町内一斉清掃を実施。
	分別収集	鋸南地区環境衛生組合にて分別収集実施。（可燃・紙布類・かん類、ビン類・ペットボトル・粗大ごみに分別）

12.14 ごみ減量化対策

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	生ごみ減量処理機購入費補助事業	販売価格（税込）の1/2、上限3万5千円、同一住居あたり5年で1基まで補助
	生ごみ肥料化容器購入費補助事業	販売価格（税込）の2/3、上限4千円、同一住居あたり5年で2基まで補助
	段ボールコンポスト購入費補助事業	販売価格（税込）の2/3、上限4千円、同一住居あたり1年で2基まで補助
	ごみ減量のための「ちばルール」推進事業	千葉市の地域特性を踏まえた循環型社会の構築を目指し、市民・事業者・千葉市が自主的にごみ減量に取り組む行動指針となる、ごみ減量のための「ちばルール」を策定し、それぞれの役割と責任のもと、「食品ロスの削減・生ごみの減量」「プラスチックごみの削減」「2R（発生抑制（リデュース）・再利用（リユース）を優先した3Rの推進」を3者の取組みの柱としてごみの減量・再資源化を推進している。
	リユース促進事業	令和7年3月に不用品持ち込みスポットであるジモティースポット千葉が開設されたほか、ホームページでリユースショップ等の情報提供を実施している。
	家庭ごみ手数料徴収制度	家庭ごみの減量・再資源化の推進及びごみ処理費用負担の公平化のために平成26年2月1日から導入。 【対象】可燃ごみ・不燃ごみ 【手数料額】0.8円/ℓ ・可燃ごみ 45ℓ（36円/枚）、30ℓ（24円/枚）、20ℓ（16円/枚）、10ℓ（8円/枚）、5ℓ（4円/枚） ・不燃ごみ 20ℓ（16円/枚）、10ℓ（8円/枚）
銚 子 市	指定ごみ袋制度	普通ごみ袋（45ℓ相当）450円/10枚、普通ごみ袋（20ℓ相当）200円/10枚、資源ごみ袋（40ℓ相当）200円/10枚、資源ごみ袋（20ℓ相当）100円/10枚
市 川 市	ごみ減量化・資源化協力店制度	ごみ減量や資源化に取り組む店舗を協力店として指定し、消費者と共にごみ減量運動を展開している。
	市川市廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）制度	平成5年度から事業実施。市から委嘱された推進員が、市民と市のパイプ役となり、5R（ごみの発生抑制（リデュース）、断る（リフューズ）、再利用（リユース）、修理（リペア）、再生利用（リサイクル））の実践やごみの減量を協働で推進するために設置された。 ＜令和6年度実績＞じゅんかんパートナー88人 報酬1,000円/月
	生ごみ堆肥化容器等補助事業	家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を促進するため、生ごみ堆肥化容器等の購入費の一部を補助している。 ＜令和6年度実績＞コンポスト容器：46基、ミニ・キエーロ：4基 ※1基当たりの補助金額は、購入費の半額（上限3,000円）
	指定ごみ袋制度	燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチック製容器包装類、ビン、カンについて指定ごみ袋制度を導入している。（ビン、カンについては、透明または半透明の袋に入れての排出も可）
船 橋 市	生ごみ処理容器等購入費助成	一般家庭から排出される生ごみの減量化を図ることを目的として、生ごみ処理容器等の購入費の一部を助成している。 生ごみ処理容器：1世帯につき2基まで。1基ごとに購入価格の1/2上限3,000円で助成。 生ごみ処理機：1世帯につき1基まで。購入価格の1/3上限10,000円で助成。
	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみについて指定袋制を実施。 金額は各小売店に任せているため把握していないが、収集料金は無料。
	粗大ごみの有料化	平成14年10月から実施。370円～
館 山 市	可燃物用指定袋制度	可燃ごみについて指定袋制を導入（平成14年7月～）。 平成29年4月1日から料金改定。45ℓ（60円/枚） 30ℓ（40円/枚） 15ℓ（20円/枚）
	粗大ごみ収集の有料化	平成25年4月から実施。粗大ごみ1点につき500円。

木更津市	指定ごみ袋制度	可燃ごみ、不燃ごみ、びん・かん・ペットボトル、容器包装プラスチックについて指定ごみ袋制度を導入し、分別排出の徹底を促している。
	粗大ごみ収集の有料化	平成13年4月から実施。粗大ごみ1点につき800円。
	小動物の死体の収集の有料化	昭和49年4月から実施。平成10年4月から1体につき2,000円。
松戸市	生ごみ処理容器等購入費補助事業	家庭用生ごみ処理容器等の購入者に対し、購入費の一部を補助する。 コンポスト容器は、1世帯2容器まで、密閉容器は1世帯3容器まで助成。助成額は、1容器につき購入価格（消費税等を除く）の1/2の額で6,000円を限度。 （令和6年度実績：24基 87,900円） 機械式生ごみ処理機は、1世帯1機までで購入価格（消費税等を除く）の1/2の額で25,000円を限度。（令和6年度実績：45機 869,200円）
	生ごみ処理容器等購入費補助事業	家庭用生ごみ処理容器等の購入者に対し、購入費の一部を補助する。  生ごみ処理容器：購入金額の1/2（上限6,000円）1年度中1世帯2基まで 生ごみ減量化機器：購入金額の1/3（上限20,000円）1年度中1世帯1基まで  令和6年度実績：2,215,980円
	松戸市廃棄物減量等推進員（クリンクル推進員）制度	家庭から排出されるごみの減量や資源化、ごみ出しマナーの向上を推進するため、市民と市を繋ぐパイプ役として、廃棄物減量等推進員（クリンクル推進員）を委嘱する。
	松戸市ごみ減量・リサイクル協力店（クリンクル協力店）	ごみの減量やリサイクル活動を積極的に実施している小売販売店等を「クリンクル協力店」として認定し、消費者と店舗等との相互協力によるごみ減量・リサイクル運動の促進を図る。
	靴・バッグ・ベルトの回収事業	平成27年から、市内17か所の公共施設に靴・バッグ・ベルトの回収ボックスを設置し、海外での再利用を目的に事業者へ売却し、ごみの減量やリユースの促進を図る。  令和6年度実績：総重量18,970kg
野田市	指定ごみ袋制度	年間120枚分の指定ごみ袋引換券を各家庭に無料配布。足りなくなった場合は有料で購入。（20ℓ：85円/枚、30ℓ：125円/枚、40ℓ：170円/枚）
	ごみ減量協力店制度	市内店舗でトレイ回収など13項目を対象に協力をお願いしている。  回対象：トレイ、紙パック、アルミ缶、レジ袋、簡易包装、ガラスびん、段ボール、ペットボトル、蛍光管、乾電池、充電式電池、コイン電池。←マイバッグ持参啓発の実施
	生ごみ堆肥化装置購入助成金制度	コンポスト容器、密閉式容器、キョーロは、1か年度につき、1世帯2容器まで、助成額は、1容器につき購入価格（消費税等込み）の1/2の額で10,000円を限度。  機械式生ごみ処理機は、5か年度につき、1世帯1台まで、購入価格（消費税等込み）の1/2の額で30,000円を限度。
	剪定枝等無料回収	市内一般家庭から排出される剪定枝、落ち葉、草を電話予約により無料戸別回収し、剪定枝等堆肥化施設に持込んでいる。
茂原市	指定ごみ袋制度	可燃ごみ袋（40ℓ：65円/枚、30ℓ：50円/枚、20ℓ：35円/枚）  不燃ごみ袋（大：170円/10枚以下（税別）、小：120円/10枚以下（税別））で販売し、価格は販売先で決定する。）
	生ごみ処理機等購入費補助事業	生ごみ処理機の購入価格の1/2を助成。（上限18,000円） コンポスター、EM容器の購入価格の1/2を助成（上限2,500円）
成田市	指定ごみ袋	半透明の指定ごみ袋（5種類）、収集料金：無
	廃棄物減量等推進員（通称：クリーン推進員）	廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、市と市民が相互に協力し、一体となって推進に取り組むため、地区から推薦された方を「廃棄物減量等推進員」として市長が委嘱する。
佐倉市	家庭用ごみ減量器具設置費補助事業	一般家庭から排出されるごみの自己処理を促進し、ごみの減量化を図るため、機械式生ごみ処理機、生ごみ処理容器、コンポスト容器の購入に対して助成している。
	生ごみ処理器補助制度	コンポスト容器補助：購入費の1/3（上限2,000円）  生ごみ処理機補助：購入費の1/4（上限10,000円）  発酵菌容器補助：購入費の1/3（上限2,000円）
	指定ごみ袋	ポリエチレン製の指定袋（もやせるごみ、うめたてごみ、カン、ビン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装（含ペットボトル））袋の価格については、販売先で決定。

東 金 市	生ごみ堆肥化装置設置事業	コンポスト等の生ごみを堆肥化する容器の購入者に対し、補助金を交付する。限度額2.5万円
	指定ごみ袋製の導入	可燃ごみ袋（45ℓ：35円/枚、30ℓ：25円/枚、20ℓ：15円/枚）不燃ごみ袋の価格については、販売先で決定。
旭 市	生ごみ処理機等購入費補助	家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を促進するため、生ごみ処理機等を購入する者に補助金を交付する。購入価格の1/2以内で、電動生ごみ処理機20,000円、生ごみ堆肥化容器3,000円を上限。
	ごみの有料化	普通ごみ用（大45ℓ：450円/10枚、小20ℓ：200円/10枚）、資源ごみ用（大40ℓ：450円/10枚、小20ℓ：100円/10枚）
	ごみ減量化と3R推進のまち宣言事業	ごみを限りなく減らし、環境にやさしい資源循環型社会を目指すため、「ごみ減量化と3R推進のまち」を宣言し、市民や事業者による積極的な3R行動への取り組みを支援する。
	旭市廃棄物減量化推進員の設置	一般廃棄物の適正処理、分別排出及び資源化を推進し、一般廃棄物の減量化を図る。旭市廃棄物減量化推進員設置要綱（平成25年4月1日制定）
習 志 野 市	清掃活動の推進・啓発事業	習志野市をきれいにする会の開催と環境美化推進員を対象とした廃棄物等に関する講習会の開催を行う。
	粗大ごみの有料収集	平成17年4月から粗大ごみ収集を有料化。概ね3年に1度手数料の見直しを行っている。現在は品目により600円から3000円。
	雑がみ保管袋の配布	燃えるごみに含まれる古紙の分別を促すため、雑がみを分別後、排出まで保管しておくための雑がみ保管袋を平成30年より市内公共施設にて配布。
	ペットボトルの専用ネット袋収集	令和4年9月より、ペットボトルの収集にポリ袋を使用せず、各集積所に配布した専用ネット袋に直接入れる方式とした。
柏 市	生ごみ処理容器等購入費補助事業	生ごみ処理容器購入者に対し、補助金を交付。 ・コンポスト、微生物等を利用した生ごみ処理容器：本体購入価格の1/2、上限1万円 ・機械式の生ごみ処理容器：本体購入価格の1/3、上限1万円
	指定ごみ袋制度	指定ごみ袋制度：有  （可燃ごみ、容器包装プラスチック類）
勝 浦 市	生ごみ処理容器等補助事業	生ごみ処理容器等の購入者に対し補助金を交付する。 ・コンポスト容器、EM生ごみ処理容器：購入額（税込）の1/2、限度額3,000円（1世帯2基まで） ・機械式生ごみ処理機：購入額（税込）の1/2、限度額30,000円（1世帯1基まで）
	ゴミの有料化	平成20年7月から実施。 ・可燃用指定ごみ袋：20ℓ：20円/枚、30ℓ：30円/枚、40ℓ：40円/枚 ・可燃ごみの自己搬入：10kgあたり手数料40円
	粗大ゴミの有料化	平成20年7月から実施。 ・戸別収集：1点あたり500円（粗大ごみ処理券購入） ・自己搬入：10kgあたり手数料60円
	フードドライブ	市役所生活環境課窓口で食品回収し、フードバンク団体などに寄贈。
市 原 市	生ごみ肥料化容器及び処理機購入費補助制度	生ごみ肥料化容器：購入価格（税抜）の1/2で限度額3,000円、1世帯あたり2基まで。 生ごみ処理機：購入価格（税抜）の1/3で限度額20,000円、1世帯あたり1基まで。
	ごみ減量化・リサイクル推進店	ごみ減量化、リサイクルに取り組んでいる店舗をエコショップとして認定。
	多量排出事業者の減量指導	事業系一般廃棄物を多量に排出している事業者に対し、適正な処理を図るべく管理責任者の選任、減量計画書の提出を依頼している。
	指定ごみ袋	燃やすごみ、燃やさないごみについて指定袋を導入。価格は販売先で決めている。
	粗大ごみ有料化	平成14年4月から実施。戸別収集：1点あたり1,230円、自己搬入：10kgあたり200円

流山市	リサイクル推進店	資源物の店頭回収やレジ袋削減、簡易包装などの取り組みを積極的に行う店舗を「リサイクル推進店」として認定し、循環型社会の形成を目指す。
	廃棄物減量等推進員	循環型社会の構築へ向け、地域のごみ減量リーダーとして自治会から推薦された方を、「廃棄物減量等推進員」として市長が委嘱する。
	多量排出事業者の減量指導	一定規模以上の事業用建築物を有する事業者、事業系一般廃棄物減量計画書の作成・提出を義務付け、ごみ減量を図る。
	生ごみ肥料化処理器購入補助金制度	生ごみ処理容器：本体購入価格（税込）の1/2（100円未満切り捨て）上限6,000円、1世帯あたり1年間に1器まで
		生ごみ処理機器：本体購入価格（税込）の1/2（100円未満切り捨て）上限30,000円、1世帯あたり3年間に1器まで
剪定枝の資源化	市内で発生した剪定枝を堆肥化し配布している。	
八千代市	廃棄物減量等推進審議会及び推進員制度	審議会は学識経験者、事業者、市民他で構成。推進員は自治会推薦。
	生ごみたい肥化容器等購入費補助	本体購入費（税抜）の6割補助で限度額はコンポスト・EM容器3,000円、電気式生ごみ処理機20,000円。
	ごみ減量協力店制度	一定の要件を備えた店舗を募り、ごみ減量協力店と認定することにより、市民と事業者との相互協力によるごみの減量化及び再資源化を促進する。
	指定ごみ袋制度	平成12年7月1日から実施（400：24円/枚、300：18円/枚、200：12円/枚、100：8.5円/枚）。ただし、100は平成23年8月から。
粗大ごみ有料化	平成17年7月1日から実施。令和2年1月に手数料改定。	
	・搬入する場合：10kgにつき150円 ・収集する場合：品目別に300円、600円又は900円	
我孫子市	生ごみ処理容器等購入補助金事業	生ごみの減量化を図るために、購入者に対して助成金を交付。 機械式生ごみ処理機・コンポスト容器・ボカシ容器（いずれも本体価格の2/3、上限5,000円）
	我孫子市再資源化事業	一般家庭から排出される資源を回収した団体に対し、その回収量に応じて奨励金を交付。 古紙、古繊維、空きびん、金属類（缶含む）を対象に5円/kg（回収量に上限を設定）、1世帯当たり10円/月。
鴨川市	ごみ有料化制度	燃やせるごみ50円/450袋、20円/200袋（袋代別）
鎌ケ谷市	指定ごみ袋制	燃やすごみ、プラスチック製容器包装類について指定袋制を実施。
	粗大ごみの有料化	平成8年10月から有料化を実施。粗大ごみ1点につき、直接持ち込み：440円・戸別収集：880円
	生ごみ処理容器等購入費助成制度	家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を促進するため、生ごみ処理容器等の購入費の一部を補助している。
君津市	指定ごみ袋制度	可燃・不燃ごみについては、指定ごみ袋を購入する（ミニ袋は可燃のみ）。 ミニ袋10円/枚、小袋20円/枚、中袋30円/枚、大袋40円/枚 ※1袋10枚入りで販売している。
	剪定木等処分委託	剪定木の処理手数料：50kg以下の場合は10kgあたり80円 50kgを超える場合は10kgあたり170円
	生ごみ肥料化容器購入設置助成金	生ごみ肥料化容器を購入し、設置する方に助成金を交付。購入金額の1/2 限度3,000円、1世帯2容器まで。
	家庭用生ごみ処理機購入費助成金	家庭用の生ごみ処理機を購入する方に助成金を交付。購入金額の1/2、限度額20,000円、1世帯5年度につき1基まで。
富津市	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチックを指定ごみ袋で回収する。
浦安市	事業系少量一般廃棄物指定収集袋	燃やせるごみ・燃やせないごみ450袋290円、22.50袋140円、資源物（びん・缶・ペットボトル用）450袋各140円、22.50袋各70円、紙類用70円
	フードドライブ	市役所及び行政サービスセンターで食品を回収し、それらをまとめて関係団体を通じて福祉団体や子ども食堂へ提供する。
	食品ロス削減協力店登録制度	食品ロスの削減に取り組む飲食店や小売店などを登録し、市民へお知らせする。

四 街 道 市	買い物袋持参運動	買い物袋を持参して協力店で買い物をすると、1回につき1枚シールがもらえる。シールを20枚集めると、市指定可燃ごみ袋又は不燃ごみ袋（各200）1枚と交換できる。R5年度は交換のみ実施。
	エコショップ認定制度	ごみの減量やリサイクル等環境に配慮した取組みを行っている市内小売店をエコショップとして認定する。
	フードドライブ	協定締結した店舗に回収ボックスを設置、社会福祉協議会を通じて子ども食堂や生活困窮者などに寄付している。
	生ごみたい肥化容器の無料配布	生ごみの減量化及び再資源化を図るため、市内在住、在勤、在学者に対しEM容器及びEM資材を無料配布。
	家庭系ごみ処理手数料制度	家庭系ごみ減量化の推進、資源化・リサイクルの向上及びごみ処理に係る負担の公平性の確保を目的として、令和2年9月から導入。 (対象) 可燃ごみ、不燃ごみ (手数料額) 1.2円/ℓ
	施設見学会	市内小中学校を対象とした、市ごみ処理施設(クリーンセンター)見学会を実施。
	総合講座	市内小中学校を対象とし、市職員がごみ処理の現状などに関する学習会を実施。
	出前講座	市民団体を対象とし、市職員がごみの分別、減量などに関する講座を実施。
袖 ヶ 浦 市	ごみ指定袋制事業	燃せるごみ、燃せないごみ共通 (40L:16円/枚 30L:13円/枚 20L:11円/枚)
	粗大ごみ有料化事業	戸別収集:1点あたり500円または1,000円、自己搬入:10kgあたり100円
	生ごみ肥料化容器等購入設置助成金事業	生ごみ肥料化容器:購入額の1/2 上限3,000円 機械式生ごみ処理機:購入額の1/2 上限25,000円
	子ども服リユースイベント「ガウラのお古屋さん」	市民から不要になった子ども服を寄贈いただき、必要な方に再度使用していただくことでリユースを行う。
	フードドライブ	市役所内に食品回収BOXを設置し、子ども食堂や福祉施設等に提供をする。
八 街 市	指定ごみ袋制度	可燃ごみ(特大・大・小)、カン、ビン、不燃ごみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装、金物・小型家電・硬質プラスチック、乾電池
	家庭用生ごみ減量機器設置促進事業	生ごみ処理容器:購入額の1/2 1基につき上限額3,000円 2基まで 電気式生ごみ処理機:購入額の1/2 1基につき上限額20,000円 1基まで
	粗大ごみ戸別収集	業務委託による収集:地区ごとに月1回収集(1回の予約で3点まで)。1点あたり550円。 職員による収集:回収量1tまで16,500円
	八街市リサイクル推進店認定制度	ごみの減量及び資源化を行うことにより、再生利用、再資源化等に係る市の施策に協力する事業者として、八街市リサイクル推進店に認定する。
	八街市リユース推進店認定制度	中古品の買取・販売等を行うことにより、不用品の再利用・再生利用等に係る市の施策に協力する事業者として、八街市リユース推進店に認定する。
印 西 市	生ごみ処理容器等購入費補助制度	生ごみ処理容器:購入金額の1/2、上限3,000円の補助 生ごみ処理機:購入金額の1/2、上限40,000円の補助 せん定枝粉砕機:購入金額の1/2、上限40,000円の補助
	指定ごみ袋制度	燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチック製容器包装の指定袋を導入。
	リサイクル情報広場の設置	不用品情報コーナーの設置。
	ごみの分別出前講座	町内会等各種団体や児童館、小学校等での出前講座の実施。
	食品ロス削減協力店登録制度	市内において食品ロス削減を推進している飲食店、食料品を扱う小売店等を登録し、広く市民に推奨する制度。
廃棄物減量等推進員(クリーンアドバイザー、クリーンパートナー)	クリーンアドバイザー:市が実施するごみ減量施策等への協力。 クリーンパートナー:ごみ分別の啓発等の活動。	

白井市	生ごみ処理容器等購入費助成金事業	生ごみの減量を図るため、生ごみ処理容器等の購入者に対し助成金を交付している。
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ（大、中、小）、不燃ごみ（小）、プラスチック製容器包装（大）の3種
	粗大ごみ有料化	粗大ごみ1点について、品目により520円～2,600円 平成19年4月1日から開始
富里市	指定ごみ収集袋	もやせるごみ（特大）、もやせるごみ（大）、もやせるごみ（小）、もやせないごみ（大）、もやせないごみ（小）、ガラスびん（大）、ガラスびん（小）、ペットボトル（特大）、ペットボトル（大）の9種類。 価格は販売先で決定し、収集料金及び処理手数料は含まない。
	生ごみ堆肥化容器等購入設置助成金	生ごみ堆肥化容器等購入者に対し、助成金を交付する。 生ごみ堆肥化容器：購入費の1/2（100円未満切り捨て）上限3,000円 生ごみ堆肥化機器：購入費の1/2（100円未満切り捨て）上限25,000円
	ごみの減量・リサイクル協力店認定制度	ごみの減量・リサイクル活動を積極的に実施する小売販売店を富里市ごみの減量・リサイクル協力店と認定し、消費者と店舗等との相互協力によるごみの減量・リサイクル運動の促進を図る。
南房総市	ごみ指定袋	可燃ごみ 45ℓ：530円/10枚、30ℓ：430円/10枚、20ℓ：320円/10枚、10ℓ：170円/10枚
	生ごみ処理機等購入補助金	令和3年度より、生ごみ処理機（上限10万円、1世帯1台限り）及び生ごみ処理容器（コンポスト）（上限5千円、1世帯2基まで）の購入代金の4/5を補助
匝瑳市	指定ごみ袋制度	普通ごみ袋（大45ℓ：450円/10枚、小20ℓ：200円/10枚）、資源ごみ袋（大40ℓ：200円/10枚、小20ℓ：100円/10枚）
	生ごみ処理機等購入に対する補助	家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の購入者に対し補助金を交付する。
香取市	生ごみ処理容器等購入設置補助金交付制度	生ごみ処理容器等の購入設置に対して補助金を交付。 生ごみ処理容器（購入金額の1/2、限度額3,000円） 生ごみ処理機（購入金額の1/2、限度額20,000円）
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ袋（大：30円、中：20円、小：15円） 不燃ごみ袋（大） ピンカン（大、小） ペットボトル（大）
	リサイクル拠点施設の整備	香取市循環型社会形成推進地域計画（平成24年10月改訂）に沿って、香取市リサイクル拠点施設を建設。 施設名：佐原清掃事務所、設置場所：香取市大崎1900番地、処理能力：4.7t/日（ストックヤード414m <sup>2</sup> ） 再資源化物の収集や枝木の破砕（チップ）及び発泡スチロールを減容処理することにより、資源化を推進する。
山武市	指定ごみ袋	成東地域は、可燃（特大）50円/枚、可燃（大）40円/枚、可燃（中）30円/枚、可燃（小）20円/枚、資源ごみ（カン・ビン）30円/枚、資源ごみ（ペットボトル）20円/枚、不燃ごみ（金属類・ガラス類）30円/枚、粗大ごみ処理手数料納付券 300円/枚 山武・松尾・蓮沼地域は、可燃（大）40円/枚、（小）30円/枚、不燃ごみ20円/枚、資源ごみ20円/枚、有害ごみ20円/枚、粗大ごみステッカー200円/枚
	家庭用生ごみ堆肥化装置設置事業補助金	生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器の購入価格の1/2、20,000円を限度
いすみ市	指定ごみ袋	可燃ごみ袋 大（45ℓ） 50円/枚、中（20ℓ） 30円/枚 資源ごみ・不燃ごみ袋 大（45ℓ） 20円/枚、中（20ℓ） 10円/枚
	生ごみ処理機購入費補助金	生ごみ処理機：本体購入金額×1/2 上限2万円
大網白里市	家庭ごみ処理の有料化事業	平成21年10月1日施行 一組あたり 可燃ごみ袋 特大：350円 大：250円 小：150円
	ごみ減量化推進事業	環境負荷の少ない資源循環型社会の構築を目指すため、ごみ問題の現状を広く住民に理解してもらえるように情報を提供し、ごみ減量・資源化の啓発活動を行う。そのため、ホームページの情報充実、3R啓発用パンフレットや市広報誌で周知をしていく。
	粗大ごみの有料戸別収集	粗大ごみについては有料制による戸別収集。
	生ごみたい肥化装置設置費補助事業	生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機やコンポスト容器・EM容器を購入し、設置した住民に補助金を交付する。①機械式処理機：1世帯1基、②コンポスト容器：1世帯2基、③EM容器：1世帯2基、④家庭用小型剪定枝破砕機1世帯1基：購入額の1/2で、1基あたり20,000円を限度とする。

酒々井町	指定ごみ袋	可燃・不燃・ビン・カン4種指定
	生ごみ減量器具購入設置費補助事業	生ごみ処理機補助 購入金額の1/2 上限20,000円 コンポスト容器 購入金額の1/2 上限3,000円
	粗大ごみ有料化	有料戸別収集(処理券500円、処理袋250円)
栄町	栄町生ごみ減量化機器等購入設置助成金交付要綱	生ごみ減量化機器 購入価格の2/3 上限40,000円 1世帯1基 生ごみ処理容器(E.M容器) 購入価格の2/3 上限3,000円 1世帯2基
	資源回収運動奨励金交付要綱	再生可能な有価物の資源化を積極的に推進する為、資源回収団体に(自治会・子供会等)資源回収運動奨励金を交付することにより、廃棄物の資源化等に対する意識の高揚を図ることを目的とする。種類:紙、繊維類、金属類、ガラス・陶器類
	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	手数料・燃やすごみ袋 大48円 中27円 小16円、資源物袋 大20円 中15円 小10円、資源物シール 20円、燃やさない・有害ごみ袋 中32円 小16円、粗大ごみシール 110円
神崎町	指定ごみ袋	可燃(大)、不燃、ビン・カン、ペットボトル 各35円/枚、可燃(小) 20円/枚
	生ごみ処理容器等購入設置補助金	生ごみ処理容器等購入した者に対し、その費用の一部を補助 生ごみ処理容器等:1個につき3,000円とし、1世帯2個までを生ごみ処理容器の購入金額の3分の2に相当する額とし、1基について3,000円を限度 生ごみ減量処理機:購入価格の1/2で上限25,000円 1世帯1基まで
多古町	生ごみ処理機等設置事業	生ごみ処理機:購入価格の1/2 25,000円を限度 1世帯1基(7年度につき1基) 生ごみ処理容器:購入価格の1/2 3,000円を限度 1世帯2基(1年度につき2基)
	指定ごみ袋有料化	可燃ごみ袋 大(45ℓ) 50円/枚、中(30ℓ) 40円/枚、小(15ℓ) 20円/枚 不燃ごみ袋(40ℓ) 40円/枚 資源ごみ袋 大(40ℓ) 20円/枚、小(20ℓ) 10円/枚
東庄町	生ごみ減量化促進事業	家庭用生ごみ処理機及びコンポストを購入し、設置する者に対し、購入額の1/2(3万円を限度)として、補助金を交付。
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ(指定袋有 有料):大40L 30円/枚、小25L 20円/枚 不燃ごみ・資源ごみ(指定袋有 無料):市場価格 紙類・衣類(指定袋無 無料)
九十九里町	環境浄化推進事業	コンポスト及び家庭用生ゴミ処理機の購入者に対し、購入額の1/2(限度額:コンポスト3,000円、生ゴミ処理機10,000円)
	指定ゴミ袋制度	燃えるゴミ専用袋、空き缶専用袋、不燃物専用袋の指定
芝山町	ごみ処理手数料	一般家庭から出るごみの収集に手数料を徴収する。可燃ごみー大1枚40円、小1枚30円、不燃・資源・有害1枚20円、粗大ごみステッカー1品200円
	生ごみたい肥化容器等購入設置助成金	生ごみたい肥化容器(コンポスト・密閉容器)購入費の1/2(100円未満切捨て)限度額:5,000円、R6年度実績:2件 生ごみたい肥化機器(電気式生ごみ処理機)購入費の1/2(100円未満切捨て)限度額:20,000円、R6年度実績:1件
横芝光町	指定ごみ袋の有料化	可燃(特大)50円/枚、(大)40円/枚、(小)30円/枚、不燃ごみ20円/枚、資源ごみ20円/枚、有害ごみ20円/枚、粗大ステッカー200円/枚(粗大処理料は1品200円)。
一宮町	一宮町生ごみ肥料化容器購入設置費補助事業	生ごみ肥料化容器を購入し設置した者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することにより、生ごみの減量化及び再資源化を図ることを目的とする。
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ袋(45ℓ:65円/枚、30ℓ:50円/枚、20ℓ:35円/枚) 不燃ごみ袋(大:170円/10枚以下(税別)、小:120円/10枚以下(税別)で販売し、価格は販売先で決定する。)
睦沢町	指定ゴミ袋制度	可燃ごみ袋(45ℓ:65円/枚、30ℓ:50円/枚、20ℓ:35円/枚) 不燃ごみ袋(大:170円/10枚以下【税別】、小:120円/10枚以下(税別)で販売し、価格は販売先で決定する。

長 生 村	生ごみ処理機購入費補助金	生ごみ処理機を購入した者に対して購入額（消費税及び地方消費税を除く）の1/2の補助金を交付。上限3万円（平成14年3月22日制定）
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ袋（45ℓ：65円/枚、30ℓ：50円/枚、20ℓ：35円/枚） 不燃ごみ袋（大：170円/10枚以下（税別）、小：120円/10枚以下（税別）で販売し、価格は販売先で決定する。）
白 子 町	生ごみ処理容器等購入費補助金	一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器等を購入し設置した者に対し補助金を交付。（コンポスター：購入額の1/2、限度額3,000円、1世帯2年度につき2基以内・生ごみ処理機：購入額の1/2、限度額20,000円、1世帯5年度につき1基）
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ袋（45ℓ：65円/枚、30ℓ：50円/枚、20ℓ：35円/枚） 不燃ごみ袋（大：170円/10枚以下（税別）、小：120円/10枚以下（税別）で販売し、価格は販売先で決定する。）
長 柄 町	生ごみ処理容器設置補助	生ごみ処理容器を購入し設置した者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することにより、生ごみの減量化及び再資源化を図ることを目的とする。
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ袋（45ℓ：65円/枚、30ℓ：50円/枚、20ℓ：35円/枚） 不燃ごみ袋（大：170円/10枚以下（税別）、小：120円/10枚以下（税別）で販売し、価格は販売先で決定する。）
長 南 町	ごみ減量化対策施設設置整備補助	コンポスト 購入価格×1/2で2,500円上限（2基まで） EMポリバケツ 購入価格（2個セット）×1/2で2,000円上限（2セットまで） 電気式生ごみ処理機 購入価格×1/2で15,000円上限
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ袋（45ℓ：65円/枚、30ℓ：50円/枚、20ℓ：35円/枚） 不燃ごみ袋（大：170円/10枚以下（税別）、小：120円/10枚以下（税別）で販売し、価格は販売先で決定する。）
大 多 喜 町	指定ゴミ袋	収集可燃ゴミ 有料 袋 大50円 小30円 特小23円 （町指定ごみ袋の容量を（大）は36Lから45Lに変更、色は白半透明から黄色半透明に変更。）
	生ごみ処理容器等購入事業	一般家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を促進するため、生ごみ処理容器等の購入を検討する者に対し補助金を交付。家庭用生ごみ処理機の購入者に対し1世帯あたり1台まで補助（上限額 25,000円/基）、生ごみ処理容器（コンポスト）の購入者に対し1世帯あたり2台まで補助（上限額 2,500円/基）。補助には事前の申請が必要で、物品購入後の補助は不可。
	家庭用生ごみ処理機貸出事業	一般家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を促進するため、また、家庭用生ごみ処理機の効果を知ってもらうため、町民に対し家庭用生ごみ処理機を貸出す事業。貸出しにあたり、事前の申込みが必要。
御 宿 町	生ごみ肥料化・減量化容器購入・作製補助事業	コンポスト：購入額の1/2以内、限度額3,000円とし一帯2個まで 手作りコンポスト：作製に係る経費の1/2以内、限度額3,000円とし一帯2個まで 生ごみ処理機：購入額の1/2以内、限度額30,000円とし一帯1基まで
	指定ごみ袋	指定袋有（平成24年10月1日～） 燃やせるごみ専用袋 45ℓ:50円/枚 20ℓ:30円/枚 10ℓ:20円/枚（購入金額の中に一部処理手数料を添加している） 資源ごみ・不燃ごみ専用袋 45ℓ:15円/枚 20ℓ:7円/枚 10ℓ:5円/枚（処理手数料の添加なし）
鋸 南 町	指定ゴミ袋	可燃ゴミ1枚あたり10ℓ:17円、20ℓ:32円、30ℓ:43円、45ℓ:53円
	雑がみ分別収集	家庭から排出される古紙のうち、新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パックのいずれの区分にも入らない、紙箱、紙袋等の紙を分別し、資源ごみとして出してもらう。
	生ごみ処理機器等購入補助金	コンポスト容器：購入、又は制作に要する材料購入金額の4/5以内の額（上限額 6,000円、1世帯あたり1基） EMボカシ容器：購入、又は制作に要する材料購入金額の4/5以内の額（上限額 6,000円、1世帯あたり2基） 生ごみ処理機：購入金額の1/2以内の額（上限額 20,000円、1世帯あたり1基）

12.15 環境学習関連事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	千葉市環境教育等基本方針	国内外における環境教育を取り巻く大きな変化に対応し、更に効果的な環境教育等を推進するため、新たに「千葉市環境教育等基本方針」を策定した。＜令和3年9月策定＞ 本方針では、教えるという意味の「教育」の視点及び自主的・積極的な「学習」といった視点の両方を取り入れるとともに、あらゆる場において学びの機会があるという観点から「家庭」、「学校等」、「社会（地域、NPO等、事業者）」、「行政」におけるそれぞれの役割の方向性を示し、市が実施する施策を定めている。
	環境学習重点実施校指定事業	学校における環境学習の推進を図るため、市内の小学校6校及び中学校6校（各区1校）を環境学習重点実施校として指定し、その活動を支援することで学校における環境学習の活性化を図った。
	環境教育教材等作成事業	小学校（4～6年生）を対象とした「ちばキッズエコエコ大作戦」（8,800部）を作成し、配布した。中学生を対象とした「環境学習ハンドブック」（デジタル版）を作成し、周知した。（対象：公立の小学4年生及び中学1年生全員）
	木育推進事業	子どもたちとその親世代への森林の健全な育成や温室効果ガス削減のための吸収源整備についての普及啓発のため、木育イベントや植樹体験を実施した。
	ごみ分別スクール	ごみ減量の意識向上や実践行動の普及のため、小学校4年生を対象に、3R等についての参加体験型環境学習を実施した。 ＜令和6年度実績＞実施校107校、参加児童数7,439人
	へらそうくんルーム	幼少期から廃棄物の削減を実践するための考え方である3Rの考え方に慣れ親しんでもらうために、市内保育所（園）、幼稚園において啓発活動を実施した。＜令和6年度実績＞実施校12か所、参加児童数379人
	ワークショップ	高校生以上の学生を対象としたワークショップを開催した。＜令和6年度実績＞①食品ロス削減ワークショップ：参加者数11人、②海洋プラスチックごみ問題に関するワークショップ：参加者数20人
	今すぐ実践！ごみ減量講習会	廃棄物行政に関する興味・関心を高めるため、町内自治会等の地域団体等を対象に、ごみの分別や減量方法等について講習会を開催した。＜令和6年度実績＞実施回数4回
	生ごみ資源化アドバイザー養成研修	生ごみの減量・再資源化に関する知識を地域の市民に広く周知するため、生ごみに関する専門知識を有し、地域団体等に助言を行う役割を担う「生ごみ資源化アドバイザー」を養成する研修を開催した。＜令和6年度実績＞新規受講者（登録者）数5人、更新受講者11人
市 川 市	いちかわこども環境クラブ	地域で環境学習や実践的な活動を行っているこどもとその保護者が、グループとして加入しており、市ではその活動を支援するため、環境情報や環境学習の場を提供している。 ＜令和6年度末＞登録団体数27団体 登録者数159人
	自然環境講座	子どもから大人まで幅広い世代が市川市内の自然環境へ関心を持つきっかけを提供し、自然環境保全の担い手となる市民を養成することを目的として開催している。市内の自然環境を訪れ、講師から参加者へ生きものや自然の特徴について解説する。 ＜令和6年度実績＞2回
	大学との包括協定に基づく環境学習の推進	千葉商科大学との包括協定に基づき、自然エネルギー100%大学である千葉商科大学の見学ツアーを実施している。＜令和6年度実績＞参加者42名 また、和洋女子大学との包括協定に基づき、学生が作成した環境学習用教材「環境かるた」の絵札（イラスト）を使用し、環境かるた大会を実施している。＜令和6年度実績＞参加者31名
	学校等での環境学習の推進	市内の学校に対して、各教科や総合的な学習の時間等で、環境学習に取り組んでもらうために、自然環境、ごみとリサイクル、地球温暖化等に関する授業の支援を行っている。 ＜令和6年度実績＞学校における環境学習の実施 18校 66クラス 1,981名
	未来ノート	市川市地球温暖化対策推進協議会が作成した「未来ノート」を用いて、小学校4年生を対象とした環境学習（授業）を実施している。 ＜令和6年度実績＞実施校1校5クラス145名

船 橋 市	夏休みセミのぬけがら調査	夏の代表的な昆虫であるセミのぬけがらを調べることにより、身近な自然への関心を深める目的で実施している。講師と共に、ぬけがらを収集・分類し、標本を作成する。＜令和6年度＞69名
	ふなばし環境フェア	市民・企業・行政が一体となって環境意識向上を図るため、日頃の活動のパネル展示や体験実演等を行うほか、市本庁舎内等で環境パネル展を実施。＜令和6年度＞参加人数：約3,000人
	三番瀬の生き物さがし	貴重な干潟である三番瀬に住む生き物に触れることにより、干潟の自然浄化能力や生態系について学び、身近な自然への関心を深め、もって自然環境保全思想の醸成を図る。令和元年度以降はふなばし三番瀬環境学習館において毎月イベントワークショップ「干潟の生きものを探そう」として開催。＜令和6年度＞446名
	環境新聞「エコふなばし」の配布	地域から世界規模での環境問題を取り上げ、市民等の環境保全活動の促進を目的に環境新聞「エコふなばし」を発行し、市立小中学校の全児童・生徒への配布や市関連施設において配架を行う。
	環境新聞「エコふなプラス」の配布	船橋の自然の魅力等を紹介する環境新聞「エコふなプラス」を発行し、市立小中学校の教室への掲示や市関連施設において配架を行う。
	自然散策会	平成27年4月にリニューアルした自然散策マップを基に、市内の豊かな自然を講師による生物等の解説を聞き、楽しみながら歩く。＜令和6年度＞44名
	ふなばし三番瀬環境学習館	東京湾最奥部に残された貴重な干潟・浅海域という自然を「知る」「考える」「学ぶ」というテーマで体験し、三番瀬に興味や関心を持ってもらうことなどを目的としている。 ＜令和6年度実績＞総利用者数69,427名
	学校等での環境学習の推進	ごみ減量の意識向上や実践行動の普及のため、小、中学生や市民の方を対象に、3R等についての環境学習を実施した。 ＜令和6年度実績＞実施18回 参加者数1,834人 地球温暖化対策に関する取り組み周知のため、市民や教育機関からの要望に応じて出前授業を実施した。 ＜令和6年度実績＞実施12回 参加者数1,144人
	夏休み親子見学会	ごみの減量及び資源化への意識向上のため、市内の小学生とその保護者を対象として、南部清掃工場で施設見学に加え、身近なモノを用いた製作体験活動（ペットボトル風車制作体験）を実施した。 ＜令和6年度実績＞参加者数64人（子ども21人、保護者32人）
	生きものモニタリング調査	身近な生きもの（調査対象の生きもの＝指標種）を探すことを通じて、市内の自然や生きものなどへの関心を持っていただくことを目的に実施。 ＜令和6年度実績＞278件
館 山 市	ごみの減量とリサイクル等に関する出前講座	学校や地域に出向いて、減量とリサイクルについての理解と実践を目的とした出前講座を実施した。
	環境美化ポスターコンクール	市内小学生を対象に環境保全等に関するポスターを募集し、表彰、展示を行った。
木 更 津 市	リサイクルフェア	令和6年11月3日にリサイクルフェアを実施。小型家電の回収、フードドライブ・3Rアンケート・3R啓発パンフレットの配布。
	環境教育教材の配布	小学校（5年生）を対象に「みんなでチャレンジ！エコノート」（1,400部）を配布した。
	ポスターコンクール	市内小学生を対象に地球温暖化対策、ごみの減量化・資源化に関するポスターの募集、展示を実施。
	環境学習会	地球温暖化対策に関する啓発及びごみの減量化や適切な分別を図るため、市民や教育機関からの要望に応じて環境学習会を実施。
	盤洲干潟の自然観察会	市内学校を対象に盤洲干潟の自然環境学習に対して、仮設トイレ設置などの支援を実施。
松 戸 市	ごみツアー	清掃施設を広く市民に見学してもらい、清掃事業に対する関心と理解を深める。 令和6年度は9回実施、参加者数137名
	環境学習講座	市内に在住、在勤、在学の人で、おおむね10人以上で集まることができる団体、グループを対象に環境問題に関する様々な出前講座を実施。 令和6年度は6回実施し、延べ参加者数は392人
	里やまボランティア入門講座	松戸市の緑を守り育て「緑の担い手づくり」を目的として、市民団体ネットワークと中間支援組織、そして行政の3者協働によるプロジェクトです。平成15年度より22回開催しました。（令和6年度未現在）

茂原市	すすめようリサイクル～ごみの減量化・資源化～	ごみ処理の状況と減量化・資源化のための制度・仕組みについて説明した。 (令和6年度実績) 実施校1校、参加人数約50名
成田市	環境講演会	・講師を招き、環境保全についての講演会を開催する。 令和6年度 講師「五箇 公一」 テーマ「地球環境変動と生物多様性 ～生き物たちと人間の未来～」 参加人数：60人
	環境学習会	印旛沼に関する施設見学や成田市の自然を観察し、環境への理解を深めるための学習会を実施した。令和6年度(全5回 参加人数：のべ88人)
	リサイクル教室	一般廃棄物の減量化、資源化啓発のため、リサイクルプラザにおいてリサイクル教室を開催する。
佐倉市	水辺観察会	市内の水辺環境について、講義及び野外活動を実施。
	生きもの見つけ隊	環境保全活動を市民協働で実施している市内の谷津において、中学生以下を対象とした生きもの観察会を開催。
	親子で学ぼう印旛沼	(公財) 印旛沼環境基金との共催で、家族連れを対象に観光船を利用した印旛沼観察会を開催し、親子で楽しみながら印旛沼の水質や自然について理解を深めてもらう。
	ごみ処理施設見学会	清掃工場(酒々井リサイクル文化センター)及びリサイクル中間処理工場を見学することにより、市民へごみ処理の現状やリサイクル対象品目の中間処理方法を理解してもらい、ごみの減量化や分別等の推進を図る。
東金市	市内の大学等教育機関との連携による環境学習の推進	城西国際大学教授により、市内小学生を対象に「絶滅危惧種とトウキョウサンショウウオ」をテーマとした授業を行った。
	東金エコフェスタ	紙資源のリサイクルに関する講義及び紙すき体験を外部講師を招いて実施し、環境保全課にて生ごみの減量の啓発を行う。
旭市	まちづくり出前講座「ごみの減量とリサイクル～身近なことから始めよう」	市民(10人以上で構成された団体、グループ等)からの要望により、環境課から職員を派遣し出前講座を実施する。
習志野市	環境フェア	市民に環境問題について考えていただく機会を提供することを目的に、地元企業と協働で毎年6月に開催。
	環境教育の実践	市内小学校4年生を対象にクリーンセンター、リサイクルプラザ、谷津干潟自然観察センター等の見学を通して環境教育の実践を行っている。令和6年度16小学校 1,511人
	谷津干潟の日 (谷津干潟自然観察センター)	国指定鳥獣保護区である谷津干潟が平成5年6月10日にラムサール条約登録湿地に認定され、平成9年に市民と行政が共に協力して都市と自然との共生を目指した保全を図るため、6月10日を「谷津干潟の日」とし、平成11年に習志野市環境基本条例にて規定。 例年6月に市民によるゴミ・アオサ回収や講演会などのイベントを開催。 令和6年度は、市制施行70周年と観察センター開設30周年として6月中を「谷津干潟月間」とし、谷津干潟の日セレモニー、谷津干潟フェス、マイクロプラスチックを使った作品づくり、環境ウォーク、ホンビノスガイ潮干狩りなどを開催。
	ミニ観察会(谷津干潟自然観察センター)	淡水池や干潟内とその周りに生息する野鳥や生きものの観察会を開催。 (令和6年度 参加者延べ人数613人)
	展示(谷津干潟自然観察センター)	谷津干潟の生きものや風景をテーマにした市民作品展や谷津干潟に生息する生きものを題材にした作品展などを開催。 (令和6年度 6回)
	柏市リサイクルプラザ市民啓発事業	柏市リサイクルプラザにおいて、ごみの減量・リサイクルに関する各種講座や教室などの啓発事業を委託により実施。予算額：10,998千円
柏市	手賀沼船上探鳥会	手賀沼に生息、飛来する野鳥の観察をとおして、自然環境の保全への意識高揚を図る。NPO法人かしわ環境ステーションへの委託により実施。
	市内巡回写真展	「柏の自然風景と生きもの」をテーマに、市内3箇所写真展を開催。
	手賀沼船上見学	手賀沼や流域河川の浄化のため、市内小学生を対象に手賀沼船上見学を実施。
勝浦市	環境ポスター・標語コンクール	市内の小中学生を対象に環境に関するポスター及び標語を募集し、優れた作品を表彰、広報・環境白書等で紹介する。

市原市	いちほら環境フェスタ	各種団体による環境保全活動、ごみ減量化、リサイクル等の展示・実演等を行う。
	環境保全推進絵手紙展	環境をテーマにした絵手紙を市内在住、在勤、在学者から募集し、入賞者を表彰。令和6年度応募人数491人。
	「ごみの減量とリサイクル」ポスター展	ごみの減量とリサイクルをテーマにしたポスターを市内の小中学生から募集し、入賞者を表彰。令和6年度応募人数290人。
流山市	環境学習イベント、講座	環境についての理解や認識を深めることにより、持続可能な社会の実現に向けて、自発的に行動できる人づくりを目指し、各種環境啓発イベントや環境学習講座を、公民館やコミュニティーセンターと連携し実施。令和6年度実施回数227回。
	市民環境講座	市民環境講座：4回実施、参加者合計320名
	生物多様性シンポジウム	市内の生物多様性について、講演とフィールドワークから市内の生物多様性を学ぶ。参加人数30人
	親子でおおたかの森探検ツアー	講義や森の散策を通して生物多様性について学ぶ。参加人数19人
	ごみ減量化促進ポスターコンクール	環境学習の一環として、市内小学校4年生を対象にごみ減量化促進ポスターコンクールを実施し、入賞者3名は表彰。ポスターは学校や公共施設、市内事業所に掲示。令和6年度応募人数144名
八千代市	水質実習	国土交通省江戸川河川事務所と協働し、河川の水質・生態系の保全、再生を目的とした小学生対象の総合学習を2回実施。参加人数225名。
	子ども環境教室	テーマ：「地球を救おうミミズの力で！」～私たちが考えるきれいな地球～ 開催日：令和6年8月11日 参加者：6名
	作品展「八千代の環境展」	地球温暖化と谷津里山に関するパネルを設置し、環境への関心を高めてもらうことを目的として実施した。
	里山楽校	平成23年から。受講者12名。市内の谷津・里山を保全・再生・活用するための担い手育成。里山整備に必要な知識や技術講習、チェーンソーの安全講習を実施した。
	里山楽習会inやちよ	平成25年から。谷津・里山の保全について幅広い方に興味を持ってもらうこと及び担い手の育成を推進することを目的としている。テーマ：「市民参加型調査による八千代市の自然環境について」 開催日：令和6年7月13日 参加者：24人
我孫子市	ごみ減量学習会等（小学校・自治会）	小学校19校、その他2団体において、ごみ減量や適正分別に関する学習会等を開催した。（参加人数計1,702人）
	手賀沼船上学習	手賀沼の現状を知るとともに、自然への関心向上のため、おもに市内小学校高学年を対象に実施している。（令和6年度は217人が参加）
	環境学習	夏休み期間中、小学生を対象に様々な環境学習会を実施。（令和6年度は1回実施、参加者6人）夏休み以外の期間は、工作を実施。（令和6年度は1回実施、参加者13人）
	手賀沼浄化啓発に関するパンフレットの作成	手賀沼の浄化に関するパンフレット及び生き物に関するパンフレットを作成し、船上学習会等で配布を行い、市民への啓発を図る。
	自然観察会	・谷津ミュージアムの自然観察：我孫子市に残る貴重な自然、谷津ミュージアムにおいて、市民・近隣小学校の児童を対象に実施。（令和6年度は6回実施、延べ参加者数325人） ・環境レンジャーネイチャーイン：市の環境ボランティアリーダーである環境レンジャーによる自然探索を年に4回実施。（令和6年度は3回実施、参加者44人） ・てがたん：手賀沼の自然の中で、鳥とそれにかかわり合う生き物たちを観察する散歩感覚の自然観察会。（令和6年度は13回実施、参加者203人）
鴨川市	学校花壇コンクール	市内小学校7校の6年生を対象に、民間企業の社員を講師として招き「あかりのエコ教室」を実施し、エコノートを配布した。 市内小中学校の児童・生徒が整備した花壇を対象に花壇コンクールを実施。（令和5年度は小中学校9校が対象）
	施設見学会	市内小学生のごみ処理施設の見学会。（令和5年度6校実施）
	ごみの出前講座	市民からの依頼を受け、ごみの減量や分別についての講義及び参加者からの質疑に答える。（令和5年度6団体実施）
	出前授業	市内の小学校6年生を対象に、企業から講師を招聘し出前授業を実施（全7校）。その際、学校や家で実践できる地球温暖化対策として、節電方法など具体的な行動を紹介する啓発資料「みんなでチャレンジ！エコノート」を配付した。

鎌ヶ谷市	環境講座等	環境保全啓発事業として、自然観察会を実施。 令和6年度は8回（うち、こども環境講座3回）実施。延べ参加人数260人。
	かまがや環境フェア	市民・事業者・市が協働で生活環境・自然環境・地球環境理解を深め、行動することを目的に、企業のブース出展や環境保全団体等によるパネル展示を実施するもの。（令和6年度来場者数約570人）
	環境パネル展	環境月間に合わせて実施。本市で環境保全を行っている団体や、市民へ環境保全の啓発に資する活動を行っている団体の活動内容を紹介する。
	ごみ分別出前講座	市民からの依頼を受け、ごみの分別についての講義及び参加者からの質疑に答える。
	環境美化に関するパンフレットの配布	小学校1年生及び4年生向けに環境美化を身近な所から考えてもらう内容のパンフレットを作成、配布を実施。
	食品ロス関連のパンフレットの配布	毎年、クリーンセンターしらさぎの施設見学を行っている小学校4年生向けに食品ロスについて考えてもらうパンフレットを作成、配布を実施している。
君津市	環境啓発イベント	<内容>生き物観察、水のワークショップ（水の実験、マーブリングコースター作り） <参加者数>約40人
	きみつSDGs教育推進事業	令和6年度、海洋教育バイオアススクールプログラム助成金による、きみつSDGs×つながる山・川・海学習プログラムを市内小学校5校、中学校2校にて実施した。
富津市	出前講座等	市民からの依頼を受け、市の環境やごみの分け方、出し方などに関する講座を行う。
浦安市	環境学習アドバイザー派遣制度	市民の環境問題などについての意識を高め、自ら進んで環境に配慮した行動を学んでもらうため「環境学習アドバイザー」を派遣。 <令和6年度実績> 派遣回数：2回
	三番瀬環境観察館管理運営事業	三番瀬を中心とした環境学習の拠点となる三番瀬環境観察館を運営した。 <令和6年度実績> 来館者数：17,087人 講座実施回数：11回 団体対応：19回 階段護岸一般開放：10回
	環境ひろばin三番瀬	三番瀬環境観察館及び三番瀬海岸親水施設の利活用及びゼロカーボンシティ実現に向けた行動変容を促す機会創出を目的に、普及啓発イベントを開催した。 <令和6年度実績> 参加者数：延2,743人
	山武市森林環境学習	森林を身近に感じるとともに、森林環境の理解と関心を深めるため、山武市にて森林環境学習を行った。 <令和6年度実績> 参加者数：38人
	ごみに関する出前講座	自治会等の団体からの依頼を受け、ごみの減量やリサイクルに関する講義を行う。 <令和6年度実績> 実施回数：2回
	浦安ミニ環境展	市の環境に関する取り組みを紹介し、市民の環境保全に対する行動変容を促すことを目的に、パネル等の展示を行った。 <令和6年度実績> 来場者数：170人
四街道市	親子で学ぼう印旛沼	（公財）印旛沼環境基金との共催で、家族連れを対象に観光船を利用した印旛沼観察会を開催し、親子で楽しみながら印旛沼の水質や自然について理解を深めてもらう。
	総合学習	市内小中学校を対象とし、市職員がごみ処理の現状などに関する学習会を実施。
	出前講座	市民団体を対象とし、市職員がごみの分別、減量などに関する講座を実施。
	市産業まつりにおけるブース出展	市民団体との共同による出展により、地球温暖化や自然環境保全に関する啓発を実施。
	ごみを減らそう講習会	生ごみのたい肥化を中心としたごみの減量について、外部から講師を招いた講習会を2回実施。
	生きもの調査プロジェクト	市内のあらゆる場所における動植物の生息・生育状況について探索し、生物多様性保全に関する意識の高揚を図る。 <令和6年度実績> 対象種：昆虫3種、報告件数：186件
	あなたに伝えたいホテルの気持ちプロジェクト	市民団体との共催により、ホテルの生態等を座学で学んだ上で、市内のホテル自生地で実際にホテルを観察するイベントを開催。 <令和6年度実績> 2日間累計97人参加
	よつかいどう自然いっぱいバスツアー	市内在住の親子を対象に、市内の自然豊かな場所を貸切バスで巡行するツアーを開催。<令和6年度実績>19人参加

袖ケ浦市	環境学習講座等	「環境学習講座」年4回 参加者合計 76人 「自然散策会」年2回 参加者合計：35人
八街市	環境学習講座	環境問題、温暖化についての意識を高めることや関心を持ってもらうことを目的とし、小中学生を対象とした環境学習会を開催
	環境保全ポスターコンクール	市内小中学生を対象に環境保全に関するポスターの募集、表彰、展示を行う。
印西市	いんざい自然探訪	市内の自然環境とそこに生息する生物の実態を知ってもらい、市民の環境保全に対する意識の高揚を図る。 令和6年度：自然探訪3回、里山学校3回実施。
	環境フェスタ	環境月間に合わせて開催し、環境団体や企業がブースを設け、ごみ減量や環境保全に関する啓発を例年行うイベント。
	ごみ・リサイクル施設見学会	ごみの分別や減量など、ごみに関する意識を高めてもらうため、市内リサイクル施設（ごみ処理施設）を見学するバスツアーを例年実施。
白井市	環境フォーラム	【展示】 ・パネルを用意し、各団体・機関の取組等を紹介。 ・水辺の風景画コンクール入賞作品を展示。 ・侵略的外来水生植物の動画を上映。  【イベント】 落ち葉を使用した遊びを実施。
	脱炭素未来ワークショップ	中学2年生を対象に、脱炭素化及びSDGsに取り組む一環として学び、また、次世代を担う中学生が人口減少等の未来（2050年）の地域課題について知識を得る機会を創出し、中学生の視点から、政策立案ができる人材の育成を図る。
	体験事業	市内環境団体等と協働により、自然観察会や田植えから稲刈り、モニタリング調査等を実施。
	施設見学会	クリーンセンター及びリサイクル施設の見学会。
	市内にいる水生生物の展示	フナ、ドジョウ、ニホンイシガメ等市内に生息する水生生物の展示。
富里市	環境美化ポスター展	小学校5年生を対象にポイ捨て防止に関するポスターの募集と展示を行う。
南房総市	市民環境学習会	一般市民や事業者を対象に、身近な環境問題について、学習会を実施している。
	学校環境学習会	小・中学校に千葉県環境学習アドバイザー等の講師を派遣し、環境学習を行っている。
	環境ポスターコンテスト	市内小学4～6年生を対象に環境ポスターを募集し、コンテストを実施。入賞作品は、市が作成するエコライフカレンダーに掲載し、環境保全を啓発・推進している。
	環境標語コンテスト	中学生以上の市民等を対象に環境標語を募集し、コンテストを実施。入賞作品は市が作成するエコライフカレンダーに掲載し、環境保全を啓発・推進している。
香取市	香取市環境フォーラム	温暖化等環境問題に関する講演や、団体による環境保全活動の報告、環境川柳や環境パネルの展示
	自然観察会	市内の里山を散策・観察することにより、自然環境保全の意識を啓発する。年2回実施

山 武 市	美しい海水浴場次世代継承事業	<p>ジュニアライフセービング教室  令和6年8月23日（金）  内容：ブルーフラッグや海の利用に関する座学  レスキューボード体験等の実技  参加人数：14名（小・中学生）  予算額：369千円（業務委託料）</p>
		<p>ブルーフラッグ環境教育セミナー  令和6年11月19日（火）  内容：ブルーフラッグに関する座学  本須賀海水浴場でのビーチクリーン活動（ゴミ拾い等）  参加人数：14名（小学5年生）  予算額：440千円（業務委託料）</p>
山 武 市	木育推進事業	<p>森林環境教育プログラム  令和6年4月～11月  内容：自然への親しみ、森林や環境問題への理解を深めるため、森林内で活動を行う。（講師：公益財団法人Save Earth Foundation, NPO法人CHARCOAL&amp;AXE）  参加人数：839名（小学3年生～中学1年生）  予算額：2,300千円（業務委託料）</p>
	ふるさと学習事業	<p>山の体験  令和6年4月～10月  内 容：森林散策や枝切り体験、森林の環境教育を行う。  対 象：小学3年生、5年生</p> <p>海の体験  令和6年5月～10月  内 容：海の環境問題、ブルーフラッグについて学ぶ。  対 象：小学4年生</p>
い す み 市	いすみ教育ファーム	小学校5年生を対象とした外部講師と市職員による出前授業。里山環境を活用した稲作体験や生きもの調査を実施する。
栄 町	ごみの分別講習会	住民の方に家庭ごみを適正に分別して頂くために町内会・自治会・イベント等に出向きごみの分別講習会を実施する。
多 古 町	イベントにおける中学生のごみ分別活動	あじさい祭において、中学生によるゴミ分別隊を組織し、分別方法を学びながら、会場内のゴミの収集を行う。

## 12.16 環境保全活動への助成

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	地域環境保全自主活動事業補助	市内で環境保全活動を自主的に実施している団体に対し、対象事業を行うために要した経費から、参加費等を控除した額の1/2（上限10万円）を補助する。
銚 子 市	環境保全活動費補助	市民等で構成する団体が行う環境保全活動に要する経費の一部を補助する。
	地域環境保全活動支援	産業廃棄物の不法投棄防止活動を実施している自主警備団に対し支援を行う。
市 川 市	環境活動団体支援事業	市川市内の環境活動団体の自発的な環境活動を推進するため、登録団体に対し、環境情報の提供等の支援を行っている。＜令和6年度末＞登録団体数31 団体
	雨水貯留浸透施設設置助成事業	地下水涵養、水資源の有効利用のため、雨水小型貯留施設（雨桶取付型、浄化槽転用型）、雨水浸透施設（浸透柵、トレンチ）を設置する市民に助成を行っている。 ＜令和6年度実績＞助成件数 貯留施設10件
船 橋 市	雨水浸透ます等設置事業補助金	雨水の流出抑制と健全な水循環の再生を図るため、船橋市内の住宅等の敷地に雨水浸透ます・雨どい取付型雨水貯留タンク・浄化槽転用雨水貯留施設の設置を行うものに対し、雨水浸透ます等設置事業補助金を交付するものである。既存ます改修の場合、補助限度額を増額している。 ＜令和6年度実績＞助成件数 13件(雨どい取付型雨水貯留タンク:13件)
館 山 市	自然環境保全活動団体支援事業	市内において、環境保全活動（環境保全、動植物の保護・観察・研究等）を行っている団体に対し補助金を交付する。 補助金額：補助対象経費の1/2（上限30万円）
木 更 津 市	木更津市盤洲干潟保全事業	市民が盤洲干潟の自然とふれあえるよう、またその保全意識を高めることができるよう自然環境保護団体や教育機関の活動に対し支援を行う。
松 戸 市	松戸市地区環境美化組織連合会事業補助金	地域の環境美化活動を自主的に行うことを目的とした町会・自治会が集まって構成する松戸市地区環境美化組織連合会に対し補助金を交付し、組織の運営及び活動内容の充実を図る。補助金額320千円 ＜令和6年度＞59町会 35,087世帯
	水質浄化活動団体等に対する助成金	市内河川の水質浄化活動（周辺美化も含む）を支援するため、その活動に要する経費について補助金を交付する。構成員数20名以上（助成金は経費の1/2以内で5万円を限度とする） 令和6年度実績：5団体 201,196円
野 田 市	野田市環境美化報奨金	街の環境浄化を図るため、不法投棄物清掃、下水（道路側側溝）清掃及び市道等の雑草除去の環境美化活動を行った自治会等の団体に対し、年度当たり2回を上限として参加人数（小学生以上に限る）一人あたり250円、作業使用車両1台につき500円を報奨金として支払う。
茂 原 市	茂原市ごみ集積所整備事業補助金	ごみ集積所を管理する自治会等に対し、ごみ集積所を整備する費用の一部を補助する。 (1)ごみ集積所の新設又は修繕工事：補助対象経費の2分の1（1,000円未満切り捨て。上限5万円。） (2)ごみ集積箱の購入又は修繕：補助対象経費の2分の1（1,000円未満切り捨て。上限5万円。） (3)ごみ散乱防止用ネットの購入：補助対象経費の2分の1（100円未満切り捨て。上限5千円。）
成 田 市	地域環境啓発事業助成金	なりた環境ネットワークの会員が行う環境保全活動、環境学習活動、アダプト制度等への助成・支援として、5万円を限度に学習用具・清掃用具等の提供を行う。
	雨水貯留施設設置費補助事業	水資源の有効な利用、雨水の流出の抑制及び水質汚濁の防止を図り、健全な水循環の保全に資することを目的とする。（小規模雨水貯留施設：3万円を限度とする。浄化槽転用型雨水貯留施設：10万円を限度とする。） 令和6年度実績：小規模雨水貯留施設7件 154,000円
	じんかい集積所等設置費補助金	じんかい集積所等の設置を奨励するため、集積所の新設及び改造、資源物回収所の新設及び改造並びに移動集積カゴの設置に対し区・自治会等に補助金を交付する。

東 金 市	ごみ集積場設置補助金	ごみ集積場を管理し、又は管理しようとしている住民団体が集積場を設置又は改修した場合に補助金を交付する。補助額：設置にかかる費用の3分の1の額で、25,000円を限度。
旭 市	きれいな旭をつくる会補助事業	きれいな旭をつくる運動を推進するため、環境美化活動を推進する団体への助成を行う。
習 志 野 市	環境美化奨励金	環境美化活動の報償として、町会・自治会に対し、環境美化奨励金を支給する。
柏 市	柏市市民公益活動補助制度	【柏市民公益活動育成補助金】 市内で市民公益活動を行う設立3年未満の市民公益活動団体を対象に立ち上げ及び連携事業の財政的支援の手段として補助金を交付。2回まで交付可能。活動事業費の最大9/10の補助割合で上限20万円。 【柏市民公益活動支援補助金】 市内で市民公益活動を行う団体で市の基金団体として登録している団体に対し、市民や企業等からの寄附を原資に、その寄附額を限度に補助。
勝 浦 市	勝浦市ごみ集積施設整備事業補助金	ごみ集積施設をごみ集積所に設置した者に対して、1施設につき設置に要する経費の1/2以内（3万円上限）の補助金を交付する。
市 原 市	清掃事業功労者への感謝状贈呈	清掃事業の推進及び環境美化等に貢献した者に対し感謝状を贈呈する。
我 孫 子 市	我孫子市雨水貯留タンク設置補助金	市内に所有する家屋等（建築物）の敷地に、150リットル以上の雨水貯留タンク（雨水流出を抑制し、浸水被害の軽減効果施設。）を設置しようとする者に補助。補助額：1基30,000円（2基以上50,000円）を限度。
鴨 川 市	生活環境整備促進事業補助金	地域の環境美化活動を通じ住民の連帯意識の高揚と健康で明るい地域づくりを積極的に実施する団体に補助金を交付する。
	ごみ集積施設整備事業補助金	地域で設置するごみ集積施設に要する費用の一部を補助することにより、環境美化と衛生的な処理の普及を図る。（1施設につき購入費の1/2の額。上限25,000円）
鎌 ヶ 谷 市	ごみの散乱のない快適なまちづくり推進団体への支援	平成17年9月30日制定。市の推進団体としての登録を行った市内の道路等の清掃活動等を行っている団体へ清掃用具等を貸与している。
	ごみの散乱のない快適なまちづくり推進団体表彰	平成17年9月30日制定。市内の道路等の清掃活動等を行っている団体及び個人に対し、実績（未成年団体は1年、成人団体及び個人は3年）に応じて表彰し、快適なまちづくりを推進する。
富 津 市	環境美化事業補助金	環境美化活動を積極的に実施する市内の団体に補助金を交付する。
浦 安 市	三番瀬を保全する市民の活動への支援	市民団体が主催する三番瀬クリーンアップ大作戦やミニクリーンアップに対して支援を行う。
四 街 道 市	環境美化表彰	市内において環境美化活動を行い、その推進に顕著な功績のあった者を表彰することにより、その功績をたたえ環境美化意識の高揚を図る。被表彰者：個人・団体10名以内
富 里 市	ごみ収集場所設置補助金	ごみ収集場所の設置に要する費用の一部を補助することにより、生活環境の保全を図り、市民生活の向上を図る。費用の1/3の額 上限18,000円/1箇所
	富里市環境美化推進協議会補助金	富里市環境美化推進協議会が行う、環境美化事業等への補助金を交付する。
南 房 総 市	ごみ集積場整備事業補助金	家庭から排出される一般ごみを円滑かつ衛生的に収集することにより環境美化及び衛生的な処理の普及を積極的に推進するため、ごみ集積場を整備する市内の行政区に対し、補助金を交付。1施設につき事業に要する経費の1/2以内とし、50,000円を限度。
	環境美化活動推進事業の補助	平成22年7月制定。市の環境保全のため、市内の行政区又は地区で行う環境美化、景観美化、衛生環境美化に関する活動に対し、区域の世帯数に200円を乗じた額を交付する。

香 取 市	香取市環境保全活動ネットワーク事業補助金	市内で活動する環境保全団体の連携を促進し環境保全活動のネットワーク化を図る。 対象団体：かとり市民環境ネットワーク等 補助金額：1/2 最大100,000円
	香取市河川環境保全事業補助金	黒部川地域の豊かな自然環境を保全し。ふるさとの川として次代に継承するため、補助金を交付する。 対象団体：黒部川をふるさとの川にする会 補助金額：7000,000円
山 武 市	ごみ集積場施設整備支援事業	住民団体等が設置する可燃・不燃ごみ集積所の設置、修繕に要する費用の一部を補助する。【可燃ごみ集積場】新設：経費の1/2 上限80,000円 修繕：経費の1/2 上限25,000円 【不燃ごみ集積所】新設：経費の1/2 上限200,000円 修繕：経費の1/2 上限25,000円
栄 町	ごみ集積所設置助成金	地域で設置するごみ集積所の設置、改築又は修繕に要する費用の一部を助成することにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。1集積所の費用の1/2の額 上限4万円
東 庄 町	不法投棄廃棄物処理費補助金	地域の環境衛生を図るため、不燃物置場・リサイクルステーションに不法に投棄された処理経費に対し、補助金を交付する。不燃物置場を設置している区が対象。
	環境衛生改善施設費補助金	地域の環境衛生を図るため、町民が共同で管理する環境衛生改善施設に対し補助金を交付する。
横 芝 光 町	資源ごみ集積所施設整備事業補助金	地域で発生する資源ごみの適正な管理、環境保全を図るため、資源ごみ集積所施設の整備に対して補助金を交付。 補助金額は、整備に係る工事費の全額。（上限、新築30万円・増改築20万円）
一 宮 町	一宮町海岸環境保護活動補助事業	大塚実海と緑の基金条例第1条の趣旨に賛同し、海岸等の環境保護活動を開始しようとする団体又は既に開始している団体に補助金を交付する。
長 柄 町	ゴミステーション整備事業補助金	町民の生活環境の向上を図るとともに、町の自然環境保全の推進を図る。 施設の設置に要する経費の2/3以内で予算の範囲内（千円未満切り捨て上限100,000円）
鋸 南 町	鋸南町ごみ集積場整備事業補助金	家庭から排出される一般ごみを円滑かつ衛生的に収集することにより、環境美化及び衛生的な処理の普及を積極的に推進するため、ごみ集積場を整備する行政区に対し、補助金を交付する。1施設につき事業に要する経費の1/2以内とし、25,000円を限度。

12.17 その他の取組

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策事業	平成11年2月、環境基準項目になったことを契機に、市内の汚染実態を調査した結果、広範囲で汚染が確認されたことから、緊急対策として、浄水器設置補助及び上水道配水管布設補助等を行い、安全な飲料水の確保を図る。
	不法投棄等監視パトロール	職員、民間警備会社による夜間、休日を含むパトロールの実施。
	不法投棄監視員等	平成2年6月、市民監視委員を配置。平成16年12月、不法投棄に係る覚書を関係機関と締結。不法投棄情報の提供により、早期対応を図る。
	不法投棄監視カメラ	監視カメラの設置による、不法投棄の未然防止。
銚 子 市	環境等対策パトロール	公害、不法投棄、無断埋立て等の監視を実施し、また、通報等があれば、現地に急行できるよう体制をとっている。
	オオキンケイギク・アレチウリ防除実施計画	令和3年3月再策定。外来生物法の特定外来生物に指定されているオオキンケイギクとアレチウリ防除計画を策定し、オオキンケイギクとアレチウリの駆除を計画的に行い、市内全域からの根絶を目標とする。
	不法投棄監視カメラ	監視カメラの設置による、不法投棄の未然防止。
市 川 市	グリーン購入の推進	グリーン購入を全庁的に推進するため、購入に関する指針と方針を定め取り組んでいる。令和6年度は22分類287品目について取り組んだところ、当該品目の平均調達率は97.5%であった。
	環境マネジメントシステムの取組	環境配慮活動の推進及び環境基本計画に基づく各種事業の推進を図るため、平成13年10月から環境マネジメントシステムによる取組を実施している。対象施設は当初18施設であったが、現在は全施設に拡大している。
	屋上等緑化助成事業	都市の緑化を推進するとともに、ヒートアイランド現象の緩和を図るため、建築物の屋上、ベランダ、壁面の緑化に対し助成している。
船 橋 市	施設見学バス	ごみ減量啓発バスの運行。町会・自治会・PTAなどを対象としている。
	不法投棄対策事業	夜間・休日を含めた不法投棄等の監視パトロールを行うとともに関係機関と不法投棄に関する情報提供の覚書を締結し、不法投棄の防止、早期対応を図る。
館 山 市	環境等対策パトロール	公害、不法投棄、無断埋立て等の監視を実施し、また、通報等があれば、現地に急行できるよう体制をとっている。
	可燃物用指定袋へのバイオマスプラスチック使用	令和4年度から可燃物用指定袋の素材に、植物由来のプラスチックを25%以上使用したバイオマスプラスチックを導入した。
木 更 津 市	不法投棄監視員	災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄の早期発見、早期処理及び未然防止に努め、市民の快適な環境に資するため不法投棄監視員を配置し、環境保全を推進する。
	まちをきれいにする運動	市民・事業所の協力により、ゴミゼロ運動・港まつり事後ボランティア清掃・矢那川清掃・海岸清掃・河川清掃を計画し、市内散乱ごみ清掃を行っている。
	不法投棄監視システム（監視カメラ）	不法投棄監視システム（監視カメラ）により監視を行い、不法投棄の未然防止に努め住み良い環境づくりを図る。
	雑草等処理対策	木更津市まちをきれいにする条例に基づき、雑草等が繁茂している空き地の土地所有者に文書指導し、快適な生活環境の形成及び公衆衛生の向上を図る。
	廃棄物不法投棄等の情報提供に関する協定	郵便局及び農協と廃棄物不法投棄等の情報提供に関する協定を締結し、不法投棄を早期に発見して対応することにより、住みよい環境づくりを図る。
	ごみ拾いSNS「ピリカ」	ごみ拾いSNS「ピリカ」と連動した、木更津市専用に見える化ページを開設し、市内のごみ拾いの活動状況を共有することにより、清掃活動への興味関心の高まりや活動の活性化を図る。
野 田 市	不法投棄パトロール	廃棄物減量等推進員による市内パトロールを実施。
	剪定枝等堆肥化事業	平成12年4月1日から廃棄物の発生を抑制し再利用を促進するため、剪定枝等の資源を活用して良質な堆肥を生産し、化学肥料等の減量等による環境保全型農業を推進する事業
	不法投棄監視カメラ	不法投棄監視カメラによる監視体制を強化し、不法投棄を未然に防止する。

茂原市	不法投棄監視員の設置	廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握する為、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等の未然防止と市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。 茂原市不法投棄監視員設置要綱（平成2年10月1日施行）
成田市	駅前クリーン運動	毎月21日（21日が土・日・祝日の場合はその前日の開庁日）、商工会議所、各事業所、市職員等により成田駅周辺から市役所までのごみ拾いを実施。（雨天の場合は中止）
	環境美化運動	毎年5月最終日曜、8月第1日曜、12月第1日曜を基準日として、区・自治会等や市内各団体に清掃活動を呼びかけている。
	空港周辺道路美化活動	年2回、空港周辺の道路のごみ拾いを行うとともに、花壇への植栽と維持管理を行う。
	廃棄物不法投棄監視員の設置	廃棄物等の不法投棄の現状を適切に把握する為、廃棄物不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全を図る。「成田市廃棄物不法投棄監視員設置規則」（平成2年12月13日制定）
	不法投棄監視カメラの設置	不法投棄多発地点を対象として監視カメラを設置し、不法投棄を未然に防止する。
佐倉市	不当行為防止指導員	警察官OBを不当行為防止指導員として採用し、不法投棄監視や不法投棄行為者への指導、関係機関との連絡調整等を行っている。
	不法投棄監視員	市民委嘱による不法投棄監視員を市内に配置し、不法投棄の未然防止や早期発見を図っている。
	不法投棄監視カメラの設置	不法投棄多発地点を対象として監視カメラを設置し、不法投棄を未然に防止する。
	ゴミゼロ運動	「ごみ減量・リサイクル週間（5/30～6/5）」に合わせ、道路周辺などで一斉清掃を実施。
	佐倉市気候変動適応センターの設置	気候変動適応法に基づき、気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析と提供、技術的助言等を行う拠点を設置。
東金市	不法投棄監視員の設置	災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。「東金市不法投棄監視員設置要綱」（平成6年3月30日）
旭市	不法投棄監視員の設置	市内における廃棄物、土砂等の不法投棄を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。 「旭市不法投棄監視員設置要綱」平成18年4月1日制定。
習志野市	不法投棄パトロール	廃棄物減量等推進員による市内パトロールを実施。
	ごみゼロ運動	市内全域にて市民・団体等によるボランティア清掃。
柏市	かしわ環境ステーションの運営	平成17年10月開設。市民、市民団体、事業者、教育・研究機関及び市が協働し、環境学習や環境研究、環境情報の交流をすすめる拠点として運営。
	柏市環境管理システム（KEMS）の運用	平成20年4月から市内全施設を適用範囲とした独自の環境管理システム（KEMS：Kashiwa Environmental Management System）を構築し、運用を開始した。主な特徴として、文書管理の簡略化、市民・事業者による外部監査の実施などが挙げられる。
勝浦市	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員を市内各所に設置することにより、自然環境を破壊する恐れのある不法投棄の早期発見、未然防止に努める。
	不法投棄監視カメラの設置	平成25年度から設置。不法投棄を未然に防止するため、不法投棄多発地点に設置。
	ゴミゼロ運動	平成9年度から「ごみ減量・リサイクル週間（5/30～6/5）」に合わせ、道路周辺などで一斉清掃を実施。

市原市	不法投棄専任監視員の設置	平成8年度から設置。現在2名。廃棄物・残土の不法投棄監視や不法投棄行為者の指導、警察関係機関との連絡調整等を行っている。
	不法投棄監視委員制度	平成元年度から開始。市と地域住民が協力して快適な生活環境を保全することを目的とし、不法投棄の未然防止・早期発見に資するため設置。
	不法投棄監視カメラの設置	平成12年度から設置。不法投棄を未然に防止するため、不法投棄多発地点に設置。
	不法投棄等の情報提供に関する協定	市内5郵便局、千葉県タクシー協会市原支部、千葉県新聞販売組合市原地区及び市原市町会長連合会と不法投棄等の通報に関する協定を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。
	環境美化推進員の設置	平成9年度から設置。環境美化重点区域であるJR3駅周辺に各2名。各区域において、ポイ捨て行為防止の啓発、ポイ捨て状況の調査、美化活動を行っている。
	ベリカン号によるJR3駅及び主要道路のポイ捨てごみの清掃	平成8年度から実施。「ベリカン号（軽貨物自動車）」により、環境美化重点区域であるJR3駅周辺及び主要道路において、ポイ捨て行為防止を啓発しながら、ポイ捨てごみの清掃を行っている。
	市原市まち美化サポートプログラムの推進	平成17年度から実施。市と市民の協働による環境美化を推進するため、双方で合意書を締結し、市民又は市民を含むボランティア団体は、年4回以上のポイ捨てごみ等の清掃活動を継続的に行い、市は清掃用具の支給又は貸与や集積したごみの回収を行っている。
	ポイ捨て防止キャンペーン	平成9年度から実施。現在は環境美化重点区域であるJR3駅で、年2回、職員および環境美化推進員、事業者、地域の高校生等が啓発物資を配布してポイ捨て防止を呼びかけている。
	市内一斉清掃デー	「ごみ減量・リサイクル推進週間」（5月30日～6月5日）に合わせ、町会との共催にて市内全域の道路や歩道の一斉清掃を実施。
流山市	流山市環境マネジメントシステム	平成21年3月31日にエコアクション21を認証取得し、10年間の取り組みを経て、職員への取組みの浸透が図られ、またシステムに関するノウハウが蓄積されたことから、平成30年度の更新審査を受審せず、令和元年度からは独自の取り組みを行っている。
	路上喫煙及びポイ捨て防止等キャンペーン	路上喫煙、ポイ捨て及び飼い主による犬のふんの放置などを防止するキャンペーンを実施（令和5年は年度内に2回実施） また、平成26年4月から犬ふん及び犬尿の放置防止のためにイエローカード事業を行っている。
	まちをきれいに志隊事業	「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」に基づき、きれいなまちづくりの推進を図るため、市民ボランティアによる「まちをきれいに志隊」を平成24年9月に発足し、清掃活動などにより地域の環境保全に努めている。
八千代市	八千代市環境経営管理システム	平成21年3月30日に認証・登録したエコアクション21に基づき環境への取組を実施してきたが、それまでの取組で培った知識と経験を活かし、より効果的かつ効率的なマネジメントを推進していくことを目的に令和3年度からは独自の取組を行ってきた。なお、令和7年2月5日より、令和8年度を始期とする新たな事務事業編に合わせて見直す予定であることから、運用を一旦休止している。
	不法投棄監視装置設置事業	平成13年度から設置。不法投棄監視カメラによる監視体制を強化し、不法投棄を未然に防止する。
	不法投棄連絡員制度	各地域における廃棄物等の不法投棄等の現状を的確に把握し、災害の発生及び自然環境の破壊を未然に防止するために、不法投棄連絡員制度を設置することにより、市民の快適な生活環境の保全に資する。八千代市不法投棄連絡員制度設置規定（平成4年10月1日制定）
	ポイ捨て防止ポスターの募集・展示	小学校4年生から6年生を対象に環境美化等に関心を持っていただくため、「ポイ捨て防止ポスター」を募集。入賞作品を八千代どーんと祭で掲示のほか、八千代市ホームページに掲載した。
	ゴミゼロ運動	「ごみ減量・リサイクル推進週間」が重なる日曜日に、各地域においてゴミゼロ運動に参加申請のあった各区・自治会等が美化活動を行う。
我孫子市	路上喫煙防止対策事業	清潔で安全かつ快適な生活環境の確保を目的とするもの。 平成17年4月から条例改正を行い、道路などの公共の場所での喫煙を禁止。
鴨川市	不法投棄監視員制度	廃棄物等の不法投棄を未然に防止するため、市内各地区へ監視員を設置する。
	ごみゼロ運動	市内全域にて市民・団体等によるボランティア清掃。

鎌 谷 市	ごみゼロ運動	毎年、5月の最終日曜日に、自治会などが中心となって、市内全域の道路に散乱する空きビン、空き缶などを清掃する。
君 津 市	不法投棄監視員の設置	市内の各地域における廃棄物及び土砂等の不法投棄等の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。君津市不法投棄監視員設置要綱（平成2年10月1日制定）
	環境監視員の設置	市内における廃棄物の不法投棄や不適正処理、土砂等による不適正な埋立て、燃焼行為等による、災害の発生及び自然環境を破壊する恐れのある行為を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。
富 津 市	不法投棄監視員制度	廃棄物の不法投棄等の状況を把握し、不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境を保全する。
	環境監視指導員の設置	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生並びに廃棄物の不法投棄を早期に発見することにより市民の生活環境を保全する。
	不法投棄監視カメラ	不法投棄を未然に防止するため、不法投棄多発地点に設置。
浦 安 市	あき地の草刈り指導	浦安市あき地に係る雑草等の除去に関する条例。
	まちピカプログラム	浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例及び浦安市あき地に係る雑草等の除去に関する条例の目的を達成するため、ボランティアにより市内の公共の場所の美化活動等を行う団体等と協働し、その美化活動等を支援する。
	ポイ捨て防止キャンペーン	毎年5月にごみゼロ運動として、11月に喫煙マナー向上・ポイ捨て防止合同キャンペーンとして新浦安駅、舞浜駅、東西線浦安駅周辺でポイ捨てや路上喫煙に対する啓発キャンペーンを行う。
四 街 道 市	環境パトロール	市内における土砂等の不法投棄等の未然防止・早期発見のため、職員によるパトロールを実施し、快適な生活環境の保全に資する。
袖 ヶ 浦 市	環境美化推進員の設置	散乱ごみの状況調査やポイ捨て防止の啓発活動を行い、地域の環境美化の促進及び美観の保護に資する自主的奉仕活動を推進する。
	不法投棄監視員の設置	自然環境の破壊及び景観を損うおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。
八 街 市	不法投棄監視員の設置	不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境の保全に努めることを目的とする。
印 西 市	クリーン印西推進運動	月1回程度、市内各種団体、市内事業所が散乱ごみの清掃活動を行う。
	不法投棄防止対策事業	市職員及び委託による夜間パトロール、廃棄物減量等推進員による見回り、監視カメラの設置、広報を利用した不法投棄に関する情報提供・不法投棄対策の呼びかけ・意識啓発、不法投棄防止看板の貸与等を実施。
白 井 市	不法投棄等の情報提供に関する協定	郵便局と不法投棄等の情報提供に関する覚書を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。
	生活環境指導員	市内各地域における廃棄物の排出指導及び不法投棄の現状を把握するために、生活環境指導員を設置。
富 里 市	アダプトプログラム（里親制度）	一定区間の道路を自らの「養子」とみなし、住民や事業者等からなる自発的なボランティア（「里親」）によって、継続的な散乱ごみの収集を行っていただく制度を平成14年4月1日に導入。
	不法投棄監視員	市内の不法投棄等の現状を把握するため、20歳以上の市民の中から不法投棄監視員を委嘱する。平成3年から実施。
	不法投棄監視カメラの設置	不法投棄の頻発区域に監視カメラを設置し、不法投棄を防止する。
南 房 総 市	不法投棄監視員制度	不法投棄の現状を把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止する。
	海岸清掃	市内各地域で住民・ボランティア等による海岸清掃を実施。
	不法投棄監視カメラの設置	平成28年度からの設置。不法投棄を未然に防止するため不法投棄多発地点に設置
	環境監視指導員の配置	令和2年度から、市内の不法投棄、野焼き、無許可埋立て等の監視・パトロールや、不法投棄物の回収のため、会計年度任用職員として警察OBを配置

匝 瑛 市	不法投棄監視事業	不法投棄の未然防止・早期発見のため、不法投棄監視員による監視活動を行う。 「匝瑛市不法投棄監視員規則」（平成18年4月24日）
	空き地の草刈指導	匝瑛市まちをきれいにする条例に基づく、雑草等の繁茂する空き地等の所有者に対する草刈指導通知。
香 取 市	不法投棄監視員の設置	31名の監視員により、不法投棄等の未然防止を図る。 「香取市廃棄物不法投棄等監視員設置要綱」（平成18年3月27日）
	ペットボトルキャップ回収運動	市民や市内小中学校、幼稚園の生徒によるペットボトル回収運動の実施を通し、リサイクル意識の向上と、資源化に係る費用の削減を図る。
山 武 市	ごみゼロ運動	ごみの錯乱防止と再資源化促進の普及啓発を目的として、5月の最終日曜日に、市内全域の道路周辺においてごみ拾い運動を実施する。
	環境監視員の設置	環境監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄等を未然に防ぎ市民の生活環境を保全する。
い す み 市	不法投棄監視員制度	災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境を確保する。
	ごみゼロ運動	環境美化活動の一環として市内全域において5月に清掃活動等を実施。
	不法投棄監視カメラの設置	不法投棄が多発している場所にカメラを設置し、不法投棄を防止する。
大網白里市	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員を各地に配置し、巡回活動による不法投棄防止と早期発見に努めている。
	ごみゼロ運動	環境美化活動の一環として市内全域にて清掃活動等を実施。
酒 々 井 町	不法投棄監視員の設置	廃棄物及び残土の不法投棄等を未然に防止し、もって快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
栄 町	空地の繁茂対策事業	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例に基づき、雑草等が繁茂する空き地の所有者等に対し適正に管理を行うよう指導を行う。
神 崎 町	不法投棄監視員制度	町内の各地域における廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員の設置。
	ごみゼロ運動	環境美化活動の一環として町内全域にて5月に清掃活動等を実施。
多 古 町	不法投棄監視員の設置	不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
	ごみゼロ運動	環境美化活動の一環として町内全域にて5月に清掃活動等を実施。
	空地の雑草等の除去に関する条例	雑草が繁茂し適切な管理がなされていない空地の所有者に対し、適正な管理を指導する。
東 庄 町	不法投棄監視員設置	不法投棄を未然に防止し、生活環境の保全に資する。
九 十 九 里 町	環境指導員の設置	町内における廃棄物の不法投棄及び野焼きの現状を的確に把握するため、環境指導員を設置することにより、地域環境及び自然環境の破壊のおそれがある不法投棄及び野焼きを未然に防止し、町民の快適な生活環境を保全することを目的とする。 「九十九里町環境指導員設置要綱」、平成2年4月1日制定（平成27年3月25日全部改正）
芝 山 町	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員を町内に設置することにより、自然環境を破壊する恐れのある不法投棄の早期発見、未然防止に努める。
	ごみゼロ運動	環境美化活動の一環として町内全域にて5月、11月に清掃活動等を実施する。

横 芝 光 町	町内一日清掃	行政区ごとに年2回、捨てられた缶・ビン・粗大ごみ等の回収や草刈りを行う。
	あき地の雑草等の除去に関する条例	雑草が繁茂し適切な管理がなされていない空地の所有者に対し、適正な管理を指導する。
	不法投棄監視員制度	不法投棄の現状を把握するために不法投棄監視員22名を町内各地区に配置し、巡回活動による不法投棄防止と早期発見に努めている。
一 宮 町	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員が各地区のパトロールを実施する。
睦 沢 町	不法投棄監視員制度	不法投棄の監視員16名を各地区に配置して不法投棄の監視パトロールを行い、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止する。
長 生 村	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、村民の快適な生活環境の保全に資する。 (平成3年11月1日制定)
	環境美化推進員の設置	美しく住みよい環境づくりをめざし、住民の環境意識の高揚を図ることを目的とする。 (平成10年3月16日制定)
白 子 町	環境美化推進員の設置	本町の廃棄物の減量及びその適正な処理並びに地域の環境美化の保持のため設置。 (平成27年2月27日)
	不法投棄監視員制度	不法投棄の監視員を各地区に配置して不法投棄の監視パトロールを行い、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止する。 (平成2年10月1日)
長 柄 町	不法投棄監視員制度	町内における廃棄物等の不法投棄による災害の発生および自然環境の破壊を未然に防止するとともに、不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設け環境行政の効果的な推進を図り、もって町民の生活環境の保全に資することを目的とする。
	まち美化活動事業	町内の各小中学校の児童・生徒及びP T A、生涯クラブ、各自治会に協力を仰いで、ゴミ拾い活動を行う。
長 南 町	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員を各地区に配置して不法投棄の監視パトロールを行っている。
	不法投棄の情報提供に関する協定	郵便局と不法投棄に関する協定を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る
大 多 喜 町	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員による巡回パトロールを行い、不法投棄の早期発見及び不法投棄の未然防止を図っている。
	不法投棄監視カメラ	庁内各地に監視カメラを設置し、不法投棄等の未然防止および犯罪等が発生した場合における原因者を把握する。
御 宿 町	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員による町内パトロールを行い、廃棄物の不法投棄を防止し、もって町民の快適な生活環境の保全を確保する。
	不法投棄監視カメラの設置	不法投棄が多発している場所にカメラを設置し、不法投棄を防止する。
	町民清掃・海岸清掃	月1回各自治会が中心となり町内の清掃活動を実施。毎年5・10月に海岸側地区の住民が海岸清掃を実施。
鋸 南 町	鋸南町不法投棄監視員設置要綱	町内の各地域における廃棄物及び土砂等の不法投棄の現状を的確に把握するため、鋸南町不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄等を未然に防止し町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
	環境監視員の設置	町残土条例の改正により、不法埋立・不法投棄等の監視のため会計年度任用職2名を雇用し、平成27年4月1日より環境監視パトロール員として週2回パトロールを行っている